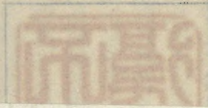


EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO



3 1761 03013 9950





UNIVERSITY OF TORONTO
LIBRARY

purchased from the
MELLON FOUNDATION GRANT

for

EAST ASIAN STUDIES

庚午四月十一日廿五日印

(東京大學蔵書二庚午)

非賣品

圖書

圖書

東京市京濱區海老根五丁目三番

圖書

圖書

圖書

圖書

圖書

圖書

圖書

圖書

明治四十四年十一月廿五日印刷

(史籍雜纂第二奧附)

明治四十四年十一月三十日發行

非賣品

東京市京橋區新榮町五丁目三番地

國書刊行會代表者

早川純三郎

編輯者兼
發行者

東京市京橋區新榮町四丁目三番地

高橋赤次郎

印刷者

東京市京橋區新榮町四丁目三番地

國書刊行會第一工場

印刷所

東京市京橋區新榮町五丁目三番地

國書刊行會

發行所



白川御領下に者、一人も飢民出来不_レ致由相聞候、

一 小百枝の事、十三日土曜日の、手置御座候事、其間
右一書、或人の家に秘藏す、其辭すへて實をはなれ

す、腕におはへたる忠言なるにや、反復之あゐた、感
悦にたえず子孫國に報るの一助にもなるへきかと、
請て繕寫して家に藏む口口に他見すへからず、

一 且四式口書紙を封書事、式類へ添へ、手之指添
一 且且四式口書紙を封書事、式類へ添へ、手之指添

一 且且四式口書紙を封書事、式類へ添へ、手之指添
一 且且四式口書紙を封書事、式類へ添へ、手之指添

一 且且四式口書紙を封書事、式類へ添へ、手之指添
一 且且四式口書紙を封書事、式類へ添へ、手之指添

一 且且四式口書紙を封書事、式類へ添へ、手之指添
一 且且四式口書紙を封書事、式類へ添へ、手之指添

松のさかへ終

共事求_テ、子骨書御座候事、其平樂階渡御座候事、
書之長百枝とも、農業心折之對書、雖々味見へ猶へ

一 且且四式口書紙を封書事、式類へ添へ、手之指添
一 且且四式口書紙を封書事、式類へ添へ、手之指添

一 且且四式口書紙を封書事、式類へ添へ、手之指添
一 且且四式口書紙を封書事、式類へ添へ、手之指添

一 且且四式口書紙を封書事、式類へ添へ、手之指添
一 且且四式口書紙を封書事、式類へ添へ、手之指添

一 且且四式口書紙を封書事、式類へ添へ、手之指添
一 且且四式口書紙を封書事、式類へ添へ、手之指添

一 且且四式口書紙を封書事、式類へ添へ、手之指添
一 且且四式口書紙を封書事、式類へ添へ、手之指添

一 且且四式口書紙を封書事、式類へ添へ、手之指添
一 且且四式口書紙を封書事、式類へ添へ、手之指添

一 且且四式口書紙を封書事、式類へ添へ、手之指添
一 且且四式口書紙を封書事、式類へ添へ、手之指添

一 且且四式口書紙を封書事、式類へ添へ、手之指添
一 且且四式口書紙を封書事、式類へ添へ、手之指添

史籍雜纂第一終

史籍雜纂第一終

致、信心之人は諸神加護ある事、

一日待神事之寄合に者、萬之種蒔付時節之相談、川浚
に道橋を直し候義、或は念佛等之寄合可レ然事、

一人之能きを怨むへからず、己の貧をも歎くへから
ず、只天を祈りて、農業之外餘念なき事、

一正月三箇日可レ遊、四日よりは糞仕事を専とすへき
事、

一五人組掟書は、有か無に致置候義有間敷義は、年々
幾度も申聞候義、村役人たるもの、勤に候事、

一時行病者、不清淨之地より發り候、百姓家にては、
こやしは根本元大切之ものに候、其取始末心得ある
事、

一元旦四方に蒼朮を焼候事、左候へ者、一ケ年之諸病
を不レ受、其しるし多候間、何れも爲レ燒可レ申候事、

一近頃村役人初末々小百姓までもの品をこへ手寄手
寄へ取入、無益之貢を致し候もの有之由、不埒義に
候、御口置候御口手之外、何を以爲に可レ相成レ義無
レ之義勿論候、彌御得違無レ之、大切に可レ被レ慎事、

一小百姓などは、十三已上のもの、手習讀物致させ間
敷事、

一入も出も出来ず、並山田間敷、

一蠶は和漢とも大業といへとも、其地其國により、一
得一失有る義に候、能々辨へ可レ申、紅花等を作るも
同様之事、

一近年奉公を致すもの、不道之者故、天道に背き、一
生其身を音ね候事、

一岩瀬郡飯豊村清次右衛門、年々の粃を貯置、當年凶
作に付、穀改之砌り、上之御用にも相立候段、四加壽
に相叶候旨に而差出候、厚志之段奇特之事、御稱美有
レ之事、

一伊達郡下糠目村彦八と申者、親之遺言數年相守り、
稗を貯置、當年之凶作に、村役人之世話にも、上之御
世話にも不レ相成、今度御稱美被レ下候事、

右之外相觸申渡置候掟を、常々大切に相守、村中親
疎之隔なく交り、金銀借貸之義は、同用に用レ之候
得者、互に義理を正敷可レ致候、其外數も不レ限事に
候儘、手書になる事、十日可レ申聞、

卯十一月

右之外百姓とも、農業心得之掟書、數々相見へ候へ
共、事永々に付書略致し候事、近年奥州筋飢饉之節、

松のさへか巻五

神之助けも自ら有之事と、大守様常々木綿之御召物にて、朝夕の御膳等は汁一菜にて被召上候、其外御慰之事、御振廻等之義も不被遊候、御身を被爲詰候而、萬事御守り強く、御家中へも思召を御直に被仰渡候、御儉約之義に限らず、御身之上手本に致し相守り候様被仰付候御意者、當年之様なる凶作、天災又有之間敷事にも無之、左様成年柄も、御家中町在中之諸民、命壽保すへき御手當被成置、國家長久致安堵居り、上下樂みを同じく被遊度思召より、御身をも苦しめられ候、如斯思召を、未々之先まで得と申聞、家業は勿論、萬端も相愼み可相勵候、右之通り難有事、此上もなき思召を以、常々のやうに相心得候ては、天之御咎めを受、身を亡し候事目前に候、某無之郡中取保方、厚き思召御意を蒙り候内、御慈悲難有事を申聞候、心得違之ものとも於有之は、不得止御政事被仰付候けるは、某共におゐて歎敷存候條申聞候、於ニ村々老若男女まで、委敷合點之參候様能々可申聞候、壹度斗申聞せ候ては、追々成長に者不承、或はわすれかちなる物候、日待神事等にもろち寄候節、幾度も申聞候様可致候、庄屋役

人に不_レ限、事を辨へ候者に申含め置、寄々可_二申聞候、被_二申聞候、（此處に於て、申聞候は、申出候也。）天明二年卯三月、御郡代銘々能存知居、勿論成事なから、近々者こゝろを不_レ附、何の珍らしき事之_レ道理を聞たかり候ものは、甚心得違愚なる事共之條、左之箇條を序に出し聞せ候、邑々にて、神事與日待など寄り候節、一言に而も語り合可_レ申候、一忠孝に志厚きものは、天之福を得一生安樂なり、右兩道に欠たる者は、萬つの望一つも不_レ叶候事、一夫婦家内之者と中惡敷ものは、其家を潰し、先祖へ不孝第一となる事、一一村不和にして、公事出入有_レ之は、其邑滅亡之基となる事、一百姓は農業之外に勤なし、商の利潤を望むは、身を失ふ初の事、一鳥獸さえ冬中之餌を運ひ貯置候に、人として糧を不_レ貯は不_レ心懸候事、一村長役之人心得惡敷候へは、忽ち一村の難澁となる、病者看病之心得に可_レ仕事、一佛神信仰も、其所の産神と、先祖之寺をさへ大切に

物入、其上當年之凶作に而、すてに家中手當も不_レ行
届、何れも甚致_二難義_一候而氣之毒存候、右之所へ儉約
申出すは、無_二本意_一なれとも、此上又々天災等有間敷

にもあらず、其節に至り、家中の扶助も出来ぬと云に
至れば、當家之滅亡目前之事に候、其節當主の身に成
候もの、心底之せつなき、何れも察しなされ候へ、夫
を存寄て、當時嚴敷儉約を致候、いつれもの爲之事に
て、行末の皆々致_二安心_一候事ゆへ、其所を何れも篤く
と存る様に致せさせ、米金等之貯なとも、かねて備へ
も致す事ゆへ、此方之米金にてもなく、何れもの命や
懸る所、家の榮耀などに可_レ遣様もなし、萬一此節榮
耀にも遣ひ候は、其節何も可_二申立_一、必そなへとて、
勝手向拵と心得るはあしく候、扱て御兩殿様は、當時
御隠居之御事にて、萬事被_レ成_二御樂_一候様、此方心底
を盡す事故、聊も目をつけず、只此方を目當に致す
かよく候、此儉約を守りて先つ質素に致し、當時を
とふそ凌ぎ候様、吳々も存候也、儉約を守る事、此方
を手本に致せ、此方儉約を守り、萬御榮耀箇間敷事な
きに、何れも此方に背き候は、詮義之上可_二申付_一、若
儉約を守らすんは、何も勝手次第に儉約を用ひ申間

敷なれ共、當時何れも困究之節申出に者こまれとも、
不_レ得_二止事申斗候_一、

別段御咄し

諸咄しも申間候、家中存には違ひ候へ共、何れも譜代
之家法之義、可_レ致_二親疎_一様なく存候也、その譜代と
して、彼是隔て間敷なれば、大に國家の爲にならず、
扱此方は勿論役人とも、此上萬一如何敷事もあらん
ならば、無_二遠慮_一此方へ何れも可_二申聞_一候、乍_レ去過去
候事は、此方存せぬ事、此方も部屋住之時は、いつれ
も知ての通、慰みものを呼て、見たり聞たりしたり、
夫を只今云出しては、迷惑いたすなり、その通りに昔
の事、昨日之事は相止め、今日はを申付るなから、互
に心をかき合て、相守り候か能候也、此以後之所を吳
吳も守候様に可_レ致候、

御領分へ被_レ仰出_一候書付寫し、
今度嚴敷御儉約被_二仰出_一、何々共申箇條も無_レ之候得
とも、萬之事昔之通、銘々分限に應し、奢か間敷事無_レ
之、常々酒を給、勝負事を好み、不相應之着類脇差等
之物好きを堅く致間敷、百姓之上は、農業を精出し、荒
たる地とも少々たりとも開候か、天道への働き也、佛

一田の谷大安寺は、光通公御墓にて、右へ御參詣被_レ仰出_レ候節、御側御用人申上候は、右御墓參の義は、御歷代御先例にて、八月御忌日に御參詣、且大安寺松茸

處には、御慰勞被_レ爲_レ入候事に御座候、三四日已前に達置、御膳等差上來候格にて、殊に明日は御講釋日、遠方の義、迎も四つ時迄に御歸殿相成かたく、兎角御先例とうり被_レ遊可_レ然旨申上候へとも、たとひ御先例に候とも、御先代様御墓參申上候に、慰兼罷越候義無_レ之候、全體四月御祥月に候へとも、道中故不_レ得_レ止事、然るに八月まで相延し候事、甚無_レ所謂、明日御忌日に候へは、是非參詣可_レ致、勿論四つ時半迄には歸城可_レ致間、明曉七つ半時供揃、燈ちん引出城之様可_レ申達二段被_レ仰付、我等へ焼飯二つ差出し、供のもの共握飯に而も用意持參可_レ致旨被_レ仰出_レ候、然る處御先代様方、右様早刻之御供揃無_レ之に付、いつれも彼是六半時にも可_レ相成_レと心得候て、夜明にても御供揃不_レ申、御上には疾より御支度被_レ遊、御待合せ被_レ爲_レ在候へ共、前段之口口にて、御供の者とも遅刻に付、甚御心共よれ陸尺ともは揃候やの段御意につき、相揃ひ居候旨申上候へ處、直様御駕籠被_レ爲_レ召、

御出城被_レ遊候、御供のものとも承_レ之、大に狼狽仕り追々御跡より奉_レ追付、無_レ御滯_レ四つ時前御歸城被_レ遊候、

松岡天龍寺御參詣之節も、同刻之御供揃にて、御晝御膳等一向被_レ召上_レ候事無_レ之候、右南寺共御參詣之切は、御膳差上、御供勢の者へも支度差出來候寺格に候、并近隣三四ケ村、何も赤飯煮染等こしらへ、下々まで饗應いたし候、其道筋者往來留にて、前廣より掃除等仕、農業も相やすみ、其費凡八貫目と申事に付、右等之義まで、萬事御承知被_レ爲_レ在候や、不意に御參詣被_レ遊、速に御歸殿被_レ爲_レ成候、雜事御省_レ被_レ遊候御仁政之段、右の口とも奉_レ承_レ之、銘肝感涙之至、難_レ有奉_レ存候事、

天明三卯年松平越中守様御意書并御領分被_レ仰渡_レ御書付寫し

申候事別義に而なし、當家累代不如意に而候歎、從_レ先々御代_レ御世話も有_レ之上、先御代も辱_レ御世話ありたるゆへ、少々御勝手之操廻しも能成候處、段々

様事不_二相立_一候間、随分文藝相はけみ可_レ申、又壹人被_二召出_一、其方學問出精、誰方へ日々罷越研究之趣、満足感心の事に候、然し當時は世上一統詩文に馳せ、空談に流る、何卒實行を勤め、忠孝を本とし、日用實意の學問肝要に候、且又文事のみにて武藝心懸無_レ之時は、輕弱に相成候、こは武選第一に候へは、餘力には必武邊相嗜可_レ申候、なと、一人々々厚く御教諭被_レ遊候、又小等吉藏忤何某と申者被_二召呼_一、手前は至極青口壯健に、天晴一騎當千と見受候、然る處武節文席一向不_二相見_一候、定て病身にて持病も有_レ之候哉被_レ察候、如何の義に候哉との御尋につき、痔疾從來之持病に而、不_二心成_一不出精仕、重疊奉_二恐入_一候段申上候へは、左可_レ有_レ之、其方の形體にては、武事不_二心懸_一と申事は有_レ之間敷候、乍_レ然病身生涯武道に怠候ては不_二相濟_一候、早く篤と療養相加へ、出精可_レ致旨御懇に被_二仰成下_一候、右前文の次第にて、少しも御殺生に御心被_レ爲_レ染候御様子不_レ被_レ爲_レ在、一羽の御得物無_レ之、あまて野澤山尾越候に付、御側に罷在候大關何某と御悔□何某とかうとの見兼候而、鴨一羽打取候、其日は御機嫌能御歸殿被_レ遊、翌日鴨打取候仁

被_二召出_一、扱々昨日は我等大に無_レ供に召連候段、全く不行届候事に候、草葉のかけにて、亡靈さそ我等を恨み可_レ申候、又其方儀も忌明無_レ之に、殺生供に召連候義、いかに主命とは乍_レ申、定て心に不_レ染可_レ有_レ之、何分用捨にあつかりたくと、御手をは爲_レ突、厚く御詫被_レ遊候、全體國俗にて、殺生流行、忌明は勿論、忌之御免中にも、殺生のいたし、都て死喪之禮薄情之方に候處、當若公御相續已來、君父之喪は固より、死喪は人倫の大口、再ひ難_レ逢義、家臣多く召仕候こそ幸、間欠にも不_二相成_一はとて、御側向たりとも、父母の忌は御免無_レ之風俗、手廣に相成候様、精く御世話被_レ遊、前件の始終拜承仕候已後、一統喪禮相慎候様相成候事、

一遠方御寺御參詣之節、是まては御寺にて御晝飯被_二召上_一候義に付、御膳所御持出し、御焚出し方等有_レ之候處、當君様は朝七つ時御供揃にて、何れも四つ時比には御歸城被_レ遊候事、

但大安寺天龍寺などは、纔二里餘に候へとも、安波賀并大谷寺などは、凡四里斗りも有_レ之候へとも、前文之通に候事、

も、少にても速なるを方便利口候間、何れも心付候義は、かならず不遠慮教示可被_レ吳旨被_レ仰付、御着用被_レ爲_レ在候處、御神速之御義、何れもの軍學者、一點半句の無_レ申上方、深奉_二驚服_一事、

一或時御醫師三人被_レ爲_レ召、一人つ、拜診被_二仰付_一候、上席御醫師言上候は、格別の御容體にも不_レ被_レ爲_レ在候へとも、時氣御感被_レ遊候や、少々御脈動被_レ爲_レ在候趣申上候、跡兩人も相伺ひ、右同様の旨申上候へは、御意被_レ遊候は、今日は我等勝れて氣分宜敷候、其方とも試之ため爲_レ候候事に候、司_二人命_一候大切の業體、甚不行届の義、已來は急度出精いたし、銘々修行にても罷出、研究可_レ致段被_二仰出_一候處、三人とも一同奉_二恐入_一、低頭平身罷在候處、御側に有_レ之候御筆被_レ爲_レ取、右三人の頭へ墨御引、自今相嗜候様被_二仰付_一、奉書一帖つ、被_二下置_一、夫にて墨拭ひ下候様被_二仰付_一候事、

御歴代様御墳墓孝顯寺と申寺に有_レ之候、御初入の砌、右御墓御參拜之上、御入城被_レ爲_レ成度御内存之處、御供御家老中御出迎のもの、并御目見之者、夫々罷出居候事ゆへ、御當日者御見合せ、後して御參拜被_レ

遊可_レ然旨申上候へは、御納得にて御止に相成、右孝顯寺御通行筋に者、門前御通の節、御笠被_レ爲_レ脱御慙懃に御時宜被_レ遊、御着城翌日御參詣被_レ遊候事、

一端光寺に御參詣の節、眞願寺と申は、何方に候哉と被_二御尋_一、御供の者とも一向存し不_レ申候に付、其段申上候へは、御先のものへ相尋候様被_二仰付_一、稍相知候間其旨申上候、右寺に御先祖秀康公御灰塚と申御塚有_レ之候て、御參詣可_レ被_レ遊旨被_二仰付_一、直に御參詣被_レ遊候處、乞食坊主同様のもの罷出、毎々より承傳の趣申上、右御塚へ御案内申上候へ者、御駕籠にしき有_レ之候、座持參候様被_二仰付_一、御塚前へ被_レ爲_レ敷、稍暫御輕許拜被_レ遊候、右御像寺共及_二大破_一候に付、御歸殿後直に御建立被_二仰出_一候、如_レ斯事六十已上之人とも、一向存知不_レ申事、疾より御承知被_レ爲_レ在候段、何れも深奉_二驚入_一候事、

一或時御館尾越鴨御殺生被_レ爲_レ入候處、雪中峯に御床几被_レ爲_レ懸、御供表より、外様の銘々一人々々御召出し、夫々文武心懸御尋問被_レ遊候、假令は一人御呼出し、其方事は何流武藝出精の段、誠に奇特之義候、尙精勤可_レ致候、乍_レ去武藝のみにて文に疎くては、

之候、御當代様には、老女ともに稍六人にて、其内兩人は格別美女にて、御伽をも被遊候様、老女御進め申上候へとも、一向に御携り不_レ被_レ遊、あまつさへ月六度近思録御講話爲_二御聞_一被_レ遊候事、

一御米收納の節は、代官はしめ共々御役人とも、米善惡相立、納不納申聞、賄賂行れ候義、いか、いたし御承知被_レ遊候や、不時に御藏へ被_レ爲_レ入、右不納のよしにて除け置候米御覽被_レ遊、此米は被_レ給候やと御意に付、被_レ給候おもむき申上候へは、米に相違無_レ之、此上に受物不_レ致候は、收納可_二申付_一と被_二仰付_一候、承り居候百姓とも、いづれも感涙仕、難_レ有かり候、右にて自然賄賂も相止候事、

一御家中子供に至るまで、御見覺へおき被_レ遊度、不_レ絶御心懸にて被_レ爲_レ在候事、

一御家老に昇進候家柄を高知衆となへ候て、十五六軒有_レ之候、右高知衆并御家老の嫡子等、例月六度つ、御直講被_レ遊候、御講被_レ爲_レ終候と、御互に御詰問被_レ遊候、難問申上候へは、殊之外御歡、始終御會讀の御心持にて、御謙讓被_レ爲_レ在候事、

御城中に前々より柴田勝家の祠有_レ之候、四月二十四

日は、同人戰死申日にて、首無_レ之武者馬に乗り、亡魂出候と申唱、右に相觸ものは、必口死いたし候か、或は病付候とて、諸人恐懼いたし、當日者人跡も絶候事に候、然る處當君様御十五歳にて、初て御入部の節、右祠へ御參詣被_レ遊、御祭被_レ爲_レ成候おもむきは、已前北莊城主は御手前に相違無_レ之候、然る處當將軍家より蒙_レ命、松平越前守當城主と相成候上は、已後亡魂粗骨にいたすましく候、此段安心可_レ被_レ致との御祭文なり、其後は亡魂不_レ出、諸人平日の如くいさ、か往來かわる事なく、誠に希有之義に候、靈も名君之御仁徳に感し候事やと、一統有かたく奉_二安心_一候事、

一新田義貞公戰死塚、福井御城下より一里半脇に有_レ之候、是又御參詣被_レ遊候、是まで叢祠前に相成居候を、掃除等被_レ仰付、其より諸士にも追々寄附等いたし、當時は垣なども出來、立派に相成り、如何にも大將の塚らしく相成候事、

御平常御居間に御具足被_レ差置、日々御着被_レ遊候、御上には義經流被_レ遊候、或時外軍學者被_レ爲_レ召、被_二仰出_一候は、具足着用口る、流義ちかひ可_レ有_レ之候へと

事、

毎朝御髪月代被_レ遊候節、二の鬘御案内申上候有之、直様御繕被_二仰付、御櫛結仕廻候上、御食事被_レ爲_三召上候、尤御髪月代中、毎に御書見被_レ遊、少の間も御油断不_レ被_レ爲_レ在候事、

一御平日御膳、御朝夕は御香の物斗り、御晝は御一汁か或は一菜の、二色は決して不_レ被_三召上候、前々より御仕來に者、豆腐被_三召上候節は、十丁入宮と唱へから被_三召上候ても、拾丁つ、御入用の趣、御賄付出し候事につき、或時御小姓頭取御膳番を被_レ爲_レ召、我等格別好物にも無_レ之間、已來は豆腐一丁買ふて相仕廻候やうにとの義につき、右仕來の旨御答申上候處、其方とも給候は、一丁買に可_レ致、何故我等拾丁買にいたし候やの段御尋に付、御前へ差上候は、右十丁の内真中を奉_三差上候よし申上候へは、尙又御勘辨可_レ被_レ遊候よしにて、ひそかに御坊主被_レ爲_レ召、御手元より南簾一片御取出し被_レ遊候而、是にて豆腐一丁買取來候やうと被_三仰付、則と、のへ、二十八文に付、殘錢奉_三差上候へは、御受取被_レ遊、直様右御膳番を被_レ爲_レ召、如_レ是一丁買いたし候ま、已來は急度一丁

つ、相調へ、右の真中を我等給へく候、萬一用違豆腐やにて不_レ賣候は、何方にても調候やうに被_三仰付候事、

一毎夜五つ時御引被_レ遊、其より御自身御寫本、又は御手習等被_レ遊候事、

一講釋御聞聽之みきり、御先代様とも、一と間御上席に而御聞被_レ遊候處、御當代様には、御同間にて御聞被_レ遊候に付、右御席違候御先例之趣申上候處、我等は講師を尊候には無_レ之、聖賢の道を學候事、是非同間にて可_レ承段被_三仰出候、且講終候と様々御詰問被_レ爲_レ在候、仍_レ之講師にも甚骨折、時々汗背赤面いたし候事、

一奥様細川越中守様御女御約束有_レ之、いまた御入與不_レ被_レ爲_レ在候、然る處右御縁女様御疮瘡御煩被_レ成、爲_三御見舞繪入女大學一部并御直書被_レ進候斗、後御難痘に而御醜く被_レ爲_レ成候につき、御氣之毒に思召、細川様より御破縁被_レ下度旨被_三仰進候處、一端御約束之上は、たとひ御片輪に被_レ爲_レ成候とも不_レ苦候段、厚被_三仰進候事、

一御代々様とも御在國之節は、女中凡五六十人も有

大切に候間、猶以御讀書御手習御出精被_レ成、武邊の御藝稽古御勵み被_レ成候やう奉_ニ希望_一候、誠に不_レ願_レ憚忠悉申述候、謹言、

八月十四日

松平越前守

徳川益丸様

當年春、江戸御屋形御近火之節、御供揃出來、今にも御開可_レ被_レ遊候處、始終御玄關御床机に御懸り居、萬端御指揮被_レ遊候故、輕きものは不_ニ申及_一候、御近習向までも、我先にと相働候義につき、不思議にも御類焼無_レ之、御立退可_レ被_レ遊御用意之時、家中のもの家内子供等不_レ殘立退候やと御尋被_レ遊、御前には終に御立退不_レ被_レ遊鎮火に相成候事、

但御近邊の諸士候方、不_レ殘御開に相成候事、

一靈岸島御中屋敷内類焼の面々、翌日御内證より御手當等被_ニ下置_一候事、

一江戸御道中の節、峠并道惡敷處者、大方御歩行被_レ遊候様、御供勢ことく歩行に相成候事、

一諸侍子息初而之御目見申上候節、御手つから長蛇被_ニ下置_一候みきり、幼年の者へは、御左の御手を御添被_レ遊、大指にて急度握申候やう、御心添被_ニ成下_一候

事、

一神田橋御住居、御雛出來につき、可_レ被_レ遊_ニ御覽_一やの段、御女中御伺被_ニ仰上_一候處、靈岸島類焼のものとも、雛まつりも出來不_レ申事候間、子供等へ拜見被_ニ仰付_一候様御意につき、十五歳以上のもの一統拜見の上、御切餅御煮染被_ニ下置_一候事、

一江戸御詰中、御先代様方よりは、御手許金格別御減少に候處、萬端御節儉質素被_レ爲_レ在、六百餘金も御遊金出來候事、

一御初入部の節、御代々様御先例に者、御領内より御城下まで、御目見の百姓町人とも并居、たとへは大庄屋何村何某、或は何町何某と、後に立札に仕り、御目見申上候節、郡奉行出たかの御意をよと御取合申上來候、當若公御初入のみきりと同様、御取合申候處、直様郡奉行御駕籠脇へ被_レ爲_レ召、我等言葉を懸さるに、出たかとの御意をよとは如何なる義に候やと御尋につき、則御先例の趣申上候へは、たとへ御先例に候とも、言葉をも不_レ懸に、右様の取合は無_レ之筈に候、已來我等言葉をかけ候者、其節先例之通り取合候やう御意被_レ遊、并居候もの承_レ之、難_レ有奉_ニ感涙_一候

一日光御參詣之節、御途中へ御國もの上下にて罷出居候に付、御意被_レ下置候上、金子頂戴被_レ仰付一事、一昨巳年、御弟君鑑丸様、市谷御屋敷へ御養子御引越前、御懇之御書面被_レ爲進候事、御書寫し左之通、

愚存

御手前様、明日市谷御館へ御引越候段、先以目出度奉_レ存候、右につきては、此末誠に以て御大切の御事、深く御察し申上候故、愚意相認め差上候、若御心得にも可_レ被_レ成候へ者、幸甚之至に御座候、兎角物事は其初を慎可_レ申事と、古の能人まうし残し置候、其譯は、皆人いさゝかの事にいたる迄、氣をつけ可_レ申事に有_レ之候、此末御手前様にも御引越罷成候へは、御家中は不_レ及_レ申、御國中末々まで、此度之御殿様は御仁心被_レ爲_レ在候や、御行義いかゝに被_レ爲_レ在候や、御讀書御手習なども御出精被_レ成候やと、皆々目をつけ伺置候事に御座候へは、餘程御大切之御事と被_レ存候、右故御養家へ御出被_レ成候ては、御養父母様はしめ御方方様、御實方の通りに御大切に被_レ成候様存上候、然に御内實は御養父様には、最早御隠れ候様に内々承知仕候へは、別て御忌中などは、少も御騒ぎ又は大き

成る御聲にて御笑被_レ成候やうなる御事御座候ては、御濟不_レ被_レ成候、御在無に御事へ被_レ成とも同様に思召、能々御慎み被_レ成候やう存上候、又家老初重き役人之申上候事を、能御聞しめし被_レ成、其上御敬可_レ被_レ成候様に存上候、兎角御爲を申上候へは、氣にくわぬ事多きものに候間、御小姓御小納戸等には、如何様の成る御氣に不_レ入事申上候ても、必御腹立これなく、能々御聞しめし候やういたしたく存候、さてまた御手前様などは、大勢の御家臣初め國民の御手本になられ候、また口不_レ相成、孟子にも君仁なれば仁ならざる事なくと有_レ之、其譯は、君仁あるときは、家來末々まで同事に、心仁なる事に御座候、何分御慈心を専らに被_レ成候やう存上候、未御幼年とは申ながら、將軍家に御差し繼候者、尊き御身分に候へは、一番に忠節を被_レ相立、御國も見事に御治め不_レ被_レ成候ては、尸位素祿と申候、俗に言位益人と申ものに御座候、是は將軍家より御高祿拜領被_レ成候て、御自分御安泰に被_レ成候やうにと申事にてはなく、御國民御撫育被_レ成候様にとの御事なれば、必ず御心得違ひなく、能々御慎み被_レ成、御幼年とても、只今より御志御

遊候様御見受申上候様、御供勢の内より承り候事、

一 御初入之節、御出殿の御席、又は海岸御備場御巡見、或者御城に御廻り等之節、其方角々々に於て、七十歳已上の老人は、貴賤の差別無之被爲召、御目見之上御答被下置、中にも一老のものには、御言葉被下置候、他領之もの承之、一統誠に奉慕、御領うらやみ候、右に付百姓より爲冥加、作初穂献上仕度願出候處、都而差上ものは御請不被遊候へとも、老人格別の心入御満足に思召、献上仕候やう被仰出候、依之年々三千俵つ、指上候事、

但御城下にては御堂にをいて被下置候處、右御堂門へ被爲入候節、并御歸殿の節等、被爲向御丁寧に御會釋被遊候事、

一無屋渡練舟の義、是まで御雨舟行之節は、御前舟相廻り、御波戸場相仕立終而往來間の處、辰年御入國の節より思召を以て御止被遊候、平生の練船にて御通被爲在候事、

但南北上り口歩の板、是まで幅一枚之處、老人子供の義も思召有之上、御通行歳、其儘幅二枚并に被

仰付候事、

一 丹生郡糺村五左衛門祖母入村治左衛門女、手織の木綿十反つ、風呂敷に被成下候様にとて献上相願候處、先條之通御受不被遊候、口形の家老人の恐入にも候へはとて、思召を以御受被遊、御召物に可仕立旨被仰付候事、

一 右之通綿服被爲召候へとも、御近習之内相勤候もの、是まで有來の分は、何成とも無貪着用ひ可申、已來仕立候品は、追々野服に相改候様御意候事、但老人の親有之面々には、折々御菓子御茶など御番下りの節、土産にいたし候やう被下置候事、

一 御衣食住の御龜末、并文武御稽古左之通にて、御馬事の中一々右間にも御近習向斗にて、御武藝御會讀等、御稽古所等へは、日々被爲入候付、一向御間不被爲在候事、

- 一六 御鎗術御軍學
- 二七 御會讀御弓術
- 三八 御居合
- 四九 御柔術御鐵炮
- 五十 御劍術

但毎日五時まで御講釋、九時半時御會讀、

松波彌次郎

候間、何も驚き不申様と、夫々支配々々より通達有之、格別御す、み、御膝元にて御札申上候處、其後之面體は勿論、紋所までも過半御覺被遊候、且御居間に御家中指物までも、ことごとく御覺被爲候事、

一爲御慰鷹野御口被爲入候事は無之、御拜領の御鷹にて、江戸表御雁鳴のみに、野廻り御出殿被遊候、右之節は、御供のものへ田畑作物不三相傷候様、急度被仰付候、萬一誤て踏みたをしなといたし候時は、御自身跡より御起し被遊候、其後は御家來のものとも野邊へ罷出みきり、自然銘々相慎み、作物等不傷様に相成候事、

一是まで御在國年には、御家中御側御用人、御鷹之鴨拜領被仰付候御先格之處、當時は前文之次第にて、是無數候付、代りとして、御家中御側御用人中被爲召、御養の鳥を、芋蒟蒻などに御煮染、一菜にて御膳御酒等を、御前御同座にて頂戴被仰付、寛々御咄被遊候事、

一玄猪には、御用人中へ被爲召、牡丹餅被下置、跡にて籠末の御膳御酒等、右同様於御前頂戴被仰付、晝畫或は歌誹諧等心懸候ものへ御好にて、夫々

爲御祝被成口、御前も御書被遊候事、

一思召に者、御家中へ御直書を以て被仰出候義有之節、何分君臣合體と申處專一に被遊度段、急度御認め込被遊候事、

一御野廻御出殿之節、農業のわさにかゝり候者共不置候農業の模様御尋被遊候、或時は足羽郡柵野村御通行之節、善左衛門と申者臺所へ御草鞋之ま、被爲入、萬一反には何程出來候哉、委く御尋被遊候事、

一御川狩御鷹野等の節、是までは表御供之面々は、御城下内はかりにて、御野先へ來候へは落し候、我當君様は思召を以、表侍御徒までも被召連、御晝休之節は、御前へも御軍用之御辨當等にて、御香のもの斗りにて、御冷飯被召上、御供勢も御前にて辨當食之、別て無息の御供などは、御側近被爲召、其方は武藝何方々々へ行、手数は何位まで相す、み候や、又文學は誰に習候やなど、御懇に御尋被遊候事、

一但本郷の御立山御茸狩の節、御下川御坂等之節なとも、茸の香にも鳥にも、決して深く御心懸不被

者、有合居候哉之様被_二仰聞、稗園子を持出候處、一つ被_二召上、御供勢の内御側近之面々へ食見申やう被_二仰付、頂戴仕候處、誠に難澁至極にて、咽へも行兼候位のもの、よし、

但赤萩村は、ことの外山中にて、稍家數六七軒にて村柄也、

一武備塚、伍足并勢揃被_二仰出、御床几に方被_レ掛、御覽候事、

御城下御廻りの節、御先拂被_レ遊、御止事、

武藝の師家へ追々御弟子入被_レ爲成、遣ひ方被_レ遊、御覽候事、

一大谷八十郎隠居麓明、五坪流鍵の達人にて、實年古希にて、日鍵致候處、江戸表まで達_二御聽、七十歳已上にて無類の義に可_レ有_レ之やと御賞美の上、御側御用人中より御書付を以、御内證より御帶地御扇子御盃三品頂戴被_二仰付候事、

一島津右大夫隠居也清、無遍流鍵の達人にて、是も七十才已上にて、外口隠居の者被_レ爲_レ召、御目見の上、御雜煮御酒等被_二下置候節、也清麓明はとれかと御尋被_レ遊候義、誠に老人を御愛憐の思召を申之外者、

武術の御心懸格別之義に候事、

一右につき無遍流槍師役村田新八方へ被_レ爲_レ入候節、幸巴清は近邊につき被_レ爲_レ召、鎗遣方御覽被_レ遊、御扇子被_二下置候、五坪流師役慶摸安大夫方へ被_レ爲_レ入候節は、麓明は參り居不_レ申候や、折節夕景になり、残念至極と御意被_レ爲_レ遊候事、

一御法事の節、是まては刻限御案内申上、御經之中頃一度御參詣被_レ遊候御仕來に候處、先君様の御法事中、毎々早天より御經すみまて御詰被_レ遊、御一菜之御辨當にて被_二召上候事、

一卯秋楮五郎様御逝去之節、御病中にも御尋被_レ遊、御寺へも御詰、種々御憐等之被_レ爲_レ在候、御同人様口御屋敷御不用に相成候に付、町人等入札にて、御下け願來候、本願寺高多五百金にて頂戴仕度旨申出候付、則及_二啓上候、我假令金五百金に相成候とも、格別一方の調にも不_二相成候、且未御間も無_レ之に、賣拂候など、申義は、以之外言語道斷の事と甚御不平、始終の御愛情奉_二恐察、何れも奉_二恐入候事、

一御初入之節、佳節朔望諸侍登城の節、何分の御覺被_レ爲_レ遊度思召に付、是まてとは御す、み居可_レ被_レ遊

雲をしのく姿もあらず枝たれて

操かはらぬ千代の松原

言思恩

おもへ人言の花のしけき枝は

このみすくなきためしある世を

事思敬

とことばに心の駒のつなとりて

ひかすはなさす世を渡るへし

疑思問

□らかくはますほの薄ひと□

露も心にかけてとふへし

忿思難

よしやその追手なりとも波風の

荒くはとまれおきの舟人

見得思義

吹風に花の香によりかほるをと

道なき山にふみな迷ひそ

壬寅秋

慶永書□年十五歳

一御初入の節、御國中繪圖面御取出し、御家老中へ御尋被_レ遊候は、追々公邊より海岸御手當嚴重に被_二仰

出、當海岸備場は、何處にて候やと御意候處、何れも

御答難_二出來_一甚赤面仕、然は明日直に巡見可_レ致間、

供觸可_二申達_一旨被_二仰付_一候、御老中申上候は、明日と

申義は難_二相成_一、兩三日前より夫々申達置、用意宜敷

上御巡見可_レ被_レ遊段言上仕候處、こは珍敷事を承候

ものかな、萬一異國船漂着の節、我等出馬のみきり、

未用意不_レ調候間、着岸之義兩三日見合吳候様可_二申

懸_一やと御笑被_レ遊、翌日御備場御巡見、難所の御厭ひ

なく、始終は步行被_レ遊候事、

右之節御預り所の内坂井郡舟寄村御通りの節、檢見

泊り合に罷成候萩原長兵衛并渡邊利左衛門御目見

被_二仰付_一、御預り處の人氣穩かなるかの模様、并作體

之義委細長兵衛へ御尋被_レ遊候、御預り所村々大勢并

居、誠に難_レ有かり候事、

右之節、三國於_二砂濱_一、足輕柴田藤七と申もの、炮術印

可の義被_レ爲_二聞召居_一、鐵炮爲_二御打_一被_レ遊_二御覽_一候

事、

右之節、南條郡赤萩村御通行被_レ遊候砌、七十有餘之

老婆罷出居候を、側へ御立寄、此邊にては何を食候や

と御尋被_レ遊候處、菜糲水稗團子をたへ候段申上候へ

松のさかへ巻五

福井侯行實

天保九戌戌十月家督、松平越前守慶永朝臣、實田

安黃門齊莊卿養方弟

一江戸御屋敷御膳水は、前々より通一丁目白木屋より爲御汲二被成候處、當君様御十二歳にて、御當家へ御引越、翌年御尋被遊候は、家中のものも皆白木屋の水を飲哉との義候付き、御長屋内は、御屋敷内の井戸水を飲水に仕候段御答申上候處、家來とももの用水御貰ひ被成候は相止候事、御膳米此までは、江戸米やともへ被仰付、格別の上米被召上候處、右同様御尋被遊候上即年より御國米被召上候事、

但松榮院様も、其後御同様に被爲成候事、

寅年御十五歳の時、尾州へ御客來にて御招の節、御簾中様にも御同席、外御身近き御大名様方も御一席にて、御歌或は御書畫等被成候を、越前様にも皆々様

御進め被成候へとも、手前は家來ともすゝめにて、當時は武邊のみに懸り居候間、何も存不申と御答被成候處、御簾中様少々御残念にも思召候様の體にて、御側へ御出被成、何成共いさか御認め被成候様にと被仰候へは、左様候は、樂翁殿九思之御歌覺居候の間、認め可申と被仰候、速に九首の御歌を見事に御認被遊候、則左之通、

但御簾中様は御姉君也、

樂翁老君、

君子に九の思ひありといふ事をよみ給へる御歌、

視思明

春霞遠の高根はおほふとも

聽思聰

まかわぬ花の色を見てよし

こゝろとめてきけははた織口出の

色思温

かさま〜口聲そわかるゝ

はけしさの嵐とたへはほの〜と

貌思恭

遠山まゆのかすむのとけさ

申者を江戸に差上せらる、容助は甚三郎高弟なり、甚三郎建學大意と申假名書を一冊相認差出、萬事右の趣を以て法式を被立、學館法は古禮のとうり、貴賤にか、はらす年長を上坐と定む、分領組と扶持方の者とは、大體君臣はと段も違たる格なれとも、學館にては年の數を以て列坐を定め、兄弟の禮を以て交る、學頭は三手片山紀兵衛三手部屋住神谷保容助に被三申付、大小姓の上にて獨禮仕るやうに被三申付、執政も月一度つゝは出席、弟子の禮を以て、學頭の講を承たまはる、家中大小臣常々出席稽古仕る、

一學館を興讓館と名付たり、

學館頭兩人 提學と稱す、師範也、
片山紀兵衛 神保容助

都講一人 書生頭也、

分領組七百石 國家老千坂 對馬家督 千坂 與市

典籍一人 書藏預り也、

三手八十石 西堀 源藏

書生二十人座列

三手組五十石 高橋 郷八

扶持方組 今成 吉四郎

侍組三百石 須田 數馬

部居住 侍組二百五十石 大岡 乙八

父内匠 當職國家老二千百六十石 毛利 彌八郎

部居住 侍組二百三十石 井上 隼人

同 三手組四十石 村上七左衛門

扶持方組 蓬田 郁助

同斷 成田 孫四郎

部居住 三手組 宮 伊織

同 三手組二百五十石 佐藤 繁治

父國家老修理家督 分領組八百石 色部 典膳

兄侍大將 分領組 竹俣 勝三郎

扶持方組 角屋 伊助

部居住 侍組三百石 本庄 孫八

父醫者 三手組 上村 文治

部居住 三手組 長谷川 彌太郎

父小姓頭 侍組三百石 薮戸 八郎

右の通り坐列を定め、貴賤一同に三年の間は、上の介抱を以て修行す、

る振舞の可_レ有_レ之や、自分當職のこと、一番に人先_レ可_レ出_レことに候_レとも、此節のこと、一日も殿中に不_レ參不_レ相成_レ故、悴友彌を名代に出_レ之也、諸士の尻に從ひ、せめては一_レ鍬にても御奉公爲_レ致申す_レにて候、若年の心にて、當人迷惑に存候とも、其方諫勵可_レ爲_レ致_レことを、頭分の身にて、以の外不了筋を申聞候とて、小姓ともより下々まで、一同に簗笠をさせ、鍬をかつかせ、城内屋敷より大町とほりを田野に出す、城下入口の大橋と申橋有_レ之候處、雪解の大水に損し、年々物入不_レ少、諸士百人參り申合せ、自身遠山より石を引出し、右の橋を石に作り改む、當主歸國の時、右の橋前にて下馬有_レ之、橋の下_レ手を入_レあけて戴き被_レ申、扱も見事に作りたり、痛入骨折なるそと被_レ申候て、夫より直にかちにて被_レ渡に付、近習の面御乘召さるやうにと申上ければ、諸士手作の橋を、馬足にかけて渡り初は致_レましと被_レ申聞_レければ、承るもの落涙仕る、又遠在の内貧なる百姓の妻常々申けるは、男ならは人並に田野に出_レて、何を御手傳にても可_レ致なれ共、女の身は口惜きと也、せめて布一反にては織候て、御城の雜巾にも差上申度とて、夫願

ひ精進潔齋を致し、布を一反織候て、名主宅_レ持參、名主殊の外感し、下賤のもの獻上と申は、勿體なきことなから、是はとの志を、我等一人心に納め置_レへき譯なし、たとい御叱を受るまでも、御代官中まで可_レ持出_レをと云、代官所_レ持參す、御代官も又感心して、早速城下_レ持參いたし、家老中_レ披露す、家老中感して、君前_レ差出す、當主殊の外感悦にて、納戸_レ申付、着服に仕立候やうに被_レ申付、元來右御の者の心にて織立候故に、尺も短く、殊更紅入の島にて、君上の着服可_レ相成_レやうなし、右の段を申達す、當主被_レ聞て、不_レ苦候間襦袢ほとにても仕立候やうに被_レ申付、依て十四五のもの、着尺ほとに仕立差出す、當主是を着用あり、其上に上下を被_レ着て、三日の内諸士臣_レの對面なされたり、

一當主多年願望にて、今年始て學館を建立あり、自身孔廟の祭を被_レ行、家老の嫡子を初、下は扶持方通の者まで、俊秀の士廿人を撰み、三年切の限を以て、學館に引越させ、書主となり、學問を致させらる、一右學館の法式は、甚三郎より定指出し候やうにとて、只今まで教授役に被_レ申付置_レける神谷保容助と

出、然れとも一人も名乗るものなし、今日何百人今日何千人と許り相認指出す、一年にして城下三間半に廿五間の土藏を五棟作り、始終一色法士の手傳を以て成就す、百姓にも思ひくゝに糶を持より、五萬俵積入れ、荒年の手當米に備わ、其後追々年々に積入、又百姓思ひくゝに手傳を願出、上の物を不_レ交、諸方作事場四十餘箇所、上の入用を不_レ用取立して、又諸士町在思ひくゝ願出、桑百萬本漆百萬本、諸方空地に種わ、是す又小出付と云所に百姓救米藏を被_三取立、十五間に三間半也、近村百姓思ひくゝに罷上、手傳を致し成就す、其上借米糶を納度由相願、五七日の内に九百俵を納、上よりもその邊荒田手傳場より出來の糶三百俵、右の民に賜り、右の藏わ納む、美作自身罷出、百姓ともを褒美し酒を呑しむ、

一家督以來、領分百姓町人、孝弟の民は恩賞を賜る、又除地方も賜る、孝子申出こと間斷なし、

右のとうり諸士一統に荒田を起し返し、手傳を願出候時、美作感涙を流し、何れ共も左はとまてに忠誠を相立被_レ申候時は、御家も又々立直し可_レ申事に候、拙者も當職のことに候へは、先一番に罷出、鋤を取可

申事に候わとも、當職の身分、一日も殿中を明可_レ申やうなく候わは、用には立申間敷候わとも、嫡子友彌を名代として差出可_レ申間、乍_三面倒_レ世話をやき玉はり候て、一鍼をも致させ被_レ吳候やうにと申聞る、諸士一同迷惑に存し、御家老御嫡子、我々同やうに田土へ御出候ては、何共痛入候段を斷る、美作承知不_レ致、嫡子友彌に申付、家來一同にみのかさにて罷出候様にと申付る、美作用人美作わ申達候は、御尤には存知候へとも、御身柄と申、諸士一同に簀笠を被_レ着候は、御屋敷より直に田野わ御出と申は如何存候、野外わ御出の上にては御改被_レ成方可_レ然段を申す、美作殊の外立腹致し、一家の頭分たる其方心得違候て、左やうに申聞候や、我等の耻と申は、群臣の上に立、世祿の大臣とあかめられなから、一國の安危をも苦に持す、安間として今日を渡るこそ、末代までの恥辱と申ものなれ、國のために簀笠を着し、鋤鎌を取ること、は、恥にて不_レ可_レ有_レ之、夫故に當時諸士歴々御上の御爲を存、太刀刀を取手に鋤鎌を下け、山野の泥によこれ申さるゝと申は、取も不_レ直、君の御爲に戰場に向ひ、一命を投ち候士の本心もみわ、是ほと見事な

も初て安心なされ、朝膳を被_レ參、

一其砌籍田の古法を以習ひ被_レ申を、城南野外に一町餘りの田を、御手作場と被_二定置、扨當主祖廟參詣有_レ之、諸大臣以下、儀式の主供奉す、夫より直に右手作の場へ被_レ參、禮服のま、當主自身右泥田へ被_レ入、田を三鍬すき被_レ申、大臣以下一同に泥田にひたり田をすき、終日祖廟へ被_レ備たる神酒を、此處にて頂戴有_レ之、諸大臣以下一統に頂戴仕る、右手作場の小姓の内佐藤文次郎と申五十餘になる男、願を以被_レ預_レ之、文次郎當主の名代として、自身耕作す、主君秘藏の乗馬を借請、自身蓑笠を着し、をこやしを付運ふ、秋になり實入宜く出來、右粍を國中の民に種米を賜る、是より國身震ひ動きて、一人として農業を怠者なし、一其侍組より三扶持方に至るまで、大臣小臣數十人願出、御手傳仕度由にて、人々みのかさを着し、鋤鍬を持山野に出て、多年荒田に相成たる分を起し返す、一年して城下五六里、田面は荒田一箇所もなく起返す、當主諸老臣と、もにみのかさを着し、鞋をはき、常々耕作場を巡見有_レ之、大臣手酌を以て目通にて酒を賜る、酒樽鏡を自身長刀の石突を以てうちわり、諸

士に酒を賜る、

又諸士城下より七里山の奥庄司平と云險阻より材木をきり出す、家老美作自身見分に參り、其身も廿五日の間、筵孤の上に寢臥、諸士を勵まし、廿五日の内に、大木一萬本伐出し、大山をくりおこし、會津領津川と云處より川下けに致し、東海を積廻し、江戸兩屋敷の材木とす、會津侯にても、米澤諸士の忠誠を感じ、津川通に被_二申付、後さしつかへ無_レ之やうにと、深切に下知有_レ之、其後諸士追々江戸表に罷上て作事を手傳、土沙を荷ひ地形を築き、難_レ人_レと交り働き、領内の百姓追々願出、江戸へ上り作之手傳を致す、他所一人を不_レ交、大工ともを被_二申付、江戸に被_レ上れ、道中八日路と被_二申付、大工共申合、六日にて江戸に着致す、江戸家老より兩三日は、是非休息をいたし候やうに申付る、大工とも不_二聞入、着致付候曉七時より小屋場を罷出働く、

諸士申合、山々より石を切出し、道橋を作り池を堀り、諸方上の物入場を[㊦]の作事を手傳を、石を引時は美作親子自身車の綱を曳き諸士を勵し、惣して諸士手傳場の出候者の名前を着帳に致し候やうにと被_二申

以上都合六手組

職掌次第大略

- 一 國家老 一 江戸家老 一 侍大將 一 城代
 一 郷村次頭取 一 小姓組 一 奥頭取 一 大目付
 一 寄配頭 一 一六八年寄 一 留守居 一 三十人頭
 一 郡奉行 一 一寺社奉行 一 小道具奉行
 一 御預所奉行 一 町奉行 一 諸物頭
 以上段々有之

近來政事大略

一 先主大炊頭殿時、森平右衛門と申者は小姓頭に任し、九年の間政柄を取る、此もの姦佞を以て主君を暗まし、國中衰微し、上下騒動に及んとす、侍大將の内竹侯美作憤激し、主君へ忠諫をす、め、平右衛門を誅戮し、國民安堵す、其後家老に任し、日夜忠勤を盡し、君の仁政を助け、今年十年にして國中悉く悦服す、先君の末に、儒者細井甚三郎を進め、君前に於て一統に聖道を講習す、先君過を悔ひ、噫退の被相願、當主彈正大弼殿に家督を被讓、當主天性學術を被好、上下儒道を講習し、家中一統に忠義を存し、己々の奢を止て國用を省き、主君を安全に國を被保、公義の勤

を被取績候所を專要の忠勤と存す、

明和中、西御九御手傳を被相勤、其後國中旱魃、其上明和九年江戸大火、兩屋敷類焼、依之國用困究、上下萬民愁苦言語に絶す、

大火の年三月節句、甚三郎米澤に有之、當主は當日は二九内法音寺と申祈禱所へ被出、諸學生を集め詩會有之、晝七つ時に、江戸大火兩屋敷類焼の注進有之、美作は左のみ驚たる體もなく、江戸の火事は不斷の事にて、類焼は諸家一統のことに候、焼は又々直立し可申候、先生は私宅に御來駕可被下候、寛寛可御相談と申、靜に立別れたり、

當主殊の外愁て、其夜は膳も不被參、角にてに家中并に萬民、年來の困究を憂に傷み居る處、又今やうの大難至りては、いつか下を恵み可申とあり、仁政は彌不相成事やとて甚た愁傷有之段を、甚三郎承て、明四日早朝に麻上下にて登城し、御祝義に罷出候段申達す、諸大臣一同に怪之、當主早速對面有之、甚三郎謹て、箇はと目出たき義は有之間敷候、是は上杉の御家御富饒に被成候時到來仕候段述る、如何なる存念との尋に、有子細を備に述る、依之當主に

右に同し

色部 修理

重職に不_二似合、不都合成義に組し候由、

三百石減地、隱居閉門、長尾 兵庫

同斷 清野 内膳

同 平林 藏人

不都合の催に應し、未熟の存念の由、

七月二日より、家中町々大雷の晴れたる如く、諸家諸向^賣脱^買力^賣買如^買平生^無滞、何の風情も無^レ之、三四日過候て、當主馬廻り三十人餘りにて、いつもの如く城下邊野狩に被^レ出、此節人心も如何に候へは、今暫御見合の方も可^レ有^レ之やと、大臣とも申達候處、當主被^二申聞^一は、自分仕置無理なることゝて、恨み候もの有^レ之候は、夫は其者の心得違なり、不^レ及^二氣遣^一とのこと也、數日過候て、須田芋川兩家來とも路頭に迷可^レ申間、相應々々に輕くも召遣ひつかはれ候やうにとのことにて、足輕組へも入、侍分以下の者は、願の通在所々々へ罷歸、勝手次第に安堵を被^二申付^一、惣て七家の家來とも、此度の主人々々の存立は一^レ向不^レ存、妻子にてさへ廿六日登城申出候て、承り驚入候由、依^レ之右家來一人も咎めなし、

右は安永の頃、上杉彈正大弼治憲公仕置の次第、隱密に借り寫置也、

上杉家々臣格式大略

一分領十四家

家領老侍大將に任す

一侍組九十三家

是人侍大將家老にも任す、惣て七手組と稱す、

大小姓領

三手組

馬廻組

當勤三百人宛

五十騎組

同斷

與坂組

同斷

右三手組也、右四組諸士也、

一扶持方組

扶持方組

組外扶持方

徒士

右三組を三扶持方と稱す、卒士也、

手明組

達者なる者計召連候やうに被_レ申渡、七月朔日拂曉に、諸組一同に登城仕、其上にて美作並五人のもの登城有_レ之やう被_レ申付、早速登城仕、當主下知有_レ之は、本丸二三の丸の門毎に、侍三十人足輕三十人宛番を被_レ申付、出入を被_レ改、城内一間毎に力士三十人つゝ、居番を被_レ申付、外の侍七百人本丸のりよう口手の内に相扣へ罷あり、指圖次第、何方へも罷出候相心得可_レ申付也、

但廿九日夜中、ひそかに被_レ申付、領分界七口番所へ二三十人宛被_レ向、他所より入者を改、内より出者は押留候やうに被_レ申付、外に八十人被_レ申付、二三十つゝ、引分れ、方々に忍に見廻、怪敷者往來せは、召取候て罷出候やうに被_レ申付、此義は後日に相知れ候也、當日は誰も存者無_レ之、

七月朔日、城内右のとうりに付、家中の忤共次男共は、皆々衣服を改め、銘々の門前に立番を仕る、何事も有_レ之候は、登城可_レ致存念の由、誰も申渡は無_レ之候へとも、一時申合せたる如く、右のとうりの由、町町にては長々火の元の慎銘々申ふれ、何となく相愼候ことに候、七百人の武士共は、何方にも下知次第罷

向ひ、必死の奉公を可_レ仕心得口居候由、尤嚴重に相愼み扣居候由、七百人の武士ともは、何方へも下知次第罷向ひ、必死の奉公を可_レ仕段被_レ申渡、七大臣も追追の沙汰相聞候や、最早必死と覺悟の體にて登城仕、二の丸門口にて供の家來不_レ殘押へ止む、主人と草履取はかりにて、本丸へ罷出る、主人に力士三人宛左右に相添ひ、殿中に入候へは、銘々の末席に屏風を仕切致し、大小を預り内へ入る、力士十人つゝ、番を仕、七つ時に大書院へ家老美作以下諸役の諸頭盡く列座、上の間に主人着座有_レ之、一人宛召出し、直に被_レ申渡、其大略は、大臣の身分、第一家中の無事を可_レ存所、虚言を構へ無筋なる義を申つゝのり騒動を企、其上七人同様に病氣と申立致し不_レ參、數日役所を明け、政事を妨げ不_レ憚_レ上言語同斷の致方不_レ敬候、仍_レ之仕置申付候、併大臣共之儀に付、自身申渡候趣也、何れとも奉_レ畏候段申達す、

切腹斷

須田 伊豆

右に同し

芋川 縫殿

半地召上、隠居閉門、 千坂 對馬

此度讒訴の頭取たるを以て、如_レ右の由、

扱七人即答を願退出不仕候に付、然らば相待候やうに有之、先主を本丸へ被相招、右の義を相談有之、先主には殊の外不興被致、七人の者共大臣の威につのり、即答をせかみ申こと、不埒千萬なることに候、是非を差置、先七人の者とも急度被申付可然段を被申、當主達て咤言有之、何を申ても大臣との義、吟味無之候て裁許は難成候間、ともかくも先退出仕候やうに被仰付被下度段被申達、依之先主被出、七人の者とも何分當主了簡も有之へ候間、先退出可然段を被申渡、依之七人の者とも無是非退出致す、但此もはや後悔に存候者已有之候由、右のとうりに付殿中索老眼一人も不相詰、依之六人年寄とも不殘被呼出被申候は、明廿七日早朝に急に可申談子細有之候間、諸奉行諸頭惣登城仕候やうに被申渡、廿七日早朝、諸役頭不殘登城の上にて、當主出席對面有之、右訴狀を被見被申付、群臣一同にけうてん致候て、一言をも不申出、其とき當主被申聞候は、七人の大臣連判を以申聞候事、卒爾なる義にても有之間敷、何も如何存候や、此書面のとうり我等家督以來非理にて、美作并に五人のもの奸佞邪

智なる者にて候や、毛頭無遠慮可申聞候、此節いさ、かも伏藏いたし不申聞候は、不忠第一たるへし、我等非理のことも有之候へは、勿論明白に可申聞と有之候とき、大目付三寄配頭上座より申達は、扱々驚入候義に御座候、御家督以來の御政事不宣と申ことは、一向夢にも存掛不申候、美作五人の者を不忠と申こと、何以て申上候ことに御座候や、御國中十萬人は十萬人、一人として御政事を難有不奉存者は無之義は、上下萬人の耳目にも、常々歴然たること御座候、然は我々存候の士人の申上候處とは、天地黑白の相違に御座候は、何れとも可申上やう無之段を申達す、諸奉行諸頭一同に、右の存念一人も別心無之段申達す、當主被承、何も一同に申聞候上は、其旨を以是非を裁許可申付候、付ては何れもを急に召出候ことも可有之候間、其意相心得退出可致由なり、七人の者は昨朝退出後、一同に病氣の段を申達登城不致、廿八日廿九日も同斷也、依之廿九日暮前に、諸頭を召出し、被申渡候は、存る旨有之間、明朝日早朝、諸組の頭銘々支配の内より武十三人つ、登城可致候、但老人の者病人を除き、

し候に付、諸士ともに氣の毒に存し、如何やうに致し候て成とも十五萬石を持こたへ申度存候より、我も我も深切に存立候ことにて、是を武士の本意を失ひ、家風を損し候と申事難し心得候、左候ときは、武士と云者は、主人の家風は取行ひ不申候とも、銘々の自分をも持はり申候て、安然として居候か、忠義のやうに相聞へ、何分合點難し致候、且又惣て自分家督以來の政事盡く僻めにて、下民心服不致候と申と、尤難し心得候、子細は、自分家督の政事は、最初より其度度其方達の相談申聞、何も尤の由を申聞候に付、諸大臣連名を以て、下たへも申渡候ときは、何故に諫書をも不申聞、只今まで其分に連名を以て下へ僻事させて、我等恨み候まで等閑に致置候て、十萬人か九萬九千人まで納得不致候段に、自分一己の非政と申聞候や、差當り右の箇條何も得合點不致候間、此義を得と申聞候やうにと有之るときに、七人一同に行詰り申候て、一言も出し不申候て、須田芋川、其段は誠以我我不心得にて、不調法成義をふと書加へ申候段を申達す、主人被申候は、大臣申合申聞候ことに候へは、不調法成義は有之間敷候、是は自分年若故、得と不

吞込にて可有之候へは、猶又箇條をも熟覽いたし、新御殿先主大炊頭殿のことも御相談を致し候て、返答可申聞候間、今日は退出候やうにと被申渡候處、一同に承知不仕、是非御即答を被仰聞度相願候、其申條は、理非の義はともかくも、我々大臣七人一同に申上候義に御座候、然處御許容不被下候へは、一人の美作に、我々七人を御見替被成候にて御座候、餘り御情なき御義に御座候へは、何分にも只今御許容を蒙りたき段を申退出不致、此故は七人のもの存候は、只今までの政事當主若年の義、決して實心より出候ことにては無之、美作並に五人の者助言を以申出候とのみ心得候へは、七人大臣申合、手強く申達候へは、定て承知可有之と存候て申出候處、當主にて以の外の難問、案に相違いたし、常々溫和なる主人の氣象見込違にて、急と申候に付、最是や此場を去候ては不參ことと覺悟いたし候て、右のとうり不法なる申分を致候こと、相聞候、

右の通り七人申出候に付、早速先美作以下五人の登城を指留被申、但家中町人美作登城を被指留候に付、是はいか成事とて、かたつを吞罷在候由、

答を承度段を申達す、當主被_レ承_レ之、何も大臣一同申合申聞候事に候へは、定て卒爾の筋にては有之間鋪候へとも、訴狀の旨をも披見可_レ致と有_レ之、箇條の次第を一覽被_レ致、扱七人へ被_三申聞_一候は、先以大臣相揃、自分爲を存候由にて、如此微細に相認見せ申處不_レ淺事に候へとも、全難問を申にて無_レ之候へとも、自分年若にて、得承知不_レ致筋も二三箇條相見へ候へは、是を尋申にて候、先第一文武の世話をやき候事は、當時國政の急務にては無_レ之段を相認候、此箇條不_レ得_レ心候、文と申は上下に孝悌忠信の道を教へ申ことにて、家中の者に忠孝を教不_レ申候ときは、我等幾千人の家來持候ても、夫を召連公儀の御用可_三相立_一やうも無_レ之候、當時武と申は、銘々帶ひ候太刀刀を遣ひ習ふことにて候、未熟にて身に添候は、道具も用立不_レ申候、然時は是又幾千人の家來を持候ても、大事の用には立申間敷候、夫を召連候て罷り出候事は、みな御上の御用を可_三相勤_一爲に候處、右の通り御用にも相立不_レ申候ときは、何を以大名の職分相立可_レ申や、我等身柄にては、文武の世話を致し候より外に、上への奉公も無_レ之事と、常々心得居候、已に公

儀の御法、今の初筆にも、文武忠孝を勵しと御認有_レ之ことは、何れも如何相心得候事にて、文武の世話をやき候ことは、當時政務の急用ならずとは申聞候や、扱美作奸佞邪智の由を申聞候へとも、元來難_三立行_一はとの當家の難澁に候處を、美作政事に任し候てより以來、何とか振廻しも相成候て、上下安堵するに至り候なれとも、今以美作へ加増恩賞とて不_三申付_一候、やはり以前のまゝの貧究にて、大臣の身分難_三相成_一骨折もいたし、日夜政事に苦勞いたし候ことは、現在諸人も見及ひたる事にて候、奸佞邪智の所行は何を以て證據に致し候や、且又推舉の者共、皆々自分爲に不_三相成_一もの、由を申聞候、乍_レ然久々手元に召使見申候處、何れも常々正直に物事申聞、曾て諂わるやうなる筋に相見へ不_レ申候、勿論只今迄何れもより申聞候ことの過失も仕出し不_レ申候、扱又當時諸士ともに至るまで、山野に罷出、鋤鋤を取候事、武士の本意を失ひ、古來の家風をも損し候段を申聞候、成程家中豊饒にて候は、自然にケ様成義存立間敷候、畢竟多年來不政事に付、家中上下貧究に相成、町在も衰微いたしたることに候へは、無_レ據自分を始省略いた

致三省略一候、

上杉侯政事之大略

大臣讒訴仕置之次第

國家老 千五百五十石 千坂 對馬

江戶家老 千石 須田 伊豆

國家老 千六百五十石 色部 修理

侍大將 千石 長尾 兵庫

同斷 千四百石 清野 内膳

同斷 芋川 縫殿

同斷 八百五十石 平林 藏人

右七人讒訴

國家老 千石 竹股 美作

小姓頭 千石 荏戸九郎兵衛

膳番 三百石 倉崎察右衛門

手水番 木村 文八

小姓 志賀八右衛門

同斷 淺間 登理

右六人忠臣

一千坂以下七大臣申合、竹俣以下六人を讒訴せし意

趣は、以前森平右衛門權威を取候節、千坂色部兩人は

家老、須田は侍大將なれ共、平右衛門を取除可申力

も無之、國內竹俣美作一人憤激し、一命を投うち先

至て直諫し、平右衛門を誅戮するに依て、國中安堵

す、相繼先主隱居有之、當主家口有之、兩主共に美

作忠誠を感じ、政事を被任、益忠力を盡し、國中追日

安然に相成候に付、家中町在に至るまで、一統に美作

を大切に存す、依之千坂色部須田三人、平右衛門時

分より手を束ね居候を、美作に忠義をこされ候所を

甚殘念に存す、就中須田芋川は一擧有之ものにて、

美作を取除、權威を振ひ度存念にて、外五人を是非に

かたらい、連判を以て訴狀を認め、六月廿六日未明

に、七人本丸に登城し、主人に目見を致し、右一通を披

露す、其一通の大意は、美作元來邪智佞好成ものに

て、荏戸以下五人の者を忠臣と稱し推舉いたし、上を

くらし下を欺き候に付、國內人民たとへて申さは、

十萬人の内九萬九千人上を奉恨候間、早々美作已下

五人の者を被退候やうにと申達、右の義許容無之

内は、我々退申間敷候間、是非の論に不及、即座に御

する所の高きゆへにて候、然る所に當代士として、飽迄に利欲にふけりて、深く金銀を貪り、町人等に對し、權柄を以てものを押かすむる輩有之候、或は馬を好み、道具を數寄候牀にもてなし、時の利を心懸候者は、さながら取賣伯樂の仕方にて、是者左右の僉儀に不_レ及候、それ程にこそなく候得共、大方己か勝手を專にして人を損ひ、諸事に付、身勝手に振廻候者多候、箇様の人は、利害をのみ勘辨いたし候故、義理の方には必疎きものにて候、利にても害にても、そこに心置すして、一筋に心のまゝに行ひ申にてこそ、義理は立申候、されは義理にさとき者は利欲に疎く、利欲にさときものは義理に疎し、義理にさときを以て士とし、利欲にさときを以て町人とす、士として利欲にさときは、一向に交られぬ事にて、義理にうとかるへきと推量り候、元より利欲の事をいろわすして、いさきよき振廻せん爲にこそ、君より常々祿を給るにてはなく候哉、さらは又名字を捨て弓矢を折て、秤睡を腰にもせず、其儘士のさまにて有ながら、町人の所行は心得かたく候、むかし公義休と申者魯に仕へし時、其家に菜園あり、葵を喰てむまく覺ければ、即時に植

し葵を抜て捨る、又家にて織りし布の能を見て、機織りし女を追出し、其機をやき申候、扱申候は、士たるものゝ家に、衣食を作りなは、其れを業とする人の、いか、して其利を得て生理とせんやといへり、其身魯國の執權をもしけり、都而祿をはむものは、下民とあらそひ、利事にかゝはる事をいましめけると也、今某か家臣の面々、日來それ〳〵相應の祿をあたへて、國中の百姓町人等、假初にも慮外致さゝる様に堅申付候、然る上は利欲を捨て廉恥の行ひを勵し、百姓町人に對し、聊も恥しき振舞なく、公義休か昔をしたはるへく候、尙又くはしく穿鑿をいたし候て、都而利欲と申ときは、金銀に限らず、所詮己か手寄を求むるは、皆利欲に而候、同じ様の事を取行ひ候ても、私の手寄を以てすると、公の義理を見て行ふとは、一念の上にては、毫釐のたかひにて候得共、畢竟君子小人、王霸治亂のさかひも、是よりわかれ候得者、末は千里のあやまりにも成申候、さるによつて義理の辨とて、先賢も委しく議論をあらわし、是を肝要之事に沙汰し置れ候、各其書をよんで其義を悟り、無_ニ油斷_一工夫可_レ被_レ致候、事永く候間今爰に

仕候、まして常躰の表裏、如何様にも不苦候、兎角兎相に越たる義は無之候、但貴賤によりて衣裳の式は別紙に定置候、

一家の作事不可好、畢竟風雨さへ覆ひ候得者、是又兎相に越たる事は無之候、但分限により家の大小は格別にて候、

一衣食住の外、武士は武具馬具は用意なくては叶はざるものにて候、其外は常に用ひ候器物は格別、それも用に立ものまでにて、結構成は一圓入らざる事に候、譬は織物茶椀等の類多く集め持候は、何の用に立申義に候哉、世に交る習ひに候得者、少は不苦候得とも、それも一向に構わす候はんは、結句心口さ方に存すべく候、

一家中の士、勝手續申様に、諸事分限相應にいたし、諸納の分量を積りて、金銀のつかひ用を加減致し尤に候、親族等に貧窮なる者候か、又は他人にても、存知の者の内に迷惑いたす者候は、見捨かたく候故、左様の義にて自分の勝手悪敷成り候は、結句奇特に存候、左様の所不届にて、勝手能候ても、士の本意に無之候、右之趣にて勝手調はす候ものは、様子を承

り届、幾度も續候様に取斗遣すべく候、其外不慮の仕合にて、勝手損申候は、是又格別に候、其時に當りて相談可致候、此心得は頭分の者能く承知致し、自然右兩様とも、勝手迷惑致候者候は、早速可申聞候、延引候は、不届たるへき事、

一古より四民とて、天下の人を士農工商の四色に分ち置、それ／＼に司とる附の職を申事にて候、然に農は耕作を勤て米穀を出し、工は或は梓匠となつて室屋をかまへ、或は陶冶と成て器物を作り、商は賣買を營て有無を通し、此三民にて天下の用を宜し申候、儲義理と申もの一つをは、士の職と定申事にて候、此義理と申もの、道もなく奥かなきものにて候故、彼三民の所作とは事替り候、急度司とる人有、定不申候ても、其分の様に候得共、此義理の筋目、天下に亡ひ候ては、人に廉恥の心なくなり、互に相欺、互ひに相掠、おのつから畏れ憚る所もなく、終には子も父を父とせず、臣も君を君とせず、大亂に及び申事に候、それ故に士と申者を立て、義理を守らせ、彼三民の上に置申候、平生はあそはしめて居ながら、百姓町人を思ふさまに押下け候得共、彼等も恐れ敬ひ申事は、職と

茶、それも成程兎相に越たる義は無^レ之候、鹽梅取合の能悪敷は、挨拶にも及間敷事に候、士の寄合極候は、互ひに親しみを求め、をもわくを述、異見をも聞て、語りなくさむ爲斗に候、馳走とは亭主の禮義を調候て、念頃に饗應すること可^レ申候、當代は馳走とて、料理を取分、坐上の物數寄杯にこゝろをつくし、隙を費して何の爲そや、心得かたく候、北條時頼ある宵の間に、平宣時を呼^つなし事ありしに、頓而と乍^レ申、直垂のなく、兎角致候程に、又使來て若直垂のさふらはぬにや、夜なれはことやう成共兎角と有しか、尤なへたる直垂の内々のまゝにてまかりたりしに、銚子に土器取添て持出て、此酒を給ん事さうくしければ申つるなり、着こそなけれ、人はしつまりぬらん、さりぬへき物やあると何國迄も求きたまへと有りしかは、紙燭さして隔て求し程に、臺所の棚に、土器に味噌の入たるを見出して、事足りなんとて、心よく數献に及て、興に入らせ侍りきと、吉田の兼好か徒然に書のせ候、時頼は其頃天下の執權職にて、箇様に無造作にして、身の榮耀なき振舞、是に過たる事や候へき、比類なき殊勝の義に候、時頼程の人、箇様の例申、

異國にも承り不^レ及事に候、土器に付たる味噌をなめて酒を飲事は、今の世には下郎さへ不^レ仕事に候、まして少の所帶を持つて候者、思ひもよらす、少し有酒をともに飲んとて、はやくも思ひ付て呼れしをは、宣時も嘸嬉敷思ふへく候、すへて人に物ををくり候にも、又は振廻候にも、不斗思ひ付て手軽く致し候こそ、誠の心さしはあらはれ候、ことく敷取繕ひたるは、輕薄に面白からず候、友達の交りは、たゞ禮正しくして、しかも自分親み有こそ、幾致も絶ぬものにて候、宣時か夜ともいはず、直垂とか求しを、おそきとて、はや出しはかつて、其儘まかれよと言をこせられしにて、其儘の風俗は、假初にも作法正しき事を知りぬ、また時頼の銚子に土器を、自身ともて出られしにこそ、是に過たる馳走や有へき、さてなくてこそあれ、直垂着てかはらけの味噌をなめし宣時か行狀、疑ひなくやさしくをほへ候、人しつまりぬるを、おこさゝりしも、下をいたわりし分野に候、士の交りは今とても、箇様に有度ものにて候、

一家中の士、綺羅を好むへからず、武器馬具木刀かたなも、用に立を專に可^レ仕候、拵仕立も成程兎相に可

を述心にも忘れかたく存間敷候なり、まして父母には如何様の報恩を致候而もつきぬ事に而候得とも、父母の情餘り深ふして、其僉義に不_レ及候ゆへ、其義は無く候ても、餘波を惜み泣悲候は、子たるもの、心、恩を思ひ情を感じて、何共しのひ得ぬ故に候、死たる人に益の有となきとのせんさんくに及ひ可_レ申には無_レ之候、又武士は戰場にかゝつて、親をうたせ子をも討せる習ひに候得者、左様に心よわきは武士の法にあらすとの申分こそ、尤成かこつけにて候得共、是程の事にさへ言を知らずしては、君の恩人の情思ふへきとも不_レ存候、何程氣強にして、武士の情に叶ひたると、己こそ可_レ存候得共、一向に頼母しからぬ士にて候、又兄弟は幼少より一所に育ち、一日も相はなれず、左右の手の如く成ものにて、親につゐては、誰か兄弟程の親しきものは候半や、其外の親族も、何れも筋目にそ口はこそたかひに恩愛もあり、平生申通りに候處、相果候ては、一向に歎之氣色もななく、残念に存せさらん人は、平生眞實ならぬ心の程も知られ候、尤はつかしき事に候、

一自今以後、父母妻子兄弟、其外親族の内、國法を背

き罪科有_レ之候を、能々承知仕候とも、親しき者として申出候は、士の法と者存間敷候、且又一門のみならず、平生別而咄し申友達の内にても、是又同じ心にな_レ存候、但左様に國法を背不忠之ものを強て隠置、才覺を以て罪をのかれ候様に致候は、様子承り届、罪に可_レ申付候、若又叛逆の巧等致候歟、何歟國のさわきにも成、某の大事にも成候程の義は、國にもかまわす某にも思ひかへ、見遁し置候義は不_レ可_レ然候、其段は某か申付候に不_レ及、各の了簡に可_レ有_レ之候、それ程の義にても、子として父を申出候と同じ心にな_レ及、君父は義理の重き事、何れもおとらぬものにて候、忠孝は欠かたき事に候、其事の品により、とき草庵により、子たるもの、了簡の可_レ有義に候、一筋に申かたく候、縦父母兄弟たりといふとも、罪人をは申出候様に相定候こそ、某かためには宜候得とも、士の風義は左様の仕方はあらは、都に某か心底各の義理を立られ、枉て某一人に忠節を被_レ致候へとは努々不_レ存候、某に背きけれ候てと、各の義理さへ不_レ違候得者、某におゐて珍重に存候、

一家中の士、常々寄合の料理、内々定置候通一汁一

たる様見へ候候得とも、死すへき場に至りては、血氣時革者に少も口られず候、一旦の血氣にては、下郎さへ死する習ひに候得者、まして士の死ぬるは不_レ珍事に候、最期迄も取静て、常々の心の如く、聊もせきたる氣色なく、一際潔く見ゆるこそ、士の最期下郎と違ひたる所にて、大形は武備を心懸け候得とも、血氣におかされ候間、その用心可_レ被_レ致候、

一父母兄弟妻子等死去致候節は、葬送の禮法、古の聖人定め置給へりといへとも、今急に取行ひかたく候、追而よろしく相斗ひ可_レ申出_レ候、先其内は僧を頼候とも、火葬停止に候ま、其方急度相守、口に不_レ寄死去かくし候は、一統に火葬に取置可_レ申候、相背候もの有_レ之候は、急度可_レ申付_レ候、

一父母親族等死去の節、喪服の月數は、聖人の御代には、父母は三年、其外兄弟親族にも、それ_レに制法有_レ之候、某か家臣たる者、後一統に聖人の法の如くに喪服相勤申候様に致度候得共、是又急に取行かたく候、時節を相待可_レ申出_レ候、其内志有_レ之、三年の喪其外の喪も古法の如く相勤度く願申者有_レ之候は、珍重に可_レ存候、其外は父母に五十日、兄弟親族にも俗

令に定置候通可_レ相勤_レ候、若不行義成躰承候は、品により急度可_レ申付_レ候、古は喪と云はかならず聲をあけて泣悲にはあらず、引込申内は酒をも飲まず、女色に近つかず、なげきの心意にて、ものこと穩便に相慎、就_レ中父母の喪は一代の大事にて、是に過ぬ悲に候、その故は、父母は骨肉を分し親有_レ之、吾身の出来し本に候得は、吾身より大切成義に候、其上襤褸の内より膝の上に撫育せられて、成長の後も、二六時中忘るゝひまなく、哀成迄にねんころなる心持、泰山より高く滄海より深く候、それにはなれ候は、十方を失ひ諸事打捨、唯一筋の悲に心腸致傷裂する程に覺へ、幾年月過候とも、名殘惜きは止み候へきや、然るに當代の風俗、其砌は哀傷の顔色に候得共、程過候得者、最早父母の事は打忘れて、己か氣儘を振舞、纔の五十日をさへ假令に致し、深く歎候者を見ては、結句鈍成る事の様に申、箇様の義に氣のよわきは士の法にはあらず、女童の心なと、譏り候、放逸無慙の行狀には、無_レ是非_レ風俗、歎とも餘り有事に候、今友達杯の内介抱を得、志深き者有_レ之候得共、それも父母の恩愛には、日を同く語らぬ事にて候得共、感勸の禮法

れ候、如レ斯にてこそ、下の賢否も有様に知れ申筈にて候、箇様の義は、何れもとりに限なきやさしき事共に候、某も論語を讀候て、此所に至りては、大形成涙を押へ候、某家臣たる者は、家老頭分は子遊を鏡に致し、諸士は滅明を手本に可レ致候、させる事なきに、家老頭分たる者方へ音問無用に候、可レ有懸りの禮をつくして可居る、家老頭分たる者も、下の追従をよろこはざる心得肝要に候、何歎筋目有レ之親き者には、自己の志は尤に候、某に替りて人を撰候節は、親

疎の構なく、其者の平生の行ひを考て、善惡を定るは、家老頭分たる者の役に而候、元より依怙量負は士の仕義にて無レ之候得共、萬一左様の仕方有レ之候、
 ◎は尤急度可レ遂ミ吟味ニ候、能々可レ有ミ心得ニ事、
 か一當代の士の寄合を聞及ひ候に、多くは賓主共に禮義不レ正、譯もなき事とも口にまかせ聲高に笑ひ罵り、又は人の嗜好色のはなし、或は醉狂し或は小歌三味せん、座上に廻りはやす族も有レ之よしにて、是等

は一つとして士の作法にて無レ之候、僞に下郎の寄合にて候、士の交りは禮法正敷、一言申出候とも、跡先をふまへ、多くは古書の穿鑿、義理の物語などをこの

み、かりそめにもそらかたる躰も不レ致こそ本意にて候、然者とて、心安などはたかひにくつろき打解て語る義は格別にて候、其内にも不行義成と、作法正しきとは差別可レ有事に候、家中の士とも寄合候節々、右之心得可レ有レ之候、

一家中の士武備を忘れ申間敷候、武備とは分限相應に人馬其外入用の道具所持致し、射騎劔法の技術不案内に無レ之候様に稽古可レ有候、但其道の師をいたすもの、外、餘り精く相究候義は無用に候、不斷手馴候様に可レ致候、軍法は常に僉義可レ有事にて、但軍中の法令は、内々定置候通りにて候、平生被レ致ミ承知、戰場にかけて失念無之様に可レ被ミ心得ニ候、

一武備を忘れ不レ申は平生の嗜にて候、常躰に馬分口なし罷在候て、然も其心得可レ有事に候、然るに我こそ武備を不レ忘迎、其おもはく致し、爲レ差事もなきに時革候て、異船に見へ申者有レ之候、是等は血氣にをかされ、一向に落着なき躰にて候、却て未練の士と可レ申候、武士の嗜は心に有計にも[◎]仕方に有事には無レ之候、されは能士は姿物云却而和に、少の出入には心を掛す、大形は堪忍を専と致候ゆへ、心をくれ

れは、其差別は元より可_レ有事に候得共、然は迎、己か賞に奢候得者、事を輕しめ人を侮り申體は、淺墓に見苦敷義に候、譬は參會の節、人を上座に迄め、己は下座へ謙可_レ申候、何程位列違ひ候共、式代もなく上座へ上り申事、用捨不可_レ有候、一往も二往も辭退に及び候て、其上は兎も角もに候、路次を通り候節も、此方は人を除け、ひとは此方を除け候こそ本意にて候、己か供廻り多にまかせ、勢ひさかんに振廻候て、小身なるものに無禮仕事有へからず、左様の節は、大身なる者は諸事引さけてこそおとなしくも見へ、尤に聞へ候、此段は別而家老頭分の者、その外家中の歴々心得可_レ有之義に候、

當代の士の風俗、質直朴素の氣味すくなく、外見ま出さり身を豊に持なし候、我同列の者、又は下輩之者に對し候ては、高位に取繕ひ、偏に飭たる木人形の如く見へ候由承り及び候、箇様に六ヶ敷執成候は、餘程苦勞なる儀に候、それも士の作法に叶ひたる事に候は尤に候、士は分限より身を引さけ候て、諸事のしかた無造作に、形を繕ひ身を飭候心なく候こそ本意にて候、つたへ聞、周公は賤士にても來といへは、かな

らす對面し給ふ、髮結び給ふ時も、人來れば髮半結て手にて握り出給ひ、食し給ふ時人來れば、口にある食を吐て出給ふと也、時の天子成王の叔父にて、天下の攝政にて御座候とも、勢を忘れて形にかゝわらず、如斯無造作なる振廻成にしをかし、況少の所帶を持って、尊體の振廻を致すは、偏に井の内の蛙にて候、昔よりして和かん共に、世間を廣く見て人情を能存候者、いつれか箇程に六ヶ敷執成たる振廻候哉、某か家得たる者は、諸事無造作に繕ひなき様に可_レ被_レ致候、一昔孔子の門人子游魯の武城の宰と成し時、孔子能人得ぬること尋給ひければ、澹臺滅明と云もの有、路次を行に本道よりして、終に近道を行す、公用にあらされは終に某か家に來らず也、是を以て能人と定しとなり、古人の風義如_レ斯に候、是式の義に候得共、此兩事にて、滅明か心留正しく大様にして、身の便りを求めず、才節を專とせず、己を枉て人に諂ぬ處あらわれ候、今時箇様の者候は、鈍成振廻の様に可_レ申候、又人の頭として、其下の者吾方へ公用の外付届無_レ之候は、こゝろよからず可_レ思慮、道孔門の學者とて、是を以て稱美するにて、子游か公成心の程も知ら

上に誦す下を慢らす、己か役義をたかへず、人の患難を見捨す、甲斐々々敷頼母敷、假初にも下さまのいやしき物語悪口なと、詞の端にも出さす、さて耻を知り、頭を刎取とも、己かすましき事はせず、可_レ死場をは一足もひかす、常に義理を重んじて、其心鐵石のことなる物から、然も溫和慈愛にして、もの、哀を知り、人の情あるを節義の士とは申候、平生心懸なく、うか／＼と日を送り候は、古人のいはゆる醉生夢死に候はずや、

一士は右申通り、節義を嗜、人物貞信にさへ候へは、世話にて立居振舞不調法にて、物言悪敷候とも、士の疵にて無_レ之、少も不_レ苦義にて候、當代の士は、多くは貞信に無_レ之、心ま口ひにさとしく、世話賢く、立居振廻不_レ見苦候ゆへ、己か才智に飽迄自慢を致し、貞信なる者を却而初心なりと見下し、其外既輕薄成輩有_レ之、其内に剩口初にて、様子靜に取繕ひ、能人からに化たるも有_レ之、まゝ不功にてうわみに見ゆるも有_レ之、色々かわり候得共、みな同様之人にて候、箇様の人才智のみならず、血氣にてこそ候へ、似合に勇力もあるゆへに、我は己か役義或は傍輩の事に付、苦勞

なる義をも、己か名利の頼有_レ之うちは、身に引受て精を出す物にて候、それゆへ頼母敷人柄の様に見へ候得共、元來倭人にて、一筋に義理を守る心なく候故、大事に懸る節は、必時の模様を見合、眞實の志しはなき物にて候、一命を捨、専度の用に立申義などは存もよらす候、某か家臣にも如_レ斯の人有_レ之候哉、大ひに政敵の妨にて候、縦は周公の才孟賁の勇候とも、珍重に不_レ存候、又は世に結構人と稱申内に、生質柔弱にして、才智もなく禮法も不_レ存、言行に付正しきを嫌ふて、酒宴遊興に日を送る輩有_レ之候、是はさなりに候、悪敷人物とあらはれ候得者、前の倭人よりは憎からず候得とも、某か政敵を破り申所は同事に候、此兩様の人の行ひに似候はぬ様に可_レ被_二相嗜_一候、

一家中之士別而禮讓謙退を本とすへく候、昔文王は鰥寡をも侮らす、賤しき賤の男賤の女をも侮り玉はす、その頃天下を三分か二有ち給ふて、聖人にて御座せとも如_レ斯に候、増してそれより以下の者、如何様の賤しき者をも侮る心不_レ可_レ有候、殊に士はいづれもおとる事は無_レ之候、時の仕合、貴賤のわかちはあ

人を侮り己かほこる助といたし候、才智在之上に、
文藝も有之候得者、能士の様に見へ候得共、實は仁
義の心なくして、偏に盜人の振廻にかされはこそ、拔
群不學の人には劣申候、其外は或は詩文を作り、或は
書籍を玩んで、僅に目を渡る輩有之候、是は一向慰に
仕迄にて、何の益にも無之事に候、各へ申渡候は、右
之通の義共にては無之候、學問は右申通りの人たる
所の道にて、人と生れたる者はを知らず行す候ては、
ひとへに禽獸の分野にて候、然者朝夕の衣食よりも
急用成義と可心得一か、扱其修行の法は、身心の工夫
とて、心の邪正、身に行ふ所の善惡、是等の吟味を致
し、心を正しくし身を治めて、古之賢人君子にも及
ひ、又は其人の心次第にて、聖人にも至る道にて候、
先學問は如斯之譯にて候、此外に學問といふもの無
之候、心得申事肝要に候、然者書を讀候而、古之聖賢
の御言葉を種として、心身の工夫をせんためなれば、
小學四書近思錄之類を熟讀いたし、餘日あらは五經
などにも及び、其理を尋ね、一句も今日の上に引受
て、ことごとく修行の爲に致し候こそ、まことの學問
と可申候、殊に四十已上の人は、精力もすくなく候

得者、小學四書近思錄斗に能々口、其段は氣根次第に
て候、六七十より八九十は、大かた老衰と致すものに
候得者、大學論語迄にても、又は大學の一冊にても、
自分に熟讀いたし、其外は人の物語にて聞候ても同
事に候、學問は必しも文字の上にて在事にては無之、
一日成とも命のうちに、此邊を悟候て相果候は、生
たる甲斐可有之候、百年存命候とも、無學にて人た
る道も不存候は、何の益なき事にて候、されは志
ある士は、勤學油斷仕ましくにて候、

一父母に孝順をつくし、兄弟には友愛を專とし、親族
は遠類たりといふとも、筋目を違へず、ねんころに申
通り、傍輩にはたかひに信を本として、心底に偽を挟
まず、家木には憐愍を可被加候、是等は肝要の義に
て候間、常々心懸尤に候、右申通り學問を被致候得
者、聖賢の書みな是等之全義にて候、某か口舌を費に
不_レ及事候、

一家中之士、常々おこたらず節義を嗜可申候、一言
一行も、士之道におゐて不僉義なる事不可有候、節
義の嗜と申候は、口に偽をいはす、身に私をかまへ
ず、心すなほにして偽なく、作法亂さず禮義正しく、

眞實に存入候、各もこの心底を能く推察いたされ、常に異見を加へられ、諸事差引頼る、外無^レ他は勿論、各も其心得肝要に候、然も古の聖賢の君さへ、群臣の諫を求め給ふ、況某如きの者、先祖の積善により、君位に登り各の上に居といへとも、生質不肖にして、君たる道にたかひ、各の心に口口事を朝夕恐入り候、某身の行ひ、預國の政事大小によらず、少く宜からぬ義又は各存寄たる義、遠慮なく其儘可^レ被^ニ申聞^一候、其内國政の義はかりそめにも民臣にかゝはり候義は、小事も大事成義にて候間、各の差圖を承る筈に候、各も遠慮可^レ有^ニ義にあらす候、但身の上の義、右の通り申度候而も、某氣にあたり可^レ申歎と、斗ひ被^レ申義可^レ有^レ之と無^ニ心元^一候、又は生質不肖に候間、箇様に申候而も、我身の悪事を強くいさめられ候はは、快さる事のかん色相見へ申義も可^レ有^レ之候間、かさねてをこり申さる様に致なし可^レ申哉、其段は随分嗜可^レ申候、萬一其氣味見へ候共、一旦の義にて、始終の心底は唯今申候通にて候、都而某心底内外之義に付、己か悪事を人にかくし申儀者無^レ之候間、見及聞及被^レ申義、何事によらず、機嫌を斗らはず、諫言を頼

申候、譬者事不慥に候共、虚實は構なく候、譬者遊興を好候歎、少々に而も自由の振舞候歎、女道にふけり候歎、奥方の驕候歎、威勢に募り候歎、才智にほこり候か、諫言を不用候歎、賞罰不^レ正か、賢臣を遠ざけ佞人を近づけ候か、文道に疎候歎、武備を忘れ候歎、家臣百姓に至る迄、憐愍無^レ之候歎、無用の器物を翫候歎、金銀を費候歎、作事を好み候歎、人力を破り候か、箇様に自分の存寄分に候、此外にも思ひ寄られ候事有^レ之候は、對顔之節直に成とも、又は書付にてなり共、可^レ被^ニ差出^一候、秘し申度事に候は、封候而成とも尤に候、取次之者少も延引候は、可^レ爲^ニ不^一届^一候、勿論一覽にも不^レ及、其儘可^レ達^レ之候、一凡家中の士、貴賤を擇す學問を可^レ致候、學問とは別に替り申義には無^レ之候、人たる處の道にて候得者、朝夕第一に可^ニ心得^一候の處、眼之義の様に心得、學問不^レ仕候而も、其分と存罷在體にか、不吟味なる義不^レ過^レ之候、乍^レ去當代學問仕り申輩に、結句不學の人より劣申者有^レ之候、其故は、此人己か才智にほこり名利の心深く、不學也と人の申を無念に存、書籍を取扱ひ、少々文學を知り、古事とも端々覺へ候て、

しむへし、勤仕の其身さへ浣衣魚服を用ひて、妻子家内の縫薄織物等美麗の衣服を着し候は、甚其理なき事也、自今以來、妻子の衣服は猶以美麗を制禁すへし、違犯の輩あるにおいては、再ひ詮議を遂るに及はず、越度に申付へき事、

附、輕き挨拶并陪臣家僕の輩は、絹服一切停止すへし、江戸詰の時、又は其所爲あるものは、制外たるへき事、

一飲食之事、交會宴饗の時、一汁一菜、又は一汁三菜など、器數の法を定むといへとも、一器に數品を盛り貯へ、其定法に准へ置時は、畢竟立法之本旨にあらすして、費を省に益なし、自今以後は、其器數にかはらず、人々の分限有無をはかり、嘉肴珍味の盛膳を禁し、一切儉約を本とし、庖人等を相招く事を制止す、或は傍輩中之交會に、少祿のもの多祿のものに料理等相劣らしと争ひ競ふの輩は、其分限を忘れたる無益の事ともなり、嚴に相戒むへき事、

附、賀祝の宴饗は、繼目婚禮より重はなし、其儀式等節儉を用へし、家老職并家老脇ははましを用ひ、番頭格は素謠を用ひ、其以下は歌舞家業のものを

相招くへからず、繼目は家督の禮相濟候付、一家他人ともに、一日に限て宴饗すへし、婚禮は婿分舅之出會、嫁娶の祝義、一日に宴饗せしむへし、繼目婚禮ともに、前後の宴饗を許さず、一日に執行ひ、一切の盛美を禁絶すへし、并に惣して音信贈答の類、互に輕く取行ふへき事、

右之趣家中面々一々謹み守り、輕き扶持人末々に至るまで、其支配たるもの屹度申含め相辨ふへし、若違犯之輩あるに於ては、嚴に其法に處すへきもの也、

正徳三年癸巳八月日

松のさかへ卷四

水戸西山公示ニ家臣一條令

今度愚意之趣、一々左に書顯し、各に申聞候故は、自今已後、某と各と、たかひに善に進み惡を改め、各は古の忠臣義士にも不耻、某は明君賢主の跡をもしたひ、後代までも君臣共に、能例にも至られ候様にと、

の事に及び、或水稽古に事よせ、釣網をもてあそびて、法令を犯すの類、禁制たるへき事、

一家中末々に至るまで、奢侈を除き、諸事儉約を專とし、他人の嘲をも顧みず、費を省を第一とすへし、或面白儉約をしめして、公務を省を、家内の暮し等は奢侈を好み、過分之費多く、勤仕の諸願差出輩まゝあり、甚非義の至なり、或嫡子たりとも勤仕なき内は、衣類飲食等諸事に至るまで、随分軽く養ひて、勤仕之其身に准すへからず、次男三男に至ては、諸事に付猶以其心得有へし、召仕の下女童等は、分限より之を省き、表向公用之奴僕等は、減少なき様に召抱へき事、
附、惣して町人百姓之類は、家來帳面にこれを載る事、彌固く制禁すへき事、

一家中の輩、自分之知行と號して、或少々由緒を申立、町人或は農家へ罷越、不相應の宴饗をいたさせ候事、以後は固く禁絶すへし、縦其者ともより相招といふとも、許容あるへからず、或は某々の親類縁者方へ行、一宿又は數日逗留の上、逸遊放蕩之仕方まゝあり、以後は用事に付一宿せしむるにおいては、頭分は仲間へ相達し、平組は支配頭へ相改達し、月切に家老

中へ相斷るへし、或知行所の農民をかたらひ、押て金の才覺等申付るの類、一切嚴禁すへき事、

一家中在町に至るまで、俗家へ妄に出家を招き、親之歸依傳法に事よせ、閨室之内をも相憚からず、晝夜往來して、逸遊宴樂に法を踰、倫理を亂すの類まゝあり、凡沙門之身といふとも、情戀之念全く離れかたし、大小遠近ともに、深く是を慎み、嚴に制禁すへき事、

一宅普請之事、表通の見分を專一とし、勝手内證向に至ては、至極の儉約を用ひ、費を省くへし、材木板疊襖張付等は、中品已下を用ひ、縦當分費ありとも、多年相支へき品、又は當時一通にて、再作を相期する品、此兩様を辨て用へき事、

附、城惣堀まわり、屋敷より裏道付へからざる事、
一衣服は絹類木綿等差別なく勝手次第用へし、絹服ありて綿服なきものは、新に綿服を裁製するに及ばず、有合たる絹服を用へし、綿服ありて、絹服なきものは、有合たる綿服を用ゆへし、故なくして新に絹服を裁製する事を許さず、惣して格祿に應せざる織物等の美麗を用へからず、洗衣籠服を憚らす着用せ

一自分召使之もの慮外に及び、當座に差赦しかたく、手打に及ぶに於ては、其意趣支配頭并人奉行へ相斷、檢使を受裁許を相待へし、或は其身の邪惡をかくし、下人に罪をおふせしめんかため、少々の事を申立、手打に及ぶ輩あるにおいては、越度たるへし、惣して下人自分の仕置一切停止せしむ、仕置に及ぶへき事あるにおいては、支配頭へ訴へ下知を受へし、或は下人不届に付暇差遣し、先々奉公相構においては、其意趣を書付、人奉行へ相達し、人奉行より目切に右之書付とも、惣奉行まで差出すへき事、

一欠落ものは穿鑿を遂げ、呼戻し裁許に及ぶへし、他所より參候ものは、理非詮議之上、或留置或返す事、支配頭へ相達し、裁斷を受へし、并欠落のもの其身の非のみにあらず、他人之罪をも我身に引受、其いゝわけ成かたき品により、是非に及はず欠落する者もあるへし、一旦出奔の罪通れかたしといへとも、前非を悔て直歸るにおいては、分明に詮議を遂げ、恩赦之沙汰に及へき事、

一大事之時は、前々より定置所之面々、役所或は其場所へ遲滞なくかけ付へし、惣して無用之輩、火事場

へ懸出る事、固く禁絶たるへき事、

一家中之輩、男女兄弟姉妹等手前に抱置、家累多く窮迫し難義に及び、勤仕成かたく、諸願指出候輩、甚不埒の至りに候、前々より男女子供を同僚中へ奉公させ相預候事は、其道にあさる様に風俗なり行、出國禁止之上は、是非に及はず、手前に抱置段相聞候、自今以後は、相對を以同僚中へ預け、奉公せしむへし、其後直に召出候とき、卑賤の構なく、職祿あて行ふへし、預り置候ものも、常々若黨同然に召仕ひ、江戸往來にも召連、外も其隔あるへからず、其後直に召出さるゝにおいては、早速相改め教を加へ、同僚之格式を以相交るへし、女子も預り置候内は、下女同然に召仕ひ、若同僚中へ婚禮に取組遣し候よりは、諸事相改め、夫家の格式を以相交るへし、并其男女を養子に願候ものも、其隔其憚あるへからざる事、

附、惣して婢妾の類、男女子を設け、或は其人から妻に成へきものたるにおいては、支配頭へ相達、家老の輩へ相訴へ、寺社奉行へは家老中より申渡すへし、人別帳面是を相改むへき事、

一弓鐵炮修練にかこつけ、妄なる殺生を好みて、不埒

以下之ものは許さすといへとも、生質愚陋、又は疾痛ありて、其證顯然たるにおいては是を許す、或は大病平復なりかたき様子にて、養子を願ふものは、支配頭へ相達し、目付役之者支配頭へ差出し判形見届へし、惣して十七歳以下の養子願は許さすといへとも、父祖の功業甚た大に、又は其いはれ有ものは、其姓名を斷絶せざる事、臨時之恩裁爾たるへし、五十以上の子なきもの、兼而其願なく、臨死之養子願は相許さる事、

附、中小姓已下病氣危急之時、俄に養子を願ふは沙汰に及さる事、

一病氣にて節日の禮式に出さる小輩、無役之頭役格已上は、當番之奏者番へ相達し、奏者番より用人まで申断へし、平組之輩は支配頭へ相達し、支配頭より奏者番へ相達し、用人に申断へし、

附、節日病氣にて出仕せざる輩は、快復のとき、頭役は月番の家老中へ相達へし、諸役諸番の輩は、快復之時出勤せしむるにより、支配頭へ相断に及はず、無役の平組も右之通、支配頭へ相断るへき事、一看病にて出勤断の事、家内の父母兄弟姉妹妻子ま

ては、支配頭へ相断、引籠保養せしむへし、祖父母伯叔父母外舅外姑之類、看病人無においては、其段支配頭へ相達し、差圖を受へき事、

附、諸番所當番のもの、急病人出來に付、仲間へ番代頼遣し、許諾の返答あるにおいては、代りのきたるを待す、用人中へ相断罷歸候へし、相番ある輩は、相番へ達し代りを待す、用人中へ相断罷歸るへき事、

一陪臣の事、家老家之おとな馬乗格之者といふとも、元來名位之差別同しからさる事、左候へは直參の中小姓徒組までに對し候とも、謙讓を專とし、禮貌あつく、書札對話に至るまで、重く敬を加へし、諸家の馬乗は、猶以直參に對し、禮貌敬を重すへし、以下之從僕末々に至るまで、其主人たるもの、無禮を戒禁すへし、若違犯之ものこれあるにおいては、其主人越度たるへし、直參の輩輕き扶持等に至るまで、陪臣に對し、其禮格を亂るへからさる事、

附、輕き扶持人并家中奴僕之輩、町人農民を輕しむ、横虐を加ふるの類、又は其主人の權威をかり、狼藉不敬を働くの輩、固く制禁すへき事、

後、過分に妻子を装ひ繕ふの類、固く禁止すべき事、

一奉公願の事、番頭以上の次男は馬廻り、竹間以上の組三男以下は中小姓を願ふへし、諸頭之嫡子を若願ふ事あらは馬廻、竹間以上の平組二男三男は中小姓組たるへし、夫より以下は徒組たるへし、若平組の嫡子を願ふ輩あらは馬廻り、竹之間以上之平組次男は中小姓組、三男より末は徒組たるへし、中小姓の嫡子次男は徒組を願ひ、徒の嫡子は徒組を願ふへし、惣して父祖之功業他に殊に、又は其器量あるに於は、制外の拔擢を蒙るへし、醫師の子は家督相續定まらずといへとも、自今以後、ヒ役のものは云に及はず、諸醫になるへし、扱醫者之輩は、醫術學術業にの優劣に隨ひ、其沙汰有へし、或は其子醫術未熟たりとも、學業人にすくるゝにおいては、相續安堵の沙汰に及ふへき事、

一名代願候事、愚陋或は疾痛、或は懶惰にして、職務勤らず、無益の祿を費し候輩は、一族相談を遂、名代之願を立へし、其餘は七十以上より名代之願を許すへし、縦ひ七十以上たりとも、其身健壯にして、勤仕

なるへき體あるにをいては許す、家督相續は未だ申付すといへとも、名代申付候迄は、其祿全く名代のものに相渡し、三百石以上は十分一の助力を受、二百石以下は相應に軽く受へし、前々より閑暇を好み、名代を願ひ、過分之助力を受、奢侈放從を事とし、或は自分_ニ其祿を裁判して私用に費し、名代の名は貧窮難儀におよひ、勤仕成りかたき輩ま、相聞へ、甚非道の仕形に候、以後は嚴に制禁たるへし、違犯之輩あるにおいては、其時其沙汰に及はずとも、家督相續之節、或は滅地之沙汰にも及へき事、

附、父母之養に、孝子之心限なしといへ共、公事を差置、私用を第一として、過分に父母を奉する後父其義なき事にて、眞の孝にあらず、其親子たる者之間、何と和順ならんや、しかれとも隠居の祖父母父母たるもの、よろしく此旨を辨へ、儉約を以て安穩に餘年を暮し、子孫の繁榮を願ふを第一とすへき事、

一養子願之事、五十以上の子なきものは、同姓の中を撰ひ、養子の願を立へし、同姓なくは、母方或縁者或は實姓にても、其人からを見立、是を願ふへし、五十

其外無足中小姓に至るまで、他國道中にて鍵持する事、人々其心次第たるへき事、

一平日城下諸士鍵持せ候事、本より其道なれとも、小身にて其力に及びかたき輩あり、假に法格を立、年始は諸頭并三百石已上の平組にて持すへし、五節句は諸頭にかさるへし、惣して頭役たるもの、平生鍵持せ候事、勝手次第たるへき事、

附、二之丸の内門内へ、鍵薙刀持せ入へからず、但丸之内に屋敷あるものは、鍵薙刀ふせさせ出入すへし、惣して惣郭之外、鍵持せ候事、諸頭平組にかさらず、其意に任すへき事、

一乗馬備へ繫くへき輩、諸上納過分に多く、乗馬繫かたきにおいては、其趣相斷裁許を受へし、或諸上納多くありとも、其餘自分の所入四百石に踰るにおいては其斷は許さる事、

一長柄之傘は、本丸之内へは家老共斗り是を許すへし、本丸之外は、物頭以上并嫡子其外平組三百石以上のものこれを許す、然れとも若黨召連れさる輩は、遠慮あるへし、小姓組醫師之輩は、用事に對し制外たるへき事、

附、杖を用る事、五十以上これを許すへし、五十以下之輩は、職祿によらず、三丸の門内杖つくへからず、或は五十以下たりとも、疾痛ある輩は、裁許を受けて用ゆへき事、

一城下往來乗物之事、用人已上は、年齢にかゝわらず是を用ゆへし、其以下は五十已上、或醫師之ともからこれを許す、疾痛ある輩は、其支配頭へ相達して用ゆへし、村野在々に至ては、職務年齢のかまひなくこれを用へし、下乗の事、家老共は本丸之外瓦坂之上を限り、家老脇は瓦坂大鼓矢倉の中間を限り、家老脇並は大鼓矢倉之下を限り、其外は二之丸の門外を限るへし、醫師は大鼓矢倉の下を限る、是制外なり、下馬は三丸之門外を限りとすへき事、

附、家中妻子乗物之事、用人以上并五百石以上内妻子は是を許すといふとも口を用へからず、其以下は婚儀年頭の類これあるにおいては用ゆへし、平日故なくして用ゆへからず、惣して職務ある其身は、若黨下人等まで省略せしめ、妻子の他行には、乗物若黨下女、品々無量の人數を相増し召連候段粗相聞へ、甚不相應の至り、其理なき事也、自今以

子身體不具たりとも、才徳器量あるに於ては、相續せしむべき事、

附、同僚中相應の養子たるべきものなく、由緒ありて他國より養ふ之義、又は他國へ養子に遣候義も、其様子詳に書付、支配頭へ差出し相願へき事、

一居室衣服飲食の制、節儉を專とすへし、分限に應せざる結構花美を用へからず、交際宴饗、時分を踰たる盛膳、度を過たる亂酒等、固く制禁すへし、并音信贈答葬祭之類、随分儉約を用申へき事、

附、儉約を好み奢侈を惡は、治安の本也、凡戰領内之大小遠近ともに、衣服飲食居室器用等に至るまで、一様に美麗を除き、浮費を省き儉約を用ひて、人々分限を踰さる様相心得へき事、

右之條々、遠近大小一様に相守り、遵行すへき事、

正徳三年癸巳八月

掟

一文武鍊達、才徳出抜の輩は、親疎新舊之差別なく、非常之撰擧を蒙り、厚賞を受へし、其外小藝たりとも、衆に抽する輩は、よろしく相應の沙汰に及ふへし、多才多藝はいふに及はず、文武諸藝之内、一藝の奥義全

相極め、其師より印證を受候輩は、其趣支配頭へ相達すへし、凡生質明敏の輩多しといへとも、大器を成就するものなきは、皆不學無術の罪也、故に子弟を教誨するの道は、學を第一とすへし、凡女子は尊卑ともに、幼年より親の膝元にて専ら裁縫の事を教へ、いとまあるにおいては、絃歌之類をも教ふる事、元來其ならはしなるに、近來其道にたかひ、專琴瑟三味せんに遊逸の藝のみ習はしめ、裁縫の事は卑賤の業と心得、手にもふれざるやうに成行は、畢竟これ風俗のおとろへ、奢靡の弊へ、甚其道にあらざる事也、以後は家中之面々、大小一様に其趣を相心得へき事、

一羈旅往來之時、薙刀大鳥毛鑓は、家老職家老脇持すへし、其以下は是を許さず、家老職は大鳥毛ともに鑓六本、家老脇は大鳥毛ともに鑓五本、家老脇并は鑓五本、惣奉行職は鑓四本、千石以上并番頭は鑓三本、物頭并五百石以上は鑓二本まで許す、其以下は鑓壹本に限るへし、

附、惣奉行職他國地往來の時、故ありて家老脇の代等相勤る時は、大鳥毛を許すへし、用人職品により、番頭格の勤に准する時は、鑓三本を許すへし、

一家老頭人奉行諸士末々に至るまで、人々其職務に精を勵み、少しも怠慢有へからず、支配頭に組下之優劣善惡詳に沙汰し、諸役人等廉潔にして、是非明に裁決を執行ひ、賭絡因縁最負の沙汰有へからざる事、

附、凡事は簡に成り、煩に敗れずといふ事なし、諸役人等能々此趣を辨へ、煩を省き害を除き、事を簡便にして、條理明なる様心を付へき事、

一家老并支配頭に申渡旨違背すへからず、頭は以下を親み、組下は頭を敬ひ、或は同列たりとも、少は長を尊ひ、長は少を慈しみ、新は舊を敬ひ、舊は新を愛し、平生互に和睦一致すへし、或黨與を催し、姦邪をなすの類は、重法に當すへき事、

一品々の勤番晝夜怠らず、怪異之ものをあらため、非常之變に備へ、勤番上下之宣期を亂るへからざる事、一非常之變出來之時は、勸番之ものは彌惣して面面役義の筋に心を用ひ、支配頭之差圖を受、妄に動き嘆くへからざる事、

一喧嘩口論固く禁制すへし、若其期に及ふ時は、同所への者早速押留相斗ふへし、或は見遁し或は荷擔する輩あるに於ては、本人同前罪たるへし、并面々屋敷

前喧嘩出來之時も同前たるへき事、

一博奕諸勝負并亂防狼藉放火等、一切に禁絶すへき事、

一本主へより其仕途を禁する浪人、出處知れざる輩寄宿せしむへからず、事故なく明證あるに於ては、其頭たるものに相届、差圖を受へき事、

一他土他領へ行事を許さず、若故有においては、支配頭を以相伺ひ、裁許を得て行へき事、

一婚姻は聘財資裝の多少を論せず、婿婦之人からを擇むを第一として、互相伺ひ、裁許を受て取結ふへし、其義式等分外之花美を用へからざる事、

附、凡禍は閨門より起れり、閨門之内萬正しき時は、萬事終らすといふ事なし、第一夫婦之別を立、男女の禮義を正し、家内一切不法之事嚴に戒むへき事、

一繼嗣は其子孫相承る事、古今之常也、五十已上の子なきものは、同姓之中又は其筋目あるものを擇ひ、現在之内に養子の願を立へし、縦實子たりとも、邪惡不道はいふに及はず、痲疾愚昧等、勤仕成かたき輩は、家督たる事を許さず、早速養子の願を立へし、或は其

し參候へと被_レ成_二御意、中書私被_二仰付_一候、其時分は中書小身に、殊更事之外すりきりにて候故、武具馬具以下も惡候つる、我等は伯耆預にて、武具馬具以下も大かたに候つる、あし毛馬三寸四五分か四きも候はん哉、中氣には候へとも、乘あひよく候間、金のよろひかけ乗り、中書先へ立城近邊を見參いたしまわり候處に、彼馬のひらくひ鐵炮にて打ぬかれ、又みとを打ぬかれ、血にそまり候て乘廻り候内、いかにもいさみ候てあるき申候つる、陣屋へかへり、手をい馬にて候間、くらをおろし候、はつ共抜かけをいたし立置候て、御本陣へ罷出之内落申つる、其時私乗り候鞍のまへわをうちかき候て、玉刀之なかに留り、身もあたり不_レ申候、此段中書御前にて被_二申上_一候へは、あふなき事に候、惣別具足、後は何様にも不_レ苦候、前をはつよくいたし候、而能候、扱不思議なる事に候、其方親雅樂頭も鐵炮にあたり候つるか、刀のなかにて留り、身へ不_レ當候つる、然其方家吉例にて候と被_レ成_二御意候つると、建康様各へ御物語被_レ成候つる事、

五月十日

右者御物語各へ被_レ成候を承申通に而御座候、

正徳四年午八月廿一日被_二仰出_一御條目

耕作間 菊間 御居間書院 皇帝間 四處に而

惣家中大小不_レ殘拜聽

條々

- 一天下一統御命令之趣、一々謹之守るへき事、
- 一切支丹宗門舊制之如く、念を入相改へき事、
- 附り奇異妖怪之新法を唱へ、俗を惑し黨を結之類、一切に嚴禁すへき事、
- 一文武之教を勵み、人倫忠孝の道を明にし、尊卑の禮を立、少長の分を正し、職祿の格式を定め、農民を愛し、賦歛役者を、常數之外相増へからざる事、
- 一軍法之制、器械之類、平日其職掌のもの、一々點檢儲置怠るへからず、臨機應變之方略は、あらかしめ議するに及はず、其時に當て指揮を受へし、
- 留守中は、家老之輩相はからひ、申渡旨違背すへからざる事、
- 一武具馬具は、堅利を第一とし、人々職祿に應て貯へ置へし、分限に踰たる花美を用へからざる事、
- 一四百石以上のものは、乘馬を繋き備ふへし、其以下は其意に任すへき事、

おひたしく、御旗本心もとなく候、誰一人参り、御旗本之御様子見参候様にと申候得共、尤可参と申もの無之に付て、我等参候處、権現様御具足を被召、召、牀机に御腰を懸させられ、被成御座候つか、我等を御覽候て、何とて参候哉御意候間、上方人数おひたしく相見候間、無御心元そんし参候と申上候得者、大事之所を預置候に、不入参様曲事に而候、早々かへり可申旨御意に付て、早々いそぎ罷歸候處に、敵備を立かため候つる、本多中書物見に被出、高へあかり居被申候か、我等を見出し、何とて参候哉と被申候間、御旗本へ御見廻に参候へは、早早罷歸候へと御意に候間、唯今歸候と申候得者、中書被申候は、敵備を立かため候間、まわり道いたし候へ、爰を通し候わんと存候事ふかくにて候、無理に参候は、討死疑ひなく候とて、我等へ[◎]か手をとらへ引留被申候、我等申様は、至此時まわり道仕事、中中存よらす候、我等一人を討取候はんとて、備をみたし候は、又立なをし申事早速には成ましく候、左も候は、御軍可爲御勝手候間、討死いたし候而も本望たるへきと申候得者、其上は是非不被申とて、手

をはなち暇乞仕候、若萬一に無相違通り行候は、何にてもさしあけ候へ、左候は、むちをあけあいついたし歸り可申、夫まては爰に居可申と約束いたし候而、馬に乗出候はんと仕候處に、方々より御見廻に参る、右馬上四五騎通りかねひかへ居申つか、我馬参り候は、同道可申と申候間、尤に候、左候は私次第に参候へ、馬あひとをくまはらに乗り、又は備之先を通り候て乗り候は、追討にいたさるべく候間、いかにも乗あいをちかく乗候て、備先をすりつけ候様に馬を乗候へと申、我等先乘に通申候得とも、敵少しもさわり不申通り、約束の如くむち高さし上候へは、中書もむちあけ歸り被申候、然兄雅樂頭七十騎を召連て、大手の門をおしひらき、武者たまりへ出候而居被申、是は何事に而候哉と申候へは、大方其方討死たるべく候、左も候は、敵備亂可申候間、其方討死と心得、いつれにても一かわふみやふり、一と討死と思ひ如斯候と被申候つる、此時は私いてかすと存候、御四人衆被申は、七度の鍵はつくとも、夫はなるましき御事と御申つる、又尾張前田の城を、明日一時責に可被成候間、かゝりに見分いた

紙物の本など聞候様にて、心に徹し身に染み候様に無之、實もなき事、時の勢計りに引かれ、時のき候こと計り上へ御奉公の様に覺へ、召仕の下には、我家來我心の儘に致すものと而已存する様に成行者に候、御自分や我等の家など、左様に時の勢に成候ことは、則天下御微運に成候端と申もの、大切至極勿體なき事に候、此段隨分常々忘却無之様御心得、悴共寄合不レ絶御申談兩家之子々孫々へも申傳られ候様に、心を被レ用候程の眞忠の御奉公は無レ之候間、左様御心得可有レ之候、又大名は幸にして人多く所持致也、自由を致し榮耀榮花に暮し申爲に、所領を所持申味にては無レ之候、無用の者を貯置候は、忠勤を盡す備の爲にて候、無用の費を致し候にては曾て無レ之候、公儀よりの御厚恩を報し度被レ存候は、下々の者を隨分と大切に、常々撫育を被レ加候様御心掛可有レ之候、治世の御奉公は、此一事に止り申儀にて候、却て治世ほと忘却し易き物に候、隨分御心掛可有レ之候、治世の御城普請土居堀門塀等之圍を、念入御手傳等相勤候様なることには無レ之候、此御心掛第一大切至極之御用心の事に候、必々失念無レ之様、御心掛可有

レ之候、

建康様各に御物語被レ成候を承申候達

大久保彦左衛門殿横田甚右衛門殿米津はや之助殿小栗忠左衛門殿、建康様へ切々御出、武勇之御難談迄に御座候つる、蟹江に而者、御働無比類、早速落城仕候つる、彦左衛門殿御申候、

建康様御あいさつに、彼城へ乗込候時、我等にさしつき候て、石川伯耆守家老渡邊金内、又夫にあいつ、き候て參候もの村井源四郎糟谷十左衛門、此十左衛門は鐵砲にあたり討死申つる、我等大手へ乗こみ候へは、かふきつ候つる戸ひらはなく、竹にてかうしにゆひふさき置候つるを切をとさせ、城内へをしこみ候へは、敵ことくからめ手へ敗軍いたし、手あはせ仕ものも無レ之候つる、然處に軍法を背き申候早々あけ候へと、兩度之御使に付而引取候つる、是は爲レ差事も無レ之候、夫よりこまき陣之時、尾州と三州之境丸子城、敵善惡に付而當候はて不叶といひ、かたかたかなめの地にて候間、私兄弟に御預被レ成候と被レ成御意、纔侍七十騎にて籠居候つる、然るに上方勢

有之哉、左様の儀は勿論に御座候へとも、一通り左様計にては、公義へ御奉公とも申難く候、左様計の事に候へは、只今事かましく御話し申に不_レ及候、我等の只今御自分へ御心付申味は、左様計の味にては曾て無_レ之候、侍分は沙汰に不_レ及、足輕等までを常に大切に致し、下々の者に候へは、理不盡なる事多く有_レ之者に候、男かましき罪忤は、一入秘藏の事、惣て目長に見通し候様に存、少々の過失は打捨、常々念比に召仕、随分力の及ふたけは、厚恩をあたへ候様に御心掛可_レ有_レ之候、夫を如何にと申に、戰場等摠て事ある節は、頼と致者としては、召仕の外は無_レ之候、常とちかい俄に大切至極に成る物に候、矢玉の掛る節は、足輕は一番の垣のに候へは、大切至極に成、鎗前に成り候へは、最早垣一重に成り候故、侍分一入大切至極に成り、采幣を持たから、後を拜み候様に覺申候、其節は日比愈末に召仕候儀、常々懇意に可_レ致事、今少しにても加恩を加可_レ申事に候を、由斷致捨置候、只今にても加恩の約束にても致度様に存候ものに有_レ之候、此段は御親父公や我等共は、直に身に覺申候事に候、御自分や我等子共なとは、未だ覺さる事に候へは、篤

と覺悟有_レ之、悴共なとは永く御參會も有_レ之節は、無用の雜談致さし候はんより、寄合の節は、必箇様の事被_レ申談候て、相互ひに勵み合被_レ申候事、第一の忠節と申物に候、一通りに承知候ては、是は一分の身の利害に掛り申候故の事、何の御奉公にも不_レ成事と御聞なし有_レ之へく存候、左様の事には、曾て以て無_レ之候、御自分の家や、我等共の家の足輕は一番の圍ひ、侍分は二番の垣に候、我等共は三番の垣、我等共の身は、公儀の御爲に身命限りと粉骨をさへ盡し候へは、職分は盡申様に有_レ之候へとも、左様にては無_レ之候、外圍より御馬所まで、随分丈夫に垣を致し申事、公儀への忠勤第一と存し申ものに候、此外の瑣細の小事は、大名の奉公に足り不_レ申は、此段まのあたりに身に徹し覺申事に候故、御話し申候、右も申通りに、御親父や我等共は、忘れ度候ても直に覺候事故か難_レ忘候、御自分や悴なとも、直に覺へす候へとも、近き事にて、親々の話も直に承知、其上左右に居候者共も、父の共も致し、直に戰場を歴候者も多候へは、直に見候程にこそなけれ、猶其心得も可_レ有_レ之哉と存候、御自分の子供、我等の孫曾孫の代に成り候ては、昔話草

知事多きものにて、此段別而殘多事候、又爲差義無
之者も、執成にて、能様に相聞候、目見仕義難成程之
者成とも、善人を撰出召仕事、大將之手柄之由、古よ
り申傳候、軍功之儀は不_レ及_レ申、常體之奉公少之事に
ても、其程々に可_レ有_二心付_一候、少之義にて差置候得
者、奉公人之勇無_レ之罷成候事、

一文通之義、不_レ知而勿論不_レ叶_二之由_一、乍_レ去_二武道を忘
れ學文迄とかたふき候得者、出家作法の様にて、家風
惡敷能成候事、

一彦根へ之御暇被_レ下候得者、一段の仕合に而、繼目
之後、其儘江戸詰被_二仰付_一而者、在所之御暇被_二申上_一
候事無用存候、

禁中日光御名代、并火消番被_二仰付_一候共、萬端飭無_レ
之様に被_二相勤_一尤之事、

一寺社建立、并法事祭禮不_レ可_レ有_二懈怠_一候、雖_レ爲_二領
内之寺社公事、心儘落着可_レ有_二遠慮_一候、依_二樣體_一本
寺社へ可_レ被_レ任_二裁判_一之事、

一自分之行不_レ正候者、下知諸法度立申間敷候、御奉
公之心懸、世上之勤、家中之作法、我等仕來候様に被_レ
仕尤存候、兎角僞氣隨無_レ之様、晝夜嗜肝要存候、申

置候趣無_二異義_一被_二相守_一候者、可_レ有_二天之加護_一武道
之冥加_一候、以上、

月 日

井伊立藩頭殿

參

彦根 中將

井伊直孝公榊原公之御遺訓

何つそ緩々御目に懸り候は、申談度存候所、今日御
見廻に預り、大慶の至りに候、能き序に御座候間、御
話し可_レ申、乍_レ慮外_一極老の申事に候、能々御心を留
られ、御承知頼入候、明日も計り難き身に候得は、誠
に遺言同然と御心得候て頼存候、別の義にも無_レ之、
誰々も存候御奉公の事候へとも、老耄の心底に、久し
く貯_二候事申置度候、輕き役々等の、公義へ御奉公と
申は、其役々の上の勤ある義にて、其儀を勤め、随分
と精力粉骨を盡し、懈怠なく相勵み申より外の忠節
も無_レ之候、各や我等共の様に、御厚恩を以て大名に
も成候者は、御奉公と申物は、左様に輕き儀には無_レ
之候、只下々へ愛憐深き事肝要に候、是は人君たる
者常の事に候、誰人も知たる事、言に不_レ足と御聞可

之候、御代々の御厚恩、子々孫々迄、假初にも可奉
忘義に無之事、

一大權現様以來、泰安我等御用に相立來段、無其隱
候、其方事差詰之事候間、武道晝夜不有忘却候、御
靜謐故、大獄院様當公方様へ戰場之御奉公不仕、相
果候事殘心之義候、自然逆心之有之節、爲御誅伐、
其方被爲仰付候は、早速打立候様に、常々可
爲覺悟候、軍法之義、兼而定置候通、不可有
相違候、尤依所射少々見合有之候、相傳候軍法、并
別書一卷之通、合戰可然候事、

一其方縁邊被組候義、同者無用に存候、吉十郎養子
被仕、實子出來候は、一二萬遣し分家願可然事、
一若天下兵亂之時、鞠負佐被立別旗之事被届候
は、全不可任其意候、金銀所望被仕候共、定置
員數之外、合力可爲無用候、尤一度被相渡間敷
事、

一縦家老之雖爲嫡子、其人之作法不宣候は、家
老職者可爲除候、物頭も可爲其通候、年若に候
付、武邊心懸有之者は、物頭可然候、其外諸侍之子
共之義、其身覺悟次第、諸役可申付候、惣而侍大小

共に、奉公振并身體之格定被申間敷候、格定候得共、
少之事恨出來、又奉公人の儀も無之相成候事、

一譜代新參共に、子共幼少に候て、跡目不可相違
候、人に勝不作法成輩を見合可被宛行事、

一賞罰之義は不及申、乍去賞は厚、罰は薄く有之
度事候、可爲大將一人者、外様遠所罷在者迄、善惡を
能辨へ、夫々に召仕事、本意之由に候、大體之人も宜
人も同篇に召仕候得者、善士退屈仕物にて、大形自分
召仕、侍之善惡可被伺候、及聞たる斗に而者、相違
有之、人を見損事多き物にて候、能々可有思慮
候、兎角大將は、欲を淺慈悲を深く可在義肝要に存
候事、

一武勇之心懸有之者見立、軍法可被感候、押込に
仕候得者、侍之心むさく、武道之嗜無之、商人の作法
の様に成行候、家の子他所へ遣間敷候、末々の者迄相
應に召仕可被申候、新參者抱被申事無用候、乍去
可然奉公人は、侍は武藝心懸、武器馬具嗜申様心得
可有之候、武器は一通之外無用之事、

一譜代新參之隔無之様に、諸侍善惡に隨ひ可被召
仕候、能奉公人有之候而も、最負無之者、埋て不

ふへからす、

一者頭は大切の役義なり、主人の眼鏡に違さる様に、己か心を改め、行跡を朝夕に顧み、他の嘲をうけさるやうに相嗜むへし、身持正しからされは、配下相欺て服せざるものなり、左あれば公事調はず、然るときは第一不忠也、常々依怙最負の心なく、勤め苦み實となるものには褒美をもあたへ、不行跡なる族は、時々異見を申含めて、直恪に至らすへし、支配は是一身の手足なりと、古君も宣ひつれば、等閑には有ましき事なり、

一侍は私欲の方術なく、をこらすして禮義を全ふすへし、文字にも吉は士の口、志の^かは士の心と書事分明也、

一昔數度武功の譽ある老士あり、若き人之武功物語を所望しけるに、此士語て曰、我若き時より、さしたる武功もなく、性愛敬あらず、人によく思はれし故、少しのつとめをも能く取なされて、思はず譽を得たり、人は只愛敬有かよしと語りしとかや、殊勝の物語也、

一常に人の善惡を見て、我身の鏡とすへし、古歌に

も、

世の中のよしあし事を聞度に

我身の上をかへりみよかし

鏡山人の志賀からさき見へて

我身の上をかへりみつうみ

ふしをかむ神のやしろは月なれや

心の水のすめはうつれる

あかつきの寢覺にせめて省りしに

日にく三度かへりみつとも

人はた心ひとつのあしければ

よろつの藝はあるかひもなし

右者直孝公御夜話也、毎々御意被遊候、誠に恐

多くも御名言奉感、よりく記置、永く子孫の

家門に残し置者也、

井伊直孝息玄蕃頭の遺訓

覺

一上意之義不罩申、御老中私にて、無心千萬成事御申付候共、毛頭不懸心、一向に御奉公第一に相勤義可爲二本望候、尤忠節又は我等之孝行不可過

一面白と思ふ事は、度々重らぬやうに覺悟すへし、何事をするにも、先其事の實を知て、能考て取懸るへし、害を知て能防くは、其事成就して後悔なし、

一人の疑を受んと思ふ事はなきかよしに引うけんと思ふは義に叶ひ、人にも稱美せらるへし、

出仕又は番代り等にも出るには、人より半時早く出、半時おそく歸ると心懸へし、歌にも、

早ければなす事ありて身は安し

遅くて急く道くわしき

一刀脇差の鋤を拭ひ、鎗を拂ひ置事油断すへからず、古老の話に持鍵のしまりとて、急事の用に立かたき

事あるもの也、常々心懸へし、

一家宅諸道具衣類に、分限より少し輕きはよし、分限より過たるはよろしからず、

一人馬をもち武具を嗜み、武士は勤をかゝすまじきと思はし、美麗を好へからず、無用の費をなすへからず、正^{◎平}生儉約を守るへし、儉約といふは只わか身の不自由を堪忍するにあり、是則足る事を知る也、歌にも、

事たれば足るに任て事たらず

たらて事たる身こそ安けれ

一家を治るものは、金銀米穀の事そ、知らずして人と言分せんと思ふことはせぬかよし、

一下人は、大かた理を辨へぬものなれば、心よく言教て仕ふへし、飢寒を察し、病氣を憐み、難義を救ふこと、下を恵むの初也、短氣にて辨なく、酒に酔て正體なきは、早々いとまを出すかよし、その外惡事は言葉に及はず、且下人を抱るに目利あるへし、諸方をわたり廻り、季を重て奉公せぬものは曲者と知へし、

一不慮の幸あれば不慮の災ありといふ事、かろき事に常に有るもの也、此理諸事にわたるへし、

一忠孝の道を勤て、暇ある時は、何にても害にならぬ事は、翫ひて慰へし、しかし世の諸人の苦しみを顧すして、我心の儘に遊興をなす事にて本意に非ず、惡名を取家を破るの基と知へし、

一常に旅の用意有るものは、急事の時に事欠ぬもの也、旅宿に着ては、先案内を見置へし、案内を知られば、急事の時に不覺を取ものなりと、功者の物語也、

一先祖に戰功あるものの子孫に、我心に合すとて、猥に祿を剝へからず、又自分の愛にまかせて、高祿を與

我心の如くせんと思ふ事有者なり、其時父母兄弟朋友の異見によりて、心を取直し正道に歸るもあり、又情強して異見を用す、悪名をとりその身を失ふ者あり、この時一生の吉凶の浮沈也、一旦の怒によりて主君父母の恩を忘れ、一門の名を穢す事、非義の至りなれば、能々覺悟すべき事なり、

一財寶を貰ては其志を感ずれとも、異見の恩をおもふ人はなし、少しの一言にて、一生の爲になる事有ものなれば、異見程の寶はなきものと思ふへし、武藝を習ふ事器用不器用あれと、必しも上手にならんとはあらず、只上下により武士の家業なれば、習はずして叶はぬものと思ふて勤へき也、

一武士たるもの武藝をよそにして、琴三味せん或は鼓太鼓とて、亂舞遊興に長するもの多し、甚慎むへし、かゝる賤しき猿樂の真似せんより、我家業の武藝を勤むへし、餘力有らは文を學へと古人も宣へり、上たるものは別て慎むへし、

一命を捨へき時に望み、一足も引ず死するは、義を思ふ故也、勝負にかゝはるへからず、義に背けは勝ても勝にあらず、義に中れば負ても負にあらず、

一學文をするは、忠孝の道を勤むへき爲也、詩歌文章はかり好んで忠孝の志なきは、無益の學なるへし、一學問して人々身のとを知りて、謙り禮讓すへき事也、然るに學文をして高慢になり、實の道理に背ける世間の事をいとひ嘲れば、自分忠孝の道おろそかになるもの、是世俗にいふ論語讀の論語知らず也、

一偽を言はんと思はされとも、言葉多き時は思はぬ相違も有ものなれば、言葉少して有たきもの也、人多く集し所にては猶以慎むへし、

一不慮の仕損しは、能人の上にも有事也、我仕損しを人の仕損しにするは、大なる耻辱なり、人の仕損しを我身に引受ては見事也、

一苦勞を遁れんとすれば義理に背き、不覺の名を得る事あるへし、人の苦勞をも我身叶はさる事也、然るに金銀米穀の事のみ心にかゝりて、世の誇り人の苦みをいとさはるは大なる不義也、

一諸事を思案するに、我爲に宜か悪敷かと思案すへからず、義理に當るか當らぬかと思案に、萬の事行ふに、初より心得なしと思案し、念入て行ふには、何損有ものなりと、古老の物語也、誠おもひあたる事多し、

する者は、いつまで立身せぬとても、不足のこゝろなく、人を恨る事なし、自から天理に叶ひ、身いよく、全く心も安かるへし、誰しも知たる事なれば、年若の者は能く覺悟すへし、

一奉公を勤るもの、誰しも主君の氣に入度と思ふものなれ共、道理を辨へず、一槩に氣に入へきと思ふときは、言ましき事を言ひ、なすましき事をなして、終に君の心に背き、人の誇りを得る事多し、只役議も能勤め、身の行跡を顧み、物事之差越さる實儀の奉公なるへし、

一親に孝を盡す事、その道品々あるへき事、親に苦勞をかけず、親の心安堵する様に身持肝要なり、此心を本にして、一切の孝行をなすへきものなり、奉公をよく勤め、あしき義に交らず、行跡正しく養生を善くして、父母の心を安んずる事、第一の孝なるへし、

一兄は弟を子の如く憐み、弟は兄を親のことく敬ふへし、朋友の交りは、心に叶ぬ事あれば遠さかる事、世上の習なれとも、兄弟の間は、心に叶はぬ事あればとて、疎くなるへき道にあらず、不快の事あるとて

も、互に堪忍して誠の志を盡すへき事也、

一朋友の交りは遠慮の心を忘るへからず、心安任せ遠慮の心を忘れ、不禮ある時は耻かしめをうけ、親きも疎遠になり、不慮の難儀出来るもの也、禮義正しき慎み深ければ、喧嘩口論なとすへき様なし、

但自分の不義にあらされとも、是非なき義理に身命を捨る事、是は武士の習なれば格別の事なり、

一朋友の心を能察して、其者の嫌ふ事をいひて、口論など仕出す事、昔もある事也、慎むへし、

一上々のこと批判すへからず、朋友の事誇るへからず、愚なるものを侮り、人を輕んずる事なかれ、あなとりて不覺を取りし事、昔もあり、能々慎むへし、

一短氣なる者は、事を仕損し身を破る事多し、我生質短氣なりと知らば、随分堪忍し心を用禁慎むへし、短氣は己か吾儘より出るもの也、能々慎むへし、

一人隱密する事を見聞へからず、人の秘藏するものを所望すへからず、

一假初に約束せしことを變すへからず、有ましきと思ふ事は、聊も約束すへからず、

一年若き時は、一旦の事に迷ひ、理非の辨なく、是非

出可_三申上_二候、兎角一備の大將は、道を能御存知な
ければ、戰たて人を御遣ひ候事不_三相成_一ものにて
候、軍法を能示され、勝を御取候處は、別の様に存
候、能々御工夫被_レ成尤に存候、ヶ様に書立上げ申
所、御氣にも違ひ可_レ申と存候へとも、大守家康様
度々此老ともに被_三仰渡_一候故、兎角を不_レ願、如是
申上候者也、

石原主膳正

孕石備前守

廣瀬左馬助

曲淵宗定齋

菅沼雪仙齋

辻彌左衛門尉

横瀬修理進

西郷伊與守

今村小兵衛殿

松のさかへ卷三

井伊直孝御夜話

一人間一生の勤は、忠孝之道也、聖賢千萬言のをしへ
も、皆忠孝の爲なるへし、忠孝を勤んと思は、主君并
先祖の恩を常に忘るへからず、恩をしらぬものは、不
_レ計の災難にあふものと古人も宣ひし也、油断すへか
らす、人間の苦は飢寒より甚敷はなし、百姓町人の、
晝夜となく骨を折、飢寒を防かん爲也、家職の勤に
油断して飢寒に及ふもの多し、然るに武士は生なか
らの飢寒なし、みなく、父母妻子兄弟を養ひ、家來を
使ひ、安樂にくらすは、これ主君并先祖父母の恩徳に
あらずや、此恩を常に忘れずは、忠孝の道忘るへきや
うなし、古老の物語等に、毎日食に向ひ衣服を着る
時、主君并先祖父母の恩徳を思ふへきと也、
一主君へ奉公を勤るは、厚恩を報ん爲と心得へし、立
身の爲と思ふへからず、立身の爲にする奉公は、我心
の如くならざる時は、主君を恨み朋友を誘り、非義の
企起る故、却而主君の心に背き、朋友にも見限られ、
身を亡し家を失ふもの多し、君恩を報んために奉公

同なし、半倭國と書之、百人に五十人如^レ此也、伊勢國生、南伊勢北伊勢とてある中に、南伊勢の士は、土器を漆にて能塗たるやう也、物言語體は柳の枝に雪折なしと言心にて、心安く申て欲深く、親は子をたはかり子は親をぬき、飾有て實なし、心萬事きたなくして頼なし、越前生は、士の智恵ありて、高慢にして倭也、意地悪く輕薄あり、心つれなし、百人の内五四七人如是、されは奥州男に京女房と褒てあり、心は妾物言に相違して卑劣也とあり、石見國は僞て實あるものは稀也、丹後國は、隼鷹は能巢あり、人惡しとなり、石見國も一同して、曾て不^レ好と有、我國甲州は、山城播磨近江越前伊勢此五ヶ國一つになしたるより、尙不^レ可^レ然國なれとも、誠に晝夜此國の義さへ政道せば、餘國は物の數かはと存、人しれぬ苦勞第一と被^レ仰候、

十九ヶ條之書立

- 一合戦初前の弓鐵炮放し様の事
- 一夜討を入とき相言の事
- 一物見の習の事
- 一ウヲノミノ習の事

- 一敵馬を入る時の事
- 一合戦初る時追立の事
- 一鍵初る時を知事
- 一追討の先の事
- 一敗軍の時の事
- 一頭取來る人の事
- 一若武者の事
- 一待伏の事に付山の事
- 一仕寄品々の事
- 一忍ひ知る事
- 一敵陣馬入様の事
- 一番首善惡の事
- 一敵の小屋火事の事
- 一追討の事
- 一一夜替りの事
- 一大風の夜の事
- 一大雨の夜の事
- 右の來^カ立^立書立仕上申候、是は定りたる七番の理にても無^レ之候、此三人の老とも、近年見參能聞來候分を書立上申候、此理を御尋におゐては、三人之老罷

事なり、山々に鐵炮を備へ、其善惡種々の吟味、玉の行所遠近の沙汰、平地を走る鹿討、鍵にて留、刀にて切すへ候事、偏に戰場に同じ、全く鳥獸取所存あるまじき事、

一古主は商人を二十人かへ、國々へ遣し、又醫者博勞を仕立、色をかへ様をかへ、大形一國に一人つゝ、常々おかれ候、第一は其國の守護の作法、第二は其家の歴々の士の覺悟誰と聞れ候、國風土民の様子まで聞届られ候、天下を望ゆへと云ながら、人の作法善惡、我鏡にもなる事に候、

一國により人の善惡生付有と申候事候、御仕置のため、諸士の本國開召事もあるべく候、信玄或夜の話に、他國の大將、其國上下の心不_レ見不_レ聞とも知事あらんかとたつねられ候、伺公の面々、何として知り候はんとて叶、信玄の宣ふは、能々考候は、十に八九は違ましとおもふなり、日本の内にて、山城播磨近江越前此五ヶ國の人の心定ぬあり、其外は國主の作法にて考候は、當るへし、吾常々國々に人を付置見るに、右五ヶ國の人の心、其外日本國の人の心を、西明寺殿記し置れたる秘書を、羽州の家に傳りしを所望

して見るに、其趣不口なり、其書は人國記と名つけ、其後羽州國々を廻り、貞治元年の比、是を見合せ候と書留置れ候、去れば古より今にかはらねは、末世となる程、惡敷事はあれとも、善事はありかたし、此物語せんため、最前不思議を問なり、西明寺殿書置れたる書の拔書なり、是見よと被_レ仰、腰より扇を拔出し見せらるゝ、其扇に、右五ヶ國の人の心の善惡を記さる、西明寺殿書面にも、關東武者勇なり、京武士は風流なりと書れ候、又吾甲信の者の心不_レ直、因_レ茲晝夜心を勞すと謂れ候、惣て大將は國人に心を不_レ可_レ免、諸士の目利第一なり、義理と理非不_レ知ほと怖しきはなし、欲深き士佞人交り候は、國の亂となるへし、只耻有人を御用ひあるへき事、

一山城國生は、女は姿物言なども尋常なり、士は好しからず、中々不_レ及子細、舞の本にも、京家の者といひなからとあり、自然男の心も有_レ之か、播磨國生は、中々不_レ好とあり、今に昔の風情ならば、若侍の風上にも不_レ可_レ置、子細段々あり、口傳、近江國生は、乃_レ人は身持上手にして、士をかねにたとへたり、かねは金あり銀あり鐵あり銅あり、如_レ此士の心隔別にして一

たく御無用に御座候、霧深きに敵の伏せ候て、鐵炮なとにて見定めぬれば、ねらひ候事多し、御あやまち候は、末代の御越度也、また先年御覽之時も、組頭使番物頭、其頭はかりに御詞を懸られ、殘る士ともには御詞を不_レ被_レ懸候、御若年なるにより、諸人恨を可_レ申候、皆に御たしなみあるへく候、御用に命を捨る士も、御一言にも感して、一心を存定るものにて候へは、□の見に百年の命を捨ると申傳候事、

一近頃申にくき事にて候へとも、世上には人を御切候様に沙汰仕由に候、我等にても、他所の知る人よりの狀に、未生害にあひ不_レ申存命に候哉と申越候、大方の科をば御堪忍なされ、五度に二度の命を助られ、追放あり、罪有内にも忠功あるは、前の科をば被_レ捨候は、誠の大將と申候へ、殺害多き大名は善士を不_レ被_レ持候、先年當家へ美濃輪、橋田、秋山、戸倉、勝野此五人、上方にて名有士にて候を、千石宛にて可_三召置と被_レ仰候、此五人のもの前廉織田源之丞一つにて、五百貫の分地なり、それを千石つゝにて召れ候へとも、上方にて望む所候として不_レ參候、奥意は當家きつく候との分別にて候、其後千五百石まで可_レ被_レ遣

と被_レ仰候へとも不_レ參候、此頃承候へは、本多平八殿へ八百貫にて五人なから參り候、惜き事に候、當家長久子孫武運繁昌と祈るも、長命を本と仕候、六年已前より御心懸かわり、物荒く被_レ爲_レ成候、家康様御意にも、諸事三度御相談ありて、被_三召出候へとの事に候、定而御覺あるへく候、

一信玄も在世の内、天下を望たまふゆへ、上方は織田上總介下知に隨ふか背かと有てを、隠し目付を置、日に註進を御聞、信長の作法に、上方のもの厭はてたると言を御待候内、信玄病死いたされ候、惣別大なる望ある時は、能士に情をかけ、親みふかく無_レ之は、望達しかたく候、天下を取人も、毎日人に物をとらせたるにあらず候、諸人を憐れみ、心を被_レ付候事肝要に候事、

一鷹野に御出候義、士民の盛衰、また我領分道筋の足場の善惡を見およひ、御供の士數多被_三召連下知あり、諸士の君をも慥に可_レ覺ためなり、鳥を可_レ取との事は、大將の本意にあらず、鹿狩は大將のなさるべき物、山谷平地難所勢子もの行歩御考、馬上の下知、鹿を討とめ、一二の争ひ御見分、御褒美の品々可_レ有

候義は御尤に御座候、此人武勇と云、其人體可勝候、去ながら跡備は少し心持有之、勿論先手とは替り申候由承候、武者押の時、山陰などの不用心なる所に、敵伏肝も横鎧を好み、旗本を見すまし、大將へ突かゝるものにて候、此時横鎧は諸備の防にて候、戦の時も、後へ廻り懸る敵は、跡備の受取にて候、加様の義も申上候事、御年若き主人に候間、日比御心懸無之故申すかと思召事も不存候得共、努々其義にあらず、何事も御不審は直に御尋あるへく候、御相談可申と存候、古主任玄老たる入道にて被居候へとも、不_レ知事をは誰にも被尋候、一年鹿島源五左衛門と申もの、其ころ老體ゆへ、法體いたし久閑と號す、此者を信玄三千石にて呼れ候へとも、老年歩行も不_レ叶、知行の奉公なりかたしとて不_レ參、伊豆の伊東に引籠有_レ之、信玄また使をつかわし、可_レ尋事ありとて被_三召寄_一、三月初甲府へ參り、九月下旬まで毎夜咄を被_レ聞、久閑物語を被_レ致節、珍敷義は自筆に書し被_レ置候、其寫御家中に有_レ之、飯富持申候、先日所望申候へとも、無_レ之とて見せ不_レ申候、是を御覽なされ候へは御心得になるへき事有_レ之候承およひ候、如_レ是

信玄などは、物事に功も入たる老大將にて候へとも、朝夕怠りたまはず尋給ふ、且那御若年、何事を御尋候ても不_レ苦候事、

一數度申上候へとも、御失念か強みに思召か、御合點無_レ之候、人數押之時も、御出馬立御馬常のことくに候、去とては無_三勿體_二候、古主任は自と申し出立のもの三人、主と四人つゝ、人數押にも同もの馬にのり、いかにも目に不_レ立様に被_レ致、數度危き處を通れられ候、謙信は一日に二度武者振をかへられ候と承候、其時分は越後より甲州へ人を付、甲州より越後へ付立、大將の出立を伺候へとも、兩將ともに不_三見定_二候、この兩人に不_レ限、關東に北條、尾州に信長、何れも見定の事なし、且那は無類の強き御出故、左様の義惡敷とも可_三思召_二候、御若氣にて候、心なきものは敵味方ともに勇々敷大將と申すとも、武功の者は笑ひ可_レ申候、尤大將先之様子見度ものにて候、其時は古領之御具足を不_レ違様に拵たる御具足をもたせ、身近き侍に着せられ、旗本に御置、馬驗被_三召置_一、大將潛なる御出立にて御下知尤に候所に、且那殿は朝霧の深きときも、先戸へ御乘廻し候、剝御馬驗まで被_レ爲_レ持候、向後か

とも、世上に其家を深く存る者にて候、第一國持郡取の役にて候、其心持尤に候、我等六人の義はかり能義にては有ましく候、但此書立も、我々作り出したる義にて無之候、古主は其時分人もおそれたる大將にて候間、名高き家の衰へたる浪人の功者を被_レ召抱、軍咄し御相談なされ、惡をすて善を口御つき可_レ被_レ成候、軍の事は御吟味なくしては、敵を討謀はあるましく候、古主信玄常に被_レ申候、

一大名にて人數多ければ、何れの軍にも大事あらんやと、大軍に切所なしと、無理に押懸可_レ破こそ方便なれと沙汰有_レ之、信玄の批判には、尤大軍ほと能き事は無_レ之候へとも、軍法をしらす無體に切かゝらは、大方我等は少人數にても勝可_レ申候、大軍とて自慢し猥りにあらは、小勢にも可_レ被_レ切崩候間、能御工夫なされ可_レ然事、

一右申處は軍陣の義承及候通り申候、扱また大將は、大小とも小人の善惡をよく見しり不_レ申候ては、何の詮もなく候、被_レ召仕候侍ともにも、義心直道の者も、輕薄佞人の類も同事に御覽候て、あしき士に家權を取らせ候は、軍合戦までもなく、無事の世に家は

破滅するものと見へ申候、老若によらず、心のしれたる者を御取立あるましく候、第一佞人は人をねたみ、心中賤しく人をたばかり、諸事に付惡口を申もの也、信玄甲州に被_レ居候時、三州牢人山本勘介と申片輪ものなるか、軍の道をよく存知たる者なれば、信玄被_レ抱候、此者新參にて時家にある時分、家中の惡口も此體を見て、山本を半愼と云、城中にても後指をさし、笑草にするを、目付のもの申上る、信玄事の外立腹ありて、笑候人數を一門追放せらる、及_ニ喧嘩_ニ時は若き士を失る、惜き事なり、是は人喰犬を飼置に同し、耻ある士こそ新參古參に不_レ限大事にて候へ、御家中にても此已前、長久保と篠島の喧嘩、篠島惡口申を聞かね、長久保篠島を討果す、是も篠島千人にも長久保は不_レ替士也、されは若きもの役にたつべきと能人の見たて候士に、役に不_レ立は百人に一人も無_レ之候、惡人の花と見たる人は、實のならぬ先に散せたるか能候、去は若き人を撰ひ、大目付に御定、御一門衆をはしめ、家老出頭諸士器用御吟味あらは、御作法正しく成るへき事、

一當家御出陣の刻、御人數諸備に、山上殿を被_レ仰付

義に候へとも、大將の曲馬など御用ひ候事、不_レ入事と存候事、

一上方衆の武篇と關東とは、同然之人數にて、兩方對對の大將にては、運次第とは云ながら、上方衆は五度に四度は敗軍いたされ候事、信玄の時代より已來、數度聞およひ見およひ候、惣別關東士とて、強勇計りの者もなく候、又上方侍とて、弱きものはかりも有ましく候得とも、第一備立に吟味寡し、物見を大事にせず、物見武者とて不_ニ撰定、日頃其道を嗜事なく、何者によらず物見はする事と、心なき人は存るもあるべく候、上方衆は物見に出て、遠きを不_レ計敵を賤しみ、荒言はかり云ひ、人を預ても、合戰の時は與力同心をすて、一人先へゆき手に合、拔懸をするを手柄と存するゆへ、心懸の者は預りの人をして、先へ行、一番鍵を好むにより、名將に相、一二を捨三四を以て勝様にする時は、先はかりを切崩せは敗軍し勝になると心得、二三の備にて切崩され敗軍するものなり、信玄歌に、

軍には物見なければ大將の

石を抱て淵にいるなり

戰に日取時取さしおきて

物見を掛て兼てはからへ

此二首信玄公より勝頼へ自筆に被_レ遊、伊奈へ入城の時も遣候、物見の衆をよく御吟味可_レ然候、物見は少々習有_レ之由申候、甲州にて信玄の時代は、朝夕忙敷事のみにて候處、二三十まで善きとも惡きともいはれる者は、女郎草と異名を付、人數に入不_レ申候、但此六人の者をも行末御用になつへくと思召候はんか、終に六十四なるもの手痛き鍵など仕りたるもの無_レ之候、武勇の事も皆若き時の事と見へ候、我等とも甲州にての走り廻り、人に似たる申分にて候へとも、鍵先に血の付候義、みな若き時にて候、さりなから年寄も人により候、名ある武士はの人數を廻し、物見軍の品を存したる人のゆるす侍は、名高き事に候間、高知行にても被_ニ召抱、尤に候、左様の功者の申事は、家中之若き者合點可_レ仕ため、又御城の留守居、さては境目などの押へに御置候へは、敵より向上に申ものにて候、左様の者聞出、軍の方便を仕るやうに可_レ被_レ成候、左様のものさふらへは、敵も必急に攻かへらざる者にて候、年よりを御用ひ、用に不_レ立候

る事ありしかとも、右之ごとく物見使番を定め、卒爾の働き不_レ被_レ仕候故、後信玄と河中島合戦の時、六分の負にては候へとも、信玄の舍弟武田左馬助をはしめ、一門の家中の歴々數十人被_三討取、大將父子ともに二ヶ所手を負ひ、大事の合戦に究り、四分六分の戦になり申候、謙信は名將にて候へとも、強みはかり本意と思しめしとり、合戦心持なき大將にて、何れの國にても、一旦切崩しなされ候へは、五度三度敗軍なされたるを見へ申候、しまりを專になされたるか能候と存候、

一大守も信玄を御稱美なされ候は、しまりよき大將と御意被_レ成候、旦那殿も謙信の御形儀以強みはかり本意になされ候と見へ申候、無_三勿體_一御仕形に候、御嗜尤に候、

一信玄は戦に臨みては物見を遣し、物見の申分を使番能開届、乗返し註進申上候、追々二度三度つゝ先々不_三開届_一候ては、合戦不_レ被_レ仕候、方便は一度々々に替りて見へ候、

一旦那殿は馬をよく召候故、自由なる馬を無_三御定_一候、尤士は弓馬の嗜專に候、乍_レ去大將たる人は、曲馬

なとに乗ものにては無_レ之候、去は關東奥州は馬所に候へは、大名馬と申せば、千疋の中に二疋とも無_レ之候、馬の間上中下、いづれも三段つゝ九段の内、大將の召候馬は、上間中間と申事候、此馬はそれす不_レ断不_レ切不_レ驚つけすかゝらす物を不_レ見、上手下手にもよらず、乗人の心にまかせ、高み卑みのきらひなく、土井川を堀畷の邊、道の廣狭にも未練の心なく、長ヶ貳寸四五分にて、自由自在の馬を大將馬と申候、夫に付信玄の馬屋に五十疋つゝ、被_三立置_一候、されとも戰場に乗られ候同足栗毛中段とて、二疋ならては無_レ之候、馬預りに米澤と云ものを、或時關東一戸と云所へ馬求に遣す時、信玄此歌を遣さる、

上かんの中かんことは大將の

乗るへき馬と知るは武士

右の目足と云馬は、甲州山梨郡富澤と云在郷の百姓の馬なりしを、米澤し上永代の地五十貫の所を馬主に遣し候、如_レ此馬は代高直にも被_三召上_一へく候、惣て賣馬をは買主よりは下手に乗てこそ、馬の心も見ゆへきに、旦那御上手故、過馬曲てをも押付、上手に御乗候事無_三勿體_一候、馬と申は士は不_レ存して不_レ叶

被_レ致候き、旦那殿は一度の注進も御聞なく、味方の人数の集るを待兼御駈出し、諸の體一騎駈にして、人馬の息も切る様に見へ候、只今の御軍立にては、十三十騎とも御引廻しはなかりかたく存候、たとへ御合戦候とも、勝利は有間敷事、

一謙信は物見の者を不定、手廻に居候ものを、老若を不_レ嫌、先々の模様見せに被_レ遣故、若き者は後日の人口を思ひ、千の敵は五百と云ひ、敵間十丁あれば二十丁とも云、又重て被_レ遣者は、最前の者より猶敵をたやすく申により、謙信度々おくれをとり、敗軍被_レ致たると申候、此敵を軽く侮り候事、我身の爲はかりに註進したる事にて候、左様に候ては、軍大事にて候、或時謙信の味方に、奥州浪人相原喜平次、松代新五左衛門とて、かたのことく奥州にて名有ものなり、三年已前より越後に有_レ之を、謙信越中出陣の時、彼兩人を召て、先の様體見て可_レ參よし被_レ仰候へは、兩人申上るは、敵の働き可_レ申か、又時を移し可_レ申歟の目利は、物見使番の者仕と承知にて候、尤腹の内より物見使番に生れ付者も無_レ之候へとも、其役人に定り候へは、一度二度に及目の功有り、不_レ知候へは其道

を尋ね求めて、功者にも聞ならひ申事にて候、其上馬の乗様、又付入になるかならざるもの、辨も有_レ之とも承及候、無_レ左とも有合候人被_レ遣事いか、敷候、我等こときは御馬の廻りに控へ、御下知に隨ひ駈引の外は無_レ之候、其上敵を見知り不_レ申候、但敵間何程あるとはかりの義は、參り候て見候はんと申せは、謙信尤なりと被_レ仰となり、去は物見使番は軍の行事大事に候、御家中にも御吟味なされ、又は武功の士被_レ召抱、物見使番二十人つゝ被_レ相極尤に候、其上使番の役と、物見の業とは格別にて候、於_二御尋_一は、我等承及候通り可_二申上_一候事、

一其後謙信も物見二つ三十人、使番二十五人、器用を撰ひ被_レ定候よし、儘に承り候、其時分天下を争ひ望む大將多しといへとも、織田上總介、毛利元就、北條氏康、信玄、謙信なり、去は互に國をならへ、五度十度つゝ、十死一生の合戦不_レ仕は無_レ之候、中にも他所は不_レ知、武田上杉兩家數ヶ度戦と云へとも、信玄一度も負軍なし、時の運と云ながら、前廣申通り、敵も大事にとり、兼て前後の道筋、敵の可_レ出處能見定め、軍法正敷故にて候、謙信も初は方々の合戦におくれた

右之條々、不可有由斷者也、如件、

家康公在判

井伊萬千代殿

翌年三月、數ヶ條の書立を以て諫言之條々之事、
一去年從大守家康様一戰之品々作法の義、私とも
所存の通申上候へと就上意、任御意一見及候處申上
候、旦那殿如御存知、我等愚痴愚旨に候得は、申上候
品とも如何に奉存候得とも、又不申上候へは、不
忠之義と存、如是書立を以申上候、

一旦那殿一戰の前、殊之外物軽く出せき被成候、去
は心の早る大將は惡敷事に候、悴士一本鎧の事にて、
大將には似合不申候、能大將は不引不進と、昔よ
り傳置候事、

一人には必向さすと申事の候、夫に付古主信玄は、若
き時、餘り能事の無き人にて候つれとも、常々の心さ
しに、謙信氏康信長を向さすと思召、武士の道無油
斷嗜なされ、下々までも賤き働さ不可仕と被仰
合候故、信玄の義は不申及、其下の諸卒互に働きを
嗜申故、一代の間、一度も不覺を不被仕候、越後衆
の咄を承候へは、謙信も信玄を向さすに思召、武道御

吟味被成、御嗜被成のよし承候、去年六月、駿河江
尻にて大守家康様我等ともに御意被成候は、惣別戰
の道は向さすを目に不懸は、心懸もうすくなるへき
義なり、信玄在世の内、我には不合剛敵なれとも、
信玄を向さすの目當にして、武道をも心懸、我家の諸
卒も、甲州勢には一入情を出すと見へたり、兎角戰の
道は、向さすに能大將を定め、色々思案工夫せは、方
便謀之道は日々に可出者なりと御意なされ候、旦那
殿も本多平八殿を向さすになされ、武士道御嗜尤に
候、平八殿は不引不進の士大將かと見およひ候、旦
那殿あまり輕々敷御覺悟無勿體候事、

一古主信玄は一戰にのぞむ時は、物見の者を上道下
道南北逼之三里四里つ、遣し、返事を聞次第に出馬
被致、また返事不及、追々先にて返事を聞れたる事
もあり、其に依て終に跡をしかれたる事は一度も無
之候、使番之物見とも、必二人三人宛被遣、又見へ
たる敵には左のみ用心無、其も不苦、たとへは越後
勢出るよし聞れては、駿河口上道下道を物見と專に
遣し、又越後口はかりの敵と聞届たる時は、物見使番
三度まで、追々に先の返事不聞届候ては、合戦不

鍵の上下金具を一切停止、金銀を付れば、必不覺を取事あり、

一金覆輪、并金具の道具仕間敷事、

一旗本に有之者、又若黨の馬上は、武者押の時は、旗本の諸手の間に可乗、備立の時は、旗本之先手へ可加事、

一小小姓は、諸備と旗本の左右に別れて可乗、

右之條々、大形存知寄候旨、書上候者也、

石原主膳正

孕石備前守

廣瀬左馬助

横瀬修理進

西郷伊豫守

謹而御披露

右之書立は、大守家康様御覽被成、御褒美あつて、則其書立の裏に、三ヶ條被遊、萬千代に被下候者也、

御裏書に

右表書五十九ヶ條、意趣一々軍旅の作法に相叶者也、能々被爲披見、工夫をなし、無越度様に可

被申付事、

一備の將たる者は、並の士の作法に不可准、能柔剛の所を兼されは、將たる道にあらず、一鍵合の士は、強勇を表として、主の爲に命を不惜を名とす、又一備の將たるものは、命を全し諸卒をなづけ、懸引の作法を示し、可勝を見て進み、勝ましきを見ては引取、後の勝を専らにする様に用候事法と云、此心を不忘、老功の者とも評議をなし、宜にしたかふ様に可仕事、

一其方雖爲若輩、予か當にも可進、甲信兩國の士を與力に預る上は、いかやうの剛敵といへとも、致防戦越度はよし、心に不及處は石原孕石廣瀬に致相談、進退道を以て、諸卒をそれくに可指遣事、一諸藝ともに習なくては不_レ知もの也、況や戦の道は、其作方便謀進退其所の品々を不_レ知之合戦危きもの也、予國を争戦事度々なりし、其一度々々の勝負に付て、不_レ知しては難_レ成道理を知れば、それによりて其方へ三人の武功の者、并物數を見たりし士を與力に預候上者、二六時中戦の道をたつね極め、武を以心に不_レ可忘事、

一時替りに可_レ有、其次第可_レ依_三下知、

一刈田小屋落は下知次第に、騎馬一人より下八一人つゝ、足輕鐵炮廿挺つゝ、同弓十張可_レ遣、刈田凡稻新等出所にて割符の事、但敵合遠く候は、夫にしたかひ人數下知有へし、

一敵近き所にての陣所は、石原主膳、孕石備前守、廣瀬左馬助此三人の内、一人て三番にして、馬上の役人都合十人同道して、萬事差圖次第の事、

一小屋場定て後、夫小荷駄道具、暮にかゝり迎に遣す時は、馬上の歷々二十騎、鐵炮二十挺可_レ遣事、

一小屋割前の備様、一番に鐵炮間に弓、其次大旗立堅め、其跡騎馬下立、馬を後にひかせ、道行の馬次の次第に、小屋割可_レ仕、小屋割候は、下知次第、面々の小屋場へ可_レ行事、計兵糧の事、都飯に一人三人前つ可_三用意、

一合戦前に兵糧つかひ候事、同馬に物飼事、下知次第たるへし、

一吸筒の酒多飲間敷事、戦之前勿論の事、

一合戦前兵糧つかひ、馬に物飼候は、腹帯をしめ、小旗を能く指、鍵刀の目釘を能しめすへし、

一同時、足輕は火繩はさみ、火を三つ、付て脇にはさみ、口薬を繼かへ、下知次第に可_レ放、徒武者をは帯の上に目を付、騎馬武者をは、向の馬の胸かいの上、脇よりは乗人の膝頭の所を、片膝を突て可_レ放、其外足輕大將は、下知次第に膝突、膝臺にて可_レ放事、一敵味方鍵尺に相近付、弓鐵炮にて目前に討殺たる敵有_レ之とも、合戦大事に候間、首取に備を不_レ可_レ出、但壹人出れば、續き出る者多、備續くもの也、

一鐵炮たとへは五十挺あらは、二十五挺つゝ、互に薬を續候間は、小組頭見合、一度に不_レ可_レ放、廿五挺放時は、残り火繩を挟み、最前の筒に薬を込濟したるを見て、小頭下知すへし、如_レ是忙敷時放不_レ得者、鐵炮兼て心懸へし、無_三其兆臆病者たるへし、一弓鐵炮を小荷駄に付候は、過錢として主人二百疋、足輕ならは銀子五匁宛出すへし、但大將心得ありて鍵馬に付さる事あり、是は外の義也、

一平大鍵并諸道具をからけ馬につけ、又は一人に多く持せたらは、科錢右同然、但歸陣は格別、

一物前にて甲不着、持鍵無_レ之、騎馬可_レ爲_三不覺人、一直の士家中の士ともに、金銀の鐙并のし付の鞘、又

り、兼て一番二番書記可置、

一寢陣の所にて、一番太鼓に起、二番太鼓にて支度し、三番太鼓にて可押出事、

一備の内にて、夜馬を放候は、拍子木を三つ可打、夜討の時は鐘を二つ衝、拍子木の時は諸手に拍子木

を合せ、鐘の時は鐘を可合、夜討入たる時に、專に作法を不亂可相嗜一事、付馬取放之主人、爲科錢銀

子一枚、馬取候者の代可申付一事、

一戰之時は、先手の先は鐵炮弓、其次に旗、其次に馬上の士、左右を分て可下知、

禁制

一拔駟 一喧嘩 一大酒 一無下知 一武具脫事 一

馬鞍取事

右五ヶ條、堅可停止、於相背は、可處罪科者也、

一當家中差物以下まで赤を用ひ、色替りたる武者は、新參の^カ又は當分軍場をかり有之ものたるへし、

左様之者は、先手より旗本まで、一編に差物具足を見せ可斷、其斷無ては討とも越度になるまし、たとへ

親類兄弟、敵討の沙汰に不可及、若し敵討仕におひ

ては、從類を可討果一事、

一大將先手の様子一覽のため乗出し給ふ時、人指の外供之馬上壹人も不可出、旗本先手まで氣遣ひに^カ仕間敷候、家中の被官下々まで不可騒と、常々可申合一事、

一

一手組頭陣取供立、又は自身物見に出るとも、與力同心も人指の外不可出、不可然、

一敵合近くなり、たとへ旗本を立置し、足輕をくり返し、物頭夫々に爲下知乗且^カ同候口も、惣勢再拜次第可懸、再拜振か又は太鼓か、此二つの外不可進、

駟り再拜の時に、いか様の難になりとも可進、まとい再拜の時は、たとへ勝負仕懸候とも、頭の下知次第、一所にまとふへし、兼々家法也、^{異其身私法度}

一寢小屋にて俄に敵出るよし注進あらば、組頭は小屋にて具を吹へし、一番具にて口拵、二番具にて面々に屋の前に出、手鑓を持馬を前に立、静りかわり下知を可守、忍の者は晝は休み、夜は張番の内へ三人つ

つ居て、繋りのもの、番所まで、一人つ、可行なり、

残る者は陣所の廻り可寄止、何の端遍々に可有事、

一張番替り、いかにも忍やかに、夜中にも所により、

一人數押の時、馬上之者用所有之立下、馬は其押前に牽、用所調へ追付可參、

一沓かけさせ候時は、道脇へよけ沓をうたせ、本乗前へ可乗入、

一はりつく時は道脇へよけ、跡に乗入る、先之馬次間を置可乗、其後前のことく乗入、常の次第たるへし、

一無下知て陣屋へ不可入、同小屋へ道具不可取、

一弓鐵炮の頭、各苗の羽織、異に鐵炮大將は苗の羽織、弓大將は同羽織、後に金の丸の事、

一物頭分、何れも赤き差物思々、

一馬上の士、絹二幅長五尺、金にて面々の名字を可書、

一家中の旗自分に同し、但麾下の地赤く、面々家の紋白く可付、

一家中の陪臣、馬上之指物、昵近の士に同し、但直は名字を金、陪臣は名字を白染、其外主人家の紋可付、

一甲の前立物、天つき三尺、是も直の士は金、家中の指口は銀たるへし、

一足輕の腰指三本しなる、絹幅長五尺、直の足輕は無紋に赤く、家中のは主人家の紋を白く下に可付、

一在陣中、下々人返し停止之事、

一武者押馬次の次第は、組頭年々正月十一日に書記可相守之事、

一一頭に物見六人つゝ、軍勢一里先の様體可注進、又旗本の使者、右の物見に相加り、二人つゝ、口て行、様子次第旗本へ可歸、一二三は圍取なり、但敵の備

物見の時は、功者の者は跡に留り、若年次第先へ可歸、若し手前持の爲に無注進は、妻子從類令三成

敗、名字を可絶事、

一小使番健なる歩士二七人、是は本使番法度同然之事、

一物頭使番物見の事、手前の様體無心元、不存自分の心懸に分敗而於討死は、兼々の法度之如く申付、其家を可絶事、

一時にとり使番一人、小使番壹人つゝ、可往行、壹人の往行停止の事、

一駈り口にて指物落とも、不可爲越度事、

一家中の被官馬上は一日替りに可仕、三十騎つゝ、人夫小荷駄可召連、此行義は、先は二十騎、中に夫小

荷駄、跡に馬上十騎、持鑓鐵炮三十人宛異に鐵持二十人に行な

小河内藏之丞との
栗原大膳との

松のさかへ巻二

井伊家藏書寫

家康公より井伊萬千代へ、甲州士七拾四人武藏上野の士四十三人、都合百十七人、爲_二與力_一被_二仰付_一候事、

於_二甲州尊體寺_一萬千代に^{後號兵部少輔直政}被_二仰付_一候、甲州士の内石原主膳、孕石備前守、廣瀬左馬助三人を被_二召出_一、被_二仰付_一候は、萬千代義各へ預る處、偏に武功を感するによつてなり、可_レ然士大將に取立候義、三人のもの并百餘人の覺悟たるへし、此上は心底を不_レ殘、軍立萬端、甲州越後信州の内にて、度々見及候所の戦功の内にて、惡さを捨善を取、今以世間靜^諷の時、兼て軍法并諸道具等を定置、本參新參の諸士、連連能知るやうに可_レ被_レ致事、

一大旗小旗足輕旗六具の義は云に及はず、鞍轡等まで赤く可_レ仕、三人のものとも、毛頭所存を不_レ殘、相談を可_レ遂旨、誓紙を定置可_二申上_一旨被_二仰出_一、依_二其三人のもの愚案を盡し_一、本參新參與力之面々吟味仕、於_二其上_一誓紙を以言上可_レ仕旨申上、正月十一日より二月廿八日まで、諸士老若參會相談せしめ、軍法并諸道具等之一通を記し、上覽に備、

軍法并諸道具品々

一總は四幅にして五人、地赤中紋金の井字、竿黒塗之事、

一自分の御旗絹二幅長一丈、赤く紋なし、磨き七尺、八幡大菩薩の文字白く、竿黒ぬり、

一馬驗金の蠅取、竿黒塗、

一使番淺黃鬼灯、出しは金にて思ひく、但慶長の頃より、金の出しの下に、面々の名字を黒く書、

一具足甲鞍までも赤し、但家中の具足は、主人家の紋にて、金にて可_レ顯、

一出陣之時、私宅より六具を堅め、指物をさし、甲を不_レ可_レ持、面々組頭へ集り、其組頭の可_レ應_二差圖_一、

一持鎗馬の右脇に可_レ持、

家康公へ加へたり共、無事にて引取か十分ならんか、然は家康公の御浮沈危き所にあらずや、是は堅くあるまじき事なれとも、萬一如^レ斯は次第なる事を各にも語り聞せ置、扱は如水我等之忠義なるよりと合點させ置度思ふゆへ、かくは語り聞するなり、武に於て偽りなし、更に廣言にあらず、其時を見聞候ものは、うたかひなき事共、各も存之通りなり、爰を以家康公之天下を知給ふは、我等を初め武勇譽之大名とも五三人味方仕たる故とは言なから、つまる處は如水某貳人か力にあらずや、實にも關ヶ原御勝利申上、家康公某か手を御取、今度之御利運偏に長政か忠義故なりと上意有しも是也、豊前六郡を轉し、筑前の國を賜しは、誠に大分之御加恩なれとも、右之大功にくらふれば、相當之御恩とは云かたかるへし、然は後代我等か子孫末々に至り、大なるあやまち、國家の大事に及ふとも、此大功を思召さは、上に對し逆心をさへ企不^レ申候は、其外之義は御免許を蒙り、筑前一國の安堵は相違あるまじきと存候なり、右之趣我等申置たるよし、詳に可^レ申述^レなり、扱又筑前拜領之前、四國筋にて兩國も可^レ被^レ下^レ哉、又筑前にて一國可^レ被

下^レ哉、又筑前は古來探題之所にて、各別之國なれば、我等を被^レ差置^レ一度思召候様内存御尋之よし、本多中務を以被^レ仰聞^レ候、我等申上は、兩國は可^レ奉^レ望事に候へとも、如^レ是天下平均に成候間、日本國中において、家康公に敵し背き申ものあるへからず、差たる御奉公可^レ申時節有間敷候、筑前は大唐之渡口にて、殊に探題所にて候へは、他之兩國にも増申候と存候、大唐之御先手と思召、筑前を被^レ下^レ候は、可^レ爲^レ本望^レ由申上候得は、思召上意に相叶候由にて、筑前之國拜領被^レ仰付、外に如水へ別段領地可^レ被^レ下^レ候、如水可^レ奉^レ望^レ由御内意被^レ仰付^レ候へ共、如水老體、聊領地之望無^レ之、安泰に餘命を終申度候由重々御斷被^レ申拜領なし、簡様之御約束とも、天下の老中も後代には不^レ被^レ存様に可^レ成行^レと存申置也、扱簡様之事を無分別なるものに聞すれば、心公義之御奉公をゆるかせに仕る事あるものなり、各家老共此旨相心得、必我等子供に申聞すまし、但各方子孫之内、銘々家を繼可^レ申もの斗へ密に相傳へ可^レ申者也、此義國元之家老共へも具に可^レ申聞^レ也已上、

元和九年八月二日

長 政

案之内なり、右之ものとも上方勢に加はり、島津毛利等先手として打出るものならば、其外之東國勢、一戰に不_レ及敗北眼前也、其上大略大阪方も日和を見たる大名に、各悉く大阪方に參るへし、されは家康公も我らか心中御氣遣ひ、□□□□りたる大部に先手斗り被_レ遣、其後各の無二の働を御見届候てこそ御出馬候なり、然れば右之通某諸大名をす、め、島津福島加藤淺野浮田を先として押て下らば、關東方より誰か此もの共に打向ひ、快く一戰をとけんや、家康公弓矢の御長者と申とも、御自分先手被_レ成候より外はあるまし、萬一右之大名とも、縦ひ關東方にて、我等上方勢に加りたらば、毛利家と金吾中納言其外之者共も安堵にて、無二の大阪方可_レ仕候、島津某浮田等諸勢を働かし、先手として打出は、岐阜之城責はさておき、誰か一人美濃路に是をたむへき、這々關東へ引取候が上之仕合なるへし、是等をたやすく追立は、諸國之大阪方、日々に蜂起すへし、さあらは家康公箱根より西に御出馬思ひもよらす、扱又西國にて如水と加藤肥後守申合は、清正無二之大阪方なれば、同心はいふに不_レ及、已に豊後立石にて、如水大友と合戰之時、肥

後より大勢大友加勢として差越候へとも、某着以前義統を生捕し故、肥後とも其不_レ及_レ力、如水への加勢參候由使を立候得は、如水合點にて追返し被_レ申候事、各存たる事に候、されは如水大阪方と申遣さは、清正悦ひ一味申へし、其外九州大名島津鍋島立花等に至るまで、堅く大阪方なれば、西國一同し、如水清正押登らば、中國所々の軍勢等かと凡拾萬騎に可_レ及、上方之大勢此大軍一つに成、家康公一人と戰ん事は、たとへは玉子の中に大石をなけうつか如し、若萬々一家康公御良將なれば、三河遠江へ早く御打出し、不思議にも我々一戰に負たるとも、同勢の大名とも志を變すましければ、中々關ヶ原敗北之體に、きたなき負はすまし、仕損したりとも江州邊に引取、所之城を堅くし、島津を大阪に籠め、我等と浮田伏見に相さへ、家康公を待候においては、關東勢勢田より北方にわつら出し成る間敷候、島津初め歴々大阪に在て、我等伏見之城に居、扱又西國より如水清正大軍にて後詰せは、日本はさておき、縦へ異國之孔明大公項羽韓信か來り向ふとも、我陣に對して勝利を得ん事思ひもよらす、我朝近代之武將信長信玄謙信等を

本多忠勝公御遺書之寫

寛政五丑年、忠顯様於御書院、拜見被仰付、忠

勝公御遺書、

惣まくり

侍は首とらずとも不手柄とも、事の難に至て不_レ退、主君と枕を并て討死をとけ、忠節を守るを指て侍と申也、義理恥を不_レ知輩は、物の吟味せざる故、幾度の首尾有候ても、一つも床敷は思はず、祿を以て招く時は、譜代の主君をすて、二君に仕る輩あり、某申心は物にふれ移り安きものなれば、假初にも侍道の外を不_レ可_レ見聞、朝夕身を習し、武藝を心かけ、學文するも忠義大切を聞、甲の緒をしめ、鍔長刀太刀を提げ、天下の難義を救んと志すは侍の役也、

黒田長政公御遺言

遺言覺

一我等死期可爲不日候、生死は覺悟の前に候得は、改めて申置事なし、右衛門佐若けれども、各家老其堅固に相從ひ候へは、國之政、又は武者事有_レ之とも、心懸りなし、但我等か子孫末々におひて、如何様之惡

人、又はふつけもの出來し、如水某の大功を無になすへきも計りかたし、後代之事を氣遣ひ思ふなり、依_レ之一つの遺言あり、何も能々聞置、各か子孫にも申傳ふへし、若後代我等の子孫、何そ不慮の不調法惡事有_レ之、黒田家之一大事此時なりと存る事あらは、其節天下の老中之内所縁有各へ此内之ものとも參り候て可_レ申は、抑御當家天下を御取被_レ成候は、家康公御武徳故とは乍_レ申、偏に如水長政か忠功を以、御心安く天下之主とは成らせ給ふものなり、其子細は、去る石田か亂之時、如水九國を切したかへ、某は關東へ御供申、關ヶ原御一戰前、關東より先立美濃之國へ馳せ上り、加藤福島淺野藤堂等と申合、武を張り候故、其勢ひに恐れて、石田方川を越て働く事不_レ成候、尤口を一番に渡し、敵を切崩し、關ヶ原一戰之日、粉骨を盡し、石田か東陣を追立候、然れ共是等は不_レ珍事に候、第一某智謀を以、毛利家并金吾中納言を味方となし、是に付其外味方仕もの多く相成候、先達て美濃路へ馳上り候輩、多くは太閤御取立之大名ともなれば、此時我等心を變し、かくとすめは、福島加藤淺野藤堂をはしめ、何れも悦び勇み、即日大阪方と可_レ成事

し、馬上或は歩にて往來するは、勇々敷見ゆるもの也、女の物語などに、顔をあらわしたるは、茶屋の女遊びもの、類なり、かつきふくめんにて顔隠して、人を恥たる體にて通るは、女らしく尤に見ゆ、併武士の女房は上薦めきたるより、少し顔付あらくしきか相應なるものなり、古へ武道を専らにせし世は、女の容色の第一とする大切の眉毛を剃落し、顔あらく敷見ゆる仕方、女も武を専らにせしなり、銘々戦國の時は、女は今時の男子の働より勝れしなり、男子の下帯、木綿布白より淺きに染たるかよき也、或時御小姓衆御廣間にて角力取たきとて、御坊主衆を以て御伺ひ申候へは、御意に、角力は武藝にて、心得へき事なれば苦しからず、但し疊をうち返して取へしとなり、

刀柄、鉸は大粒なるより小粒なるか、漆にぬり柄を楳木にて少き込、小き目貫打たるは用方によし、酒は陽氣を盛にする物なれば、遊び口れに多く飲へからず、必喧嘩仕出すもの也、鷹野か軍陣などの時は、下戸も酒を飲めは氣強になり、一働き精出るもの也、小盃にてなか／＼しくのむは、祝言の座敷めひた

り、上戸の茶わん酒引受て、すわ／＼と一息に飲たるは氣味よきものなり、

武士の智恵才覺は、有て調法のものなれとも、又なくとも事缺ぬもの也、義は直なる道を行やうなるものなれば、智恵才覺の手傳にあつからて、只義を以て武士といふ故に、武士の義の缺たるは、打物にやきのはつれたるやうなるもの也、

古より、代官と徳利の首には終に繩の付ものといふ事あり、代官役する者は、大名狂言の役者のやうなるもの也、烏帽子直垂着て、太郎冠者次郎冠者召連出たるは、實に大名のやうに見ゆれと、その狂言終れば、元の何右衛門何兵衛になる、代官又左の如し、預り所は己か知行の様に思ひて支配する故に、百姓共は、殿様々々といひて、女房をは奥様御前様など、尊敬す、故に自然と奢出て、家内萬事大名風にて、預り物の年貢金等を遣ひ散し、三年目の勘定には、四年目を取越、先操に間を合する故、早速には引負は知れざるもの故に油斷して、代官上り、惣勘定の刻、大分の引込儀に驚、親類縁者に助力を頼み、手前の財寶は賣代遣るも間に合さる時、首に繩か付もの也、

是平生疊の上の事に習て、肝心の大切の時は、其様な
る心にて、強き事は中々ならぬものなり、其時は身つ
くろいをする事必定なれば、我常に嫌ふ也、一通りの
風儀は、常はともあれ、自然の時はといふものあり、
先は平常武士道不心懸の言譯にて、非を飾ると云て、
極意は武士道さらひ、不心懸もの、言葉なり、馬を立
おくは、不吟味の大將の下にある事也、常々心に懸す
して、俄に成る事にては更になし、我幼少より諸國の
侍の義と不義と剛臆を、よく吟味して聞事好きなる
故、普く聞及たり、天地を盡しても、武士の有んかき
りは、この道理すたるまし、常の心懸といふ事は、手
近く手輕き證據を以て言は、灸は飛火の十双倍な
れとも、覺悟する故、女童も見事こたゆるなり、飛火
は覺悟もなく不意なる故、鬚男のたまける事その證
據なり、武士たるものは、一本鎗の小身なりとも、武
士の心を氣高く持て、十二三四もならば、早く右の品
を心付、能々云聞せ、先にうつらすは、出家か町人に
なして仕廻ふへし、さなくは左様のもの武門に有て
は日本の患なり、

又御意に、我若年の時駿河に在て、物讀坊主に三哲と

いふものか書たるを聞つるに、三要三切といふ事あ
り、先三要とは衣食住、三切とは軍資旅也、衣食住の
三要は人々常の用也、この用意專一なり、さて軍道具
客道具旅道具、是又武士の肝要なり、右の品々を分限
相應にして後に、外の事をなさすへしと云たり、是は
聞えしこと也、一言にても用に立事也、我幼き心にも
肝に銘して聞覺へたり、我是に全註を加へたし、三
要三切三行としたし、三行とは道藝儉なり、武士たる
ものは道にうとくしてはならず、道藝を第一心懸へ
し、又道に志し賢人の位にても、武藝を知らねは軍役
に立す、又不勘辨にしてすりきり果てはならず、

遠州中泉御殿に被_レ爲_レ入御意を爰に録す、

鷹野は筋骨を働し、手足達者になり、風寒に觸習ひ
て、身健にあた病なし、朝起に宿食を消し食味よく、
日中の働きに身も草臥て夜遊なく、能寝て女色に遠
かり、自然の養生壽命の持樂を用る心也、

大將以下の諸士若殿原の美服着し、駕籠乗船乗往來
するは、公家の流れの様に弱く見ゆ、年五十より内
は、絹細木綿などの地ふとなるを着し、素足にわら

の種と成るもの也、

又御意に、主人か家來に加増を興へ、或は褒美など取らするを、其分に過たるやうに覺候は、大本ト愚痴なる故なり、加増を遣し褒美をやるへき筋違の事にて遣れば、先に倍して萬事よく調ふものなり、常に賞なく罰のみ有時は、家來の心違ひはなれて、後には其家傾く者なり、兎角大家ほと、家來に心を付る事第一の義なり、家來の心はなるゝをば、力業なんとにて能する事は我は成間敷なり、

又御意に、我好て書物を讀せ聞には、六國家を治るものは、四書をよく見聞せずんはならざる事也、是も長々しき事にてならずん者、墨子をとく味ふへし、但し人にもよらんか、我は左様に思ふ也、

又御意に、我近頃書物を改板さするは、何れも古板はあしき故にすると思んか、左にはあらず、斯の如く古板を改板させ、字義の間違等に心を付改さすれば、人道の吟味是より起ると思ふゆへ也、天下其風になれかしと思ふて也、

又御意に、國々の大名惣て天下取口云に及はず、高祿知行を取事は、身を樂をする主本にてはなく、入らぬ

者と覺へたり、是始終を勤さる故也、先に我目利を以て、國主或は大名にて人の上に立置は、國家を守らせ、民百姓を安からしめん爲なり、天道も又斯の如し、さらて身の歡樂か本意にあらず、歡樂か本意ならは、皆々天道より服種にしたまふ筈也、

又御意に、男は男の心持たるかよし、歴々の者か、女童子に氣を奪はれて、業平侍となると見へたり、左様の風有て之者は、我堅く嫌ふなり、昔よりの説に、武士の武士くささと、味噌の味噌くささといけぬものなりと、下劣の諺にもいふなれと、先は脇よりみての事にてやあらん、定て公家か町人の評判なるへし、武士はなるほと武家くさく、味噌はなるほと味噌くさくあれかしと思ふ、武士は何くさくしてよからんや、公家くさからんか、出家くさからんか、職人くさからんか、むしろ百姓くさくしてよからんか、味噌も腥やさくも、こねくさくても、血くさくても、腐くさくても何かよからん、た、味噌の生徳味噌くさきよかるへし、右の武士は武士くさくしてよからぬといふ説は、武士きらひのものか風と云出したる言なるへし、左やうの者はふんとしを除てさやふをくれたし、

其故は大名かあまたの家來にもてはやされ、不圖のり、殿様風を吹せ、氣隨か増長して我儘になり、我心をも取留めず、何もかも氣まゝに成行なり、時に其方などかやうなるもの有て諫言すれば、聞か否や無正に腹を立、此方の情に戦ふ故に、めつたに憎く成て、眼くらむほとに成行なり、然るを能と心を取かへし、氣を鎮めてみれば、慥かに家の爲國の爲には代られず、さても是か我儘かな、これに負てはむさとしたる事とて氣に勝て、苦けれども一口飲て見れば、怒熱さめ、情も靜になり、快氣するなり、扱無上に事の受たる事は、身を捨て藥を捧る臣もなく、又怒る氣の中に耳を開く主人もなし、もしなくは天下の稀ものぞとの御意也、

又御意に、愚人小人といふものは、他人の惡を手本とし、何某は簡様々々なり、我ほとにはなと云、君子は他人のよきを手本とし、惡きをは始よりとりあけず、何としても古の聖人君子には及はれずと、身を慎み行ふなり、兎角智惠の自慢の有ほとは、愚の九つ時分也、

又御意に、我妻子家來までも其情を察し、かくこそ思

ふらめと推量して、その心根に恥て、我身をたしなむへし、何と思ふともかと思ふとも、我は我次第と氣隨に任せて振廻ふ時は放逸になり、後には必人を取失ふもの也、

又御意に、物の本を讀事は身を正しくせん爲也、うつしこゝろにて讀は、強ち何の用もなし、一句先ては我心頭に引受、一言聞ては其まゝ用る筈なり、歴々の物識り、一句も我物にならず、これを論すれば、只物識といふまでにて、何の役にもたぬなり、

又御意に、天性勝れたる人は少く、大かた百萬人並なるものなり、然るを能々墨曲尺をあて、去り嫌ふては、人は大かた無きものなり、是に二つの目の付やうあり、大工の木を遣ふやうに、夫々に用ひ、また大道中の如く、何もかた通る工夫あるへき事也、

又或時御意に、何と見ても女はかしこきほとすまぬものなり、かしこくて能すむ女も、有ましきにてもなけれども、七人は賢女とて、昔より少なき事なり、男に賢人のなきか如く、女には猶稀なるへし、必々物の密談など聞すへからず、只愚人同然に心得て、それそれ相應に育てよし、油斷すれば氣を取られて、惡事

に入らざる事なりとも、臣下家來の忠臣の心を以て申事は受る筈なり、何事にも己か氣隨を立、人の異見を聞さる者は、大家は上下の心放れ、善き人は何方へ行やらん、家中次第々々に人なくなりて、後には人を持たずに、家は人の出入薄くして、われ口人になりて、果は家を破り身を失ふ事、近代いつれ／＼の家を、まのあたり見さるや、第一この處を恐て、深く心を用ゆへし、三つには、たとへ堯舜ほととの智慮ありとも、己か心をたのむへからず、天下は天下の智慮を用ひ、國家は臣下の智慮を用ひ、夫より已下は家内朋友の智恵をよく用ひて、おのれか智恵をたのむへからず、我等より大まてに味ふ所、天下を治る事は、取分我智恵を立てはならぬものなり、人の智恵を受て用ゆるときは、日本に唐を添て治めてもつかへなし、小人は自慢して智恵をかさり、何事も人のいふ事を防きて聞入す、高慢をおし立るものなり、これを獨夫の桀紂ともいふ、大悪人なり、四つには、内升の事を能能聞てをき、さて人の非をたやすく取擧へからず、人の善を助けよき者を好むときは、風俗自然と直るものなり、古人のいふ、賞は小に輕も賞し罰は大に重き

を罰せよとあるも此こゝろなるへし、五つには、内外の事に數多の心得あり、必一人を用ゑる事なかるへし、又佞婢の心なと少しにても有ものとしらば、堅く用ゑる事なかれ、一遍聞て極る事なかれ、我氣に入たる如わらへの内縁を用ゆる事なかれ、心を直ふして耳に聞目に見、脇にためして實を取へし、子細はその諂に巧もの君子にあらねば、心に合せて告るものなる故也、道には違ふ事多し、毛頭依怙ある時は、大に違却するものなり、ある人義經の歌とて見せけるに、

見ぬところ見てこそゆかめ大將の

かけのまなこの目にて見るなり

この歌を感するや、實は大國を治るもの、おのれ一人にて何も角も見聞せんとは、十か一つもかなふへからず、正直なるものを五人も十人も目付にして、しかも銘々にしらすへからず、一人々々に言譯を能聞て揃は、實正也、少しも違あらば、よくためして後に事を行ふものなり、是は小身家の事にて、天下を治るには目付も色々入るもの也、

又或時御意に、金言耳に逆ひ、良薬口に苦しといふ事、子供もしるといへとも、實は歷々もしらぬなり、

不仕と申上る。其時御意に、いや左様に深き事にてはなし、先昔先祖のその初めの世に、天道より命令をうけて人となり、それより段々父より我までに成り來れり、さて子孫に繼ぐ事は、我より繼にあらすや、然る上は先祖より、下は是子孫の取次役にてはなきか、扱又取次といふ事は、天道の命を段々に守り繼ぐ事なる故に、御の字の一大事の處なり、その爲に天道我を生して役人とに立置るゝ也、疎かに心得る時は、仕置にあふ事明らかなる道理なり、

又御意に、侍たる者は常の者に替る所一つあり、恥にはなるましきと思ふ處を恥る事眼前也、其譯は、心底の所はたれも知らされは、恥なき處なり、然れとも後人よりこれを見れば、前なる事は何としても知るゝもの也、人の知不_レ知にかゝはれば星にあたらす、車ひしの萬病圓といふは、誠を守る一種の事なり、これを夫々によりて名を替る時は、主には忠親には孝、臣には禮子には慈、同體異名なり、然れともこゝに一種の子物あり、信しやと思ふても、誠の信やらん知るもかたし、こゝに一つの工夫をなし置たる事あり、殊の外自慢なりとの御意なり、某平八進んで、願くは承知仕

度奉_レ存候と申上る、その時御意に、これ我秘藏の事なれとも、達て所望なれはいふそとて仰出されしは、信すきにひたと味へは、眞の法を知る事其中にあるそとの御意なり、

又御意に、大身小身とも、家中扶持する程のものは、守りにして首にかけて居るへき心得、大かた五个條あり、我常に是を用ゆ、汝等に傳受するを、一には、人を撰ひなり、よき人を持つ時は、一切我は云に及はず、思ふほどの事叶ふは其中にあり、善き人と云に心あり、男ふりあしく、公儀向不調法に、物言少なく心正直にして、主人の爲を第一に大切にして、身に替て謀をなすものを上とす、譬ひそのもの分別なくとも、諸人の手本になるを以て我舉用る也、次に諫を納るゝほと、の智慮なくとも、奉公疎略なく、精を入て勤るものの中とす、我得たる所を賢く勤め、又それほと◎誤脱私も多今にもき、心もさわかしき者を下とす、アラシ我この曲尺を以て目利するに、勇も大方夫ほとはあるものなり、二つには、我心の極めやうあり、先家の爲ならば、當時の善惡をかまわす、何事にも替られすと主本を立へし、斯の如く義立つ時は、いかやうの氣

後も克々相心得候様御教訓被_レ成度候、かしく、
二月廿五日

尙々、くれ／＼も國事随分御心得可_レ被_レ成候、右
の通御育被_レ成候得は、案事申事無_レ之候、已上、

右は神君大御所駿府御城御安座之砌、二世將軍秀
忠公之御臺所被_レ進候御書拜_ニ寫之、忝可_レ奉_ニ拜
誦一者也、

秀忠公御嫡男 竹千代君 御腹 春日局

三世將軍家光公也、左大臣

同御二男 國松君 御腹 御臺所 駿河大

納言忠長公也、從二位

本多平八郎聞書

我若年より大君家康の御近習に侍り、幸ひに御心に合
て、憚なく相勤るを以て、學問なとするに暇なし、文
盲至極なりといへとも、大君の金言を不斷承りたれ
は、家を齊一國を治る事、少しは心得たるやうなり、
大君天下を知召に至て、我等も御慈意の御惠みにて、

大身となし給ふ、如_レ斯御厚恩なれば、子孫の汝等
忘れ奉らざるやうにと存し、則ち承り覺たる所の御
意に、大より小に至るまで、先づ心得へき事あり、
第一に人として恩を知らずんは人にあらずといふ事
は、誰も／＼いふ事也、然れとも是に近道のある事
を知らず、主を主とし親を親とすといふ事は、いか
なる愚鈍なる主にても無理なる親にても、やれいと
しやれ笑止やと育て、如何にもして主は主の道を立、
親は親の道を立るやうに、寝ても起ても思ふか第一
の事也、扱左様に思ふに付て、わか身持をたしなます
してはならざる事は、勿論其中にあるなり、一旦の欲
心にて、莫大の恩を忘れ、おのれおのれか身を立る心
にては、何としか脱字アラン我心を知こと守らんや、この
心よりおこれは、誠にも叱るにも皆欲心也、此心を辨
へされは、褒るもいとしかるも、みな己か欲心なりと
いふ事を知るへし、能々こゝを辨へ、深く味ふへき事
なり、
又御意に、文盲なるもの、心得へき事あり、其心得と
いふは、我は御取次の役人なりと合點すへし、その義
いづれも合點仕候哉との御意なり、何も指當り合點

口、まして並々の者は決てぬけ勝の事に候、その行届ぬ所は、主人より行届候様に心懸、不調法に成らぬ様に致し、召仕候事心懸の第一に候、召仕候者の科を申付候は、多くは主人の科にて候、

幼少の者、得手氣に入らぬ事を申聞候得は、側に有あふ器物杯をなけほふり物を損る事、幼稚の虫氣故と斗り心得捨置申物に候、虫氣に候は、灸治薬用致し、募らぬ様に致へき事なり、成人の後氣に入らぬもの有之候節、物を損ひ候事まゝ有之候、これ全く我儘の募り候物也、器物は損候とも、其通の事に候得共、後には召仕の者の氣に入らぬ事申候迎、手打に致し氣さんしと致したる様に覺申候様に成行事に候、病根深くならぬ内早く直すへき事に候、

一主人たる風儀は、側廻り召仕の者の風俗大切に候、一體上みの事下へ知れぬ様、下の事能上へ知れ候様有度候、とり分氣に入りし者の風俗心懸肝要の事に候、其者壹人にて、一家中の風俗變、善惡有事に候、一治世にも身を樂に持事保養あしく、何れにても業無時は、好色其外いろくの事出來候まゝ、朝起より寢までの行規を定め、日々その通に致候事、食事も常

常美味はかりたへ候ては、うまきものにあらす、平日の食物随分輕き味のもの宜候、月に兩三度は美味も給て、能々承りおよひ候、

一近年日牌念佛六萬扁口口唱候事、老人の入らぬ課役にて候間、遍數へらし候様皆々申聞候、成程へらし候は、樂に成候得共、幼少より戰國に生れ、多く人を殺し、責て罪ほろほしにもなり候半と、且若年より一日も隙に暮し候事無之身故、當世は靜故隙過て困り入申候、なんその業を致度候へとも、文も入らぬ事ゆへ、念佛を日々の稽古事の代りに致候故、毎日朝起致し、夜も早く休不申、怠らぬ様に心懸、夫ゆへ食事のあたりもなく健なれば、まつ念佛の蔭とそんし候、古より申侍候は、先人の行義を亂さんと思は、平日の起臥の刻限と、食事の日々同刻には、多少の有にして、行儀の作法の正不正知れとかし、左様に可有之の事と、惣して氣丈夫過はあやうき事に候、勇氣はわけてなくてはならぬ物と、且和に大様に有度事に候、側に召仕候ものかさつ無之様可被申付候、右の通能々御申聞せ被成旨、直に父母兄弟の禮儀亂さぬ様、吳々御育可被成候、此文は國々御渡置、成人の

らぬと申事まゝ有之候得共、夫も議に依て破るは破るといへ共行る、物にて、多くは我智慮の短より國郡を失ひ、譬は弓を克射る者、手前をよく曳渡し離にて馳之、又は持出るとして初のよき手前徒に成様なる者にして、兎角十分ならぬは、堪忍の程はなき者に候、日本にて堪忍十分の者は楠正成壹人にて候、勤めに一向堪忍の氣なくて言葉も出し行しは近世武田勝頼にて候、夫故一生行ひ道に叶はず、先祖より數代の家を失ひ、身を果し候眼前也、織田殿は近代の大將にて、人をも能遣ひ、大氣にて智勇も勝れし人乍ら、堪忍七つ八つて破れたる故、光秀か事も起り候也、太閤様は古今の大氣、智勇至て堪忍強かりける故、卑賤より出て、貳拾年の内天下の主にも成られ候程の事に候得共、餘り大氣故、分限の堪忍破れ候、大氣程よき事はなく候得共、夫も身の程を知らず、萬事華麗に過分の知行、其外何にても人に親すは、大氣にて成る、奢物と申もの、事にこそよれ、其外人に施には、所有其分限に當るこそ能事に候、奢心なく物毎儉約を用ひ、常にその程をよく知を以て、政道正敷と申すなれば、下々は過分の知行其外給りもの其分限に應し與

れは、奢ものに引當て、格齋者杯と取沙汰致し候者過分にては、右より明君賢主の過分に、のり物萬事華麗の行ひなく、身を慎み儉約は用ゆへき事に候、

一惣して召仕の者の、何を仕落不調法有と唱る事、其者能心得とく心致し、向後は改させ候様に致す事、主人たる者の專一に候、我等若年より専心懸候故、異見を加へ候者、皆誤りを不改者はなく候、兎角いかよふにも人のすゝめぬ様に致候事、まつ過ち候者へ、其事はかり申てしかり候故、心得違いたし、主人を恨み候様成り行、夫迄よく勤候者も、不足の心出て不勤となる、主人を疎む様に存候事、全く異見の致方あしき故、人を捨ると申もの也、惣體異見の致方は、其者を呼出し側に壹人取なす者を置、外の者を退け、常よりも詞を和け、前方其方はケ様の節も何の手柄をいたし、何の節能勤め候杯と、其ものへ心を悦せ、其後ケ様の不調法、其方に似合ぬ事と克々申聞せ、吳々も此後は相改、前々の通心懸候得と申聞せ、其利に附て身の過ちを取分相改候ものに候、主人たる人壹人にても能人出來、如何様の輕きものにて、科人出來ぬ様心懸、身を慎み候事肝要にて候、如何の行届かぬもの

ゆへ後には何事も先内談いたし候様に成り申候、一身の嗜の事、人の好嫌得手不得手有之事は、兎角もの、片よらぬ様にいたし候事、譬は四季の花いろいろに咲申候て路有之候、其中にとくだみと申草花香あしき物にて、何の用にも立申さぬ草のやうなれと、濕の薬にて候、煎し用候へは、殊の外能薬にて候、其如く何藝にても人の覺候事は承り置、何かなの時入用の事あるものにて候、第一自分に不得手の事は、人の致も忌嫌ひ候もの儘有る事に候、夫は大名の別て致さぬ事に候、我等中年の頃迄は、碁を一向に不存、人の打さへ無用の氣つまりとて、眼の毒様におもひ、うつつけ物と思ひ居候處、近年少覺候得は、雨降の徒然折は慰にも相成、先達てうつつけ者の様に存候者は相手に致し候、是にて察し候、何事もせんなき事は往古より致置ぬ事に候、くれくも自分氣に入りし人を善と存、氣に入らぬ者を惡と存せぬ様に致すこそ專一の事なれ、且身の智慮届ぬ事を、朝夕に存る事に候、

一堪忍の事、身を守る第一と、何事の藝術も堪忍なくては覺ゆる事ならぬものにて候、天道に叶ひ身の我

儘を致す堪にんは地の理に叶ひ、先祖より傳りし一那一城失はぬ様に堪忍の人和を得、我氣隨を出さぬ様に心懸、身體悉堪忍を用事に候、仁義五常を本として、召仕ふ者并民百姓、賞罰を正し、疎きを恵み近きを罰す、其仁の堪忍也、君に仕へ身命を願す、一度約して變せず、是義の堪忍也、人の事を先にして身の事を後にし、起より寝るまで行儀正敷するは、是禮の堪忍なり、我に慢して人を蔑にせず、是智の堪忍なり、君父に仕へて、假初にも表裏輕薄をなさず、古法を以て智をみかき、美器并美服美食に心を動さず、是目の堪忍なり、美好を好まず穢しき匂ひも犯す、是鼻の堪忍なり、雷また戰場にて弓鐵炮の音にも恐れず、先陣に進み高名を遠る、是耳の堪忍也、酒を過さず美味を好まず、是口の堪忍なり、其外手足にも堪忍あり、右堪忍を一生の間全守る人は、大身は家を起し國を治め、小身上を起し家を治む、堪忍の成事は十分に致すにしたかひ、致さぬものは家をも國をも起す事能す、譬は十の内八つ九つ守り、末一つ二つ破候得は、悉破りし様に、夫迄の堪忍は徒に成行ものにて、大方の堪忍はつらき物、是迄は致し候得共、最早堪忍な

れ、第四に召仕の者に疎れ、第五に我身の願も悉く叶はず、右五ヶ條の通成行候得は、天道をうらみ、後にはこゝろ煩しく、心亂るゝより外無之候、幼少より物毎自由にならぬこと、能々心得させ申度事に候、

一大名は惣領は格別、次男よりは召仕もの同様に心得候様、吳々被_レ申付_二度候、次男の威勢つよきは家の亂の基に候、

一幼少の節は萬事右様に、輕きも、の言まねさせぬ様に心得候事、併あまり右様過ては、又下情に委しからず、慈悲の心薄く成り申候、常々の遊にも、國の名産或は大名の家柄の事、并家來共の内にて、あれは何の代より譜代の者、何の節何の手柄を致し、何の節何の高名致し候子孫抔と咄し候得は、幼少より家中の者に如在にならぬ事とも聞覺候故、成人の後自然と政事の仕置行届申候、大名の自身嗜候事は弓馬第一、次には長刀鎗劍術心得可_レ申候、心懸なくてはならぬ事に候、

一學問は大名の自身博學に成候事は及ぬ事に候、學才有_レ之者に常々其道の講釋承り、其外物に正理善惡の事、善人の行義作法、名將忠臣の道等、又佞人主人

の眼をくらまして國を亂し、代々の國郡を失ひ候事は常に承り置、我身の曲尺ゆるまぬ様心懸第一に候、一兎角人の道は五常を守るに懸りて、其外にも我身の鏡ならては何事もしれぬ物、常の鏡と違ひ、外より磨く事はなく、我心を心にてとき立候事故、我身の行ひ惡しきは、鏡の照らぬ故にて候儘、其曇らぬ様に致候事は、常々の行ひの善惡、人に尋るより外無之候、且善惡を聞事を歡ひ、其座にて其惡を改め、善を作るものへは褒美を與へ、召仕候後は次第鏡は照し、身の善惡はその序にて知れ、家中のよしあし民百姓の取沙汰、居ながら知る事にて候、身の善惡を聞事を好み候得は、佞人も氣に叶はず、日々に遠さかるもの也、身の善を聞事を悦へは、忠臣は日々に進み、忠言を聞時は、一身の行天地の道に叶ひ、民の主たるもの第一に候、召仕もの利口にて、きてんもの、取入處にて、何事も正直成ものを撰ひ召仕候事第一の事に候、

一井伊兵部事、平日言葉少く、何事も人に言を承り居、氣重く見へ候得共、何ぞ了簡決し候得は、直に申ものにて、取分我等何ぞ了簡遠か評義違か、爲にならぬことは、皆人の居ぬ所にて、善惡を申ものにて、夫

は、初め二葉の節、人の生立と同じ事故、随分養育をいたし、最初一二年とやら枝葉多く成り候節添木致し、直に成候やうに結立、其内悪敷枝葉はかきとつて年々右之通手入いたし候得は、成木の儀直なり、好木に成り候、人も其通、四五歳より添木の人を付置て、悪敷枝の其後に育ぬよふに致せば、直に能き人に成申候、幼少の時は、育さへすればよきと心得、その儘に致置、年比になり、急に異見を致候ても、我儘のあしき枝はかり茂り、本心の本木は失ぬ事故直り不_レ申候、是に付今存寄候義有_レ之候、三郎生れ候節は、年若には子供珍敷、其上初めひかゝすの生れ故に、育さへすればよきと心得、氣のつまりたる事は致させず、氣儘に育、成人の後急に申聞候得共、兎角幼少の時、行義作法ゆるやかに捨置ては、親を敬ふ事を不_レ存、心安そんし、後は親子の争ひの様に成候間、每度申ても不_ニ聞入、却て親をうらみ候様に成ゆき候、夫に困り、外の子供は幼少より我等前にて行儀作法よく仕付、若し少しにても不行義我儘の事は、我等へ隠し不_レ申、一々申聞候様申付置候て承り置、我等前へ出候度毎に叱り、又はケ様には致さぬものと一々

申聞候故、影日向なく直に育申候、第一親をおそろしかり候得は慎よく、親に孝行を致事を覺申候、其上に小身ものと違ひ、召仕候もの、申立を能承り候様專一に申聞候、親の有内は慎候ても、親のなき後は我儘に成り、國郡を失ひ候もの古より多く有_レ之候、兎角常々側にて召仕候守りの者、第一孝行と天命と下へ慈悲を心懸、武家の事幼少より申聞候得は、自然と身持も能成ものに候、君臣と申事は定りし事候得とも、君たるもの臣を君と心得候事專一のよし、我等幼少の時安部大藏毎度申聞せ候、尤老臣として君に仕候事、如何に無理なる事を被_レ仰候とも、無_ニ是非_一承り、無道の君へ事へ候得共、夫にてはまさかの時用に立ぬものにて、兎角何事によらず、上より慈悲をかけ、最負偏頗なく、賞罪を正し、臣を君の本と心得候へは、能心付臣の有_レ之ものに候、大名なれば召仕候者なくては大名の詮なく候、兎角幼少之者なれば、召仕もの、申立を能聞て、た、御申聞せ被_レ成候事專一の事に候、人を鏡として身を正し候より外無_レ之候、一我儘にて我願望叶事決てなき事候、第一我儘にては親を恐れず、第二に親に疎まれ、第三に朋友に疎

松のさかへ目次

卷一

東照宮様御文

本多忠勝公聞書并御遺書

黒田長政公御遺言

卷二

井伊家藏書寫

卷三

井伊直孝公御夜話并御遺訓

建康様御武勇咄

久留米侯條令

卷四

西山公示家臣條令

上杉公政事

卷五

福井侯行實

白川侯御意書

松のさかへ卷一

家康公文のうつし

一筆申入候、まつく日増に暖氣に成候て暮能候、その御程彌御無事、和子達も息才に候哉承度候、冬年はゆるく御目に懸り、何角御兩所かた世話にも、老後のたのしみに御座候、其趣表へもよろしく頼入候、
一竹國殊の外成人悦入候、夫に付先頃其地へ參り候節、竹も附人の義被_ニ申付_ニ候様申置候、定て被_ニ申付_ニたるとぞんし候、

一國事は一體發明の生れに付て、重疊の事、其御方別て御秘藏の望、左様に可_レ有_レ之事に候、夫故存寄を申入候て、能々御心得生立候様可_レ被_レ成候、

一幼少の者利發に候迎、立木の儘に育候得者、成人の後氣隨我儘ものになり、多くは親共申事さへ聞ぬよふに成候へは、召仕者の申_ニことは猶以_ニ取用_ニ候、左候へは後に國郡を治る事は扱置、身も立ぬ様に成り申候、一體幼少之節は、何事にも直をなるものに候ま、如何様に窮屈に育候ても、最初より仕付次第により、存るより太義にもなく候、これを植木に喩候へ

體に見へ申候、彼者馬強く候間多分被_レ打間敷候由申上る所に、追付今一人の者罷歸、初め申者の如く申上候得は、松山を此方取らんと被_レ仰、御取被_レ成御勝に成候由、是物見功者故也、又或御陣に物見被_レ遣候得は、罷歸申上るは、敵の大將殊外せかれ好き、兵士を皆ひたと先手被_レ遣様子に相見へ候、唯今御旗本を以て敵の旗本の御懸り被_レ成候は、御勝にて候はんと申上る、其申上る如くに、御旗本を以て敵の旗本の御懸り候得者、即時に御勝に成しと也、是亦物見の功者故也、物見に行て先へ不_レ行して歸りて、耻もなき事をいふは不_レ見より劣り也、先へ不_レ行して不_レ知と云へは臆病者と云れんとて、知さる事を必ずいふへし、是殊外妨なり、

寛文三年於_二備前御焼火間、五郎八様、香菴様、並老中ね村山越中事御咄、

一御言に曰、越中喧嘩嗜きにて有_レ之由、誠に如_レ斯成者は己か身を殺すのみならず、人を害ひ又家中の風を悪敷仕候、

備藩典錄四冊、令_二門人梁信卿謄寫_一也、信卿已逝

矣、手蹟如_レ新、逝者不_レ返、嗚嗟、

朝黃裳文若記

古者國君即位而爲_レ桿、出_レ疆必載_レ之、蓋先王之成法也、故備前國主羽林源君諱光政、嘗好_二古道、喪祭之禮、一從_二先聖之舊典_一矣、於是造_二桿二箇、一置_二于備陽西城、一置_二于武江館、以預爲_二送終之備_一也、臣永忠嘗承_レ命主_二其事、命_レ工作_レ之、材必擇_二其美、工必致_二其良、明考_二舊制、詳盡_二善術、而使_二之無_二毫髮遺憾_一也、既而羽林君以_二天和二年五月二十二日薨_一于備陽西城、因用_二西城所_レ置之桿、以葬_二于和意谷敦土山_一矣、乃遠致_二武館之桿、以藏_二諸閑谷庫中、以備_二乎永世之觀考_一者也、桿棺其目、

- 一枚七里板
- 十九箇假榎
- 二十一箇真榎子
- 一包喪桿袂子白木綿、有_二桿布繩、縱者_一
- 一箇納_レ桿桐匱具二重、合_レ之、一、樣者_一
- 一箇鑿桿棒又、一、居
- 一箇臺

有斐錄終

候間免可申候、重而者免す間敷候間、嗜み可申と被
仰由、仔細と被仰候事は、彼大坂御留主之事に候、
此事に付能覺咄候、誠に其時分は、輝政様御威勢夥敷
事にて候、姫路の事は置き、備前にも諸大名上り下り
に被寄、又輝政様駿河に御越之節にも、尾張様紀州
様など阿部川迄迎に御出被成由也、

同年二月廿四日朝、於御燒火間、伊木長門殿、池
田信濃殿に御咄、

一御言に曰、惣して書物を寫し候に、書落し候事は有
之間敷儀也、早く書仕廻度と思ふ心より落候かと思
候、一字々々に心を付書候は、退屈も不仕、字も落
間敷なり、司馬溫公は、通鑑と云大分の書を自筆にて
被書候に、一字も不落草字も無之と也、

同三月十五日於御燒火間、日置猪右衛門殿に被
命、

一御言に曰、伊賀方より申越候、指上ケ物之事無用と
可申遣候、火事に逢候者は無用に候、上様よりも火
事に逢候故、參勤御免被成候、江戸より申來る屋鋪
石垣切り合せ之事は、如何可申遣哉と猪右衛門殿
被申上候得は、仰に曰、常の石垣に可仕候、惣して

悪き所へ皆心行候故、相違成事多く候、造作不入様
にとて、そうくにすると思より、世間並を見くらへ
好く仕たかと思候、瓦葺などは火事之爲に能候故、
早々申付好く候、石垣は切合にして何の益も無之
候、其様成益も無之所へ造作の入事は不爲者にて
候、

臣思ふに、無用の所を財を御費し被成候得は、民
を御助被成事も不成、其上民の精を出し候物を
無益の事に御遣被成候は、天道への御恐れと被
思候故也、毛頭財を御惜み被成にては無之事
也、

寛文元年八月十八日、於備前御數寄屋、香菴様
に御咄、

一御言に曰、凡そ軍中にて物見程大事なる事は無之
候、物見か勝負の本にて候、權現様の御使番兩人物見
に先手被遣候、罷歸申上候は、殊外馬煙立候、多
分味方敗軍と見へ候、かれに見候松山を敵取らざる
先に御取被成候は、御勝にて候半と申す、今一人
の者はと御尋被成候へは、今一人の者は先の様子を
委く見可申とて先を參候、敵方より二騎にて付け候

親に掛りたる様に候はんに迷惑可仕候、惣して三四は剛強成歟と思へは溫和なり、溫和成歟と思へは剛強なり、生質何共可名付一様無之之人なり、

萬治三年六月廿六日、於備前御城月の間の縁、

津田重次郎被仰聞、

一御言に曰、松は君子に譬へたりしと、誠に左様にて可有之候、何れの地をも不嫌能そたち、餘りけやく見事なる所も無之、夏冬共同事にて候、草にては蘭をも君子に譬へりと、是も誠に左様にて有之候、尤見事成所も無之、近くにては香も無之、遠き程にはひたけく、葉の伸様も漸々に少つ、伸る者也、竹をも君子に譬へしと、誠にすらりくと直きは見事なる者にて候、梅を賢人と世間にていへ共、心得損ひと思はるゝ也、つんとしたる者を賢人と思ひ、梅のつんとしたるに似たりとて、左様にいふけに候、誠の賢人は唯つんとすへきや、大成る心得違ひなり、

同七月五日於北御居間に、津田重次郎に被仰聞、

一御言に曰、此様に石の悪きを擇すつる如く、凡情の心の悪をひたと擇捨てなは、後には悪き心はなく成

へし、

同八月十五日、於御國御數奇屋、備後守様、五郎八様、香菴様御咄、

一御言に曰、常々恐敷といひし墓原の先に、敵陣取て居るに、夜忍ひ物見に行て其墓原を通候時に、何の心も不付之由聞候、其故は先に大きに目付候處有之に依て也、心も目付候所有之候は、少々之事は心に不懸筈にて候、

萬治四年二月三日、於備前御燒火間、五郎八様、信濃殿、八之丞殿、猪右衛門殿御咄、

一關ヶ原御陣之割、大坂諸大名衆人質之事御咄に出、津田左京大坂の御留守を首尾能仕廻候とて、輝政様殊外の御機嫌にて有之しと、其左京は左源太か爲には何にて候哉、父歟祖父歟とて重次郎を被召御間被成、祖父にて候と申上る、父は何と云し哉と仰に付、彌二右衛門と申候と申上る、其に居て聞候へと御意にて御前に伺候す、御言に曰、其左京楚忍者にて、輝政様へ、加様に御前御全盛なれば、追付天下は御前可參と申上候得者、輝政様殊外御機嫌損ね、常の者に候は、成敗も可申付候得共、左京は少仔細有之

一御言に曰、此中間候日根半助被_レ死去_二候に付、跡目之事、側腹に圖書とて十六七なる子あり、又本腹の子に十二三なる有_レ之、半助内々此十二三の本腹の子に跡可_レ譲とて、上様の御目見も去年仕候由、然る所に今度半助死去に依て、跡目の事に付、此十二三の子は兼松又四孫にて有_レ之故、又四被_レ申候は、長子にて候に付、圖書の跡目被_レ仰付_二候様にと可_レ申上_二候得共、弟早や御目見申候事なれば調間敷候、左候得は千石を二つに割、五百石圖書、五百石本腹の子と可_レ申上_二との事に候得は、半助一類衆被_レ申候は、尤にて候へ共、半助千石の知行所悪敷候故、千石にてさへ手前不_レ成、御用を勤る事成兼候、貳つに分ては彌以御用勤候事成間敷候間、本腹の子に千石其儘被_レ下候様に可_レ申上_二と被_レ申由、又圖書も自分に跡を少も取間敷由被_レ申旨、夫に付石谷土入に又四被_レ申候は、兩人申分御聞、可_レ然候様に御指圖頼申由被_レ申候得共、土入被_レ申候は、我等被_レ頼候事に候間、我存知寄可_レ申候、尤二つにして手前不_レ成御用調間敷事なれ共、心に懸る事をしては、一代心に懸り候間、氣味よく二つに分被_レ下候様に被_レ申上_二可_レ然候、手前はともかくも成

者にて候と被_レ申候得は、尤也とて其通に成候由、誠に又四土入圖書言分皆以聞き事なり、

一又曰、此中間候、石谷土入被_レ申候は、此間井伊玄蕃殿にて、猿樂共に銀を遣すを聞候に、夥敷事、扱々分けも無_レ之事にて候、今度初て聞候、是は又上の御爲にも不_レ宜事に候間、奉行衆に申、減らされ候様に可_レ仕と存候、脇にて聞候者は、隠居して不_レ入指手を申、今に世間を仕たると定て可_レ申候得共、某思ひ候は、何程引籠可_レ居とも、天下の食をのみ居申からは、御爲に好と存知候は、何事によらす可_レ申覺悟也との由、誠に尤なる云分なり、隠居して最早よきとて、主人の爲に好き事を不_レ構事は無_レ之道理にて候、

同正月廿四日夜、於_三御焼火間_二三宅可_三、大須賀宗傳、久世三四郎殿より罷歸、三四郎殿御死去之由申上る、

公殊外御悼惜にて、御言に曰、三四郎殿之様に江戸中の者に惜まるゝ事は、古今に少き事也、予なとか如く咄候者の惜むは尤成事に候、不_レ咄者迄も惜み、三四郎死せられは江戸市中の者力を落し可_レ申候由、誠に徳ある見事成儀なり、此人與力同心家中は、百姓迄も

同十七日夜、於_レ亭信州公、小堀彦右衛門、草加兵部御前に伺候す、

一御言に曰、信玄の軍法は楠の軍法に劣るまじけれ共、徳なくして、唯法度の厳しく、謀略の巧みなるを以て爲したる者也、然る處に信玄一代計にて終り、勝頼の代になりては、謀叛人多く散々に壞亂せり、誠に楠殿は徳の厚き故、其身一代はいふに及す、子孫末々迄終に謀叛の心なく、正儀は代々忠臣なれ共、一旦の讒にて大將を被_レ取上、人の旗下に屬し候得共、少しも怨る心なく彌忠を盡たる、誠に子孫迄左様の風俗の残る事は、ひとへに正成の徳の光なり、

一又曰、惣して軍法は大勢によらぬ者也、長久手の戦に秀吉方は大勢也、權現様方は小勢なり、然るに權現様方の者は、下々に至る迄、今日の軍は敵は身方一人に十人當なれ共、なんても十人などは切殺し^{オキ}殺すへしと思へりとなん、然る故に權現様御勝也、其時長久手の近所口城に本多中書籠置るに、秀吉大軍十二萬の人数にて後詰を可_レ爲とて押來りしを、彼城より中書僅五百計の人数にて出て附けたり、秀吉是を見て、不敵者哉、猪武者なりとのたまひしと也、中書後

に此由を聞き被_レ申けるは、我は意あつて附けたる事も、仔細は我小勢にて大勢に向ふ事は、敵を可_レ討爲にあらす、惣して鼠を殺にさへ少しは手間入る、我を秀吉殺さる共、少の内には皆絶されまし、暫手間の可_レ入なれば、其内には於_レ長久手、我君の御軍御勝可_レ成と思ふて附たる也と、誠に見事成忠深き士也、

一又曰、惣して人々常に心得可_レ有_レ之、譬へは道中にも心懸、加様なる所にて敵來らば、人数を彼方へ繰り、足輕を何方に可_レ繰る一なと、所々にて氣を付なは、其所も能覺ゆへし、又は心の働共可_レ成也、

同十月廿二日、水野周防守殿、松平長三郎殿、荒尾平八郎殿來儀御的場御咄、

一御言に曰、惣して平八などにも如何にも有_レ之事也、其方の人足にても同じ事也、我内の者の悪事を聞付候時は、彼様なる悪人を不_レ知して使候に、聞付満足なりと誰人も思ふ事なり、然共左様に思ふべき事にては無_レ之候、悪人を聞候は、不便成事と思ひ憂る心こそ可_レ有_レ之事也、

萬治三年正月十五日朝、於_レ御居間、中川土佐守殿に御咄、

を恐るゝは、心をくれて恐るゝも有へし、又悪を行ひ天命を畏て恐るゝも有へし、又病にひゝきて恐るゝも有へし、君子の恐るゝは、それにては有レ之間敷候、天の怒なるに依て、我は何の悪をも不レ爲と云て、恐さる事はなき理也、天御怒ある程にと思召、御心に不レ安、彌形容正しく敬み恭して被レ成と見へたり、譬へは公方様にても御機嫌損ね候時、我は何の覺も無レ之とて、上の御怒を心に不レ掛事はなき理也、又は我等か召使者にても、某か怒る時に、我は何の覺へも無レ之とて、恐るゝ心なき事は有レ之間敷理也、我は何の覺もなければ共、殿の御機嫌損ね候とおもひ、敬み畏るる心は人々に可レ有レ之事也、凡情雷は恐敷者にて無レ之といふは誤成へし、

萬治二年六月廿六日夜、於三江戸御書院草加兵部、尾關源次郎、富田宇庵、横井玄昌御前に伺候す、

一御言に曰、今鐵の玉出て干將莫邪か劔に可レ成といは、二門共をはしめ、皆々是は如何成けちにて候哉と云て、祈禱をし恐れ哀むへし、今人々我は何之役に可レ成、又知行可レ取なと、云は、鐵の玉干將莫邪か劔

に可レ成と云と同事也との譬あり、誠に人々我は何之役に可レ成、知行可レ取と云をは恐れ戒候者なし、鼻の先たる感なり、

萬治二年七月中旬、於三江戸御書院三宅可三、横井玄昌、富田宇庵御前に伺候す、

一御言に曰、惣して我親佛法を尊ひ、死なは焚き候へ、又は佛法に如レ此取置候得と云、又は日頃佛法を等く信し候共、葬送の時は、親の惑に不レ從、子たる者我死なは如レ此に取置れて快きと思ふ程に、心を盡して葬るか好るへき哉、可三奉レ答曰、此儀御尤に奉レ存候と云々、

同年八月朔日、佐々又兵衛殿來儀於三戴安道の間にて御咄、

一御言に曰、太閤秀吉匹夫より興りて、日本を悉く治め給ふ、尤信長公逝去之後、秀吉世を治め平らけ給ふ事、其功大にして見つへき事也、於三是に信長公御子の中、何れにても賢成を取立て、唯今迄は精を出し治め平らけ候、最早大方治まり候と被レ申、世を御渡しあらは至極なる忠臣なるへきに、左様に無レ之事歎敷事也、又兵衛殿曰、此義至極之御言也と云々、

せ、先々にて貝たてさせ候は、惣方へ可_レ聞候、是迄も則貝の遠く聞へざる事を知候故、後覺になり候、

一又曰、唯今御長久なる御代にて候故、用に立者なしと人々いふ、然れ共唯今にても用に立つ様に可_レ成は、人々の覺悟次第と思ひ候、其仔細は若き者にても常々心掛、備の立様、組の引廻様をも心に入、加様な時は加様に仕なと、思ひ、我所作を精に入者有_レ之は、譬へ何方へ成共可_レ遣と思ひ候、常々遊にのみ心有りて、曾て如_レ右なる事を心に不_レ掛者は、如何にしても遣候事難_レ成、然る時は常々心懸ある者ならては遣事ならねは、是則用に立也、先へ行て逃へきも不_レ知とも、如_レ右心懸る士は逃間敷と思ひ候、惣して如_三昨日_一悪しき所を見て、我仕候は、如_レ此してなとと心掛るは尤なり、君子の道を行ひ給ふも同し、人のあしき所を見聞給ひて、己か身む省み責給ふ也、然る時は日々に改まるへし、

一又曰、人々誤りたる事有、譬へは他所へ行而、又は何方へ成共饗應に行たる時、濃茶の飲様を不_レ知して飲損ひなは、耻をかきたるとおもひ、歸りて數寄を精に入て學ふへし、又頭たる者組を引廻し様を不

知、譬へは碁石にても、組の引廻し様如_レ此時は如何せんといふ時に、悪なりにも日頃心懸、加様な時は加様にと答へなは見事成へきに、曾て不_レ知して耻をかき候共、數寄にて耻をかき候程には思ふ間敷候、是誤る事甚しき也、數寄坊主なところ茶の飲様を知らざるは、耻をかきなは面目なかるへし、士の數寄にて耻をかき候事は、如何にも不_レ苦事也、惣して昔の士の事簡なるも、加様成事なるへし、士の要なる事計に心懸、加様の不_レ要事には心を不_レ懸、何としても守る所多くては事に不_レ成者也、只士の要なる事のみ心掛へし、君子の事簡と云も、義の有儘にして外事を不_レ思不_レ爲ゆへ也、是も右の事と同意成へし、

萬治二年六月三日夜、於_三江戸御書院_一中川佐州君、牧野數馬殿御同座、

一御言に曰、雷なとを恐れて色々才覺を以て用心すへき事にて無_レ之候、人作の分にては天災遁らる、者にては有_レ之間敷候、

一又曰、雷を君子は恐れ給ふと見へたり、論語郷黨の篇に、迅雷なる時は、孔子夜にても起給ひて、衣服冠して座し給ふと有、凡情の恐るとは違ひ候、凡情の雷

りて取たるを、世人貪りたると云へは、取間敷を取たると後悔し、又不_レ可_レ取義ありて不_レ取を世人取てもくるしからずといへは、可_レ取物をと後悔す、凡見るに聞もいふも皆同し、是皆義と云ふまへを不_レ知して、唯世間の口舌外欲をのみ本としたる者にて候、右申如く義を主本として外に不_レ奪は、誠に君子の道をまなふ人成へし、

萬治二年二月廿二日御燒火の間にて、

一御言に曰、於_二戰場_一士頭たる者、其士を引廻し備を堅し、譬へは士廿人あらは、廿人を一致になして役に立様に可_レ爲事也、士頭ひとり高名を心懸、組を心に掛さるは、何程なる高名をしても、誠の武功とはいはれ間敷事也、足輕大將も同事也、譬へは鐵炮十人あらは、十人の鐵炮を役に立るこそ、鐵炮頭の本意たるへきに、我高名を心懸なは、十人の鐵炮は役に立つまし、備崩れて鐵炮も不_レ入時は、獨高名可なり、惣して獨り高名は士の役也、少にても頭たる者は、其組を役に立るこそ頭たるの道にして、獨高名とは隔別の事也、是に因て思ふに、組の少き程引廻しよかるへし、然るに我組少く被_二仰付_一なと、云ふは、鼻の先なる

事也、此志ある者は組之少き程満足すへき事なり、一又曰、惣して敗軍は三つの内なり、一つは見逃け、二つには聞逃、三つには推立られて逃るなり、頭たる者心有へき事也、譬へは先手より敗軍し、二番三番無_二是非_一推立らるを、何之心もなく推立られ候事は、無_二心懸_一故なり、心懸さへありなは、たとへは先手敗軍と見は、二にても三にても、左にても右にても引拔、敵追懸るを横より取て懸りなは、追崩す事必定成へし、

萬治二年三月三日、於_二御燒火之間_一、安藤李、田中九郎兵衛、土倉登之助、水野三郎兵衛、青木善大、夫御前に伺候す、

一御言に曰、昨日の狩に付て思ふに、昨日の如く餘り好く無_レ之か、又稽古になり候、中島にて貝を祇園の方へ遣候は、後備へ聞え間敷候、又旗本にてたて候は、祇園の方へ行先手へきこへましきと思ひ候へ共、最早可_レ爲様無_レ之に付、旗本にてたてさせ、先手へは聞へ次第と思ひ、旗本にてたてさせ候得は、案の如く祇園へ行先手は貝聞へす、漸々三番より後鐵炮つるへし也、後に能々思へは、三つの貝を三所へ賦ら

子は、乳母を初め側に居る者何にても遣し機嫌を取候、痛くも悲しくもなき事に、右の如くに泣をもてはやす故、ひたものそれより奢りの心生し候、又賤き者の子は、右の如く泣候ても、泣なりにして不_レ構置候、後には獨り泣止み候、又重而泣をもいつも其如く捨置候故、其後は取らんと云心もなく、奢りの心生すへき様もなく候、

一又曰、生れ付ねはき者、又さへたる者有り、所_レ求ありてねはき者さへたる様にし、又さへたる者ねはき様にするは諂ひ也、學問と云て、ねはき者か好く、さへたる者かあし、とするにあらず、又さへたる者かよく、ねはき者か悪しとするにもあらず、只ねはき者はねはき質に引れ、義にはつる、所を、學問にて知て力を入引立、又さへたる者はさへたる質に引れ、義にはつる、所を學問にて力を引立るは、是か學問にて質を變したる者に候、惣して當世にのみ譽られ名を取は、義者にては無_レ之候、故に孝經にも名を後世に揚て父母を顯すといわり、義の有ま、にして當世を不_レ願行ふ者は、當世に毀る、事もあるはずに候へ共、後世必人々思ひ慕ふ者に候、然るに専ら世人に譽

られんとするは、必義を枉る所あるへく候、

一又曰、ねはき事もあり、さへたる事もあり、進時もあり退く時も有、何とて名付へきなきは君子也、譬は戰場にて先手に鍵合へき時、旗本大事に見ゆる時は、其儘先を捨て旗本へ參り、君の難儀助るは義を質にしたる人也、名利の心有ては、右の如くなる仕方は成ぬ事に候、尤君子の道を不_レ知者も、先を捨て旗本へ歸る者も可_レ有候へ共、義と云ふまへなければ、世人毀たる時は不_レ入事を爲候と思て、重而より不_レ爲様になるへし、學者はふまへ有て爲る事なれば、千萬人毀るとても少も心に不_レ懸候、誠に是程なる大勇は無_レ之候、又先を捨て旗本へ歸り、あしき時も有へし、唯其時の義に従ひ、外見を心に懸間敷事也、凡士たる者は武勇を第一とす、然共大に心得損ひ、小勇にのみ心ありて大勇を不_レ知、譬へは爪弾にても當られては堪忍不_レ成と云、又義と心得て爲る事をも、世人毀る時は不_レ爲、是程成臆病なる事は無_レ之を不_レ知、人々不_レ苦と思へり、千萬人毀とも可_レ爲義は爲し、千萬人勸_レ共不_レ可_レ爲義は不_レ爲、誠に是こそ大勇成へし、又譬へは金銀にても知行にても、人與る時に可_レ取義あ

ノ明士なり、

萬治二年二月十五日、公香菴老と於御燒火之

間御同座の時、

一御言に曰、昔し齊の國の君、齊の大山に登て其大夫に語らく、我國是上々國にて、景の勝れたる事他國になし、國には心に懸る事なけれ共、死るもいふ事ある故、何事もおもしろき事なしと云々、大夫の中に其言を聞て笑ふ者有、君の曰く、汝は我言を笑歟と云て忿られけれ共、尙々笑、君のいはく、其笑ふ仔細を聞んといへり、笑ふ者の曰、死といふ事ある故、君の御手へも齊國入候也、死る事なくは、齊の先君齊國を治給ひて、君の御國とは不_レ成故に笑ふと也、公の曰、右の如くに不_レ成事をさへ世人願ふに、成りそ_レ成事を願ふは餘義もなき事なり、

一又曰、顔子一簞の食一瓢の飲も、それを好み、面白にてなく求むる心なきゆへ、是程なる樂はなく候、凡情の樂は何そに心を寄、面白く樂と覺わたる者也、故に君子の樂は、淡していつを限ともなく候、小人の樂は一旦は殊外面白けれ共、頓て厭き、却而くるしみの本となり候、君子とても樂み外にあるにてはなく候、

又面白き事にもなく候、譬へは貴殿牟佐よりは是へ御越候に、如_レ此く風吹時は、免倒成風吹と思ひ心をくるしめ給ふ、君子は風吹よと思て、心に懸らす候は大なる樂に候、諸事皆如是に候、又譬へは乞食、腹に物をさへ食へは、雨風は厭ふ心なく候、我心に面倒なる風吹と倚る心あれば心苦み、乞食に劣りたる心に候、唯其境界に居て其境界を安し勤め、外を不_レ願程なる樂はなく候、

一番菴老曰、私共惡敷習來る者なれば、一色辨へても又一色生し候、公曰、一旦に除くへきと存候て、去り見候得共除かすとして捨置候得は、永く不_レ成候、不_レ怠ひたもの心掛候は、除へく候、譬へは木の如し、木の枝彼へ出たるを切れば、又是へ出たる枝あることく候、そろ／＼と根を掘返し候へは、後には出へきものなく候如く、根の慾をそろ／＼去候は、後には誠に反り候半と存られ候、根を掘返し候人を見て、彼の如く成初より成へきと思へ共不_レ成として捨置、我は根をも掘て不見はひか事に候、又惣而貴く富者の子程習あしく候、ためして見たる事にて候、譬へは何にても取らんと云物を不_レ遣時は泣候故、貴く富る者の

迄感服せし也、

一御言に曰、人々天道は尊きものと云事は知れ共、天道一體の我本心を尊ふ事を不_レ知と、

一又曰、古へ同役の者あり、一人の相役を君へ讒しけり、或とき彼讒者に惡事あるにより、或者の曰、其方を讒せし者惡事あり、兼てのさへにつき事に候に、何とて其方又彼か惡事を不_レ申や、讒せられし者の曰、前かと我を讒せしを惡きと思ふや、又善きと思ふや、或者の曰、何そ人を讒するを善と云へけんや、讒せし事惡き故に、其方又さへられ候様との事也、讒せられし者の曰、左様ならば我は彼をさへましく候、前かと我をさへし事の惡しき事を知て、却てそれに似する事はいやなり、善事ならば似すへしと云しとなん、誠に尤なる事と御意なり、

明曆三年十月廿六日夜、

一御言に曰、二人同様に召使に、其中にて一人は加増も取仕上候へは、殘一人の者知行はしきにはなく候へ共、皆人に右の如くの仕合にて面向へき様なしと云、是を皆人名利の士と云、是は利の士成へし、名利の士は右の如くの仕合にても、心には思へと少しも色

へ不_レ出、心に懸さる體をするなり、是名利の士也、名利の士は中士と人々云ふも是なるへし、行は君子にも不_レ違、然れ共君子は己不_レ足と自反するなり、

萬治元年八月廿四日、

一御言に曰、譬へは三味線の音を聞く時、三味線は羨敷もなきと思へは、善けれ共惡む心生するゆへ、是に引れたる物也、惣別嗜り事にてもなく惡む事にてもなければ、事に能く應ずる者也、

一又曰、奪首などするは、大に鄙怯成事なるに、不_レ苦様にいふ、譬へは扇にても奪候は、オタナキ黒士と云へし、まして首を奪は士の所爲にあらず、

一又曰、權現様之御家士に夏目長右衛門といふ人あり、長右衛門味方か原の御陣に、權現様御敗軍危く有_レ之に付、引かへし御打死可_レ被_レ成との事なるを、長右衛門曰く、殿はたはけたる事を御申し候とて、御馬を引戻し、跡より我鍵の石付にて御馬の尻を扣き、御城の方ね追入、其身は跡へ立歸り防ぎ戰死を遂る也、跡に歸りし時に、天を三度拜して曰く、我等式の鍵の石付を當奉りし事、誠に冥加なし、御運の盡たる事也、御免被_レ成下_レ候へと云て死となり、誠に善に不

成候、其時信濃殿側に御座候、福照院様被_レ仰候は、信濃腹の立つ氣色して見せ候へとあれ共、信濃殿御笑有て其義なければ、公御怒り御氣色被_レ成被_レ掛_二御目_一と也、

一或時の御言に曰、軍中に世上の習にて血氣を專として、明日は死する程に、今日は雜言を吐き何事を爲ても大事なしと云、哀哉迷へる事、明日なき故今日一入敬義を行をこそ誠の士成へし、

一御言に曰、世上の者の忠をするは、譬へは灸をすへたるをたのみて毒を食し無養生なるにひとし、吾はよく奉公仕たるによつて、何事を云何事を爲、無奉公を仕ても不_レ苦と思わり、右の如なるは君子の道にあらず、舜や周公の忠孝は、何程御盡し被_レ成ても、御心には不足に候と思ひ給わり、是こそ誠の忠孝成へし、前の如くの振舞は、少しの忠を頼みほこる心より、却て不忠に成て、前の勤し奉公も無になりし也、
一御言に曰、權現様わ仕へ奉りし平松金十郎下人、道中荒井の舟渡しにて或者と諍論す、或者の主人則金十郎下人を討捨る、其比諸人の曰、金十郎我下人を目前にて人に討せ、何とも不_レ言事、臆病者哉と譏りけ

り、其後金十郎於_二戰場_一に一度々一番鎧をしけり、其時金十郎が曰、惣して我は喧嘩下手にて嫌なりと云へり、此れ眞の勇士と可_レ謂、いにしへの韓信と同意の士なり、

一御言に曰、平松金十郎喧嘩は嫌と云て、毎度の御陣にて一番鎧仕る程の者なるに、關白殿より一萬石にて招きければ、一萬石の祿に引れて大事の御主を捨つる事、大なる臆病と可_レ謂也、主君を捨て他に行を、人皆きたなき者といへ共、世間の習にて弱き者なる事を不_レ知、哀哉、もし此者一萬石にて被_レ招に、主君を捨て行事不_レ成と云て、其節儀を不_レ違、誠に強くして觀へき事成へし、

一或時、荒尾平八郎殿、三宅可三に公御語りあり、惣して罪人の罪輕き者にて、死罪に不_レ行して不_レ成品の有_レ之者、其折節何人にて、咥言を申候、悦しきもの也、今度備前にて備中の百姓訟を仕、死罪に行はるへき所は彼是と相延し、東照宮御祭禮の日に、備中のシンケイと云僧疏狀を以て伊賀まで咥言申すを聞き、甚た悦しき心出るなりと、如_レ此小民にて、其命を重く被_二思召_一事、誠に生を御好みの徳深きと、末々

家を焼は立るか迷惑と云迄なるか、加様に御静謐に無_レ之か氣之毒なる儀との御意也、

一公於_三江戸_一福照院様へ毎日一度二度つゝの御定省被_レ成候、御膳の御相伴は二日に一度、或は毎日も被_レ成、福照院様嚴なる御人之由なれ共、公御順かひ御慕被_レ成との事也、御煩の時は夜も御寝不_レ成、御就き被_レ成_三御座_一、毎月忌十三日には、前十二日の夜より定まつて御上下被_レ着御清靜に被_レ成、十三日の朝も如_レ此也、

一公の御忠徳自然と人を感じ、末々に至る迄御心根を不_レ知者も、被_レ對_三上様_一御二心は無_レ之と何れも信し存する也、或は鹿狩、山鷹野、鶉鷹野を被_レ成人を御廻し御覽、又は御出陣の時之人積り、人割、小屋割、舟割、馬積り、扶持方積り、荷積り、用銀積り等、年々に御點檢あれ共、上様々の御奉公の爲と人々存する由也、
一去る承應三年備前洪水之節、爲_三御救_一御藏之金銀不_レ殘士民に被_レ下候へ共、中々足り不_レ申候故、東丸様御口入にて、御老中に被_三仰上_一、金子四萬兩御拜借被_レ成御國中に被_レ下、安藤全金子裁領仕罷上る、士町人には家之破損書出し金子被_レ下、百姓には郡奉行代

官之分にては不足可_レ有_レ之歟と思召、學に志有_レ之士共ね被_三仰付_一、御國中へ金銀錢を持出て、民之家々ね入て一々見聞して、金子銀子錢を遣し通る也、岡山ね出る非人共は、上坂外記小堀彦右衛門に被_三仰付_一、伊勢の宮河原に假屋を立て粥を被_レ下、扨他國の者は、其前々ね狀を添送り届、又御領分の者には其在々に扶持方を添被_レ返候也、此時より郡奉行共郡々に引越、隨分救ひ民不_三飢寒_一様に仕る也、郡奉行の料簡にて米を幾程にても借し、或は救米とて與ふるも有_レ之、郡奉行手前に藏を作り、民の糧の便りに可_レ成物種々用意して納置、自_レ今御國一年不作にても下民飢に及間敷由何も申也、此年田地へ沙入たるを取除るに、何者にても除る者に錢を奉行遣すによつて、女童迄小の器に沙を入れて運び錢を囉ひ候、普請も出來販にも成也、好事を仕出し賑に成しとの御意也、此年國中の飴を被_三禁止_一、是幼き子共飴を見て欲かり、錢或は古金などを盗み出し買喰仕候故、小き子共の習悪く成との事なり、

一或時、福照院様ね公被_三仰上_一は、召使者には間に怒る氣色仕り見せ候か好御座候と、時の興に御語り被

有斐錄貞

申出る覺

◎此覺書は有斐錄享(三八四頁下段)に載せたるものと同じければ省略す、

覺

◎これも同卷(三八六頁)のと同じければ省略す、

明暦二年丙申極月朔日家中に申渡覺書

◎これも同卷(三五五頁)のと同じ、故に省略す、

覺

◎これも同卷(三九〇頁上段郡々日用云々の條)のと同じ、故に省略す、但し最後の「侍中大小姓に云々」の一節はこゝには無し、蓋し此一節は別項ならん、

此冊是迄三卷之終始にて相濟、

一萬治元年己亥正月廿三日、津島之山に於、公山鷹野被遊候處に、山三分一程之時分、南東西より雨ふり來らんと見へしにより、諸人雲色を見、今降來らんかと心の内に人々氣遣しけれとも、公少も御心に掛る體なく、只常の如く御下知被仰付、自由自在に御下知に付御機嫌也、雨強く降けれ共、笠簑をも不召し

て、其儘御濡被成、御膚迄雨透りしとや、山を如何にも御心靜に御仕廻被成、常に少も不替御下知被仰付、御仕舞被成也、諸人下々に至迄是を見て、我濡候事を少も厭ふ心なしと也、

一同二月朔日、御遷廟之時、前より雨降り道惡し、公御城より御廟迄御徒跣にて御供被遊、さて末々の足洗ひたる水にて、御足御洗被仰なり、

一同二日、御祭禮之時、雨強く降りけれ共、御廟之御勝手にて、衣冠御裝束被召、御勝手口より直に御廟へ御詣あれは、雨に御濡被成候事はなけれ共、神明御敬ひ厚きによつて、本御門へ御廻り、御廟へ御上り被成也、御歸にも本御門へ御廻り、又御勝手へ被爲入、御裝束被召替候也、

一萬治四年壬寅正月廿七日、自江戸兩御屋鋪焼失之旨申來る、公は御鷹野に御出被成、則御鷹野歸へ申參る、御歸被成候ての御機嫌之程、人々氣遣仕居申處に、御歸城之時の御機嫌常に少しも替る事無之、御入之時分五郎八様并老中への御意は、皆火事故御上り候歟、下々迄無事之旨申來、満足に候との御意なり、扱御入被成、五郎八様并老中を召御意は、皆

待請可_レ申旨被_二仰聞_一候、已上、

一同日、池田伊賀、日置若狹に被_二仰聞_一候は、此已前より度々の事に候へ共、又申聞候、惣而人毎に和し候様に仕度は、おしなへての事と候、乍_レ去取分兩人のこ_二とく用をも達する人不和にしては、國家不_レ調事眼前に候、今よりは兩人心を不_レ置、平に助合、伊賀失念之事は若狹云、若狹失念之事は伊賀云、あやまちを互に申合候様に仕度候、理屈といふものは見事なる物故、我を是とし彼を非とす、此心にては、事は理にても實は非に成候、此所を能心得候而、常々用ひ被_レ申尤に候、

一伊賀は病者にも有_レ之、年も被_レ寄候、然る上は近所牧石邊鷹場免候條、左様に心得へく、遠所へ參候而者、留主之内なと、用もかけ可_レ申と思召候由被_二仰聞_一候、已上、

一同日伊木長門を召被_二仰聞_一候は、去秋も申聞ことく、其方義、りちき成仁に候へ者、頼母敷存知候、就_レ夫よき上にも能様にと存申聞事に候、其方儉約といふ事を心得そこなひ被_レ申哉、家中へ之當り殊外しはき由聞及候、儉約と云は、無欲を專とし、自分の事を

つゝまやかにして、其財を下へ施す事にて候、省み少く候へは、誰人も儉約といふを取違、やゝもすればしくは成者に候、又知行所より米麥之納様、事外吟味強、百姓共迷惑仕候由に候、其方は不_レ知事、奉行共大體に申付候へと被_二申付_一尤に候、爲_二心得_一被_二仰聞_一旨、御直に御意被_レ成候、已上、

承應四年九月廿三日

一去年より當春に至迄、國中民共救に付、民への施計にて、士共への申付様兪略なる様に存者も、今以可_レ有_レ之と存候、當春書付并直にも申聞候通、能々心得可_レ仕事、民少力付候て打置候は、今迄の救無に成事に候、民強成候へ者、連々士共の爲宜事に候、當分は可_レ致_二迷惑_一とは存候へとも、度々如_二申聞_一可_レ成程儉約に仕候は、飢に及候程之義者有_レ之間敷事、不心得成者有_レ之候て、政道の妨成事申出者候は、大小によらず、急度可_二申付_一事、爲_レ其郡奉行代官誓紙申付候事、

右之旨、番頭物頭可_レ被_二申聞_一候也、

候ついで、誰のやくにも不_レ立すたり候て、此方を免にさけ遣候、又は青いねはよく見へ申物に候間、其心得仕候は、檢見なしに成可_レ申哉、

一庄屋頭百姓小百姓一村切に、其村において集、下帳をひかへ、年内皆濟の者に、春のひと無_ニ餘義_ニ子細有_レ之、捨可_レ遣者と、横道にて未進仕候者と、四つに分、面々名之上に書付を仕、夫々に可_ニ申付_ニ事、但捨米は

代官吟味之上、郡奉行改、すて遣可_レ申候、

一借米は初納にて、急度取立可_レ申候、利足は國中法のことく可_レ爲候、

一郡中へ借候米麥銀子、去年より只今迄之分、郡中貨物に付置候間、代官切手、郡奉行與書にて、次左衛門手前より請取可_レ申候、捨申候分は、年中のを惣目錄に仕、郡奉行代官判形之上、老中與書を以て勘定に立可_レ申事、

承應四年四月九日被_ニ仰出_ニ、

一同四月九日、年寄中番頭物頭共へ、御口上に而被_ニ仰聞_ニ候、番頭共少々減候に付、御備少被_ニ遊替_ニ候條、何も拜見可_レ仕旨被_ニ仰聞_ニ、

一去秋より折々被_ニ仰付_ニ候事、又御書にて被_ニ仰聞_ニ

事、大方者何も勝手に成候事、又は心得に可_レ仕事のみにて、法度かましき事は、二三ヶ條四五ヶ條ならては無_レ之候、然を惡敷心得候ものは、何も法度と心得、事多せわしく難きに存候ものも可_レ有_レ之候條、左様に番頭中心得、未々へも可_ニ申聞_ニ候、

一此度委細采女改易申付候に付、去秋申出候者、舊惡を可_レ捨よし申聞候、此義も只今之儀にては無_レ之條、不審に存候ものも、人に寄可_レ有_レ之候、舊惡を捨と云は、縦は逆心に存知候者にては、其心を變、唯今忠義を存候は、古の逆心を捨可_レ申と申事に候、采女義は、下々にても有ましき不義之仕合、其身に疵付たる事候へ者、舊惡を捨といふとは◎相脱カ違し、人おやをも仕者、右之仕合にては、其儘おかれぬ事ゆへ、改易被_ニ仰付_ニ旨被_ニ仰聞_ニ候、

一久敷御留主之事に候へは、番頭中其外未々迄、作法能嗜可_レ申候、猶以年寄中專に候、老臣は家のおもせにて候に、年寄中より不作法にては、未々作法よく可_レ成事不_レ可_レ有候、年寄中專一嗜、家中手本に罷成候様に可_レ被_ニ心得_ニ候、

一來年歸國も程無_レ之事に候條、老人共も養生能仕、

候、他國へ賣遣し候者は、法を背過錢首代に請返し、親類方へ多く返し可_レ遣候、但奉公人方より主人になつし候て居可_レ申者は各別之事、

右之旨早々可_レ申渡_二者也、

承應四年正月廿一日

承應四年正月廿七日被_二仰出_一、

一郡々飢人之義、その分にては、事急成者之手前無_二御心許_一思召候に付、馬廻りの内中小姓之内、又は士鐵炮之内、又は徒之者之内、又中江虎之介所に罷在候牢人共之内御撰、壹人に銀子百目宛爲_レ持、在々へ罷出、村々家々へ踏込、能穿鑿仕、救落し急にかつえ申者見計、少つ、銀子遣、随分可_レ入_レ情旨被_二仰渡_一候以上、中江氏は太左衛門といふ人、小名虎と碑文に見へたり、此人成へし、

一當町末々又は山々乞食、殊外草臥申者有_レ之由、町奉行も手不_レ廻、飢人奉行も行不_レ届者多候由、幾度被_二仰付_一候而も、慈心少き者は行不_レ届と思召候故、銀子五貫目、中江虎之介方被_レ下、皆共救漏候者共をすくひ候様に被_二仰付_一、

一池田伊賀、日置若狹御前へ被_二召仰_一云、國中之義、種々に被_二仰付_一候へとも、萬事思召様に不_二行足_一候に付、御前に御自身御廻り可_レ被_レ遊か、無_レ左は伊賀若狹兩人之内御廻し被_レ成候様に共思召候得共、此段者只今之勢不_レ成事に候間、熊澤助左衛門を御廻し可_レ被_レ成と被_二思召_一候旨被_二仰聞_一候へは、御尤に奉_レ存候旨申上る、則助左衛門に委細被_二仰付_一、銀子も持参し、救漏候者有_レ之候は、可_レ救_レ之候、萬事郡奉行共可_二申談_一候、郡々より指上候目安共數多被_レ下、唯今穿鑿被_二仰付_一候は、差當る大義脇に可_レ成と思召候間、可_レ濟事は濟し、不_レ濟事は罷歸申上候様にと被_二仰付_一、

承應四年三月 但密事に

一郡奉行代官、只今より在々へ入はまり、百姓つよきよわきを見知、土免を本として、青いねより見廻候て心覺を仕可_レ申候、代官は郡奉行よりこまかふ可_レ存候間、其段郡奉行遂_二内談_一申付候は、郡奉行裁判として、土免或は加損を遣し、かりしほのおくれさるやうに可_レ仕候、檢見之造作、又は蒞時分におくれ

一入國已後、借物方に取候田畠買立、久々作候而、元利に徳取返し候義に候間、賣主へた、返し可申事、但郡奉行吟味之上を以、兩方不致迷惑候様に可申付事、

一かし銀借米はいくの利足にて、年々夥敷取候事に候間、今日切にすぎと捨可申候者も、返し申間敷事、

一當年より横役なしに申付候間、小百姓共手前横役未進少も出し申間敷候、庄屋共取申間敷候事、

一村々にて救の爲召置候月十日之奉公人、并岡山へ出候奉公人切米、たとへ公儀の未進たりといふ共、さし繼申間敷事、皆々奉公人手前に仕らせ可申事、

一當年より、村々の高により公役により、庄屋給多遣可申候間、給米にて萬事仕廻可申候、しまつ仕候而、内所のたかに可仕は、銘々次第に候、爲其定米遣候事、

一郡奉行代官村廻り、處々に家立置、米大豆を入置、薪萬事自身に相調、少も村々の横役入候様に仕間敷事、

一家出來之内は、庄屋方に木賃にて宿可仕候、薪雜

事は、庄屋馳走可仕事、

一海陸共に、道中筋公儀之役に入候義者、所々に米と銀子をと、め置、庄屋頭百姓裁判可仕事、

一只今より田地賣買三年切に可仕候、三年に請返不成なかし候は、又三年買主作り可申候、其後者元利はいく取返し候義に候間、た、返し可申候事、一庄屋之儀、惣百姓之いやかり候者、替可申候、入札之様、村中好み之者可申付候事、

一免定人々出し米、有體に小百姓中へ可申聞候、唯今迄萬事に付、庄屋横道成仕掛有之、穿鑿候は、眷屬迄死罪に可行義必定なるべく候へとも、穿鑿なしに如斯申付候間、此上異義に及者於有之は、曲事可申付者也、

一國中麥相捨遣候事、

一在々の借物、唯今より米は月壹步半、銀月壹步たるへき事、

一今より譜代とて取候者成共、男は三十、女は二十五を切て、主人より有付、或は暇を遣し候様に可申付候、今迄取遣候者は、十五より内から取候者は十五年、十五より上から取候者は十年にて出し可申

遺事、

一大身用銀持候は、當年之義に候間取出し、家來の者共はこくみ候て不苦候、不足之所は、家來之者共も、随分艱難を可仕候事、

一大身小身共用銀無之者とても、家來の者其身妻子飢こへざる様に、主人あてかひ申候へは、一年之義に候間、切米之構なく奉公可仕候、但其段は主人と相對次第たるへく候、此度家來下々によらず、奇特成もの有之候は、兩人の老中迄可申届候、兩人方にも書留可申候事、

一小者共は、例年よりやすく召置候共、少は切米取候はては成ましく候、夫も居掛りの奉公人、主人なつき、小者方より口の上計にて居可申候は、各別に候、若左様之者候は、是又兩人の老中迄可申候、

覺

一給所敷請銀、當年より致三停止、百姓入用之節、郡奉行聞届、伐遣申候様に可仕候事、

一給人より洪水以前に貸候物は、何によらず捨可申候、洪水已後に貸候物、郡奉行代官聞届、百姓相對仕、元分にても連々を以取立候様に可仕事、

一なくれ鐵炮之者給米、三代一ヶ月に十日つ、普請仕内は八合五勺扶持之事、但三十人に小頭壹人相夫貳人たるへき事、

一なくれ小人給米壹代半、一ヶ月に十日つ、普請仕内扶持方右同前、但三十人に小頭壹人相夫二人たるへき事、

一去年小者之小頭仕候内にて、能者は當年も小頭之内へ入可申候、然者扶持方小者同前に被下、外に米三代つ、可被下候事、

一若黨奉公人、當年者他國御免被成候間、勝手次第かせき申候様可仕事、若なくれ候者有之候は、扶持方計被下、在所に御入置可被成候間、改書上可申事、

一右なくれ若黨之内、在々に有之鐵炮小者、普請之小頭に可成者有之候は、改之節吟味仕可申上候、扶持方之外に、米壹石つ、被下、小頭に可被仰付一事、

承應四年正月十二日 日置若狹殿被仰渡候、

郡中法令

者は中間の顔よこし、士にてはなく候條、つきあひを
絶可申事に候へとも、還而尤と存るやうに風俗有
レ之事、不_レ及_ニ是非_一候、以來を吟味可_レ仕候、爲_レ令_レ見
急度可_ニ申付_一事、

一知行半分にて、在郷仕らせ候士共、此上に借銀を
仕、以來罷出候時、人馬不足仕、手前不_レ成と申者候は
は切腹可_ニ申付_一事、

右申出通、人々急度改可_レ申候、但大身小身舊功新
座によらず、此度申出す事、ひか事と存候而、又は
左様には成まじきと存者は、暇可_レ遣候、面々氣に
入たる所へ參奉公可_レ仕候、我家中に居ながら、種
種に政事を申妨罷在候者は、士にあらず、大盗人た
るへく候間、人々可_ニ得心_一事、

同日於_ニ御城_一御意之覺、

一三百石已下、或は知行麥成取越、或は洪水之節、供
米多仕、或は人數多者、手前迷惑可_レ仕候間、扶持方無
レ之候者、米貸可_レ遣候、當暮より三年に二割の利足を
加へ、返辨可_レ仕候、當暮不_レ殘返上可_レ仕者は、勝手次
第之事、

一三百石已上にてても、掛り人多く無_ニ餘義_一斷於_レ有

レ之は、右之如く貸可_レ遣事、

右二百石已下三百石已上共に、京銀多有_レ之上に借
候者は、三年か五年も返上成間敷候間、左様之者も
在郷の覺悟をすへ、かり可_レ申候、

一千石取は、たとへ京銀有_レ之ととも、去年迄遣候か
らは、當年三つ貳歩の五百石取と覺悟仕候へ者、いか
様にも罷成義に候間、千石已上は貸申間敷事、

一三百石取は、三つ貳分の百五拾石取と覺悟候而、作
廻仕候へは、可_レ成事に候間、詰て借不_レ申候様に可
仕、三百石已上は、猶以仕能可_レ有事に候、去ながら
千石までは、右に書付る如く、理次第たるへき事、

一在郷仕候者も身代半分、無_レ左者も身代半分同事に
候様に候へ共、在郷者之外は、當年壹年の儀に候、四
百石取候者も、去年壹つ六歩の物成にて、當年作廻仕
候へは、三つ貳歩之貳百石取にて候、其外此例之事、
一四百石已下には、馬扶持を遣、又はかさみ可_レ遣候、
四百石には貳百石の馬扶持、三百石には百五拾石の
馬扶持、貳百石百五拾石已下は、無足の馬扶持可_レ遣
事、

一五百石も、物頭組頭には、貳百五拾石之馬扶持可

申ために候、其上士はかつふると申事はなきものに候、夫々頭あり家老あり、親類知音皆まのあたり知行取也、さて城下にては、我等まちかく聞及候、頭も家老もかつへを見てたゞに居可申哉、民の如きはみすみす飢死候、然るを民はくつろき候なと、見も不仕、鼻の先もくろみ申候、左様之者に一郡あつけ候は、定うへ扶持すくひ米なく、物成も過分に取立可申と可存候、申付て左様に成候者、智者にて能目のあきたる者にて候、若他邦と違ひ、かつへ死候は、其身妻子共におもき死罪に行申度事に候へ共、大勢かつはかし候はん事必定に候へは、其手本に逢候者不便なる儀に候得者、其通に仕候、仁政を申亂し候罪壹つ、大勢の人を殺候罪二つ、大悪人として又有ましく候、たとへはぬすみおいはき辻切なと仕者、尤悪人とはいひなから、仁政を云みたす者に對しては輕き惡也、又岡山にて百姓共買物を仕候を、證據に申由候へとも、其故を聞は、みな子細有事共候、又一人の百姓かさつを申たるを、おこり候證據に申由、左様の者はいつとても有へく、第一物の分をしるへき士共さへ、對主人無理非道を申候間、下民の事に候へは、

左様にも可有と存候、乍去是も百姓の心いきのやうに候間、重而惡き慮外百姓候は、則おさへ置、奉行所へ斷可申候、聞届存分可申付事、一民を救といふ名は高く候て、今迄眞の救と有事は無之候、唯今迄申付候は救にてはなく、ケ様に申付、當夏秋の麥米は、我等と士共とこそ取可申なれば、利錢同前の儀に候、如何程欲ふかき小人にても仕事候、一士共人により不足申由候、眞の救は士共計に有之候、昨日の事は定忘可申候、大分の銀子貸候のみならず、人馬をへらし、公役をへらされ候事、大方年に高十萬石程は損有へく候、人によるへく候得共、大形面々知行所、無理非道なる仕置仕候故、當年なども非人多く候、其證據には、常に草臥たる村は、當年とてもさのみ非人も不出候、右之ゆへに用銀をも費し候事、左様の給人故に、我等小身に罷成、軍役をか、し候損有之、得なき救にて候へは、是か眞の救たるへ候哉、是程大なる不忠を仕なから、家中御救とは被仰候得共、御かし候銀子は、年々返候へは、救にて無之なと、申者有之由候、義を好家中ならば、加様の

年寄中番頭諸物頭頂戴、終而何も不_レ殘御居間へ被_二召出、御直に被_レ仰候は、何も召集候事非_二別義、去秋歸國之砌申聞候通、家中作法萬事、又追而可_二申聞候儀も可_レ有_レ之と申聞候、此中連々御聞届候に、我等の憤と相違之輩、又は風俗惡、何も心得をこなひも在_レ之儀に候へは、其惑を申候事、口上申聞候覺、

一我等隨分謙り、艱難を以國中をはこくみ可_レ申覺悟に候間、士共も分々に隨ひ、其心得尤に候、人々の心得何事そあらはと申候、其何事を鼻にあて、平生士の作法にはつれ候輩は、士にあらず候、腰刀をはさみ候からは、武道は其役にて候間、不_レ仕しては不_レ叶儀に候、牢人さへ陣屋をかり罷出候、况や常々扶持を受罷在者は不_レ及_レ申事候、た、平生作法よきを以て士とは可_レ申候、何事あらはを鼻にあて、常々猥成をさうしきわさに候、人にはより可_レ申候得共、大形は士の吟味寄もあらずと存候、しりたると思ふものも、能自反可_レ仕候、心かこと多く可_レ有候、欲心利得之事はかり口利様に申ありき、主人は苦勞に可_レ仕とも、難義に逢候共、諸友に難に逢へき覺悟は、夢にもしら

す、我身欲の事はかり申て、風俗をみたし候輩は、あほふ拂にも可_レ仕義に候へ共、惑と存候へは、無_二是非_一堪忍仕候、已來たしなみ眞の士に可_二罷成候、併すくれたる者は聞届、曲事に可_二申付事、
一大人は言信を必とせず、行果を必とせず、唯義の在ま、にとへは、過ち改て吝ならず、隨分善に移可_レ申候覺悟に候へは、家中の者共、今日申出候義も、又明日替り候、何を可_レ頼様なしと申由候、あなたこなたとたはいもなきと存候哉、申事のそろはさるは、又格別の儀に候、愚にして慢心ふかく、情のこわき者も、心の定て物にみたされさるも、同人たるへく候哉、但善にうつり候と存も、善にてなく、同事にかなたこなた仕候哉、其事をあげ候ていさめ候は、忠心たるへく候事、
一家中士共、百姓計を大切に仕、士共をはあるなしに仕と申由に候、扱々愚癡千萬成儀に候、當年去年士共迷惑を仕候、百姓のならさるゆへとは不_レ知候哉、米之出來君、臣町人共に養はるゝは、民か藏なる事不_レ存候哉、如此民に力を盡すは、當暮より士共も物成よくとらせ、町人も賣物をしてすき、飢扶持をやめ可

承應三年十二月十三日御判

柴木村甚助へ

夫大慈悲者、諸佛之本心也、棄捨濟度者、如來之德行也、布レ之名ニ妙法、覺レ之號ニ妙覺、修レ之謂ニ淨業、寫レ之謂ニ妙典、于レ茲我備前邑久郡福岡村實教寺、是素有ニ慈眼ニ視ニ衆生、好ニ布施ニ而救ニ苦厄、嗚呼庶幾修ニ大乘之妙法、而行ニ無緣之慈ニ者乎、可レ謂ニ真覺ニ佛之徒ニ也、是以頗雖レ有レ學ニ于閭里、然實知ニ其人ニ者鮮矣、天ニ不レ蔽、頃有ニ乞者ニ、來而詳顯ニ其誠ニ也、予於レ是驚歎深感レ之、故以ニ米五斛ニ、每歲供ニ食于當住持之慈心ニ、以奉ニ行于天之明命ニ者也、

承應三年十二月十三日 御判

承應三年十二月廿五日被ニ仰出ニ、

一御郡奉行共に被ニ仰付ニ候は、只今之飢人あてかひにては、中々續申ましく候、おそく御心付候、秋より連々飢來候上に、此中之寒氣にては、殊外迷惑可レ仕候、然共唯今の如く方々は、かり申と、け候様にては、やたけに存候ても、事はか參ましく候、然共手前銀子過分に無レ之候ては、難ニ申付ニ候に、江戸より過

分に拜借銀調來候間、思まゝに救候半と、満足申候、然上は一郡に銀子三拾貫目つゝ、渡し置候間、面々作廻次第に救可レ申候、こゝへ之者には、或はふるて買遣し、家なとも風のかこひもなき家は、かこひも仕遣し可レ申候、左様之段は、面々作廻次第たるへき事、此銀子之義、百姓に知らせ候事無用に候、右之救郡奉行かする事やら、上から申付事やらわけなしに、民困究不レ仕様に可レ仕候、又例の忝からせ候事、必仕ましく候由、御直に被ニ仰付ニ候事、ケ様に申付上は、壹人にもかつへこゝへ死候は、皆共越度たるへく候、是にて不レ足は如何程成共可レ遣候、左様に可ニ心得ニ候事、

一兩町奉行へ被ニ仰付ニ候は、何としてもはしく町飢死、又は手の不レ廻方有レ之由聞傳候、あなたこなたと申傳候故、遅々有レ之事に候間、兩人に銀子拾貫目つゝ、遣置候、兩人談合なし、随分聞立救可レ申候、此上者壹人にも飢死候は、越度たるへき旨、御直に被ニ仰聞ニ候事、已上、

承應四年正月二日、從ニ江戸ニ御拜領之御鷹之鶴、

平免之外可_レ成可_レ被_レ下と思召候、右之段御公儀いた不_二相調_一候得共、面々下々かくまいの心持にも可_レ成候間、唯今先被_二仰聞_一候由に候、

一他所より妻子取むかひ無用、他所へ呼候はて不_レ叶子細有_レ之においては、人により老中番頭へ相斷へし、并他所へ娘遣候義者不_レ苦候、

一來年下々奉公人給分、先年大形極り被_二仰出_一候間、此度改り不_レ被_二仰出_一候、面々相對次第可_二召置_一事、

一男子他所へ奉公、或は養子、何事にても遣候は、家老中番頭迄可_レ申候事、

一家中縁邊取結、家老中番頭さもいり無用に可_レ仕候、兩方互のあいさつ次第に調可_レ申候、加様に被_二仰出_一候は、家老中或は番頭さもいり候得者、心に不_レ應縁邊も取結ひ候様に内々聞召候、婦妻子孫相續之爲に候得者、心に不_レ叶縁邊者不_レ宜義と思召、如_レ此に候、互のあいさつ次第相濟言口未_レ進候、則家老中或は番頭迄可_レ申事、

右番頭物頭へ、若狹守殿口上に而被_二仰渡_一候、

承應三年十一月十五日

承應三年、又奉行之外諸士を撰ひ、國中之善人を尋ねしむ、夫常人は難に當つて節を失ふもの也、こゝに於て操を變せざる者を得かたしとす、故に或は旅人に似せ、或は獵者にひとしくして、詳に一屋に至り其實を尋、以て其實に隨て、金銀米錢を出す、郡縣奉行をして、數年之行實を考へ、洪水之厄ほせんと、其儀を正しくする者は、一々顯出して言上すへし、嚴命輕からざるゆへ、郡縣之奉行、在々所々の善人を撰ひ尋獻書す、又岡府諸士之下人に至まで、忠臣孝子烈婦貞女なる者、具に推求て獻書す、太守様彼數年の實行を聞察して、或は金銀を賜ひ、或は米錢を與へて、其徳を賞す、本朝孝子傳國鑑等に詳なり、其最勝れて厚く賞し賜ひし、備中國淺口郡柴木の甚助、備前國邑久郡福岡村實教寺に下し賜りし御判物を書載す、

備中國淺口郡中大鳴柴木村内抱分田方三段、島方二反、都合五反、依_レ感_レ有_二孝悌之行_一、永代與_レ之、素僻地之民、雖_レ不_レ知_レ有_二孝悌之教_一、誠天質之靈妙也哉、郡中皆至稱_二其美_一、是又天之靈也、故以_二天祿賞_レ之者也、

ても組合候而、用之義有之候、其庄屋へ申遣候は、調可申候、又者出入など仕候共、右之村組中としてあつかひ可申候、不_レ成時郡奉行へ可申候、但大庄屋なくて不_レ成子細候は、萬事只今の郡奉行心得にては、大庄屋なくはなり申間敷と存も可有之候、心得を仕替候は、可_レ成と存候事、只今の大庄屋共、

正路成者、又は横道成者書付可_レ上候事、

一何方にても、大高作候者を庄屋に仕候と見へ申候、小作の者にても、正路成者を見立、庄屋に仕、代官郡奉行念比に候仕は、成可_レ申哉之事、

一右にも有之如く、手にあまる田地をかへ、耕作可_レ仕様無_レ之者は、又はけんみ見違候而、大きに不能高免故か、加様之者過分に未進仕由、此者は何とかせき候ても不_レ罷成_二事に候、此類毎年有_レ之といへ共、すくひととも、少々すくひにては逆も成立事成間敷候、過分には例に罷成とて不_レ遣の由事、結句ゆへなき未進を、又言なしによりて救も有_レ之由、是以郡奉行自身こまかに無_レ之故に候、か様の事ゆへ、百姓の心根尙々悪敷罷成候と、又間に子共多持申候百姓、子を奉公に出し、未進猥に仕可_レ申と申者も可有_レ之事

に候、加様の所に念を入へき義に候、小作の者にて、人數不_レ成者は、手前に抱置ては、却而可_レ致_二迷惑_一候、ケ様の者子を奉公に出させ、未進を取立可_レ申候、又田地多持、人不足之者は、自然子共多共、奉公に出し候ては、跡の作不_レ可_レ成候間、ケ様の者にはすくひ可_レ遣事、ケ様の段、猶以郡奉行代官よく心をつくし、人々手前承尤可_レ仕候事、

右之外にも、面々存寄、又者此内にも不_レ可_レ然と存候事候は、心底不_レ殘可_レ申候、此書付惣郡奉行中寄合、能心得仕、一同に此旨可_レ存事に候、

承應三年十一月十一日、町奉行共へ御直に被_二仰聞_一候、

一捨子養ひ申儀、此方よりの擬作にては、其者迷惑仕候由被_二仰付_一候、惣様迷惑不_レ仕候様に、上坂外記と申談可_レ遣旨仰也、其内すくれて不便を加へ養候もの有_レ之由御聞被_レ遊候と御尋被_レ成候得共、二三人有_レ之由申上に付、其者共へ奇特成事之旨、銀子壹枚つづ可_レ遣旨被_二仰聞_一候、

一當年之物成、思召之外悪敷、何も迷惑可_レ仕と思召候に付、御上銀江戸へ被_二仰上_一候得者、相調候は、

辨口過難成類多候由、扱は仁愛明白の吟味を不_レ知、むさとせつかん仕、納所をせつき候ゆへ、可_レ仕様なく達者成者は皆奉公人に出、跡に老人幼少計殘居候故、其一家皆飢人と成のみにあらず、其田地は世中能年とても、あれ同事たるよしの事、

一面々田地をかいもとし遣候事、今急には難_レ成いきほいも可_レ有_レ之候、却而出入所も可_レ有哉と存候、いつとなく郡奉行代官心得を以、救米の内なとにて買かへさせ可_レ申候か、又は村々に有_レ之悪所、地主迷惑かり申田地、少免を引さけ、飢人口數に應、地をあたへ候は、兩方之すくひ罷成へきや、ケ様之心得、只さし當飢申者之扶持方遣し、不_レ成者にはすくひ米遣分にては、已來たりに罷成申間敷候、其上近年の如くすくひ米遣候様にも、所により不_レ念入_レ由聞候事、又様子により賣替仕田地、引分免を上げ候は、おのつから賣替やみ可_レ申候、仕掛も可_レ有_レ之哉、又は様子により買替させ可_レ申候、田地の引分免上候は、買手おしみに不_レ申返し可_レ申哉、此段おんみつにて、面々可_レ爲_レ作廻_レ事、

一後家身なし子も、便へき筋なくては、其村に有かた

し、ケ様の類、郡奉行代官心得を以、したしみ深く、筋目々々はこくみ可_レ申候様に仕掛、便なき者は村中としてやしない申様に可_レ仕候、飢人をあらため出し候へは、只今の百姓のならないにては、心得悪敷者も有_レ之と見申候、便なき者のやしない、村中も成かたき者は、横役の内入候へ而も可_レ然哉之事、

一飢人庄屋組頭に吟味仕候様にと申付候へは、過半おうちやく者いたづら者と申由、尤すくひ米など數度もらいとらせたる類も可_レ有_レ之候得共、兎角うりての後、救米かつて足りに不_レ成と相見へ候、さし當りいたづら者の様に聞へ候へとも、多分地をうりたる者の行末と聞へ候、爰によつて此已後は、田地うりかひを代官へ相斷、吟味の上にて賣申様にと申付候事、

一唯今の大庄屋、大形ならい悪て、小百姓の手前、其外萬事横道成事數多有_レ之由聞へ候、爰を以郡奉行仕様悪敷と存候、萬事相はまり、末々の義迄自身承申付候は、ケ様には有_レ之間敷を、上下遠して、大庄屋まかせに仕まされ多ゆへ、横道のおこりを、此方よりおしへ候と存候事、然上は大庄屋なしに仕、五村七村に

一種糶之義無之處は、其村々田地相應之種を調させ可申候事、其代米かし遣へき事、

一夫銀の事申村々へは、吟味之上に而貸可遣事、

一當春之貸米捨可遣事、

一當年中に皆濟仕候様にと申付候得共、年々春給に仕來候、俄に私に申付候條、行當り可致迷惑、其上當作存之外惡敷、旁以二月中迄相延候事、但當年皆濟可仕と申者は、其通に可申付事、來年よりは急度年内に皆濟可申付候間、此旨可申聞候事、

承應三年十月廿四日

覺 承應三年十一月十日

一給所山林竹木之事、只今迄のこと可爲支配、但給人用にて、竹木伐遣候時、郡奉行へ相理可申候、薪者主人伐可、但うり木には仕間敷事、今迄は其村共に給人支配故、百姓かゝりに成候竹木たすけ可申候、今よりは物成平之上、主々左様に有間敷候へとも、下々其用捨なく、切あらし申事可有之候間、其旨堅可申付候事、

一面々給所山川之運上可被召上候事、

一新開之儀可指上事、但在郷に罷在、自分手作仕候

は可遣之事、

承應三年霜月八日、御郡奉行へ被仰聞候覺、

一此度代官共にも如申付、百姓を惡人僞者に定置、おのか才を立、思案調義を以廻し立仕間敷事、二心を以人を廻し候事、下民に僞を教るにて候、一兩年を廻り可申候へとも、善惡共に誠は無隱候間、後には民も存候而、又僞を以奉行を廻し可申候、慈悲正直を以萬事取行、其上にて二三度もいたつらを申、脇々の民迄を引崩候程の才於有之は、籠舍可申付事、是第一可爲心得事、

一國中のくたふれ様子、何も申候は、近年の天氣故と申、尤左様にも候へとも、國替已後、村々の様子具に承、百姓の増減、加様之義に付、能々承届候は、仕置之故か不然哉知可申事、

一郡奉行共郡々へ引越罷在、春夏秋冬の景氣、又者百姓の成行見及、田地の上中下具に能見届、毛頭見合免定可申事、免相之事は、村々には寄へく候へとも、出免之刻、段々免念入定可然事、

一飢人は過半田地少、口數多類にて候、生付田地少飢人は稀なる由、多分田地うり、惡田計故、其年貢返

事、

一皆濟難_レ仕百姓於_レ有_レ之は、郡奉行遂_ニ相談、重々吟味の上、無_レ據子細有_レ之候は、少もはやく加損可_レ遣、先立候ては、以來くせに成候とて、むり取立申間敷候事、

一百姓心根惡敷、いたつらにて、萬事偽を申と存候ゆへ、萬々あてかひ少々にては事はか參間敷と存、思案調義を以て、まはら立仕、夫故權高く、上下遠して、何事も得不_レ申様に、人に寄仕掛候由、此故小百姓なと申度儀もならず、下民迷惑したにかくれ居申由に候條、何も代官共心得、慈悲正道を以萬事取行、其上にて二三度もいたつらを申、脇々の民迄引崩候程の者候は、郡奉行申談、籠者可_ニ申付_ニ事、

一納米殊外吟味つよく申付給人有_レ之由聞傳候、能々承合、左右なみに可_ニ申付_ニ事、

一田畠賣買之事、代官に斷申、吟味之上にて、賣買候様に可_レ仕事、

一年貢等免割之外に、横役といひて、地下中萬事の諸遣を、高へ割府仕、小百姓共に高に掛出候、村に寄借遣、殊外いたみ候様に聞及候間、横役帳前々のも見

申、吟味可_レ仕候、是は法も有_レ之事に候得共、左様に調候村は無_レ之候由に候間、定之外不_レ叶入用之義は、公儀米を以て、横役を勤させ可_レ申候、并大庄屋共に、横役の内を以て、馬に乗せ申間敷候、但老人或は自分の馬は格別たるへし、

一唯今之大庄屋小庄屋共、正路不正路成者、能見聞仕可_レ置事、

一手前に餘り候程、田地抱候百姓於_レ有_レ之は、聞届可_レ申事、

一其村穿鑿仕候時は、其村へ罷越可_レ申候、他村に居ながら、萬事申付間敷事、

一代官所へ罷越候時、道夫人馬日雇に可_レ仕候事、并庭夫遣間敷候、薪雜事は其村々にて可_レ遣事、此外課役かけ申間敷事、

右之條々、堅可_ニ相守_ニ者也、

一飢人扶持方渡候用、郡奉行共面々作廻次第之事、但月を越重ね渡し置候事尤之事、

一飢人扶持方米、其郡々可_レ然所殘置渡可_レ申事、

一當春之夫銀利なしに、來春取立置可_レ申候事、

身、位高下有可申候事、

一吳服屋之分、絹者賣候者、當所を拂可申候、但前の賣物仕可有之と申候は、其通に仕置可申事、

一天地の氣も、陽の春夏は賑やかに、陰の秋冬はさびしく、鳥なども男はかさり有て、女はかさりなく候、

全此國面は逼塞にて、内所はゆたかによし、人により知行は、女のけはひ田と成候かと存候、亡國のそふにて候條、此段急度誓紙を以申付候事、

右之條々、能心得可仕候、ケ様之風俗習たらは、なをりかたくと存候、人により餘成義と存候者も可有之候、左様の習心を變せん爲、急度誓紙申付候也、

誓紙前書之事

一老中より外之妻子衣裳、持掛或はもらい物は各別、只今より已後仕候着類、木綿より外仕間敷候、但手織

のつむきは不苦事不及申、しんめう下女持掛もらい物は各別、其外は木綿させ可申候事、

一しんめう乗物に乗せ申間敷事、

一縁に付候娘、母親之着類道具遺候歟、只今迄の持掛

の外は、一圓仕ましく候、着類諸道具有體に書付、其

役人へ見せ可申事、

一妻子一門之間、其外へ參候に、何にても持參無用之事、并振舞無用、但仕候はて不叶儀に候は、□□にて尙儉約に可仕事、

右之條々於相背者神罰、白紙血判なしに可仕候事、

承應三年十月十八日

名判

代官へ申出る覺

承應三年十月廿四日

一代官共年内者、大形郡に罷在、無油斷可申付事、

一代官所村々へ打はまり、小百姓に至迄、藏入給所一同念を入、萬事可申付事、

一萬事に付理申小百姓有之候者、自分能吟味仕、其上にて郡奉行にも可申談事、

一名寄帳早々具に吟味仕、其内年貢調かね可申者、庄屋組頭にしるしを致させ、成かね申候者の手前、早

早埒明、其身之仕廻仕らせ可申候、今迄の代官なども、人により米かさの入候にと存候故、成申者より先

取立候由聞傳候、成候者は、いつにても調申へく候

候哉、十月十五日、霜月朔日、極月十五日、一人して三度書取は、右三通之諫文の主、其名字之所を詳にしるして、又諫箱に入に、猶尋候ふへき事なり、あらわるる事いやに存候は、近習の者を以て、竊に可相尋候、若憚心ありて、其名を不申候は、初の諫し本意可相違候也、

翌年正月十四日、伊賀殿前に板に書立、高させいたけにして、竹にて挾立申候由、

承應三年十月六日、年寄中組頭物頭不殘御城へ被召上、御直に被仰出候條々、

一近年家中過分に借銀仕候故、面々手前組頭吟味仕候様に申付候得とも、今よりは勝手吟味仕候事、無用之事、扱作廻は、人々手柄次第に借銀出し被申候、手前へいきつまり、何とも可仕様無之者は、兎角之義なく、在郷望可申候、人馬へらし在郷仕からは、人馬持詰奉公仕候者と同前に心得、内所自由に仕、在郷にても可樂と覺悟候は、不忠たるへし、人馬持申者に對し、隨分艱難迷惑可仕候、初より申出ることく、屋敷知行共に指上、其作廻人に任せ可申候、組頭は人馬持候多少と、同人馬持役之善惡と計、能存知申候而

居可申候、天下の人の所帶算用を詰て合申候は、百人に壹人ならては無もの、由に候、我等を初其通に候、昔之侍のことく、勝手事など申は耻と存様に有度事に候、左候は、自から侍手中前もなおり、風儀もよろしく可成と存候、やう所なく唯今如此申付は、道理の無理と存候間、在郷をやり所に仕候からは、侍共迷惑有之間敷候、公儀假之奉公かきながら、かざる者同前に心得、艱難を迷惑に存候は、沙汰の限たるへき事、

一老中より外妻子等、絹物させ候事、并しんめうをのり物に乗候事、老中も面々心持次第に、家内にて法度可申付事、

一娘祝言仕候刻、着類諸道具、其役人に書付を以見せ可申候、其上にて、なくて不叶物於有之は、此方より出し可申候、借銀無之、手前人馬をも持申者は、構無之候、

一老中より下と計にては、歩侍も物頭も同前の様に可存候得共、是程公役か、候上之事に候故、分かたく候、女の衣は男の具足にて、禮も有之事に候間、曾而不持ものには、此方より遣可申候、其時大身小

一池田出羽を召被_二仰聞_一候、其方事覺へも可_レ有、近年我等と相違仕儀數多有、其方大きな違共有_レ之候へ共、事々に者不_二申聞_一候、稻葉志摩儀に而も合點可_レ參候、其方散々我等氣にちかひ候者免候とて、其儘子のことく入魂仕候儀、能こそ申はり候といはぬ計也、かやうの儀、上をおもんし申候は、遠慮可_レ有事、是かるしめたるにてはなきか、先年江戸下向の時、我等に不_二申聞_一、京より其方御目見への事申遣、後に兵部を以て申候、江戸にてのり物の訴訟申儀候、牧野織部を以申候、是あなとりかるしめたるにてはなきか、我等さらし申候酒もりなど、不作法之義人一番に仕、是かるしむるにてはなきか、惣して其方は、わらくち申事すきにて、わらへらし候、大身にやはさる儀にて候、以來たしなみ可_レ申候、先日も如_レ申、今迄の事忘れ申上は、かやうの義被_二仰聞_一と御意被_レ遊る、

出羽申上候は、難_レ有奉_レ存候、御意之通心まいり、たらさる事も御座候て致_二迷惑_一候、存なからは不_レ仕候とて、誓言を立御前を罷立、

一伊木長門を召被_二仰聞_一は、其方事、我等爲に随分能

家老にて候、先りちきに候と存候、併きすひに不行儀なる事候條、以來たしなみ可_レ申旨御意被_レ遊る、

長門難_レ有奉_レ存候旨申上、涙を流し御前を罷立、

一池田伊賀を召被_二仰聞_一候は、其方事、對_二我等_一大逆は何としても有ましき仁と存候へは、たのもしく存候、併惡敷心得違候と存候、おちかたの者をは不_レ捨□□□心得此所迄申候、今迄夫一度遣候は、二度遣候は一段能候、又いふりなる心候、是大きなきす也、女や童のする事也、大身とりつけ用聞申仁、此やまひ大きにあしく候、能々たしなみ可_レ申旨御意被_レ遊る、

伊賀難_レ有奉_レ存旨申上、御前を罷立、

一土倉淡路、池田下總、日置若狹を一人つゝ、召、銘々少つゝ、惡敷事共被_二仰聞_一、たしなみ候へと御意被_レ遊る、

三人共、難_レ有奉_レ存旨申上る、

一承應三年八月廿日比、一つの諫文あり、望初の句に云、螢飛去ためしもこゝに有世哉と有_レ之、又十二月初めに一通あり、其中の詞に、たとへは能猿樂をからやの外にて聞居たるに似たりと云々、又右之内にて

事道理にて候、今度如_二申出_一、今よりは何も生れ替り候と心得、急度嗜可_レ申候、我等三拾萬石下し被_レ置候へとも、家中手前不_レ成に付、其身代程も、人馬をも不_レ持候へ者、三拾萬石の御役仕候事不_二罷成_一候、就_レ夫度々家中儉約、皆より破り申様に候事、大に不屈之事に候、加様に仕置候事、奉_レ對_二上様_一、我等大不忠にて候、我等を不忠の者に仕候義、何れもの心得に寄候事に候へ者、我等への不忠不_レ過_レ之候、先日も如_二申聞候_一、忠節可_レ仕と常々申者に候、軍やうにては軍中の忠節、常々は常の忠節、所により忠節の離事無_レ之者也、加様に申を、末々へ法之通は、家老大身行て見せ候て、下人は通もの也、我者不_レ行、下は用間敷なと、被_レ存仁於_レ有_レ之、可_レ爲_二沙汰之限_一事、今こそ遠きやうに候へとも、一門中者昔は兄弟にて、先祖之御覽之所は同事にて候、家老といふも、家に付久しき者に候へは、少も違は無_レ之候、然處に爲_二家老大身_一者、主君惡敷行有は、命を捨て諫、不_レ用とて離道はなし、用と共に存ること誠之大身家老に候、此儀能々心得可_レ被_レ仕事、今日より萬事慎み、作法正ふかひなく共、我等申出義、諸人に先立用可_レ被_レ申事、

一面々下屋敷に有_レ之士共、此度之洪水に、定而家損可_レ申候、先年國替之刻、何も家來大かた是に被_レ置候様に可_二申付_一候と存候、不_レ入義に候間、面々在所は近し、不_レ入士共、岡山に詰させ候事、費にて候間、當所にて入申候者計殘置、みな在所へ可_レ遣候事、

一先度熊澤次郎八方へ何も參、學問相聞由被_二申旨_一、次郎八申聞候、先以我等好申義、何も一同可_レ仕覺悟尤に候、然共唯今者不_レ可_レ然候、皆々者聞申と於_レ有_レ之は、おこりのかゝりたる様に、家中浮氣に可_二罷成_一候、實は無_レ之、却而害可_レ有候、加様に申とて、面々の爲に可_レ仕と存寄候者は、是非無用と申義に而者無_レ之事、

右之段々被_レ仰、其後池田出羽へ、伊木長門、池田伊賀、土倉淡路、池田下總、日置若狹壹人つゝ、召、銘々へ被_二仰聞_一候、品々之御意有_レ之、

御留帳拔書之内に挾有_レ之候書付

承應三年午八月十九日、年寄中不_レ殘召、一等被_二仰聞_一候御意之後、又一人宛召、被_二仰聞_一候御内意、

に被_レ聞召上、借度々被_レ仰出候は、我等之存旨、何も
能_レ不_レ存候而は、談合も裁判も此方之存寄と相違仕事
に候、假は此度之非人扶持方遣候義に付候も、皆共か
御爲と存候と申者、米不_レ出損のゆかぬを第一の爲と
存こと相見へ候、我等之思は、壹人にては國中の者か
つはかし不_レ申候か、第一の爲にて候、定めて僞り申
候者お、く可_レ有_レ之候得者、穿鑿の時、左様之者にく
み申心より、裁判仕候は、誠の非人ももれ可_レ申と
存候、たまされ候は、未少費にて候、人を殺事、大きな
爲に悪事にて候、此一色にても、萬事合點可_レ仕由
被_レ仰聞候、已上、

承應三年八月十八日

一組頭物頭惣士中家破損繕候事、今迄の居なし、尤人
にはより候得とも、大形は分に過候條、唯今より儉約
にもくろみ仕、竹木いか程、造作料之銀子何程、面々
に書出させ、一組切に惣高合可_レ書上二事、并歩行初持
人不_レ殘可_レ書上二事、

一當年者、家中借申候京銀、藏より取替候は、遣候、
但可_レ出と存候者は勝手次第之事、

一士中在郷仕度存候者於_レ有_レ之者、可_レ申付候間、書
付上可_レ申候、當所と兩方にては、作廻不_レ可_レ成候間、
屋敷近上々、在郷へ引越可_レ申候、面々知行所に住宅
難_レ仕候者は、藏入之内見計望可_レ申候、遂_レ穿鑿可_レ
申付候、先にては小屋掛此方より可_レ申付二事、
一町人家破損、是亦面々書出させ、一町切に都合差上
可_レ申事、

一百姓家破損之事、郡奉行見計、竹木等可_レ遣事、

同年八月十九日、老中悉被_レ召仰言、

一先日も粗申聞候得共、何も心得違も可_レ有_レ之と存、
重而申聞候條は、我等内にての大神、或は一門にて代
代家老にて候得者、左様成には、必心得違有_レ之者に
て候、左候得者、家々の作法悪敷妨に罷成候、大神之
者之役といふは、脇平を不_レ顧、上より之下知を請、諸
人に先達而用行、行跡諸士之手本と成候様に、禮義正
敷有_レ之こそ、誠の大神家老之可_レ爲_レ作法候、大身に
自慢し、或は一門に誇、上よりの下知にても、我等共
は不_レ聞しても無_レ大事と思ふ有、是にて家可_レ治哉、
下人近き事は、我等よりは何も近きゆへ、皆を見真似
に末々は仕候へは、法度或申出けるも、末々迄不_レ用

頭物頭不_レ殘御城へ被_レ爲_レ召、御直に被_二仰聞_一御
意之覺

一家中大身小身在々に至迄、一圖我等心に不_レ叶候、
年寄候ゆへか、殊之外きみしかに罷成候間、國を被_二
召上_一候とも、如_二今迄_一めんとう成儀者堪忍仕間敷
候、不_レ及_二言候_一へとも、國を治は御奉公にて候間、急
度可_レ改義にて候へとも、悪人を多可_レ罪事、上御幼若
なれば、時節不忠の様に存候條、奉_レ對_二上様_一、まけま
しき儀をまけ可_レ申候、此已後面前かろしめ悔る輩於
有_レ之は、堪忍仕間敷候、御幼君も御免可_レ被_レ成候、
ク様に申出上は、大惡小惡、大身小身、侍町人百姓に
至迄、聞候惡も、今日より已前之事は、皆差免罰を加
へ申間敷候、今日より我等心底引替、我舊惡迄忘れ可
_レ申候、如_レ此仕からは、皆々も生替と覺悟可_レ仕候、今
迄の惡をひるかへし、罰をおかす輩は、尙以て已來を
つゝしむへし、老中を始め、侍國中共に急度嗜可_レ申候、
一去年以_二使者_一、家中手前之義申聞候已後、何事も聞
入間敷候申者、何も手前成候様にと存、度々申付義、
一圓不_レ用候故、引立も不_レ立、言に無_二甲斐_一族、不
_レ及_二是非_一候、併今日より申出候義、用を申者手前續

候様に、分別を加へ可_二申付_一事、

一家中并國中共に、下地つかれ候故、今度之飢饉に取
所無罷成候得者、今年よりも五六年、赤子をそたつる
やうに無_レ之候ては不_レ成義に候、左候は、當暮より
藏入給所共に、物成平に申付、知行所百姓は今迄之
とく、面々の可_レ爲_二知行_一候、免納所すくい未進、萬事
の作廻は、此方より可_二申付_一事、
芳烈祠堂に見へたり

一我等執權諸奉行等申付義は、事々宜に不_レ當義も可
有_レ之條、一國之知をかり可_レ申候、左候は、諫の箱
を置可_レ申間、老中を始め末々に至迄、萬端之義書付を
もつて名を隠し、彼箱に入可_レ申事、

一何も惡習來る者共なれば、今迄の覺悟惡不_レ存者
も、人により可_レ有_レ之候條、左様に惑輩、追而可_レ出儀
も可_レ有_レ之候、

右之條々、段々侍中へ者組頭、町人へ者町奉行、百
姓は郡奉行、具に可_二申聞_一候事、先年より度々加様
之義申出し候へとも、其印なく候、口上計にて聞覺
す儀候哉と存、今度は以_二書付_一を_二申合_一者也、

承應三年八月十八日

一御郡奉行共拾人、銘々壹人つゝ召、御直に郡之義具

醫者可レ仕事、何事その時者、小荷駄に乗、鍵壹本持せ罷出候様に申付可レ遣事、

一甲斐信濃の古き人とも申候、武勇の働も若き内の義により、年五十をこへて手いたきはたらき仕候者、終に無レ之候、五十已上の者の働は、各別に有レ之由に候、今時之若き者共は、昔の六十の者より不達者に相見へ、おこりやうたい身をうましあつきを仕、病者不達者にて、老人の様計、馬はかりたのみ罷在體に候、九里十里の道あるき、五日十日つゝけ、達者はたしなみ稽古にて罷成もの候由に候、家中若き子共、道中一日替り、乗物の供仕候程の事は、心掛次第可レ成事に候條、此度も江戸へ參候若き者は、望次第供可レ申付候間、今より達者の稽古可レ仕候、

一在郷仕候者共、殺生など不仕事之様に存居候由聞及、あしき心得に候、在郷にては左様之事仕、身をからし無病に罷成候てこそ、奉公とも可レ被レ成義候事、以上、

承應三年八月八日、池田伊賀、日置若狹、小堀一學、上坂外記、片山勘左衛門を御前へ被レ召仰言、芳烈祠堂記に見へたり一當年之早洪水、我等一代の大難にて候、是を思ふ

に、我惡逆故如レ此ならば、天より直に亡を不三下賜、御戒と存候上は、難レ有事存候、又天の時ならば、我等能時分に此國を奉レ預候條、人民を可レ救に存候、何の道にも急度可レ致と存候、

一今分にては、事行口と存候條、當月中は伊賀若狹、非番無レ之城に可レ被レ詰候、宿へ被レ歸候而も、不レ怠萬事之義、穿鑿尤に候、國中之義、兩人取込候而は、可レ被レ口候間、士中町岡山廻り之事は、伊賀可レ請取候事、

一城に詰米少分に候間、大坂に有レ之米、早々取に可レ遣事、

一當年は城に有レ之米銀子、皆國中へ支配し、不足之分者可レ借銀一事、

一我等所存之通、皆能合點仕、萬事可レ被レ行候、物不レ入を爲と不レ可レ存候、一國之者困究不レ仕か、我等之爲にて候、借銀仕候義、於レ我榮耀一は可レ耻レ之、加様之時者、少も不レ可レ耻事に候事、

一國中藏入給所共に、平に可レ仕事、其申付様何も内分別可レ仕事、

承應三年八月十一日、被レ仰出御書付、年寄中組

一百五拾石

四人

一人鐘 一人馬取
二人人足

一 五百石以上、此人積り之心得にて可_レ被_レ出候事、

一 百石より無足者も、而々改可_レ罷出_二事、

一 右之人積りより少にて可_レ參と存候者は、勝手次第、又多可_レ召連と存候者は、子細可_レ相理、少にても榮耀にて人かさみ事、必可_レ爲_レ無用、何も随分艱難を

いとほす、急速に可_レ罷出_二義を本意として、可_レ罷出_一候事、

一 百五拾石より下、無足人共半分つゝ、壹年替りに可_レ召連_二事、

慶安四年二月四日被_レ仰出、

承應三年正月五日、番頭物頭へ御書付を以被_レ仰

聞、

一家中中小姓より上之士、病氣或ふかんにして、道中

乗り物廻りに、供無_レ之事かけ候間、小身成者は、惣領

末子に不_レ可_レ依、物頭已上は、或は二番めより、かん

てうたしなみ可_レ申候、物頭已上の惣領も、かんでう

たしなみ悪敷にては有間敷候、其上今日は尙以先年

申出法のことく、たとへ親み役可_レ申付_一者にてても、ま

つ一旦取上可_レ申候、若き時より親の權をかり候て、

萬事ふり廻しは見苦き物にてはへり、下りかけ走り
の奉公可_レ仕候事、

一家中子共目見仕候者、鐵炮打候者は、法度場の外鐵

炮かたけ、小者壹人つゝにて、鳥けた物ねらい、達者

の稽古可_レ仕候、弓射者は、法度場之内、城中より免候

間、鴈鴨巢をくゝる申鳥の外、雉子鳩鳥鷺何にても、小

鳥おほかみ狸兎かやうの物に射かけ、達者稽古可_レ仕

候、一所に二夜共逗留仕、物敷を心掛申間敷候、左候

は、あるきかたき物ゆへ、達者の爲計にケ様に申付

候間、何方へ參候共歩にて可_レ參候、馬に乗り遊山と

存寄事に付、在々のさはりと罷成候様に仕候は、可_レ

爲_二曲事_一事、

一目見不_レ仕者、并家中に掛居候親類、或は浪人など、

在々あるき、殺生仕間敷候、但主人の知行所、法度場

の外においては不_レ苦事、

一或は病者、又は生れ付すくれて無達者成者にも、其

人柄又者常の心かけ嗜之次第、連々聞傳可_レ召出_二事、

一病者にて、達者并諸奉公も成間敷と存候者は、醫者

共に就、くすしならひ可_レ申候、薬師より合點仕らせ

申候は、在々遣置可_レ申候、其儘髮立士を仕なから、

御軍用定

一長のほり黑白段々、長壹丈六尺壹寸、まねき思々、長五尺壹寸たるへき事、

一組頭鐵炮頭指物、并羽織思々たるへき事、

一奉行役右同前之事、

一使番黒ほろ出し、思々たるへき事、

一大小姓金の半月たるへき事、

一横目の者赤しなへ、上に面々紋可出出事、

一冑前立可爲三日之九事、

一番指物黒をつる五筋、但下一筋は面々紋可出出事、

一弓の者白しなへ可爲事、

一寄弓之者、黒具足金之日の丸、指物黒しなひ貳本、

長三尺三寸に、預頭之紋可付事、

一鐵炮之者右同前、但笠可前事、

一長柄さや鳥毛上三尺、金之筋段々可爲事、

一三萬石 馬上四拾騎、のほり拾本、鍵六拾本、鐵炮

九拾挺、

一貳萬石 同貳拾五騎、同七本、同四拾本、同六拾挺、

一壹萬石 同拾四騎、同五本、同貳拾本、同三拾挺、

一五千石 同六騎、同貳本、同拾本、同拾五挺、

一四千石 同四騎、同貳本、同拾本、同拾貳挺、

一三千石 同三騎、同壹本、同七本、同七挺、

一貳千石 同貳騎、同壹本、同五本、同五挺、

一千石 鐵炮貳挺、鍵三本、組頭はのほり壹本、

一九百石 同貳挺、同三本、

一八百石 同貳挺、同貳本、

一七百石 同貳挺、同貳本、

一六百石 五百五拾石 鐵炮壹挺、鍵貳本、

一五百石 同壹挺、鍵貳本、

一四百五拾石 四百石、同壹挺、同壹本、

一三百五拾石 三百石 同壹挺、

右之條々、堅可相守二者也、

慶安四年二月日

一五百石 拾壹人 一人鑓持 一人うき者 貳人馬取 貳人若黨 貳人足 一人出し鐵炮 貳人出し鑓

一四百五拾石 九人 右同斷 一人うき者 此兩人へる、

一四百石 八人 右同斷 一人うき者 壹人へる

一三百五拾石 右同斷

一三百石 七人 一人鑓 一人出し鐵炮 一人若黨 貳人足 貳人馬取 一人

一貳百五拾石 五人 一人鑓 一人馬取 一人若黨 一人うき者 一人足

一貳百石 四人 一人鑓 一人馬取 一人足

者、又は道具已下取盜族見付候は、おさへ置からめ取へし、狼藉人過急之時は、老中指計可申付事、

一前々より如申付、別所治左衛門、落田惣左衛門、其役人之外、町人壹人も罷出間敷事、

一火事之跡仕廻、町奉行見計可申付候事、

右所ニ定置、違背之輩於有之は、可爲三曲事一者也、
一親子 兄弟 家來之者 舅 聾 小舅火事場へ見廻相極、前より 小舅に參候者、此已

一伯父甥 伯母姪 祖父母 孫 從弟
定

一國中酒造所相定、其外者可爲三禁制、當町におゐても、作來之酒屋、累年之半分つ、可造候事、

一自ニ先規ニ素麵者可爲如前事、
一温飩まのうち切麥そは切南蠻菓子、何も商賣一切停止之事、

右之條々、今度自江戸ニ被ニ仰觸ニ旨、堅可ニ相守、彌新規之酒屋素麵屋令ニ制止ニ候者也、仍下知如件、

牛窓 下津井 片上 虫明 和氣町 金川 因

迎 建部 天城 西大寺 福岡 鳴方 八濱
寛永十九年十月六日

御手廻り下々奉公人給定

一上道具持中間 江戸へ參年九代 春かし五代

地にては 八代 同 四代

一中道具持中間 江戸へ參年八代 同 四代

地にては 七代 同 三代

一上はさみ箱持 江戸へ參年六代 同 三代

地にては 五代 同 貳代

一中はさみ箱持 江戸へ參年五代 同 三代

地にては 四代 同 貳代

今度役人給定

一上役人七俵内、春貸三代、此度江戸へ參三代、 中役人六俵内、春かし三代、同江戸へ參三代、

一下役人五俵内、春かし三代、同江戸へ參三代、

一江戸普請に參候役人、上下によらず、路銀三拾匁宛、

一當年御家中の奉公人、可爲ニ居掛ニ事、

右給定一年分、但年内に替候へは、來年二月二日迄之日限、相對次第、月々に割かけ、外に可遣旨、被ニ仰出ニ者也、

寛永十九年十月十五日 此年平川御普請

植候而、毛見無之候共、御改に而、上々毛に付可被

申候事、

一拂田壹分に粗壹合迄は引すて、それより上は付立可申事、

一川成すな入之分、殘地にさはを可有御入事、

一檢見者、村之内なけめを好候は、郡代衆へ申聞請取候上、相究可被申事、

一升付不極内、鎌留可被申付事、

一發開田畠共に、念入御改可有事、

一檢見中、油壹升、一組日數十五日分、受取可被申事、

一如毎年一庄屋手前に、起請文御か、せ可有事、

一拂田畝捨之分、上中下吟味候而、田數惣高に合申様可被仕事、

一石堂彌六もち米三色は、其村々々改書出可被申事、

一中田晚田、二度に檢見可被仕候事、

一升付之事、升付可爲無用、蒞候而升に入見可被申事、

右御領分檢見、一手に爲被成如此候、

池田河内守

伊木長門守

池田出羽守

寛永十九年十月朔日 火事之節法度之條々

一當番之老中一人、火元へ可罷出、其外も池田信濃守、同佐渡守、同下總守、土倉淡路守、日置若狹守、五人之内二人つ、火元へ出合、消させ候下知裁判、老中示合可申付事、

一横目頭二人つ、其組之下より被召連、早速火元へ可罷出事、

一大小性五人つ、馬申付、早々城へ罷登相詰候事、

一侍町人によらず、火元又は近所へ見廻可申入一定、親子兄弟聲小舅伯父甥之間たるへし、此外自身見廻は不及、組下にも遣間敷事、付召連候下々迄も、其屋敷門の内へ引込可居申事、

一申付役人之儀は、火元は一切出申間敷事、付役人召連候下々之外、不叶義にて火元へ差遣候共、まる腰にて可遣之、相背者あらは、先にて横目頭遂穿鑿、老中に聞せ討捨たるへし、此外猥敷不形義成かふき

先々にて人馬の請取切手は、其村々庄屋方へ可_レ殘置_二事、付跡口より通り來、公儀之御用并急用之時は、慥成様子承届、其時々庄屋手判に而、無_二油斷_一相届、後日御墨印に取替可_レ申事、船とも右同斷、次に傳馬追立送夫、在々浦々海等、何方によらす手判なしに、自分之暇事を申掛る輩於_レ有_レ之は、曲事に可_二申付_一候條、うさん者と見付候は、村送りに人を付副、落着之宿を見付、手寄々々の奉行人方へ、早々注進可_レ仕、則船着所々に立置船留之札可_二相守_一事、

一先代より給人まゝに不_レ仕、山林急度はやし置可_レ申候、此外にもはやし候而可_レ然所は、見立次第林に可_二申付_一事、

一郡中よろつ出入有_レ之、時之郡奉行分別に難_レ及義より、殘郡奉行郡代遂_二相談_一可_二申付_一、其上にても難_レ究義あらは、老中迄可_二申聞_一事、

一國之炭薪、他國へ遣し申間敷候事、

一備前もとり船用所有_レ之時は、大坂に而、櫛與次左衛門吟味之上、以_二切手_一留遣へし、家中の自用におゐては、運賃有様に取遣可_レ仕事、

一下々奉公人之義、人改奉行兩人より上中下に随ひ、

先年段々被_二仰出_一、如_二御法度_一支配を定、人別に札を付出し、有付様に可_レ仕候、但定より内者可_レ爲_二相守_一次第事、

一郡々之内絶かゝり候在所、念を入郡奉行見及、子細を穿鑿せしめ、相談可_二申行_一ならば、無_二油斷_一前底に可_二申上_一事、

右之條々、堅固可_二相守_一、若違犯之輩於_レ有_レ之は、糺_二罪之輕重_一、可_レ被_二處_一嚴科_二之旨_一、依_レ仰執達如_レ件、

池田出羽守

伊木長門守

池田河内守

寛永十九年
九月廿九日檢見之次第

一毛取五段に可_レ有_二御取_一事、

一引捨之毛見有_レ然在所、又はくつしの檢見に可_レ然在所、可_レ有_二御見計_一事、

一田に木わた作候、兩方之田木わた共に、上毛に候はは、木綿之分、本免之外に、壹反に付爲_二過錢_一米三斗つ、上可_レ申候、たとひ木綿の立毛無_レ之候共、三斗之過錢かゝり可_レ申候間、念を入御付可_レ有_二事_一、

一蘭田之分、上々毛たるへく候、若蘭の跡にいね畠物

に及候とて、出作之地本村人あけ置度と申候共、更不
 可_レ承引、但我村々作職も、一圓手付不_レ成程之爲_レ體
 に於者、様子委郡奉行見届可_レ相_三計之、彼本百姓身體
 持直候は、又可_レ爲_レ如_レ前事、

一出作毛物立置田畠下にて、免_レ不_レ究分は、郡奉行へ
 早々相斷候へと、兼而申聞、於_三出來はよく見及、な
 らし而升付候上、霜月中に埒を立可_レ申候、此日限過
 候は、雖_レ申_レ理、承引有間敷候、其上は代官給人百
 姓之間に、越度可_レ有_レ之條、郡奉行急度遂_三穿鑿、郡
 代令_三相談_二可_二申上_一事、

一出作之物成は、本村より以前に可_三申付_二候、自然
 於_三相滯_一は、給人より取替出し可_レ申事、

一給知を米田地わけ無_レ之内は、出し申給所地免に納
 所可_レ仕候事、

一在々本村於免秋免檢見にても、給人百姓相對之上、
 免をうけ、相濟候所を、出作分として申破者於_レ有_レ之
 は、曲事たるへき事、

一何之村にても、給人之百姓出入有_レ之時は、郡奉行
 聞届、双方へ埒を立可_レ申候、若此旨申破百姓於_レ有_レ
 之は、早々罷者可_三申付_二候、自然給人之内郡奉行

不_レ任_三差圖_一、其村可_レ及_三其所_二體に候は、急度可
 致_三言上_一、付_三百姓之家_一こほし賣候義、可_レ爲_三停止_二事、
 一何時によらず、五人組之中に惡心成者有_レ之時、同
 意不_レ仕、罷出有姿に申上輩於_レ有_レ之は、組相之過怠
 御免可_レ被_レ成候、其上事により御褒美可_レ被_レ下候事、
 一田畠質物に取候義、代官給人に相理申においては、
 可_レ爲_三證文次第_二事、

一當代還住の百姓、先年ひかへ申田地の義於_三相理_二
 は、郡奉行見及次第わけ遣し、しち方共其村の堪忍な
 り候様に可_三申付_二候事、

一年作に田畠之賣買、先年如_三申出_二、御入國已後、代官
 給人へ相斷候上者、買主可_レ爲_三理運_二事、

一御入國之砌、無_三知行割_二已前に、御領分之内他村へ
 罷越百姓は、可_レ爲_三居代_二事、

一鐵炮うち申義、山中むき今迄打來る在所も、今度其
 郡々の奉行相改出し、御札之外うち申義、一切可_レ爲_三
 停止_二候、若相背輩於_レ有_レ之は、札にてゆるすうち、手
 内より見付次第口口知山へ可_三告來_二、隱置に至ては、
 同罪可_三申付_二事、

一岡山より傳馬追立送り夫、御墨印にて通すへし、但

一郡奉行送り夫右同前、但庭夫壹人可_レ遣、付檢見者可_レ准事、

一郡奉行普請奉行檢見者、在々人罷出る時は、前かゝに其村より御定の送り人馬呼寄可_レ申事、

一面々給所の竹、百姓にさらせ候時、一日壹人に付扶持方五合づ、可_レ遣候、其外召遣候はて不_レ叶義候は、扶持方の外に、一日壹人に壹升つ、の可_レ爲_二日用、他國へ遣候は、二升つ、令_二下行、何も御藏入一同に可_二申付_一事、

一誰々によらず、日用として在々へ罷越候刻、駄賃人足路錢道通り之札、前にしたかふへし、宿賃之義も任_レ之、但亭主薪を燒候は、主人馬拾文つ、下人は六文つ、但宿よりも薪においては右半分つ、往還の輩、是又同前之事、

一請人無_レ之者に、一切宿をかし申間敷候、但往還人一夜はかし可_レ申候、二日共逗留仕候は、町奉行郡奉行へ可_二相届、並手負人手判無_レ之候者、宿を貸申間敷候事、

一村々百姓逐電之様、五人組同村組連判、年々改可_二申付_一候、其上にても若走り人於_レ有_レ之者、親類並連

判の者として可_二尋出、次走百姓科人の宿をいたし、荷物已下馳走仕者、並送り申者於_レ有_レ之は、爲_二過怠_一任_二先例_一米壹石、同其村中百姓家壹軒に付米壹升つ可_レ出之事、

一走人科人有_レ之時、跡之田畠不_レ荒様に、本村五人組村組として、當毛根村精を入作立、合_二春法_一二年貢を濟せ、二ケ年目よりは、前々に不_レ易程之百姓を入、有付可_レ申候、其造作料本村同村、但割符之義、郡奉行見計に可_二申付、入作之地も可_レ准_レ之、走り百姓と本村に有_レ之縁者親類並五人組、右造作料之外に、過怠として家壹軒に付米壹升つ、此外其村之惣百姓共も、右之半分出し可_レ申事、

一出作名請之田畠作人死絶候時は、本村へ請取可_レ申候事、

一出作とて本村者免ならしを違へ、物成少もしかけ仕間敷事、付順義入用之役、かゝり物已下、是亦本村並たるへし、若此旨をそむく在所於_レ有_レ之は、有姿に郡奉行を以可_二申上、但免之甲乙、かねて約束於_レ在_レ之は、可_レ任_レ其事、

一出作よりは、百姓さすか其村には乍_レ有、くたひれ

合相對次第たるへく事、

一代官諸奉行、私用に百姓一切遣間敷候、並私宅へ入、薪其外庄屋小百姓手前より、何にても課役掛取申間敷候事、

一年貢方百姓津出、可_レ爲_三五里着_一事、

一物成百石に付、糠四十俵藁六十五束、但可_レ爲_三三尺

繩_一事、

一庄屋給もと高百石に付二斗つゝの事、

一樋守渡守給分、可_レ爲_レ如_レ前之事、

一夏麥如_三先代_一可_レ納所_一事、但地の増減に隨ひ、給人又者百姓に理りあらは、郡奉行及_レ見、可_レ然様に裁判可_レ仕候事、

一國中庄屋手前、麥年貢並夫米、小百姓同前に可_レ出

事、
一定置庄屋給之外、用所にて公儀の御用に罷越造作

料、
一もと高五百石より上之村は、同高百石に付二斗つ

つ、
一同五百石より内三百石迄は、同百石に付二斗五升

つゝ、
一同二百石より内は、同百石に付五升つゝ、
一岡山廻り三里より内之村は、同百石に付一年五升

何も庄屋小百姓共に、高に合割符米を出し置、庄屋に遣し可_レ申候、但代官給人在々へ罷越時、薪雜事の義も、地下中として可_レ調之事、

一庄屋給の外、造作料迄相究上者、小百姓に對し、入目掛申間敷候、若於_三相背_一者、其庄屋可_レ爲_三曲事_一候、一普請奉行並諸奉行、在々へ罷越、割薪雜事郡中高に

令_三割符_一、遠近を考、郡奉行見計に可_レ申付_一候、不_レ及_レ申諸奉行猥に取遣申間敷候、受取遣候分は、重て郡奉行可_レ相改_一候間、宿主の手形を可_レ出置_一候、其村に無_レ之物、何にても百姓に調させ候義可_レ爲_三停止_一、並

油も百姓手前より出し申間敷候事、
一村々罷出る奉行、なりものさいゑん已下、取あらし

候はぬ様に、下々に至まで堅可_レ申付_一候事、
一郡々へ差出し候諸奉行へ渡す送り人高之事、

一無足之者には、送夫貳人、庭夫壹人、送り馬壹疋、
一知行取には、送り夫三人、但舟路四人、三百石よ

り已下者之は、馬一疋可_レ遣候、庭夫は遣間敷事、

目之義、組同心弓鐵炮、其外諸奉行加増の知行、可_レ差上_二事、但其親又は繼目の子隨_三忠勤、其儘申付輩も可_レ有事、付諸役人子共、親の所作を不_レ嗜者には、跡目申付時、吟味可_レ有事候條、兼而成_三其心得_二可_レ申事、一誰々によらず養子仕度と存者は、見あてかひに可_二申付_一候間、年寄中を以、誰となくに可_二相伺_一、他國より其養子可_レ爲_二停止_一、

但孫子兄弟においては不_レ苦事、付目見不_レ仕猶子不_レ可_レ有_レ之、然共出仕不_レ成程の少年の者、不_レ可_レ及_三異義_一、勿論死期の養子不_レ可_レ立事、

一浪人抱置間敷候、不_レ遁間においては、年寄中迄相尋、可_レ任_三差圖_一、勿論背_三公義_一浪人、又者構有_レ之仁、かくし置においては、曲事に可_二申付_一事、

一人返し出入之儀、重く念を入受取渡可_レ仕候、理不盡の族有間敷事、

一走籠於_レ有_レ之は、御法度のことく、其主人わ可_二相渡_一、もし其者不届之はたらき於_レ仕は、討捨不_レ苦事、一侍其他國へ罷越候義、組頭より池田出羽守、伊木長門守、池田河内守兩三人の内、當番を以相伺、致_三判形_二可_レ參候、罷歸候節、判形消可_レ申事、

一百姓公事沙汰、代官給人一切構申間敷候、自然取持_一紛申に於ては、其公事可_レ令_レ落_三着負_一事、

一諸勤進停止の上は、取持輩可_レ爲_三曲事_一候、右條々可_レ相_三守此旨_一者也、寛永十九年七月七日

寛永十九年九月被_三仰出_一法式

一他國へ御領分の下々奉公人、又は日用にも一切遣間敷候、百姓並大工諸職人、他國に有_レ之分は、公儀御定のことく、郡代郡奉行町奉行、毎年念を入相改、人積の高を本帳に_レ置、其外未進奉公人浮人の帳を、人改の奉行兩人に相渡、當春來春かけて不_レ罷歸_二分_一、其親類並五人組にかゝり、他住任_三御法度_一、急度可_二召返_一事、但年により備前に置餘りたる奉公人、同つかひ餘る大工職人共、代官町奉行給人かたより於_三相理_一は、一年切に行所をあらはし、判形申付可_レ遣、大工職人は明る正月、奉公人は二月中に罷歸、其理を判形仕方へ慥に申届、無_レ滯様可_レ仕候事、付赤穂へ遣奉公人の義者、年寄中へ可_二相理_一事、

一代官給人百姓に對し、かしとり可_レ爲_二停止_一候、但知行分へ、給人より種米の義は不_レ苦候、其外よはり百姓に、少くみつゝすくひかしまひなとに於ては、見

一疊表替停止之事、

一不斷衣裳袖たるへき事、付家中女着物、是又公儀御法制、唐物同金入之類、并鹿の子縫箔停止たるへし、下々にはるり袖帯にも不_レ可_レ仕、但紗綾ちりめん羽二重薄などは、何も御免たる間、不_レ苦候事、

一他客并祝言之時者、諸式それく、心得、格別たるへき事、

一御家中之祝言見廻に、祝儀取遣は不_レ及_レ申、樽肴已下も無用之事、

一煩人見廻候共、相詰候義は、醫者病人可_レ令_二迷惑_一候間、可_レ爲_二無用_一事、

一少身成倫鷹狩之義、可_レ爲_二無用_一、但理申度候者は、伺可_レ申事、

一香奠之義者不_レ及_レ申、縁者親類、其外寺見廻も無用之事、

右之條々、相背申間敷候旨、御掟之趣如_レ件、

寛永十九年七月七日

掟

一諸事徒黨を立に於ては、第一曲事たるへき事、

一家中武道具人馬已下、無_二懈怠_一可_二相嗜_一、時日を不

定改義可_レ有_レ之事、

一年寄中并醫者乗物相免候、其外家中侍共、病人乗物乗候義者、月番の老中へ相尋可_レ隨_二其事_一、

一諸式申事を仕、手を出候方は、理非によらず成敗すへし、手を過相退候は、隣家近邊は不_レ及_レ申、其町筋の面々、聞付次第、出合押留、年寄中迄可_二相理_一、口々道筋請取相定上は、出入かましき義有とて、外已下より内已下へも、猥に見廻令_二停止_一畢、餘者可_レ准_レ之、尤方人仕輩は、本人よりも曲事たるへき事、

一走者追掛候口々の請取申付候上者、年寄中へ左右次第に不_レ移_二時日_一可_二懸向_一、依_二時相_一其口々の物頭共指圖にも可_レ任、於_二相背_一可_レ爲_二越度_一事、

一成敗者或は取籠者仕手申付上は、其場へ一切出合申間敷事、

一扶持を召放の輩、家中立退候砌、誰々によらず、見廻申間敷候事、

但於_二親類_一は、年寄中へ可_二相尋_一候付、家中逐電の者、縁者親類たりとも、許容仕間敷事、

一家中縁切の義、物頭近習の輩は可_二相伺_一、其外とても人によるへし、同祝言の時、少も奢申間敷事、并跡

は、貳俵にても三俵にても廻し候て、かんを平し、俵毎に不同無之様に、こませ可申事、

一夏米六月末に廻し改可仕事、

一米之善悪見申時、前々のことく、其俵へ入籠可申事、

一扶持方前月十五日より晦日迄を日切定可相渡、付藏々二ヶ月替に可相渡事、

一切手之日付卅日過候は、相渡申間敷事、

付誰々によらず、藏米少にても、取替貸申間敷事、

一預米下にて一切仕間敷事、
右之旨、堅可相守、若令違犯は、曲事可申付者也、

寛永十七年十一月朔日 御判

留守中城法度之事

一鐵門より内へ、慥成若黨草履取貳人より外、召連間敷事、

付門番へも此旨可申付事、

一暮六つより已後、城中へ出入停止之事、本丸之門より内へ出入一切停止、但參候はで不叶者は、草履取一人たるへき事、

一火用心無油斷可申付事、但山下町等に、自然火事いか様之儀有之共、當番之仁出間敷事、

一玄關より上へは、又者召連間鋪事、

一當番之仁判形濟候而、くつろき候は、有姿に書付可申聞通申付候、互に食路次第に替合、無懈怠相詰可申事、

一諸事法度之趣相背申間鋪事、

右之條々、堅固可相守者也、

寛永十八年三月十八日

從江戶被仰出御制札之寫

一諸國在々所々田畠不荒之様に、入精耕作すへし、若立毛損亡無之所申掠、年貢等令難溢族於有之は、可爲曲事者也、

寛永十九年六月日

被仰出御法度

一御申之時者、諸事先年御定のことし、付他國看無用たるへし、御家中千石已上振廻之時、汁二、内精進一つ、菜三、もり合仕間敷候、同吸もの無用之事、付酒三返、御用にて寄合候時も、右同事之事、
一新敷椀かし出申間敷事、

部半左衛門、山内權左衛門、市川多兵衛、横井彌兵衛、能勢庄右衛門、水野三郎兵衛を被_レ召出、御口上に被_レ仰聞候也、此時水野宇右衛門侍從様より御使者に參居申候故、侍從様にも此寫被_レ遣、御國にて何もに被_レ仰聞可_レ然由、宇右衛門に被_レ仰合、

有斐錄利

法度

一鐵門より内、年寄中は小姓貳人、草履取壹人召連、登城可_レ仕事、
一惣侍中は若黨壹人、草履取壹人召連可_レ申候、雨降候時分、からかさ壹人召加可_レ申候事、
一用所申付者共、隨後於_レ理、供之下人少々かさみ可_レ申事、
一下々猥に不形儀、或直之侍に對し、慮外不_レ仕候様に、其主人より堅可_レ申付事、付城中にて高聲高腰かけ立すから居申間敷事、

一横目之者申渡法度、兩度迄は相改、其上主人にも相屈、無_レ承引輩有_レ之は、可_レ致_レ言上事、
右之條々、堅固可_レ相守、若違背有_レ之は、急度可_レ申付者也、

寛永十一年五月朔日

先年從_レ公儀被_レ仰出御法度之條々、

- 一たて髪 茶筌髪 一 大ひたい
 - 一下ひけ 一 大脇指 壹尺七寸
 - 一なか刀 貳尺八寸 一 高も、たち
 - 一 大まへ引合 一 は、ひろ帯
 - 一紋所縫 一 下々絹帶 上帶下帶より袖口、
 - 一 辻たち 一 尺八三味せん
 - 一御供之時、高雜談高笑、一道かたより通候事
 - 一女乗物よけ候事 一 申事仕ましき事
 - 一路次にて行當り候共とかめ申間敷事、
- 寛永十五年七月朔日

藏々法度

一納米壹斗二升入之斗升四を、壹俵に折定事、
一廻しちぎに掛、百姓と令_レ相圖、其上百姓好み候は

立る者也、又己か爲を專にして、身構成者は、諸人に不_レ被_レ叱_レ様之分別を爲し、主の爲に可_レ成義を存出すと云共、其事を不_レ爲、萬に無情成者也、此者は大きに無_レ忠人也、惣して我人の過つ根を考るに、慢心に初れり、如何となれば己か爲と云事皆能と思ひ、他に無_レ問事、たま_レ尋と云共、己か心に順ふ者に問もの也、此故に善惡共申聞者あれば、我職にも無_レ之不_レ入差出と思ひ、或は詞にし又は面に顯る_レ故に、以來善事有ても不_レ告、還て訕る者也、惣而相役に不_レ限、皆之者共、主人の爲を思は、我意を立たる様に、随分嗜_レ萬事、可_レ申合也、如_レ此ならば、何も可_レ和、和すれば家は齊ふ事無_レ疑、慢心有_レ之は無_レ可_レ和、此旨を堅く可_レ存事、

一横目役は大事也、横目之本意は、主人之儀を初として、横邪之行あるを見聞して申役也、左様に心得、末の義に不_レ限、面々役仕様、具に可_レ承候、先主人之儀を專に可_レ申聞、次に諸役人之儀承、過有は其者に可_レ申聞、面々も慢心無_レ之様に嗜み、眞實に爲を大事と存る者は、此方より必可_レ尋候間、横目も無_レ遠慮、其役儀之事可_レ申聞也、

一忠節といふ事、人毎にいふ事なれ共、忠之儀委く知て行者稀也、忠は己を盡すを忠といふ、是迄も皆知れり、然共己か不足を覺より忠生の事をしらす、此故に謙を體に不_レ爲故に、其忠皆慢心となり、還而忠を成心を盡たる其忠無に爲す事、歎か敷事也、世俗にいふ、忠か不忠に成といふは、此謙を體に不_レ爲故也、謙はへりくたり慢心無_レ之を謙と云、

一惣士中ねも此義は可_レ申聞候、銘々身の上は不_レ及_レ申、朋友之間にも又は下々にも、少にてもかふき者有_レ之は、其理は不_レ及_レ申、互に申合、急度直させ可_レ申事、并家中下々惡事を爲と云共、江戸にては、兎角何事も沙汰の無か能とまで、人々可_レ存候得共、成敗可_レ仕程之義も、見遁しに可_レ仕と存知候、左様にては下々の風俗惡敷可_レ成候間、自今已後、罪之品を申聞、成敗も可_レ仕候事、

一此度は年寄共供不_レ仕候間、末々之義或は細成義、若は疑事可_レ有と存候間、何事によらず相談仕可_レ申聞、此上にも老中不_レ有とて遠慮仕候は、右申聞す可_レ爲_レ身構事、

右者信濃、小堀彦右衛門、草加兵部、尾關源次郎、南

右之趣堅可_レ相守_一候、加様に被_レ仰出_一候義は、人々勝手之爲候、然上は寄合之儀、急度停止可_レ被_レ仰付_一儀に候得共、左候ては、何も氣つまり迷惑可_レ仕と思召、如_レ此被_レ仰出_一上は、銘々能心得仕、假初にも以外義勤用之寄合、堅可_レ爲_二無用、常々も心安申談者共は不可_レ苦、若此旨承引無_レ之輩は、可_レ爲_二越度旨、被_レ仰出_一候者也、

一佛を捨て、或はかくれ忍ひて寺に參、表には神主を置、内所には位牌を置、上むきは神儒の體をなし、誰そ問候へ者、合點は不_レ參候へとも、代官之被_レ仰付_一、庄屋申付にて候故、佛を捨てたと申由、如_レ此にては、民に僞を教るにて候、我等儒を好み、無_レ僞正路に有_レ之候得者、佛道も不_レ苦候、何にても僞正路ならず、内外有者は悪人にて候、たとへ只今儒を學候共、佛にかへり度存候者は、心次第に寺にも參候様に可_レ申付_一事、奉行代官申付る故、其節はいな共難_レ申、尤と民共可_レ申候ゆへ、代官は民共心底より佛を捨候と存義も可_レ有_レ之候、是また尤のやうに有りながら、人情を察する事おろそか成故、へつらい僞をさそい起すなり、向後能思案仕、諸事可_レ申付_一事、

江戸御居間、御近習之者共被_レ召出_一、御直に被_レ仰付_一御口上之覺、

一參勤之刻、皆共に申聞候趣、失念仕間敷候、然共程あれは或は懈り、又心得違も可_レ有と存、唯今又委敷申聞候、今是れ召出候者は、取分爲を大事と可_レ存者共なれば、面々の役義少も不_レ怠様嗜可_レ申事、第一之忠節たるへき事、

一何れの役も同前と云共、南部半左衛門、山内權左衛門ことく、内證之義を申付る者、主之爲を大事と思、忠を可_レ盡と存者は、少之儀にても主之損なき様にと存る故、惡敷心得候得は聚斂之臣と成者也、少の利を爲として、末々は迷惑仕事古今多し、下之迷惑といふに可_レ有_二心得、理屈を以いふ時は、末の痛にさのみ不_レ成事にも、可_レ利爲になす事は、少にても下迷惑に存者也、又過分に費之所を能考仕直す事は、下少々痛事にても、却て尤と云者也、少々利を可_レ得とて、主名出る者也、此事は上には無_レ御存、我等共之仕事と申といへ共、主加様之義好故にと、諸人存る者也、右の如く人は爲を第一に存、精を出す故に、費を能考、爲と成事も數多有也、然共諸人は其能事を云す、過のみ云

能考させ可申候事、

一去春申出す法令に付候は、暇遣候百姓下人、飢饉の年は餓人と可成者、あるひは毎年公儀役人に可成者は、吟味をとけ、則主人の家内にて、夫婦あわせ子持候は、庭子に育候様のはからひ可有之候、又いとま遣候而も、左様之者は救米を不遣候て、百姓奉公人に仕候様の仕様可有之事、

一侍中大小姓に被召仕候に、知行三百石被下候はては、大小姓役の人馬持申儀成かね可申と思召候間、向後は大小姓に被召出候は、三百石以下之衆有之、御赦免被成下候、右之御加増知行可差上由御意之旨、御老中被仰渡候間、左様御心得成被成候、

霜月十五日

一相果無跡目士中、其年之物成殘被下覺、

夏相果人には壹つ成、秋相果候人には貳つ成、

多相果候人には、其年之物成不殘被下、

於御書院縁際、池田信濃、池田藤左衛門、小堀彦左衛門、南部半左衛門、田中九兵衛、能勢勝右衛

門、松山五左衛門、小倉登之介、森半右衛門、渡邊友之助、菅小左衛門、加藤甚右衛門、日置久馬之助、中村久兵衛、寺澤藤左衛門、水野作右衛門、大埜十兵衛、淵本久五左衛門、久保田市太夫を召、被仰渡候者、

一諸役人面々和睦仕、諸事不可有間斷、惣て横目役は、雖聞諸人之過惡心、不可有訴申義、竊對其人令告知之、相互に申談、可改覺悟、或は依心得誤、却而爲不忠之族可有之、別而相役之内存忠義者、不狹我心可令勤仕者也、其外委細親切之仰條々有之、今記其大略、并江戸長屋寄合之料理之御法式、

一江戸於御長屋振廻御停止之上は、行掛り出來合も、互に出申間敷候、然共心安者、夜之寄合咄候時は、吸物之外菜二つ、内一種者鹽辛か醬之類、或は精進物可有之事、

一温鈍切麥蕎麥切など出候時は、吸物之外に、是亦鹽辛醬之類、或は精進物一種可有出候、此時は食出し申間敷事、勿論酒は三返之外堅無用、一番頭以下、濃茶并食後之菓子出し申間敷候事、

ら、親にかゝりたる子共の切米も、何も不取してともしからざる様成事可有之候、とかく各は士にて士にあらす候、士といはるゝは大事の事にて候、其名に叶申へく候、

在江戸侍中に被下御扶持方覺、

一 無足人常被下候扶持に三人増、

一 高百石より二百石迄、上下有人に三人増、

一 二百石より九百九十石迄、上下有人四人増、

一 千石以上、上下有人、拾人に付三人増、

極月朔日被仰出覺

一 若黨以下直成刀脇指差候者、明日よりもき取候様に、御横目衆え被仰付候、

覺

一 郡々日用普請仕度所、人々存寄可申上事、年内に用意仕置、正月より早々取掛り候様に可仕事、

一 横役なしに成候て、小百姓は悦候得共、庄屋共手前不_レ成、迷惑仕候由にて、庄屋をいやかり候ては、萬事無情に候間、庄屋田地といふ物を遣可然候、或は上

田をつふし屋敷に仕候哉、或は田中の屋敷など山に上候て不_レ苦を自然に申付、古地のさわりに不_レ成

新田、加様之所を見立、右之庄屋田地に可仕候、此外奉行存寄穿儀可仕事、

一米納町人共、百姓手前請取藏へ入候事、藏入給所共に有_レ之由、何れにそ手くろ可有_レ之候、せんき仕法度仕、さわる事無_レ之候は、停止に可仕事、

一 御留山之義、百姓自分に林候所、留山に成候所候哉、藏入之時分不_レ留_レ山、給所に出候て留候處在_レ之候哉、所によりわつかの山、牛馬飼所下木所留候而は、百姓之作をさまたけ申候間、吟味可仕候、又何れに名を付候而成共、林し候て能所も可有_レ之候、郡々隨分山を林し候様に仕度候、山の嶺より松たねを植候か能と申候、牛馬飼處留候は、百姓可致迷惑事、

一 古地のさわりに不_レ成新田所、隨分見立可申事、

一 男女出替り、今の法よく候哉、穿儀可仕候事、男は二月、女は八月、

一 五里付之事、并銀米雜穀もの、しちの利足せんき可仕事、

一 空地有_レ之所は、うるしの實うへさせ可申候事、一米種の品々、畠物に至迄、地にあい候と不_レ合と、能

みならず、若出陣の跡にて、隣國逆心の輩いてきな
は、走たる下々とてものかれぬ身と思ひ、空國へ引入
を仕候は、何の手もなく、逆心の者の爲にとられ可
レ申候、法をかたくして少付したかひたる者共も、常
常の無道心の主人、今此時にかへさんと存候は、其
死をにくみ見て助は申間敷候、是初に云ふ所の、汝諸
士共の常の振舞、家國を亡し我軍法を亂し候にあら
すや、左様にきたなく、民を苦め下人をひつめて、金
米を用る處を見れば、妻子を愛し女娘の公儀を專に
し、少もかけては恥とおもひ、士道の心かけ人馬のか
けたるを恥とも思はず、我知行は諸士共の知行と
成たると存候、上様より女之けはひ田には此國は不
レ被レ下候、上々の申分も無儀に候へ共、けんくはかけ
にて悪口して少も不レ用候、汝等左様に公儀をか、し
て、愛する妻子共、自然の時、苦めたる民や下人の手
に渡り、恥をさらし目もあてられぬ事と可レ成候へ
は、ひつきやう妻子も愛せざるにて候、如レ此恥如レ此
理を能々わきまへ悔さとりて、自今以後、我民をすく
ふ助と成て、さまたけをなすへからず、汝らも共に民
を救、下々をあわれみて、其君にも忠有り、其民にも

仁あり、其妻子の行末をも思ふへし、汝等おもてひつ
そく、内おこりをやめ候は、分々の仁義は可レ成候、
あゝかなしきかな、數萬の民の老若男女いとけなき
を、在々になかしめうやし、こゝやかしこに夭死せし
め、或は山下の町にたゝよわしめ、二八月の出替に
は、數萬之男女道路に立まよひ、むれすゝめの宿りか
ねたるていにて、彼無道心の主人をたに求めかね、五日
十日なくなれば、餓死の數に入、乞食非人と成へきか
と悲みぬるを、汝諸士たのしむや、人の心あらん者、
妻子のかさりを求るいとまあらんや、妻子の小袖壹
つを以て、彼等四五人の心身をゆたかにすへし、妻子
何そ寒からんや、去年今年の様なるき、ん年、其身妻
子の衣食もかつくにて、ようく下々をかへ申
候は、切米の安きも理りたるへく候、口の上にては
三人置候者を、四五人も抱ね申候は、國への忠たる
へく候、乍レ去心有士は置候可レ有事に候、若黨ならば
小者の切米にねきりなす共、はなかみ代となり其名
付、其身の恥と不レ成、忝なかり、主人よりなき事なれ
は、御尤と存様に仕候可レ有之候、下々女にても、其
心よりは又此外情のかけ様にて、同じ様なる事なか

國亡は汝等誰と共によからんや、汝等口利口に、米の高は町人の爲にもよしと云、其能者は汝等かおこりを助る者のみ、國中千にして九百九十は迷惑し、十人汝共によしといふへし、其十人はいか程米高くても死には不_レ及者也、扱すくはさるやうにても、士中に財米をすつる事は十にして八九也、救様にても、民に財米を捨る事は、十にして一二也、其一二の人は、十にして八九人、八九の人は十にして一二人なり、如_レ此格別なる愛敬なるに、たまさかにも民によき事あれば、百姓斗御用に立可_レ申候なと、申、知行を請て居ながら、左様の言葉を出す事、士共人とも云へからず、少も身の爲よき事あれば、道にはかまひなくも、天下にもなき様に、上をほむるかと思へは、少も身便せざる事有は、道にはかまひなく、ほめたる言葉をひるかへして、さんく_レに上を悪口す、定て皆か皆に左様には有間敷候間、惣方の顔よこしに、自今以後は仲間より吟味可_レ仕事に候、惣て此借金より此方士共つき合に、かり初にも利得のせんさく斗にて、士道の物語、武道の事も不_レ申出_レ候、何とそ利錢の手をやめ度存候、それに依て餘り心かきたなく成て、男女奉

公人をか、へ申者共、人にはより可_レ申候、定て多くは有間敷候へとも、上下を着し兩腰さし候若黨を、三俵や四俵にねきりなし、小もの中間よりおとりに仕候由、國士困窮故かつゑに望、奉公人多きによつて是非なく居候にて、夫程之主人ならば、定て其切米の外には、古かみ子はかまおひはなかみにても事かき候時分を見て、とらせはしましく候、無_レ是非_レ々々々と存て奉公可_レ仕候、小者共壹俵半壹貳斗壹斗なとにてか、へ、下女杯も五匁三匁にてもか、へ置候由に候、扱々むこき次第に候、盜を仕より外、何として夫にてはたをかくし可_レ申哉、いかに居候へはとて、左様にておかれ可_レ申哉、左様ならば、定て其外には不便を加へ、それく_レの物とらせ申間敷候、夫のみならず、下々を使候事、牛馬の如く存候由、牛馬も心なくてはたてりかたし、只竹木を切使如く仕候由にて、無事之時、無_レ是非_レ勢にこそかんにん仕候へ、自然の事も有て、御敵退治のために遠國杯へ出陣せば、左様の主人の下々は、皆道より走り可_レ申候、知行高を取と申も、人を多く持を以てこそ本意と仕候事にて候に、持て不_レ持におとり候仕形、無_レ是非_レ義に候、扱夫の

之地民常理直にして心勇なり、權規様其理直を不
レ失、其勇をそたて給ふ、士は日本國中さのみかわり
はなきもの也、只地民の善惡に依て、平生も治り軍も
利有へし、然るに今我國の地民不理直にして、心氣弱
なり、是常に治りかたふして、軍に利有かたき第一の
なげき也、然共和する時は、弱能強を制する理あるな
れば、國民能士を愛敬して、其理に先た、ん事をねか
ふ、愛する所には必勇あり、我子を捨て臆病なる者な
し、是則平生の政也、軍と常と二つ有へからず、先諸
士の心いさきよくして、民の心にかんせしむへし、慈
愛あつて民の心を服すへし、然るに今國中の民共士
を見るへきには、欲心深き事也、耻も不レ知無道心な
る事也、人に非すと思ふなるへし、民の心の師に成へ
き士か如レ斯にして、何を以てか國俗を能せんや、其
品あけてかそへかたし、ひつきやうきたなき欲心、慳
貪邪見成心よりおこる事なり、目さましに一二をあ
けてきかすへし、欲心と邪見とは、有時はともにあ
り、士共定て盜賊の火付をは思ふへし、わつか兩手に
さけて取へき物のため、數間の家をやきし、數萬の
財寶を失ひ、人を殺し、貧窮も及す處、邪見成心なら

すやと、にくみ思はさるや、今士共の心少も此火付に
おとるへからず、いかんなれば、天下周流の米、京大
坂より高はなし、京大坂につきては、運賃の違斗に
て、當國より高もすくなし、然るにやすしとして、此
國におゐて關所を望み、大坂より高してこへん事を
貪ふる、此國之米大坂より高からん事は何を以てす
へし、た、此國の人民を迷惑させて、此國の者に高く
賣也、此邪見無道心の心、下々民の心にかんして、さ
を情なく思ふへし、當年の如く成飢饉、まのあたりな
る死人を見てたに、他國の五穀を入よとのそせうを
一言不レ言、却而關所之上にも關所を望む心有、わつ
かの藏米をうらんために、國中のき、んをかゑりみ
す、何を以か火付の利に異ならんや、其米高を以、汝
等か手前迷惑する事を不レ知して、いまたも高くはよ
からんと思ふ故に、次第に借銀かさねば、それ士は常
の食なけれ共常の心あり、民のこときは常の食なけ
れば常の心なしと云に、如レ此困窮せしは、何として
人民の心たて風俗よかるへきや、士共手前さはき斗
心かけて、如レ斯國の亡るに近き事を露もなげかず、
彌亡るに近く共、我爲のよき様にとならては不レ存、

段、心根のきたなきこと、しわきといつれそや、おこりとしわきとは、ひつきやう大欲心故、面は替り候へ共、心根は同前なり、

一借銀仕候者共申分、上より御教とは被_レ仰付_二候へ共、利付て出し申候、被_レ下たる物にてはなし、おひたたく御せんさくに不_レ及義と申者候由、餘成憎き申分に候、其知行十分一の人馬不_レ廻_①し仕者も有_レ之、能分にて千石取六七百石取程ならては無_レ之候、其上國中人多まり、他國に遣し、或は迷惑に及ひ候へは、民のつかれに候、如_レ此の不忠あけてかそへかたし、箇様之所を存候へは、身上ほとに取廻し候者共は、忠臣にて候間、褒美加増も遣し度事に候得共、其者にも人からのよしあし可_レ有_レ之候、尤借銀仕候者にも、道ありすりきるも可_レ有_レ之候、具にせんさく及かたき故、知行ほと奉公仕候者も、空にくき心行を以、不忠之様をかくる者共も其通に候、依_レ之先日在郷之義申付候、随分かんなん仕、借銀相濟、一二年の物成溜りて、知行屋敷返しあたふべきなり、

一先年より申付候政法度をは、心學流と名付けて、心學流はおきたるか能く候、世間は世間之様に仕たる

か能抔と、家中の者共申候て、面向人馬をはへらし候へ共、奥方内所の榮耀おこりは、古にまさり候様に成申候由に候、心學流とは大きに違ひ申候、心學流は古流にて候、古流は義理をたしなみ候故、家には儉にして國につとめ候故に、いか程すり切ても、身上程の人馬の公役はか、し不_レ申候、奥方内所随分詰候事に候、士の心掛け勇氣をうしなひて耻と不_レ存、女童町人等の譽候を公儀と存候風俗、なげきても尙餘り有、此國は我國にて候得者、此國の世間は我世間にて候、然るを光政流は無用、世間之如く仕候得とは、他國に居候と存候也、但主は脇に候也、

覺

一家中士共、自然の事あらは用に立へしと口にては申、常々心掛も仕者有_レ之と相見へ候得共、其作法は一圓不相應に候、我國を亡し我軍法を亂り候事のみ常々仕候、我を助くる臣にてはなくて、我を亡すあたを養置にて候、先國を堅くし軍を治るには、其國の地民を能するにしくはなし、近くは權現様三州にして武威をふるひ給て、終に天下を知給ふ、尤明將たりといへ共、三州よりおこり給はずはかたかるへし、三州

れは恨みいかるは、市井の野人、黑白を辨へざる者の云所なり、士にして如し此なるは、無下成事也、たとへ君の悦を求るに迷て、家中の者に能きあてかひ有とも、國政に公ならずは、謀をかへ其利を不_レ取して可也、たとへ汝諸士に便せず共、道において尤なる事ならば、かんなんを行て可也、義を見て利を見ざるものは士の道也、利を知て義を不_レ知者は市井の風味也、汝諸士市井之人たらんか、士たらんか、市井にいてたに心有者は、義と利との分別なくては叶へからず、一人人を迷惑させて、我身のさかゆる事は、たとへありても、君子善人はせず、いはんやたへてなき理なるをや、然るに我士共は、只我身かちにて、人の迷惑をかゑり見す、他國の人迷惑させてたに、我さかゆる事はすまじき儀なるに、此國の人民を迷惑させて、米を高く賣候事を望み候様になる心根故、我と大借銀仕、次第にみつから迷惑仕候、得る故に不足理を不_レ知して、未た得事不_レ足とおもへり、あまり頑愚なる事故、天道いかりを動かし給ひて、蟲さし日損水損の責を下し給ひ候、それを治る事不_レ成主人故、我尤此難に預り候、因州と常國にての事を存くらへ可_レ申候、

因州にては儉なる故少く得て足り候、常國にては奢り候故に、多得ても不_レ足、是以家中儉約を用候へと申付候へは、文盲故か、しはきを儉約と覺、奢りをいさきよきと存る様子にて候、しわきと云は、邪見にして人をも救はず、下人百姓等のかつるをもかへりみず、軍役公役傍輩の附合、禮義愛敬もなく、たとへかたむきに金銀をため候を申候、儉約といふは、家に儉にして國に勤ると云て、我身の榮耀、妻子の私、内所のかさりをのそひて、軍役公役を勤め、朋友と愛敬あり、無用之外聞結構をやめて、下人をあわれみ、百姓等をすくひ、天地各別成儀に候、士と成て人足同前に文盲にて、是程の道理をさへ不_レ存、口のあきたる儘に、心に任せて上を申かすめ、道學を惡口申事、士とは難_レ申候、奢りと云は、我身の榮耀、妻子之口腹を專に仕候故、軍役公役を不_レ勤、其目隠しに外聞の無用を繕ひ候故、下人困窮してもあはれみ救す、人をころし不便の者をもふちはなし、國に窮民をまし、百姓のかつるをもかゑり見す、たとへ一月のふちかたの事を申付候にさへ、わつかの米の故にさま_レく、口すさましく、亂國の様に申なし、上の用にも立まじき様に申

可レ然かと、郡奉行之内二三人申上る付、於ニ御前二年寄中、例の僉議人共會議被ニ仰付、被ニ聞合ニ被レ爲レ成ニ御意ニ候は、七八千石之得を以、民の倍を破り可レ申義にて無レ之候、如ニ例年之ニ彌檢見を好候民斗、かふ切の檢見に可ニ申付ニ候、每より能き所は、百姓之仕合に候、惡敷所は存夫々に免を引捨遣之旨依レ仰、右之通被ニ申渡ニ候也、以上、

一當年平免如レ例、萬引物引候て、三つ五歩六厘三有レ之候、此内三つ五歩御家中ニ被レ下、殘六厘三の分は、當年之事候得は、在々も痛申候間、御救又は御普請等爲レ被ニ仰付、御退け可レ被レ成候と思召候、各其心得にて、御相組中へ可レ被ニ申達ニ候、

十一月朔日寛文八年成べしといふ、故にこゝに記す、

一學校出來已後、御組頭中之二男、望次第出校仕候様にと御意にて御座候、御望之方は、拙者共へ可レ被ニ仰下ニ候、

七月十六日寛文九年なるへし

津田 重次郎
泉 八右衛門

一寛文十年庚戌冬、故學監津田永正承ニ先君之命候て、剪茅造ニ學舎、以奉ニ先聖牌位、改ニ舊延原ニ而號ニ閑

谷、延寶二年甲寅冬、始建ニ聖堂、閑谷學校記に記す處なり、

一上様は日本國中の人民を、天より預り被レ成候、國主は一國之人民を、上様より預り奉る、家老と士とは、其君を助て其民を安クせん事をはかる者也、一國之民の安と不安とは、一國の主人にかゝるへき事なれ共、天下の民の一人も其所を得ざるは、上様御一人の責なれば、此國民を困窮せしむるは、上様の御冥加をへらし奉る義也、不忠成事はより甚はなし、上に不忠民に不仁、國主之罪死にも入られず、今時何事もあらは御用に立んと、亂之忠を心掛候人は、餘多有レ之と聞へ候得共、上様御冥加へりて何事あらんには、忠を存す共益有間敷候、寸志なからも此國においては、上様の御冥加をまし奉り、長久の御いのりをいたし、無事の忠を致さんと存者也、汝等大臣小臣共に、我寸志を助て、其業を遂しむへし、士は貧を以て常とす、貧く共百姓之島にはまさるへし、士の奉公人、いつのさゝんにも餓死する事はなし、人々不自由かんにな仕候は、汝の君に忠可レ有候、一義と利との分別なく、我によければ悦、我にあしけ

戸も可_レ爲_二同前_一候、尤右之類たりと云共、高直之物不可_レ用_レ之、此外縮布之類可_レ爲_二停止_一、羽織袴も可_レ爲_二同事_一、但江戸居者共は、持掛りの分、當年來春迄可_レ免_レ之事、

一壹萬石以上之妻女着物、上着代百目より上可_レ爲_二停止_一、練しま羽二重紗綾より上之絹布不可_レ着_レ之、地紅縫箔かのこ入高直之染色停止之、九千石より三千石迄之妻、羽二重練しま田舎絹、染色右岸前、二千石以下は、縮日野紬之類可_レ着_レ之、たとへ持掛りたり共、大小身共上には不可_レ着_レ之、同帷子はたとへ老中之妻女たり共、代銀壹枚より上の帷子不可_レ着_レ之、縫かのこ縫箔可_レ爲_二無用_一、但地紅は不可_レ苦、其外はくし紺屋染たるへし、少つゝの紅入は不可_レ苦候、持掛り之分、當年來年可_レ免_レ之事、

一大身之召遣女たり共、日野紬の外上に不可_レ着_レ之、帷子は内かた染の類可_レ着_レ之、但茶之間はした以下は、大身の召遣たり共、帯共木綿可_レ爲_二帷子_一は地布可_レ着_レ之、持掛り之帷子帯、當年中者可_レ免_レ之事、一土産錢別、他は不可_レ及_レ言、兄弟を初、一切可_レ爲_二無用_一事、

一女正月禮、可_レ爲_二繼合_一、但親子兄弟聲舅之間は不可_レ苦、何にても持參は無用たるへき事、

一喪祭之禮、分限に過、重く取行候へは、夫におとらぬ様にと心得候者も有_レ之由に候、喪祭は心の誠を盡所成に、却而外聞を第一に存候様に成候得は、非_二本意_一候間、可_レ應_二分限_一事、

右之條々、堅固可_レ守_レ之者也、六月朔日寛文八年成へし

一寛文八年申八月廿一日、郡々檢見、當年も如_二例年_一、彌かふ切に仕、日損所は郡奉行存まゝに、免を引下け可_レ遣_二旨御意_一之由、年寄中より郡奉行に被_二申渡_一、

是當年池掛り天水所は日損多、又井手掛りの分は、例年よりは格別能所も有_レ之に付、土免を破り、惣檢見に被_二仰付_一候は、凡七八千石も御米出可_レ申候、是以例年より格別能き所之百姓も、縦は免貳分は民之得に成候處、惣檢見に被_二仰付_一候へは、壹歩を指上、殘一步は民の得分に成候へは、未例年より得分御座候、日損に逢候處の者、例年より致_二迷惑_一候へとも、各別免を下け候事も不成候、右之能き所より上り候を、あしき所へ打込候は、日損之民十分之御救に可_レ被_二成候_一、當年の如き甲乙の有_レ之年は、加様に被_二仰付_一

繪圖を以材木其外用之積書出し、頭々迄相伺、可
任指圖に、自今已後、柱天井板共に、杉檜之節なし
可爲無用、付床かまち建具之ふちさん共に、漆塗可
爲停止、張付は老中之外可爲無用一事、

一武具之事、分限に過結構仕間敷候、用に立候所斗考
尤に候、附馬具之事、虎之皮らつこの鞍覆、并紫あを
りの緒は、老中も無用たるへく候、其外之物共、梨子
地金かなかひ惣蒔繪鞍籠共、持掛は各別、自今已後、

新規に拵候事可爲停止、紋所は不苦、半鞍お、ひ
馬せん駄覆ひ共、虎の皮らつこは不及三云に、ひろう
と毛織共に可爲無用、尤熊之泥障渡り共に無用、紫
手綱あをりの緒紅紫色、可爲無用一事、

一馬之事、見分に無構、岩乗第一に可仕候、分限に
過高直之馬求申間敷事、

一刀脇指拵、是又自今已後、結構可爲無用一事、

一金梨子地惣蒔繪金かなかひ鞍籠共に停止候上は不
及申、何にても梨子地金かなかひ惣蒔繪之器物拵
義、堅可爲無用、但持掛は可爲格別一事、

一振舞之事、先達而如申出、老中は二汁三菜、外に肴
壹種たるへし、番頭并千石以上は、一汁三菜肴一種、

物頭并五百石以上、一汁二菜肴一種、此外菜のもし
合、後段停止之、酒何茂三返、菓子一種之外不可出
之、右之外小身なる者、用にて寄合之外、料理出候事
無用之由、先年申付候得共、縁者親類無如在者共寄
合候時は、一汁二菜之料理可免之候、右何茂定之菜
數にても、重き料理仕間敷候、汁或は糞物等々色々入
交候事は、盛合同事に候得は、無用可申付事に候へ
共、一種斗も難成由に候條、自今已後、魚鳥を入合す
へからず、何にても一種つゝに仕、外に精進物之類加
へ候事不苦候、并物頭已下之小者共、濃茶不可出
之、惣て家中大小身共に、持寄可爲停止候、然る
上は、數寄道具求候事、猶以可爲無用候事、

一祝言之時、祝儀取遣候事、大小身共可爲無用、親
子兄弟賀舅は不苦、但一萬石以上小袖代銀三枚貳
枚、五千石より貳千石迄貳枚壹枚、千九百石より千石
迄三百疋二百疋、九百石より以下は貳百疋百疋、或は
輕肴一種たるへし、其外之祝義、親子之外、歳暮年頭
五節句共に、次合たるへし、
一侍中衣類之事、只今迄國にて着候通、田舎緋日野紬
京八丈之類、木綿にても心次第是を着すへし、於江

付候、去々年も法式具に申聞候得共、人に寄大身小身共に、たとへは振廻之儀に付ても、色々名を替手くろうして、法を破る者間々有之由聞傳へ、不合點心得をこなひにて背者よりは、大きに不屈成義と存候、又末々の者心得違も有之由、是は士頭共法を疎に存故にて候、頭々能得心仕、組士ともに具に切々申聞置候は、心得違は有之間敷と存候、畢竟皆頭の越度と存候、以來は急度心得、侍頭は切々組士を寄讀聞、其上にて能合點仕らせ可申候、當春上意を承候得は、只今之時に當て、奉對上候御奉公は、國中末々迄儉約を堅申付、國中飢寒之者無之様に仕候程、忠は無之と存候、然共此段我等一身之志斗にては不_レ成事に候、是偏に家中侍共覺悟に依て、奉對上候御奉公申上候義者、我等に對して無_二比類_一忠節と可_レ存候間、自今以後は、何も左様に心得、隨分堅可_二相勤_一事、

右者西丸御廣間にて、惣侍中_二御直に被_二仰渡_一、
覺

一 自分之衣裳、紗綾縮緬羽二重練しまの類可_レ着_レ之、
寢道具も可_レ爲_二同前_一事、

一 奥方衣裳、公義御法を相守、可_レ爲_二儉約_一、但壹表に付代貳百目より上_レ不可_レ着_レ之、末々も夫に隨ひ、輕く可_レ仕候事、

一 膳部之事、他客祝儀者各別、常は二汁三菜たるへき事、

一家中侍共より上_レに、肴菓子等器物塗物、又は鉢などに入_可申候、縦ひ祝義之時も、箱肴無用、其儘臺に居可_レ申候事、

一 湯治歸、其外暇申、他所に參り歸候時、誰々によらす土産無用之事、

女着類之定

一 老中 表百五拾目 _{上々} 帷子七拾目 _{上々} 召仕表 半目 _{上々} 帷子三拾目 _{上々}
 一 千石以上 同 百 目 同 五拾目 同 五拾目 同 三拾五匁
 一 千石以下 同 七拾目 同 三拾目 同 三拾目 同 拾五匁
 右御定より下直之衣類、常々可_レ令_二着用_一、たとへは
 此の衣裳たり共、是より高直成着類、堅可_レ爲_二停止_一事、

家中に申聞覺

一家作之事、今度從_二公儀_一被_二仰出_一候通、猶以輕く可_レ仕候、先年も如_二申出_一、可_レ成程堪忍候て不_レ叶義は、

事、付橋之義者、普請奉行見及、樋奉行と相談可_レ仕候事、

一葬之義、自今已後土葬に可_レ仕候、付百姓町人死候時、棺之義自分に調候事難_レ成者は、村中或は一町として可_二相助_一事、

一百姓町人共、吉事凶事、五人組として相助、善事のほうひ悪事之罪科共に、五人へ相掛り可_レ申候事、

一郡々講釋仕候もの壹人宛、下にて聞立入置可_レ申候事、

一村代官共村々打はまり、彌念を入候様に常々可_二申付_一候事、

一年寄中知行所の者、家中之奉公仕居申を呼返し候義、先より斷申候は、聞届、其分に可_レ仕事、

一家中犬はやり候事、年寄中申合、長し不_レ申候様に可_レ仕候、岩乘などの爲に、小身者飼候は、其頭に相斷、繫候而飼可_レ申候事、

一下々女持事、當春申付候如く、互に親兄弟も存、慥成媒を以相調候、自分之申合停止たるへく候事、

一自然之時駆出人、毎年改_レ之、奉行可_二申付_一候事、

一番頭預り之鐵炮之者召抱候砌、引廻し候者共に相

談可_レ仕候事、以上、

寛文六年惣平し免

一三つ八歩九厘六毛五、内三つ八歩御家中に被_レ遣候、内壹歩通用銀米可_二指上置_一、残り三つ七歩、手前可_レ納、外に夫米ぬかはら代米三つ八歩にかけ可_レ納、免引殘て九厘六毛五郡入用、

寛文六年丙午十月七日、故羽林次將命_二泉仲愛津田永

正、繕_二修_一二九松平五郎八政種君之舊舍、以假爲_二學館_一、而使_二諸士之子弟學_レ文習_レ武、乃以_二仲愛永正_一爲_二學監_一、○學館地圖
一省署に従ふ

寛文八年戊申十二月二十二日、入學之諸生漸衆、而學館不_レ能_レ容、故池田伊賀、日置猪右衛門以_二君命_一、使_二泉仲愛津田永正_一轉_二祈禱所圓乘院之舊地_一、又移_二十家十

七區、以新經_二營學校_一、○地圖
一音く

寛文八年六月朔日被_二仰出_一條々、

一此度申出制法、當春公方様御直に被_二仰出_一上意を

本として申出候間、左様に可_二相心得_一候、只今迄の様に

おろそかに心得、法を背者於_レ有_レ之は、急度可_二申

一家中若黨下々、前主之儀は不_レ及_レ申、侍共へ對し、不禮不_レ仕様に、主々堅可_ニ申付_一事、

一郡々普請所之義、郡奉行見及候上にて、所々より三人の普請奉行共も見及相談可_ニ申付_一候、并家中鐵炮、又は役人無_レ據用在_レ之時は、其奉行へ相斷、可_レ任_ニ指圖_一候、惣而鐵炮の者、役人共於_レ在_レ之は、亂に無_レ之様に、頭に堅可_ニ申付_一事、

一正月砌岡山在_レ々子共、寶引あないち等の遊、惡習之本に候間、自今已後可_レ爲_ニ停止_一事、

一當町中間屋々々横目を出し、本の直段間届させ可_レ申候、付北國船屋根木鹿料積來り候時、是又横目を出し、裁判可_ニ申付_一事、

一在_レ々村々所々より、百姓すくなく、田畑分際_ニに過候所_一には、岡山へ出候さるふり呼返し入可_レ申候、但入候ても、村々爲にも不_レ成ものは、無益之事に候間、町奉行郡奉行相談之上、可_レ相_ニ斗_一之、自今已後、奉公人の引込は、重々念入、町奉行郡奉行出合、吟味之上にて、百姓にも不_レ成、奉公も難_レ成者は、町へ引込候様に可_ニ申付_一事、

一江戸へ侍共召連候下々、其村所之便に不_レ成ものに

て候共、村所之ものにて慥成者にて候は、請に立候様に、奉行共可_ニ申付_一候事、

一海邊之池淵船可_レ爲_ニ無用_一事、

一鷹場に猫飼候儀不_レ苦事、

一在_レ々十村肝煎遣米、貳石つ、まし可_レ遣候事、

一在_レ々々々入候諸商人、唯今迄之通堅留候ては、迷惑仕族も可_レ有_レ之候間、入候はて不_レ叶商人は、奉行心得次第入可_レ申事、

一在_レ々救米之儀、銀にて成共米に而成とも、又は銀米兩様にて成共、郡奉行銘々好次第可_ニ申付_一事、

一郡々年貢皆濟之儀、只今迄之通、年内皆濟に可_ニ申付_一事、

一在_レ々々々いかし様よく仕候もの、穿鑿仕可_ニ申上_一候事、

一川口船留番所に、水主壹人つ、下番に申付置、唯今迄罷出居候賃取、番所に置申間敷事、

一郡々日用米百石つ、可_ニ遣置_一候、麥蒔無_レ之所は、麥田を仕、惡田にて立毛不出來之所わ者入出仕、田地之繕可_レ仕候事、

一岡山道水拔、三人之普請奉行共、常々見及可_ニ申付_一

一神儒を尊ぶ者も、誠を先にして事を後にすへし、喪祭之義者、漸を以ておこすへし、心よりすゝまさる者は、佛者の法を用ひて可なり、人死して魂氣は本より天にあかり、魄體は土に歸す理道なり、速に朽なんかまされり、然共孝子の情は、親の體を像に土に近付に忍ひす、是以暫く行ふ者なり、祭は神道の印に、分限有之者は、熨斗に燒鹽をそへ、夫も及び難きものは、鯉か田作を菜子の上に加るとも可なり、祭の膳は、其家にして朝夕用る物を念を入れてか、或は親の生て被居たらは、如し此して振廻へきと思ふ程にして可也、喪は別をなげくの悲を本とし、祭はいますか如くの敬を本とすへし、天地の道は易簡なり、事むつかしきは大道にあらず、人の跡になつます共、時處位をしるへきなり、

一寛文六年午九月七日、年寄中番頭物頭を召、先日評定所にて撰候御仕置之書付を御讀せ、各猶又存寄有之候は、可申上旨御尋有、御書付之趣一々御尤之由、何も申上に付、則被仰出、右之條數、
一國中物成之儀、郡中之諸事用米を引殘して、三つ五

歩之年は不_レ成事に候、夫より上有_レ之候年は、藏入給所平にして、殘分壹歩通は用銀用米に退ケ可_レ申候、豊年にて郡用を引、三つ九歩の上のり候は、八分より上有次第用銀に可_レ仕候、今之銀用米之不足にては、自然之時、御奉公難_レ成かるへき段、第一無心掛と存事、

一侍共身體不_レ成もの、内證にて可_レ仕様なく、訴訟申上候は、番頭物頭は組足輕知行屋敷家共に指上、小身なるものは、知行家屋敷指上、在郷可_レ仕候、在宅之模様により、有人に何人増と積り、艱難にて暮し候あてかいて、扶持方斗遣、借銀相濟候共、二三年物成積置、家普用銀迄手番有_レ之候以後可_レ罷出候、但足輕之儀は、いつにても明次第可_レ申付事、

一侍共國にて衣裳木綿紬田舎縮可_レ着_レ之、羽織袴可_レ爲_三同前_一、但おく島は可_レ爲_三無用_一事、

一侍共江戸にて之衣類は、彌可_レ爲_三如_三先年_一之事、

一女出替り三月廿日九月廿日に可_レ申付事、

一足輕之小頭小人に、壹人つゝ可_レ申付事、

一侍共年寄或は病者なるものは、望次第品により、世倅名代に可_レ申付事、

一何と傳へ誤候哉、國中佛者及迷惑候由、國中に住者は、皆國主一人を頼居候得は、何者によらず、我はこくむへき者也、惡き者とても、今迄教なくて惡きは我あやまりなれば、彼を不可惡、其佛法の教は、權現様の御用ひ被成候と御意之佛法にはあらずとの如くならば、必破却可被成候、たとへ本は能とも、時に當て害あらは、其害をは除で不叶義也、其佛法のまとひを悟り神道の正直儒學の大道におもむかんと思ふ者は、心次第たるへし、然れ共心術躬術こそ替り候ものなれ、さもなくて法をかゆる様に成事は、甚く坊主の流浪仕らざる様に申付へき事、

一一夫不耕、國其飢をうく、一婦不織、國其寒を受くと聞、比丘比丘尼の多は、國民を飢寒せしむる本なれば、非をさとり還俗する者は、すきはひを與ふへき事、

一出家の中、或は老人或は病者、或は無才文盲なる者は、とりわけ不便の事也、惣して坊主たる者、邪法たて直さすは、墓守と心得て養置へき事、付愚癡の僧侶をすゝめて、急に佛法をそしり、神儒に入事なかれ、己と知ありて善惡を見しり、邪を捨て正に趣者をゆ

るし候へは、此比は心なき者をも無理にすゝむるのよし、甚以無用の事なり、君子は不言して、徳を以て人を導と聞、言語を用るは末なる事、

一神道は正直を先とし、儒道は誠を本とす、誠なる時は明也、明成時は正直なり、我民たらん者は、心に誠を立て迷をはらし、正直をうしなふ事なかれ、心たてよくは、たとひ位牌こりんは佛氏の流なり共可也、時節あるへき者也、心もしらて、事のみ儒者のまなひをなさば、是又名のちかひたる佛者成へき事、

一社家佛者に替りて奢をなすへからず、不側の神道に背て、亂に祈禱をなし、人の財をやふるへからず候事、

一國中山林あれ、材木薪不自由之間、富なる町人百姓猥に作事すへからず、堂寺を新敷立直すへからず、破損をは其儘にて修理を加へ、或はたゝみて少くすへき事、

一神儒の辨へ有ものは各別也、さもなき者は、猥に寺を捨へからず、今迄の寺をかゝへ、坊主を養置へし、たとへ辨有とも、其上墓所有之に於ては、今迄遣し來ものは可遣、奢を助る事なくは可なり、

奉行 步行頭 奏者 勘定奉行 同上聞 手廻り鏡
奉行 作事奉行 樋奉行 銀奉行 借米奉行 郡奉
行

一京にて平井安兵衛組

右之役人、少にても存寄有之、分、親子兄弟親類縁者
知音たり共、無遠慮、書上可申候、尤唯今之役人之
内にて、他之役に仕可然と存候者は、書出し可申
候、たとへ大役たり共、小身無足之構なく、人柄次第
可書上之事、

寛文六年八月十五日於御城被仰出、

一御老中番頭物頭組諸奉行被召集、最前御國政御
自分之儀存寄有之候は、書上候様にと被仰出候
處、銘々心掛候故、書上御満足に思召候、右之書上一
字も無相違御寫被成候間、何も承可申候旨御意
にて候、爲入加藤甚右衛門持出讀、

一右同日、從當年權現様御祭禮、甲冑にて神樂御供
可仕由、土肥飛驒、若原監物兩組共、岸織部、稻川十
郎右衛門、八木惣兵衛被仰付、

此一兩年前より、當御神事流鏑馬被仰付候條、可
成者は組頭中より書上可申候、先年相勤候者は、

其通書付上可申候以上、

午八月廿三日申渡覺、 寛文六年成へし、

數年聖學御尊信之誠、士民感應仕、儒道に趣、佛道
を捨者、多是勢漸盛有て、上之御趣意を不辨、一向
に佛道を放却するを善とす、意得其害可有之様
に被思召に依て、老中番頭物頭諸役人を御城に
被召上、左之通之御書付、津田重次郎に命して被
讀聞之、
諸家深秘録に出たり
一權現様之御意に、神佛共に御用ひ被成候との義
也、神道は正直にして清淨なるを本とし、儒道は誠に

して仁愛なるを尊む、佛道は無欲無我にして忍辱慈
悲を行とす、三教共に如此ならば、たとへ教は品々
あり共、世に害有へからず、今時神道儒道衰微なれ
は、善惡みるべきなし、佛道は大きに盛なれ共、坊主
たる者、多は有欲有我にして、慳貪邪見也、己か不祥
破戒之云分は、各我等如きの凡夫は、善行をなす事な
らず、欲惡なから阿彌陀を頼みて極樂に生ず、題目た
に唱ふれば成佛すといふ、是人に惡を教る也、自今已
後、如此の邪法を説て、人の心をそこなひ、風俗を亂
るへからざる事、

者に可_レ申聞_一候、右申如く我等身の上より、か様に申付候上は、何茂其上可_レ被_二相心得_一候、惣て法式不_レ立本は、皆大身より破り候と聞及候、是大成國政の妨不_レ過_レ之候、事は少き儀にて候、左様に有_レ之を、其分にて指置候事、行々は不_レ成事に候間、其上にては急度申付候はては不_レ成事に候、左様に可_レ被_二心得_一候、加様に三人に申付候上は、以來は評定所ねも三人共に罷出可_レ申候、此上に三人は身構仕候は、急度可_二申付_一候條、左様に可_レ被_二心得_一候、

右之品御口上にて細々被_二仰聞_一、同時に香菴などは浪人といひ、我等を頼み被_レ居候へは、随分痛敷人にて候得共、國政の爲に妨_レと成人にて候へは、其方とても其分にて見のかしには不_レ成候、上様へ奉_レ願候義と、私の法などは、縦ひ少しは見のかしも可_レ成候、去年江戸より參候儉約之細なる書付、上様より被_二仰付_一にてはなく候、上よりは儉約を守り候様にと斗出申候を、御老中面々に、右之書付の如く吟味にて、我々よりケ様になくは、天下の御法不_レ立と御申、右の如くに候、又御一門にては、紀州様第一の御人にて候に、今度も掛_二御目_一候得は、儉

約之事我等共より能守り候はては不_レ叶事に候とて、我等へ御尋被_レ成候、か様に有_レ之てこそ、能御一門能御家老とは可_レ申と被_二仰聞_一候、同時に、池田五郎兵衛、池田大學、池田三郎右衛門、土倉四郎兵衛、伊木勘解由御前ね被_二召出_一、被_二仰聞_一候覺、右之段被_二仰聞_一、家中若き者又は子共之手本に被_レ成候様に、嗜可_レ申由被_二仰聞_一、

寛文六年七月八日被_二仰出_一、

一池田大學、日置左門ね被_二仰聞_一候者、昨日伊賀、猪右衛門如_レ申、兩人は折々罷出、信濃、主税など出候時は、出候て目見も可_レ仕候、親々ねも少之用之時は可_二申遣_一候、小姓共不_二有合_一時は、小姓役を可_レ仕と可_レ存由被_二仰聞_一候以上、

寛文六年七月十五日被_二仰出_一、

覺

一仕置之者 番頭 組頭 組之鐵炮引廻 大小姓頭
同組頭 大小姓 馬廻り之内中小姓に申付 裏判江
共地 公儀使 兒小姓 土弓頭 同組頭 學校奉行
横目 寺社奉行 鷹方奉行 船奉行 鐵炮頭 普請
奉行 代官頭 平物成刻奉行 旗奉行 鎗奉行 町

門あやまちあれ共いさめず、他人に悪名をあらはし、主君を不義におとし入候事、重罪と存知候、重ても長門に壹つ之罪有_レ之候は、家老共の罪一倍二倍たるへく候、

右日置猪右衛門御使被_二仰付、頼母被_二相添_一被_二遣る、

巳十二月六日被_二仰渡、寛文五年なるへし

一當地御藏米平三つ九步被_レ下候内、貳步通大唐米、大坂の上せ候間、相場次第に銀子にて可_二相渡_一候、又本米壹步通は、御藏給所にて銀子に被_二成置_一、追而相渡候様にと、自_二江戸_一被_二仰付_一候、早々可_二申渡_一、

寛文六年七月朔日、池田出羽、伊木長門、池田伊賀、日置猪右衛門、土倉淡路、池田清八、池田八之丞、柳原香菴老、同八之助殿、御老中之内池田信濃殿には病中にて無_二御出_一、津田重次郎、鈴田夫兵衛、森半右衛門御前被_二召出_一、御口上に被_二仰聞_一候覺、

一此度申出候事直に仕度と申趣意を、何茂能合點ならば、事の上枝葉とのみ可_レ被_レ存候と思ひ、只々何もわ申事にて候、萬事直と云本は、五倫正敷事本にて

候、其を推廣めて末々の少き事わさまでゆきわたる事にて候、就_二夫人々_一儲といふ共、誤り多きものにて候、我等申付横目は、先年大猷院様被_二仰付_一候大横目之心にて候、先我等の不徳故、何程も誤有_レ之事を覺候、然共皆之衆心得能は、風俗も直り可_レ申候に、面々にも無_二心得_一誤多候へは、家風不_レ宜事尤に候、然上は此分にして指置候事、第一奉_レ對_二上_一様、不忠至極と存候間、三人横目に申付、先我等之誤より正し候へと申付候、然る上は各身の上も、悪事又は家の爲に不_レ成事承候者、正候得と申付候、伊賀猪右衛門は、唯今用人に候へ者不_レ及_レ申、出羽長門を始、一門大身家のおもり第一之仁にて候得者、心得悪候ては、仕置に構はぬと有ても、大きに國政の妨成事に候間、左様に被_二心得_一尤に候、三人之者義、兼々申付候通、國家之要之役人に候得は申付、起請文之本意を守、身構なく精を出し可_二申付_一候、去年如_二申聞_一、餘人は皆一役におほらす、片寄申と存候、横目役は指當り片付候役なく、國家之爲を任候役なれば、先は大形は直に可_レ有_レ之事と存候、何事によらす老中を初、其外役人共へも、悪事誤承候は、そこつ者になり有_レ殘成事にて、其

替事無_レ之候者、可_二申上_一候事、

一 諸役人之手前之事、横目共存寄次第に異見可_レ仕候、三人相談之事は、大形は無用たるへし、併事により相横目相談仕、或は相横目皆として申聞事も可_レ有_レ之、是又面々思案可_レ有事、相横目の内にも可_レ有_レ之候間、互に諸役人同前と可_レ存事、

一 不形義或は法度を背き、或は男道之耻辱有_レ之候て、異見か、はらざるもの於_レ有_レ之は、直に可_二申上_一事、

一 或は家來之者を理なくして手打に仕、或は成敗仕、惣て跡に成候て、異見不_レ成事は可_二申上_一、又爲_レ差義にて無_レ之候とも、善事は可_二申上_一、又惡事は面々思案可_レ有_レ之事、

一品により、伊賀猪右衛門に申聞埒明候事も可_レ有_レ之候、兎角第一之心掛、人を善に引入候様に意得相勤可_レ申候、其品は面々思案可_レ有_レ之、萬事之義なるゆへ、此方より指圖は不_レ成事に候、右之荒増を書付なり、

寛文五年正月十五日

一切死丹御改、今度從_二江戸_一被_二仰出_一申付覺、御文言略之、

伊木長門に可_二申聞_一覺、寛文五年巳三月十五日一郡奉行代官之惡事、并知行所之訴等、先長門に申候得と、家來并領地庄屋共申付由、

一 山田十右衛門を、口明の侍共方へよせ不_レ申候様に被_二申付_一候由、

一 今度之公事も右之申付故、少其方并家來之者共へもひ、き候様に、下にて取沙汰有_レ之由聞傳候事、其方事下地りちきに候て、上を敬ふ様に見及、頼母敷内内令_二祝着_一候、然る所に下にて専右之事共取さた有_レ之由に候、下地りちきに候得は、中々其方心よりか様に可_レ有_レ之とは不_レ存候、家來之内惡人有_レ之候て、色々惡敷様に其方へ申聞候と推量申候、國之大臣として人にたまされ不義に落入候事、沙汰之限に候、臣下之吟味を明にして、善人を用ひ候様に可_レ被_レ仕候、若大惡におち入候ては、代々之家老とても、我等ひいき不_レ成事可_レ有_レ之候、其方家中并家内のおさめ様、色々取汰沙汰在_レ之候、能々慥に可_レ被_レ申候、

長門家老共に可_二申聞_一覺

一 君子とても過ちは有_レ之候、家老たるもの助けすしでは不_レ叶事也、家老は家のおもせにて居なから、長

れ、用人勘定方は勝手の事にひかれ、代官頭郡奉行は民の事にひかれ、町奉行は町人の事に引れ、此外も役にひかれ、不_レ覺かたより申物にて候、かたよれば國家之爲には不_レ成候事能辨可_レ申也、

一評定場にては不_レ及_レ言、常々も評定する事有_レ之時は、まつ心を静め色をやはらけ可_二相談、又各か上に惡事ありとて、必耻敷事と思ふへからず、満足と可_レ存、子細は、右いふ如く皆之者共は、爲惡敷と存ながら行事は有間敷候へは、其惡き事は皆過也、君子の上にも過は有_レ之と聞、然る時は其過を聞て可_レ改は、何も満足の事也、此旨を能得心不_レ仕候者、我を立る慢心より、腹を立大聲を上あらそふもの也、是第一の大惡事也、此慢心からは、其者諸事の裁判不_レ可_レ然候と可_レ存候間、此段能々可_二心得一也、

一伊賀猪右衛門は諸役人之中にて、何れへ心を寄へき職にてはなけれ共、目當とする所不_レ慥は、過可_レ有_レ之、目當とする處は慢心私を捨、義を以て國家の爲とする所也、初聞入所、又は不_レ覺ひひきの方に心よるもの也、此所能用心可_レ有_レ之也、

右之趣何茂尤と存候は、能々心得可_レ仕、組人に

より、御尤にては候とも左様には不_レ成と存者自然可_レ有_レ之、たとへは的を射候に、迎我星には中るまじきとて、脇をねらふ如く、あたらぬ迄も星をねらい可_レ申候、星を心さしてさへあたりかねるに、的より脇をねらはんと思ふ者は、役義を斷可_レ申候、指免可_レ申候、

寛文五年正月十一日、横目共に被_二仰聞_一御書付之覺、

一爲に可_レ成と存候事、面々思寄次第可_二申上_一候、三人相談にて申上儀も、事により可_レ有_レ之候、其段思案可_レ仕候事、

一年寄共番頭之身之上、或は組之引廻、惣て士共過有_レ之候は、異見可_レ仕候、必直に不_レ申して不_レ叶義にても有間敷候、其品面々思案可_レ有_レ之候、

一諸役人之過を正し候に、當分能受候而も、間に満心、是心ふかく其印無_レ之候者、二應三應も議論仕、横目之申所理に落候て茂、直り不_レ申候は、又異見之手たてをかへ、或は品により、始より異見之申様も可_レ有_レ之、随分善に入候様に盡し見可_レ申候、其上にて

一頼母敷者

いか様之

一役義等能相勤候者 如何様之

右十五ヶ條は、善事之荒増也、此内一ヶ條にても有
レ之候者は、書付可レ申候、右之外善事も色々有
レ之候間、見聞次第殘し申間敷候、書付申儀無レ之候
は、白紙封し出可レ申候、

右善事之ヶ條、證據無レ之共、見聞仕候義可ニ申上
旨、同廿二日又被ニ仰出一候、

寛文四年十一月朔日被ニ仰出、

一當年者近年之豊年にて、國中悅候間、家中に三つ八
歩可レ遣候、已來も加様に可レ有レ之と存、勝手不作廻
仕間敷事、

寛文四年辰十一月十三日、草加宇右衛門、小堀彦
左衛門、湯淺民部、其外御近習之物頭并御用人不
レ殘、船奉行、代官頭、郡奉行は有合候分、町奉行、
作事奉行、銀奉行、勘定奉行、片山勘左衛門御前
に被ニ召出、被ニ仰聞一候品々、

一此度横目共に申間趣意を、皆共にも得心さすへき
爲申聞するなり、惣て横目役は、國家之仕置横道に行
る、を見聞する役なり、

一唯今は召出候者共者、國家之用之役人なれば不

レ及レ言、我等爲あしかれと思ふ者は、一人も可レ有レ之
とは不レ思候、然共爲と存所に、人により爲にならざ
る事有もの也、是は爲と言處を見るに、大かたは利に
よる所也、義理程爲に成候事はなきと可レ存、又不レ覺

惡敷事は可レ有レ之、面々之手前惡敷事あれば、必竟は
皆我爲に不レ成事明白也、此段をは何も能心得して、

面々の志す爲と思ふ所、無に不レ成様に可ニ心得一也、
然る上は、各手前に惡事ならば、横目共見聞仕候は
は、我等に不レ及ニ申聞、先其者に申聞へし、あやまち

におゐては、早々可レ改、我不レ知して能成候へ者、是
に過たる満足は無レ之候、其奢も過と知て改は奇特と
可レ存候、右之趣何れも尤と存者は、横目共何事も不ニ

申聞一共、面々の方より可レ尋、又横目も不レ慥事成共、
其者之心得にも成事ならば、早く可ニ申聞一候、此上は
平に和し、相尋申聞可レ申候事、

一惣て面々職に付、能心にかけて精を出し申候事、人々

の勤る所なり、尤不精成とは、黑白の違たる事なれ
共、國家の爲を本として、其職を勤る所なくは、過所
可レ有レ之と被レ思候、子細は、士大將は組之事にひか

て可_レ有_レ之候、脇より申處尤と存候、右之趣意違候上は、末にては違候筈にて候、脇よりはもとかしく可_レ存候、其者に奉行を申付候は、中々今存様には成間敷候、其趣意之違候者之申所を不_レ申候様に抔と存候もの、大きに違にて候、此方の守る所を強存、萬事可_ニ申付_一候、又皆之者を脇之者に仕候は、脇より存様に多分可_レ存候、脇之口を塞き度と不_レ存、面々か守る所を堅固に存可_ニ申付_一候、加様に申とて、不_レ及_レ言儀候ても、むさと免も易く仕候へとはあらず、不能高免を置、年々之仕置を無に不_レ仕候様にと申事に候、皆共か免之義にも、壹つも誤りとは不_レ被_レ思候、仕誤も可_レ有_レ之候へは、脇より申所を申候は尤に候、一免の義、かふもきはろくなる事と存候、併面々心得次第にては候よし被_ニ仰聞_一、

一先程より何角申聞候得共、詰る所は百姓強く成、耕作に精を入させ候より外は無_レ之候、是本にて候間、左様に可_ニ心得_一旨被_ニ仰聞_一、

寛文四年九月廿日被_ニ仰出_一、下々善事かくれ候て不_レ知候間、聞申度候、何れも書付を仕、上を封し

候而、銘々名を外に書付可_レ申候、日限者指圖を以此方ね請取可_レ申候、

一上は老中より下は百姓町人に至迄、善事一ヶ條にも見聞候事、不_レ殘書付可_レ申候、善事は品々有_レ之候得共、先有増書付候て、此類を推して可_ニ書付_一事、

善事之大略

- 一日頃孝行成者 如何様之孝行成義有_レ之
- 一子能育て候者 如何様之
- 一忠節成者 如何様之
- 一下々能召仕家調候者 如何様之
- 一夫婦之間正敷和睦仕候者 如何様之
- 一兄弟之間能者 如何様之
- 一能友を求候者 如何様之
- 一義理を專に仕候者 如何様之
- 一義理と存候ては、人の毀も不_レ構、一筋に義理仕候者 如何様之
- 一慈悲深き者 如何様之
- 一正直成者 如何様之
- 一武道之藝能心掛候者 如何様之
- 一行儀能者 如何様之

被_二召出、直に被_二仰聞一候は、此被_二仰出、年號不詳、正
の事、別條に在_レ之年な
らんか、故に爰に記す、
月廿日、江戸御屋敷焼失

一今日之祭、首尾能仕廻大悦に存候、惣て國之大事二
つ有_レ之候、一つは軍陣、一つは祭にて候故、是程大き
成事は無_レ之候、然共國凶年凶事有時は、樂をも止候
由に候、其故今日は樂止候、又番頭物頭何も召、昨頂
戴、又何も盃事仕候へ共、是も止候、然は去年凶年、當
年火事打續候上は、家中も猶以萬事儉約に慎可_レ申
候、次而に申候、五郎八香庵は餘人とは違候得共、當
國に御入候上は、此國之掟に御隨ひ候て能候、衣裳美
過候と存候、又饗應も如_二家中之法一尤に候、左候は
は、其方達饗應候者結構に可_レ仕候、左候へは國之法
破れ申候、家中饗應にも、端々に法に過たる由聞お
よひ候、去年者米直段も能候へ者、借銀等おしやす
く候半と存候、左様之義に付不_レ覺奢出來可_レ申候、一
兩年は饗應等又破れそうに候由聞及候、取分出羽長
門猪右衛門等は、家中の手中にも成人なれば、彌萬事
敬儉約を專に可_レ仕候、出羽は一入逼塞之内と申、旁
敬み尤に候、就_レ夫内々は春中にも老中ねは可_レ參と
思候得共、當年は參問敷候、右之通是へ罷出候番頭物

頭承候て、相役共に語可_レ申候旨被_二仰聞、

一郡奉行共不_レ殘御前被_二召出、被_二仰聞一候は、寄合
仕候よし、唯今は爲_レ替談合も有間敷と思召候、當年
は我等少無_二心許_二所有_レ之候間申聞候、去免惡、我等
勝手濁々之體を皆聞をよひ、又當年火事、旁に付笑止
に可_レ存候得は、免之儀などに心引れ、若不能免も置
候半と思候、能此所を得心可_レ仕候、
一去暮には、百姓とも町方にて調物潤澤に仕なと、
申候儀聞候、此所思案仕候に、左様に一國於_レ有_レ之
は、一段満足成事に候へ共、押並候て左様には有間
敷候、縦ひ一村に貳人つゝ手前成者候ても、七百八拾
村に當見候得は、夥敷事に候、其様成を申と思候、
一去々年も申聞候通に候得共、又申聞候、皆々申は、
年々百姓救候へは、免も上り不_レ申候と申由に候、先
其者之趣意と我等の趣意と、違候處を合點可_レ仕候、
下民近年難澁に及候を好仕度と存候迄にて候、能成
候へ者免も上り候か驗にて候、又皆共は好くは免を
上げ半爲と存候、此本意違申事にて候、又脇より何角
と申候故、縦は折かれ難_レ仕と存候者も、奉行之内に

寛文二年十一月十二日

芳烈祠堂記に見へたり

一寛文元年、和氣郡新田に井田被_レ仰付、二井出來す、井田村と名付、閑谷村と替地にし、古地に成、閑谷新田に成、井田成就之後、同四年、御假御殿立候而、御覽之爲御成被_レ遊候由、

眞藤源助物語也

一異姓を養子に仕候は、譬へは桃之木の臺に梅を接たる同前也、臺か桃なりとても、花も實も梅に成候、名字は傳るといへ共、子孫絶候、此儀を不便に存、同姓を養せ度候得共、合點不_レ參、我物すきの様に存候と聞候、世上皆異姓之せんさく無_レ之故也、然る上は、我等も先唯今は世上なみに可_二申付_一との御意なり、一寛文元年丑正月廿日、江戸御屋敷焼失に付、御家中惣侍中として、江戸御書院にても被_二仰付_一候か、又は増役にても差出し可_レ申候歟、土肥飛驒を以_レ申上候處、則達_二御耳_一候處、何れも存寄御満足に思召候、併先年さへ御作事輕く被_二仰付_一候、此度猶以之事御請被_レ成間敷と御意被_レ成候、其上にて老中量而被_二仰上_一候は、先年簡様申上候得共、御承引不_レ被_レ成候故、此度は何とぞ被_二仰付_一被_レ下候様に、一同に達而申候

由申上候處、去年米高直之節、物成例年之通にもなく、家中之手前如何と無_二御心許_一思召候、上之不_レ成時は、下として上を助け、下之不_レ成時は、上より救ひ、相互に持合助合、君臣主従之道にて候故、志は満足申候得共、此度も請まじきとの御意、且何共難_レ被_レ成候は、御請可_レ被_レ成候へとも、是程の事は、いか様共御取合被_レ成られ候間、先御請被_レ成まじき由、其後達て御老中願上申候故、御書院被_二仰付_一へきよし被_二仰出_一候、二月十五日、

一同閏八月朔日、士中御城番之節夜食、前には焼食なと持參候處、後には辨當持せ、外之間之番之者も、寄合候事なと有_レ之候、夜長之時は、夜食給へ候はても成不_レ申事、輕き焼食なと致、持參候へとの御意之由、

二月十九日、仲春御祭御執行畢而御饗應過、五郎八殿、香庵老、池田出羽、伊木長門、日置猪右衛門、池田信濃、池田八之丞、池田美作、池田數馬、池田藤右衛門、小堀彦右衛門、草賀兵部、湯淺民部、岩田八右衛門、尾關源次郎、土倉登之助、田中九兵衛、山内權右衛門、杉山五左衛門を御前へ

右御造營者、萬治元年共いへり、

萬治三年霜月廿七日被_二仰出_一、

一當物成三つ五歩無_レ之に付、御足可_レ被_レ下候旨、就_レ夫年寄中、當免平し有合に被_二仰付_一被_レ下候様にと斷に付、御家中不_レ殘、同事に御斷申上、則達_二御耳_一、何も存寄候處、御満足に思召候、當年は物成不_レ足候間、何も申候通に可_レ被_レ成候との御意也、
一組中より申上度事は、組頭を以可_二申上_一候、餘人を

頼申間敷候事、

萬治四年正月被_二仰出_一、

一銘々召置候下女、御法度之大卷物等之帶ゑり仕候は、見付次第髪をそり可_レ申候、男有_レ之は、髪之はへ申候間、養手有_レ之間敷候、則男養候へと可_二申付_一候、法度を背かせ候過怠にて候、又出替りに手形を以召置候事、先年被_二仰出_一候へとも、しかと御法立不_レ申候間、今度急度銘々心得可_レ申候事、

萬治四年六月朔日

御備立

右 池田 池田 池田 草加五郎右衛門
池田 美出 池田 美出 池田 美出 池田 美出
池田 美出 池田 美出 池田 美出 池田 美出

左 伊木 伊木 伊木 伊木 伊木 伊木
伊木 伊木 伊木 伊木 伊木 伊木
伊木 伊木 伊木 伊木 伊木 伊木

中備

深谷 池田 池田 池田 池田 池田
深谷 池田 池田 池田 池田 池田
深谷 池田 池田 池田 池田 池田

御旗本

吉田 梶浦 日丹 梶浦 日丹 梶浦
吉田 梶浦 日丹 梶浦 日丹 梶浦
吉田 梶浦 日丹 梶浦 日丹 梶浦

土倉 土倉 土倉 土倉 土倉 土倉
土倉 土倉 土倉 土倉 土倉 土倉
土倉 土倉 土倉 土倉 土倉 土倉

御後備

山野 山脇 山脇 山脇 山脇 山脇
山野 山脇 山脇 山脇 山脇 山脇
山野 山脇 山脇 山脇 山脇 山脇

池田 池田 池田 池田 池田 池田
池田 池田 池田 池田 池田 池田
池田 池田 池田 池田 池田 池田

安東平左衛門 生駒玄蕃 熊谷源五兵衛 湯淺右馬允 芳賀内藏丞 荒尾内藏之助
湯淺右馬允 湯淺右馬允 湯淺右馬允 湯淺右馬允 湯淺右馬允 湯淺右馬允
湯淺右馬允 湯淺右馬允 湯淺右馬允 湯淺右馬允 湯淺右馬允 湯淺右馬允

三ヶ條書
記す、

道筋請取口 萬治二年三月七日

- 一庭瀨口 池田美作 若原監物 一野殿口 土肥右近 萬成口 眞田將監
- 一半田口 伊庭主膳 一金川口 日置若狹
- 一牟佐口 瀧川縫殿 宮城大藏 一佐伯 土倉淡路
- 一八塔寺口 池田八之助 一福渡 池田清八
- 一同迎 池田伊賀 一西大寺 土倉準人 池田數馬
- 一藤伊部 浦伊部 片上牛窓 伊木長門 一兒島 藤戸 池田主水 池田信濃
- 一船手 中村主馬 神圖書

萬治二年八月朔日、出仕之時被_レ仰渡、

一下女共金入帶木綿にても、巻物等之より帯金入、堅御法度之事、見合次第剝取候様に被_レ仰付_二候、

萬治三年十月廿五日、八木左右衛門へ被_レ下候御判物之文を寫に依て、慶長年中、輝政尊君より被_レ下候御折紙も一所に寫す、

八木山村神職に被_レ下御折紙寫、

備前國和氣郡八木山村之内抱分、田方貳反五畝、島方貳反九畝壹歩、都合五反四畝壹歩、依_レ有_レ孝_レ親、永代

扶助候也、仍而如_レ件、

輝政慶長六年十二月日 有_二御書判_一 八木山村佛作淨慶

備前國和氣郡八木山村之土民淨慶有_二孝行之聞_一、又能割_レ石造_二佛像_一、其巧甚妙、予祖父相公感_二彼孝行_一、免_二其家年貢課役_一、以養_二父母_一、相公辭_二世之後_一、淨慶悲歎之餘、自造_二相公之石像_一、朝夕禮拜、有_二子二人_一、命_二彼等_一曰、我蒙_二國主之恩_一、最深厚、汝等爲_レ僧守_二護此石像_一、是我之所_レ願也、二人之子即剃_レ髮爲_レ僧、淨慶已死、長子亦號_二淨慶_一、能守_二護石像_一、亦事_二母有_レ孝年久、予憫_レ彼等爲_二出家之身_一、而無_レ子孫之相續、竊召_二彼等_一、令_レ告_レ之曰、祖父相公免_二汝父之年貢課役_一、依_レ有_二孝行之譽_一也、然令_二汝等爲_レ僧無_レ子、是不孝之第一也、况又汝等死後、無_レ子孫之守_二護石像_一者乎、願改_レ過還_レ俗、子々孫々、永守_二護石像_一、誠可_レ謂_二達_二父之本意_一、歟、淨慶大悔_二前非_一曰、恭承_二君命_一、嗚呼復_レ善之速、て有_レ忠有_レ孝、不可_レ不_レ加_二褒美_一、仍令_二淨慶還俗_一、號_二八木左右衛門復善_一、又舊地六石餘に候上、加_二增十三石餘_一、前後之高都合貳拾石、永神像之祭田者也、

萬治三年十月廿五日

國司光政有_二御書判_一

共、士之本意も、民を豊にするに有事必然なり、然る上は民に農業をはけますより外はなき事也、此故に萬人の安土に本たる所は民なる事を堅存、可成程耕作に力を盡させ候様に、奉行代官精を出し可申候、右にも申如く、上様への忠と存上者、是非何も頼思也、

一仕置悪き時は、給人百姓之間、互にあたかたきと思ふもの也、然る時は上下同前なれば、罪の上に歸する事眼前にあり、近來當國之民共、給人を大形敵と思へは、又給人共の言を聞に、當國の民は邪心にして横道成由をいふ、しからは一國の民皆悪人かと思へは、先年給所召上候節有之、給人をしたふ民有、是程くたれる風俗の中に、此給人之心難有事也、左様之給所は、唯今申付仕置よりは能可有之候得共、其人斗へ返す事難成勢なれば、先預り置也、右之品事多様なれ共、二ヶ條に限るへし、一には奉對上様忠と存事、二には國豊成時は、四民安堵の本なり、此二品不義にあらざる事をしらは、奉行の不足をは、大身は戒教、小身はなつくへき事なり、然るを民豊成を聞て恨るは何そや、是諍心なるへし、惣て諍といふ事は、其

類に有事なり、此旨を何茂承之、百姓に對し諍心なと可申付哉と、定而可存候、能願て合點可仕候、年々民と給人あたかたきの如く思ひつる、其根に令有てそねむ故に、そしるも又是より起る、他國の民豊なるを開けは、可感奉行もまた此理を不知故に毀を恐れ、其心根士の道にあらざる事をしらは、恐に不足事也、不義に可恐哉、かくいふても恐者は、たとへは軍中において、遁は不義なり、進は義なり、皆敗するに、我壹人不敗はそしらるへしと恐て遁に同し、事は替れ共、不義に恐るゝは同敷なり、凡郡奉行職を不輕事也、萬人の安否の本なる事をして能可慎もの也、

右之條々、郡奉行代官能心得、我志を助、實に精を入可勤者也、

一萬治二年二月五日、軍役人馬積り帳、二月十五日より内に認、日置若狭殿差上候様に被仰渡、

此一件、別帳に書記、不贅于此、

同三月八日、御老中番頭物頭組頭鐵炮引廻中竹之間え被召出、段々列座仕、御軍法之條數御讀聞せ被遊、此節大野真成御小姓組安藤全組之頭役に付、未席罷出奉承之、御口上と相違可仕も不存候得共、指を折五十

召故なり、

一家中のとなへ、又は諫箱に入書付を以て見るに、近年民へ御あてかい難_レ有義なり、此御恩を存、萬事正路に可_レ有を、還て徒に奢、或は禮義をしらすなと、書付有、尤おしなへて左様にも有間敷候得共、一人にても曲事成義に候、急度可_レ戒有、又近年の御恩を可_レ存義とは如何可_レ有_レ之哉、人により歷々士にも、古主の恩を忘れ、又常々恩をも不_レ知者あり、下民には常々恩をあたふ事なし、又近年救は時至て不_レ得_レ已はなさて不_レ叶事也、是珍敷事にあらず、如_レ此のうはさ老中聞まわれ候は、奉行共同義に付被_レ申付_レ事に、若誤可_レ有_レ之哉と無_レ心許_レ存候、すゝむ所をくしかれ候ては、其者志不_レ盡者也、大形之者は身構へに成可_レ申候、尤惡敷義をも其分にして可_レ被_レ指置_レといふにはあらず、世間之毀を聞入、よしとおもひ、我趣意を忘れ、もしとかむる心あらは、被_レ申付_レ品誤可_レ有_レ之哉と云事也、かく云はとて、人々言をふせきいはせざる様に心得よと云にはあらず、我志を得心して、其趣意に背、身かまへ成奉行代官有_レ之は、我にかへて可_レ被_レ教戒_レ候、殘而老中も、今此職に不_レ預と

いふとも、家中の重と可_レ成人違なれば、我趣意を守られ、奉行惡事あらは可_レ被_レ戒候也、

一右申如く洪水より已來申付義、年々下民難澁仕、其上に洪水飢饉時に至て、救候はて不_レ叶事也、恩をあたふるにあらず、然るを其仕置我爲にして、下民より其返報を可_レ請故に、何も存候やらん、御恩を可_レ存杯と、奉行の内にも申者有_レ之と存候、先年より此旨は度々申聞候得共、于_レ今確と得心不_レ仕と見へ候、全我可_レ利爲にあらず、國を預り候へは、其職に隨ふ也、一習といふ事、人々能可_レ心得_レ事也、百姓はぬかはしかの類を食して、しかと米などは不_レ食ものと習におもふ也、百姓も人なれば、人の食物を食するは尤不_レ珍事也、然を牛馬の如く存なす習心より、少よろしければ、牛馬に替り人かましき事をとかめそしるも、又是よりおこると見へたり、人間を禽獸のことく存なす事、習といひながら、天罰のかれ難かるへし、可_レ恐慎_レ事也、

一士中近年物成惡ければ、能仕遣度と存候、然其民に力なくては、何を以て可_レ成様なし、民は餓死すへき共、侍さへよければと存者は、いかなれば有間敷候得

狹、土倉淡路、池田主計、御近習之面々、御郡奉行、御代官、其外御城に相詰罷在候大小姓兒小姓迄、御前へ被_レ召出、左之通御口上仰_レ仰聞、

一當年之様子、飢饉近きに可_レ有_レ之様に存候、自今已後は、如_レ先年_二救候義難_一成可_レ有_レ之候間、奉行代官共、只今より其覺悟仕、不_レ飢饉にもくろみ不_レ懈可_レ仕事、

一國富萬人豊成は、民業を精に入、不_レ怠に有_レ之候、此旨は不_レ及_レ申、何も存之前に候へ共、心身打はまり、我家内の如く可_レ存との事也、口にて申付る迄にて、實に心に不_レ存者、しるし有間敷候、百姓とても人毎に耕作之義、具に不_レ心得_二由聞及候_一へは、奉行代官仁愛を本として、怠る者を戒、不_レ足者をは導き、萬植物の時節迄能考おしへ、我と不_レ懈す、みはけみて、油斷不_レ仕候様に申付候は、國豊に可_レ成事無_レ疑存、是第一民を愛するにて候、然るを惡敷心得たる者は、眞實のおしへなく、口上にて計申付、また民を愛するとはいへど、或は業に怠、もしくは奢者、又は無禮成者有_レ之といへ共、賤者など、あなとする心よりいましめ、さても有へし、又暇なき身に禮義をなすは、不_レ謂

ついへとおもひゆるすも有へし、

本民も同敷人なれば、あなどらすして禮義を正敷可_レ教事也、惣而眼前之儀は、せはしく理屈たけく申、箇様成奉行の郡民は、心立あしく可_レ成候へは、奉行申付義も不_レ用もの可_レ有_レ之候、然を奉行に申付義も不_レ聞入、奢横道に成候など、奉行の内にも申者有_レ之由聞候、打はまりまめやかに精を入者は、おのつから民の惡をは擧さるへし、己か勤教の不_レ足事を實に知れば也、然るを却而右之如く申者は、沙汰の限り、不_レ及_レ是_二非_一事に候、其者の心根を察するに、己か申付様惡敷、勤の不_レ足故とは不_レ存して、世間の毀を恐れ、申わけの言なるへし、己さへ其職に懈て、民を教る事可_レ成候哉、我等年々申聞趣意を不_レ守、己か身かまへ成者聞届候は、急度曲事に可_レ申付_二者也、一先年も度々如_レ申聞、第一奉_レ對_三上様_一、大不忠と存候得は、尤罪の重き所也、凡兵亂の時に至ては、忠を存者多く、無爲之時忠を思ふは少し、すへなから我此忠を存候間、能々此旨を堅心得候て、我志を可_レ助者也、右之段具に申聞は、奉行共の心得も人により、先年の比よりは、世間の毀にひかれ、口落仕へき様に思

拂、御領分之者は堅申付、直させ候様に可_レ仕候事、
一主人はりちき成體にても、下にかふき者を好候て、
召遣候者有_レ之候、左様之者は、心中如何にもかふき

者に候間、相組中右之通之者候は、隨分異見可_レ仕
候事、此二ヶ條番頭中被_二召上_一候に不_レ及候間、其組
頭御内意之趣に、其番頭へも可_二申聞_一候、右之かふ
き者よりも、人の惡事を悦ひ、何角無益の事を申ふら
し、虚言計にて心むさく、政道之妨に成候者を大惡人
と思召候、惡口と申もの、去年も有_レ之由、左様之者は
若き者に限らず候、右のかふき者は心あさく、異形體
を仕斗に候、とかく風俗を亂し、仁政を害し申者を御
惡被_レ成候間、急度罪科に被_二仰付_一度思召候事、

右之趣兩人御直に被_二仰付_一候故、罷歸り若狭殿
へも申候處、其通之御趣意に候由、其通夫々の番頭
へも申談候、

起請文前書之事

一相組中之儀、年々被_二仰出_一候御法并御教能相守申
者、又者相背申者、或は私にして御國政之さはりに罷
成者、隨分承_レ届可_レ申事、

一かふき者之事、御奉公人之外たりといふ共、組中に

掛り居申者にても、能々承届可_レ申候事、
一相組中之儀、可_レ成程入_レ精相和候様に、番頭共可_二
申談_一候、

右之條々、縁者親類たり共、御尋之節は、善惡之義、
依怙ひいきなく、有姿に可_二申上_一候、不_レ及_レ申御横
目職は、君之後目にして、諸侍之直を頼む所なり、
然るを其職に居て其職を不_レ勤者、尤罪の重き者
也、我朝武士之守護神八幡も、時に照覽仕給へ、依
而起請文如_レ件、

萬治元年十一月廿五日

組頭中連判

白紙墨判

萬治元年極月朔日、被_二仰出_一候御書付之内、

一軍陣之時、いにしへ殿様程之大名、人數七八千斗と
被_二聞召_一候、先年も被_二仰付_一候、御家中人數積り、隨
分少き様にと被_二仰出_一候得共、一萬五六千有_レ之候、
然共人少にて難義仕候者可_レ有_レ之由被_二聞召_一候間、
難義之様子書付、人積仕上可_レ申候、并先年は幼少之
子共、唯今は軍可_レ勤程に成候者、其下人又書上、人積
り之内、有人不足人書出し可_レ申候、

萬治元年十二月四日、伊木長門、池田伊賀、日置若

は、中々成間敷と奉_レ存候、殿様には御横目數多御座候て、申上義に御座候、惣而惡事は人々隠し申世俗之習に候、殊外此度私共箇様に被_二仰付_一候上は、彌惡事隱密可_レ仕候間、猶以_二不得承_一事のみ可_レ有_二御座_一と迷惑仕候、或は私未_レ承候内御耳に立、御尋被_レ成候、則不_レ存義も可_レ有_二御座_一候、此段御赦免被_レ成候様にと申上にては無_二御座_一候、被_二仰付_一候通、隨分御意に應_レし候様にとは可_レ存候へとも、右申上る通りに御座候故、只今御理申上候、此段寄合申候組頭神與田助兵衛、竹腰八郎兵衛、津田左源太、日置彖之丞、田中惣兵衛、薄田藤十郎、安藤平左衛門、堀彌次兵衛、村上九左衛門、丹羽惣兵衛、水野甚兵衛、湯淺又右衛門、

右之通若狹殿_レ申候へ而_カ殿様御内意は、此度不慮之義に付、其頭前後之様子御尋被_レ成候得共、不_レ存候故、其頭前廉にも存候は、頭方無事に可_レ仕候に、不_レ存體故箇様之事に成候と思召候、以來之義、番頭組頭共に、其組々_レ入はまり、萬事致_二吟味_一、無事に成候様にと思召候ての事に候、人により可_レ申候得共、大形相組之儀、疎略成を思召候間、向後は何も相和候様に、常々可_二申談_一候、相組之内事

出來候、則番頭組頭無事に可_レ仕と相談候得共、同心不_レ仕族、又者此度之様成事有_レ之候者、内々老中迄成共申上置候様にと思召候、併一應伺_二御前_一可_レ申候由、

同廿三日、津田左源太、日置久米之丞、御城_レ被_二召上_一、於_二御數寄屋_一御直に被_二仰聞_一候覺、

一先日被_二仰出_一候趣、得と不_二吞込_一趣、老中へ相尋候由、尤に候、其組々に事出來候刻、少事は隨分異見申、番頭相談仕、下にて相濟候様に可_レ仕候、今度之様成義は、兼而老中迄申聞せ置候へとの事にて候、大成事は他所江戸迄も相聞る事に候を、うか_レくと仕置候事、沙汰之限りと思召候、組合侍共之義、少々つゝの事を承、申上候へと思召にては無_レ之事、

一相組中若き子共、かふき不行義成者有_レ之候は、親類共にも申聞異見させ、何とぞ引直候様に尤に候、かふき候者、皆々下々のまねにて候、侍たる者道具持中間之まね致廻り候事、扱々淺ましく口惜覺悟と思召候事

一下々長き刀脇指之直成を指、かふき_レ者有_レ之候は、隨分穿鑿被_二仰付_一、他國者は御國を可_レ被_レ爲_二追

風俗心得之様子被_レ仰聞_レ候得共、風俗は能_レ不_レ成、結句惡敷成候故、今度之様成義出來と被_レ思召_レ候、此度之元は男色故に候、男色者天理に背き、人倫の作業にては無_レ之候、世俗之誤にて候、當國他國共に、士事之様に存候、被_レ仰出_レも尾籠成事に候得共、士の子共を遊女杯の様に、彼方此方と引廻し候事、其悴の身にして、無念千萬成事に候、他國之義はともあれ、御家中之義は、急度可_レ被_レ仰付_レ被_レ思召_レ候、今度之者共、世俗誤り來るならいに候間、此度者其儘に差置せらるへくとも思召候へ共、左候へ者不_レ苦事と存、以來事止申間敷と思召、御成敗追放被_レ仰付_レ候、芳賀内藏丞真田將監相組之者共、此度之品御尋被_レ成候處に、様子不_レ存、我相組之内箇様之儀不_レ存候段、不沙汰千萬思召候、將監は少は存候由、遠所にも罷在候か、内藏丞不_レ存義、別而不覺に思召候、此義に付組御取上被_レ成候共、兎角は存間敷候、人にはより申候へとも、大形相組之内龜略成様に思召候、扱又右之者共は、人のさはりに成候とても、一兩人五三人のそこなひにて、さのみの事にては無_レ之候、御國政の妨に成候者、大惡人と思召候、向後者能侍に可_レ成と、人々隨分嗜

可_レ申候、風俗惡敷義理にくらく候て、無_レ詮事に義理を立、心得違に思召候、誰とても能侍に成候事を、いやと存者は有間敷候得共、うかと心得居申候故、能侍の道をしらぬ故不_レ學、已來は能々侍の事を尋學、嗜可_レ申候、組中も相和し、風俗能様にと、是のみ御願思召候處にて候、先年組切に横目御入置可_レ被_レ成と思召候へとも、其内風俗も能成候半と思召、唯今迄御延引被_レ成候、組切に組頭を横目に被_レ仰付_レ候由、則起證文前書御讀御聞せ被_レ遊候、兎角大惡人といふは、國政を害する者を申事にて候、組中の子共兄弟は不_レ及_レ申、掛り居申浪人迄も、作法惡敷、長刀さし、かふき申もの無_レ之様に、善惡之事承届可_レ申候、御國政の障りに成候者は、虚言を申、人の善をさらひ惡を悦ひ、行義わろく心むさき者之義を御惡被_レ成候、

右被_レ仰出_レ候翌日、組頭中相談之上にて、書付を

以て、日置若狹殿迄申候覺、日置久米之助半田左源太
兩人、使に若狹殿之室

一誓紙前書、御案紙之通畏奉_レ存候、併相組中萬事之義御耳に立、御尋被_レ遊候節、不_レ存候は、不届に可_レ被_レ爲_レ思召_レ御意之旨、御口上に被_レ仰渡_レ候、此段相組中之義と申ながら、御前之御耳へ達候様に承候事

一同日御郡奉行不_レ殘被_三召出、被_三仰聞_二候は、度々申聞の如く、萬事打はまり細に精を出し可_レ申候、又法を守先例を引事尤可_レ有儀に候へ共、事により時により、法にかへはらず、能事可_レ在_レ之候、事多をむつかしく思ものは、法令を引申度可_レ存候、打はまり唯能様にとあつく存知候ものは、身かまへなく可_三申付_二と存知候、縦は唯今の如く日てり時分、水之義などに可_レ有_レ之と思候、我田地に不_レ入水にても、他村へ遣候へは、已來例に成と思、身かち成百姓可_レ在_レ之と存候、申所百姓の身としては尤に候、左様之所に奉行處て、何かたの田も公儀のにて候得者、私として身かちに可_レ仕様なく候間、すたる水は遣、以來法に不_レ成書物仕候は、身かちなる心根百姓共連々にはなをり可_レ申候、郡奉行より事多をいやかり、先例々々と申候は、百姓共は猶以わる心に可_レ有_レ之候、是奉行の仕様に可_レ有_レ之事と存候、とかく萬事打はまり申段、第一と可_三心得_二旨被_三仰聞_二候事、以上、

萬治元年霜月廿一日、番頭物頭組頭御城へ被_三召上_二候時、兩老中を以、表之於_三御居間_二被_三仰渡_二候覺、

一眞田將監丹羽惣兵衛に坂本孫右衛門倅源右衛門、此度無作法之事、親孫右門事、當分は不_レ存義も可_レ有_レ之候へ共、去候年之事に候、男色計も不義に候、此度之事不_レ誠故之事出來之段、不届に思召候間、御改易被_三仰付_二候、源右衛門義は存命に居候共、御成敗可_レ被_三仰付_二候と思召候、岡田安之丞義者、存命に居候は、其儘に可_レ被_三指置_二と思召候處に、相果不便に思召候、

一芳賀内藏之丞、伴庭彌左衛門、倅彦七、坂本源右衛門同前に思召候間、御國追放被_三仰付_二候、已來若御國に立歸、右之義に付宿意存候は、親兄弟曲事に可_レ被_三仰付_二候、

一日置彘之助に上方清兵衛弟善六、右同斷、一尾關源次郎、土倉登之助に、田村庄太夫一所に有_レ之、浪人村尾權兵衛、右之儀遮而取持候由、本人より曲事に思召候間、御成敗被_三仰付_二候、

同被_三召上_二候士中不_レ殘、於_三竹之間_二御直に被_三仰渡_二候覺、

一内々可_レ被_三仰聞_二と思召候處に、今度若き者共事を仕出し候を、序と思召被_レ爲_三仰聞_二候、先年も御家中

思ひ候、惣而百姓も人にて候へは、米を食する筈にて候へとも、得食さる様に、此方より仕置仕候故、近年は喰不申候、先根本を何も心得候はては、萬事の仕置たかい申筈にて候、末々細かなる事は、此方より指圖は仕難く候、郡により所による事にて候、其は面々かおこたらす心に入さへ仕候は、いかやうの事も出来可申候、先上様の御本意御願は何もなく候、一天下の民、壹人も飢こ、へ候人なく、國富さかへ候様にとの御願の外は無他事候、然共御壹人にては不_レ成故に、國々を御預け、又は小給人も其通にて、國を亡所に仕、一國の人民歎申候様に仕候は、其一國の民歎を皆上様御壹人御かふり被_レ成候へ者、上様の御冥加へり申候様に仕候事、第一の不忠無_二申計_一候、又吾等も壹人しては、國の事不_レ成候故に、何茂に知行所を預け、此方の本意の如く仕置仕候へとの事にて候を、皆吾物に仕候故、下民むさほり飢かつへ人出来、今日も不_レ知様に罷成候事、不忠可_レ言様なし、吾等への不忠計ならは左も有へし、皆上様へ御かふり被_レ成候へは、其分にては置れず候、又箇様に申せは、惡敷心得たる者は、唯慈悲と斗合點仕と見へ候、尤吾に對

し慮外なと仕候を、科に落し候は有間敷事に候、其者壹人の覺悟に依て、諸人習惡敷成候か、國の爲に不_レ成ものは、不便なから百人成共成敗可_レ仕候、近きたとへ可_二申聞_一候、我等國の仕置無沙汰に仕、一國の民飢こ、へ、亡所に成様に仕置候は、上様より御改易被_二仰付_一候はては不_レ叶事に候、其如く百姓も己か業に怠り、他人迄も引崩候様の者候は、成程きつく申付候はては不_レ叶事に候、此本を能合點し、萬事可_二申付_一候、十村肝煎杯のあてかい肝要也、むかしの大庄屋に不_レ成様に合點可_レ仕候由、具に御口上に被_二仰聞_一候事以上、

候覺、
同五月十五日、御町奉行御郡奉行共に被_二仰付_一

一當町并在々の酒屋法を破り、百姓に酒を賣候もの有_レ之をゐては、酒道具共に闕所に申付、已來二度酒屋させ申間敷候事、

一法を背酒を買候百姓は、田島共に取上げ、人をも召仕候百姓の下人の譜代に可_二申付_一事、

一當町在々共に、あめちわうせん仕候義令_二停止_一之條、賣申もの於_レ有_レ之、曲事たるへく候、

へもなく、むさど人多に可_レ召連_一様に覺悟仕と承候故、人數つもりきりつめて申付候、自然の時は、夫にては成ましく候間、増_レ人可_レ遣と存候へ共、飢饉已後、用銀も不足にて、家中へ合力成間敷候間、自然の時人々手前さはきに可_レ罷出_一覺悟尤に候、人つもりもこれほと不_レ召連_一しては成間敷きと存候分、面々に書付、組はつれば老中、其外は番頭迄渡し可_レ置候、重而見可_レ申候、人くはり之儀、此方に思案仕置候、是も重而可_レ申付_一候事、

一家中作法、又は面々の心得、度々申聞候へ共、今以無作法に悪き心得の者有_レ之様に聞傳候間、今より後彌作法悪き由承候は、一組切におしたて、横目を入置、家内の義迄具に可_レ承届_一候間、何も左様に可_レ心得_一事、

一近年度々申聞候事、大方は士中への異見にて候、法度と異見とは格別に候、異見は度々申さずしては不_レ叶候、士中より我等に異見聞度候、異見を法度と存候は、大き成心得そこなひにて候事、

一祝言の事、先年申付候へ共、今以不_レ入事共仕候様に存候間、有合の物にても、身代よりけんかくに軽く

可_レ仕事、

一當分家中忝狩り悦ひ候ても、ひつけう風俗あしく成行候へは、よきにてはなく候、當分上をうらみそしり、迷惑かり候ても、畢竟戒に成行候へは、あしきにもなく候、たとへは美物を給候と、薬をのみ候様なるものにて候、當分よろこひは十か九は毒に成、戒は十か七つもくすりと可_レ成候、此前きつく申付候とて、家中いやかり、此度は何事も申付す候とて悦ひ候よし聞及候、いづれか能にて候はんや不_レ存候、自今已後家中の悦と不_レ悦とにはかまひ申聞敷候、家中の様子次第に、成程きつく可_レ申付_一候義も可_レ有_レ之、又やはらかに申付候義も可_レ有候、人の申ならはしには仕聞敷候間、人々は不_レ申及_一事迄も、覺悟作法よく謹み可_レ申候、

明曆三年三月二日、御郡奉行共御前へ被_レ召出_一、
一昨日寄合を仕候由、替義も無_レ之候哉と御尋被_レ遊、其後何茂ね被_レ仰聞_一候は、

一近年何も心得違候、百姓といふ者は米をは喰ぬもの、ぬかはしか杯食物とする者にて候由、吾人存候と

間、此度右の一つ成遣候、借銀無_レ之者は、藏より米にて請取可_レ申候、借銀有_レ之者は、此壹つ成を以て、借銀の本をへらし可_レ遣候、當分手前のたりに可_レ仕よりは、本へり候へは、長きすくひたるへく候、其うへ來年より物入打續き候へは、只今一同に藏より遣候事も不_三相成_二候、借銀不_レ仕者に、借候者よりは手前迷惑仕候者も可_レ有_レ之候、公儀へ苦勞かけず、とかく難澁仕段、奇特に存候、手前成候者は、尙以只今より後、すりきり不_レ申候様に仕、人馬懈怠なきやうに仕候段、何より以奉公たるへく候、

一來年より、家中一同に、定物成三つ五歩と極め可_レ遣事、

一儉約と申も度々申聞候へ共、能合點不_レ仕候か、又は合點仕候者も、我儘を仕にて可_レ有_レ之候、儉約と申は、内所のおこり費をやめ、公儀を第一に勤め、軍役公役のたしなみ仕こそ、まことの儉約にて、まことの士にて可_レ有_レ之に、人にはよるへく候へとも、内所はおこり、うわむきにては、人馬をもしかく、たしなます、儉約なと、申者有_レ之由聞傳候、今より後、士の禮義を存、内所をつめ、軍役公役の心かけ專一に可_レ仕

事、

一勝手方の物語、手前不成のなき事などは、町人も人かましき者は不_レ申候義に候を、唯今は士の上にも耻を不_レ存、けんくは申をりここの様に風俗成くたり候、此方に度々取上候故申と存候間、此後は人々手前のそせう、老中も取次に仕間敷候、今よりは獨立の覺悟可_レ仕候事、

一家中にて悪口をはきちらし、風俗をみたり候者有_レ之と見へ候間、左様の者は昔より治第一のさまたけと申傳候條、承届候は、曲事に可_三申付_二と申聞候を心得そこなひ、仕置の事を評はん取さた法度の様に申由に候、それは聞候て心得に成事も候へは、少も不_レ苦候事、

一子を育つるは、母の乳ほと能はなしと申傳候、大身にても其理を知人は無_レ之候、國主の内室にも左様成か_レ在_レ之候に、小身者迄乳をとらねは不_レ叶様に風俗有_レ之と聞及候、沙汰のかきりに候、小身者は猶以母の乳にてそたて、家内に女數すくなきやうに可_レ仕候事、

一此前家中の心得自然の時、末のつゝへきかんか

徹_二飯羹羹_一 祖妣 數馬 蒸羹通 半十郎

祖考 美作 盛飯 外記 半 彌

洗蓋彦右衛門 儀式執事 同前

終獻主人 儀式同前 銚子源次郎

奉饌五郎八

侑食 主人 執注滿諸位盡 編掃箸于飯中 主人 詣香案前 再拜復位 銚子源次郎

皆出闔_レ戶祝啓_レ戶復_レ位 祝_二作_二咳聲_一

點茶 兵部

考 伊賀

獻_レ茶 祖妣 長門

祖考 出羽

餅 饅頭 考 若狹

獻_レ菓羊羹 梨 妣 淡路

柿 蒲萄 祖 信濃

主人 祝取_二祖考前之酒盞_一 詣_二主人之右_一 授_二主人、即主人傾_二別盞_一、略嘗少許、 詣_二香案前_一 跪 祝取_レ箸、折_二諸位之飯_一、各少許、盛 嘗_レ酢、詣_二主人之左_一、辭畢、主人飯福

嘗酢、俯伏再拜、

辭神 衆四拜

焚_二祝文_一 源太夫

送_レ主 御膳立忠右衛門

徹_レ饌 七郎兵衛

甚右衛門

同洗 半右衛門

與右衛門

明曆二年丙申極月朔日

家中へ申渡覺書、出羽伊賀若狹に寢間にて讀聞せ、 何も存寄候は、可_レ申候、直し可_レ申と申聞候へは、 何も御尤と申候、其後惣士中不_レ殘五座にして、若 狹よみ、口上にて委細を申聞候事、

口上にて可_二申渡_一覺

一先年き、んの節、壹成可_レ遣と申出候へ共、指上候 に付、其通に仕候、其後可_レ遣と存候得とも、家中風俗 悪く、おこり極ての災に候へ者、大きにこらし候はて は、おこりもやみ申間敷、又遣し候ても、足にも成ま しくとひかへ置候得共、よきなきすりきりの分、近年 物成悪く、何と儉約に仕候共不_レ成は必定たるへく候

事ニ於祖考妣、敢請ニ神主、出就ニ正寢、恭伸ニ奠
獻、
俯伏興

設ニ蔬菜ニ三方
鬘斗
昆布
勝栗

外記
兵部仲加
彦右衛門小膳

考 藤右衛門

奉ニ主就ニ位祖妣 數馬

主人前導

祖考 美作

序立 四拜
主人 出羽 伊賀 信濃 藤右衛門
五郎八 長門 淡路 若狹 美作

祝 權左衛門山内

降神上ニ香酌ニ酒 銚子 信濃
蓋 彦右衛門
俯伏再拜

徹ニ蔬菜
外記
兵部 彦右衛門

本主人 二長門
三若狹
三出羽
二淡路
三伊賀
半十郎

進レ僮 本主人 執事九兵衛 田中
本主人 半彌

本主人 半彌

考 奠蓋 藤右衛門

初獻主人詣ニ神主前ニ祖妣數馬 銚子源次郎昆關

祖考 美作

主人祭酒奠ニ酒 俯伏興 每位同

詣ニ香案前ニ跪 主人 讀畢主人俯伏再拜復位

讀レ祝

奉僮 五郎八

徹飯 蒸羹
考 藤右衛門持ニ徹飯器ニ八太夫 彌三郎
祖妣 數馬 蒸羹通 半十郎

祖考 美作 盛飯 外記 半彌

持ニ徹酒器ニ 半彌

洗盞 兵部

持ニ洗盞器ニ 兵部

主人 亞獻 儀式同前 銚子 源次郎

奉僮 五郎八

考 藤右衛門持徹飯器九兵衛 彌三郎

天下に名を顯し給ふ、國中の人一人として其澤を蒙らざるものはなし、

一享保已來之事なり、或備前侍の江戸淺草邊の茶屋に腰掛て居る處へ、其邊の老人七十有餘なるか來れは、茶屋の亭主いふやう、老人は此御侍を何國の御家中と被_レ見候、兼而其元諸國の風俗を能見わけ候と被_レ申候へは、目利被_レ致候よといへは、されは先三拾萬石已上の御屋敷の御侍と見候、藝州ともみへず、長州御家中にて可_レ有といふ、亭主いふは、兼て自滿なれ共違申候、此御侍は備前にて候といへは、老人驚て、侍に對していふ、必御心にかけてられましく候、備前も御風義殊外替り申候、江戸にても備前風とて、御家中の風義甚しつほりと仕候而、能見分られ候に、只今は左様にも成候哉といふ、扱今の備前風と申候、新太郎様御代、江戸中に無_レ紛御質素成儀に御座候處、今は髪の上御衣服、已前の御家風は少も無_レ御座、加様に違候ものかなといへは、其侍は無_レ詞して歸り去るとなり、

有斐錄亨

一明暦元年、初而御祠堂御祭御發記、一説、承應四、今の御月見櫓と申御櫓にて、參議様武州様御夫婦様御神主出來、萬治元年、今之御殿御造營有_レ之、西之御丸より御神主御移徙被_レ遊候節、雨降候得者、公には御草鞋御手傘にて、御供被_レ遊候由、

明暦二年八月十五日

前_レ期三日、齋戒、

沐浴更衣、不_ニ飲_レ酒茹_レ葷、不_ニ弔_レ喪問_レ病聽_レ樂、

凡凶穢之事、皆不_レ得_レ與、

前_レ期一日、設_レ位陳_レ器、

主人帥_レ衆、大夫及執事者、酒_ニ掃正寢、洗_ニ拭椅

卓、

考卓 茅砂

祖妣卓 茅砂

祖考卓 茅砂

香案茅砂

詣_ニ香案前、跪告辭曰、

孝孫左近衛權少將松平新太郎、今仲秋之月、有

酒 支 火 湯 祝
瓶 爐 酒 瓶

所の職を、左様の身構してよかりなんや、汝か父伊賀は、遠き慮有て、予をも大に諫争、人をすゝめ其職に任たる者也き、よも汝は伊賀か子にあらし、伊賀今隠居したる故に、汝年若けれ共、政を執行ふへき者と思ひたるは、予か不明也、汝は伊賀か子也や、又誰人の子也やといひ聞すへしとて、しきりになしらせ給へは、大學頓首して居たりけるか、涕泣しけるを御覽有て、さては伊賀か子にてもありけるか、汝等ことき者に國政をとらする事、危き事也、能心得よと仰せて内に入らせ給ひけり、後、後に世に稱せられたる義口は、此大學が事也、

一御隠居已後も、半年程つゝ、度々江戸へ御詰被遊、御鷹なと御拜領ありて、御道中も御殺生御免の上意有之、

一御年寄共へ御遺言にも、兎角其方達も能々被心得候へ、銘々の上にてても考て被見候へ、大身成ものは、家老たるものよくなければならぬものにて候、國の仕置も其方共に任候へは、随分平生無油斷、諸事可被附心候、其方共家も、家老能候へは、治り候ものにて候事、

一御病氣御大切に成せられて、大坂の良醫北山壽庵

を召して、御胛被仰付、退ていふ、御病治すへからす、御着物等諸事御家風質素成事を感じて、大守誠に君子也と感涙して歸る、初は御内所に御座在しか、後に甚重らせたまひて、御表へ御出被遊、昵近の諸士共御介抱申上る、

一御病中眞桑瓜を御好被遊、其節未熟瓜不自由につき、池田美作家に出来るを献上す、御好のものなれ共、指出候を御覽ありて、先御廟へ備候様に仰て、其後被召上、御一生御廟を御尊信被遊候事甚厚し、

御病中瓜を御好被遊候故、御忌祭の節、御果子の内へ必瓜を獻せらる、御逝去砌、餘程の年數の内は、極て美作家より指出候由、其後者郡中より出す、たとひ未熟候節にても、被獻事于今其通也、

一天和二年壬戌五月廿二日、岡山西御丸にて御逝去被遊、御享年七拾四歳、初喪より大祥忌に至るまで、御祭禮儒禮を用ひ、六月十三日、和意谷へ御入被遊、御棺の木は兼而御壯年の節より、土佐公より被進有之由、諸役人并禮節諸事に記之、

公御一生國事を勤勞なされ、御學文も初めは王學、後朱學御尊信被遊、世に四君子と稱せし其壹人にて、

の敷れたるを着す、御覽有て、御感悅被_レ遊、若き者外儀に心なきは奇特也とて、御手つから御帷子を被_レ遣、

一公御隱居被_レ遊候已後、西御丸に被_レ遊御座、或時最早螢の時分と思召候段被_レ仰、綱政公被_レ聞召、郡方へ仰付られ、早速指上候而御覽被_レ遊、如何にして取來と御尋被_レ成候、在より指出候段申上候へは、百姓の力を勞したる螢は、慰に不_レ成と御意被_レ遊、

一御庭朝顔の垣を、小作事より拵る、もとより新き竹にて奇麗に仕、御覽有て、費成事也、竹の切さし杯は格別の事、かやう成事に、新き物をは用間敷事なりと仰あり、

一或時御涼屋にて、觀世よりを被_レ遊候而、御蚊帳の釣手に被_レ成、是にて用足りぬとの給、御側の者の奢を示し給ふ御趣意也、夜の御召物は、茶羽二重の外はなしと語り傳ふ、東照宮の御廟を御造營に、萬金を惜み給はず、國中堤防殊に力を盡せり、是熊澤氏の教を受用被_レ遊る、故也、

一西御丸西の御堀は、鴨澤山に居る、或時池田大學御供して御庭を廻りし時、此さまより鴨を御搏被_レ遊候

は、能御慰と申上るに、此邊は別而堅き法度場、伊豫殿より免し無_レ之而は、我等自由には不_レ成と御意被_レ遊、大學早速御城へ參、此由申上る、直に御徒頭を御使者にて、唯今迄何の御心付も不_レ被_レ成候、此已後御搏被_レ遊候様にと被_レ仰遣、忝と御返答にて、御搏不_レ被_レ遊、其後四五日過、御對顔之時、御搏被_レ遊候哉と御尋被_レ遊候得者、未御搏不_レ被_レ成候、又御直に御搏被_レ成候様にと被_レ仰候、已後折々御搏被_レ遊候事、

一綱政公の女中懷妊なる有て、次第々々に榮耀に成て、戸障子のあけたて少し音しても痞指發候由、戸障子のあけたて付に、眞綿を付るといふ様成事、萬事はに準せり、公御聞被_レ遊候而、或時早朝暮に及迄、御廟の馬場にて種ヶ島鐵炮御上覽有り、其後自然と痞の沙汰もやみたり、

一或時池田大學、熊澤の事を論して退出しけるを呼返させたまひ、今の汝か云つる詞に、心得られざる事有、誰を何の職に稱すへきやといひしは、もし其人よからぬ時、されはもとより疑存て、決斷し侍らざりし程にやとは申せしなりと、いひひらくへき爲成へし、國の大臣は、人をすゝめあくるを職とす、自ら任する

黄金四萬兩貨し給りしかは、錢にかへ、領内の四方に運ひつゝ、分ちあたへて救ひ給ふ、役人の中に、民の二度三度に及びて米錢を受るあり、如何して改へきといふを、公聞召て、事おそくは民ともいと、せまるへし、幾度なり共あたへよと也仰有、

一寛文元年、和氣郡新田に井田を制作有り、

一同六年、岡山假學校出來、

一同七年、和氣郡和意谷に御墓所思立せ給ふ、公御見分として御出被遊、茅茨を伐て其地を定給ふ、伊里

中村の源助といふもの、御先立御案内に出る、公草鞋にて御步行被遊、源助を御側近く召して、路の印を

付よとて、御小刀を被下、一の御山、寛文八年出來

立、二御山、三御山、四五御山、追々寛文九年十年比迄

に出來、源助家に右之小刀有、寶曆二年春拜見す、赤銅に桐の木毛あり、中央に鳳凰金の居敷、兩端金の

はしにみあり、

一和意谷御墓 下馬より一御山迄八丁といふ、其間ふみ石二千六百七十三、

一御山 參議様

二御山 武州様御夫婦様

三御山 芳烈公御夫婦様

四御山 右近大夫輝興君 武州様御弟、五郎八、 新八郎 機御父、正保四亥、

輝尹君 繼政公御兄、 備後守恒元君 芳烈公御弟、 豐前權守政元君 恒元君御子、 延寶七未、 延寶五巳、 寬文十一亥、

五御山 攝津利政様 參議様御子、 政虎君御 弟、 寬延十六年卯、 加賀政虎 様 參議様御子、 輝興君 弟、 寬延十二年亥、 恒元君御弟、 お六様 芳烈公御娘、 延寶七未、

一御幕祭、毎年二月九日、御同姓衆御名代有之、酒果

茶御備、

一國中遠在へ御扶持醫者被遣候事、郡々之内一二ヶ

所宛、手習所出來候事、是を在學校といふ、于今其跡

といふ所あり、

一寛文八年、岡山の學校出來、公并御連枝様方度々御

入、公の至らせ給ふ時は、學校御門前石橋より六七間

も南にて、御駕籠より下り給ふといへり、

一寛支十年、閑谷の學校御造營あり、

芳烈祠堂其外講堂已下は、綱政公の御代におひく

出來、

公の衣服什器有り、皆儉素を專にし給ふ御事のみな

り、

一或時岡山學校へ御入被遊、鐘稽古之内、一人帷子

得に哉と御尋あれば、昨日の御前御裝束にて、若御
叱等有之、御一同様方御寄合被_レ成候事も可_レ有、
但御首尾宜候は、加様に御同道被_レ遊御歸之事も
可_レ有、吉凶共に御客可_レ有と御答申上れば、彌忠義
の志、御感悦不_レ淺事、

一正保元年甲申、御願有て、東照宮の御廟の造營有
之、同三年丙戌より、御祭の大禮初てあり、夫より歲
歲行はれし、先御祭前日通御の道筋御見分被_レ遊、當
日にて御參拜、夫より御旅所へ御出被_レ遊、明曆三年
丙申九月十七日、初而流鏑馬十つかひを命らる、如何
成人かいひ出しけん、因幡にて流鏑馬は馬工郎のす
る事也といふ事を聞召、諸士登城の時、御前にて上泉
治部左衛門を召て、東鑑やぶさめの禮儀の所を讀み
命せらる、鎌倉將軍の時、八幡の流鏑馬の儀式、其姓
名を高らかに讀、私黨の旗頭熊谷小次郎、的持の役た
る由に及てやみけり、夫より少も勤事を厭はず、寛文
八年九月十七日、東照宮祭禮、諸士甲冑にて供奉す、
今年真田將監侍大將にて、公の前を過けるか、餘人皆
平伏しけるに、將監一人しかせさりしを、側より無禮
也と云人のありしに、公、將監は軍禮を誰に學ひける

や、介者不_レ拜禮曲禮に見ゆと云事、周の代の古禮と仰あり、

或時御側の者に、誰ははや疱瘡仕廻候哉と御尋被_レ
遊、疱瘡は仕廻候得共、未流鏑馬不_レ相勤と申上る
を御聞答被_レ遊、其譯を御尋被_レ成、其者與_レ風誤て、
下にていふ流鏑馬はいのち定といふ俗談を以て御答
申上る、度々御問返し被_レ成候ゆへ、やむ事を不_レ得、
俗語の趣意を委く申上れば、親の身にして夫程に思
ふ事ならば、やめて可_レ然と仰有てやみ候由、

一説に、流鏑馬止候事不_レ詳、的三つに中れば、射上
とて再ひせぬ事、菅八内射上と、菅家にいひ傳ふと
もいふ、又八内射上し後も、慥に有たり共いふ、
芳烈詞堂記に見ゆ

一承應三年甲午の秋、備前洪水にて、百姓の難澁は云
斗なき事也、公倉をひらきて濟ひ給ふに、悉く及ひか
たかりしかは、大きに思召して、是予か政事の不善
成に依て、天の戒め給ふ成へし、罪なき百姓の此災に
かゝる事、悲に餘ありとて、枕食をやすんし給はず、
熊澤助左衛門御前に出て、此事を議しけるか、臣に一
勺の策有とて、江戸に參り天樹院様より公方様へ申
こはせ給はり候やうになけき申なは、捨置せ給ふへ
きに非すとて、頓て直に備前を發してかくと申せは、

を獻せらる、「嶺に生る松の千年もとり添て君かよわ
ひを契るくれ竹」此頃因幡國公の封疆たるゆへに、嶺
に生るとは讀せたる成へし、

一同九年壬申、大猷院殿俄に公を御召ありて、因幡よ
り備前へ封を移すの命有、五月廿三日、因州を發し給
ひ、道中殊外急かせ給ふ、あふ付馬に召給ふ、此時の
あふ付馬に敷たる鞍、今武具藏に有りとなん、

一寛永九年壬申、忠雄侯卒去有、公の叔父なり、殊に
悼せたまひて、「うきにそふ涙はかりをかたみにて見
し面かけのなきそ悲しき」と讀給へり、

一同十年、大猷院殿向井將監忠勝に仰て、相摸國三浦
にて安宅丸といふ大船を造らせられ、同十二年六月、
江戸の海上にて御召初の規式有、諸大名品川海邊に
出給ふへき由仰出され、公には大夫人の召させ給ふ
御帷子を被_レ爲_レ借、それを召して、猩々皮の陣羽織に
て出給ふ、御出掛御式臺に立給ひ、御扇をひろけて差
あけ給ふに、御軍扇也、衣服の體よりしてあやしき事
よと、御供の人々思ひ居たり、扱品川にて諸大名群集
し給ひ、如何成御裝束やと尋らるゝに、いや少し存る
旨の候てと答へ給ふ、程なく大猷院殿御船にて、諸御

大名の前を御通り有けるに、あの衆に替りたる衣服
は備前の少將成へしとて、小船を以て御召有、公則安
宅丸に乗り移らせ給へは、大猷院殿御尋あり、公謹て、
御祝の儀式は御船の内之事、我等は陸の警固し奉る
と存せし也と答へ給ふ、大猷院殿則其羽織くれられ
んやと仰有、脱て奉られしかは、酒盃を給はり、公起て
自然居士の曲舞せられしを、諸大名陸より見やりて、
驚く斗也、夫よりして諸大名直に出仕有へしとて、品
川表を退出有けるに、供の人々遙の脇にひかへたる
故、一時に集りさはかしき事大かたならず、公の扇を
差上給へるゆへ、御供の面々、殿にはあれにとて、頓
て集りければ、公諸大名に向せ給ひ、供の人々騒動と
見へ候、予か家來を殘置、予か邸へ追々あつまり候半
様に申傳させはや、其内予か邸に立寄れ候なんや、一
所に御悅に出仕し侍らんと仰られければ、皆忝とて
引伴て、品川より龍の口備前屋敷へ御步行にて來り
給ふ、無_レ程御料理を出して御もてなし有、是は伊木
長門六十人前の用意致し置けり、其後供の人々集來
て御出仕有、

翌日長門へ、昨日の料理用意致置候は、如何様成心

被_二仰渡_一候由、則何れも退出せんとする時、善左衛門に扱右の鷹は如何仕たると御尋有ければ、切腹間も無_レ之と存、此間に二羽共料理仕候而、給候よし申上ければ、如何様そふ有ふと仰て御笑被_レ遊候よし、

一或侍御留場にて致_二殺生、御鳥見吟味の上達_二御耳_一被_二仰出_一候は、御免の札場三五間の事は、能々吟味を可_レ遂とて、其夜密に御免札建所をかへ置候様に被_二仰付_一、翌日御鳥見吟味被_レ遣候得は、御免場相成候故、鳥見之無念に成候而、侍は御咎なし、侍を御助け被_レ成候御趣意なり、

一或侍御留山にて、松を堀り歸るを、山廻り見付て、吟味の上達_二御耳_一、留山にて松を盗、其上に山廻りを打擲する事、重々不届也、其分に不_レ成事也、扱其松は如何致し候哉と御尋被_レ遊、取歸庭に植置候と申上る、左候者許し可_レ遣、彼か庭に植置には、山に有も同事也、若伐梓候者、屹と申付へき事とて、御叱置被_レ遊候事、

一御普請所にて、出羽足輕役を、御徒奉行の者叱候ゆへ、出羽怒りて御前に参り、しかく_レの事候と申ければ、公夫は奉行の申所是尤也、其事予は櫓より見た

り、侍にあらすとも、予か法を受けて下知する事なれば、其人の輕きによるへからず、法度に背候故也と被_レ仰しに、出羽氣色惡敷被_レ退候様子御覽、御呼返し、天城へ引込被_レ申と相見候、予にたてつく事奇怪也、只今討手を申付へし、天城へ引込たらは、汝か手柄成へしと仰ければ、公族大臣詔言様子にて事やみけり、

一山内權左衛門へ被_レ下候御書付寫、堅紙也、山内與入郎りも此通無_二相違_一、(◎字配り持傳ふ、文字のくはは今便に隨ひて改めたり)

一心を正しく義を明にするを本として、其職を可_二相勤_一事、

一寛弘にして人の言を許容し、權高に無_レ之、末々までも物申よき様に可_二相心得_一事、

一財寶之出入義を專とし、萬滯なき様に可_二相勤_一事、

年號を記し傳ふるものを爰に輯む

一寛永元年甲子、台徳院殿世子と俱に上洛有、公も供奉し給ふ、同九月六日、上皇後水尾二條の城に幸せらる、和歌の御會有て、竹契_三退年_一といふ題を以て、公國風

引おこしけるに、あやまたす鴻ヒシヤク貳羽つなきに打けり、思ひよらす驚入て、此御留場にて、鳥搏へきとて鐵炮を乞しにあらぬに、火繩をはせし段如何したる事やと僕を叱りければ、僕は御留場といふ事は不存、鐵炮こそと仰候へは、鳥御搏に成候と心得、口薬も改め火繩もはせて、例の通に渡しまいらせ候けるといふに、兎角なくて、此上はせん方なし、あの鳥取て參れとて取よせ、又鐵炮も鳥も僕にもたせ歸らんとする所へ、御鳥見の者駈來、何人にてかゝる不埒候哉と咎ければ、有のまゝに語りぬ、誤り入候へは、歸候而早速申上、いか様共御成敗を待候心得の由のへければ、夫は兎も角も、何分御法に候間、右の鐵炮并鳥御渡し候様にと申しければ、いやそれは存もよらぬ事、成申間敷と申候に付、互に言葉もあらく成、鳥見も是非なく、家來の持たる鐵炮をとらんとしける程に、善左衛門拔打に鳥見を討果し、夫より急ぎ岡山へ歸、頭へ參右之段々申達候處、とかふ可_レ申様も無_レ之事共、先差扣被_レ居候様にと申、直に御家老衆へ申達候へは、夜中ながら明日迄は延かたしと、直に登城して委細に申上る處、是は急に下知も難_レ致事に候

間、先明日の沙汰に可_レ致とて御聞込被_レ成候而、御家老を御下けに成候、扱五日め迄も何の御沙汰もなきにつき、御家老衆罷出、頃日の善左衛門儀者如何可_レ被_レ仰付哉と御尋あれば、されは其儀にて候、色々考候處、あやまちなから鳥を搏たるは不埒にも候へとも、鳥見を切しは、身か側近く召仕候て、兼而目かねに違無_レ之様に存候、しかれば目かねに違候者と一様には參間敷候得者、各にも爰に了簡有て、身か目かねに合たる所に宥免候而、此度の罪は指免度候間、左様に心得被_レ申候へと御意に付、御意之上はとかふ申上へき様無_レ之候、仰之通鐵炮は被_レ渡申間敷候へは、無_レ是非_レ右之通致候者と被_レ存候、左候は、御免之由可_レ申間_レと被_レ申上_レは、呼寄直に可_レ申間_レと御意にて、則善左衛門儀被_レ爲_レ召候而、御前に罷出候處、扱不埒の儀致候、しかし鳥見に鐵炮とられ候は、無_レ是非_レ切腹可_レ申付_レ所、兼々身か目かねにはつれざる致方故、留場の定に背候咎も差免候間、只今迄の通相勤候様にと被_レ仰渡、扱御家中へは、留場の義向後堅相守可_レ申候、假ひ善左衛門か如きの過有_レ之候共、聞届申間敷候間、屹度相觸候様にと、御家老衆へ

遣にては出來す、然れば末はしらす、差當り樂にはならすして、無益の事多し、夫よりはかくのこたく心の儘に、行度所へ行、休度所にて田畠の心地能生立たるを見る事、此上の樂なしと御意あり、野鳥飼鳥一つに遊といふ前句に、治めしる國のまかきの内なれやと被遊し御心の内の廣き、衆と共に樂給ふ事也、

一鷹狩して歸らせ給ひ、城へ入らせ給ふ時、青地三之丞、今日の牛旁狩、得もの多かりしやといひしを聞召、おかしき事を云へる物かな、子細有へきとて問せ給ふに、三之丞承り、過し頃鷹狩の御歸に、當番の者のつかれたらんとて、其日の得ものスイモ義にして賜りしを、忝事と思ひしに、牛旁はかり也、さては今日も牛旁を狩らせられしと心得候と答申せしかは、料理人を叱らせ給ひて、其日新に雁を羹にして、當番の士に賜りたり、

一御野郡野殿村の邊へ、極月廿日過御廻り被遊候處、御道筋の村にて、小屋を崩し候所一二箇所あり、様子を御尋被遊候へは、屋根替を仕候由を申上る、又先にては御覽、御尋被遊候ゆへ、かくし申事もならず、年貢に差つまり家賣拂候由を申上る、直に御歸

被遊、殊外不便に思召、御貸米被仰付候事、

一難波町御堀御ねらひに御廻り被遊候節、或侍の家へ御入、裏の堀に居候鴨御ねらひの時、茶園に大根の見事に出來たるを御覽有て、亭主歸たらは、大根か能出來たるそと心得てくれよと仰置る、御草履取は、路次の外に脇指をもたせ置内へ入る、御歸掛に御覽被附、何者の脇指そと御尋あり、無何心御草履取の脇指の由を申上る、不相應成者者、糸にて柄を巻とて御叱御暇被遣候、夫にて御家中之者迄、輕きものは皆々革柄に仕替候事、

一惣而御野廻等に御出、御歸の節、途中より雨降出候へは、御供と申し事に、町口迄は御ぬれ被成候而、御歸被遊候故、御供の面々ぬれ候ても、何共不存由、伊豫守様信濃守様御同道の時は、是亦御一所に御駕籠にも不召、御ぬれ御歸被遊候由、

一青地善左衛門鐵炮獵を好み、暇日には必出遊ふ、一日備中松島邊へ行、得もの少く、黄昏に御野郡今村邊へ歸りしに、折ふし田面に鷹數多居たりしをみて、僕に持せける鐵炮おこせとて、取てねらひけるに、火繩のはせてあるとは思ひもよらず、目當にのりければ、

御見及被_レ成、直に其所へ御越被_レ遊、御直にも様子を御聞せ、御前へ召れ參候而、脇より掛置候はたつけをとらんと仕候と申上る、盜は左様にてはなく、はたつけの下よりねふかをとらんと仕候由を申、御聞被_レ遊候て、入牢被_三仰付_二候、盜ははたつけよりねふかを輕き事と心得申上る、他の物は何程をもく其所によるへし、ねふかは壹本にても、民の作物に手を掛候段、指免しかたく候間、右之通入牢被_三仰付_二、

一御野廻りの節、稻の未穂に出さる内に、此は何と云稻そと度々御尋被_レ成、郡奉行申上る、御聞被_レ遊候而、間には左にてはなし、是は葉は廣ければ何にて可有とて、地主を公御尋被_レ遊候へは、果して其通也、稻の名も知らぬ郡奉行、百姓を養ふ事危事也と仰らる、

一御野廻りの節、代官の宅へ御寄被_レ遊、御書被_レ遣候物有_レ之、其砌迄は代官村々内出張、何となく勢有_レ之、百姓こまり候様子被_三聞召_二、御書調被_レ遣、其文言、年貢取立之事、宗門改之事、此外何れにも構申ましく候、

一或時獵より歸らせ給ふ時、名主の家に人多く集て

躁敷、何事そと問せ給ふに、獵_ヲを追入て候に見へすといふ、公聞召、あやしき物也、鏡を入れて見よ、化物の明を奪ひかたかるへしと仰有り、果して梁の上にかゝみ居たるか、鏡の表にうつりたり、

一御野郡中原村に、公の遊覽の地あり、旭川の傍にて、夏日暑を避給ふ時は、こゝに至らせ給ふ、名主の家に暮と幕申を預け置せ給ひ、幕打廻し毛氈を足の上敷て、辨當をひらき慰せ給ふ、今に其地數丈の間、牛馬を牧せず、公のいこはせ給ふ地とて、民共敬せり、世人此地を御涼所といふ、

一旭川の東岸に花畠_{今諸士の居宅有}といふ所、もと清泰侯備前へ封せられおはしましける時の別業にてありしに、公儉を事とし給ひしかは、これを壞て、奇石をは皆地中に埋させ給へり、公身を沒らせ給ふ迄、峻宇彫牆の好み露計知らせ玉はず、

一灌子の弦の邊にて御烟草被_三召上_二、御野郡上道郡御覽渡し被_レ成、御爵散被_レ遊御側より、御城の後に好場所も御座候へは、御茶園仰付られ候て、御慰にも可_レ然哉と申上る者あり、_{其時は御後、圖もなし}それは慰にも可_レ成か、大分の田地を費し、人力を苦め、予も又大抵の心

節、御夜具不_レ被_レ爲_レ持、御挾箱の内へ御蒲團を御入被_レ遊候而、夫にて御仕廻被_レ遊候故、信濃守様なども、其節は其通に被_レ遊候、惣而御殺生の節は、萬事手輕に被_レ遊、焼飯を紙につゝみ、御袖に御持被_レ成、加様に無_レ之而者、殺生はならぬもの也と仰有、夫故信州様御殺生の節、公の御傳授にて、焼飯御持被_レ遊、御晝休など、民家へ御立寄被_レ遊候而は、耕作の妨と思召、多山野にて御濟し被_レ遊、耕もの去らず、道を行者を不_レ拂といひ傳ふ、

一御野廻り御晝休にて、白魚を御吸物に指上る、御椀の中に砂氣有_レ之、以の外御機嫌損し、無念之儀と御叱有れば、御料理人御前へ罷出、乍_レ恐申上候、御椀の中には中々砂は無_三御座候、今日は風立候ゆへ、公の御口中に砂氣御座候と奉_レ存候、御口を被_レ嗽候而御上り被_レ遊候へと憚る所なく申上れば、公いかにもいかにもと、即御手水を被_レ成、御上り被_レ成、汝かいふ所尤も也、我誤れりとして御笑被_レ遊とかや、一御野廻りの節、大なる蜂の巢を御杖にて落し給へは、數十の蜂飛出て、人に付に依て、御側の面々拂々するうちに、覺へすしらす御前を退、や、有て皆々走

集て、御容體を奉_レ伺は、蜂十はかり御身に留り有を、一つも御はらい被_レ遊す、泰然として御座被_レ遊、此時

何も赤面して恐入たる風情なれば、公顔色を正して

の給く、分厘の針を以てさす虫にすら、我をわすれた

る有様也、況や尺の劔を以てせば、各いかんと御意有

れば、各絶入心地したりといふ、御庭を御廻り被_レ遊候時諸家深秘録に豊前守様とあり、の事といふ説もあり、

一御鷹狩御歸に、伴福村にて、路に倒れたる稻穂を紙

にて御くゝり合せ給ふ、民の傍に在て見しかは、いかなる故にやと口さらしかは、役人此内申上る、公や、

黙して御座被_レ成、子細もなき事也、予あやまちて踏

倒して、民の日にさらされ雨にぬれ、千辛萬苦したる

物を足にかけたれば、天道を恐れてそくゝり置たり、

とくからせとそ仰あり、

綱政公或時、美濃紙に文字を御書被_レ遊候節、御書

そこなひ被_レ遊候而、餘紙に御調被_レ遊、初の御そこ

なひをは、御側の者もみ捨る、其時其紙は惜しむに

あらず、又相應の入用有へし、此紙は殊外人力を費

したる物なれば、捨へからすと御意被_レ遊、本文と

同一揆たり、
一御野廻りの節、或所に盜捕候として、ませ返し候様子

て、俄に時雨車軸を流し、面も向得ざる折から、皆々鐵炮を持出し候様にと仰有り、岸藤右衛門長候といふより早く、手勢の先に進て下知すれば、組の足輕數十人、一列に立並ひ、つかへ放しに狩立ける、かゝる大雨の中に、手早く次第もつゝき、間れも遅速など甚見物事にそ有ける、公も大に御感有て、是も御手つから御羽織を賜りける、又相圖の具を被_レ命、此時御貝吹の者坂を登り、息喘て吹得されは、上泉貝を取て吹に、大に響けり、御感悦不_レ淺となり、珍敷大猪狩とて今に云傳ふ、御獲もの甚多かりし、

此御狩の時にや、又外の時にや、是も半田御狩の節、鹿一疋せこの間を抜々^{⑤脱}字カ郷司長左衛門青地三之丞に被_レ仰付ふせきける、其後は一疋も不_レ拔、若一疋にてもぬけ候は、切抜すへき覺悟にてふせきとるよし、此時草の陰に鹿一疋臥しを、執田彦八郎青地三之丞に被_レ仰付、兩人矢玉兩脇に中り候由、被_レ爲_レ召候御羽織を三之丞に被_レ遣、御挾箱の御羽織を御取寄に而、彦八へ被_レ遣、鐵炮たゝきはにて致_三堪忍_二候へと御意被_レ遊、

一鹿久井鳴猪狩、其曉雨天に付、御目覺も申上兼候得

者、少く遅く御目覺申上、雨降候故延引と申上候段、御側の者申上候得者、雨天には出陣はならぬかと被_レ仰、甚御機嫌悪し、朝七つ前長門身拵して罷出、殿には未御拵被_レ遊候哉と被_三申上_二、依_レ之御機嫌勇々敷御出被_レ遊、雨天なれ共御傘も不_レ召、一同の人數と同敷御ぬれ被_レ成、御火繩消可_レ申とて、漸後には御傘を指掛候事、

一赤坂郡に狩し給ひ、夫より數日村邑をめぐらせ給ひし時、或所にて農を集め、終日耕業をかたらせて聞し召、日暮て老農共退出けるを、呼返し給ひ、植物の中何物か第一に多く得るやと問せ給は、答申上けれとも、怪しみ給ふ色有、や、有て、土地に依て多寡の不同有へし、聞及たるは、異國にても芋を植て富たる物ありと云、試に色々の物を植て見しに、果して芋に及ぶ物なし、芋壹つを植れば、大抵壹升を得つへし、一反に十石を得へし、燥濕の地にも不_レ寄、培さのみかたからず、葉も莖も食ふへき物也、五穀に次せるもの也、汝等かしらさる事はあらし、土地の不同なるに よるならんと仰あり、

和氣郡坂根村井手へ鳴を搏に、御逗留に御出被_レ遊候

忠義と存罷在候由被_レ申候、兩人共目前詞なく有りしかは、公御執成被_レ仰、夫より和睦有_レ之、淡路を饗應せられしといふ、

一備前軍者^{山田道悦}成_レ來りし時、公甚御信用被_レ遊、其節諸事手輕き事を專一といふに付、御狩の節も、御自身御腰付を御持被_レ遊候様に申上ると見へて、其通に被_レ遊、伊木長門御供に參る、如何にも結構成辨當并酒肴を數々持參し、御休の時、素より公は御腰付の事なれば、御幕もなく、少の間に御晝食被_三召上_二相濟候、長門は幕を張、右の辨當を取出し、時を移しぬ、御待兼被_レ成、御使を被_レ遣、長州其御使を留て、酒肴を出し振廻、又御側の者を被_レ遣、又如_レ前して御使をかへさす、四五度にも及て、餘り御不審の思召、様子を見て參候得と被_三仰遣、其者悉く見届歸て、具に言上す、以の外御機嫌損し、直に御歸城被_レ遊、追付長門を被_三召出、今日の致方定て存寄有て致候と思召候段、甚御機嫌惡敷被_レ仰ければ、長州少も憚る氣色なく、成程少し存寄も候へとも、是は跡にて可_三申上_二候、先御前の思召寄から承度奉_レ存候、御大名の御腰付辨當、は何事にて御座候哉と申上、公被_レ仰候者、兎角武家と

しては、平生手輕事を專一と、身持を心掛仕習可_レ置事也と被_レ仰、長門申上候は、夫は尤も可_レ有_三御座、御尤には奉_レ存候得共、此長門か目の見へ申内には、御前へ御腰付差上候事、如何様の事有_レ之候共不_レ仕候と、居丈高に成て申上ければ、忽に御顔色和き、扱々

是は身か心得違也と御意被_レ遊、一幅多山猪狩、格別に大勢を催されて、追留は北方村三野村前の曠野なり、公は土手筋大樋の上に御狩場を被_レ居、射手組士鐵炮の二組は、御左右手先へ出張、御軍監上泉治部左衛門は御前に在りて大鼓の役なり、輝録君池田佐渡は中備、老中共は皆責子の手の大將たり、木下淡路守榎戸川土佐守様山崎甲斐守様御見物として御出、各御狩場を設らる、大猪壹疋狂ひ出て人を傷る、久保田清閑七十有餘、弓を執て馳向ひ、聲を掛て矢をつかへは、即時に飛來を、間近く引請て、一矢にて射留たり、餘り手際にて、一同に鯨波を上て譽たり、公も御悦喜不_レ斜、老武者仕たるものかなと、返すく御譽め被_レ遊、則召たる御羽織を被_レ下、又一人此名不_レ詳、鐵炮にて狂ひ猪を間近く引付搏留たり、是又手際成事甚御賞美有、日既に晩景に及

弓を出す、公是は頃日汝にあたへたる弓也、別の弓を出すすへしと仰ければ、十郎左衛門、いや此外に弓はなしと申上れば、さらは返しあたふると被_レ仰とそ、其弓今に山川の家に秘藏の器とせり、

一常に國計を重き事として、時々自ら開召、量_レ入以爲_レ出給ふ、且錢を鑄らしめん事を議らる、富國の計是より然るへきはあらしとて、其事定りけるに、錢を鑄上手を諸侯の國へは出されざるよしなれば、湯淺右馬允を使として、京都の所司代に所望有ければゆるされぬ、是より國殊外富たり、其錢を鑄所、今の錢屋敷也、

一青地三之丞射藝の妙を得たるといふ程の者也、寒中に射けるに、公御覽して、三之丞かはなれ、今日は見苦しきはいか成事と問せ給ふに、三之丞、歳暮の近く、勝手の殊外にあしく候と申上ければ、公笑せ給ひて、銀子を賜りけり、

一山川重郎左衛門へ節季詰りて御意被_レ遊候は、定而子共に着る物など致遣候哉と仰らる、殊外勝手不如意に①候脱力故、段々せかみ候得共、得致し遣不_レ申候と申上れば、定て左可_レ有、是を遣候と被_レ仰、小判貳拾兩

紙に御包被_レ遣、難_レ有御禮申上罷歸り、かそへ見候へは廿一兩あり、翌日罷出候節、右之壹兩を持出、御前へ罷出、昨日は難_レ有仕合、家内一等に難_レ有奉_レ存候、扱小判を數へ候へ者、如何様に仕候而も、廿一兩御座候故、壹兩は返上可_レ仕と持參仕候段申上候へは、そふも有まい、是へ_レとて御取返し被_レ遊候事、
一或夜御菓子に蜜柑を被_レ召上、御側醫讀見三いふ、夜中冷物を御用捨可_レ然旨申上れば、即御止被_レ遊候、暫ありて御内所へ入らせられ、扱々あふなき事有と御獨言をの給ひ、年寄女中如何様成御あふなき事にやと問まいらすれば、公今醫者しか_レの事をいへり、是尤なり、然るに我も夫程の事は知りて侍りぬと、既に口外へ出さんとせしに、不_レ言して止たりき、若しかいわんには、是より後誰か予かあしきを諫るものあらんや、此醫後に聞て感涙せり、
一御不快被_レ成_レ御座_レ節、御老中共不_レ殘、於_レ御前_レ御軍話の折節、土倉淡路本生言葉少き、被_レ申は、私本生存候は、伊木長門池田伊賀年來不和にて、御爲に不_レ宜候様に被_レ存候、御大事も有_レ之節は、兩人の内一人と、私刺違候得者御爲に宜と兼而存寄居申候、是私の

一誰にてか有けん、長鎗五拾人を預けらるゝに、中々長槍を司るへき身にあらす、吾不肖なるをしりて命を奉るは君を欺く也と申、伊賀強れとも聞きしりは、公聞召、彼には程なく鐵炮を預け候へし、先長鎗を強く預けよと仰あり、伊賀出て又す、むれは、高木左近左衛門側より、我心に能すましき事としりたるに、君命なればとて受へきやといふ、伊賀又かくと申せば、則鐵炮を預けられけり、

一高木左近左衛門使番也し時、御城の東北川を隔て、小姓町といふ所あり、竹林に鵜多ウツタかりしを、家來を遣てとらせたり、公御覽有て、制禁の竹林に網を張事やあると仰有、高木此時當番也けるか、是を聞、さらは家來は死刑成へし、我も腹切へし、戰場にて討死すへき侍を、小鳥に替給ふは殿の過也といひしを、公聞召笑はせ給ひて、扱やみ給ひけり、

一公甚書法を好ませ給ひ、弱冠の御頃にや、青蓮院の宮高純親王に學せ給ひしか、後に中華の古法帖を摹し給ふ、王文成公の客坐私祝の石摺、其中三字缺けるを補書し給ひし、今泮宮に、其石摺屏風あり、何れか公の補書なるといふ事を辨識するものなし、

一山田道悦は新進の士也、或日御前にて物語しける時、殿にはふきを聞き召れすと承候、いかなる故にやと問は、公させる事もなき事とて取合せ給はず、押返して子細の候やと承りぬ、まさしく其趣を承候はやと、しきりに申ければ、公されはよ、先祖護國公の長久手にて討死有しは、ふき皇の中也しと聞召、其軍は義戦に非ざるゆへ、深くなげき思ひ、ふきのうるさきと仰有ければ、道悦謹て、それは殿の大き成幸と申ものにて候、護國公若田の中にて御討死あらんには、殿は飯をきこしめさて、餓死せさせ給ふへしと嘲哢しけるに、公は願て外の事御物語有て御答は更になし、一武藝の内に、別而射法を好ませ給ひ、御居間の傍に巻藁有て、弓組の弦音を聞召す、弓組廿人を擇て麾下に備らる、或時山川重郎左衛門を召して、百射の賭射を被成たり、公九十五筋あたり給ひ、十郎左衛門九十六筋當りければ、公弓を十郎左衛門に賜りけり、程なく又百射の賭ありて、十郎左衛門御相手となりけるに、公九十六筋あたらせ給ひ、十郎左衛門九十五筋あたりければ、公笑はせ給ひ、けふは予勝たり、さらは賭の弓出せと仰ければ、十郎左衛門先に賜りける

く、いつも日暮に及へり、執政の人々公の倦給はむ事を氣毒に思ひ申されしを、公聞召、我國はせはくして、士を多く召置事あたはず、一度士の拜禮に倦事ありたくと、願へ共叶わぬ事よと仰有ける、

一山内權左衛門最初は知行百五拾石也、數年勤役の内、加増可被遣思召候得共、御趣意有之、最後に一度に三百五拾石御加増被下、御次之間へ立候節、此者前廣より加増可遣候處、生質にて若奢り出候得者、家をも減可申と存ひかへ置候、最早あの年來にては、其氣遣も有間敷と、此度數年の勤勞に如斯申付候と御意被遊、別而難有感涙に及ひしと也、

一公の御種とて、小笠原金三郎といふ浪人御國へ參、如何様にも御抱へ被下候様に再三願候由、證據には御守脇指持傳へ居申候由、公聞召、段々御考被遊、若懷妊の女中なと、御暇被遣候義なと御座候哉と思召候得共、少も御心當り無之に付、容易に御抱も難被成候へ共、止り不申候、折節出羽は天城へ潮湯に被參候、最早一兩日に歸候てカも御待兼被遊、御側の小姓何某天城へ被遣、右之事御さばき被遊かた候、如何被思候哉との御意、左右を拂て密に申達

候へは、出羽被答に、夫程の事御了簡無之哉、夫こそ御召抱被遊候か宜候、其段被申上候得と被申候、其趣意は、左様成草臥者、御抱被成上にて、切腹被仰付候へは濟候、其御側歸より先へ彼浪人の方へ、出羽より使者を遣し、御抱已後切腹被仰付候段被申聞候へは、早速御國を歸去候由、夫にて事濟候、出羽歸候而、御前へ出いはれ候は、殊之外御譽被遊、あれ程の事御心附不被遊哉と被申上、

一下濃彌五左衛門今の宇兵衛を召して、池田伊賀を以て櫛外記に預置し弓足輕の中拾人、彌五左衛門に預候へしと命せられしに、彌五左衛門承り、新に預られなんには、拾人はさて置一人なりとも辱と申へし、外記か中をわけて預られたるは、遙に外記にも劣れる明なり、軍旅の事、外記の下にたつへき身にあらすと申す、伊賀側に有ける横目の高木左近左衛門字カにカ向て、唯今下濃か言事道理也と、詞少なくとりあわす、伊賀やむ事を得ずして御前に參り、未申出さるるか、公明敏にてはやく察し給ひ、彌五左衛門いかにいひつるやと有ければ、されはかく申て候と申、公笑はせ給ひ、鐵炮足輕廿人預けよと命せられけり、

三を御呪み被_レ成、兼々其方共へ、外様の事不_レ申候様に申付候處、やゝもすれば左様成事申とて、甚御叱被_レ遊、扱其跡にて、丸毛は鐵炮改の者にもあらず候へは、藝の巧拙に拘らず、其志を見に行候趣意也、何その時は馬前にて用にも可_レ立と思ふ志奇特也と被_レ仰、其後立三其事を丸毛にいふとて、頃日其元の事にて散々御叱を蒙候得共、跡にて加様々々に被_レ仰候段申聞候へは、丸毛感涙して、難_レ有奉_レ存候、

一 お六様御乳兄弟の者、何とそ御徒に被_三召出候様にと御直にも御願被_レ遊、其外御内所御役人より御仕置方へも被_レ願候故、度々窺書にも出候へとも、不_レ被_三仰付、其後お六様御逝去已後、又伺書に出候節、御意被_レ遊候は、此者の事六よりも被_レ頼、内所役人よりも其方共へ願と見へて、度々伺出候得共不_三申付候、其趣意は、内所より願候事にて仕置申付而者、殊外害有_レ之事に候、乍_レ然はや六も死去候へは、一生心に掛事故、此度申付度候間、是は其方共へ我等より頼候まゝ、同心有_レ之様にとて被_三召出、于_レ今御内所御掟にも、御内所方へ願出候事仕間敷といふ御法なり、一評定所月寄の月、公御出被_レ遊、御聞被_レ成候間、算

盤の置上ケにはこりを一桁殘候様に被_レ仰、吝に似たれ共、天下の財を猥に捨候事故間敷と被_レ仰、其年のほこり二百俵有_レ之といゑり、今に御直筆の御掟書有り、

附御白無垢よこれ候而も、不_レ被_三召替候事、御前様御納戸金取替被_レ遊候、御間柄とて御返不_レ被_レ遊と、御直に被_レ仰候事、

一日置若狹家來屋敷の長屋より、水鳥を持って出奔す、尋に人を被_レ出候、自分にも可_レ出事なるに、手ぬるき仕方とて、秋頃より翌年迄閉門被_三仰付候事、

一 丹波守様木樂子の緒_レ御覽候而、公御所望被_レ遊、其代り珊瑚珠の緒_レを被_レ進候、其後又木樂子の緒_レ御所持御譽被_レ遊候得者、可_レ被_三指上_二哉と被_レ仰、最早御入用に無_レ之由御意被_レ遊候事、

一日置若狹直諫申上時、何哉覽被_三申上_二候に、御合點不_レ被_レ遊候得者、左様に御塞被_レ成候而者、御合點參間敷候間、重而可_三申上_二とて退出す、出羽脇に居て、大汗の出るほと氣毒に有しと也、

一出仕の日、餅を串にさしたるを重箱に入れて、公の左右に置、各壹人宛御前にて賜はるを戴き、頓首して退

遊御意も有之、其節初而御側の者も拜見、其後は御沙汰も無之、

一御國中人改といふ事今にあり、今日は切支丹改と見へ候得共、公の御時は、夫はかりにてはなく、村々壯年の男を改、其時々田地に御引合被遊候而、此

村の田地には何十人はなければ耕作不成所也、然るに今奉公人に何十人出居候得者、此村より軍用の時、何人ならては出かたく候と御積り被遊候、人數多少を御考被成候而、奉公人の増減を被遊候上にて、今年は他所奉公人召置候様にと、仰觸等有しと見へたり、

一生駒頼母は、出頭の大小姓頭なり、或時御徒頭某に、於御城一口論におよひ、事にも可成と見へしに、はや御出前にて、御供の差支に成候故、其分にして御共に出たり、其翌日又相供被仰付、於御城出合候節、定而先日之様子ならば、打果しも可致事と思召候處、少も其氣色はなく、和睦の體なれば、其段御覽被遊、如何にも不都合成事、侍の義にあらず思召候而、其翌日兩人共御改易被仰付、出頭なれ共、心底御見限被遊候とみへたり、

一御在國の内は、朝御膳の御相伴に、番頭壹人物頭壹人罷出る、必家内の安否、相組の事、或は先祖の軍功など尋給ふ、毎朝兩人つゝ代り、被爲召、別而眞田將監度々召出され、毎度御咄の上にて、御せり合申候由、

一講釋式日あり、或日講番之者指合候而相延る、醫者中も聽聞に出候に、延候とて鐵御門迄退出候處、又被爲召候而、御意被遊候は、今日は雨天にて、御徒然にも思召候間、醫者仲間取敢ず講書仕候様に被仰付、布施立伯學而首章を講し、其外も不殘其次を講す、何茂兼而心懸候段、能讀候と御賞美被遊、直に今晚御料理頂戴被仰付、

一丸毛元左衛門鐵炮を御上覽之節、大不出來也、丸毛恐入居申、其砌鹽見立三に途中にて逢、丸毛に者、此間鐵炮御上覽之節御供にて候哉、御機嫌如何といふ、立三、御機嫌何の御障も無之と答ふ、丸毛いふ、兼而鐵炮不調法に候へとも、此間の様成不出來は無之、切々恐入候といふ、其後公御寫物を被遊候節、立三御側へ出居申、何角御咄の序に、丸毛恐入たる様子御咄申上候得者、公御側に有之御脇指を御指被遊、立

一泉八左衛門熊澤次郎八弟也、世に有徳の君子と稱す、を評定所へ、列座に御出し被_レ成候、何事をもいはず出候迄也、諸役人無益の事に思ひ、八左衛門をは陶器にて作りたらんかよかるへしと、戯れ評せし位なりし、公聞召て、八左衛門か前にては、假初にも虚妄の事いふ人有へからず、八左衛門か言と不_レ言とはよらしと仰ける、

八左衛門評定所へ出る事、一年餘も過て、大臣達公の御趣意を悟られしと也、依_レ之公の大知なる事を感せり、八左衛門か前にては、事を捌くに私なるの論を憚る、しかれば國政に於て甚益有へし、其御趣意にて出されたり、

一日置草也下屋敷の南百姓の田地、高免にて難義するにより、自分請地に致し候様に願はれ候節、夫は草也に似合ぬ事也、百姓難義に候は、吟味之上免を下ケ可_レ遣事、下の役人は、草也へ氣に入様に申なすものなるを、誠に請て高免の年貢を出候て請地にし、下屋敷を廣く致し候事は無用也と仰ける、

一公の御時は、町在にて金銀御貸り上といふ事無し、其御趣意、若事急にて、大坂迄被_レ仰遣候間も無_レ之時は、領内の金銀貸上ケ可_レ用、平生の事に用候而は、

肝要の急用に不_レ立候とて、大坂にて御借用被_レ成候、夫も毎歲にては無_レ之、御普請御手傳、或は御國中御救など、格別の御物入有_レ之節の事也、國中の金銀は、いつまでも自分の用に不_レ立といふ事なく、たとへは備に成事也、若其節出さぬ奴あれば、夫は如何様にも出させやう有_レ之、國中の金銀は、皆身か金銀に成と仰らる、

一公御力餘ほと強かりしか共、終に御噂も不_レ被_レ遊故、存たる者なかりし、或時備後守様公の御脇指の甚重きを御所望被_レ成候得共、御許容不_レ被_レ成、再三御所望之上に而被_レ遣、扱被_レ仰候は、非力にては用に立不_レ申候、備後守様いや相應に取廻し候と被_レ仰候、左候は、力を見可_レ申とて、蠟燭を五挺横に並て灯し、碁盤にてあをき消す事を被_レ成候而、御自滿の御顔色を御覽有て、又蠟燭を七挺御取寄、豎に燈し並、碁盤にて下より上へ御あげ被_レ成候勢にて、悉く御消被_レ成候、其元には横に並盤を上より下へあをき被_レ申候、夫は勢強く候、惣體力といふものは、頼みにすへき物にあらずと、畢竟備後守様此時糸鬢に被_レ遊、強力苛察なる御様子を御制止被_レ遊候爲に、右之通に被

仰あり、

一公恒に仰けるは、禍は下からといふ諺は諷詞也、下民の禍何とて自らならはしむへき、上たる人の導のあしきに依てこそ、下の人々非義を犯し、刑罰にかゝる事も出来るならひそかし、禍は上からといはん詞をかへて、下からといひつるは、上たる人を戒むる詞なり、

芳烈祠堂記に見ゆ

一國中の淫祠を毀させ給ひし時、安仁神社邑久郡藤井村にあり

は、延喜式に大社と載たり、先王の祀典にありとて造營あり、夫より年毎に、同姓の大夫を命して拜禮の事初れり、

一孝經爭臣五人の章を講せしめられ、大臣池田出羽池田伊賀に、各心をこゝに用ひらるへし、予によからぬ事あらは必諫らるへし、又各も人の諫を能受入られよと仰有しかは、一座皆感し奉りし時、中川謙叔權左衛門といふ、末座より進み出て、只今の御一言、國家永長の兆也、然れ共公は嚴威有て、殊に聰明におはします、又庖瘡の跡ありて、たまゝ怒らせ給ふ時は、一目と

も見られすと、人々皆申候、かゝる事にて御諫を申人の候へき、公先色を和柔にして、諫るものを賞し給は

は、言路開て御益有へしと申ければ、公其眞言を賞し給ふ事大方ならず、謙叔退出し時、加世次春八兵衛といふ、餘りなる事を云しと有れば、謙叔、人臣の職自己の利を思ふ爲にいひたるにあらず、國家の爲に無禮を忘れたりといひし、

一津田重次郎永忠十六七歳の頃にや、不寝番にて居たりしに、公今の時計何時うちたるやと問せ給ふ、永忠承り、寢入候てしらすと申、公黙しておはします、夜明て永忠か座を立けるを見給ひて、事をなすへき男也と、獨ことし給ひしか、十八歳の時、御眼代仰付らる、其日評定所へいて、公務終て後、諸役人物語有れば、永忠末席より、此所は長咄する座にあらずと誠めけり、大臣達公の御前に參り、永忠しかゝの事を申候、廿にもたらぬ者の、餘成事也と申されしに、公扱は予か見る所たかはさりき、思ふ事憚る所なくいわん者なりと思ひたりしに、果して然也と仰有けり、

永忠御前に參て申上る事の有ける後に、彼者はつかひやう悪敷は、國の禍をなすへし、才は國中にならふ者なしと仰ける、

にあらず、何と心得候哉、惣して家中の免引等、心安申付候事不成事也、戻ししはの無もの也、手間不入仕やすきに、今年も不足家中の免引、今年も不足免引といふ様になり、且役人共は怠り出来て、家中は息も不成様に可成と御意被遊候、

一江戸へ御發駕前、故有て伊木長門閉門被仰付、御發駕當日迄御免もなきに、長門家來を呼、供を拵候様に申付、其身も月代す、家來大きに驚、迎も本心にては無之と氣遣す、物見より見候而、能時分に其身一人罷出、又門をは閉て、門前に相待、御與長門か門前へ御出に成候得は、人皆不審して前後を見るのみ、公長門々と御意被成、其儘御輿の側へ寄、天氣宜恐悦奉存候、御留守の義者、例之通何茂申合相勤申候間、少も御氣遣被遊間敷候と申上る、公にも甚御機嫌克、留守之事頼と御意被成、長州退て家來を呼出し、直に御見立に罷出、其後公へ或人申上候は、此義如何不審に奉存候、左様之御趣意に候は、御免被成義、御免無之を、押而罷出候段、御咎無御座は如何と御尋申上候に、公御意に、國の家老たるもの、如何に主人より申付たり○共脱カ其國主の他國へ行に、閉

門して居候様成もの、何の役にか可立哉、不罷出は其通にして捨置申間敷と思ひしと被仰候、

一京より樂人を召し、辻伯耆、東儀修理、窪將監三人來り、士大夫に樂を學せ給ふ、公には特に笙を好ませ給へり、

公の横笛に名つけん事を、中院内府通茂卿に請せ給ひしに、蘆田鶴といふ名を付られたり、空にかけり澤に年經て幾たひ歟霜の蘆田鶴こるふけぬらんといへる歌にとれる也、此笛を其後樂人辻山城守にあたへられたり、辻者天子の御笛の師なりしかは、彼あしたつ天子の御物となりぬ、一説に、山城守を肥後守といふ、信否なし

一三宅大造は平安の儒者也、公の祿を受て岡山に來り公に侍せらる、京都にては何事かあると問せ給ふ、大造云、京極黃門の書法を贖する者の候て、眞蹟と價を同して、大に人を欺く、惜むべき事也といふ、公しはらく有て、いやとよ、夫は必しも人を害するにあらず、予か憎む所は、奸臣の知を賣て人を欺き祿をぬすむ、是は賢者の贖ならんや、終に利口の邦家を覆すに至る、予か國にもかゝる贖あらん事を、常に恐るゝと

申上候を聞て、加介馬上より、八内能見立られ候と賞美す、公にはウキアシといふものならんと被_レ仰候得者、なかはにて馬より下り、乍_レ憚御目刺奉_ニ驚入_一候、此馬を浮足と申もの、江戸中に無_ニ御座_一、扱々御目の明なる義と奉_ニ感心_一、又乘て仕廻へり、其後外より四百石にて被_レ招候得共、御家へ貳百石にて出る、知行は少くとも目の明たる旦那にてなければ、奉公不_ニ面白_一といひしよし、

諸家深秘録に見ゆ

一伊豫大洲の主加藤月窓翁參覲し、道中にて伊勢へ參宮の童に値へり、従者をして其國を問しめらる、備前の民なる由を答ふ、従者戯れて、汝か言は國語ならず、何を備前の生ならんといふ、時に童笑ていはく、備前の民は偽をいふ事を耻、是國主の禁也といふ、月窓翁駕中に是を聞て感していはく、少將の學、其徳大なる哉、縦ひ渠は偽り脱がもせよ、備前には偽を耻といふを以て察するに、其厚き事知るへし、

一御道中へ御納戸坊主三人御供に參候を、御納戸の役の侍より、若病人共有_レ之候ては、三人にて御手支にも可_レ有_レ之段伺候へ者、夫は何人召連候而も、病人はしれの事也、もし指支候者、其方共ともく_レに世

話仕、相勤覺悟に候へは相濟候とて、御増不_レ被_レ遊、御自身にも随分御不自由御堪忍可_レ被_レ遊御趣意なり、

諸家深秘録に見ゆ

一平常易謙卦の辭を誦せり、天道虧_レ盈而益_レ謙、地道變_レ盈而流_レ謙、鬼神害_レ盈而福_レ謙、人道惡_レ盈而好_レ謙、

一御硯箱の蓋の内には、貝にて、懈心一生、自暴自棄、舉_レ世譽不_レ益_レ進、舉_レ世毀不_レ益_レ退、

一大坂大賈鴻の池といふ者へ、初而御借銀被_ニ仰付_一候節、同人備前へ來り、御作廻の趣を承り、是にては始終御差詰可_レ被_レ成候間、御家中御免引被_ニ仰付_一、唯今の内御儉約嚴敷被_レ成候者、始終の御取續に可_レ成候、左候は、當分の御入用者、如何程にても差出可_レ申由、此段池田大學罷出被_レ達_ニ御耳_一、公は御庭に被_レ成_ニ御座_一、奉_レ窺度義御座候段申上れば、公夫より申ても濟事ならば可_レ申と被_レ仰候に付、右之段申上しに、何の御意も無_レ之故、御椽に半時計も大學伺公して居たり、御意には、此度は鴻の池に用事申付間敷候、早々上方へ歸候様にと被_レ仰、其跡にて、鴻の池へは借銀の事をこそ頼みしに、家中の免相談は可_レ頼事

は實説なり、夫故御家老の片倉小十郎は、備前之御恩を不_レ忘となり、

一御道中にて、獻上の御茶壺に付候役人雜兵共、重疊にいひけれ共、御茶壺をは道端に置候ゆへ、銘々權柄をいへ共、第一の御茶壺を道に指置、何も茶屋へ入て休息して、人の當りたる杯咎候、御茶壺を龜抹に致候段、江戸表にて御噂可_レ被_レ遊と被_レ仰候得者、役人殊外迷惑して、御斷を申候事、

一御道中二條番と御同宿に御泊り被_レ成候節、二條番殊外權柄にて、無禮放言有しかは、御使者を以被_レ仰遣候は、加様成振廻苦々敷事、江戸表へ罷越候者、可_レ及_レ御沙汰旨を聞て、大きに驚、俄に慇懃にして、段段閉口仕候事、

一道中甲府様御領にて、馬子横道成事有_レ之候へ者、江戸へ被_レ召連、御着之日、直に甲府様へ御出御對面、御領内某所の馬子、加様成事付召連罷越候、則私の土産に御座候と仰られ候得者、甚御悅、御自分ならては告知する人有まじきとて、御仕置に被_レ仰付、

一大井川の川越人足横道之義有_レ之節も、江戸へ被_レ召連言上被_レ成候而、御成敗被_レ仰付候事、

芳烈祠堂記に見へたり

一御國中宗旨請、神職に被_レ仰付一度旨、江戸表へ御噂も御座候得共、珍敷事故御尋御座候節、御返答に、宗旨證狀取候事、隨分慥に致候事第一と存候故、神職共に申付候、坊主共怪敷往來致候故、一圓不_レ慥、神職者代々其土地に居候得者、是程慥成事は無_レ之と存候付申付候、

一御國にて大鹿狩被_レ遊、餘り仰山にて、江戸表にても御沙汰有_レ之、御參府之時、御老中より御噂にて、御遠慮も可_レ有事の様に被_レ仰候處、御返答に、今太平の時節、人數にて引廻試候事、鹿狩より外に仕方は無_レ之候、去夏以來、休息被_レ仰付、於_レ國元鹿狩り候て試申候、扱々自由にな_レ成ものに御座候、太平の民を教すして軍に用ゆるは棄るといふ、古人の訓もさる事に存候、各には當時御在府にて候へとも、御歸國の節は、かならず御慰なから御試候は、治にも亂を忘れすといふ戒にかなひ、上様への忠たるへしと仰らるれば、何も詞なかりけりとぞ、

一谷田加介江戸に浪人して有けるか、馬を能乗候聞へあり、或時御屋敷へ見せ馬に來りし時、御前御側にハ菅八内罷出候、加介乗足を見て、ヲロシと相見候段

り候而宜申上由、殊之外御感悅之御様子、御使者も一段之首尾にて歸る、

一江戸御屋敷にて御客的有之、小的に中り兼候て、公も殊外不興に思召、青地三之丞は兼而御秘藏の射手成し、當日御使者に出候て、御的に不_レ出、餘り不_レ中故、呼に遣候様に仰有、無_レ程歸罷出ける、しかしかの由を聞、扨射候様に被_二仰付_一時、三之丞矢壹本持出、射上しかは、座客甚御賞美、公にも喜色ありといふ、

一今の學校の地に、御祈禱所圓乘院あり、公の御時は、祈禱も不_レ被_二仰付_一候故、坊主立退き、跡學校に成、年經て右の坊主被_二召返_一候様にといふ事を、東叡山の御門主様へ御願申に付、御大老雅樂頭様を以て、公へ御願被_レ遊候付、雅樂頭様御出候得共、可_レ被_二仰出_一候御咄し移りも無_レ之、又重而御出候節被_二仰出_一候へ者、公早速御返答に、准后様御頼とあれば、致_二承知_一候段、謹而被_レ仰、扨跡にて、是は其元への咄にて候、惣體祈禱と申もの、自身信仰なくては、驗も無_レ之と存候、只今准后様御祈禱被_レ成可_レ被_二下_一共、自分信仰には不_レ存候、まして拙者領内のあの坊主ね、祈禱

信仰に無_レ之故不_二申付_一候へは、夫を立腹に存、我等に暇をくれ候而、國を立退申候、其坊主今更御頼とて、此方より口を下_レけ歸候様には得不_二申付_一候、彼より何とそ歸度段申出候は、御頼の上は成はと望に任せ、寺院并寺領已前之通可_レ遣候、祈禱は向後頼み不_レ申候と被_レ仰、其後歸も不_レ致候、

一松平陸奥守様御幼少にて御家督之節、御知行少は滅候様に思召有_レ之、公御同道にて御登城、未_レ被_二仰渡_一前に、諸役人へ御逢被_レ成候得は、公仰に、陸奥守家は格別之義、家督も無_二相違_一被_二仰付_一候に究たる事、難_レ有_レ存候段被_レ仰に付、其日之外御用有_レ之に託して、不_レ被_二仰渡_一翌日無_二相違_一被_二仰付_一と云、

一説に、御滅に成而被_二仰渡_一候處、御請に公被_レ仰候は、陸奥守儀未_レ幼少にて御座候に、家督無_二相違_一被_二仰付_一候段、再三被_レ仰、其席を御立被_レ成候而も、跡にて陸奥守様の御背を撫て、無_二相違_一被_二仰付_一旨目出度存候、若少にても相違有_レ之候は、我等も此しらか天窓に冑を戴き、後詰可_レ申と存罷在候得者、氣遣に成間敷と被_レ仰といふ、未_レ是否をしらす、兎角公の御一言にて、無_二相違_一被_二仰付_一候事

レ之候得は、切腹可ニ申付様も無ニ御座候と被ニ仰遣、御老中よりは被ニ仰掛候事故、是非々々と申來り、段持重り候程に、公へ御使者にて、御出に成候様に被ニ仰越、早速御出被遊、外御一門様方も御寄合、右の次第如何可致哉と被仰、公大きに御笑ひ被成、扱々何そ六ヶ敷分別も入る事かと存、急に參候處、夫程の事御相談にも不及事、先夫は誠に子共の水掛論といふものなり、彼方よりは切らせといふ、此方よりは不切せといふ、いつ迄いふても鬨は干申間敷候、此度の返答に、覺悟申とあらは相濟申候事に候、其上にも是非々々と理不盡に申され候は、御城へ鐵炮を持掛候上の事、自分も參り掛る不肖には後詰可申と被仰御歸被成、扱此趣早々御老中へ相聞ければ、不_レ安とて御窺にて、新太郎か様に申候は、最早其分に仕て置候へと上意にて事濟候也、

一公終身新太郎様と申き、諸大名此事は如何候らん、改らるへさかと物語有し時、公其事は仰られず、近頃も江戸の町を通り候に、鍛冶に大和守、或は鏡磨に何の大椽など申名の候、さのみ難有も覺候はすとの給ひし、諸家源秘
録に見ゆ江戸御往來關札にも、備前少將とは不

被遊候事、

一酒井雅樂頭忠清公天下の執政として、權威甚盛成し頃、公の御屋敷小書院今の弓場にて、度々御もてなし有、忠清の專姿なる事を仰出されて、上の御爲に大不忠なる由責させ給へは、忠清いはん詞なく、や、有て、少將に任せられ給ひて年ひさしくは、中將に任せられなん事望に有らは、其由を申上へしと語られければ、公中將に進み何の御爲になり可申哉、封地増賜りなは、夫程の奉公をはすきにて候と仰らる、

一右酒井様不食の御煩被成候節、諸大名より贈物珍味を盡せしか、公にも何ぞ被進度思召、御膳奉行を召御相談被遊、うきふ可然に極り、小豆米粉御前へ御取寄、御自身御拵被成候而、小重箱に入、御留守居役御使者にて被遣、餘り少分にて氣の毒に思ひながら持參、御口上申入候處、御使者へ御逢可被成候間、相待候様に被仰出、暫して段々奥へ通し、御居間襖障子を明候へは、夫に被成御座、新太郎殿御使者御懇意之段、御禮可申様も無之、近來決而何も給不_レ申候へとも、御深切之御贈物難_ニ黙止_ニ候間、御禮には給て見せ可申とて、かさへ一つ快被_ニ召上_ニ、此旨歸

見候様に被_レ仰候、見候へは、御召物こけ色に成たり、少も御驚不_レ被_レ遊候事、

一由井正雪甚公を恐れ、逆謀に臨ても、一番に手當巧候はねは、たとひ天下を手に入候而も、心許なくといふたるよし、同人より御屋敷御用聞提灯屋にて、蝶之御紋の提灯あつらへ候ゆへ、提灯屋より御屋敷へ尋に來り、役人了簡にも不_レ叶ゆへ、朝御膳中に窺候得者、御膳御上りさし被_レ遊、直に出袴を召、御側の者御連被_レ成、御式臺へ御出被_レ成、馬々と被_レ仰、其節者御供馬とて、晝夜共閉重門の南白殿有_レ之拵て有し、夫を御自身御呼被_レ遊たり。直に御月番御老中へ御出被_レ遊、たとひ御用指合候共、急に御逢被_レ成度段仰被_レ入候而、御對談被_レ遊、是御穿鑿之手掛初りと云へり、

一備後守様、播州実粟三萬石被_レ進、公へ被_レ下候同事に思召候いふ上意之時、御請被_レ仰上、御退出之節、鬨に御つまつき被_レ遊、外より公に似合ぬ事の様に被_レ申越_レ被_レ聞思、上意、新太郎故に其通也、其悦ひ候處、眞實に思ふゆへ也と仰られしよし、

一或人御使者に行、御口上申入て後、床の楠の繪有を見入て居ける處へ、取次出て、家名を今一應と問ふ、

不圖取込て楠多門兵衛と申、其後先方より、如何にしも、古しへの名將の名義を其儘に附候事、先は遠慮も可_レ有事、御趣意も有候哉と噂有れば、公御返答に、左様の者は手前に無_レ之候、定而楠田門兵衛事にて可_レ有哉と仰_レ被_レ、扱も度法もなき事を申たると御笑ひ被_レ成候而事濟候也、

一因幡御家中澤間八太夫御使者に出、途中より若黨を先へ遣候處、御旗本野々山瀬兵衛殿の供割をして切捨通られし、澤間は跡より行掛り驚、辻番にて子細を尋、其儘矢立に而、御使者御返答、并しかくの事書調、家來を屋敷へ戻し、其身は鎗を取乗出し追掛る、野々山殿は跡をも不_レ見、北條某殿屋敷へ逃込給ふ、澤間は右之門に至り、此内へ唯今逃込候者を御出し候へ、得_レ御意_レ度事候といふ、北條殿よりは兎角申て出さず、其内に因州屋敷より其儘引拂戻候様にと御下知故、無_レ是非_レ乗捨有し馬の片鎧を外し取歸る、此由御上へ聞、野々山殿は腰拔の御沙汰に及び、直に御追放、扱御老中より因幡へ御差紙にて、何と申ても御直衆の事、殊に相手追放之上は、澤間には切腹可_レ申付_レ様に申來、御返答に、中々澤間事毛頭も越度無

一御道中某所にて、先年大猷院様御上洛の時の事語り出させ給ひ、此事誰や覺たると仰有時、扈從したる人なし、石川清介能覺て可_レ有と申、さらはとて清介を召す、清介少しも存候はずと申す、側の人あやしみて如何にと問へは、清介公の聞召所にて、我年久しく勤仕する事怠らず、然るをしらせ給はざるは殿の不明也、今往事を語り出さは、殿の不明を擧るに似たり、己か暗主に仕ふるは耻るにたらず、殿の不明の耻をかくせる故に語らずといひしを聞召て、江戸へ着せ給ひ、清介を召出して、祿百五拾斛あたへられたり、

一何れの御時にや、江戸の朝廷にて、諸大名御祝を述べられ候事ありし時、公夏目長左衛門か箕方か原にて討死せすは、かゝる國家の太平は有ましと仰有けるを、朝廷執政の大官達も、智者の一言、徳川家に仕ふる士の節義を憤發せりといひ傳へ給ひけるとぞ、

一於_二江戸_一御旗本何某御相伴にて、御膳被_二召上_一候節、御汁に菜の虫御椀中に有、蓋を取て御覽付られ、品[◎]早蓋を被_レ遊、御旗本へ被_レ仰候者、今朝之汁は不_レ被_レ給、二の汁にて御支度有候様にと御意あり、御

膳後役人を被_レ爲_レ召、右の虫を御見せに成、無念成事と思召候、然ながら悪心にて致候にては無_レ之、諸役人段々吟味の上にて、此通の事、天命共可_レ申哉、料理人はしめ随分向後致_二吟味_一候様にと御意斗也、彼御旗本顔色を替、感涙に被_レ及候に付、其譯を御尋候へは、私も先年給物の事に付か様之事有_レ之、料理人に其熟鍋をあひせ、惣身やけとにて相果申候、壯年の血氣に任せ候仕方、唯今の御趣意承候而、後悔に奉_レ存候段申上らる、

一江戸上野に、諸大名御宿坊といふて、知行被_二遣置_一候、公にも御宿坊可_レ被_二仰付_一思召に、御留守居共三百石被_レ遣候様に申上候へは、公以外の外御色を變せられ、士を養ふて祿を費せとはす、むるを、士を抱候へは我命に代り候、宿坊無くも濟候と仰らる、

一江戸御詰之内、大雷之節も、御機嫌伺といふ事無候、公思召付にて御登城被_レ遊、御下乗之内、御側三四人御草履取計にて御歩行被_レ遊候、三四間程脇へ雷落、水汲人足を微塵に打殺さる、御供の面々何もたをれ候處を、公御平氣にて御呼被_レ遊、夫に氣を得て起上り追着、彼人足を御覽被_レ遊、不便に思召、扱御脊を

の者を召て、何事を見て參れと御意にて、御供の内何某見に參り、馬子大勢集り、手廻にして居たり、此由を急ぎ申上る、公、悪き奴原かな、一人も不殘切捨候へと御意被成、御供の者共何茂飛掛りけるに、恐れて馬子は皆々逸失けり、直に何某を召て、少も心に掛る事なかれ、何程の卑賤の者也とも、是程大勢して手込せは、是非に不_レ及事也、其方はおくれたるにあらすと御意有、平生御家人は御手足と思召、他へ出て變あらは、身に替てもおくれは取らせ間敷と仰付けり、一青地善左衛門は御納戸役を勤む、江戸御參勤の節、於_三京都_一珍敷筆の物、一條家より御拜領にて、是を善左衛門に仰て、御先へ江戸へ持參候而、表具をいたし、御待請に御床に掛置候様にと有ければ、夜を日に繼て、三日計御先へ着候而、表具出來、御待請の筈に合ければ、甚御機嫌にて、山内權左衛門へも御見せに成、善左衛門へ骨折候故と御稱美有ければ、權左衛門能程に御取合申上、扱_レ申上候、善左衛門義久々御奉公して、加様之序を以て御加増被_レ遣可_レ然と申上候趣、甚御機嫌損し、其方共身に代り、諸士の賞罰も取行ふ身分にて候、然るに唯今の通之儀を申は難_二

心得候、惣體加増新知等は戰場にて一命をかけての働の上にて遣候ものに候、然るを平日の勤功、此度之骨折位の事を以て加増遣候は、右戰場の功のことは、何を賞美加増に遣し可_レ申哉、然は其方なと以の外心得違と被_二思召_一候、善左衛門か此度の褒美は、申付かた有_レ之候、只今はへ呼候へと仰らる、權左衛門則善左衛門を召れ罷出候へは、此度の褒美并兼々奉公精出候趣につき、加増遣候様にと、只今權左衛門申聞候故、加様々々に叱り候、其方如きの勤功にて、加増はとられぬものと心得可_レ申候、此度の骨折に是を遣候とて、御紋附御羽織を御手つから被_レ遣候、一山内權左衛門年來に成て、此度者御道中駕籠にて御供仕度由被_二相願_一、日置若狭何心なく請込候而被_レ伺候處、何の御答へも無_二御座_一、御發駕次第近寄候故、權左衛門よりも度々催促候故、御發駕四五日手前に、又候伺候へは、御意に、權左衛門は年寄候而者、虎口場へも駕籠にて出る了簡に候哉、年來に而道中供難_レ致は斷可_レ申候、駕籠は成間敷と仰にて、若狭も氣之毒なから其由申傳、漸旅駕籠にて、忍ひく_レに乗來候様にと有し事、

の働を御覽ある所なり、江戸御上下度々御船被_レ爲_レ召候事、

一御船にて攝州兵庫の海上にて、難風に御逢被_レ成危く、御供の上下覺悟を極たり、岸藤左衛門船奉行たり、辛勞いふ計なし、血眼に成て下知すれば、藤左衛門を召して御意に、死生有_レ命、乗船する上は、如何様なる難風にて、及_三破船_一共不_レ及_レ力、心を平にして下知すへしと仰有、藤左衛門難_レ有の餘り落涙に及び、忽ち力を得、夢の覺たることく成しと、後に藤左衛門物語也、其時公には泰然として御機嫌御平生也、や、有て漸御船兵庫の湊へ着て、誠に虎口の難を免れさせ給ふ、

此時兵庫綱や新九郎といふ者、明松を夥敷濱手へ出す、依_レ之水主共力を得たり、御着船直に新九郎所に御止宿、夫より今に御本陣に成、

一或時江戸御下向の折から、播州明石の濱島に御駕を居へられ、海上を御遊覽ありて、御喜樂の御様子成しかば、山内權左衛門御前へ出、此間は御機嫌何とやらん御平生ならず奉_レ存候處、今日は風景御慰に相成候と奉_三恐悅_一候段申上候、公、されは毎も國を立て此

邊に至る迄は心不_レ勇、いかんとなれば、思ふに我一人に付て大勢の者共遠境跋涉は、嘸親子兄弟妻妾等に、暫の別を惜むへし、又小身者共、何廉不安塔成事も有へし、彼是不便成事とおもへは、何となく心いさます、去ながら此邊へ來れば、自然と又氣を轉すると御咄あり、御供の人々皆感涙を催し、義心憤發して、御供仕けると也、

一御道中にて、御兒小姓の内に、乗掛に絹の紫蒲團を敷たる者有、御覽有て、何者やらん美々敷乗掛ありと御咄有ければ、皆々恐入、早々右之蒲團やめけり、一信濃守様御同道にて、江戸御下向の時、信州様ひろうと御傘袋を御持せられしを御覽付られ、大國を領する人の傘にや、他所の者にて有へし、我等か行列に混雜不_レ致様にと、山内權左衛門へ御意有ければ、甚御迷惑被_レ成、其夜泥障を切、縫合て改め替らる、一白須賀驛の邊にて、一人の乞兒の其身瘡にて、老たる叔母を養ふて考なり、公被_三開召_一御感淺からず、鳥目壹貫文被_レ遣、其後御通行の節は、國御尋有て、鳥目を被_レ下、常に人の善を賞せる事かくのことし、一御道中或驛にて、馬子大勢集り、騒敷體也、公御側

上泉治部左衛門今跡治部左衛門、山田道悦今跡大之進、富田甚之丞、儒者にも小原善助大文軒といふ今彌左衛門、市浦清七今清七郎、窪田道和等なり、

一元日之御規式、忠孝御掛物御拜有之之事、今以有之、御讀初自筆之孝經、御書初は、天下泰平儒道興行之八字を被遊候事、

一常に小倉織の袴を召させ給ひ、ぬかせ給ふ時も、たむ事なく、柱の竹釘にこよりを引張りたるに、侍臣に命して掛させ給ふ、紫の被の數年に成けるを、山川重郎左衛門替んと申せしに、予吝にあらず、猶かへす共有なんと仰て、又年を経て垢ければ、山川重て何共申さてかへたり、衣服差物大かた此類也、江戸にて御挾箱に金の蝶の御紋付たりしを持せ給ひしに、挾箱は我着替を入れる、器也、誰人に持せて行列の先には有へくもなしとてやめ給ひ、又長刀も無益の物也、婦人の持すへき兵器也とてやめ給ひし、

一お六様初ての御難とて、上巳に御館へ御入被遊、女中共蜆の御吸物にても可指上と伺候得者、夫には及はぬ事也との給ひ、只有合の御菓子御取入候、御祝ひ被遊、御満悦不斜、御土産には紙ひいな金子被

進、此時の御事、御年寄役の女中共、御姫様と申せは、夫は公卿已上の詞也、我等こときの子、しかいふ事なかれと御制しあり、

一御側之者へ、汝らを見るに、衣服に定紋を不付しては不叶やうに覺るとみへたり、紋は何にても濟たる事そ、又或は掛物のたくひ、家の者の書たるにあらされは用ゐず、是皆心得違也、能分限を知れと御意被遊、

一或時御咄之序に、近頃は餘り大なる過ちも無かと思ふとの給へは、泉氏聞て、恐なからそれはいやにて御座候と被申上ければ、公御顔色少し變しさせ給ひて、奥へ入らせ給ふに依て、泉氏退出恐入、翌日出仕をひかへて在宿なれば、御尋有、早速登城あれば、召して御咄あり、御容貌常に變らせ給はず、御機嫌勇々敷、泉氏も前日の事聊心頭になしと見へて、敬謹恭しく、其後再び其事の給はず、泉氏も不申上、識者は是を聞て、誠に君臣合體といふ是なり、此位は道に通したる人ならては知かたき所也といへり、

一二日市町麥藏の川手の門は高櫓也、公折々御出、此櫓に御座有て、御船手へ被命て、櫓の折くらへ、船頭

の學にして、道徳甚尊し、公御尊敬被_レ遊、常に御文書を以て御議論有、江戸御往來には、大津の邊へ出て見へ給ひ、或は御旅館へ御招有て、御饗應御閑話等有、先生没後、神主を西之丸に設給ふ、賢を尊ひ士をしたしみ給ふ事是のみならず、先生の長子大右衛門備前へ御招き、御客並の御會釋にて甚重し、敏達才藝有しに、廿二歳にして病死せり、仲子彌三郎祿四百石、綱政公之御時、病の故を以て致仕して、江西に歸る、先生高弟中川權左衛門、權大夫小、熊澤次郎八、前、家譜、泉八右衛門、熊澤の弟也、加世八兵衛等、甚御信用遊はさる、其外軍功の武藝能有者をは召出さる、草加五郎右衛門、若松市郎兵衛、今跡、齋藤加左衛門今加左門といふ、此三人は、大坂七本鎗の功を以て、祿を千石充賜て被_三召出、草加若松兩人の屋敷は、二日市町、今壹番の所也、公御鷹野などにて御下りの節は、本古戦咄を聞んとて御入有し由、一若松市郎兵衛、草加五郎右衛門は、大坂にて木村長門守重成に屬し、嶋野の軍に戦功ありしかは、采祿を賜り召出されぬ、其前齋藤加左衛門も、木村に屬して戦功有しかは召出されしか、三人武功を論して、先登の先後を争ひ訴に及ひしかは、御前に召て判断せら

る、齋藤が先驅分明也しといへ共、木村が證書候とて出けるに、木村は實は其時證書を與へさるにより、齋藤が訴論然るへからさるに決せしに、齋藤其朝大に酒を吞て無禮放言多かりし中に、御前を退出て、大音をあけて、目くら成殿に仕へて訴に負ぬる由を申ける、面り聞召、齋藤は無禮、謹告せずは虚妄の論長すへしとて、池田□□に預らる、采邑を除かれぬ、されと剛の者なれば、用に在し立へき者なりとて、甲冑と鎗をは口れて、其惣聲には少の怒にカりもおはしまささりけるとかや、

一公の御代、被_三召出一人々多き中に、吉井藤内後一閑と小藤内といふ、鐵炮、櫻井孫三郎今跡、兩人は、鳥原亂に功有を以て被_三召出、岡田甚五兵衛今跡、今西和左門今跡、森脇三右衛門今跡、此三人皆武藝を以て被_三召出、森脇か子右門作射を能し、強弓先、鐵炮は萩野六兵衛今跡、郷司七左衛門今七左衛門といふ、遠射を能す、碓田彦八郎今喜、弓は常地權之丞今跡、中村多兵衛今跡、鎗は佐分利猪之介、今跡、坂口市兵衛、後に勘左衛門と云、子猪左衛門時に退去、家絶、此市兵衛、加藤出羽守月窓翁之兒小姓にて、幼年より鎗御名人の御手筋を學て、勝て上手也、依之月窓翁よ、劍術は戸田權左衛門今跡、馬は市森り御もちひ有て被_三召出、今跡、寒川源太左衛門今跡、久軍者彦三郎今跡、谷口勘兵衛今跡、

重て、京都所司代の譽世に高くおはす、必國の事は先務有へしと語らせ給へは、勝重、さらは可申候、方なる箱に味噌を入れて、丸きしやくしにてとるへき様に、はからひ給はん事然るへからんと答へ申されければ、公や、久しく思惟の後、心得難く候、隅の行届きかたきを如何し候へきと仰有ければ、勝重、其事に候、我は東照宮に仕へ奉り、あまた智謀勇才ありと人に稱らる、諸將をも見申候へとも、公の如く年若くおはして、心を國事に盡させ給ふ人は、今日始めてしりて驚候餘りに、かくは申候ぬ、公の明敏、國中を角々迄野をもちたるやうにと思召ならん、大國は左はならぬ物と承傳へて、唯今のことに申つれば、果して御不審の候ひき、國事は寛ならされは、人心を得かたき事にて候とて、勝重落涙せられけり、

芳烈祠堂記に見へたり
 一常に御母公様へつかへさせ給ひて、御孝養の數々しるすにいとまあらず、御平生御側に御座なさるゝ時、御心を慰させ給ひ、御當座のおとけなと仰られ、御近習の女中までも笑ひにたへす、誠に嬰兒の母に戯れ遊ぶかごとく、扱又福照院様勝れて禮義正敷御座被成候、或時歌舞妓を御覽有ての給ふ、是婦人の

見るものにあらず、客の馳走にも無用の事也と御意有て、其後無據御響應の事あれば、輕き人形つかひを御召被成といふ、

芳烈祠堂記に見へたり

一福照院様御好にて、松を御植させ被遊候時、植やう御氣に入不申、度々植させ候得共、不宣候得者、公自鍛を執て御植被遊候事、

同書

一挾箱持の奴のまね、まのあたり御覽被遊度仰られければ、公早速箆にてまねを遊され、御目に掛らる、其時政言君も被遊御座、御感心御落涙にて、御覽も不被遊候、政言君へも其まね御所望被遊候得共、御笑被成候而不被遊候へは、公怒らせ給ひて、御前を退出ての給ひけるは、國を領する身に親の奉養事かくへきや、唯か様の事にて、其歡を受へき事成に、其心付なきは不孝也と仰ける、寛文十二年冬、於江戸御煩、終に御逝去被遊、公御病中御側を離れ給す、萬事御心被用候御事、御逝去に至り、御愁傷筆に伸かたし、數日水醬御口に不入、御尊骸備前へ御歸、公御道中等人數少にて御供被遊、和々谷二の御山に御合葬、禮節甚備れり、

一江州小川の邑中江與右衛門、藤樹先生と號す、王氏

に付我ならず斯々そ有つらめ、あやしむことなかれ、沙汰なし〜と御意被遊と老人の語り傳ふるあり、されは右のことく晝夜御功實御辛苦の餘慶、大國之主とならせたまひ、御子孫御繁榮なる事、其下たるもの迄も忘るまじき事ともなり、

一先考武藏守利隆公之御時より、松平と被稱へきの命あり、先妣榊原式部大輔康政公の御女、實は大須賀康高の御女なり、大樹秀忠公の御猶子に被成候而、利隆公へ御婚禮有之、福照院様といふ、慶長十四己酉歲四月四日、備前岡山御城にて、芳烈公御誕生被遊、此時尊君より上使として牧野豊前守殿岡山に來り、御祝儀として青江の御刀、信國之御脇指を公御拜領、同十六年、公御歳三説がて東都へ御下向、法式の御獻上物にて、尊君へ御目見被遊、依之來國俊の御脇指を賜はる、已來の事實、公御記録并御墓表に詳なれば、爰に略せり、一公の東照宮に御目見ありしは、五ツの御歳なり、其時御脇指を御拜領、御膝もと近くをはします、東照宮公の鬢髪をかきなて、三左衛門か孫なり、早く人になり給へと仰有、公御拜領の御脇指をするりと抜て御覽有り、東照宮これはあふなき事にとて、御手つか

ら柄を持給ひ、鞘に納められけり、公の退出給ひし後、眼光のすさまじき、只人ならずと東照宮上意ありけり、

一公未幼かりし頃、夜毎に寐に入らせ給ひても、睡らせ給ふ事もなく、曉に成つてわつかに枕をさせ給ふ、近侍の人々あやしみ、いかなる事にや、又わつらはせ給ふ事もや候と尋しに、しかく答へさせ給はさりしに、或夜より特に能寐させ給ひしを、又々其故をとひまいらせければ、我父祖の蔭により、かく大國を賜る事分に越たりと思へり、然れば此國民をいかしして治め養ふへきと、さまざまに心をつくして思慮せしによりて、久敷寐られさりき、思ひよりたる事の有りとよ、昨日論語を讀せて聞しに、予君子の儒となりて、國産を教へやすんすへきといふ事をしりぬ、是に決斷せし上は、別の思慮もなく、よく寝られぬと仰ありけり、御歳十四の御時の事といふ、説には學文思召付の最初なり、一十四五はかりの御脱時カにや、板倉伊賀守勝重に、國民を治め申さん事如何心得候へきと問せ給ひしに、勝重京都の商賣の輩をカの訴を判斷の上に年月を経、國政を行ふ道はわきまへしらすといはれしに、公

及レ國、允齊允治、貽_レ厥孫謀、于_レ今爲_レ烈、故天下有志之士、莫_レ不_レ歡_レ誦_レ盛德、希_レ聞_レ偉蹟_レ焉、國人三村氏、瞻_レ奉所業、渥_レ濡遺澤、恭惟闡_レ揚鴻美、示_レ之後人、無_レ忘_レ覆冒之恩、輒筆_レ所得_レ于國中古錄_レ爲_レ一編、叙事朴直、用意深遠、自謂非_レ敢補_レ史闕文_レ也、問_レ序于予、予異邦外臣、晚生寡識、豈敢贊_レ加一言、顧三村氏至交也、而竊仰_レ止芳烈公之風_レ者、亦有_レ年矣、況去歲嘗一遊_レ備府、於_レ所謂敦土山閑谷等地_レ周覽、咨嗟低回久_レ之、今閱_レ此書、慨然興_レ懷、豈但涉_レ淇澳_レ而思_レ衛武、賦_レ漢水_レ而頌_レ魯僖_レ也已耶、故不_レ敢辭_レ、謹叙_レ其始_レ云、寬延己巳夏四月、河口子深敬識、

有斐錄を拜覽して

子深下同

あきらけき君か御影をと、めおく

ふみこそ世々の鏡なるへし

閑谷の學校を思ひ出して

民草のなひきし露のゆかりとて

こゝろなき身も袖そぬれにき

有斐錄元

一芳烈公の御祖父池田三左衛門尉輝政卿は、永祿七年、尾州清洲の御城に御誕生被_レ遊、天正八年、御歳十六にして御初陣の時、比類なき御働有て、夫より段々御軍功を以て、終に播備淡の主と仰かれ、大凡百萬石と申に成らせ給ふ、其時卿御意被_レ遊る、は、御自身之御暮は、三萬石の御格に被_レ成、御奥の女中も三十人に不_レ可_レ過よし仰出さると也、御前様は中川瀬兵衛殿清秀公の御女也、大義院様と申、御廟に、御被といふ物は、袷にて表唐織にして、色紅枝菊龜甲桐繡、裏は練色紅也、然るに左右共御袖幅は豎に接縫有て、色も取合悪し、是を傳聞に、御有合の物にと仰付らるとなり、御被とは、御袷卷ともいふ、御大名御婦人、書中の對客の時分御用ひ被_レ遊候ものよし、中川様被_レ進候而、今御廟に御藏に有_レ之、是にて當時御質素なる事思ひ知るへし、唯武備御人數にのみ御心を用ひ給ひ、世に名ある浪士をは高知にて被_レ召出、御忠節を被_レ勵、或時厠に被_レ爲入、けしからの御聲聞へける故、御側の人々驚き走て奉_レ伺_レ御機嫌_レは、卿御笑被_レ遊候而、我常に軍旅の事のみ工夫を凝す、今も圖にやりたると思ふとある

廿五日、將軍家歲末爲御祝儀、神尾刑部少輔守世參府、出御前云々、

廿九日、明春元旦之御禮、諸士烏帽子裝束不着者、不可有出仕之旨被仰出云々、

右慶長十六年辛亥自八月朔日、同廿年乙卯到二月廿九日、五箇年日記也、

有斐錄序

予自幼喜覽古記、身賤不能窺國家之典、而野史私乘稗官小說、下及委巷之語、頗嘗涉獵、又過故老、討問諸方舊事、時得異聞、以是折衷今古、粗論大略、蓋道學之行於世、慶長以降、始爲可觀、王室之盛、置寮具官、禮樂文物之懿、固非後世所可望、然其所以爲學者、不過辭藝之末而已、至處心立身之本、則舉歸浮屠之教、降及鎌倉、如秦時時賴、雖有救時之才、而孔孟之道、藐乎無聞、元弘朝、玄惠始講朱註、斯學之兆、才著乎此、下一髮之細、不能騰千鈞之重、禪門之熾、介冑之士、盡論其中、亂臣賊子、交跡當世、而生民塗炭、會天啓明良之會、撥亂反正、時則有藤惺窩氏者、始唱吾道、自此已後、名儒輩出、不特家人士庶、闔閭語孟、而不有公侯之貴、師友布衣、聖賢之道、以修其身、推諸家國、施之政事者、是前世所未有也、而故備前國主芳烈源公最其尤也、公承藉祖考之勢、坐鎮大邦、富貴孰讓焉、而折節力學、洞究心性之微、真證實跡、自家

駿府記終

十六日、大御所下總國千葉着御、將軍家舟橋渡御、土井大炊助所領下總佐倉御鹿狩可有之之旨也云々、

十七日、大御所東金着御、將軍家佐倉渡御云々、

廿三日、將軍家江戸還御云々、

廿五日、大御所東金出御、未刻舟橋着御、丑刻舟橋町中不殘燒亡、但御旅館無恙云々、

廿六日、大御所葛西着御云々、

廿七日、大御所江戸還御、秉燭之比、本多佐渡守從去秋病痾復本、始而出御前、御誕日、久々病痾、大形本復、御喜悅被思召之旨云々、

廿八日、來月四日、江戸御動座、可令赴駿府給上之由被仰出云々、

廿九日、三島近邊、御隱居所可被見立之旨被仰出云々、

極月

三日、明四日江戸出御可被成之旨被仰出、大樹新城渡御、御閑談移刻、本多佐渡守候側云々、

四日、辰刻大守所江戸御動座、午刻稻毛着御云々、

五日、稻毛御逗留云々、

六日、稻毛出御、從辰刻甚雪降、御供之匹夫、於路

次五六輩凍死、未刻中原着御云々、

七日、中原御放鷹云々、

八日、中原御逗留云々、

九日、同御逗留云々、御小人頭稻垣權右衛門誅戮、是者御鷹に行當り、御鷹損するに依て也、

十二日、終日雪降、御逗留云々、

十三日、中原出御、小田原着御云々、

十四日、三島着御、近所明十五日為吉日、御隱居所可被見定之旨被仰出云々、

十五日、辰刻三島出御、近所泉頭為勝地之間、御隱居所可被成之旨被仰出、來春御隱居云々、未刻善德寺着御云々、

十六日、善德寺出御、申刻駿府還御、中將殿為御迎、清水迄御出向、則御供云々、

十九日、節分、將軍家為御使、土井大炊助參府、則出御前、泉頭御隱居珍重思召之旨、自將軍家御内書被進、泉頭御普請、從將軍家可被仰付旨大炊助言上云々、

廿日、立春、泉頭御普請、以日用可被仰付之旨被仰出云々、

廿五日、南光坊僧正出仕、於前殿御雜談、織田常眞御對面、進繻紗十卷被進之、井伊掃部助直孝獻御服十領銀子二百枚云々、

廿六日、從將軍家爲御使、土井大炊助參府、出御前、御密談移刻云々、

廿七日、金地院崇傳長老從京南禪寺參府、出御前、河內矢尾之事令問給、眞觀寺依住寺職也云々、

廿八日、明廿九日、關東爲御放鷹、彌可有御動座旨被仰出云々、

廿九日、午刻駿府城出御、御供奉本多上野介、松平右衛門、秋元但馬、板倉內膳、其外供奉百餘輩、申刻清水着御云々、

十月

朔日、未刻善德寺渡御、路次御放鷹云々、

二日、善德寺御逗留云々、

三日、三島渡御云々、

四日、小田原渡御、安藤對馬守、近藤石見守箱根迄爲御迎參向云々、

五日、中原渡御云々、

六日、中原御逗留云々、

七日、同御逗留云々、

八日、藤澤着御云々、

九日、神奈河着御、幕下從江戶爲御迎、神奈河着御、則御對面、大樹江戶還御云々、

十日、大御所江戶新城着御、諸大名爲御迎、路次迄參向云々、

十一日、將軍家新城渡御對面、御閑話移刻云々、

十五日、大御所本丸渡御云々、

廿日、大御所明廿一日、爲御放鷹、戶田可有出御旨被仰出云々、

廿一日、卯刻江戶出御、午刻戶田御旅館渡御云々、

廿五日、卯刻戶田出御、未刻川越着御云々、

晦日、卯刻川越出御、未刻忍渡御云々、

霜月
二日、將軍家爲御放鷹、鴻巢着御云々、

九日、大御所忍出御、岩付渡御云々、幕下從鴻巢江戶還御云々、

十日、大御所越谷渡御、御鷹場水滯り、御放鷹不成、因茲代官蒙御勘氣云々、

十五日、大御所越谷出御、葛西渡御云々、

九日、尾張宰相殿白鳥被進、是者自以鐵炮令放給云々、今日如例諸士各出仕、南殿出御、仍伴白鳥御料理可被下由、日野入道唯心、大澤少將、畠山長門守、土岐左馬助、同市正、三好因幡守、猪子内匠頭、本田若狹守、堀丹後守直奇、市橋下總守賜饗、志賀御茶壺口令切給賜御茶、今朝從將軍家重陽御服被進、水野監物爲御使云々、

十日、小雨降、佐竹右京大夫義宣大鷹二聯獻之、松平陸奥守政宗大鷹一聯獻之、最上駿河守家親大鷹二聯獻之、本多上野介、安藤帶刀披露之云々、松平忠左衛門出御前、是者先日爲御使赴越後、今度越後少將殿、將軍家御家人二人理不盡成敗之處、何猥之儀有之哉、向後御中違之由被仰遣處、以外仰天雖有之、御陳法無御承引、結句御立腹、尙自將軍家可被仰旨被仰云々、

十一日、松薰宗觀出御前、則松薰大藏一覽一部拜領、道春奉之云々、
十二日、曹洞宗有法問、題本來面目、宗關松薰、十四日、從早天山鷹出御云々、

十五日、諸士如例出仕、雖然無出御、羽柴越中守忠

與御服廿獻之、本多上野介披露之云々、
十七日、今日鴻巢不殘上人來府、出御前、則大藏一覽一部拜領之云々、今日從幕下爲御使神尾刑部少輔參府、是者近日御放鷹、關東御下向之旨、御喜悅之御使云々、

十八日、早天御放鷹出御、雁四令擊給、已刻還御云云、今日從幕下蛤二籠被進之云々、

十九日、頃日令擊給鶴御料理、日野唯心其外安西衆賜饗云々、

廿一日、自早天御放鷹、鶴一雁四鳴六、其外鷺鴉令擊給云々、

廿二日、從三名護屋成瀬隼人正、志水甲斐守來、出御前云々、

廿三日、南光坊僧正着府、出御前、數刻佛法御雜譚在之、及晚金森長門守重頼、父出雲守正重爲繼目御禮、御目見、出雲守遺物國次刀正宗脇指羽茶壺獻之、

長門守獻銀子二百枚、弟兩人銀子十枚宛獻之云々、

廿四日、從江戶飛脚到來、申云、去廿一日晝、毛利長門守秀就從宅火事出來、松平陸奥守政宗、鍋島信濃守勝茂、島津陸奥守家久等宅燒失云々、

其子細令問給處、右之風說雖有之、委不存之由言上、又近江代官長野內藏允、小野宗左衛門、觀音寺を召、其許爲近邊之間、定可存之由被仰出所に、申云、上總殿御出不存、長坂某伊丹某參會之所、前駈之者共、少將殿御前乘打仕條、狼藉號曲事、截殺之云々、

六日、依雨御逗留云々、

八日、同依雨御逗留云々、

九日、雨屬晴、卯刻水口出御、勢州龜山渡御云々、

十日、未明龜山出御、今晝水谷九左衛門於四日市獻御膳、從夫御乘船、申刻渡御名護屋、宰相殿爲御迎令出給云々、

十一日、名護屋御逗留、於美濃國知行三萬石、宰相殿爲御加増被遣云々、

十二日、雨降、同御逗留云々、

十三日、屬晴、已刻名護屋御動座、岡崎着御云々、

十四日、參州吉田渡御、明日遠州中泉可有御之由被仰出云々、

十五日、中泉渡御云々、

十六日、御滞留云々、

十七日、依雨御逗留云々、

十八日、同雨降云々、

十九日、御逗留云々、

廿日、懸河渡御云々、

廿一日、駿州田中着御云々、

廿二日、御逗留云々、

廿三日、午刻駿府着御云々、

廿四日、於大坂表敗軍之輩、自他見聞入札可仕、但意趣遺恨最負偏頗無之書付可差上一旨、誓紙可仕由被仰出、仍松平右衛門佐正久、板倉内膳正重昌、秋元但馬守泰勝奉行之云々、

廿五日、右被仰付入札御一覽、又如元令封給云云、

九月

七日、九鬼長門守黄金卅枚獻之、是者大坂牢人喜多十左衛門雜物云々、

八日、從幕下爲御使、水野監物參府、召御前、今度大坂表諸軍御穿鑿令問給所、近日急度入札被仰付、御穿鑿御尤之由被仰、自幕下右之段被仰御答云云、

石云々、今日有_二天台論議、題人天小善、精義南光坊僧正、講師惠心院、其外難者藥樹院、真光寺、喜見坊、月山寺、竹林坊、法輪寺、日增院、惠光坊、法泉院云々、

廿四日、寶龜院御目見、是者今度就_二寶性院遺跡、雖_レ蒙_二御勸氣、依_レ有_二申理、被_レ赦歸山、則寶性院彌致_二入魂、可_レ勵_二佛法之旨被_レ仰付、五山碩學科各致_二拜領、保長老、藤長老以下御目見、今度五山大德、妙心、永平、摠持、真言故義新儀、淨土宗等、皆御法度被_二仰出、傳長老奉_レ之、

廿五日、伊藤修理御目見、則御暇被_レ下云々、

廿六日、真言論議、題西方非西方、寶龜院、講師寶性院、無量壽院、遍明院、正智院、多聞院、庵室云々、今日仰_二三條鑄物師、令_レ鑄_二鐘數十、給、可_レ被_レ成_レ寄_二進諸寺云々、越前宰相殿御暇被_レ下、加藤肥後守忠廣同御暇被_レ下云々、

廿七日、御姫君關東御下向、内々雖_二相定、依_二雨降_レ御延引云々、

廿八日、出_二御前殿、公家衆諸士各出仕、松平隱岐守、田中筑後守忠政御目見云々、

廿九日、於_二御數奇屋、令_二中院讀_二源氏物語帶木卷_一

給、金地院、冷泉伺候云々、今日岡越前守於_二妙顯寺_一切腹、同息平内鼻首、明石掃部依_レ爲_二緣座_一也、

晦日、已刻姫君關東御下向、阿茶御局、其外女中數百人御供、警固安藤對馬守、今日氏江_家内膳息男三人、於_二妙顯寺_一切腹、是者父内膳入道大坂籠城故也云々、

八月

朔日、出_二御南殿、御禮二條殿、近衛殿、八條殿、伏見殿、鷹司殿、一條殿、九條殿、其後諸門跡衆妙法院、梶井宮、竹内曼殊院、一乘院、三寶院、青蓮院、大乘院、隨心院云々、其後諸公家衆各御禮、其後信乘院門跡御禮、其後黑舟南蠻人御目見云々、

二日、於_二御數奇屋、中院源氏帶木之卷令_レ讀給、其後紫野大德寺長老天叔、松岳、玉室召_二三人、一人宛佛法之事令_レ聞給、南光坊僧正、金地院御次之間伺候云々、三日、明日四日、關東可_レ有_二御下向_一由被_二仰出_二云々、

四日、午刻大御所京都出御、申刻膳所渡御云々、

五日、朝之雨_小降、已刻從_二矢橋_一御乘船、水口御止宿、今曉仰

曰、今度越後少將殿上洛之刻、於_二森山草津邊、江戸御家人長坂某伊丹某不慮行合所、理不盡截_二殺_一之由、始而立_二御耳、奇恠之由御氣色不_レ快、仍召_二本多上野介、

下云々、

十六日、松平右衛門佐忠之於_三奧御座間、御暇被_レ下云

十七日、將軍家渡_三御二條御所、完飯以後、大御所出_三

御前殿、有_三御對面、於_三泉水御座敷、召_三兩傳奏、被_レ仰

出_レ曰、公家法度之儀、則二條殿菊亭、於_三御前_レ令_レ聞_三

右法度_レ給、有_三十七箇條、廣橋兼勝讀_三進之、傳長老、

二條實條、其外諸公家伺候、二條殿昭實、菊亭晴季、被_レ

仰出_レ之法度最神妙、無_レ殘所_レ之由被_レ申感_三云々、八

條宮智仁親王御禮、進物太刀御馬、伏見殿邦清親王御

禮、進物小高檀紙十束、九條殿忠榮御禮、進物帷子太

刀御馬云々、已刻御能、式三番、竹生島_{金春賴政少進佛}

原_{觀世谷行金春芭蕉少進葵上金春祝言}、八條殿、伏見殿、

二條殿、九條殿、一條殿、鷹司殿、近衛殿、菊亭等、七五

三之饗應、其外織田常真、日野唯心、兩傳奏、花山院以

下諸公家數十人、各賜饗、將軍家供_三奉諸侍、皆賜

饗、申下刻將軍家于_三伏見_レ還御云々、

十八日、加藤肥後守忠廣御禮、獻_三銀三百枚并帷子、松

平武藏守、松平土佐守、堀尾山城守、加藤式部少輔、其

外諸大名多被_レ下_三御暇、此度田中筑後守、稻葉修理兩

人御暇不_レ被_レ下、諸人成_三不審之思_三云々、其外之大名

者越前宰相殿、加賀宰相御暇出之時、從_三將軍家_三黃金

二百枚宛被_レ遣_レ之、島津家久、松平武藏守共銀千枚宛

賜_レ之、自餘各拜_三領金銀_三云々、

十九日卯刻、將軍家關東御下向、今晚江州長原御止宿

云々、仰曰、智積院遷_三于照高院寺屋敷、妙法院可_レ被

護_三大佛_三云々、仍寺領三百石有_三御加增_三云々、中院

中納言通勝御禮、傳長老、日野唯心、冷泉中納言爲滿

取成被_レ申云々、

廿日、中院令_レ讀_三源氏物語初音卷_三云々、

廿一日、御能、賀茂、忠則、井筒、大江山、栢崎、大佛供

養、藤戶、國栖、祝言云々、今日秀吉公北大政所爲_三見

物_三登城、其外公家衆上薦女房多見物云々、

廿二日、御能、嵐山、兼平、源氏供養、大會、邯鄲、春近、

善知鳥、融、祝言云々、鳥目二萬匹積_三舞臺、唐織袷衣

帷子、觀世金春拜_レ領之、其外猿樂七十餘人、各有_三纏

頭、本多縫殿助康俊出_三舞臺_三與_レ之云々、

廿三日、越前宰相殿御目見、井伊侍從_{掃部}從_三佐和山

江來出_三御前、織田常真拜_三領知行五萬石、大和國宇

多郡福島掃部助跡三萬石、又於_三關東_三二萬石、合五萬

一諸國諸侍、可被用謙約事、

富者彌誇貧者耻不及、俗之凋弊、無甚於此、所
令嚴制也、

一國主可撰政務之器用事、

凡治國道、在得人、明察功過、賞罰必當、國有
善人、則其國彌殷、國無善人、其國必亡、是先哲之
明誠也、

右可相守此旨者也、

八日、於伏見又御能、越前永平寺長老御目見、永平寺者曹洞宗本寺

九日、出御于前殿、南光坊僧正、傳長老字力而仰曰、豐

國社可毀捨事雖本意、子細有間、可遷置大佛廻

廊之裏、太閤可為大佛鎮主云々、兩僧最可然之由

言上、仍召板倉伊賀守勝重、為妙法院門跡大佛住

持、知行千石御加増云々、照高院被調伏御父子之

間、有思召其子細、雖然先枉而可遷于聖護院云

云、今日冷泉為滿參上、仍令問源氏物語與入之事

給所、定家自筆與入所持之、而揚名介之處、註釋之

上、却而銷之云々、

十日、土井大炊助從伏見參、召御前仰曰、今月廿

七日可有御下向、將軍者自其以前歟、或以後歟、

可為御隨意云々、召傳長老多聞院仰曰、高野山

有惡僧而、隱置寶性院什物、由風聞之間、急可致

穿鑿云々、又召板倉伊賀守仰曰、禁中之事、關白者

有關白之役、辨者有辨之役、右以其役々可奏、強

不可限兩傳奏云々、

十一日、將軍家渡御二條、於奧御座間有御對面、

本多佐渡守、同上野介伺候、今月十九日、將軍家關東

御下向可有之由被仰定、午刻還御伏見云々、

十二日、大御所出御前殿、能登國總持寺曹洞兩本寺也御目見

云々、

十三日、越前永平寺、能登總持寺、曹洞宗法度御印被

下度之由申上云々、蜂須賀蓬菴御暇被下、井伊掃部

助直孝御暇被下、今夜有改元、號元和、上卿近衛殿

云々、德大寺、西園寺、六條有廣、廣橋、日野、同宰相、

鳥丸光廣、飛鳥井云々、

十四日、昨日今日於伏見、從幕下諸大名御暇被下

云々、

十五日、出御于前殿、京極丹後守、同若狹守忠高、

鍋島信濃守勝茂、島津陸奧守家久、其外諸士御暇被

令條所載嚴制殊重、耽「好色」業「博奕」、是亡國之基也、

一背「法度」輩、不可「隱」置於國々「事」、

法是禮節之本也、以「法破」理、以「理不」破「法」、背「法」之類、其科不「輕」矣、

一國々大名小名并諸給人、各相「抱」士卒、有「爲」反逆「殺」害人「告」者、速可「追出」事、

夫挾「野心」之者、爲「覆」國家「之」利器、絕「人民」之「鋒」劍、豈足「允容」乎、

一自今以後、國人之外不可「交」置他國者「事」、

凡因「國」其風是異、或以「自國」之密事「告」他國、或以「他國」之密事「告」自國、佞媚之萌也、

一諸國居城雖「爲」修補、必可「言」上、况新儀之構營、堅「令」停止「事」、

城過「百」雉、國之害也、峻壘浚隄大亂本也、

一於「隣國」企「新儀」、結「徒黨」者在「之」者、早可「致」言「上」事、

人皆有「黨」、亦少「達」者、是以或不「順」君父、乍違「子」隣里、不「守」舊制、何企「新儀」乎、

一私不可「結」婚「事」、

夫婚合者、陰陽和同之道也、不可「容易」、易賤曰、匪「寇」婚媾、志將「通」、寇則失「時」、桃夭曰、男女以「正」、婚姻以「時」、國无「繇」民「也」、以「緣」成「黨」、是姦謀之本也、

一諸大名參勤作法之事、

續日本紀制曰、不可「預」公事、恣不「得」集「己」族、京裡二十騎以上、不可「得」集「行」云々、然則不可「引」率

多勢、百萬石以下二十萬石以上、不可「過」廿騎、十萬石以下可「爲」其相應、蓋公役之時者、可「隨」其分「限」矣、

一衣裝之品、不可「混雜」事、

君臣上下、可「爲」各別、白綾、白小袖、紫袷、紫裡、練無紋小袖、無「御免」衆、猥不可「有」着用、近代郎從諸卒、綾羅錦繡等之飾服、甚非「古法」、

一雜人恣不可「乘」與事、

古來依「其人」、無「御免」乘家有「之」、御免以後乘家在「之」、然近來及「家郎」諸卒「乘」與、誠濫吹之至也、於「向後」昵近之衆、并醫陰兩道、或六十已上之人、或病

者等、御免以後可「乘」、家郎從卒恣令「乘」者、其主人可「爲」越度「也」、但公家門跡、并諸出世之衆者非「制

限」、

御氣色惡、御能九番可_レ有_レ之之處、七番御覽入御、未刻將軍家還_二御伏見_一云々、

二日、傳長老法度之草案捧_二御前_一、則于_二伏見_一參、將軍可_レ言上_二之旨被_二仰出_一、南光坊僧正出仕、天台之法問得_二相傳_一給、仰曰、昨日御能矢島、平家は海、源氏は陸と云て、平家者上面をさし、源氏は幕をさす、亡ふ平家を御前をさす事曲事也と、金春有_二御氣色_一、又太鼓のしらへを床木の上にてしめならず條曲事也、此等之者共、御前の作法不_レ知由被_二仰出_一、亂舞役者迷惑す、今日遠州可睡宗珊瑚御目見云々、

三日、土井大炊助從_二伏見_一參上、昨日御法度之條子共申上云々、真言論議當座に被_二仰付_一、題清淨行者不入涅槃、破戒比丘不墮地獄、寶性院、无量壽院、遍明院、多聞院、寶性院、爲_二講師_一云々、

四日、天台論議、題_二三葉示同_一、講師月山寺、正覺院僧正、南光坊、陽成院、越前僧也惠心院、竹林房、法輪寺、惠光坊等、水野監物從_二將軍家_一爲_二御使_一參上、被_レ進_レ鱈、今日召_二梅若大夫_一、能裝束一縮被_レ下云々、

五日、大御所南殿出御、源氏物語抄、公家衆被_レ成_二配分_一、假名を可_レ付由被_レ仰、日野、三條、飛鳥井、冷泉父

子、烏丸也、幸若彌次郎、同八郎九郎、同小八郎舞曲被_二仰付_一、烏帽子折_{彌次郎}和田宴_{八郎}俊寛_{小八郎}、土井大炊助從_二伏見_一參上云々、

六日、真言新儀論議、今日松平下總守大坂殿守東北之櫓之跡令_レ堀處、黃金四十三枚、同竹流し金數十、并金盆、金爐、金箸、金壺之諸器、自_二灰燼之中_一求出、松平右衛門佐、後藤少三郎奉_レ之、備_二御前_一、蓋右金器者、秀頼御母儀玩弄之物也、仰曰、持_二參伏見_一可_レ有_レ之云云、則賜_二下總守_一云々、

七日、出_二御前殿_一、南光坊僧正、日野唯心出仕、今日於_二伏見_一有_二御能_一、吳服、真盛、湯谷、鍾馗、錦木、海士、黒塚、通小町、祝言、諸大名伺候、御能之半賜_レ饗、今日御能以前、早朝武家御法度十三箇條被_二仰出_一、諸大名傳長老讀進云々、

武家諸法度

一文武弓馬之道、專可_二相嗜_一事、

左文右武、古之法也、不可_レ不_二兼備_一矣、弓馬是武家之要樞也、號_レ兵爲_二凶器_一、不_レ得_レ已而用_レ之、治不

忘_レ亂、何不_レ勵_二修鍊_一乎、

一可_レ制_二群飲佚遊_一事、

不謂由云々、

廿四日、將軍家召金地院、武家之御法度條々可被_レ仰出_二之御内證被_二仰談_二云々、

廿五日、天台論議、題、戒定惠三學備て即身成佛歟、戒法ばかりにて成佛歟、講師實報坊、精義惠心院、今日

東寺寶護院持參、果實無盡藏、口大師筆蹟、同歷_二御覽、金地院奏_レ之、天台法問傳授、南光坊僧正被_二申上_二云々、今日大和宇多郡福島掃部城可_二破却_一由被_二仰

出_二、小堀遠江守正一、中坊左近奉_レ之云々、

廿六日、真言論議、題、肉身を指て即身成佛歟、肉身不捨成佛歟、講師高室院、今日淺野但馬守御目見、狐川殿御禮_紙、大御所立_レ座、困ををりて送給、此狐川殿

關東將軍基氏之後裔云々、今日仙石豐前守息(十一歳)自_二伯條河原_一鼻首、同乳母男同時被_レ刎首州搜出、今日被_レ渡_二大路、即於_二六

廿七日、將軍家渡_二御二條御所、伶人奏樂五番、振棒三節萬歲樂、延喜樂、陵王、納蘇利、太平樂、狛梓、散手、

古德樂、拔頭、還城樂、退出長慶子、公家衆悉出仕、尾張

宰相、遠江中將殿、越前宰相殿、加賀宰相、大崎宰相、

越後少將殿、島津陸奥守、毛利長門守、同甲斐守、田中筑後守、森右近、京極丹後守、同若狹守、松平武藏守、

松平土佐守、淺野但馬守、藤堂和泉守、生駒讚岐守、鍋島信濃守、加藤式部少輔、稻葉彦六、有馬玄蕃頭已下各出仕云々、

廿八日、増上寺國師出仕、明日關東依_レ可_二有_二下向、御暇乞云々、了的、廓山言上云、彦坂小刑部蒙_二御勘氣、唯今可_レ有_二御赦免_一歟之由御佗言申上、無_二御許容_一云々、

廿九日、本多上野介、成瀬隼人、安藤帶刀於_二御前、織田民部同刑部訴訟之事被_二申上_一、民部僻事之由被_二仰

出_二、知行御收公、黒舟着岸之由、自_二長崎_一註進、後藤少三郎言_二上之_一、今晚古田織部從者宗喜生磔_二車上_一、渡_二大道、其後亦籠舍、是者今度大御所於_二御出馬_一、其夜島

津從者大坂一味、爲_二一揆_一之由偽而、京中可_二放火_一企有_レ之所、去四月廿八日、御出馬延引、五月五日爲_二定日、其間件宗喜企露顯、板倉伊賀生虜、數度及_二拷問_一云々、

七月

朔日、將軍家渡_二御二條御所、諸公家諸大名諸士各出

仕、御能、高砂_{觀世}子、矢島_{金春}松風_{少進}鶴_{觀世}子、百萬_{金春}自然

居士少進祝言_{金春}孫、今日比丘貞、狂言久兵衛致_二立舞_一處、

領、厚恩餘身、不知所謝云々、仰曰、今度粉骨不
惜身命、抽無貳之忠、其上爲嫡孫聲一條、與公達
同事思召云々、蓬菴承此仰、良久押感涙退出云々、
越前宰相殿御禮、宰相補任之御禮也、陪臣本多次郎大
夫任三諸大夫飛驒守、松平陸奥守、松平筑前守、藤堂和
泉守御禮、皆官位昇進之御禮言上云々、

廿一日、將軍家御參内、辰刻渡御、施藥宗伯法印獻藥膳、宰相殿、中將殿同入御、黃金十枚帷子十領賜藥院、將軍家御裝束御輿、已刻參内、銀千枚被獻之、御供奉尾張宰相殿、遠江中將殿、越前宰相殿、大崎宰相政宗、井伊侍從、藤堂和泉守、吉良侍從義彌、御劔役酒井左衛門尉家次、酒井雅樂頭忠世、土井大炊助利勝、安藤對馬守重政、本多出羽守、同大隅守、青山伯耆守忠勝、内藤若狹守、水野監物忠元、井上主計助正就、酒井下總守、鳥井讚岐守、神尾刑部少輔守世、青山大藏少輔幸成、松平下總守清正、本多美濃守、戶田左門、午下刻院參、銀三百枚綿五百把被進、銀百枚綿三百把被進、女院、女御進物同上、御參内以前、廣橋大納言、三條大納言參上、阿野大弼實顯爲院使參上云々、飛鳥井、冷泉、六條、鳥丸中納言、廣橋辨、山科、難波、鳥

丸辨以下各參上、而則爲御供（昵近公家衆と號す）、未刻還御、從藥院内々可有渡御二條、歎之由、併直于伏見還御云々、

廿二日、兩傳奏于二條御所參上、被謝申云、昨日將軍家御參内之事、其外公家衆多伺候、本朝文粹一部、以三兩傳奏被進内裡、島津兵庫頭使者參上、獻段子十卷、陸奥守在京故、兵庫頭上洛之事、預御免一條、忝由言上、則陸奥守御目見、片桐出雲守御禮、銀三百枚獻之、爲東市正遺物、獻刀脇指羽茶壺、本多上野介披露之云々、
廿三日、眞言論議、題十惡同時斷歎、漸々斷歎、講師遍明院也、寶性院、无量壽院、如意輪寺、性智院、金剛三昧院、多聞院、庵室、北室院、釋迦門院、今日政宗持參定家自筆古今集、被備御覽、召冷泉中納言爲滿、令見給、政宗以日野唯心言上云、於御意入者進上申度由、再往被申之、雖然陸奥守可爲翫弄之慰之由被仰、令返之給云々、今日織田刑部大輔捧訴狀、是者先度就父上野介遺跡之儀、刑部舍兄民部少輔依認申、爲其返答及此事、分部左京亮、長野内藏允申之云々、仰云、父已有遺言之上者、民部申處

唯識論并諸疏等一箱、中井大和守以金地院備御前、先度多聞院死去之時申云、此書者先師與福寺多聞院所相傳也、織田常真御禮、遠江中將殿於伏見令赴給、幕下御對面、未刻令二條歸給、尾張幸相殿御煩暑氣之後、股少腫故、于伏見不給赴云々、安藤對馬守爲御使從伏見參候云々、

十六日、將軍家自伏見渡御二條御所、於奧御座間有御閑談、本多佐渡守伺候、未刻還御云々、越後少將殿、越前少將殿、松平和泉守等出仕、其外御譜代衆各如例出仕、今度大坂城兵火故、銘物之刀脇指悉燒、其後尋出之、今日召鍛冶下坂、再燒之、試令燒淬給、

十七日、於前殿有淨土法問、即座被仰付、題者難易二道云々、增上寺國師、吞龍、了的、廓山、長流、理益以下十二人云々、一乘院、青蓮院、大乘院、其外公家衆參上云々、松平陸奥守、藤堂和泉守出仕、松平右衛門佐忠之、松平武藏守御目見、冷泉中納言獻大比叡歌合一冊、今日被議彼合戰之時崩逃族、而一人宛於御前召出、其時在何處、否令尋問給、各申開族有之、或又所申上、不分明族又在之、永井信濃守尙政

爲御使自伏見參上、被進大鱸一箇、仍調御膳云々、來月改元、可定十三日、由被仰渡兩傳奏云々、

十八日、井伊掃部助出御前、本多上野介言上申云、掃部助者以將軍家御誼、一昨日被任侍從、仍爲御禮參上云々、仍下坂所練再燒刀賜掃部助云々、於大坂軍功拔群之故、於佐和山近邊、長濱領五萬石御加增、又金銀分銅拜領、今又官位昇進云々、出御前殿、諸士各御目見、金地院、南光坊僧正、竹林坊等參上、仍有佛法御雜談、

十九日、天台論議、內々可有之處、今日僧徒歸山之由、南光坊僧正言上、仍延引、松平隱岐守、松平陸奥守、藤堂和泉守出仕、越前少將殿、松平筑前守同被任宰相、依今度軍功也、右之內藤堂和泉守者叙四品云々、

廿日、本多上野介申云、蜂須賀蓬菴御目見、獻刀脇指、松平右衛門佐正久傳之、則出御前、蓬菴早々上洛、大儀之由被仰、蓬菴申云、阿波守頻以使者、急令上洛、御禮可被申由頻雖申、風波高故、渡海少延引、又申云、淡路者有由緒爲國之處、阿波守拜

七日、今度大坂表合戰之時、崩逃之族餘多有之由、
内々達上聞之間、可有穿鑿之由度々々御誼云
云、

八日、廓山上人出御前、淨土宗法度可成被下由、依
仰件條子持參云々、大藏一覽一部拜領之、先日松薰
出御前、于時大中寺暫洞宗法度御朱印被出下、今
日於伏見將軍家召飛鳥井父子、令御覽蹴鞠云
云、

九日、大御所出御前殿、織田有樂出仕、大坂城中兵火
之後、茶入肩衝等多紛失、仍令問其貌給云々、金地
院持本朝文粹兩部備御前、件本者從甲州身延山
久遠寺到來、仍先日仰五山僧、令書寫給所也、第
一之卷不足之所、道春於京探出之備御覽、仍急

可寫補由被仰出、一卷出來奇特之由、道春蒙御
感云々、松浦肥前守獻高麗鰻其背赤、信州松本山初出
銀及鉛之由註進、則言上之處、其守護人可令掘由

被仰出、松平右衛門佐、伊丹喜之助奉之云々、
十日、本多美濃守、同子息平八、同弟甲斐守出御前、

今度大坂合戰之時、美濃守舍弟出雲守忠將討死、出雲
守本領上總國小多喜城六萬石、甲斐守拜領、則出雲守

女子可嫁甲斐守由依有御内證之仰、將軍家先日
被仰付故、今日爲御禮出仕云々、本多上野介披
露之云々、越後少將殿、并伊豫守殿越前少將殿御舍弟御目見、松
浦肥前守爲交法印遺物、獻刀一腰銀二百枚、本多上
野介披露之、尾張宰相殿從昨夕少令煩暑氣給、
成瀬隼人正、與安法印言上之處、六和湯可宜之由依
仰調進之、則令得驗氣給、片桐主膳正獻伽羅一
折、高津陸奥守獻鐵炮藥袋并件火繩十筋、件火繩者
薩摩國所產唐竹所網也云々、

十一日、昨日於伏見青山石見守切腹被仰付、青山
伯耆守爲檢使云々、石見守密與大坂内通之由、其
子訴申故也、

十二日、溝口外記父子御改易、南部十左衛門子大坂
城籠、於京都宿所肝煎罪科也云々、

十四日、大御所出御、頃着黑絹給、是者雖不着袴
表着、令對面諸人給也、今度山科侍從申上之云
云、今日賜淨土法度御朱印廓山上人云々、

十五日、大御所南殿出御、諸侍各出仕、公家衆如例出
仕、越後少將殿出御前給、南光坊、傳長老、其外天台
真言之僧衆伺候、今日南都法隆寺阿彌陀院爲遺物、

彌將軍家差上る、則黃金十枚賜之云々、

晦日、大御所出御前殿、金地院、南光坊僧正、智積院、勸學院以下伺候、今日道春新板大藏一覽十部、自駿府爲持來、御覽之處文字鮮明、諸人稱美之、是今度於駿府、以銅字數十萬、板行百廿五部所被仰付也、仰曰、每一部押朱印、可寄進諸寺云々、南光坊僧正被申云、天台宗外不可著紫衣、其上不可任僧正、多聞院自末座進出申云、於御前如此聊爾不可被申上、弘法既着紫衣、又高野東寺醍醐之中、任僧正一族古今聯綿有之云々、僧正無答云々、

閏六月

二日、松平武藏守、松平宮内少輔出御前、本多上野介承之、是依將軍家仰、宮内少輔舍兄左衛門督遺跡拜領備前國、爲御禮出仕云々、
三日、松平阿波守淡路國拜領、小豆島者、長崎與堺津、海路舟之往來得便所也、長谷川左兵衛可致代官、由被仰出、土井大炊、伊丹喜之助自伏見來、漳州舟寄來紀伊國浦、淺野但馬守遣人見之處、載來沙糖、可被下檢使歟之由、以後藤少三郎言上之處、恣可致商賈之由被仰出云々、西刻飛驒國主

金森出雲守正重死去云々、

四日、大御所出御前殿、蜂須賀阿波守出御前、仰曰、去年以來、不惜身命、抽無貳之忠節、尤神妙也云々、言上云、爲將軍家仰、淡路國加增拜領、厚恩餘身由云々、本多上野介奉之、淡路者松平宮内少輔雖令知行、今度備前國被改補之故如此云々、宮内少輔者阿波守聲也、羽柴越中守忠興也、出御前、則被下御暇歸國云々、

五日、酷暑故無出御云々、

六日、將軍家從伏見渡御二條御所、則於奧之御座間、有御閑談、本多佐渡守、同上野介伺候、今日於前殿、眞言論議有之、題者十惡起不起、身三口四意三、同時起耶、各別耶、寶性院、无量壽院、遍明院、正智院、金剛三昧院、如意輪寺、庵室、北室院也、講師者多聞院、兩御所同有出御、令聞之給云々、尾張宰相殿、遠江中將殿、越前少將殿、松平陸奥守、松平筑前守、京極若狹守、藤堂和泉守、本多佐渡守以下伺候、其外日野入道等諸公家成座列云々、今日南禪金地院末寺河內國矢尾眞觀寺領千石被下由、將軍家被仰出、未刻將軍家伏見還御云々、

廿七日、柳原遠江守、御陣以後腫物相煩死去云々、
廿八日、井伊掃部助、藤堂和泉守、幕府召_二御前_一、金銀
之千枚吹、分銅二宛拜領、其上可_レ被_レ下_二御知行_一由、
御直談被_二仰出_一、是者今度大坂表六日七日合戰依_二勳
功_一也、今日片桐市正且元病死、年六自_二駿府_一申來云
云、

廿九日、田中筑後守從_二國本_一參、依_レ爲_二遠國_一遲引云
云、

六月

二日、大坂沒收金貳萬八千六十枚、銀貳萬四千枚京
着、則安藤對馬守、後藤少三郎改爲_レ持上洛、則出_二御
前_一申上云々、

四日、幕府御咳病、諸醫伺_二候于伏見_一云々、

五日、島津陸奥守家久御禮、獻_二銀五百枚綾子五十卷_一
云々、

七日、祇園神事、今日從_二幕下_一爲_二御使_一土井大炊助
于_二一條御所_一參、幕下御咳病御復本之由云々、

八日、最上駿河守家親飛脚到來、去朔日午刻、江戸大
地震、家破地割云々、今日松平下總守召_二御前_一、於_二大
坂_一知行拾萬石被_二施行_一云々、舊領五萬石、
加增五萬石、云々

十一日、午刻古田織部正重然當時茶湯敷
奇棟梁也、同息山城守、
於_二伏見_一切腹被_二仰付_一、檢使鳥井土佐守、内藤右衛門
佐、是者今度大坂内通有_レ之由云々、

十四日、古田織部家財被_二沒收_一云々、増上寺國師上
洛、淺野但馬守上洛、紀州一揆棟梁生_レ虜_一之來云々、
十五日、已刻大御所御參内、御與供奉衆卅餘輩、令
奉_二銀百枚綿二百把_一給、女院綿百把銀五十枚、女御
同上、長橋局銀二十枚綿卅把、午刻御院參、銀五十枚
綿百把被_レ進云々、

十六日、嘉定、諸大名參候云々、
十七日、天台論議云々、

廿日、幕下二條御所渡御、暫御密譚、其後古田織部所
持せいたか肩衝茶入、於_二幕下_一被_レ遣云々、

廿七日、大野道犬被_レ遣_二堺津_一、長谷川左兵衛奉行、今
度堺津燒亡事、道犬依_二所爲_一、於_二堺可_レ令_レ誅旨被_二仰
付_一云々、

廿八日、幕府二條御所渡御、松平宮内少輔召_二御前_一、備
前國賜之、舍兄左衛門督遺跡故也云々、

廿九日、秀頼所持之骨喰刀吉光一尺九寸五分、本阿彌
又三郎尋出獻_二御前_一處、則被_レ下_二於本阿彌_一、然所本阿

置云々、

十日、大雨、淺野但馬守、蜂須賀阿波守、生駒讀岐守、松平宮内少輔京都參着、則被爲召、出御前、但馬守今度信邊邊働無二比類、由被仰、但馬守家人上田主水入道宗古、龜田大隅守、田子助左衛門等召、御前、今度但馬守手柄無雙之由、且汝等捨身命、勵武威、神妙之由蒙御感仰、退出云々、

十一日、長曾我部宮内少輔於二八幡邊、蜂須賀蓬庵從者生虜之、二條御所西御門前長曾我部縛溺晒之、諸人見之如堵云々、午刻、將軍家自伏見渡御二條御所、御密談移刻、申刻還御伏見云々、

十二日、今度大坂落人國々逃散之間、可進速搦由、諸代官守護人地頭被仰遣、今日秀賴御息女七歳、從京極若狹守、尋出捕之註進、秀賴男子在之由内々依聞召、急可尋出之由所々被觸云々、

十三日、雨降中川内膳正、寺澤志摩守參着、則出御前、今度不逢御合戰事、依遠國無念之由言上云々、十四日、自三方々落人首六百餘持來、今日大坂町奉行水原石見守二條御所近邊忍居之由、依有訴人、則藤堂和泉守被遣討手所、石見守致覺悟相戰、寄手三

人切臥戰死、則石見守頸西御門前晒之云々、

十五日、今日長曾我部宮内少輔從一條渡大路、於六條河原梟首、於三條河原晒之、大坂伴黨七十二人、粟田口并東寺邊梟首云々、

十九日、將軍家從伏見渡御二條御所、大御所近日可有還御駿府旨、將軍家被仰曰、八月迄有御滯留、萬事御仕置等御談話被成度旨、強而被仰上、依之大御所八月迄可有御在京之趣被仰云々、

廿日、大野道大於大佛邊生虜之、真田左衛門佐妻、紀州いとの郡忍居、淺野但馬守捕之差上、黃金五十七枚自秀賴賜真田、來國俊脇指所持、則御前差上之、則賜但馬守云々、

廿一日、秀賴御息八歳伏見農人橋之邊令忍居給處、則搜出虜之來、容貌美麗云々、

廿三日、從伏見將軍家二條御所着御、御密談移刻、午刻、幕下還御、未刻、秀賴御息八歳於六條河原被殺給、乳母男田中六左衛門同時誅之、乳母被救命云々、

廿四日、後藤少三郎召御前、大坂沒收金銀改可申之旨被仰出、則于大坂參云々、

四郎、松平助十郎、古田左近織部、野一色頼母、神保長三郎、奥田三郎右衛門等討死、未刻迄挑戰處、關東勢少敗北之處、幕府自令執磨令進給、御圍人取留之、雖

然拂左右勇給、依之諸軍勇進、又越前少將殿手より、大野修理宅放火、就其火移二之丸、本丸不殘燒亡、都合敵二萬餘被討捕、未刻大御所茶臼山、幕下御

同所渡御、幕下仰曰、諸軍潔仕之由被仰上、大御所仰曰、幕下無比類御手柄之由甚御感悅、御感涙令流給、自夫幕下岡山還御、同申刻、從城中大野修理郎

從米村權右衛門爲使參于茶臼山、以本多上野介、後藤少三郎訴申云、諸牢人不殘討死、今日姫君城中令出給、於岡山御座、秀頼并御母儀、其外女中數輩、大野修理母子、速水甲斐守、其外山里帶くるわ二

間五間之庫に取籠り給由、秀頼并御母儀命於御助者、修理を始各切腹可仕由、則上野介披露之處、可有御赦免、幕下可令問之旨雖被仰、及黃昏右之使者、被召預于後藤少三郎云々、

八日、辰刻片桐市正使者言上申云、秀頼并御母儀、大野修理、速水甲斐守を始、其外究竟士、二之丸帶車輪に引籠る由云々、幕府爲御使安藤對馬守參上申云、

秀頼并御母儀其外、帶くるわに籠處、則切腹申付之由被仰上、午刻召井伊掃部助直孝、秀頼母子其外帶くるわに籠處之族、可有切腹之由被仰云々、

自害之衆此自害之衆、秀頼公同時所於帶車輪自害也餘不詳之、從二位右大臣秀頼公、年廿御母儀號遊、大野修理大夫、同信濃守、速水甲斐守守之、○久同息で年十、津川左近武衛孫子、年十六、竹田榮翁、堀

對馬守、武田左吉、高橋半三郎、年十五、高橋十三郎、年十五、三、年十五、肥庄五郎小姓篠原甚五、加藤彌平太、森島長意松井藤介、片岡十

右衛門片岡長以上廿人、女中衆、わこの御方伊勢國司親類、大藏卿大野修相庭局、右京大夫、秀頼御宮内卿木村長門守、秀頼御乳母瀧川孫左渡邊筑後守母、以上六人、新

座衆、毛利豐前守、同勘解由豐前弟、氏家内膳入道道喜、中方將監淺井周防子、同半兵衛、真田大助年十三、左衛門子、以上六人、男女一所自害卅二人、

又於戰場首實檢、真田左衛門佐首、御宿監物首、大野道犬首、從越前少將殿持來云々、申刻大御所茶臼山出御、京都御歸陣、戊刻二條御所着御云々、九日、幕下岡山御歸陣、令赴伏見給、大坂金銀爲可改、安藤對馬守、青山伯耆守、阿部備中守被殘

平右衛門、秋元但馬守、後藤少三郎奉_レ之云々、
五月

朔日、諸大名御目見、來三日、大坂御出馬之由被_二仰
出_二云々、

二日、淺野但馬守使者到來、去廿九日合戰繪圖同記
錄、并大野彌五右衛門首獻_レ之云々、

三日、雨降今日御出馬、明後五日迄御延引云々、
四日、雨降明日天氣於_二晴者御出馬云々、

五日、天晴已刻大御所_二一條御所御動座、供奉士不_レ可_二勝
計、申刻星田渡御、羽柴越中守忠興星田御陣處參着、

早速參向神妙之由被_レ仰、申刻、將軍家從_二須奈星田
渡御、御對面、御陣之次第暫御評定、本多佐渡守、藤堂

和泉守、土井大炊助、安藤對馬守候_二御傍_二云々、
六日、大御所星田御逗留旨被_レ仰所、自_二幕下_一安藤對

馬守爲_二御使_一參申云、大坂表人數、道明寺矢尾近邊迄
徘徊之由、從_二先手_一申來、言上之處、幸之處へ打出之

間、其人數不_二引取_一樣致_二懸引_一、能時分追討可_レ仕之
旨、先手乘藤堂和泉守、井伊掃部助被_二仰遣_一、幕下御人

數平岡迄可_レ被_レ押旨、大御所俄御出馬、於_二須奈近所_一
早打參申云、大坂表人數、先手つかへ申故、暫扣_二御

與_二御逗留之處、甲州住人河野庄左衛門息男權右衛門
日比雖_二御勘氣_一、今度先手井伊掃部手に屬、一番首討
捕、則御前持參、申云、大坂表自_二井伊掃部手_一使者參
申云、今朝已刻、道明寺邊木村長門守、同主計、山口左
馬允、後藤又兵衛此勢一萬餘騎打出、井伊掃部助暫合
戰之所、木村主計引退に付、長門守左馬允を始、究竟
將兵三百五十餘、掃部手討捕、殘勢玉造口迄引退、又
井伊掃部手、後藤又兵衛家人二人、長門守從者一人生
捕、後陣大將榊原遠江守手、首數百卅餘討取、神保長
三郎も手に合ひ首を捕、後藤又兵衛於_二道明寺邊_一、政
宗手へ討取、則大御所平岡御在陣、幕下御同所御在陣
云々、

七日、寅刻將軍家大坂表御進發、大御所卯刻御動座、
平野天
神孫、茶臼山邊已刻合戰始る、大坂勢敗北、大坂勢眞

田左衛門佐、明石掃部助、長曾我部宮内少輔、仙石豐
前守、大野主馬、同道犬、眞木島玄蕃、又七組之頭堀田
圖書之口、眞野藏人宗口、伊藤丹後守長次、中島式部少
正口、野々村伊豫守吉安、青木民部少輔一之、速水甲
斐守守久等、數萬人數入亂、敵悉敗北、幕下於_二御先_一
本多出雲守忠將、小笠原兵部少輔、同信濃守、安藤彦

明上洛云々、

廿一日、將軍家渡御伏見城云々、

廿二日、將軍家從伏見、爲御對面渡御二條城、御

密談移刻、本多佐渡守、土井大炊助、本多上野介候

御前、幕府申刻還御伏見城云々、

廿四日、常光院殿、二位局、大御所爲御使、又赴大

坂、三箇條御書付被遣、又大野修理母大藏卿、渡邊內

藏助母正永尼、于大坂、可歸旨被仰出、則今朝歸

于大坂云々、

廿五日、諸軍勢從關東上洛、自幕下爲御使、土井

大炊助、安藤對馬守參候一條城、則出御前、御密談

移刻、明日幕府可有渡御二條城旨被仰渡、兩使

于伏見歸參云々、

廿六日、已刻自伏見、將軍家渡御二條城、有御對

面、明後廿八日、兩御所可有御出馬旨被仰出云

云、

廿七日、降、雨本多上野介爲御使、赴伏見、明日御出馬

先御延引旨被仰遣云々、

廿八日、自大和國飛脚到來、自大坂諸牢人一萬餘

騎引率、出郡山龍田法隆寺近邊、今夜子刻放火之由

申來、法隆寺堂塔以下無恙云々、郡山地頭筒井主殿
頭雖防戰、敵依多勢、不叶敗北、因茲彌先手可相
詰旨被御觸云々、

廿九日、幕下從伏見渡御二條城、御密談移刻、來
三日、幕下御進發之旨被仰出、自堺津飛脚到來、申

云、昨日申刻、從大坂大野主馬真木島玄蕃爲大將、
催入數、堺住吉其外大港近邊放火、但住吉社頭無恙

云々、今日淺野但馬守飛脚到來、申云、於信達大野
修理家老北村善太夫大野彌五左衛門、其外卅餘輩生

虜有之由言上、御機嫌甚快然云々、

晦日、淺野但馬守使者參着、言上申云、昨日廿九日已

刻、大野主馬、同道犬、郡主馬、真木島玄蕃、塙彈右衛

門爲大將、二千餘騎、但馬守在陣信達鄉押寄、從卯

刻午刻迄挑戰、大坂勢敗北、但馬守郎從上田主水入

道宗古、龜田大隅守、田子助左衛門、但馬守家老淺野

左衛門佐乘勝而追懸、塙彈右衛門、菅田作內、米田監

物、橫井治右衛門、山內權三郎等始而、以上物頭十二

騎、雜兵數人討捕、上田宗古龜田大隅殊更手柄高名云

云、塙彈右衛門、宗古討取所謂大坂合戰、可謂一番鏖云々、但馬

守働無比類之由御感狀被下、件兩使黃金拜領、松

跡以脇指、左の脇より肩ささへ突抜云々、突捨一町程欠落之處、修理郎等共追懸切留、修理大夫主馬從者之由謳歌云々、依之城中諸牢人互疑騷動云々、戊刻宰相殿御內室從熱田御輿入、供奉輿五十挺、騎馬女中四十三人、長持三百棹、善畫美畫、宰相殿從御內室被進銀子二百枚御服十領、同宰相殿御母儀御服十領銀子百枚被進云々、

十三日、今日從大坂、織田有樂、同息武藏守被參、則出御前、大坂之體、諸牢人三つに分る、七組之頭大野修理大夫、後藤又兵衛一組、木村長門守、渡邊內藏助、真田左衛佐、明石掃部助一組、大野主馬、長曾我部宮內少輔、毛利豐前守、仙石豐前守一組之由被申云々、明畫桑名可令赴給之由被仰出云々、

十四日、卯刻雨降、今日出御御延引、今日宰相殿三日之御祝、大御所本丸渡御云々、

十五日、巳刻那護屋出御、佐屋御乘船、申刻桑名着御、入夜本多出雲守忠將出御前、將軍家御上洛之爲御先手、上洛也云々、

十六日、勢州龜山着御、從京都伊賀守飛脚到來、申云、大坂之體、去十二日配金銀、諸牢人武器道具用

意、俄騷動之由申來、今日宰相殿那護屋御進發、令着桑名給云々、

十七日、水口渡御、從路次雨降、從暮下爲御使成瀬豐後守參、申云、去十日江戸出御、去十四日駿州清水御止宿、廿三四日之内御京着云々、其以前御合戰令待給、將軍家御先手被仰付可被下之旨言上、安藤帶刀、成瀬隼人飛脚到來、申云、今日江州永原御止宿、宰相殿土山御止宿之由云々、越前少將殿江州坂本陣取之由註進、則明日西岡向明神邊可被陣取之由被仰遣云々、

十八日、卯刻小雨降、水口御動座、從矢橋到大津御乘船、膳所城主戸田左門於御船獻御膳、午刻從御船令揚給、御乘輿御入洛、供奉不可勝計、公家衆京中町人等、山科邊爲御迎罷出、未刻渡御二條城、宰相殿中將殿御入洛云々、

十九日、大野壹岐守召御前、汝兄修理大夫不慮手負、爲見廻可參、痛手薄手、又誰所爲乎可致言上、於知現者、可爲罪科之由被仰出、于大坂赴云々、

廿日、松平陸奥守政宗、黑田筑前守長政、加藤左馬嘉

廿四日、從大坂大野修理郎從米村權右衛門來云々、
廿五日、從今日一府中伊勢躍と號し、諸人在々所々
致風流、是從勢州躍出、奥州迄踊之云々、

廿六日、成瀬隼人正仰名護屋、是者宰相殿依御祝
言也、淺野紀伊守
幸長娘也、紀伊守自存生時被仰出云々、

廿九日、從幕下爲御使井上主計助着府、御密談云
云、

晦日、伊勢躍頻也、太神宮飛給由、禰宜と號する者、
憑唐人飛花火云々、依之伊勢躍制之給云々、

四月

二日、從大坂下向之女中衆赴那護屋、片桐市正御
目見、大坂引除故、于駿府引越云々、

三日、明日那護屋迄可令赴給之由被仰出云々、
是者於那護屋宰相殿依御祝言云々、御内心大坂

諸牢人無追放、結句端々、剩有武勇譽者被抱置
故、從名護屋御上洛云々、

四日、午刻名護屋出御、申刻田中着御云々、
五日、雨降從大坂大野修理以使者申云、大坂御國替

之儀、遂而御侘言可申旨、秀賴并御母儀被仰之通、
以常光院殿被仰、仰曰、於其儀者無是非仕合

云々、伏見町奉行長田喜兵衛捧一通書狀、永井右近、
後藤少三郎於御前披露之、大坂以外騷故、京伏見
迄騷動云々、

六日、陰、辰刻晴、中泉着御、從幕下爲御使板倉周
防守參、但路次中御機嫌令伺給故被付置云々、先

伊勢美濃尾張三河等人數、伏見鳥羽可進發之由、本
多上野介奉仰云々、

七日、濱松渡御云々、
八日、吉田渡御云々、

九日、岡崎渡御云々、
十日、名護屋渡御、常光院殿、二位局、大藏卿、正永

尼、青木民部少御目見、仰曰、大坂之體、未諸牢人
被抱置、秀賴并御母儀憤、于今有之由謳歌之由、

被仰於常光院殿云々、則常光院殿、二位局御
請申、于大坂歸參云々、大藏卿、正永尼、青木民

部少、於京都可相待御上洛旨被仰出、板倉伊
賀守奉之、御内證後藤少三郎奉之、傳于伊賀守

云々、
十二日、京都板倉伊賀守飛脚到來、申云、去九日之夜、

從本城大野修理大夫歸于宿所處、不知何者、從

廿八日、從_二備前_一飛脚到來、去廿二日曉、松平左衛門督依_二疱瘡_一死去之由、本多上野介言上、令_レ驚給、甚御愁傷、則舍兄武藏守并於_二舅森右近忠政許_一、森左兵衛爲_二御使_一被_レ遣、仕置等可_二申付_一旨被_二仰遣_一、今日最上駿河守御目見、獻_二蠟燭_一、同家老坂上紀伊守出_二御前_一云々、

廿九日、村上周防守、溝口伯耆守御目見云々、

三月

翌日、大御所南殿出御、日野唯心其外諸士出仕云々、
二日、將軍家爲_二御使_一土井大炊助參着、於_二御前_一御密談云々、

三日、大御所南殿出御、日野唯心其外諸士出仕、御禮如_レ例云々、

十三日、秀頼爲_二御使_一常光院殿、二位局、大藏卿、正永尼、并青木民部少輔一之參府云々、

十四日、阿茶御局、本多上野介、爲_二御使_一被_レ遣_二於常光院殿_一、明日出仕可_レ有_レ之旨被_二仰出_一云々、

十五日、大御所南殿出御、從_二秀頼_一爲_二御使_一青木民部少輔出_二御前_一、被_レ進_二金襴十卷_一、并秀頼捧_二御書_一、自分爲_二御禮_一、御鷹のうちつき時給_二十枚獻_レ之、令_レ入_二御内

内_一給、秀頼御母儀之御妹常光院殿、二位局渡邊筑後大藏卿大野修理母正永尼渡邊内藏助御目見、秀頼御母儀御使也云云、

十六日、從_二京都_一板倉内膳歸府、京都大坂次第於_二御前_一申上云々、

十七日、松平陸奥守從_二京都_一着府、則今日御目見、獻_二御太刀御馬_一、召_二御前_一賜_二御盃_一、去年陣以後、京都滯留云々、

十八日、自_二幕下_一爲_二御使_一土井大炊助參府、御密談云云、下野國宇都宮城主奥平美作守、去十二日曉死去之由、飛脚到來、御覽也云々、

十九日、金地院、道春下府、於_二京都_一五山衆被_二仰付_一書籍、自_レ跡下着之由申_レ之、南殿出御、御雜談移_レ刻云云、

廿日、蜂須賀蓬菴御目見、蓬庵者阿波守父也、申刻より雨降、入_レ夜大風、翌日已刻止云々、

廿一日、今日大藏一覽板行之儀被_二仰出_一、道春奉_レ之云云、

廿二日、石火矢加護之波那、於_二水車邊_一令_レ鑄_レ之給云云、

五日、今日從幕府爲御使井上主計助正就參上、將軍家昨四日子岡崎着御、明後七日、到中泉御對面可被成之旨被仰上、本多上野介披露之、仰曰、然者御旅館以下用意被仰付、御座疊以下可新改之由被仰付云々、

六日、幕府遠州濱松着御云々、

七日辰刻、將軍家渡御中泉、先獻御膳、暫有而於奧之間御對面、本多佐渡守、同上野介依召參候云々、御密談移刻、暫有而土井大炊助召御前御密談、將軍家御退出、於南殿供奉近侍衆御目見、何も一人宛也、被懸御詞、供奉衆酒井雅樂助、土井大炊助、本多佐渡守、同三彌、安藤對馬守、水野盛物、井上主計助、神尾刑部少、小山長門守、青山伯耆守忠勝、其外七十餘輩、花美粧云々、今度於京都、右之内十五六輩任諸大夫、殘所自其前任之、午刻、幕府中泉令退出給、申刻懸河着御云々、

八日、京都自板倉伊賀守飛脚到來、去四日曉寅刻、良照院殿播磨國輝政御後室者御娘子也御死去云々、

九日、中泉御逗留云々、

十日、相良着御、始而依爲御鷹場御殿新造云々、

十一日、依雨御逗留云々、
十二日、田中着御、彦坂九兵衛光正依爲御代官獻御膳云々、

十三日、御逗留云々、

十四日、午刻駿府着御云々、

十五日、雪降云々、

十六日、自今夜近習御夜詰御免云々、

十八日、輝政御後室良照院殿御弔、秋元但馬守泰勝於播州被遣云々、

廿日、長谷川左兵衛藤廣、茶屋四郎次郎清次出御前云々、

廿五日、越後少將殿駿府御着云々、

廿六日、從大坂織田有樂使者村田吉藏參着、其狀云、某今度不慮籠城、其砌城中可罷出一覺悟處、早速御和睦、然者此度大坂罷出、京堺引籠罷有度由、以本多上野介被申、仰曰、尤於何方志次第可有御沙汰之旨被仰出、併將軍家令問給可然之由云々、今日越後少將殿御目見、江戸御留守之衆也云々、
廿七日、今日最上駿河守家親從江戸爲御目見參、江戸御留守衆也、

申刻、將軍家自_二大坂_一于_二伏見御城_一渡御由云々、未_二城割成就_一、依_レ之諸大名諸人數被_二殘置_一、本多上野介、安藤對馬守爲_二御目付_一被_二殘置_一由云々、

廿二日、同御放鷹、從_二幕下_一爲_二御使_一成瀬豐後守參_二云云、

廿三日、從_二秀賴_一爲_二御使_一吉田玄蕃允參、御小夜着物

三、內_二染物薄_一、御蒲團_三、_二緋縹子_一、同蒔繪御枕、同紅梅

御枕懸、右之分桐長持_二入被_レ進_レ之、大野修理大夫

自分進物、獻_二羽二重十匹_一、吉田玄蕃允自分進物、鷹大

緒十筋獻_レ之、則召_二玄蕃允_一、御鷹鶴於_二秀賴_一被_レ進_二云云、

廿四日、大風、依_レ之御放鷹無_二出御_一、安藤帶刀從_二大

坂_一參、則大坂城割之儀令_レ問給、其外御鷹野御雜談云

云、

廿五日、御放鷹、鶴雁物數令_レ擊給云々、

廿六日、風吹、依_レ之御放鷹無_二出御_一、京都板倉伊賀守

飛脚到來、申云、去廿四日未刻、從_二伏見_一到_二一條城_一、

將軍家入御云々、同日御參内之由云々、

廿七日、未刻吉田着御、路次御放鷹、鶴雁鴨物數令

擊給云々、

廿八日、吉田御逗留、御放鷹、鶴五其外物數令_レ擊給云云、

廿九日、濱松着御、路次御放鷹、物數令_レ擊給云々、

晦日未刻、中泉着御、京都從_二幕下_一爲_二御使_一內藤右衛

門參着、則召_二御前_一、右衛門佐申云、幕下仰曰、去廿八

日、京都二條御所御動座、御_二止宿膳所_一云々、其外日

本諸大名、去廿四日廿五日、大坂城割普請出來故、則

國々歸陣之由申上、然者未_二城中悉破却_一、御對面可_レ有

之間、爲_レ其緩々與路次御放鷹之由被_二仰遣_一、京都板

倉伊賀守飛脚到來、申云、自_二去廿二三日比_一、播磨輝政

御後室御庖瘡云々、

二月

朔日、同中泉御逗留、本多上野介從_二大坂_一參、是者大

坂城割被_二殘置_一所致_二出來_一、三之丸二之丸堀門櫓等迄

悉崩埋云々、何も本城櫻門降を、上下往還に仕由申

上、其後召_二奧御座之間_一御密談云々、

三日、同御逗留云々、

四日、中將殿於_二駿河_一、將軍家爲_二御馳走_一早速令_レ下

給、則於_二尾州那護屋_一、御舍兄宰相殿幕下御馳走、能々

被_レ聞、於_二駿府_一可_レ有_二御請待_一之旨被_レ仰云々、

御使永井信濃守參、召御前、城割之體令問給、先日之飛脚同前申上、併十六七日時分、大形可有出來之旨申上云々、

十一日、御逗留、御秘藏御鷹爲雁損す云々、

十二日、同御逗留、自幕下爲御使佐久間河内守、安藤治右衛門參、召御前、城割之體令問給、二之丸堀存外深く廣し、土手雖引落、土三ヶ一も不足、二之丸千貫櫓を始め、有樂家屋、其外西之丸并修理家、何も引崩し、右之堀埋、其上地形高所引崩し埋之由言上、仰曰、安藤治右衛門、去時分於玉造口志貴野、佐竹與敵合戰之時分、其場有合由聞召、其場様體具可申上、由被仰出、安藤治右衛門謹而申云、佐竹景勝陣場へ、自幕下爲御使屋代越中守、伊東右馬允、某參處、佐竹陣所へ、自城中鐵炮者百餘輩出、佐竹手打懸所、佐竹普請者共五六十輩、雖戰敗軍之處、佐竹自身鷹を取、澁江内膳真先に進む、追返し、佐竹手へ首十四五打捕、又某も真先に進む、柵迄敵を追付、柵を隔鍵を合、暫突合暫せりあい居申内に、屋代越中守子息わきより廻り、彼者を討取、其儘諸人數城中引退由言上、又景勝手より最前横矢鐵炮、白挺計にて、杉原

常陸介大將にて懸るに付而、且は厭横矢引退歎之由申上、佐竹自身働神妙、又景勝郎從杉原常陸介、屋代越中守子、其子働神妙之由蒙仰則退出云々、

十三日、同御逗留、鶴二令摺給、鶴取之御鷹爲鶴損云々、依之御機嫌不快、又御秘藏鶴摺御鷹を、に依て、彌御機嫌不快、今日最上駿河守爲使者、坂上紀伊守參、獻白鳥二黒御馬一匹并最上漬蓼一桶、此蓼名物、坂上紀伊守自分御禮獻子籠鮭十尺、則紀伊守召御前、仰曰、駿河守心底依律儀、御心易江戸御留守被仰付、由被仰合云々、

十四日、同御逗留、鶴雁物數令摺給云々、

十五日同、

十八日、自大坂岡山爲御使青山善四郎重政參着、大坂城割御普請大形出來、去十六日、宰相殿中將殿京都御上洛、將軍家十九日到伏見、可有御歸陣由言上云々、大坂城二之丸迄悉壞平、本城計相殘云々、十九日、今日吉良着御、路次御放鷹、鶴雁物數令摺給云々、

廿日、御放鷹云々、

廿一日、同御鷹野、從伏見飛脚參着、申云、去十九日

獻之云々、

廿九日、傳長老南光坊僧正出御前、信乘院御目見、知恩院之八宮、大覺寺御門跡、一乘院、廣橋大納言、三條大納言御對面、捧目録七箇條、正月節會事、白馬節會事、踏歌事、官位之事、准后親王位階事以下云々、仰曰、是無其古今異同之分、考律令格式、自駿府可被仰越之由被仰出、今夕御祝儀如例、伊丹喜之助自岡山來、兵糧扶持之儀被仰付、富田信濃守沒領伊豫國內拾萬石、伊達兵五郎秀宗拜領嫡宗云々、

慶長廿年乙卯

正月

戊申伊藤丹後守長次、丹波守自分御禮、其外出家衆御禮、金地院披露之二云々、
三日、午刻二條御所出御、申刻到膳所着御、城主戶田左門善盡美盡云々、
四日、辰刻被召御座船、近習小姓衆五六輩、其外松平右衛門、與安法印、後藤少三郎伺候、自矢構御揚り、申刻到水口着御、御代官長野内藏允善盡美盡云

云、

五日、卯刻水口出御、到申刻、勢州龜山着御、城主松平下總守未大坂御城割無歸參、臣下共御馳走云々、
六日、辰刻龜山出御、到申刻、桑名着御、路次坂之下山茂る内、鐵炮衆二百人令入給、日向半兵衛、島田清左衛門直時下知云々、城主本多美濃守大坂城割未歸參、臣下御馳走云々、

七日、卯刻自桑名被召御船、令着那護屋給、從其御乘馬、路次御放鷹、到申刻、入御子那護屋給、宰相殿未大坂御滯留、藤田民部少輔、原右衛門御馳走云々、

八日、那古屋御逗留、自卯刻御放鷹、到申刻還御、鶴三雁鴨物數令摺之給、將軍家大坂表城割御普請、以諸人數雖埋之、二之丸堀濶四十間、或五十間六十間、何も石垣水底三間四間、淺所二間就有之、早速難途普請由被仰上云々、

九日辰刻、那護屋出御、路次御放鷹、鶴三雁鴨物數有之、申刻岡崎着御、城主本多豐後守大坂城割未歸參、臣下御馳走云々、今夜節分御祝儀如例云々、
十日、岡崎御逗留、鶴四雁鴨物數有之、自幕下爲

守、鍋島信濃守、細川內記、寺澤志摩守、松平武藏守、同左衛門督、松平宮內少輔、森右近、有馬玄蕃頭、稻葉彦六、京極丹後守、松平土佐守、堀尾山城守、加藤式部少輔、南部信濃守、毛利長門守、同甲斐守秀元、同陪臣吉川、福原越後、又越前少將殿、同御舍弟伊豫守忠昌、松平安房守、榊原遠江守、本多出雲守忠將、本多美濃守、松平下總守清正、本多豐後守、松平主殿助、水野日向守、又南光坊僧正、金地院崇傳出御前、御雜譚、以南光坊僧正、御鷹匠小栗忠藏佗言御赦免、年來蒙御氣色、長谷川左兵衛藤廣堺政所可仕由、今朝自岡山被召被仰付、由、本多上野介披露之、大御所以御內證、將軍家被仰遣、由也、土井大炊助出御前、江州佐和山井伊掃部助直孝、自幕下一拜領之由言上云云、

廿五日辰刻、大御所御歸陣、茶臼山出御、申刻入御、二條城、板倉伊賀守奉迎之、大坂城破平之間、將軍家宰相殿中將殿御在陣、本多上野介、成瀬隼人、安藤帶刀同留茶臼山、今日有樂、大野修理、七組頭參岡山、將軍家御目見云々、

廿六日、金地院出御前、今度被仰付記錄之內、舊事

紀、古事記、續日本紀、文德實錄、三代實錄、江次第、明月記、續文粹、菅家文集、西宮記、釋日本紀、內裡式、山槐記、類聚三代格等獻之、道春同伺候、今夕片桐市正出御前、板倉伊賀守伺候、暫御雜談、廓山上人出御前、暫有佛法御雜談云々、

廿七日、金地院、黑谷清林出御前、今夕自將軍家土井大炊助、自岡山參二條城出御前、搥堀橋壤平之由言上、諸大名依今度在陣苦勞、公役普請三箇年御赦免之由被仰出、本多次郎大夫獻生鱈、有御料理、召板倉伊賀守仰曰、明日巳刻參內之由被仰出、禁裡御進物銀子百枚綿三百把、仙洞銀五十枚綿百把、於長橋局、對諸公家有被仰事、禁中禮法儀式等、申刻還御、今夕板倉伊賀守言上、爲院使、阿野大弼實顯被參、今度天下靜謐珍重、今日參內御喜悅云々、又菊亭右府御對面有之度之所、不行步背本意云云、又申云、來春改元可有之沙汰云々、仰曰、可被用古之善世年號、獻云々、仰曰、伏見殿薰物千年菊、其薰香其方組、受相傳給度由、伊賀守奉之、片桐市正出御前、將軍家於岡山御越年、然者可罷下之由、以板倉伊賀守申之、長谷川左兵衛自堺鯛十枚

川爲堀埋、敵放石火矢、其玉重五六斤云々、取御前一令見給、件玉土俵に中而不洞、盖木鐵炮歟之由被仰、當時木鐵炮多造、城中有之由也云々、

十八日、榊原遠江守出御前、京極若狹守母儀常光院殿、自城中一令出若狹守陣場給、御阿茶局本多上

野介赴其所、申刻兩人歸參、常光院殿、秀賴御母儀御妹也。今夕水野監物自岡山爲御使參、被進開口魚、自大御所被

遣鶴云々、安藤對馬守申云、河堤築料云々、致辛勞之旨被仰出云々、

十九日、藤堂和泉守出御前、仙石兵部少輔御目見、織田有樂大野修理兩使來申云、唯今常光院殿若狹守陣

場令出給由申之、此旨本多上野介、後藤少三郎依申上、阿茶御局上野介於子彼陣屋、常光院殿對面、

子城中歸給、松平甲斐守御目見、松平筑前守、越前少將殿、加藤式部少輔、福島備後守、松平河內守御目

見、南光坊僧正出御前、中將殿御老母之父正木觀齋落馬爲煩之由被聞召、摩沙圓御樂被遣、與安法印

奉之、黑田松平右衛門佐忠之出御前、病氣未本復、雖爲縱病死、御陣可罷立由、強而依申、早速參着之

由、長谷川左兵衛申之、郎從井上周防守、小川内藏允

出御前、右衛門佐鹽硝五千斤獻之云々、

廿日、今晚自城中一人質捕之可參之旨、後藤少三郎蒙仰參向、本多上野介家老寺田將監差添、有樂修理

兩息捕來、修理子幼稚童出之、少三郎忿而、嫡子可出之旨申之、移刻而修理嫡男大野信濃守年十有樂

息武藏守年十出之、右之段々少三郎言上、不捕幼稚童一事甚御感云々、

廿三日、傳長老、日野唯心出御前、仰曰、今度諸記錄書寫、然則自公家、古今禮義式法之相違可被申旨、

先日相觸處、無其註進之由被仰云々、

廿四日、今晚茶磨山小姓衆小屋五六間燒失、松平右衛門、板倉内膳、加々爪甚十郎等、堅守御門不能出入、今朝將軍家渡御、暫有御相談、還御以後、本多佐

渡守、土井大炊助猶在御前、有樂修理出御前、獻御服三領宛、津田武藏守獻御服二領、大野信濃守獻御

服二領、同時京極若狹守出御前、有樂着二十德入子困内、修理着羽織袴在外、本多佐渡守、藤堂和泉守

候御前、御挨拶云々、仰曰、有樂先出、城中堀櫓壞平之儀、普請早々可致之由被仰、修理稽首而退出、已

刻、諸大名御目見、松平筑前守、福島備後守、淺野但馬

昭賀使者到來、各被_レ獻_二毛氈酒菓等_一、金地院奉_レ之、西尾丹後守披_二露之、仁和寺宮、妙法院宮、梶井宮、青蓮院宮使者到來、各被_レ進_二酒菓餅、南都清涼院御目見、京都高臺寺御目見、獻_二蜜柑_一、今夕今井宗薫持來石火矢玉重さ五六百目、是從_二城中_一政宗陣場打_レ之云々、令_レ見_レ之給、先日伊丹喜之助自_二岡山_一持來大玉、是者自_二城中_一一片桐市正陣所打_二出之_一云々、玉重さ六百五十目、但鐵也、安藤帶刀申云、井伊掃部助咳病、賜_二藥對金飯子_一、與安法印傳_レ之云々、

十七日、蜂須賀阿波守使者參申云、今晚敵大將塙彈右衛門出_二本町橋_一、阿波守陣所爲_二夜討_一處、出合拒_レ之、中村右近討死、其外卅餘輩被_レ疵、稻田修理、岩田七左衛門到_レ橋合_レ鍵、修理子九郎兵衛^{年十}、敵與組討_二捕首_一、又鶴飼七郎左衛門、四宮與兵衛、横井十郎兵衛三人、敵六騎討捕由言上、依_レ之被_レ遣_二板倉内膳正_一令_レ問給、午刻阿波守出_二御前_一、仰曰、夜討不慮之處、手柄之由云々、稻田修理握_二敵鍵_一、故、手裡被_レ疵、雖然御目見預_二御感_一、阿波守御感狀被_レ下、其趣曰、今度穢多城馬口勞淵被_二攻捕_一、剩於_二仙波表_一敵出_二夜討_一處、合_レ鍵捕_レ首、被_レ疵之條、一入祝着所_二思召_一也云々、御右筆

建部傳内也、稻田修理父子御感狀被_レ下、本多上野介奉_レ之、稻田父子御腰刀、其外高名輩各賜_二御服黃金、馬口勞淵手に合輩甚太夫、同藤兵衛、廣瀬加左衛門、森長左衛門、以上十人、黃金御服拜領、藤堂和泉守出_二御前_一申云、及_二合戰_一時、陣屋可_レ置_二留守_一居、後陣被_レ濫妨狼藉之由及_二雜談_一處、和泉守後陣尾張衆故、成瀬隼人申云、先陣入城時、後陣到_二堀際_一立_二旗_一、不見_二左右_一、不_レ致_二狼藉_一云々、越前少將殿御目見、本多上野介土井大炊助奉_レ之、仰曰、殊外成人、將軍家御重寶之由被_レ仰云々、政宗出_二御前_一、陣場仕寄之指圖被_レ備_二御覽_一、暫有_二御雜譚_一、片桐市正咳病、今日與安法印可_レ到_二彼所_一之由被_レ仰付_二云々_一、爲_二勅使_一廣橋兼勝、三條實條被_レ參向、是者寒天之時分、于_二諸軍_一被_レ仰付_二大御所_一先可_レ有_二上洛_一歟、且若和睦之儀可_レ被_レ仰歟、御内證勅定云々、日野唯心、傳長老申_二上之_一、大御所仰曰、諸軍爲_レ可_レ申付_二致_一在陣也、和睦之儀不可_レ然、若不_レ調則令_レ輕_二天子命_一、甚以不可也、御勅答、加藤肥後守獻_二八代蜜柑五箱_一、關東筑波山知足院御目見、今日將軍家以_二水野監物稻富宮内_一、自_二佐竹陣場高處_一、石火矢數張令_レ打給云々、淺野但馬守攻口仙波堀

千斤、淺野但馬守使者來申云、今日仕寄附、急可埋堀否云々、姑可相待之由被仰、上野介奉之云々、十二日、大御所自天滿到備前島、爲御覽出御、鐵炮如雨、雖然緩々令見給、未刻還御、今日未刻、自城中有樂修理書狀、於御前後藤少三郎密々披露之云々、

十三日、大風雨、頃日久不雨、天氣晴如春、土井大炊助從岡山參申云、今日依雨降、御機嫌令問給、搥攻之時、梯に熊手を付、石壁に投掛支度、中井大和守蒙仰奉之、今日大名一人、梯五十本宛可配渡旨、上野介奉之、今夜淺野但馬守、松平土佐守、仙波堀川、目くら舟を以、舟橋可渡旨被仰出云々、

十四日、大風雨、到未刻雨止、風及晚甚烈、自岡山幕下爲御使板倉周防守來申云、今日風雨御機嫌奈何、爲御見廻也、今日御阿茶局自京于天王寺茶臼山參着、藤堂和泉守於御前、暫有御雜談、今夜南部信乃守出御前、獻薰陸、是南部知行栗木林在之云々、安藤帶刀與安法印披露之、是者今日薰陸出何地、否依御尋、日本所謂薰陸與琥珀同、而唐薰陸乃乳香也、本草綱目有之云々、依之南部領內有

之旨申上進上之云々、

十五日、風未止、宰相殿中將殿參向御前給、召後藤少三郎、和睦之事令問給、少三郎申云、彼使申様、城中悉受秀賴御母儀命、今又依爲女儀、萬事不急成故、返事延引之由申之云々、又御母儀爲質、江戸御越之事、又諸牢人可扶持知行可有加増一歎之由申來旨、上野介少三郎言上、仰曰、諸牢人有何志可與知行哉云々、依然此返事延引歎、寄手士卒爲令勞乎、且又延時日、城中彌重構壁堀而爲要害歎、來年乙卯、爲秀賴吉年之由、以卜筮者所云、如斯回策歎之由人疑之云々、今夕安藤對馬守自岡山參上云々、

十六日、擇鐵炮鍛練者數十人、赴藤堂和泉守越前少將殿直等之攻口、以小筒大筒、試矢挾間櫓等可打之旨、松平右衛門佐正久被仰付、牧野清兵衛稻富宮內以下同赴云々、已刻、將軍家自岡山渡御、宰相殿中將殿同參給、本多佐渡守、同上野介、藤堂和泉守伺候、御阿茶局出御前、兩御所暫有御密談、松平丹波守、同周防守、加藤式部少輔御目見、南光坊僧正、金地院出御前、八條宮智仁親王、伏見宮邦清親王、二條殿

御雜談、佐久間久右衛門、同源六御目見、五山僧衆御目見、金地院奉之、淺野但馬守、松平土佐守、同弟吉介出御前、本多上野介申云、昨日淺野但馬守陣所、從城中射矢文、備御覽、其趣云、雖爲少身、纔依綠座、無是非、今度籠城、種々御和陸御異見雖申、諸牢人不致同心、依此御報、城中可罷出云云、淺野采女正御目見、堺商人并長崎地下者捧進物、長谷川左兵衛奉之、南部信濃守出御前、南都喜多院出御前、菊亭少將御目見、獻御羽織、今日自城中織田有樂、大野修理返狀、本多上野介、後藤少三郎密披露之、織田有樂使者村田吉藏、大野修理使者米村權右衛門來、今度諸牢人可寬宥、又秀賴御國替之儀、何國可有御望云々、雖然開城可有奈何哉云々、

九日、藤堂和泉守伺候御前、摠攻御評定云々、山代宮内少輔、瀧川豊前守參申云、今日長柄堤築立、河水悉流入尼崎、而天滿川甚淺、近日可乾拔之由申之、青木民部少書狀來、上野介披露之、永井右近、青木二郎右衛門同出御前、仰曰、自今夜每夜寄手二三度宛、可揚閨聲、爲敵不能寐也、今日從仙

洞被進薰物一包、南光坊僧正持參云々、召越前少將殿家老山本内藏助、着鎧出御前、攻口之陣場被仰付、今夕諸方揚閨聲、鐵炮連放一時餘、恰如疾雷云々、つるべはなし打樣惡由甚多、不可然旨被仰云々、

十日、京町人獻銀千斤、傳長老出御前、讀日取書物、午刻、將軍家入御、藤堂和泉守、本多佐渡守伺候、宰相殿中將殿同參給、種々有御相談、今日毛利宗瑞御目見、子息長門守秀就御懇切忝旨、以上野介申上云々、吉川福原同出御前、伊奈筑後守、北見五郎左衛門來申云、堰河堤出來、今夜仰曰、城中諸方持口姓名、矢文に書可射之、其趣者、今迄雖如此爲敵、致降參者悉可赦免云々、

十一日、藤堂和泉守出御前、有御密談、伊豆山箱根山三島明神社僧神主等獻卷數、北野松梅院并昌琢連歌師御目見、本願寺使者下間少進法印獻小屏風一雙、政宗出御前、上野介奉之、召問宮新左衛門、島田清左衛門直時、日向半兵衛、銀山銀堀を以、櫓崩旨被仰、藤堂和泉守、井伊掃部助、松平筑前守陣場可堀入一所有之云々、則數百人を以堀之、黒田筑前守獻銀三

政宗言上申云、木津可攻旨被_レ仰付_一處、仙波破時、政宗一騎見廻試、急遣_二鐵炮者四五百人_一、到_二墨下仙波堀角_一、而伊駒讚岐守陣取之左也、今夕仰曰、搃攻之爲_二用意_一、梯數多被_二仰付_一、以_レ之可_レ登_二進壁石垣_一之旨被_レ仰、政宗尤御誑之由申上、良暫有_二御雜談_一退出、其後奈良酒一榼蜜柑二籠可_レ賜_レ之、是者今度從_二堺津_一、大坂城中被_二生捕_一、又遁出今非宗薰、右之_二種調進_一、于_二政宗陣所_一持參、而依_二御意_一持參之由可_レ申旨被_二仰付_一、宗薰政宗年來懇切之者也、今夜石河備前入道宗林御目見、獻_二御羽織_一、宗林者關ヶ原御陣以後、爲_二牢人_一、徘徊_二徇京都_一處、今度不_レ籠_二大坂_一處、於_二御前_一被_二仰出_一故、其段申上云々、自_二岡山_一將軍家爲_二御使_一、土井大炊助參上、申云、從_二城中_一御和睦之儀申上之由聞召、尤大御所御下知之外雖_二有_レ之間敷、漸日本諸軍勢于_二此所_一馳參、然所是程之城廓、何不_レ攻落_レ乎、和平後難如何、近々定_二日限_一、令_二攻入_一可_レ給之由言上、仰曰、尤大樹御憤雖_レ有_二其理_一、見_二小敵_一不_レ可_レ侮云々、其上_二不_レ戰勝_一謂_二良將_一事有、隨_二御下知_一可_レ給之旨再三被_二仰舍_一、大炊助于_二岡山_一歸參、右之仰之通申上、幕下仰曰、大御所文武之道、天下無雙雖_レ爲_二大將_一、此度之

儀、何忽緒給事奇恠之由、御氣色不快、于_レ時本多佐渡守御前に候曰、御憤雖_レ爲_二御尤_一、先大御所御下知令_レ隨給可_レ然由達而申上云々、

六日辰刻、渡_二御茶臼山_一、供奉不_レ着_二戎衣_一、將軍家從_二岡山_一入御、有_二御對談_一、藤堂和泉守、本多佐渡守候_二御前_一、今晚土井大炊自_二岡山_一爲_二御使_一參、暫有_二御密談_一、成瀬隼人、安藤帶刀、同弟對馬守、今日爲_二物見_一見_レ城廻體、歸申上云々、對馬守則歸_二岡山_一云々、今午刻、甲山之邊路次傍、一二間四方草深處、蛙幾千萬不_レ知_レ數、喰合戰事一時計、諸人見_レ之、寒天之時分殊奇恠也云々、

七日、及_二黃昏_一、本多出雲守仕寄之次第被_二仰付_一處、出雲守申云、我陣所天滿表、其川深數尋、搃責之刻、我陣場容易難_レ寄由言上、御氣色不_レ快、寺澤志摩守御目見、石火矢近日可_二參届_一之由申上、秋田藤太郎御目見、南光坊藥樹院出_二御前_一、暫有_二御雜談_一、昨日蛙合戰、南蛙北蛙鬪、北蛙多死傷云々、大坂方、自_二其所_一負蛙方北方也、依_レ之前表之旨、諸人勇之由申上云々、八日、松平武藏守、同左衛門督、脇坂淡路守出_二御前_一、本多佐渡守、土井大炊助、藤堂和泉守出_二御前_一、暫有_二

破時、敵大勢突出、依之寄手討死者百餘輩、軍監馳來、此由申上、則遣安藤帶刀一給、急可引取一旨御下知云々、井伊掃部助直孝軍勢登壁進、敵大勢突退之、寄手數百騎云々、未刻渡御茶臼山、本多上野介前驅、爲普請御覽也、召本多伊豆守、同次郎大夫、令問昨日合戰之事一給、兩人申云、若輩早雄者所爲、併兩人過也云々、併兩人罷出引取由申上、仰曰、兩人越度之由、御氣色少不快云々、又先手爲御覽、從茶臼山藤堂和泉守陣所見廻給、自城中鐵炮如雨、雖然數度城邊令見廻一給、及晚還御住吉、與北山熊野山夫等、爲可抑留年貢、少々發一揆、致山籠之由立御耳、依之仰其邊代官、可取入質一旨被仰出、大坂籠城之者妻子在、奈良者、可搦取之旨被仰出、中坊左近小堀遠江守正一奉之、今夜金地院廓山上人出御前、搃攻日取書金地院讀之、又廓山上人明日可歸奈良之旨言上、此僧雖淨土宗、蒙仰從去冬於奈良、粗習唯識論云々、

五日、池田松平宮内少輔、蜂須賀阿波守出御前、仰曰、土手を築、竹手束を拵、無手負一様相構而可致仕寄、由被仰含云々、九鬼長門守出御前、仰曰、於

海上敵舟を數艘改出事、此度之手柄神妙所思召也、又城遁出者可有之乎否條、以兵船不限夜中可伺見云々、酒井左衛門尉家次、松平甲斐守、仙石兵部少輔等出御前、六條中納言有廣、冷泉中納言爲滿、山科宰相言緒自京參着、今日御目見、金地院披露之云々、召高野山文殊院應昌仰曰、奈良内山山伏伏達、吉野大峯五鬼之中一苦鬼名勅籠大坂城、依之其徒黨熊野惡民等、於北山一蜂起之由有其間、遣代官伐之、然山伏之峯入無其理、斷絶歟、先達等存此旨、行向可申觸由被仰出、政宗使者山岡志摩守來申云、御鐵炮預り申度由言上、即召使者、弓火矢二挺大筒卅挺、玉目、借賜之、松平右衛門火矢二筋持來、出御前申云、是大梯衆所造也、飛過四町云々、御手取之令放給、横田甚右衛門、間宮權左衛門爲物見赴仙波天滿、歸申云、御誼趣、進先手鐵炮者、雖一人可甚惜一事也、能々土手提等置前而責寄、無手負支度肝要之旨申渡所、忝御誼之由、諸人悅勇云云、奈良函人岩井與左衛門捧御甲冑、仰稻富宮内、試以小筒三文目五分玉一令討給處、玉不融云々、今夕政宗出御前、仰曰、陣場善處而可爲満足云々、

給、將軍家被_レ聞召、自_二平野_一同令_二出合_一給、本多佐渡守、同上野介、成瀬隼人、安藤帶刀同爲_二御供_一、自餘不_レ參、申_レ還御、南部信濃守利直御目見、先日於_二伏見_一雖_レ致_二御目見_一、人數自_二國本_一未_レ到云々、淺野采女正長則御目見、又有馬左衛門佐御目見、是者今度高橋沒領六萬石、於_二日向國_一被_レ仰付、本多上野介披_二露_一之、長谷川左兵衛宣樣申上云々、本多美濃守出_二御前_一、於_二灯下_一仰曰、誰歟、近習衆答申云、平八也、美濃守直奏申云、私陣場不_二相定_一、可_レ仰付_二乎否_一、仰曰、自_二此方_一可_レ待_二御觸_一、諸軍各赴_二先手_一、然美濃守、松平下總守清正陣場不_レ定、依_二上野介_一雖_レ問_レ之、其場不_レ定云々、今日遣_二松平右衛門正久_一、城周廻令_レ見給、及_レ夜歸參申云、仙波天滿備前島騷布今市青屋口玉造口板並等之諸口之躰申上通叶_二御意_一云々、

三日、成瀬隼人、安藤帶刀赴_二天王寺邊_一、見_二宰相殿中將殿陣場_一、明日吉日也、將軍家從_二平野_一到_二岡山_一、依_レ有_二御動座_一、宰相殿中將殿同赴_二天王寺邊_一、可_レ然由被_レ仰出、今夕本多上野介、後藤少三郎、於_二御前_一文箱一通狀讀_レ之、和睦之儀に付、織田有樂返報也、有樂使村田吉藏、大野修理使米村權右衛門兩使參、則於_二上

野介少三郎_一返報達_レ之云々、上野介爲_二物見_一大坂城邊見廻る、松平左衛門督、森右近、改_二天滿_一入_二子仙波_一云々、左衛門督申云、大軍故、陣場配分、一萬石面三間之由也、細川内記忠利御目見、上野介奏者、金地院後見、小出大和守吉英、同信濃守吉親御氣色不快之處、御斷申上歟、依_レ之又騷布鄉堤築事被_レ仰付、則御目見、堤普請早出來、致_二苦勞_一之由被_レ仰云々、堤普請者、京都往來得_二自由_一之故也、土井大炊助爲_二御使_一、自_二幕下_一參向、中井大和守出_二御前_一申云、茶臼山御陣屋、明日可_レ葺云々、仰曰、然時六日可有_二渡御_一云々、今日先手軍勢押寄、自_二城際_一十町或五六町云々、後藤少三郎申云、今度平野御殿阿部備中守正次致_二普請_一一處、小壺一箇堀_レ出_レ之、壺中黃金三十兩、金具九塊、南鐮百兩有_レ之、伊丹喜之助康勝持來云々、件金五六十年以前埋_レ之歟之由云々、則賜_二備中守_一云々、

四日、將軍家從_二平野_一渡_二御岡山_一、宰相殿中將殿天王寺邊有_二御陣取_一、成瀬半左衛門_{隼人}爲_二宰相殿御供_一、此間久雖_レ爲_二將軍家御昵近_一、於_二住吉_一被_レ屬_二宰相殿_一、今朝越前少將殿郎從本多伊豆守富正、同次郎大夫、以_二鐵炮_一敵とせりあふ處、越前少將殿軍勢登_二捕城_一、已欲

正參向、又召安藤帶刀、野田福島軍法之次第可申
 付之由被仰付、帶刀及夜歸參、申云、野田福島馬口
 勞淵之躰、諸先手皆鐵炮者を以押寄之由言上、帶刀申
 云、今日石川主殿助進鐵炮せりあい之處、九鬼長門
 守横に福島に入、番舟を捕云々、又蜂須賀阿波守、松
 平宮内少輔侍高名之者、其姓名書記之、備御覽、各
 黃金御服拜領之、阿波守所從者高名森甚太夫、同藤
 兵衛合、鍵、廣瀬加左衛門、森長左衛門取首云々、松
 平宮内少輔所從士高名一紙、其姓名書註備御前、各
 黃金御服賜之云々、

晦日、自昨夜到今朝、大坂近邊燒亡、鐵炮之音頻
 也、物見遣し給、敵放火、仙波町天滿町燒立、先手諸勢
 不恐火、天滿仙波に入、城中兵旗鐵炮を捨、城中逃
 入云々、今日本多上野介、成瀬隼人、安藤帶刀、永井右
 近爲三物見、件處に遣令見給、申刻歸參云々、

十二月

朔日、自平野本多佐渡守、土井大炊助來出御前、暫
 御密談、今日仙石兵部少輔御目見、廓山上人從三奈良
 來出御前、暫淨土宗有御雜談、日野唯心、金地院伺
 候、松平武藏守、同左衛門督、森右近、有馬玄蕃頭申

云、今日諸勢入天滿云々、物見服部權太、島彌左衛門
 馳來申云、右之衆今日入天滿云々、今日生虜一人申
 云、年十四五後藤又兵衛脇に鐵炮中る、痛手、城中諸人
奴男也力落云々、又申云、青屋口戰に、大野修理乘馬而雖
 出向、佐竹長尾大軍依籠來而、大野修理城中引退、
 今朝大坂燒亡二時計、大野修理宅自火云々、今夕仰
 曰、來四日、於茶磨山可有御陣取、於仙波町屋
 破壞連之、御陣屋可造由被仰付、中井大和守奉
 之、鍋島信濃守獻生虜一人、令問城中事給處、
 不分明、仍別可追放由被仰出、仙波口橋、自城中
 中燒絶、高麗橋相殘、敵此橋爲燒處、石川主殿助進
 而、於此所鐵炮せりあい甚急也、此由達上聞、佐久
 間河内守、山代宮内少輔被遣被止之、雖然合戰不
 停、永井右近申云、主殿助小勢也、加勢可被遣歟之
 由、仰曰、若輩者愁進而出此橋、敵徒於橋雖燒絶、
 有三何事哉、敵可出難歟、甚不可然由、加々爪甚
 十郎忠澄爲軍使馳參、無御下知、摠責之外小せり
 あい、堅停止之旨被仰出云々、
 二日、大御所渡御茶磨山、明後四日可有御動座由
 云々、則從此處唯一騎令赴城邊、敵之躰令御覽

御報一拙者其表可罷出之旨云々、然所件使者兩人搦捕、右之書狀相添、往吉御旅館差上之、本多上野介披露之、仰曰、右使者致糺明、諸大名之内、於誰々自大坂城中遣狀哉、可相改之由被仰出云々、廿三日、淡路國松平宮内少輔忠長陣所、自城中大野修理遣一通之狀、狀之趣、日本諸大名對秀賴公内内有志、早被存其旨、被通志者、可爲芳恩之旨云々、淡路國百姓等一揆可隨大坂之旨、宮内家老所、自城中遣狀、是も使者六人搦捕、住吉御旅館註進、松平陸奥守、羽柴丹後守、同若狹守、松平土佐守、堀尾山城守、松平宮内少輔、蜂須賀阿波守、藤堂和泉守出御前、然所政宗暫抑留御前、仙波御雜談、日野唯心傳長老候御前云々、

廿六日、今日於玉造口、佐竹右京大夫義宣陣場致普請一處、人數多自城中打出、互及合戰一處、義宣郎從澁江内膳六七百騎引率合戰、敵敗軍、敵之首十四五討捕、義宣從者廿四五騎被討、義宣勢歸陣所、又致普請一處、暫有而、未刻又自城中木村長門守後藤又兵衛大將、三千餘騎打出、又澁江内膳合戰討死、其外廿四騎討死故、義宣軍勢敗北之處、大將義宣長太刀取、

自身真先に進、依之敵敗北、其時長尾景勝橫合加勢、杉原常陸介打て出、依之城中兵穴澤を始、究竟之將兵十五六騎討死云々、

廿七日、青屋口佐竹義宣陣所、爲物見島田治兵衛、自幕下□□某□□被遣之、古田織部助重然私爲見廻同道、義宣出合、四人堤邊徘徊之處、鐵炮織部左目上に中る、薄手故織部不驚、無痛氣色云々、廿八日、今日本多上野介、安藤帶刀、成瀬隼人、しんけいより中島爲通路道を造る云々、

廿九日、勅使廣橋兼勝、三條實條御對面、日野唯心、飛鳥井雅庸、傳長老同伺候、松平美作守忠宗政宗子息爲御目見參向、本多上野介奉之、福島備後守御目見、同家老小關隼人御目見、竹中伊豆守爲後見參着、自秀賴於備後守數通之狀備御覽、本多上野介披露之、島津使者伊住院半右衛門御目見、山口駿河守御目見、蜂須賀阿波守、松平宮内少註進申云、今朝野田福

島捕之云々、戸川肥後守、花房一黨註進同前、九鬼長門守、向將監忠勝船大將衆註進、今朝番舟數艘取、其外小舟不知數、敵皆捨舟於天滿入、淺野但馬守馬口勞淵可陣取、由被仰付、則爲御使成瀬隼人

途中、今日將軍家伏見御出馬、平方御止宿云々、

十六日、朝之間雨降、午時屬晴、法隆寺阿彌陀院御止宿、幕下爲御使、從平方永井信濃守尙政參着、幕下今卯刻平方御進發、河内岡山可有御宿陣之由言上云々、

十七日、大御所于攝州住吉御宿陣、從今日供奉輩

着甲冑、則於住吉藤堂和泉守、淺野但馬守、蜂須賀

阿波守、松平筑前守、越前少將殿忠直、生駒讚岐守、柳監物父子、松平下總守、本多美濃守父子、古田大膳、

本多左京、桑山伊賀守、脇坂淡路守、松平宮内少輔、其外諸大名諸士不可勝計、御目見參上、藤堂和泉守、

松平筑前守召御前、大坂表繪圖令見給、攻口次第被仰付、將軍家平野御宿陣、及昏黒土井大炊助爲御使參上、仰曰、明日早天、先陣之體可有御覽、幕

府天王寺茶臼山邊可令出仕給上之旨被仰合、大炊助歸參云々、

十八日、卯刻大御所于茶臼山出御、幕下自平野早

天同所出御、大御所令待給、則藤堂和泉守本多佐渡守召御前、城攻之次第御評判云々、其外付城可有

處々方々を堀、土手可築山被仰付、茶臼山大坂從

摠構廿七八町有之由、大御所住吉、將軍家平野還御、藤堂和泉守爲才覺、爲御用心、鐵炮卅挺茶臼山立並置云々、

十九日、巳刻幕下於大御所御陣所住吉渡御、御對面、大坂繪圖、本多佐渡守、同上野介、藤堂和泉守、安

藤帶刀、成瀬隼人召御前、御評諛移刻、兎角於淀川鳥養邊、攝津地切落、其上堰留之可然之由被仰

付、其上天滿口千波口天王寺口、自四方一度に可攻由評定相究、土俵萱芦可取由被仰付、土俵廿萬、

二國早速可出之旨被宛、幕府御相伴大御所被召上御膳、仙波口新城邊穢多ク島、大坂自城中大野主

馬薄田隼人指出小屋掛、大舟廿餘艘にて有之處、淺野但馬守、松平宮内少輔、蜂須賀阿波守被仰付、三人

右之敵追拂、彼島付城拵、松平陸奥守政宗使山岡志摩守出御前、木津今宮迄可構陣所由被仰出云々、

廿一日、自幕下爲御使、土井大炊助安藤對馬守參上、出御前、大坂表近邊、付城可致由被仰渡云々、

廿二日、今夜大坂自城中鹽江甚介所、於松平武藏守遣兩通書狀、其趣云、諸大名大坂内通在之、松平

武藏守大坂歸伏於可有之者、秀賴可爲満足、依

聚三代格等、仙洞有之乎否、以_二南光坊_一被_二仰遣_一、記錄書立、則傳長老道春奉_レ之、南光坊院參被_レ奏處、御所持本可有_二御書寫_一旨云々、今日道春申云、扶桑略記見_レ之、將門純友謀反之次第具在之由云々、攝津國達磨寺御制札被_レ下、本多上野介奉_レ之、

十日、將軍家從_二永原_一到_二伏見_一着御、於_二膳所_一城主戶田左門獻_二御膳_一、公家衆僧衆諸士大津追別迄爲_二御迎_一參、宰相殿中將殿追分迄爲_二御迎_一令_レ出給、御對面、今日從_二仙洞_一類聚三代格六卷、自_二聖武_一後一條院迄年代略、^{卷十九}類聚國史、二卷、古語拾遺、名法要集、神皇系圖、南光坊爲_二院使_一持參、及_レ夜道春於_二御前_一讀_レ之云々、

十一日午刻、將軍家從_二伏見_一渡_二御二條御城_一、於_二奧御座間_一御對面、今度大坂御進發之儀、將軍家御上着令_レ待給之儀、忝旨被_二仰上_一、本多上野介、成瀬隼人、安藤帶刀、板倉伊賀守、酒井雅樂助、土井大炊助、安藤對馬守召_二御前_一被_レ仰曰、明後十三日可有_二御進發_一旨云云、未刻、將軍家於_二伏見_一還御、今日松平主殿助、伊奈筑後守兩人、神崎表鳥養邊向_レ堤崩し、河水可_レ落由被_二仰付_一、申刻、陸奥守政宗御目見、此度將軍家供奉先

陣也、今日泉州堺今井宗薰同子宗吞出_二御前_一、依_二大坂城_一遁出_一也云々、

十二日、尾張宰相殿義俊、二條御進發、木津川邊御止宿、長尾景勝佐竹義宣御目見、將軍家御先手也、及_二黃昏_一南光坊傳長老出仕、明十三日^{辛酉}南行惡日之由、依_レ之十五日迄御出馬御延引云々、

十三日、土井大炊助自_二將軍家_一爲_二御使_一自_二伏見_一參、出_二御前_一、暫御密談云々、申刻、出_二御南殿_一、細川玄蕃頭、新庄越前守父子、土方掃部助、其外諸侍御目見、今日橫田甚右衛門、山代宮内少輔、爲_二先手物見_一先日被_レ遣所、今宵歸參、出_二御前_一申云、先手諸勢天王寺打過、大坂城十四五町近邊迄推寄可_レ然云々、仰曰、將軍家御下知以前、堅手出不_レ可有_レ之旨被_二仰付_一云々、十四日、今日從_二江戶_一本多佐渡守上着、出_二御前_一、鶴御料理賜_レ之、今朝從_二永原_一到_二伏見_一、從_レ夫於_二二條御亭_一參上之由申上云々、又申云、關東奧州勢後陣、江戶品河可有_レ之旨申上云々、

十五日卯刻、大御所二條城御動座、未刻、木津着御、雖然依_レ狹_二御旅館_一、俄奈良渡御、奈良奉行中坊左近獻_二御膳_一、一乘院、大乘院、喜多院、春日禰宜、爲_二御迎_一出_二

正獻御前、上野介伊賀守帶刀隼人召御前、件繪圖令見給、御大工中井大和守正次被仰付、大坂近邊繪圖令拵給、去廿八日、自大坂城中遁出者口上、具に於御前後藤少三郎言上云々、

五日、御使番横田甚右衛門、佐久間河内守、初鹿傳右衛門自御先手參申云、御先手住吉表出張、又片桐市正召御前、暫大坂攻手立被仰付、本多上野介被遣云々、市正所從口比半右衛門御服二領拜領、御先手藤堂和泉守軍勢、濫妨狼藉放火之由被聞召、御腹立、堅可停止之旨被仰遣、本多美濃守平方邊陣取、濫妨狼藉堅禁制被聞召、甚御感云々、

六日、中井大和守出御前申云、三井寺本覺坊訴申儀、照高院御門跡道勝、并三井寺僧七人、關東調伏之法を立、自大坂祈念之由依申上、御氣色不快、被仰三板倉伊賀守、七人之僧召出、可遂穿鑿旨被仰出云々、加藤式部少輔御目見、毛利宗瑞使者宍戸備前守御目見、本多上野介披露之、未刻、松平下總守飛脚參申云、昨日從大坂薄田隼人爲大將平野郷打出放火、又于大坂引退由、下總守追懸所、早速引取由、依之下總守平野燒跡陣取由言上、藤堂和泉守、淺

野但馬守住吉陣取由申上、今日吉田神龍院諸家系圖七冊進上、高野聖衆大德院出御前、本多上野介披露之云々、

七日、松平左衛門督使者到來、申云、今朝辰刻、すいた川を越し中島を捕云々、御機嫌快然、御褒美御内書被遣、未刻、有馬玄蕃頭到中島、近日御出馬、龍田法隆寺郡山御越、住吉御在陣之旨被仰出、蜂須賀阿波守出御前、早々上洛神妙之由、直被仰云々、

八日、南光坊出御前、藥樹院、竹林坊以下出仕、有御雜談、日野唯心、金地院、公家衆、諸侍伺候、三井寺僧、法泉院、光淨院依召出御前、以金地院仰曰、本覺坊申所、照高院御門跡關東調伏儀令問給、三井寺僧衆言上云、件之本覺坊不義僧、寺僧追放、近比大德寺邊徘徊、惡照高院并三井寺僧而、如此虛說申上由言上、聖護院、實相院、圓滿院三門跡之所、自太閤秀吉公、聖護院一人支配、近年照高院與三井寺僧不和之間、調伏合體不可有之旨申上、仰曰、件本覺坊可召出之旨被仰云々、

九日、南光坊、傳長老召、與御座間御雜談、今度諸家記錄就御寫、日本後紀、弘仁貞觀格式、類聚國史、類

鐵山長老、大德寺松岳長老御目見云々、

廿九日、今日表無_二出御_一、於_三奧之間_二御咄_一、江戸從_三將軍家_二爲_一御使、永井信濃守參着、廿七日、幕下三島着御之由言上、池田備後守去夏蒙_三御勘氣_二、今度御陣幕參、御先手埋草にも可_三罷成_二之由、板倉伊賀守言上之處、御氣色能、有馬玄蕃頭豐氏先手可_三參之由被_二仰出_一云々、

十一月

朔日、八條宮智仁親王、二條殿昭賢、九條殿忠榮、妙法院宮梶井宮、勸修寺宮、隨心院御對面、日蓮衆_{廿一}上人各御目見、松平左衛門督、有馬玄蕃頭爲_二御目見_一參向、自上下京中_一獻_三銀千兩_二云々、島津陸奥守使者來申云、去比從_三大坂_二、長崎往來商人高屋七郎兵衛、以_三秀賴公黑印并長銘正宗脇指_二令_一持參、今度就_三一儀_二、陸奥守可_三賴之由申來_二、陸奥守返答云、於_三薩摩_二關か原以來流牢之處、大御所以_三御恩_二、本領安堵、然者大坂同心之儀不_レ成由、七郎兵衛依_三商人_二不_レ殺_一之、彼脇指返_レ之旨言上、彼書者使者持參、本多上野介披_三露之_二云々、二日、從_三幕下_二爲_一御使、內藤右衛門佐、自_三三州吉田_二參着、出_三御前_二、幕府路次中御急、自_三駿州清水_二懸河、

從_三懸河_二吉田迄着御之旨言上之處、大軍數里行程不_レ可_三然由甚御腹立_二、不_レ可_三然旨被_二仰遣_一云々、

三日、片桐市正從_三御先手_二參、諸軍大坂取卷之旨言上、仰曰、無_三御下知_二以前、手出し仕間敷旨被_二仰含_一、及_三昏黑_二御使番島彌左衛門本多藤四郎、天王寺口先手物見被_レ遣處、則歸參言上之趣、道明寺近所小山邊藤堂和泉守、從_レ其次第陣之躰申上、仰曰、未程遠、今少可_三押寄_二之旨云々、松平下總守、石川主殿助、古田大膳大夫、德永左馬助等人數、平野郷迄可_三相詰_二之由被_二仰出_一云々、戊刻、松平陸奥守政宗從_三途中_二爲_一使節、山岡志摩守于_三三島_二參上、出_三御前_二申云、從_三大坂_二右筆和久半左衛門爲_レ使、政宗憑思由秀賴狀黑印持參、政宗返答云、兩御所御恩、何奉_レ忘乎、於_三秀賴_二同心不_レ思寄_一之旨、依_レ然半左衛門搦捕、以_三本多佐渡守正信_二於_三幕下_一言上、仰曰、尤神妙之旨太御感云々、四日、今日南殿出御、近衛殿、御方御所、一條殿、御方御所御對面、并諸公家百餘輩御禮、御奏者大澤少將金地院、又昵近公家衆少々出仕可_レ有_レ之旨、御内々可_レ得_三御意_二處、數輩出仕不_レ叶_一御意、召_三本多上野介板倉伊賀守_二御立腹云々、及_三黄昏_二大坂邊繪圖、片桐市

致_三頂戴_一度由望申故、後藤少三郎言上、依_レ之御制札被_レ遣_レ之、竹中伊豆守召_三御前、汝安藝備後馳參、福島備後守諸人數召連、大坂表可_レ參之旨被_三仰付、備後國鍛冶數多在_二之間、鐵槓可_レ拵之旨被_三仰出_二云々、又前庭半入_二大坂_一居住、今日永原來着、則召_三御前、大坂樣體軍陣之體、萬事母儀指出給、依_レ之諸卒失_レ色云々、廿三日卯刻、永原出御、自_三矢橋_一召_三早船_一、櫓四十挺立、膳所戶田左門於_二船中_一獻_三御膳_一、午刻、二條亭着御、則片桐市正子息出雲守出_三御前、此比大坂城中勸_三別心_一者等之儀申上云々、福島左衛門大夫使者從_三大坂_一歸參、對_三正則_一無_二返報_一云々、藤堂和泉守片桐市正召_三御前、大坂堀淺深之儀、其外諸方攻口之様子、以_レ繪圖申上云々、自_三幕下_一爲_三御使_一、青山善四郎參着、御京着令問給、幕下御出馬、彌可_レ令_レ急給_一之由被_三仰遣_二云、云、

廿五日、未刻大地震、今日藤堂和泉守片桐市正召_三御前、大坂城中取卷人數先手被_三仰付_二云々、廿六日、織田常真御對面、是先年關ヶ原合戰以來御軍人、今度秀賴密談之處、達而御異見、則於_三大御所_一御內通有_レ之、則御知行可_レ被_レ遣旨被_三仰出_二、今日諸大名御目見、於_二御内々_一後藤少三郎申云、松平武藏守、淺野但馬守、鍋島信濃守、當年江戶從_三御普請_一、直に御陣場參向故、不自由之段申上處、銀子恩借仕度由、依_レ之銀二百貫目宛、從_レ夫小身各諸大名借_レ賜之、今日京極采女正即召_三御前、獻_三奈良柿千_一云々、廿七日、一乘院喜多院出_三御前、寶性院片桐主膳正御目見、石河伊豆守、松平武藏守出_三御前、奧之間被_レ召、大坂尼崎繪圖軍陣之様子令_レ仰給、今晚自_三關東_一飛脚到來、將軍家今月廿三日江戶御出馬、廿四日藤澤着御云々、數萬軍勢行程急に難_レ押、今少緩々可_レ押旨被_三仰遣_二、今日五山衆五十人、南禪寺於_二金地院_一諸家記錄一本三部宛令_レ寫給、一部禁中、一部江戶、一部駿河可_レ令_レ置給_一由、傳長老道春奉_レ之、堺南北獻_三銀二百枚_一、成瀬隼人披_三露_一之云々、廿八日、醍醐三寶院、奈良大乘院、本願寺門跡、妙心寺

十八日、從_二昨晚_一依_二雨降_一御逗留、從_二京都_一伊賀守飛脚到來、彌籠城用意、今井宗薰父子最前討死之由雖申、城中召捕參、自_二加賀_一筑前守飛脚到來、去十四日、國本發足、近日京着、然者陣所何方可_二罷有_一哉、仰曰、淀鳥羽近邊迄出張可_レ有_レ之旨被_二仰出_一云々、越前少將殿置、飛脚到來、江州坂本迄、十六日參着、陣所何方可_レ然歟之由申來、仰曰、西岡東寺九條山崎邊可_二相詰_一由被_二仰出_一云々、

十九日、午刻到_二美濃岐阜_一着御、德永左馬助飛脚到來、從_二秀賴公_一於_二左馬助_一披露狀、其趣曰、今度市正對_二秀賴_一條々不届仕合在_レ之に付、市正折檻之處、大御所以外及_二御腹立_一、近日御出馬在_レ之由、誠以不_レ及_二了簡_一儀に候、且者對_二兩御所_一、於_二秀賴_一毛頭野心不_レ存由、此旨宜_レ被_二申上_一者也、

十月九日

德永左馬助殿

秀賴黑印

右之趣、本多上野介於_二御前_一申上處、仰曰、秀賴若輩故、彌織田有樂大野修理種々廻_レ謀由被_二仰出_一、秀賴僞_二意趣_一、去三月、從_二大野修理所_一加賀肥前守方_一遣_二一通狀_一、其趣者、秀賴萬才覺、彌遂_レ日爲_二增進_一、漸時分

此時に候間、早有_二上洛_一、秀賴可_レ有_二御指南_一、兵糧已下大坂有_レ之分、福島左衛門大夫手前三萬石、秀賴藏納七萬石、其外商買兵糧數多在_レ之、御一人之仰承_レ之由、書狀肥前守利家^{◎長}死去已後、子息筑前守以_二本多上野介_一指上に付、大坂別心之所必定、何有_レ疑哉云云、島津陸奥守、毛利宗瑞入道、鍋島加賀守、黑田筑前守、福島備後守、松平武藏守、同左衛門督、同宮内少輔、淺野但馬守、蜂須賀阿波守、加藤左馬助、森美作守、田中筑後守、生駒讚岐守、其外中國西國催人數萬人數、大坂表可_二押寄_一之旨、以_二本多上野介_一被_レ仰云云、

廿日、柏原御旅館着御、京都伊賀守飛脚到來、申云、從_二大坂_一そくたくを以_二金銀を取_一、一條御近邊在家放火可_レ致旨、徒黨訴人在_レ之に付、數人搦捕之由言上、右之内大坂町人金子五百枚捕、乞食之體、大御所御上雜路次ねらい可_レ申旨、捕_レ之云々、御氣色快然云々、

廿一日、江州佐和山着御云々、
廿二日、江州永原着御、京都伊賀守飛脚到來、先勢諸軍從_二京着之日_一、御扶持方兵糧相渡之由、今日堺從_二南北町中_一言上、去十三日、政所引退、亂妨狼藉之御制札

貳百枚銀卅貫目遣之、于大坂籠城、若原右京播磨
 牢人召連籠城、淺井周防守、是者御母儀緣者、其外根
 來三百騎籠城、何も依金銀多遣、諸牢人馳參事不
 知其數之旨言上、今日從暮下爲御使松平助十
 郎參、路次中御機嫌令問給云々、加藤肥後守從江

戶御普請隙明被下御暇、於濱松御旅館御目見、
 早々國本馳參、人數を催國を堅固に守り、可相待一
 左右之旨、今日御鷹之雁、賜肥後守、松平右衛門
 佐正久奉之、脇坂淡路守安元自江戶參着、早速于
 伊豫國罷下、催人數大坂表罷出、藤堂和泉守組に
 罷成可攻之由被仰出、伯耆國代官伊丹山田出御
 前、伯州丑年物成銀百五十貫目持參云々、召上野介
 仰曰、本多美濃守を始伊勢人數、淀鳥羽可出之旨被
 仰、越前少將殿忠直手勢一萬五千、早々淀橋本近邊可
 被爲出陣之旨被仰出云々、

十五日、吉田着御、板倉伊賀守飛脚到來、其狀之趣、去
 十二日、從大坂堺之津可破由申に付、町人以下不
 及異儀、秀頼依致歸伏、鐵炮玉藥武具、大坂城中
 自堺取運、堺政所芝山小兵衛依爲無勢、不及了
 簡堺立退、岸和田引除云々、又堺町人柏尾宗具、去九

日堺を出、今十五日到吉田下着、則召御前、宗具申
 云、大坂城中彌籠城之體、然上者堺可致放火之由
 風聞、依之妻子在郷隱置、御旗本馳參由言上、仰曰、
 奇特志之旨蒙御感、是者圍碁上手、折節伺候之者也
 云々、

十六日、岡崎着御、板倉伊賀守飛脚到來、去十三日、於
 堺自大坂人數三百騎程出し、片桐市正人數二百
 餘、堺町加勢之所、多羅尾半左衛門牧治右衛門討死、
 今井宗薰同宗吞討死之由云々、從夫市正人數尼ヶ崎
 退所、大坂勢追懸、路次七八騎討捕、依之彌路次令
 急給、自大坂出勢大將榎島玄蕃頭等也、今日福島
 左衛門大夫獻一通書狀、正則在江戶、妻子江戶城中
 籠置云々、宰相殿義後昨日尾州發足、到一宮令着給
 由云々、自江戶爲御使成瀬豐後守參着、奥州政
 宗、長尾景勝、佐竹義宣以下于江戶參、早速江戶御
 出馬有度由被仰上、仰曰、於其儀者、其方次第御出
 馬可有之由被仰遣云々、

十七日、未刻那古屋御着、古田織部重然、醫師駒庵、
 爲御迎參向、追手門外御目見、及夜鶴御料理、近習
 輩賜之云々、

一度於渡者、早可破之、一騎討可通旨云々、
十二日、申刻遠州懸河着御、及黃昏大野壹岐守、并
片桐市正使者、自攝州棘木參着、則被召出、壹岐守
大坂之躰御尋之處、言上申云、今度之企、織田有樂、同
息左門、木村長門、渡邊内藏助、愚兄修理を始、近士俄
企之旨申上、兄大坂罷有處、早速罷歸、神妙之由被
仰、又自京都伊賀守飛脚到來、去六日七日、京都諸
牢人之内、長曾我部宮内少輔、後藤又兵衛、仙石豊前
守、明石掃部助、松浦彌左衛門、其外名も不知、牢人千
餘人、金銀を出し籠城抱置、奈良表打出、大和打破、從
夫宇治真木島指出放火、攝州蘇木押寄、市正兄弟可
打果之由風聞之通申上、依之路次御急云々、
十三日、未刻中泉着御、路次御放鷹、從幕下一板倉周
防守重宗參上、路次中御氣嫌爲可令問給、被付
置云々、福島左衛門大夫正則使者從、江戸參着、并
竹中伊豆守書狀一通、言上申云、今度大坂之儀に付、御
誕之趣謹而承、秀頼并老母野心之儀、存外之至、且者
秀頼近習若輩故歟、正則認書狀、秀頼同老母以兩
使申達、其狀本多上野介内見之處、今度大佛出入之
儀に付、對兩御所如此之企、天魔之所行歟、早速被

改其心、母儀爲御咎言、江戸駿府於在國者、秀頼
御長久可爲御運、於正則于、江戸妻子以下指置、
其上一圓兩御所無二之忠節之條、於不被改野心
者、始正則天下諸軍勢于大坂、馳向、攻落之儀必定
也、右之旨被加思慮、長久與自滅、何歟可被思
召哉云々、

十三日、中泉着御、路次御放鷹、以上鶴三雁五令、重出擊
給、則鶴之御料理、近習輩賜之、又自長崎飛脚到來
參着、長谷川左兵衛申云、其趣者、去月廿四日、伴天連
徒黨百餘輩、并大檀那高山右近、内藤飛驒守、其外長
崎中伴天連乘船、于天川遣之由申上、仰曰、御快氣之
由可申遣云々、及昏黑、黑田藏人安藤帶刀所從、路
次行合、刀鞘とがめして及口論喧嘩、藏人五箇所被
疵、雖然藏人若輩帶刀所從者、殺一人蒙疵云々、
十四日、卯刻中泉出御、路次御放鷹、天龍川二瀬舟橋、
大石十右衛門、豐島作右衛門奉行之、午刻、濱松着
御、京都板倉伊賀守飛脚到來、其狀云、大坂之躰相替
儀雖無之、諸牢人彌多被抱置、由、別紙註文捧之、
真田源三郎、是者先年關原御陣之時、爲御敵蒙
御勘氣、數年于高野山引籠、秀頼爲當座音物、黃金

被_レ仰付、於_レ幕下、大御所關東江戶御仕置被_レ仰付、可_レ被_レ下之旨再三言上之處、仰曰、先御上洛、大坂之躰被_レ御覽、爲_レ指儀於_レ無_レ之者、御仕置等被_レ仰付、可_レ有_レ還御、若_レ又於_レ大坂一堅籠城者、被_レ仰_レ幕下、大坂城可_レ被_レ攻落、大御所又以_レ拾萬人數、奥州以下御仕置可_レ被_レ仰付、旨、大炊助被_レ仰含、又幕下人數引率給、可_レ有_レ御上籙之由被_レ仰含、江戶御留守御舍弟越後少將殿忠輝、蒲生下野守忠郷、奥平大膳亮、最上駿河守家親、同御鳥井左京亮、酒井河內守、大御所同備後守忠利、內藤若狹守以下、御留守居被_レ相定、尤之由、大炊助蒙_レ仰、急歸_レ江戶、今日竹中伊豆守御普請隙明、自_レ江戶一參府、御目見、仰曰、汝福島左衛門大夫正則爲_レ知音之間、爲_レ御使、可_レ被_レ指下、其趣者、今度秀頼被_レ挿_レ野心之巧、且秀頼非_レ所_レ行乎、織田有樂、大野修理、木村長門、渡邊權兵衛、其外爲_レ若輩、秀頼進_レ惡逆之儀歟、正則太閤以_レ好、秀頼不_レ踈也、雖然今度秀頼別心之儀如何被_レ存、對_レ我父子、逆心雖_レ有_レ之間敷、下々作_レ狐疑之間、手前人數於_レ國本一差下、息男備後守差添、大坂表攻口被_レ加勢、正則者在江戶可_レ然之由被_レ仰_レ遣于江戶云々、

九日、最上駿河守駿河參着、則今日御目見、父出羽守義光、去五月十八日死去、繼目御禮、銀五百枚、綿五百把、蠟燭千挺、御馬鶴毛、御太刀正恒獻_レ之、出羽守遺物、黃金百枚、脇指_後來國獻_レ之、本多上野介披_レ露之、仰曰、大坂御出馬、將軍家江戶可_レ爲_レ御留守_レ之由被_レ仰渡_レ赴_レ江戶云々、

十日、淺野但馬守、鍋島信濃守、松平土佐守、蜂須賀阿波守、小出大和守、稻葉彦六、遠藤但馬守、毛利伊勢守、從_レ江戶一御普請隙、明參府、御目見、仰曰、大坂御出馬、明十一日、何も國本馳參用意仕、御一左右可_レ相待_レ之旨被_レ仰出、急罷登云々、

十一日、辰刻中將殿賴宣御出馬、安藤帶刀、水野對馬守、其外數百騎、巳刻大御所御動座、路次中依_レ御放鷹、諸軍勢從_レ午刻一發足、本多上野介正純下知云々、或說、大御所御人數四百七十騎云々、到_レ申刻、田中着御、板倉伊賀守飛脚到來、大坂躰彌籠城支度、其意趣者、金銀多取出、大坂近邊八木買込、武器以下城中入置、摠構壁を付、番匠數百人櫓井籠之支度之由、又天龍川舟橋出來、御通り以前諸人往來可_レ禁哉否之由、彦坂九兵衛言上、仰曰、舟橋諸人往還爲_レ令_レ成_レ自由也、何可_レ禁_レ之哉、併大勢

城守、其外尾張衆以下數百人

尾州名古尾者、宰相殿義後御領分也。云々、

五日、京都伊賀守飛脚到來、大坂之體彌構、城廓、諸牢

人拘置、籠城支度之由註進云々、

六日、京都伊賀守飛脚到來、從織田有樂、伊賀守方へ

一通之書狀遣之、其狀云、今度大坂雜說之儀、市正駿

河之御使惡敷仕由、秀賴公御折檻に付而、市正同弟主

膳攝津棘木市正領、立除、依之、大坂以外騷動、我等全對

兩御所、野心之儀不存由、此旨宜可申云々、又今日

從江戶御普請隙明、細川内記忠利參府、以上野介

言上、申云、今度之大坂騷動之儀、於箱根邊始而承

之、國本父越中守忠興在之間、某兩御所之中、於何方

方供奉、大坂先手可被仰付、由申上處、仰曰、尤神

妙之由蒙御感、又赴江戶、中川内膳正自江戶御普

請隙明參府、出御前、早々赴豐後、催人數、從是註

進可相待之由被仰出云々、從美濃加納、今日飛

脚到來、申云、松平攝津守、從去朔日、俄腹痛、翌日二

日午刻死去之由、此旨上野介言上、仰曰、加納人數、舍

弟伊勢龜山城主松平下總守清正召連、大坂可參向

之由被仰出、父美作守定而可爲愁歎、加納城能可

相守、由被仰出云々、

七日、京極丹後守、同若狹守忠高、森右近忠政、田中筑

後守忠政、江戶御普請隙明、被下御暇參府、各御目

見、仰曰、急歸國催人數、可相待御左右、旨被仰

出、今日片桐市正同主膳使者小島勝兵衛、梅津忠介

來、從大坂、棘木迄立退由、以本多上野介言上、兩

使被召出、御服御羽織拜領、又被遣御書、其趣云、

今度倭人族種々依致申事、棘木迄立退之由、被思

召神妙、猶本多上野介可申候也云々、於主膳同前

被遣御書、兩御書共に御直判、松平紀伊守、三宅宗

右衛門、駿府御留守御番依可被仰付、於三州被

遣召、伊豆所港、西國方之早船有之、急相改取櫓可

申之旨、於彦坂九兵衛被仰付、沼津御番長野九左

衛門□□□□囚獄□□川井作兵衛可申付之旨、九

兵衛奉之、去廿八日、石河伊豆守妻子引連、大坂城中

立退、市正依爲緣座、赴大野云々、自大坂市正

知行所改易、大野修理布施屋飛驒守下知云々、

八日未明、藤堂和泉守爲先陣、大和邊迄相詰、則攻口

天王寺表、紀伊美濃尾張伊勢遠州三州御人數一手に

可向之由被仰付、今日自幕下爲御使、土井大炊

助參府、今度依大坂之儀、大御所被出御馬之由

内膳於三州ふかうづに二千五百石御加増拜領云々、
 廿日、上總國東金西福寺日善上人御目見、日蓮宗也、
 蒔田權佐獻御菓子云々、幸若小八郎舞曲、文從三江
 戶伊丹喜之助康勝鎮目市左衛門參府、是者當時御代
 官所爲御勘定也、今度里見安房守爲國替被遣
 伯耆、安房城本多出雲守内藤左馬助爲請取被遣、里見安房守
守久保相摸守聖也云々、

廿一日、今日御癘故無出御云々、

廿二日、知恩院今度八宮御入室、御門跡號と御沙汰有云々、

廿三日、大御所出御、上山檢校平家かたる、鱧問答云云、

廿五日、今日大坂片桐市正飛脚參着、其狀云、去十八日自駿河大坂上着、御意之旨申上、末々將軍家不和奈何、然間秀頼在江戶歟、御母儀在江戶歟、不_レ然者大坂城被_レ退、御國替可_レ然之旨申、依_レ之秀頼并御母儀不快、市正可_レ被_レ殺之内存依_レ有_レ告知者、止_レ出仕引籠有_レ之由、上野介達_レ上聞_レ之處、彌御腹立云々、

廿八日、南殿出御、御癘御平愈云々、

廿九日、吉利支丹清安と云者籠舍之内、籠に在_レ之罪

人二人子_レ宗旨_レ進め、依_レ之額に十文字火印當て、十の指を截被_レ追放云々、又吉庵と云外科、醫道一切不存、功者之由申、多人殺之故、制札を付于_レ江戶被_レ遣、自_レ夫中山道を登りに、京大坂堺降可_レ引渡_レ由被_レ仰付、此吉庵三好丹後癩療治、灸瘡之由、若不_レ愈之者、可_レ蒙_レ截殺_レ之旨吐_レ廣言、三日之内丹後守死去依_レ之也云々、

十月

朔日、京都自伊賀守飛脚到來、其狀云、去廿五日、於大坂大野修理、青木民部少、石河伊豆、薄田隼人正、渡邊右衛門佐、木村長門守、織田左門、其外十餘輩、秀頼依_レ仰、片桐市正爲_レ殺、市正知_レ之、用_レ意于私宅引籠有_レ之由、本多上野介、板倉内膳正言上、依_レ之御腹立甚、于大坂御出馬之由、近江伊勢美濃尾張三河遠江被_レ仰觸、又于江戶幕下被_レ仰遣、又伊賀守飛脚到來、書狀に云、市正于駿府下向せは、秀頼をも城を出給様にして、織田常真を大坂城に入、大將として可_レ籠城_レ之旨、織田左門其外談合之由云々、

三日、氷降、大_レ如_レ糞云々、

四日、宰相殿到_レ那古屋_レ御進發、成瀬隼人正、竹腰山

準參議、近代之例不可用云々、今日高野實性院紛失什物、急度寶龜院可出之由被仰出、上野介奉之、

上野國榛名山法度御朱印、于南光坊遺之云々、

十日、雨降華嚴宗論議、題因明聲論勝論之問答、講師

清涼院、妙喜院、大喜院帥君云々、

十一日、從朝鮮國肉菰容牛黃獻之云々、

十二日、今朝片桐市正上洛、今度無御目見、大藏卿も

子大坂歸る、

十三日、飛鳥井中納言御暇被下、銀三十枚綿二百把

賜之、今日寶性院紛失什物、大樂院文殊院歸高野

可改由被仰出云々、又奈良大佛修造、上性院、清涼

院兩人、諸國勸進不足之處、可被仰付之由被仰

出、今日原主水自關東搦來、則兩手指を截、額に火印

をあて、彼者舉用する者於有之者、可爲曲事之

由、被添制札被相放、彦坂九兵衛奉之、是者吉利

支丹也、數年隱居、唯今尋捕來、今日寶性院上洛、山科

安祥寺被仰付云々、

十四日、土井大炊助爲御使、自江戸參着、上野介則

言上、密々大炊助言上云々、

十五日、於御數奇屋、南光坊密々佛法御雜談、今日如

例諸侍出仕、今日幸若小八郎從江戸參府、於御前舞曲、烏帽子折云々、

十六日、今朝早天松平筑前守利光着府、午刻御禮、黃

金三百枚、紅染絹二百匹、白絹百匹、則出御前、御太

刀御脇指長拜領、本多上野介傳之、筑前守陪臣奧

村河内守、同攝津守御目見、獻御服、及晚繼目御朱

印被遣之、其詞曰、

加賀能登越中三ヶ國之事、一圓被仰付訖者、守此

旨、可抽忠勤者也、仍如件、

慶長拾九年九月十六日 御直判

松平筑前守殿

右之御使本多上野介土井大炊助奉之、則明朝早々可

赴江戸旨被仰出云々、大炊助赴于江戸云々、

十八日、自江戸松平武藏守着府、出御前、御暇出歸

國、是者御普請依隙明也、今日遠州可睡宗珊出御

前、曹洞宗佛法御雜譚、其後幸若舞曲信田云々、

十九日、原主水御改易之内、岡越前守所に寄宿、依之

令問給所、越前守知行所有之處、子息平内依朋友

拘置之由、平内御改易、越前守御赦免、駿府橫谷耕雲

寺、件主水隱居間、此僧曲事被仰付云々、今日板倉

卅日、今朝俄本多上野介爲御使、赴江戶、今日寶龜院依召登城、寶性院什物、惠杲印信大師自筆大日經七卷之内三卷不足、願行之願、其外黑箱過去帳、其外紛失、定而寶龜院可存之由被仰、不届於前住開藏之儀、後住爲落度之由被仰云々、

九月

朔日、如例公家諸士出仕、今日阿蘭陀人御目見、獻白糸二丸、龍腦二斤、丁子二囊、大木綿段子等獻之、やようす出御前、虎子二匹引之來、江戸幕府若公達可進上之由申上、從江戶飛脚到來、去廿八日、大風、士民家屋悉破却之由、城中無恙、塔山門其外無所不吹損、古今無之大風之由云々、

三日、於三之丸、御能五番、老松、江口、大會、小鹽、西王母、觀世子三十勤之、金春左吉、太鼓驚二右衛門、狂言但驚者自住昔、寶生座、右兩人從今日觀世座名譽、

可罷成之旨被仰出云々、

四日、地謠役者不殘、八木二十石宛、當座之爲賜物一被下、永井右近奉之、今日天台論議、題、提婆權者歎實者歎、精義南光坊、講師法輪寺、月山寺、眞光寺、日增院、東光坊、法泉院、觀音院云々、月山寺、眞光寺、法

輪寺三人、賜御暇、關東下向、自京飛脚到來、去月廿八日、大雨洪水、山城河内近江方々堤崩、百姓流家溺死多云々、或說、今年三合歲故云々、

六日、眞言論議、題、他作自受、他人のなす善根を自身に受る歎否乎、講師寶性院、如意輪寺、釋迦文院、俊長坊、覺證院、覺俊坊云々、

七日、本多上野介自江戶歸參、今日以金地院上野介爲御使、片桐市正被仰曰、市正知行與る事、大御所被仰於秀賴被宛行、弟主膳同前、是併大御所依御恩也、疎略於存者、可爲不義、其上秀賴對御父子、調伏之儀風說、將軍家御心底奈何、又大藏卿局此旨被仰遣、市正歸于大坂云々、今日舟橋秀賢依死去、繼目爲御禮、舟橋大炊助清原參着、秀賢爲遺物三代實錄五十卷獻之、内十卷不足云々、

八日、南光坊、傳長老、寶性院、飛鳥井、冷泉、重陽御服各二領宛賜之、

九日、已刻常之御書院渡御、如例公家出仕、自幕府爲御禮、神尾五兵衛參府、重陽御服五領被進之、於御前公家衆賜酒盃、今日仰曰、清和天皇貞觀之時、僧正僧都位階被定、然處近代龜山院之時、僧正

右之七人之衆之清韓文章之難書載之、今日片桐市正
到三丸子之寺參着之由云々、韓長老蒙御氣色云々、
十九日、律令到來、是者金澤文庫本關白秀次執之、今
出川殿被遣之、今日被進之、令廿篇、內十一篇不足、片
律は二卷在之云々、片
桐市正于駿府可參之旨被仰、今日參上、自京都都
來五山衆批判之書七通書寫之、于江戶將軍家被
遣之、道春奉之云々、御大母十三回忌、銀百枚于
江戶増上寺被遣之云々、

廿日、高野寶性院出御前、獻一束一卷、大樂院當時
以御誕、寶性院後住御禮着府、同釋迦文院俊長坊出
御前、寶性院遺物、自前代所持之法華經一部獻之、
南都東大寺大佛修補勸進帳、清凉院書之、傳長老披
露之、今日傳長老上野介被仰曰、今度鐘銘棟札、最前
被仰與相違奈何、其上諸牢人餘多被抱置、御不審之
由被仰渡云々、

廿一日、天臺論議、題、法華涅槃二經勝劣、講師藥樹
院、月山寺、眞光院、法輪寺、日増院、法泉院、精義南光
坊僧正云々、

廿二日、飛鳥井雅庸源氏三箇大事、令受御相傳給
云々、

廿三日、眞言論議、題、地大能生、須聽抄之論題也云
云、問、諸法能生之儀、五大之中、可謂限地大哉、
答、可通五大也、講師寶性院、大樂院也、如意輪寺、釋迦
文院、俊長坊、深由坊、覺證院、宥賢坊云々、

廿四日、自長崎長谷川忠兵衛、茶屋又四郎清次來、
南蠻唐人商船來朝之由云々、吉利支丹追放之儀被
成御尋云々、

廿五日、村上周防守、溝口伯耆守御目見、有蠟燭等
獻之、木下宮内少輔子熊始而御目見云々、

廿六日、於御廣間御能、觀世左近大夫子、吳服、經
政、佛原、大佛供養、猩々、觀世大夫八木百俵鳥目三千
匹被下之云々、

廿七日、天台論議、題、法華彌陀、觀經彌陀と一體歟
別體歟、精義南光坊、講師月山寺、藥樹院、眞光寺、法
輪寺、日増院、東光坊、法泉院等也、飛鳥井雅庸被遣
御暇、可赴江戶云々、

廿八日、水野監物爲御使、自江戶參出御前、本多
上野介同參、是者大坂之儀就御立腹、來密々言上云
云、

廿九日、今晚大藏卿局從大坂參府云々、

東大寺縁起、彼僧持下御覽、洞下僧松薫御目見、是者泉龍之與奪を以、大中寺可住之旨云々、今日小笠原兵部大輔父子御禮云々、

九日、天台論議、題、法華入實者、阿含之但空歟、方等之彈呵による歟、精義南光坊、月山寺、眞光寺、法輪寺、日増院、寶泉院也、今日尊應榮雅兩人與書之定家古今集、逍遙院稱名院筆三代集、冷泉并公家衆令見給、冷泉申云、古今集頗不審云々、

十日、公家衆金地院令見弘法心經、道風佐理行成之手蹟、尊圓一卷、逍遙院、稱名院筆伊勢物語二部、同源氏物語系圖、卷并定家筆新勅撰等一給、諸人驚目云云、今日被仰清凉院、花嚴臺上葉上葉中三佛之説奈何、答云、三佛出世、相互爲主伴、仰曰、於外典二者、君臣位をかゆる儀歟、道春伺候、是者大佛鐘銘有此事云々、

十一日、南光坊僧正天台佛法奥儀被申上、今晚畔柳壽學獻大魚、長四尺餘、似鯛云々、

十二日、山名禪高元豐於御前、兩吟連歌被仰付、面八句、即座發句、いらさらん空にてみはや秋の月と云能阿古句令出給、御入興云々、

十三日、南蠻人黒船船頭御目見、白糸卷物獻之云々、十五日、天台論議、題、法花圓頓戒者、退失歟、不退失歟、心大乘戒一得、永不失とて不可失となり、然共其保つ人に依て退失する事も有へし、

- 幸甲目 宗 藥樹院
- 羽衣 宗 眞光寺
- 幸駒 宗 東光坊
- 羽音 宗 善行坊
- 觀音院

及乘燭、於常御座間御拍子、小督、三井寺、老松、姨捨、觀世大夫勤之云々、

十七日、奈良興福寺南大門法隆寺、御持堂、聖靈院、法華堂等棟札寫四通、中井大和守捧之、仍而令御覽給所、各大工棟梁姓名載之、然今度大佛棟札、大工名無之儀御腹立之内也、

十八日、天台論議、題、成佛得脱者、依自力歟、依他力歟、人數、講師明靜坊、東光坊、法泉院、善行坊、寂光院、摠持院、觀音院、精義眞光寺也、今日板倉内膳正自京歸參、五山碩學長老七人、彼鐘銘趣批判捧之、則文箱開之令見給、南光坊傳長老道春出御前、如上意

震、亦風猶在下矣、加旃欲鑄梵鐘、以備晨昏、金銀銅鐵、鉛錫白鐵、積如丘山、火官冶工、差肩而雲集、橐籥時奮、鎔範已設、萬鈞洪鐘、一時新成矣、周禮所謂千鈞鉦舞、甬衡施篆、無一不備焉、昔在佛世梵王下、鎔鑄祇桓金鐘、拘留孫造石鐘、諸佛出興、亦不多讓矣、夫鐘者禪誦之起止、齋粥之早晚、送迎緩急之節、必鳴之以警衆焉、顯密法器之制、莫先於鐘、故建寺安衆、必先置之、摧折魍魅、屈伏魔外、三寶爲之證明、諸天爲之擁護、廟賓吒王、劍輪頓空、南唐李主、累械忽脫、雲門七條、德山下堂、其妙用不可勝計焉、蒲牢一聲、上徹天宮、下震地府、雷鼓霆擊、普及微塵刹土、使入天幽明異類、耳根清淨、以證入圓通三昧、其施不亦博乎、金索篋簾、以掛着寶樓、祝曰、仰冀天子萬歲、台齡千秋、

銘曰、

洛陽東麓、舍那道場、聳空瓊殿、橫虹畫梁、參差萬瓦、崔嵬長廊、玲瓏八面、焜耀十方、境界兜夜、刹甲支桑、新鐘高掛、爾音千鎗、響應遠近、律中宮商、十八聲縵、百八聲忙、夜禪晝誦、夕燈晨香、上界聞竺、遠寺知湘、

東迎素月、西送斜陽、玉筍掘地、豐山降霜、告怪於漢、救苦於唐、靈異惟夥、功用無量、所庶幾者、國家安康、四海施化、萬歲傳芳、君臣豐樂、子孫殷昌、佛門柱礎、法社金湯、英檀之德、山高水長、

昔慶長十九甲寅歲孟夏十六日

大擅那 正二位右大臣豐臣朝臣 秀賴公

奉行 片桐東市正豐臣且元

治工京三條釜座名護屋越前少掾藤原三昌

前任東福後住南禪文英叟清韓謹書

六日、大藏一覽傳長老獻之、仰曰、此書重寶也、百部歟二百部可開板、幸銅字廿萬字有之由被仰出云々、

七日、山崎宗鑑自筆廿一代集、日野唯心飛鳥井冷泉令見給云々、

八日、板倉内膳正、今日上京、鐘之銘棟札之時、座配之儀被仰遣云々、今日南都東大寺上生院出御前、奈良大佛のみくし傾く由、直之度旨、真柱を取替、諸國勸進、銅を以鑄懸可直之由言上之處、御諾、依之中井大和守被仰付、賴朝遣重源給自筆之文書二通、

二日、大佛殿之鐘銘到來、中井大和守捧之、件之銘東福寺韓長老清韓也書之、國家安康之語御不快、其外文章所々御不快之儀、一通令寫、于江戶被遣、道春奉之云々、

三日、奧之御座間前泉水被仰付、築島堀池放魚、諏訪部摠右衛門奉之云々、

四日、大佛殿棟札寫到來、中井大和守捧之、照高院道勝法親王令書之給、不叶御意、御不快、仰曰、鐘銘奈良大佛鐘銘可准之旨被仰處相違、又秀賴於爲出京者、供奉輩可被任諸大夫云々、任官諸大夫而、秀賴出京止之由、頗御不審之由被仰云々、

五日、今日大佛鐘銘棟札、片桐市正捧之、於御前金地院讀之、中井大和守差上書付、無相違、件鐘銘善惡之處、五山衆可致評判之旨、則善惡書記可捧之旨被仰出、爲御使板倉內膳正可赴京都之旨被仰出、其銘曰、

欽惟豐國神君、昔年掌普天之下、億兆之上、外施仁政、內歸佛乘、是故天正十六戊子夏之孟、相攸於平安城東、創建大梵刹、安立盧舍那大像矣、蓋夫慕瀾聖武帝南京之大像、時顏賴朝公東大之再建者也、雖

然慶長七年臘月初四、不圖罹爵攸之變、已爲鳥有矣、凡載髮含齒之類、無不歎惜焉、粵前征夷大將軍從一位右僕射源朝臣家康公、謂正二位右丞相豐臣朝臣秀賴公曰、舍那梵刹者豐國之創建也、不幸而有變、不能無遺憾焉、右丞相何不繼先志乎、右丞相曰、盛哉此言、憑茲丕發弘願、輒命片桐東市

正豐臣且元、再建舍那寶殿、始于慶長己酉、玉成于慶長癸丑矣、速畢其功者、以大樹之鈞命無盪、右丞相志願不淺也、童子聚沙之戲、猶功用不可測、矧又過長者布金之制乎、其佛身也、萬德圓滿之受用身、華嚴劣上之教主也、臺上盧舍那、葉上大釋迦、葉中小釋迦、一華百億國、一圖一釋迦、三重相關、互爲主伴、音聲無邊、色像無邊之相好、不移寸步、可立而見矣、寔變忍界成報土者乎、其寶殿也、公輪削墨、郢工運斤、嵯峨棟宇、高秀青雲之上、璀璨玉礪、深徹黃泉之底、千楹萬柱、崢嶸其內、大梁小椽、絡繹其上、繡楣焜耀、雕拱玲瓏、塔堦疊石、鈴鐸鳴風、

壁門前聳、玉廊四回、訝都史夜摩忽現下界、惟蓬島瀛洲已在人間、入天神所瞻禮、寔天下之壯觀也、緬懷菴役那爛陀大刹、甲于西域、嘉州阿逸多大像、冠于東

廿二日、華嚴宗論議、題、佛出世本懷、難云、法華云、唯以一大事因緣、故出、現於世、とあり、其上華嚴にては、二乘はさとらず、又三法輪とは、根本法輪、枝末法輪、攝末歸本法輪也、根本は華嚴法華同一醍醐といへとも、法華本懷も遂に根本の華嚴に歸入す、法門甚深なる故、二乘は不悟、又三法輪の時も、根本は華嚴也、阿含方等般若などは枝末也、枝末を收めて一圓乘に歸入するは法花也、然共其歸入する本は華嚴にあれば、出世の本懷も華嚴にあるへし、講師清涼院、惣持院、大喜院帥君云々、

廿三日、成瀬藤藏同半左衛門出御前、是者父隼人依二難病煩、自二江戸一參着云々、

廿四日、成瀬豊後守爲御使、自二江戸一參着云々、

廿五日、成瀬豊後守出御前云々、

廿六日、天台血脈相承、自二南光坊一御傳授、今日捧片桐市正一通之狀、并板倉伊賀守書狀到來、大佛供養來月三日、開眼十八日可爲供養、雖被仰、十八日豐國臨時祭有之間、三日早天開眼、其後堂供養可被行歟之由秀賴被仰云々、仰曰、今度大佛供養之儀、棟札と云ひ鐘の銘と云ひ、奈何之由御氣色不快、往昔

賴朝時代も、開眼と堂供養之事等隔二十ヶ年、考先例、諸事無後難様にと被仰遣、本多上野介傳長老奉之、

廿七日、今日南光坊天台法問之儀、於御數寄屋令受御傳授、成瀬豊後守于江戸歸、自大御所晋書、玉海、朱子大全、朱子語類、大學衍義補、二程全書、文章辨體、文章正宗、李白詩集、東萊南軒集、其外以上卅部被遣、江戸御文庫無之書籍也、道春奉之、今日佐野修理大夫知行改易之由被仰出云々、舍兄富田信濃守依御勤氣也云々、

廿八日、小笠原左衛門佐息年九御目見、獻御帷子十領銀百枚獻之、今日自菊亭殿於板倉伊賀守遣狀到來、是者律令金澤文庫本、往昔自關白秀次被遣於菊亭殿、今又被進于駿河云々、

廿九日、日野唯心被獻侍中群要抄十卷、金澤文庫本、先年關白秀次令取之、與日野殿本也云々、

八月

朔日、如例出御前殿、諸士出仕、大御所御長袴、南光坊、傳長老、東大寺衆、日野唯心、飛鳥井雅庸、冷泉爲滿、唐橋已下出仕、及御雜談云々、

て救歎、乍_レ在_二娑婆_一救_レ之歎、右之題、難は此界に在
て可_レ救と、答は自身共に餓鬼道に入可_レ救、精義南光
坊僧正、人數月山寺、眞光院、春日岡、竹林坊、法輪寺、
日増院、東光坊、觀音院、講師三井寺住法泉院也、今日
冷泉爲滿定家筆卅六人歌撰一冊持參備_二御覽_一、定家自
筆歌書、冷泉家重寶雖_レ多_レ之、殊勝筆跡云々、一人之歌十
其內定家用_レ之給歌、十首之內二首宛、切薄砂子、以_二紙押_一之云々、
歌書てつてうとち、以_二唐組打交糸_一閉_レ之云々、本者四牛本也云々、
十七日、午刻俄風雨、及_レ夜大風、今日仙石兵部少輔御
禮、是者父越前守死去繼目也、獻_二銀百枚絹五十匹
御帷子御單物十領、於_二奧之御座間_一御禮、越前守爲_二
遺物_一、金百枚脇指長光并茶壺獻_レ之、上野介披_二露之_一
云々、權太小二郎依_二死去_一、自_二江戶_一沒收家財目錄到
來、金千貳百五十兩餘來云、廿分一之
未濟也、

讀給、冷泉爲滿爲家御自筆假名遣左枚右枚書樣書
物、於_二御前_一持參備_二御覽_一云々、多武峰崩而、大織冠
社壇破却、神像無_レ恙、取出移_二他所_一云々、傳長老、竹
林坊言上云々、
十九日、島津陸奥守使者到來、染絹百匹琉球酒二壺獻
_レ之、同維新入道使者到來、緋段子廿卷香一箱獻_レ之、
相國寺良西堂瑗西堂寺領三百石賜_レ之、是者豐光寺大
光明寺領也、右兩人免長堂子也、彦坂九兵衛言上曰、
福鳥掃部助從者參申云、掃部家人有_レ咎走迹、依_レ有
_レ之當地搦取云々、町奉行無斷卒爾搦捕、依_レ然止_レ之
相尋處、先年目安を以_レ訴申者也、仰曰、右從者雖_レ上_二
目安、被_レ對_二左衛門大夫_一御用捨之處、如_レ此仕合奈
何、仍而右之討手五人搦_二捕之_一、掃部蒙_二御氣色_一云々、
廿日、飛鳥井中納言新歌撰寫獻_レ之、明日源氏物語講
釋可_レ有_二御聽_一之旨云々、谷出羽守御目見、于_二江戶_一
相詰、御暇被_レ下、本多上野介披_二露之_一云々、
廿一日、源氏物語講釋、飛鳥井讀_レ之、於_二御數寄屋次
之間_一讀_レ之、近衆四五輩、傳長老、板倉內膳兩人召
_レ之、仰曰、大佛鐘銘關東不吉之語、上棟之日非_二吉日_一、
御腹立云々、

云々、

十日、冷泉中納言從_二江戶_一歸府、出_二御前_一、定家卿歌書被_レ爲_レ見、歌道御雜談、今日幸若有_二舞曲_一、靜、則御暇被_レ下、銀三十枚御服等拜_二領之_一云々、

十一日、天台論議、題塔中三身、難云、寶塔之中釋迦多寶有_二三佛_一、分身諸佛在_二地下_一、寶塔品之答云、寶塔とは五大也、三身は法身報身應身也、釋迦多寶法報にして、色心不二之處を表す、應身從本垂迹とて、天上の月池水に影を寫すか如し、然則三身共に塔中に座すと云へし、

幸甲目

惠心院

圓日峯

眞光寺

幸驛深

竹林坊

羽島王

日増院

新料齋

東光坊

光

法泉院

十三日、土井大炊助爲_二御使_一從_二江戶_一參着、昨日三好丹後守依_二癰病_一死去、正覺院上洛、右大炊助參着者、加賀肥前守利家^{○長}隱居領として、拾六萬石能登國有_レ之、於_二筑前守_一可_レ被_レ下歎否云々、肥前守陪臣

前野對馬守、水原左衛門尉、奥村攝津守、本多安房守政重、是二人及_レ晚被_レ召_二出御前_一、仰曰、筑前守利光北方三萬石可_レ遣之由被_レ仰出、幕下御息女也、未筑前守若輩、各後見可_レ有_レ之由被_レ仰出、頼被_二思召_一之旨依_二御意_一、三人之輩流_二感涙_一退出、各獻_二加賀絹五十匹宛_一、又肥前守爲_二遺物_一不動正宗脇指備前三郎刀獻_レ之、本多上野介披_二露之_一云々、

十四日、山門爲_二代僧_一五智院赴_二江戶_一、一切經仙波被_レ遣、右一切經毛利中納言入道幻庵宗瑞獻_レ之、今日定家自筆伊勢物語從_二幕下_一被_レ進、土井大炊助持參、彼本與書等、道春於_二御前_一讀_レ之、右本者、後土御門院御物、能登畠山入道拜領、其後轉傳、三好修理大夫長慶所_二持之_一、三好沒落以後泉州堺に有_レ之、細川幽齋玄旨求_レ之、其後尾州下野守殿忠吉從_二幽齋_一所望、下野殿御死去後、被_レ進_二幕下_一、申刻、城内竹腰山城守宅燒失云々、

十五日、公家衆諸士出仕、彼定家自筆本伊勢物語、日野唯心飛鳥井冷泉令_レ見給、大炊助被_レ下_二御暇_一赴_二江戶_一云々、
十六日、天台論議、題、目蓮救_二母事_一、目蓮も地獄に入

宿善にて成佛歟、人數廿四日同、講師圓福寺、精義知積院云々、

廿八日、天台論議、題、人天果報娛樂、無漏乎有漏乎、講師覺林坊、精義兩僧正、人數如例、春日岡依所勞、無出仕云々、

廿九日、真言新儀論議、題、三密雙修、人數先日同、講師忠音、今日自京都伊賀守註進申云、今月廿三日、禁裡御能、然所狼藉者乍立見物、警固之者制之、御門外追出す、件者羽織之下に潜に刀を抜脇に隠し、又御門に入而、件之警固人を即座に截殺、則右之狼藉者、警固之族即座に切殺す、御庭流血故、晴天俄曇而雷雨夥云々、右之狼藉者憲法と云、劍術者、京之町人也云々、

七月

朔日、新儀論議、題、即事而真、人數先日同、講師空純、今日飛鳥井雅庸御禮云々、

三日天台論議、題、世間相常住本門に限る歟、跡門にわたる歟、講師竹林坊、精義正覺院、南光坊、兩精義惠心院、宗光寺、月山寺、行光坊、法輪寺、日増院、五智院、惠光坊、東光坊、法泉院、今日妙法院御暇被下上洛、大佛供養八月三日之由、大佛開眼供養、仁和寺御

門跡可爲導師之旨勅定之由金地院申上云々、
四日、新儀論議、人數同前、講師賴圓、新儀僧衆賜御暇上洛、知積院銀三十枚御帷子、長存銀十枚、鏡識銀十枚御服御帷子等賜之、其外四人同之賜御暇云々、
七日、今日如例御祝、自江戸幕下爲御使、水野監物參着、御帷子五領被進之、江戸御普請以下御尋、從大坂山口左馬允、秀頼公御使參府、今日爲御祝儀也、黃金十枚被進之、左馬允自分之進物、紫皮十枚御太刀御馬獻之云々、

八日、梅尾地藏院慶善院御禮、南光坊僧正披露之、今日南光坊言上曰、今度大佛供養、仁和寺御門跡開眼供養導師云々、然者天台門跡と座論可有穿鑿歟、秀吉公之時者、德善院其始、真言僧木食上人真言故、真言座着、左、到今度者、供養導師爲妙法院、然上者開眼導師勿論と存處、御室御門跡御出座之儀、不慮之至被申、仰曰、近代例不可用、聖武賴朝之時代儀式可被相尋、開眼供養堂供養、兩日歟一日歟、於一日又朝歟晚歟、天台真言同時出仕歟、片桐市正可尋遣之由傳長老奉之云々、
九日、飛鳥井中納言家之系圖、歌道宗匠日記備御覽

十六日、御嘉定如例、巳刻、南殿出御、宰相殿中將殿少將殿御例座、御祝之時、三人之公達御少年故、令後守、次日野大納言入道三方、傳長老足附、冷泉中納言

同上、水無瀬宰相入道同上、大澤少將同上、御縁山名禪高片木、佐々木中務少輔同上、畠山長門守同上、土岐左馬助同上、同市正同上、其外三好因幡守、三好丹後守、猪子内匠助、本田若狹守、德永左馬助、戸川肥後守、市橋下總守、堀丹後守直奇、其外諸士不可勝計、午刻、常御放之間、天台論議、題、因業念佛、果業念佛、今日者無講師、兩人宛問答、人數九日に同、精義惠心院被仰付云々、

十七日、天台論議、題、宅内にして乘大白牛車歟、宅外にして乗歟、人數、精義正覺院僧正、南光坊僧正、講師月山寺、惠心院、真光院、春日岡、竹林坊、法泉院、今日知積院、并鏡識坊、長存坊、圓福寺、從江戶參上、出御前、頃日在江戶、於幕下御前論議三度有之、由云々、冷泉中納言弄花持參捧御前、是者頃日自御前可校合之由被仰本也、

十八日、松浦肥前守隆信出御前、頃江戶勤御普請、西國平戸吉利支丹可改之旨被仰出云々、

十九日、島津右馬助御禮、獻伽羅卷物御太刀御馬云々、

廿日、眞言新儀論議、題、隨劣根氣佛の方便に、惡を願ふ者には惡をつくしと教示する歟否、講師長存坊、精義知積院、建穂寺學頭、蓮臺寺、圓福寺、今日南都華嚴宗可赴江戶、由被仰出云々、

廿二日、天台論議、題、元本之無明をば、等覺にて斷する歟、妙覺にて斷する歟、精義正覺院、講師春日岡、南光坊僧正依所勞無出仕、今日片桐主膳正、大野修理大夫出御前、則赴江戶云々、

廿四日、眞言新儀論議、題、生死無明無始有終歟、有始有終歟、講師鏡識坊、精義知積院、人數同前、從越後少將殿爲使者吉田某參府、出御前、越後城之普請之様子言上、今日自江戶爲御使青山善四郎重政參着、獻御内書、則召御前、御普請石垣等事令問給云々、

廿五日、天台論議、題、極善極惡、善人極樂に生る事早き歟、惡人地獄に墮る事早き歟、人數十六日同、無講師、兩人宛問答、精義惠心院云々、

廿六日、眞言新儀論議、題、於現世成佛歟、前世善根

四日、爲幕府御使、自江戸、成瀬豐後守着府、諸大名石垣築之、過半成就之由言上、併雨故少遲引云々、自四月廿三日、至今日、霖雨、是者四月二三四五六日、朝夕日其色如_レ朱、諸國所々洪水、堤崩損橋出畠流、百姓迷惑云々、成瀬豐後守被_レ仰付、をりなしの斗鷄于江戸、幕府被_レ進云々、

五日、幸若大夫舞曲_{樂島}云々、

六日、妙法院宮袷衣十領帷子十領、梶井宮五束五卷、青蓮院宮帷子單物十領被_レ進、出御前殿、御對面、於御前、有_二論議_一、三門跡并五山衆、論議聽聞云々、論議題、君臣相同一生歎及_二他生_一歎、

院_{寺坊}

心_林

實_行

正_寺

正_寺

觀音院より春日岡迄

惠光坊講師

中_講月春日東觀

山日增光音

院_寺

七日、御能、三門跡同天台宗、其外僧衆見物、御能組、

室君八郎實盛少進夕貌視世三十郎、左近子、初勤之、紅葉狩七郎、八日、五山衆上洛、愛宕威德院御目見云々、

九日、天台論議、先日撰被_レ殘衆也、題、抑止門攝取門之心にて、五逆之惡人可_レ成佛_一歎否、西樂院、行光坊、

延命院、鷄足院、東光坊、學林坊、法泉院、宗光寺、泉福寺、禪行坊、嚴光院、相住坊也、學林坊雖_レ爲_二人_一數、法泉院問答相手に、重而被_レ仰付_一也云々、御能役者六十餘輩、御服御帷子被_レ下、金春同孫子_七唐織御服拜領、

十日、華嚴宗論議、題三界唯一心、心外無_二別法_一、心佛及衆生、是三無差別にして、不可_レ有_二不同_一、人數先三日に同、講師帥君云々、播磨良照院殿歸國輝政御後室云々、

十一日、幸若大夫舞曲、伏見常盤云々、

十二日、庭田宰相□□從_二江戸_一歸府、下問少進法印赴_二江戸_一、頃日在府御能、今日金子十枚綿百把賜之云々、

十三日、天台論議、題、感得衣裏寶珠限_二法華_一乎、爾前餘經にも有_レ之否、僧衆六日に同、鷄足院、法泉院被_レ召加、講師惠心院、論議以後、因業念佛、果業念佛、竹林坊、五智院兩僧令_二問答_一、西福寺被_レ召_二御前_一、此事被_レ仰出_一云々、

院_寺

院_寺

仰出、今日池田越前守□□御禮光政甥、攝州、尼崎代官云々、

廿二日、天台衆各參上、出御南殿、南光坊僧正被申

云、此比比叡山八王子三宮有珍事、其故者、學林坊奴

二郎天狗應之、不知行方一處、十日計過、彼二郎歸云、

我頃日當山二郎坊爲使者、愛宕太郎坊、鞍馬大僧正、

彦山豐前坊、大山伯耆坊、上野妙義法印、何も叡山へ

可被參由有觸、則各大天狗登山之由就申之而、

人皆爲不思議思、彼三宮參詣見之處、晴天俄曇、風

雨烈、甚大霰降、其後彼二郎、三宮社段棟に飛揚り、如

倒落而於軒端一起舉、つまで、立り、其外之者大

勢、於社上色々爲不思議、扇をつかい歌舞體、諸人

見之、又三宮扉尋常三三十人持程なるを、一町程宛

ひらめかし投之、雖然此扉少も不損、又自虛空

大礫數多打之、如郊積上云々、

廿三日、戶田采女正□□御禮、獻銀五十枚御袷袢衣御

帷子十領、是者近江膳所城主息男也云々、

廿四日、南光坊僧正出仕、御雜談次而被申云、上野國

日光山麓日比銅出山、頃日銀出之由、留守僧申越之

由、併佛法御舉用故如此歟云々、指而無御舉用云

廿六日、五山衆從江戶歸府云々、

廿七日、五山衆出御前云々、

廿八日、天台論議、題暗證禪師、誦文禪師、以教化

可成佛一歟否、叡山僧關東僧廿四五人云々、

廿九日、五山衆銀御服被下、里見安房守□□御禮、銀

百枚御單物御帷子獻之、

六月

朔日、辰半時出御、諸士出仕、各於御前富士氷被

下、幸若大夫舞曲高館伊吹落、今日南都東大寺、清涼院、同

花嚴宗御禮、清涼院當時俱舍讀也號卿云々、

二日、松平和泉守子息御禮、和泉守依死去、繼目御禮

也、獻銀五十枚御帷子等、今日卷本之續日本紀不足

之所十卷、此中仰五山衆一令書續給、捧御前、今日

竹林坊、鷄足院、日增院、觀音院、即座問答被仰付、題

五逆罪人不可成佛、答、法花の上にては善惡不二邪

正一如故、提婆も如來預范苾芻とに可成佛云々、竹

林坊講師、問答御入興云々、

三日、華嚴宗論議、題十方國土一佛歟亦多佛歟、講師

清涼院卿君大喜院、惣持院帥君无量壽院、專實坊、治部

五日、御能依_レ雨延引、自_二幕下_一爲_二御使_一酒井雅樂頭忠世參府、右大臣從一位拜賀之御禮也、依_二日次惡_一、八日出仕可_レ有_レ之旨被_二仰出_一云々、

六日、論議、題自證法授他否、講師月山寺、中院、真光寺、成菩提寺、春日岡、法輪寺云々、

八日、酒井雅樂頭忠世出_二御前_一、從_二幕下_一被_レ進_二銀三千枚御太刀_一光御馬_一黑鹿、雖_レ然銀三百枚被_レ召置_一云々、

奧之常之御座於_二御上段_一御禮、本多上野介并阿茶御局披_二露之_一、雅樂頭爲_二自分_一爲_二御禮_一、獻_二蠟燭五百挺

御太刀御馬、御暇被_レ下、御腰刀_一光拜領、今日歸_二于江戶_一、爲_二加藤肥後守爲名代_一加藤右馬允御禮、是者會津蒲生飛驒守秀之息女、御孫幕下爲_二御養娘_一、令_レ嫁_二肥後

守_一給_二祝儀_一也、獻_二緋繻子廿黑繻子廿御服十領銀二百枚、右馬允自分進物、御服五領銀三十枚獻_レ之、片桐市

正御目見、移_レ刻有_二御雜談_一、干飯二箱、一倉炭三箱獻_レ之云々、

十日、今日板倉周防守自_二京都_一參、出_二御前_一、移_レ刻御密談云々、

自_二十一日_一十四日迄霖雨云々、十五日、天台論議、題夢有_二實因實果_一否、講師真光寺、

精義中院、月山寺、成菩薩院、春日岡、法輪寺、法泉寺三井云々、

十六日、自_二江戶五山衆_一文頌到來、文題、君子德風也、小人德草也、草加_レ風必偃、頌題、是法住法位世間相常住、法華方於_二御前_一金地院道春讀進、令_二褒美_一給云々、

十九日、加藤式部少輔_一御禮、左馬助子息住國伊與、三ヶ年腫物煩遲參、獻_二銀百枚綿二百把袷衣十領、

本多上野介披_二露之_一、父左馬助在江戶、京都從_二伊賀守_一飛脚到來、五畿內大雨洪水、賀茂川堤切流_二町屋_一云々、

瀬田橋板傾落云々、右之旨板倉内膳言上、則可_レ修補_一之旨被_二仰付_一云々、加賀肥前守利家_一長子時中納言年

五十、逝去之由今日申來云々、廿日、片桐市正出_二御前_一、御暇被_レ下、秀賴公巢鷹被_レ遣

之、市正巢鷹御馬拜領、今日申刻、叡山正覺院僧正、南光坊權僧正、五智院、泉福寺、惠光坊、西樂院、佛眼

院、竹林坊、惠心院、行光坊、日增院、叡光院、東光坊、學林坊參府云々、

廿一日、叡山僧衆御目見、暫有_二佛法御雜談_一、僧徒退出以後、於_二奧之間_一血脈御相傳、從_二南光坊僧正_一天海_一令

受_レ之給、今日池田備後守知行可_レ被_二召放_一之旨被_二

之旨辭退申、雖_レ然彌神妙被_二思召_一之間、強而被_二仰付_一云々、

勅使廣橋大納言兼勝、三條大納言實條、其外數宰相□□、日野辨□□、廣橋辨兼賢、高倉□□參向、今日登城、今度勅使下向意趣者、女御_{幕府御}可_レ有_二御入内_一之由、又大御所太政大臣歟、准_三后從一位御任官_一之由言上、大御所重仰曰、公家中之法式爲_二糺定_一、諸公家之記錄皆書寫可_レ有_二之旨被_レ仰、三代實錄西三條所持之由言上、今日道三_三玄朔出_二御前_一、江戶御番替云々、自_三京

都_一飛脚到來、申云、大佛殿鐘唐金一萬七千貫目餘、韃數百卅二丁、樋四筋、鑄師棟梁山城國釜之座彌右衛門、同助左衛門、又脇棟梁十一人、諸國鑄師都合三千百餘人云々、鐘の口九尺一寸五分、高さ一丈八寸、厚さ九寸云々、

廿一日、今日於_三三之丸_一御能、高砂金春經政_{金春}三輪_{中將}、鶴_{中將}殿、野々宮少進皇帝_{中將}殿、御裳洗金春勅使公家衆見物也、

廿二日、羽柴越中守忠興在江戶之處、依_二所勞御暇被_レ下、御目見、進物裕衣十領段子廿卷、今日池田備後守捧_二目安、直訴申云、神子と號して女盜人有_レ之、諸方

女中を迷し、金銀を取故、神子拷問之處、池田備後妻所に_レ有_二之由依_二白狀_一、請取不_レ申由言上云々、證跡依_レ有_二之、備後守蒙_二御氣色_一云々、

廿三日、新儀論議、題心法色形、講師長存、知積院、此外諸化衆御暇被_レ下、江戶幕下參云々、幕下爲_二御目見_一五山衆御暇被_レ下云々、論議以後、三好因幡守、三好丹後守、本田若狹守、能勢伊勢守、保田甚兵衛、奥田三郎右衛門召_二御前_一、今度池田備後守儀被_二仰出_一云云、

廿七日、從_二江戶_一爲_二御使_一安藤對馬守參府云々、廿八日、今日安藤對馬守出_二御前_一、江戶幕下御任官之儀令_レ同給、勅定之旨不_レ及_二違背_一之由被_レ仰、又本草綱目令_レ遣_レ之給、于_二江戶_一無_レ之故也云々、

五月

朔日、今日御拍子有_二五番_一、老松觀世、當麻金春、松風觀世、錦木金春、江口觀世云々、

二日、論議、題西方非_二西方_一云々、三日、片桐市正御禮云々、四日、論議、中院、成善提院、法輪寺、題離散開悟、月山寺、講師春日岡云々、

京山科安祥寺一飛脚到來、去三日、高野山前檢校實性院死去云々、後任可爲大樂院之由有御氣色云云、

九日、智積院出仕、當時眞言新儀能化也、同觀識坊、長存坊、圓福寺出御前、明後日可有論議之旨被仰出云々、

十日、安養寺存康洞家法問、題洞山無寒暑云々、

十一日、新儀法問、知積院、明星院、建穗寺學頭、近江摠持寺、菖蒲吉祥院、上野鏡識坊、結城之長存坊、下總圓福寺、題無爲戒、講師圓福寺云々、

十三日、眞言新儀論議、精義知積院、人數同前、題發心即到、今日群書治要、續日本紀、延喜式等之拔書上于御前、金地院道春於御前讀進之、未刻生鏗二箇彦坂九兵衛獻之、柳津浦當年始而釣之云々、賀茂社人如例年一葵并卷數獻之云々、

十四日、於三之九一御能九番、五山長老衆、冷泉黃門見物、御能組、白樂天、金春春榮、中將殿、少將殿、少進、小殿、御年十、井筒、鼓宰相鞍馬天狗、中將殿、通小町、金春七郎、同廬刈、金春七郎、柏崎、金春葵上、少進養老、權若大夫云々、

十五日、於三之九一御能九番、一番竹生島、金春七郎一頼

政、少進三一 hands、金春四一谷行、金春芭蕉、少進花月、金春七郎、安漕、少進善知鳥、金春老松、金春七郎云々、
十六日、新儀論議、知積院、題業識能所、講師鏡識坊云云、

十八日、傳奏衆自江戶歸府、法相論議、題八識之内四分、見分、相分、自證分、證自證分、一乘院、講師北院、東北院、阿彌陀院、摠持院、妙喜院等、今日就大乘院就受戒、東大寺興福寺有戒和尚公事、百五十六年、東大寺退轉之間、興福寺戒和尚勤之由被仰云々、一乘院賜御暇銀百枚綿百把、喜多院賜銀五十枚綿百把云々、

十九日、御違例、今日板倉伊賀守飛脚到來、申云、去十六日卯刻、大佛鐘鑄成就云々、今日高野衆從江戶歸府、即座論議被仰付云々、

廿日、眞言論議、題西方非西方、自身即西方、明王院、大樂院、无量壽院、如意輪寺、遍明院、正智院、金剛三昧院、多聞院、西南院、庵室、北室院、次に新儀論議、同高野衆聽聞、題法身說法、知積院、明星院、摠持寺、建穗寺學頭、菖蒲吉祥院、鏡識坊、長存坊、講師圓福寺、論議過而以後、高野衆召御前近、寶性院相續大樂院可然之由被仰出、大樂院申云、先師存寄所有之

廿五日、論議終而、於御數奇屋、一乘院、喜多院、東北院、阿彌陀院賜御茶、御茶入大海云々、

廿六日、管絃敷宰相□□、琴樂人三人、但候寶子、笙篳篥笛樂之名、一番千秋樂、二番青海波、三番陵王、常之於御書院有之、於與之間御女中方會津御後室御息令聞之給云々、

廿七日、冷泉中納言爲滿參府、古今傳授爲可被得也云々、

廿八日、於駿府熊野森火起請取、是者兄を殺す由論有之、彦坂九兵衛奉行云々、

廿九日、從江戶幕下爲御使土井大炊助參府、今日田中筑後守參府、是者江戶依御普請也云々、

晦日、筑後守御禮、獻銀二百枚、黑羅紗、十間、本多上野介披露之、備前松平左衛門督郎從荒尾但馬守、福原清左衛門、石原市右衛門御禮、獻御服二領宛、土井大炊助有御密談云々、

四月

朔日、諸士如例出仕、幸若有舞曲云々、

二日、夕日如火赤、今日件火起請取者手裏改之、奉行見之、被究實否云々、

三日、昨日夕陽、今朝日色如銅赤、見者驚之、今日日本下右衛門大夫御禮、銀二十枚御服獻之云々、

四日、明星院眞言有論議、加藤肥後守忠廣御禮、獻銀二百枚御服十領御袷衣廿領、同郎從五人御目見、今日間宮新左衛門、田邊十郎左衛門從佐渡參府、銀千貫日餘持參云々、

五日、群書治要、貞觀政要、續日本紀、延喜式、自御前出五山衆、可令拔公家武家可爲法度之所之旨被仰出、金地院崇傳道春承之、淨土宗西福寺長老獻撰釋集二卷、則於御前令讀給、摠持院法華

經廿八品歌廿八首獻之、於御前冷泉金地院令讀之、今日自駿府前濱、似龜魚網に引揚、漁人持來、廿餘人荷之、背黑如龜甲、頭如犬顏、尾三股に出、有大鱗、腹色斑、諸人見之云々、肥前大村丹後守口銀二十枚段子五卷云々、

六日、午刻霰降如冬天、今日越前少將殿忠直御禮、銀二百枚綿三百把被獻之、同家老本多伊豆守、同丹下被召、忠直若輩之内、兩人可致後見之由被仰出云々、

八日、越前少將殿御目見、今日令赴江戶云々、從

同前、則賜御暇、于江戶下向、午刻、五山衆捧文章、御目見之處、即席題寶樹多華菓衆生所遊樂頌を作る云々、

十日、雨降今日淺間御能延引云々、

十二日、天霽今日於淺間御能九番、卯刻渡御、宰相殿中將殿少將殿御供、近習數百輩供奉、一乘院、北院、天台南光坊、月山寺、藥樹院、眞言衆寶龜院、大樂院、明王院、其外五山衆見物、御能組、弓八幡、通盛、湯谷、殺生石、杜若、海士、項羽、自然居士、吳服、金春七郎、同新五郎、大藏大夫勤之云々、

十四日、今日法相宗論議、題八識之上立九識一乎否、難云、楞伽住の心は、八識の上に九識を立つ、答云、法相宗の所立は、八識の内に爲無爲をも眞如をも攝す、別に九識を不可立、

幸對我寺羽檄回 證義 一乘院

羽暈解 喜多院菊亭殿享

羽王御 東北院廣橋第

同日、眞言論議、寶性院所務無出仕、題佛與菩薩一有同異一否云々、

大藥院 明王院
寶龜院 无量壽院
正智院 如意輪寺
院相三側院 多聞院
院北 西南院

聽衆兩傳奏、其外公家衆、南光坊、月山寺、藥樹院、其外淨土宗、五山衆云々、
十七日、法相論議、題大小戒同異云々、

乘一 阿彌陀院
東北院 妙喜院
院持院 華藏院
院王御

廿一日、細川内記御禮、銀子御服等獻之云々、
廿三日、法相論議、題法華譬喻品、三車四車、問、羊車、鹿を三車と云、此三車は、火宅門内にあれば、門外に別に大白牛車あるへしと、無二亦無三なれば、四車あるへし、答、宅内牛車、即大白牛車にして、別に不可有、唯此一事實、餘は即非眞、又實道二人、形色憔悴とあれば、三車の説文也、

乘一 喜多院
院持院 明王院
院車 妙喜院
院持院
院華

拳菩薩と云、此菩薩北方にして、大日の叶に叶歟、叶歟と云問答也、講師大樂院、高室院、多聞院、庵室、遍照光院云々、

十九日、佐竹右京大夫獻_二南線銀二百貫目砂金千兩、是從_二領内銀山_一出云々、

廿日、今日淺間神事、土井大炊助爲_二御使_一參着、午刻

洞家宗法問、題靈雲見_二桃花_一悟道、靈雲初禪師參_二澗山_一見_二來尋_一觀客、幾回葉落又抽_二枝_一、自_二從_一一見_二桃花_一、後_二直_一至_二如今_一、更不_レ疑_二哉_一、明圓頌云、二月桃花處々新、靈雲一見更無_レ親、相逢盡_二道_一體官

去、林下何曾見_二一人_一、法問衆遠州全長寺宗珊、瑞光寺、得願寺、廣

德院、安養寺、大林寺、天林寺、秀陽、泉良、宗惠、宗珊か

云、爛熳と咲ふた桃花の色は、萬歳の色を合む、林下一人もみよぬは、天下安全の吉事、

廿一日、土井大炊助召_二御前_一、本多上野介申次、御閑談

移_レ刻、他人不_レ知_レ之、眞言論議、題住無爲戒三摩耶戒

とは同歟別歟、戒也、心法に約するは無爲戒也、儻衆同前云々、

廿二日、土井大炊助召_二御前_一、御直に御密談、歸_二赴于

江戸_一云々、

廿四日、高野寶性院、寶龜院、無量壽院、明王院、遍明

院、正智院、其外十餘輩參府、則金地院右之衆參府之

段言上處、明日可有_二出仕_一之旨被_レ仰云々、

廿五日、生駒讚岐守正俊參府、則今日出仕、獻_二銀百枚

御服十領、眞言論議、題發心即到、講師無量壽院云々、

廿六日、題大悲代受_レ苦、講師正智院云々、

三月

朔日、自_二幕府_一爲_二御使_一水野監物參上、上巳之御祝儀也云々、

五日、奈良一乘院御門跡、北院、其外法相之學匠數輩、

依_レ召參府、爲_レ可_レ被_レ聞_二論議_一也云々、

六日、南禪寺五山天龍寺慈濟院彭長老、相國寺慈照院

保長老、鹿園院啞長老、建仁寺常光院紹益、兩足院□□

東福寺不二菴、龍眼庵□□、南昌院以下七依_レ召參着、

於_二御前_一即席文章可_二令_一書給_二之旨所_レ被_レ仰也、今日

傳奏廣橋大納言兼勝、同辨兼賢、三條大納言實條、數

宰相□□、高倉少將□□參府云々、

七日、五山衆下向之旨達_二上聞_一處、明後九日出仕可

有_レ之旨被_二仰出_一、然者文章を書可_二持參_一之旨被_二仰

出、題爲_レ政以_レ德、譬如下北辰居_二其所_一、而衆星共_レ之と

云題也云々、

八日、廣橋兼勝、三條實條、廣橋辨兼賢、數宰相□□、

高倉少將等御對面、今日黒田筑前守參着、松平武藏守

參着云々、

九日、黒田筑前守獻_二銀二百枚御服十領、松平武藏守

昨夜より來_二于此地、留_二往來之者、今日路次箱根山爲_二御用心也、成瀬豊後守爲_二幕府御使參向、被_二進_二御看云々、

廿八日、渡_二御善德寺云々、

廿九日、駿府御着、則川江橋迄、宰相殿中將殿少將殿爲_二御迎令_二出給、則供_二奉于御城令_二入給云々、

晦日、從_二幕下爲_二御使土井大炊助參着、則本多上野介同道、召_二御前、從_二將軍家仰之趣密々言上、移_二刻退出、砂糖二十斤拜領、折節自_二長谷川左兵衛所_二獻也云々、

二月

朔日、大御所出_二御南殿、諸士出仕、又召_二土井大炊助、右之御返事御直書、又御密談、歸_二參于江戸、其以後被_二仰出_二旨者、今度大久保相摸守相親之輩在_二之由、幕下御腹立之旨、近習之輩被_二仰聞云々、

二日、淺野但馬守參着、舊冬紀伊守路_〇跡_〇跡_〇目被_二仰付、

紀伊國拜領御禮參着之由、本多上野介言上、明日御目見可_二仕之旨被_二仰出、當國沼津城可_二令_二破却_二之旨、

上野介帶刀正被_二仰付、大久保相摸守伯父大久保治右衛門口口依_二爲_二居城也云々、

三日、淺野但馬守御禮、銀三百枚御服二十領獻_二之、則今日于_二江戸可_二參覲_二之旨被_二仰出云々、

八日、寺澤志摩守御禮云々、

九日、今日眞言論議、題意密本尊向_二行者本尊、一一不向_二行者、講師大樂院、多聞院、庵室院_チ、遍照光院云々、

十日、今日御山鷹野、宰相殿中將殿少將殿令_二供奉、御列率輩數百人、申刻還御云々、

十二日、羽柴右近忠政、蜂須賀阿波守至隆、有馬玄蕃頭豐氏參府云々、

十四日、南殿出御、森右近_{羽柴}獻_二銀二百枚御服十領、蜂須賀阿波守獻_二銀百枚御服十領、有馬玄蕃頭獻_二銀五十枚御服五領云々、

十五日、眞言論議、題_二三密双修口、講師多聞院、大樂院、庵室、遍照光院、自_二今晚_二近習之輩御夜詰御免云々、

十六日、羽柴丹後守口口_京參府云々、

十七日、羽柴丹後守口口御禮云々、

十八日、眞言論議、題_二奉菩提正覺、_{東方大圓鏡智樂師如來、南方平等性智觀音、西方妙觀察智阿彌陀、北方成所作智釋迦、中央法界體性智大日如來、是五智の如來と云、四方に各四菩薩有、四々十六にして、北方第十六番を}

妙觀察智阿彌陀、北方成所作智釋迦、中央法界體性智大日如來、是五智の如來と云、四方に各四菩薩有、四々十六にして、北方第十六番を

而死去云々、

十五日、御鷹野、本多出雲守忠將、御鷹場近所知行所參着、毎日御肴等獻之、御氣色快然云々、

十六日、卯刻、東金御動座、申刻、千葉着御、村越茂助死去之事言上、御哀憐云々、

十七日、千葉御動座、路次御鷹野、未刻、葛西着御云云、

十八日、申刻江戶新城還御、將軍家爲御迎令出給、及黃昏、藤堂和泉守出仕、大御所召之、藤堂和泉守有御密談云々、

十九日、召本多佐渡守仰曰、今度大久保相摸守與山口但馬守結婚姻、不得上意、依之相摸守子右京主膳御追放、安藤對馬守被遣於小田原、城廓請取、相摸守從者可追放之由被仰出云々、

廿日、及晚有天台論議、精義南光坊、講師法輪寺、其後大鷹二聯羽柴越中守忠興、同一聯賜鍋島信濃守云々、

廿一日、巳刻江戶御動座、申刻、御止宿神奈河云々、

廿二日、藤澤着御、終夜雨降云々、

廿三日、巳刻屬晴、出御藤澤、申刻、着御中原御旅

館云々、

廿四日、中原出御、路次御鷹野、鶴一雁數多令摺給云云、未刻、小田原着御、今晚佐渡守、上野介、帶刀、大炊助、對馬守連判狀、遣大久保相摸守云々、

廿五日、未刻將軍家着御小田原、秉燭之後有御對面、御閑談移刻、佐渡守、藤堂和泉守在御前、餘人不近之、將軍家還御二之丸、大御所仰曰、明朝自早

天此城破却可有之云々、仍江戶駿府諸卒崩石垣壞大門、依此騷動、自江戶駿河、馳參小田原輩不可勝計、今日最上駿河守飛脚自江戶參着、申云、去十八日、最上出羽守義光卒去之由、佐渡守言上、依之子息駿河守家親急下國、仕置等可申付之旨被仰出云々、

廿六日、松平筑前守利光使札到來、高山右近南之坊也內藤飛驒守口口依爲伴天連宗旨、捕之遣于京都板倉伊賀守、其外宗旨替者不替者、記錄而獻之、本

多佐渡守、同上野介言上、仰曰、日本國中伴天連宗旨不替者、急可流遣津輕云々、兩人奉之、即回觸狀云々、

廿七日、御着三島、保田甚兵衛口口島彌左衛門口口、

廿八日、依_レ爲_二節分_一、從_二越谷_一于_二江戶_一還御、幕下新城渡御、

廿九日、爲_二歲暮_一、織田有樂御禮、銀五十枚小袖五領、羽柴越中守忠興御禮、銀三百枚小袖十領、鍋島信濃守銀三百枚小袖十領、松平土佐守銀二百枚小袖十領、堀尾山城守銀百枚小袖五領、松平攝津守、同下總守、石川主殿助、本多美濃守、松平和泉守、本多豊後守、松平主殿助、其外諸大名不可勝計、各獻_二進物_一云々、晦日、諸大名歲末御禮、幕府御禮云々、

慶長十九年甲寅

正月大

朔日甲寅、天晴巳刻爲_二御禮_一、將軍家渡_二御于新城_一、於_二南殿_一御對面、御太刀守御馬代、御奏者大澤少將、與_二之於_一御座敷御上段、御祝、御酌松平右衛門佐正久、御加水野金十郎口、御陪膳金森左兵衛口、北見長五郎口、内藤掃部助口、其以後諸士御禮云々、

五日、渡_二御本丸_一、御祝儀終而南殿出御、御能三番、高砂、百萬、善界共、幕府御二男國君八令_レ勤_レ之給、幕府

御臺所大御所御女中衆簾中見物、御女中見物、諸士無_二出仕_一云々、

六日、巳刻、増上寺觀智國師御禮、法問僧衆弘經寺、新知恩寺、勝願寺、了的、其外天台衆、眞言衆諸宗御禮、入_レ夜天台南光坊論議、常陸笠間郡月山寺依_レ爲_二學匠_一、寺領三百石御寄附云々、七日、爲_二御鷹野_一渡_二御葛西_一、入_レ夜自_二幕下_一御使者成瀬豊後守被_レ進_二御肴_一云々、八日、千葉渡御云々、

九日、東金渡御、於_二路次_一鶴四令_レ摺給、此所形地甚叶_二御意_一、爲_二幕下御使節_一水野監物參着、御使者切々被_レ進_二之儀_一、御機嫌快然云々、十日、鶴五雁十八鶴七令_レ摺給云々、

十一日、鶴六雁十六令_レ摺給云々、十二日、鶴三令_レ摺給、近邊猪多有_レ之由、可_レ狩之由被_レ仰出、明後日子_二江戶_一還御可_レ被_レ成_二之旨_一被_レ仰出、十三日、土井大炊助、永井右近、松平右衛門佐、其外近衆百餘輩、爲_二鹿狩_一吉田佐倉邊參向、則鹿二猪四獲_レ之云々、

十四日、雨降無_二御動座_一、今日於_二江戶_一村越茂介直吉煩

被_二仰出_一云々、

廿九日、卯刻葛西出御、路次鶴_六雁數多令_レ繫給、未刻江戸于_二新城_一還御云々、

十二月

朔日、南殿出御、將軍家御對面、諸大名御禮、不可_レ勝計、午刻、南光坊仙波中院於_二御前_一佛法御雜談移_レ刻、御氣色快然、則僧正於_二仙波近所_一寺領五百石被_レ爲_二寄附_一、仙波中院黃金十枚被_レ遣_レ之、兩僧退出以後、增上寺國師出仕、是亦佛法之御雜談、明後三日、江戸可有_二御動座_一之由被_二仰出_一云々、

二日、巳刻、幕下渡_二御新城_一御對面、御密談移_レ刻、未刻、幕府還_二御本城_一、大御所供奉之輩、爲_二御暇_一本城出仕、黃金吳服等拜領云々、

三日、未明幕下爲_二御暇乞_一渡_二御新城_一、辰刻、大御所御動座、着_二御稻毛_一、鶴_二雁數多令_レ繫給云々、

五日、自_二御鷹野_一還御、明曉可有_レ渡_二御中原_一之由御誕、入_レ夜本多佐渡守御暇被_レ下于_二江戸_一歸、隼一居萬病圓_二百粒八味圓百粒拜領_一、來春諸大名御普請可_二相觸_一之由被_レ仰處、飛驒國主金森出雲守正重、當春尾州那護屋臨時之御普請致之條、可_レ被_レ除之旨被_二仰出_一

云々、

六日、着_二御中原_一、從_二京都板倉伊賀守_一飛脚到來、堺政所細井喜三郎頓死之由言上云々、

七日、從_二幕下_一爲_二御使者_一板倉周防守重宗于_二中原_一參着、御肴物被_レ進_レ之云々、

十三日、俄自_二中原_一江戸可有_レ還御_一之由御誕、辰刻御動座、申刻稻毛渡御、是者未無_二御繫飼_一蒼鷹數多在_レ之故、來正月、上總國土氣東金可有_二御鷹野_一之由、幕下爲_二御迎_一、夜半渡_二御小杉_一、則御對面、幕府于_二江戸_一還御云々、

十四日、午刻大御所江戸新城令_二入御_一、幕下又同新城渡御、御對面云々、

十五日、到_二秉燭_一、諸大名御目見云々、

十九日、伴天連門徒爲_レ可有_二御追拂_一、大久保相摸守于_二京都_一可_レ被_レ遣之旨被_二仰出_一云々、

廿二日、京都板倉伊賀守飛脚到來、其狀云、去十九日卯刻、禁裡御移徙、內侍所已下無事、如_二先規_一渡御之由申來云々、

廿五日、爲_二御鷹野_一渡_二御越谷_一云々、

廿六日、相摸守爲_二用意_一、歸_二于小田原_一云々、

論議申刻終、川越御旅館還御云々、
晦日、忍渡御云々、

霜月

二日、卯刻幕下爲御鷹野、渡御鶴巢云々、

四日、御鷹野、今日酉刻、於忍御殿、新儀論議、題五字
能造論議、精義弘善院、講師長久寺、息諦院、玉藏院、
無量寺、長存坊、吉祥院、明星院、觀音寺、鏡識坊云々、

九日、佐野修理大夫御目見、是者富田信濃守弟、雖
蒙御氣色、無誤旨達上聞、如此云々、

十日、御鷹野云々、

十一日、御鷹野云々、

十二日、御鷹野云々、

十三日、御鷹野云々、

十四日、御鷹野、來十七日可有渡御岩付之由被
仰出云々、

十五日、大御所御寸白氣故、御鷹野止云々、

十六日、依御違例、明日出御、十九日迄遲引之由被
仰出云々、

十七日、御不例依御復本御鷹野云々、

十八日、御鷹野、於路次百姓等上目安、于時代官

深津八九郎、與百姓於御前、遂對決、直令聞訴
給、頗代官私曲、則代官被召上、高木九助、小栗庄
右衛門、遠藤豐九郎、天野彦右衛門被仰付
云々、

十九日、卯刻岩付御動座、路次中御鷹野、申刻渡御岩
付、城主高力左近爲御迎參向云々、

廿日、岩付出御、未刻、渡御越谷、本多上野介知行自
小山參向、將軍家從鴻巢子、江戸還御云々、

廿一日、御鷹野、鶴雁十六令摺給云々、

廿三日、幕下爲御使、神尾五兵衛參、則出御前云
云、

廿四日、近邊百姓、於御鷹場、代官捧目安、還御之
後、及乘燭代官與百姓被召決處、百姓無謂事、
仍致言上、則棟梁六人被召搦云々、

廿五日、鶴雁數多令摺給云々、

廿六日、明日葛西可有渡御之由被仰出、越谷御鷹
野中、鶴十九令摺給、御氣色甚快然云々、

廿七日、卯刻越谷出御、令赴葛西給、鶴六令摺給、
申刻渡御葛西云々、

廿八日、鶴五令摺給、明日于江戸可有還御之旨

御聽聞、持戒、毀戒、威儀、具足、正見、邪見、利根、鈍根、等雨、法雨、煩惱、不斷成佛、五逆罪滅歟、精義南光坊僧正、講師那須法輪寺云々、

十日、辰刻本城御成之儀、自去夜依御咳病延引云々、

十三日、鶴殿兵庫助□□、寄藤半右衛門□□、川毛備後守□□、中村伊豆守家屋破却、兵庫被召預土井大炊助、備後内藤若狹守云々、

十七日、御咳病依復本、明日于幕下御本城可有渡御之由被仰出云々、

十八日、辰刻渡御御本城、供奉本多上野介、成瀬隼人正、安藤帶刀、永井右近、松平右衛門佐、後藤少三郎、醫師衆、其外近習百餘輩、申刻、淺野但馬守召本城、則被召御前、紀伊守遺跡紀伊國拜領、依無實子舍弟爲子云々、

十九日、卯刻本多上野介、成瀬隼人正、安藤帶刀、永井右近、松平右衛門佐、與安法印、後藤少三郎、道春等、幕府於本城御料理、巳刻、幕府新城渡御、南光坊論議御聽聞、題、以我功德力、如來加持力、法界力、三具足爲即身成佛、今日入夜、石川玄蕃頭日來不儀依

露顯、知行沒收、大久保石見守緣座云々、
廿日、卯刻爲御鷹野子三戶田渡御云々、
廿一日、御鷹野、鶴一雁五鴨令摺給云々、
廿三日、川越渡御云々、

廿四日、富田信濃守□□知行被沒收、其身奥州岩城鳥井左京亮□□被召預、立花左近□□高橋者、富田依爲一味也云々、

廿五日、石川肥後守、同弟半三郎、兄玄蕃儀に付被沒收、又佐々孫介、同内記所領被召放、依富田事也云々、

廿六日、藤堂和泉守依召參上、於川越御旅館密々御閑談、富田知行十萬石御改易云々、

廿七日、松平右衛門被仰付、於岩付白鳥三十三取之云々、

廿九日、巳刻、於仙波南光坊論議、大御所御參詣、顯妙覺位有入重玄門之儀乎、

羽中

講義南光

月山寺

幸茶頭

講義南光

西蓮寺
法輪寺

儀御佗言申上、御赦免、近習御小姓河内梅千世俄旨、檢校被_レ仰付_二云々、

十七日、巳刻爲_二御鷹野_一駿府御動座、清水渡御云々、

十八日、善德寺着御云々、

十九日雨降御滯留、菱喰御鐵炮_二羽令_一連絡云々、

廿日、三島御着、大久保相摸守爲_二御迎_一參上、於_二浮島原邊_一、伊豆銀山之者目安指上、大久保石見守惡名申上、石見守存生之内不_二申上_一、唯今申上事、太不_レ叶_二御意_一云々、

廿一日、小田原着御、本多佐渡守加藤助右衛門□□、自_二幕下_一依_レ仰、爲_二御迎_一參、御機嫌甚快然云々、

廿二日、中原御着云々、

廿三日、御逗留云々、

廿四日、御逗留云々、

廿五日、藤澤御着云々、

廿六日、神奈川着御、幕下爲_二御迎_一御動座、則於_二御旅館_一御對面移_レ刻、幕下于_二江戸_一還御云々、

廿七日、未刻、于_二江戸新城_一着御、諸大名御目見云々、

廿八日、幕府于_二新城_一出御、御對面、

十月

朔日、諸大名御禮、増正寺國師出仕云々、

二日、卯刻葛西御放鷹、鶴一雁四鳴九令_レ摺給、又菱喰_二鐵炮令_一討給、申刻還御云々、

三日、南光坊僧正於_二新城_一論議、題現世安穩、後世善所、兩御所御聽聞、其外諸大名聽聞、淨土宗廓山江戸誓願寺聽衆云々、

四日、南殿出御、近習伺候、幕下渡御、御閑談之後還御、本多佐渡守同上野介召_二御前_一、御閑談移_レ刻云々、

六日、南部信濃守從_二奥州_一參着、則出_二御前_一、獻_二砂金千兩_一云々、

七日、關東所化付_二淨土宗_一召_二御前_一、愚癡無癡之輩之往生令_レ問給云々、

八日、於_二新城_一吉祥寺□□法問、泉龍法問、本來面目、願措不_レ成盡不_レ就、讚□不_レ及休_二生受_一、本來面目無_レ所藏、世界壞時渠不_レ朽、今日富田信濃守□□坂崎出羽守□□訴申故、兩御所出_二御南殿_一、直裁許令_レ聽給、富田非之由被_二仰出_一云々、及_二昏黑_一淺野紀伊守遺物玉堂肩衝茶入、吉光脇指、キネノオレ、古銅花入進上、本多佐渡守披_二露之_一云々、

九日、於_二新城_一南光坊僧正論議、其外十三人、兩御所

物云々、

八日、今日土井大炊助于江戶歸參云々、

九日、來月十七日、爲御放鷹、令赴關東、可給之由被仰出云々、

十日、廓山參府、則出御前、増上寺國師可有參府、由言上、佛法有御雜談云々、

十一日、南光坊僧正爲御暇登城之處、則論議御所望、御藥等被遣之云々、

十三日、増上寺國師參府云々、

十五日、已刻増上寺觀智國師駿府報土寺被居、大御所于此寺渡御、御供奉多上野介、安藤帶刀、成瀬隼人、村越茂助、松平右衛門佐、其外百餘輩、暫法問御聽聞、題一念彌陀佛即滅無量罪、午刻還御、從夫南光坊宅渡御、暫佛法御雜談、及昏黑還御云々、

十七日、國師登城、法問有之云々、

十八日、同於殿中、國師法問云々、

廿一日、江戶吉祥寺出御前、野狐話法問、今日松平武藏守玄隆同左衛門督父輝政逝去、爲繼目參着云云、

廿二日、件兩人御對面、銀三百枚御太刀家武藏守獻

之、銀二百枚御太刀長左衛門督獻之、于江戶可罷通之旨御誕云々、

廿七日、卯刻大風雨、近邊士民家屋破壞、及申刻止云々、

廿八日、佐和山井伊兵部少輔爲御目見下着云々、

廿九日、淺野紀伊守幸長廿四日未刻煩再發、存命不定之由註進云々、

九月
朔日、淺野紀伊守幸長、廿五日辰刻死去之由言上云云、

二日、増上寺源譽國師登城、佛法御密譚、不叶御內存云々、天台四門之處毀之給、不叶御意、天台宗御崇敬云々、

三日、片桐市正着府、出御前、爲御加増知行一萬石、自秀賴公雖被下、關東御前憚不領之、則今日拜領云々、

七日、從江戶神尾五兵衛、爲重陽御使參府云々、

九日、神尾五兵衛出御前、御服五領進上、關東鳥多來賓之由申上云々、

十六日、於御前、以松平右衛門後藤少三郎、檢校之

六七輩、可_レ在_二不座_一之旨被_レ仰付、於_二惣檢校_一、是者大久保石見依_レ致_二出入_一也、其内高山誕一檢校、近年名譽平家琵琶上手也、

廿四日、美作國主森右近忠政依_レ召今日參府云々、

廿六日、森右近被_レ召_二出御前_一御直談、其上青木紀伊守肩衝茶入拜領、是松平左衛門督忠繼舅也、忠繼若輩故、可_レ有_二異見_一之由被_レ仰歸國云々、從_二長崎_一飛脚到來、唐船數艘來之由、後藤少三郎申_レ之、又從_二暹羅國_一木屋彌三右衛門歸朝之由、罷下御目見、彼國之事令_レ問給、僧數多有_レ之由、着_二黃法衣_一云々、

廿八日、論議云々、

七月

三日、今日内裡御柱立云々、

六日、南光坊僧正從_二叡山_一下着、高野寶性院下着云云、

七日、於_二淺間_一御能七番、梅若大夫勤_レ之、大御所御見物、及宰相殿中將殿少將殿、黃昏還御云々、

八日、御能七番、藤堂和泉守小姓_{左京喜之助}、池田備後守、鈴木久右衛門、水無瀬一齋役_之云々、

九日、大久保石見守息藤十郎□□、同弟外記□□、同

弟權之佐□□、同弟雲十郎□□、同弟内膳□□、其外越後播磨居住之息男、以上七人切腹可_レ申付之旨、件預り人之許被_レ仰遣云々、

十七日、論議云々、

廿三日、論議云々、

廿五日、從_二江戸_一爲_二伏見御城番替_一、松平安房守□□、井伊掃部助直孝、渡邊大隅守□□、一色宮内少輔□□參府云々、

廿六日、伏見御番替、昨日參府之輩、御目見上洛云々、

八月

朔日、諸士出仕、則於_二南殿_一御對面云々、

二日、從_二長崎_一花火上手唐人參府云々、

三日、花火唐人、今日御覽、則六日之夜、花火可_レ有_二御覽_一之由被_レ仰出、イゲレス今日候_二殿中_一、獻_二猩々皮十間_一、弩一挺、象眼入鐵炮二挺、長さ一間程之鬘鬘六里見_レ之云々、

五日、土井大炊助爲_二御使節_一從_二江戸_一參府云々、

六日、惣檢校以下六十餘人參府、是者大久保石見守所出入之儀御立腹、爲_二御佗言_一參府、臨_二昏黑_一花火唐人、於_二二之丸_一立花火御覽、宰相殿中將殿少將殿御見

艘、其外漳州舟六艘着岸之由申之云々、

六日、神龍院^{田吉}出仕、出御南殿、臨其期、神道傳授秘

密之事、輒不可聞之由被仰出、神龍院金地院佛法

有御難談云々、

七日、本多上野介爲御使、赴江戶、何之爲御使事、

他人不可知之、密々被仰遣云々、

九日、三井寺僧衆八人下着、則今日於南殿御目見、

金地院申次、明後十一日、論議可令聞給之旨被

仰、題者色身戒體一、

十三日、從江戶上野介歸府、密々言上云々、

十六日、傳奏衆上洛、今日嘉定如例、播磨國主輝政一

男武藏守玄隆賜播磨國、二男左衛門督^{御孫也}賜備前

國、同播磨國之内三郡賜添之云々、

諸公家法度

一 公家衆家々之學問、晝夜無油斷様可被仰付事、

一 不可寄老若、背行儀法度輩者、可處流罪、但依

罪輕重可定年序事、

一 晝夜之御番、老若共無懈怠、相勤、其外正威儀、相

調、伺候之時刻、如式目參勤仕様に可被仰付事、

一夜晝共に、無指用所に、町小路徘徊堅停止之事、

一 公宴之外、私にて不似合勝負、并於不行儀之青侍

以下拘置者、流罪同先條事、

右條々相定所也、五攝家并傳奏其届有之時、從

武家可行沙汰者也、

慶長十八年六月十六日 御判

板倉伊賀守殿へ

勅許紫衣之法度

大德寺、妙心寺、知恩寺、知恩院、淨華院、粟生光明寺、

金戒寺^谷

右住持職之事不可罷成、勅許以前可被告知、撰其

器量可相計、以其上入院之事可有沙汰者也

云々、

十八日、照高院上洛、北野松梅院并宮仕座論、松梅院

可有下知旨被仰出、宮仕能閑改易云々、仰曰、竹

内曼殊院御門跡、北野寺務萬事可爲仕置之旨被

仰出云々、

廿日、板倉伊賀守上洛云々、

廿一日、天台論議云々、

廿二日、播磨御後室歸國云々、於京都座頭檢校誰々

廿日、眞言新儀論議、題自力他力、智積院、和州長谷玄翁、關東明星院云々、

廿五日、大久保石見守長安死去云々、

廿六日、諸司代伊賀守參、則於御前、京都之儀申上、又爲御使、自江戶、土井大炊助參府、是越前國爲御仕置一也云々、

廿七日、村越茂助、安藤對馬守、自播磨歸府、則輝政仕置等之儀言上、中村主殿助、若原右京仕置惡之由、仰曰、右京可被行罪、主殿助病死云々、

廿九日、照高院御門跡道勝御下向云々、

五月

朔日、醍醐三寶院御門跡御下着云々、

二日、兩門跡御登城、於南殿御對面、今日米津田清右衛門尉口口下代依不行儀、阿波國流罪云々、

三日、西園寺右大將實益息三位中將公益下着云々、

四日、諸公家出仕、於南殿御對面云々、

五日、諸公家諸大名御禮、今日照高院、三寶院、本山、當山兩山臥出入有之付、於御前裁許、武藏不動院可有御追放之由被仰出云々、

六日、幸若八郎九郎大夫召御前、舞曲有之、又大久

保石見守跡之勘定、下代共被召出、御改之處、過分私曲有之由、殊外御腹立、彌諸國石見守賊寶可改出之由可觸之由被仰云々、

十九日、今日越前國主家老本多伊豆守富正國中仕置被仰付、御朱印頂戴歸國云々、是者去年越前少將殿家中就鬪諍、伊豆守相手今村掃部助、清水丹後守舊冬御改易、今度中川出雲守口口、廣澤兵庫助、林伊賀守遠流、竹島周防守去年訴來時分、訴人依斬罪、自少將殿被召禁、則乘籠輿參府、對決落居、周防被召置一處、伴禁獄耻思歟、及黃昏自殺云々、大久保石見守下代共、悉諸大名被召預云々、

廿日、松平筑前守利光御禮、獻銀子五百枚綿五百把紅絹百匹朽葉色絹百匹、陪臣橫山山城守口口、與村河內守口口、同攝津守自分御禮、獻進物、御目見云々、

廿二日、筑前守依御暇、江戶下向云々、

廿七日、播州輝政御後室御孀、依召今日御下着云々、

六月
四日、吉田神龍院梵舜神道可在御傳授、旨被仰出、

明後六日卯刻被定云々、
五日、從長崎長谷川左兵衛、暹邏舟二艘、エグレ舟一

云々、

四日、天台論議、講師樂樹院、五智院、覺林坊召三人、四十人為合手、問答、ほうしんを翻て成佛歟、即身成佛之論議、論議終而賜_レ饗_二云々、

五日、於_二三_一之九_一御能、中將殿御能五番、田村、安宅、鶴、三輪、鞍馬、天狗、

少將殿^{御年}十一_一御能二番、江口、宰相殿御小鼓一番、江口、被_レ遊

云々、其餘猿樂勤_レ之、大御所并御母堂方御見物、日野

唯心、山名禪高、藤堂和泉守、天台僧衆見物云々、

十一日、於_二三_一之九_一御能、觀世、金春、大藏大夫、梅若

大夫、藤堂和泉守小姓喜之助、池田備後守、鈴木久右

衛門、水無瀬一齋勤_レ之、一番右近、二番清經、三番松

風、四番葵上、五番天鼓、六番海士、七番隅田川、八番

通小町、九番弓八幡、天台真言僧見物、今日爲_二御使_一

自_二江戶_一安藤對馬守參府云々、

十五日、爲_二播州御仕置_一安藤對馬守、村越茂助被_レ遣

_レ之云々、

廿九日、於_二三_一之九_一御能、中將殿二番、少進法印二番、

金春大夫四番、觀世大夫一番、今日佐竹右京大夫爲_二

御目見參府、又古田織部正參府、自_二去秋_一在_二江戶_一、

今日參府爲_二御目見_一云々、

晦日、佐竹右京大夫今日御禮、獻_二銀百枚御服十領_一云々、

四月

三日、越後少將殿^{輝忠}參府云々、

四日、越後少將殿御禮、被_レ獻_二銀百枚御服十領_一云々、

五日、於_二三_一之九_一御能九番云々、

六日、同亭御能云々、

八日、於_二殿中_一新儀之論議有_レ之、大佛智積院、關東明

星院導師、此外所化四十餘輩、題地水火風空之五體離

れて成佛歟否歟云々、

九日、奥州政宗參府、越後少將殿舅也云々、

十日、政宗御禮、銀百枚御服十領云々、

十二日、於_二御數奇屋_一政宗賜_二御茶_一、唯心禪高兩人爲_二

相伴_一云々、

十三日、加賀國主松平筑前守利光^{幕下爲}使者奥村備後

守參府、爲_二御息女誕生祝儀_一、銀百枚御服十領被_レ獻

_レ之云々、

十八日、三_一之九_一御能九番、中將殿、少進法印、其外役者

勤_レ之云々、

十九日、依_二陸奥守御服_一歸國云々、

柴(森)右近忠政、松平長門守秀就、細川内記忠利、松平武藏守玄隆、淺野紀伊守幸長、蜂須賀阿波守至隆、羽柴左衛門大夫正則、黒田筑前守長政、堀尾山城守忠晴、松平土佐守忠茂、◎義田中筑後守忠政、鍋島信濃守勝茂、加藤左馬助嘉明、生駒讚岐守正俊云々、

四日、駿府町人等御禮云々、

五日、巳刻御山鷹野、未刻還御云々、

六日雨降、奥之於御書院、金地院崇傳和尚御目見、増上寺觀音國師使僧廓山上人、其外天台眞言淨土法華御禮、伊勢内宮外宮之社人等御禮、諸社人等御禮、遠州可睡宗珊法門有之、本來面目之話、法門畢而、爲御布施、青銅百貫被遣之云々、

廿九日、自播磨使者到來、去廿四日巳刻、松平三左衛門輝政俄大中風指出無言之由、本多上野介言上、大御所御驚、而黒川八左衛門と申大番衆被仰付、中風之御樂鳥犀圓被遣、同臨昏黒、使者到來、去廿五日申刻輝政死去云々、是依爲御賀、甚御愁歎云々、

二月

五日、自幕下爲御使、土井大炊助參上、是輝政死去、有被仰儀、密々言上、播磨國御仕置等之事之由

云々、

十八日、天台座主正學院僧正、樂樹院、五智院、禪行坊、禪定院、多武峰竹林坊、武州川越仙波南光坊僧正、仙波中院、淺草安養院、觀音院、江戸神田立法寺、上野千妙寺僧正、其外卅人、事利豎横之論議、一一相入之手立、何れも面々胸中盡すと云々、

廿日、黒田筑前守子息右衛門佐、於江戸自幕下御名字被下、右衛門佐爲御禮、銀子三百枚、同父筑前守獻銀百枚、賜御盃、其上御太刀守家御馬賜之、則御暇出歸國、今日淺間之神事延引、昨日洪水、建穂寺往還不通故也、建穂寺僧淺間祭之役勤之故也云々、

廿一日、今日淺間神事執行云々、

廿三日、自叡山天台宗五六輩依參府、今日三首病人論議在之、一字不說之論議、論議終而賜饗云々、廿八日、叡山正學院僧正、千波南光坊僧正、上野國くろねの千妙寺僧正賜饗、三人僧正三方御施物銀十枚被物二領宛、中老僧衆銀五枚被物二領賜之、若輩僧青銅三百匹、被物一宛賜之云々、

三月

三日、節供之爲御禮、諸大名出仕、於南殿御目見

廿七日、自_二大坂_一秀賴公被_レ進_二玄鶴_一、是鷹所_レ擊也、
自_二三河_一爲_二越年_一來松平和泉守、松平主殿頭、水野日
向守、本多豐後守、本多縫殿助、菅沼左近、丹羽勘介等
也云々、

慶長十八年癸丑

正月大

朔日、陰、反黃、幕府御名代、酒井左衛門尉_次、大澤少將_{口口}被_レ露
庚申 昏小雨、左衛門尉自分御札御太刀持參云々、
越前少將殿_忠越後少將殿_忠、松平_{和泉守}口
口、松平河內守_{口口}、松平玄蕃頭_{口口}、松平主殿頭_口
口、水野日向守_{口口}、本多縫殿助康俊、本多豐後守_口
口、戶田土佐守_{口口}、三好因幡守_{口口}、戶川肥後守_口
口、三好丹後守_{口口}、松倉豐後守_{口口}、水野河內守重
弘、桑山左衛門佐_{口口}、本田若狹守_{口口}、池田備後守_口
口、堀丹後守直奇、瀧川豐前守_{口口}、佐久間河內守_口
口、市橋下總守_{口口}、山代宮內少輔_{口口}、桑山左近
口、岡越前守_{口口}、宮木丹波守_{口口}、能勢伊豫守_口
口、近藤信濃守_{口口}、德永左馬助_{口口}、山岡主計頭_口
口、分部左京亮_{口口}、朽木兵部少輔_{口口}、川勝信濃守

口口、猪子内匠助_{口口}、別所豐後守_{口口}、布衣平侍衆
云々、

二日陰、秀賴公御名代、速水甲斐守_{守久}、次_イ、日野大納言入
道唯心、水無瀬宰相入道_{大澤少將被_レ露之}一齋獻、御太刀、山名入道禪

高、畠山左近、土岐市正_{口口}、土岐左馬助_{口口}、上杉黨、
木曾黨、西尾豐後守_{口口}、遠藤但馬守_{口口}、竹中丹後守

重門、古田大膳大夫_{口口}、稻葉右近大夫_{口口}、谷出羽
守_{口口}、平野遠江守_{口口}、長谷川縫殿助_{口口}、片桐市

正且元、同主膳正獻、御太刀、醫者衆法印法眼、御太刀
持參、羽柴_宗對馬守_{口口}名代柳川豐前守_{口口}、御退

出之時、京堺大坂奈良伏見町人等御禮云々、入_レ夜有_二
御謠初、宰相殿、中將殿、少將殿、日野唯心、山名禪高、

永井右近、本多上野介伺候、御謠五番、觀世大夫、梅若
大夫其外御服二領宛拜領云々、

三日快、於_二御座處_一三獻之御祝、宰相殿、中將殿、少將殿
御裝束、國持衆名代獻、御太刀御馬、羽柴肥前守利家、

納言、時中米澤中納言景勝、毛利輝元入道宗瑞、前中納言松平三
左衛門尉輝政、島津陸奧守家久、松平陸奧守政宗、佐

竹右京大夫義宣、松平下野守忠郷、京極若狹守忠高、
同丹後守_{口口}、南部信濃守利直、最上出羽守義光、羽

十六日、仰本多上野介一赴一乘院宿所、申春日社頭造替料八木二萬石可寄進之旨云々、井上半九郎爲御使自江戶來府云々、

十八日、京都角倉與一獻紅糸緋紗綾沈香樂種縮砂斑猫葛上亭長等、後藤少三郎申之、此與市者遣商船於安南國、每年往來云々、今日諸寺事、傳長老板倉伊賀守兩人可聞之由有御誼、片桐市正古田織部正皆赴江戶、因被下御藥云々、

十九日、出御前殿、奈良不動院出仕、有御法談、次令尋維摩經之事給、又三論宗要文寫一紙、於御前讀進之、日野入道金地院、因果居士等伺候云々、御雜談之中、昔年御幼少之時、有又右衛門某と云者、錢五百貫奉賣御所之時、自九歲至十八九歲、御座駿河國之由令談給、諸人伺候皆聞之云々、

廿日、自江戶幕下被進初鴈、自相馬來云々本多上野介言上之、今日就寒食麵修製、不入御意、與安法印改爲之、生姜汁多而麵不堅、仍有御氣色云々、

廿一日、今晝日野唯心、山名禪高、藤堂和泉守、三好因幡守、同丹後守、本田若狹守、池田備後守等賜御料理御茶云々、

廿三日、出御前殿、日野唯心、山名禪高、藤堂和泉守、金地院、玄陽坊出仕、松浦肥前守隆信出御前、獻段子五卷云々、

十二月九月、十月、十一月缺

十五日、天陰申刻還御、此間關東御放鷹也、諸大名御目見、爲越年赴江戶云々、

十七日、京極丹後守口口獻銀百枚御服十領、松平武藏守玄隆獻銀百枚御服十領、黑田筑前守長政獻銀

二百枚御服十領、其子息萬德丸獻綿二百把銀三千兩、有馬玄蕃頭豐氏獻銀五十枚御服二領、稻葉彦六

口口獻御服二領銀五十枚、山崎左馬允獻御服二領銀五十枚、古田大膳大夫口口同獻御服銀子云々、

十八日、諸大名賜御茶、日野唯心、山名禪高同席、各退出以後、黑田筑前守父子出御前、又獻銀五十枚、

於御廣間賜酒盃、萬德丸爲右衛門佐、即御刀長御脇指光本多上野介傳之云々、

廿日、細川内記忠利御目見、獻綿二百把、木下右衛門大夫口口同出御目見、

廿六日、藤堂和泉守出御前、島津陸奥守獻燒酒二壺アハセリ琉球砂糖五桶、今夕石川主殿頭出御前云々、

晦日、連雨不霽、遲遲商客船頭獻一段子緋羅絞皮等、因令問諸國蠻夷之物語給云々、因果居士自京都來、今日御覽居士曰、猶活哉、即令問年給、答申云八十八、昨今雨入殿主窓戶、漏滴如雨、即大工源右衛門仰曰、此中非大和守不入念故也、名護屋殿主不可如此造、如此則可爲曲事云々、大和守當時上京、源右衛門大和守代棟梁也、廓山上人自江戶來、召而有淨土之御雜談、大久保石見守自一昨夕中風口喝、可下賜烏犀圓一畝之由、宗哲法印申之云、

八月

朔日、出御前殿、在府諸士其外僧徒等出仕、阿部川洪水、堤將切、昨夕安西衆諸人以新材木土俵防之、可有普請之由彦坂九兵衛申之、今日於御前有將棋、榮任壽學元豐宗佐爲合手、御覽之給、常平生有之云々、

二日、有御勘定之糺明被改正、子年以來十餘年之間、今日大方可相濟之有仰出云々、

三日、金地院長老、廓山上人、多聞院出仕、仍令多聞院長深一令讀眞言要文給、今日賜科註法花於廓

山云々、

四日、呂宋船頭類子御目見、獻段子及蜜一壺、今日長崎飛脚到來申云、去月廿三日、黑舟着津、白糸十四萬斤、其外段子等多來云々、後藤少二郎於御前申之、今日伊豆山般若院自豆州來參云々、

八日、南都一乘院有御對面、爲春日社造替下向云云、是當時陽明^{近衛殿也}之御舍兄也云々、

十日、高野無量壽院御目見、南都不動院御目見、先是東大寺內法輪院與惣寺內有論訴、今日金地院言上之處、惣寺內可爲理運之由被仰出云々、

十二日、阿蘭陀舟來于平戶云々、

十四日、朝召一乘院賜御茶、日野入道、金地院、藤堂和泉守爲相伴、折節古田織部正重然下着、仍今朝立御茶、織部者當時數奇之宗匠也、幕下甚崇敬之給、諸侍志茶湯輩、朝子晚有茶湯云々、

十五日、諸人出仕如例、片桐市正且元出御前、獻銀三十枚羽織一領烏子紙六束、古田織部正獻紫皮二十枚、大明人一官進上御藥種等、又大明人祖官出御前、仍召兩人、及唐土御雜談、甲斐國松木紹哲與柳壽學圍碁御覽、令助語給云々、

而其番頭令預置其身給云々、仰曰、惡黨被召禁事、政道之肝心也、則於駿府、如此類有之否、可有御糺明者也云々、爲秀賴公御使、佐々孫平參府、爲星節之賀儀、黃金十枚被進之、又自分獻單物帷子等云々、

九日、南都喜多院賜御暇、歸京、銀子五十枚袷衣單物等被進遣之、令尋十重禁戒二百五十戒次第給云々、

十三日、彦坂九兵衛申云、一昨夜飯田傳吉舊高麗人與朝比奈甚太郎松野勘介共中將殿御小姓於町中及喧嘩、甚太郎

勘介等對傳吉吐惡口、刺拔刀懸向、其時傳吉不能堪忍、散々切合、於其場、勘介同郎從殺之、甚太郎二三箇所被疵倒臥、傳吉自是逐電、聞召之、飯田顯手柄之由有御感、而被召返之、甚太郎惡口之罪不輕、則可殺害之由被仰出云々、

十四日、及晚御霍亂氣、宗普法印獻御藥云々、

十八日、閑室長老爲遺物、黃昏鈔廿一卷獻之、幸若大夫賜御暇、歸越前、銀三十枚下賜之、今日日野唯心、山名禪高、藤堂和泉守賜御茶、近習衆拜領之云々、廿三日、安藤對馬守此間爲勘定糺明在府、就今日

鼻下腫物、外科伯安見之云々、

廿四日、御藥製始也、鳥屋圓萬病園雲母膏等劑也、宗哲法印奉之云々、

廿五日、出御南殿、藤堂和泉守、山名禪高、日野唯心、金地院伺候、高野多聞院長深出仕、依之有真言法門之御雜談、今日大明商船及呂宋歸朝商船共廿六艘着長崎、白糸二十萬斤餘載來由、長谷川左兵衛狀到來、後藤少三郎於御前申之云々、

廿六日、召三島代官被仰曰、先年桑板自八丈島來、今在否、代官申云、六枚有之、厚四五寸云々、十餘年以前之事、無御失念之由各驚申云々、歲藏忍代官口口八九郎大河內孫十郎來府之由、松平右衛門申之、依之召之、令問當年關東田島之事給云々、廿七日、忍代官衆上御年貢米金子數千兩、松平右衛門奉之云々、

廿八日、出御前殿、日野唯心、花山院口口父子、山名禪高、傳長老、其外諸士出仕、高野多聞院出御前、依之有真言之法談云々、今日藤堂和泉守能興行、小姓左京爲之、故切々有此事云々、廿九日、自昨夜大風雨、壞倒屋壁云々、

物十領、九鬼長門守息男二人相具之御目見、赴江戶之由言上、嫡子獻御太刀御馬單物五領、二男獻御太刀御馬、今日金地院歸府、出御前、及御難談、令問院御不例之事云々、

廿二日、板倉伊賀守以飛札、院之御不例御驗氣之由申之云々、

廿四日、於淺間之蓮池坊有真言論議、此比蓮花紅白交色、且爲御聽聞、且爲御納涼、渡御、兼依上意、以密教所立勝顯教爲題、般若院快運、判者報土寺長老、金地院和尚、高野山寶龜院等候御前云々、

廿五日、松平攝津守獻美濃瓜一籠云々、

廿六日、藤堂和泉守自江戶歸府出御前、盛方院法印江戶御番相勤着府、出御前、獻帷子二領單物、賜御暇、則上洛、成瀬隼人正獻堺瓜二籠、赤井豐後守

自京都歸府、院御所御不例平驗之由言上、廣橋勸修寺寄贈狀於本多上野介云々、此豐後守先日爲令

問院之御惱所被遣也云々、

廿八日、生駒讚岐守自江戶歸來出御前、賜御暇、歸國云々、

廿九日、永井信濃守尙政自江戶爲御使參、是土用

酷暑、御氣色安泰否令問之給云々、

七月

朔日、如例在府諸武士出仕、午刻出御南殿、花山院大納言下着、則今日御對面云々、

四日、曝御文庫之書籍、今日島津陸奥守家久陪臣伊勢兵部少輔貞昌爲使者參府、緋段子二十端伽羅三斤沈香一箱獻之、自分卷物五卷獻之云々、

七日、水野監物自江戶爲御使參着、爲七夕之賀儀、被進御帷子五領及御袷衣御單物等、就之被得上意云々、江戶御番衆中柴山權左衛門、去月廿五日其小姓依有科而殺之、然處彼小姓之傍輩在側、

拔刀又指殺權左衛門、逐電、幕府聞召之、方令追懸給、終虜彼者來、彼者語云、日來相約云、縱雖爲主人、理不盡之儀有之者、可報其讎之由、連署結徒黨、故如此云々、因玆拷問被尋、其黨類一

一白狀之、其族世所謂歌舞妓者也、切下鬢髮、染狂紋、所帶大刀長柄、戲言、其刃刻其容貌不尋常、件輩聞彼

白狀、雖逃散、搜尋之、已七十餘人被搦捕、其外遁去者五六十人、如此者一兩輩者、面々家內有之、

然穗坂長四郎若年數十人拘之、是以被離其所領、

十九日、蒲生飛驒守終死去之由申來、令_二驚歎_一給云、

廿一日、圓光寺閑室長老頃日罹_レ病、今日遷化、令_レ哀_二惜_一之給云々、

廿二日、越後少將殿江戸御亭燒失云々、

廿三日、寶性院賜_二御暇_一、歸_二山于高野_一云々、

六月

朔日、日野唯心、水無瀨一齋、冷泉三位、土御門左馬權助、舟橋式部少輔、在府諸武士出仕、已刻出御、各賜_二富士山水_一云々、

二日、江戸新開地有_二御町割_一、依_二上意_一京都及堺津商人下_二賜_一屋敷、後藤少三郎奉_レ之云々、

六日、後藤少三郎始獻_二甜瓜一籠_一云々、

十日、醫師馳庵法印(瑞漢)爲_二江戸之御番_一來、今日出_二御前_一、則赴_二江戸_一云々、

十一日、青山圖書助爲_二御使_一參_二江戸_一、御普請之體、自_二幕下_一爲_レ窺_二御意_一給_上也云々、

十四日、加藤肥後守自_二江戸_一歸來、出_二御前_一、御刀國次御脇指國光賜_レ之、則歸國云々、板倉伊賀守以_二飛脚_一申云、仙洞御不例、友竹法印上_二御藥_一、少驗云々、

十六日、嘉定如_レ例、日野唯心、水無瀨一齋、飛鳥井中納言、冷泉三位、土御門左馬權助、舟橋式部少輔出仕、在府諸武士伺候、午刻出_二御南殿_一(御座)、宰相殿中將殿少將殿司相隨給、日野、水無瀨、飛鳥井、冷泉、土御門、舟橋等_{共座}、依_二上意_一山名禪高召_二疊上_一、其餘皆候_二御縁_一、御前之御膳_方、日野、飛鳥井、冷泉、土御門、舟橋、水無瀨、山名_{附足}、其後珍菓嘉肴_片、如山積_レ之、所_レ候之輩頂_二戴_一之、今日若原右京_{池田三左衛門輝政家子}出_二御前_一、下_二賜_一御馬、又御藥等被_レ遣_二三左衛門_一云々、

十七日、冷泉、舟橋賜_二御暇_一、銀二十枚綿子百把帷子五領宛被_レ遣_レ之、是依_二院御惱_一所_二上洛_一也、下間少進法印賜_二御暇_一、綿三百把拜_二領_一之、萬病圓烏犀圓等之御藥、被_レ遣_二本願寺門跡_一也云々、

十八日、飛鳥井、土御門賜_二御暇_一、銀二十枚綿子百把帷子二領宛賜_レ之、板倉伊賀守以_二脚力_一申云、院御惱逐日危急、而醫師難_レ獻_二御藥_一之由申_レ之云々、

十九日、寺澤志摩守廣高自_二江戸_一歸來出_二御前_一、獻_二段子五段_一、五島淡路守同出_二御前_一、獻_二黃段二卷_一云云、

廿日、美作侍從忠政(森右近也)着府、獻_二銀三百枚帷子十領單

五月

朔日、在府諸侍出仕、午刻出御前殿云々、

二日、安居中於駿府、摠持院伊豆山般若院快運聚僧徒、爲真言論議、料米百石賜之、今日爲御聽聞渡御、論議題、以下凡聖六、天有差別、否云々、

三日出御前殿、般若院竹林坊賢盛等、昨日真言論議有御雜譚、加藤左衛門尉自伯耆國參、銀三十枚白絹三十匹獻之、松前伊豆守獻腥膈二箱云々、

四日、爲御使自江戶、神尾五兵衛參、則爲端午之賀儀、御帷子五領被進之、今日國々諸大名獻五日之御服云々、

五日、在府諸武士出仕、巳刻出御、日野唯心、水無瀨一齋、土御門久脩出仕、飛鳥井中納言雅庸、冷泉三位爲滿、舟橋式部少輔秀賢昨日着府、出御前、有御雜談、本願寺門主大僧正始出仕、袷衣五領銀子五十枚獻之、立御座、令送之給云々、

七日、依幕府仰、於甲斐國郡内、有馬修理大夫自害之由、本多上野介言上之、是欲殺長谷川左兵衛罪也云々、

八日、日野唯心、水無瀨一齋、飛鳥井雅庸、冷泉三位爲

滿、土御門左馬助久脩、舟橋式部少輔秀賢出仕、各賜鶴之羹、有倭漢儒釋之御雜談、羽柴肥前守以使者獻銀子千枚被領内土產銀也、染絹百匹白絹百匹白布百匹、又宰相殿中將殿共金熨斗付之刀十腰宛同獻之、堀尾山城守忠晴帶刀吉晴息、參府、銀子三百枚單物五領帷子五領蚊帳一張生絹獻之、同家子數十人爲御目見、村上周防守參府、銀百枚蠟百貫目十箱獻之云々、

十三日、高野山寶性院寶龜院無量壽院等出御前、及佛法御雜談、明日於營中、真言論議可有御聽聞之旨被仰出云々、

十四日、有真言論議、以八識發心爲題、寶性院爲判者、寶龜院無量壽院般若院智積院等僧卅餘人爲論議、爲御施物、銀百枚賜寶性院、今日文殊院權僧都勢與爲遺物、宋徽宗皇帝鷹畫二軸、遊行上人像自畫自贊獻之云々、

十五日、板倉伊賀守、米津田清右衛門賜御暇、上洛云云、蒲生飛驒守秀之日來病惱之由被聞、召之、則以牧野清兵衛差下於會津、令問之給、御藥等被遣之、大御所御賀也

十七日、召寶性院、令得傳受真言秘密御云々、

二日、加藤肥後守息男忠廣、故肥後守清正遺跡無相違賜之、爲御目見參着、則出御前、黃金百枚御服十領、十領獻之、今日鍋島信濃守以使者黃金五十枚狸々皮卅間獻之、同父加賀守黃金十枚獻之、是今度信濃守領所有馬修理賜之之由風聞之處、依爲大八之虛說、喜之進使者云々、秉燭以後、幕府渡御本丸、有御對面云々、

三日、盜入南都興福寺寶藏、由申來、則召板倉伊賀守、可糺明之旨被仰付云々、

八日、於三之丸有御能、金春少進等勤之、大御所將軍御覽云々、

九日、明日幕下可有還御云々、

十日、幕下早日渡御本城、大御所御對面、自是直還御云々、

十四日、今川入道宗閻俗名氏眞自京都來府、則出御前、及御物語云々、

十五日雨降

十七日雨降

十九日、山門南光坊僧正天海參府、則出御前、赴武州仙波之由申之、依之銀參十枚被物等賜之、則

於仙波爲寺領三百石永代有御寄附、此僧正以爲天台之學匠、關東天台之所化可就之上意云々、藤堂和泉守依幕下御誼赴江戶、今日安藤對馬守爲御使自江戶參着、是今度御座中宰相殿中將殿少將殿御成長有御覽之而、御喜悅有御感悅、又投頭巾御茶入御領納、御喜悅不淺之由申上云々、

廿二日、於三之丸中將殿有御能之催、大御所渡御、然所式三番千歲譜、不堪者舞之、是以有御氣色、而脇能以後還御本城、則無御能、自是諸猿樂蒙御勘氣、今晚三河國吉田城主松平玄蕃頭昨日頓死之由申來云々、

廿四日、陰陽頭土御門久脩自京都參着云々、

廿五日、兩傳奏廣橋兼勝勸修寺光豐進使者申云、前日春日大宮之千木折落、又今度若宮之千木折落、則禁中重御慎之由申之云々、御誼曰、是兩宮經年序而破壞之故也、自幕下可有被修造之旨被仰出云々、

廿六日、相國寺良西堂、春秋左氏傳三十卷、齊民要術十卷獻之、道春傳之云々、

廿八日、出御前殿、丹羽勘解由出御前云々、

之、急下向而國之仕置以下可下知之由被仰出云々、

十九日、幕府渡御本城、御對面移刻而及御雜談云々、榮任法師自京都來、依之於御前、有京都御雜譚云々、

廿日、幕府有御將棋、山名禪高彼召御合手云々、

廿一日、幕下於加護鼻、令竹越山城守放鐵炮而御覽、其玉曰、三度同坪放之、其遠十三町云々、今日幕府近侍之衆大

久保右京、同主膳、鳥井讚岐等數十人、爲大御所御目見、今日岡本大八自獄中出之、府內渡之、於阿倍

川原、火罪、見人如堵、召板倉伊賀守、南蠻記利志且

之法、天下可停止之旨被仰出、於京都彼宗之寺院可破却云々、是夷狄之邪法、而亂佛法之正理故也、大八修理傾此宗、故、今及此儀云々、長谷川左兵衛賜御暇、下向長崎云々、

廿二日、幕下召山名入道禪高、有御將棋、有馬修理大夫配流甲斐國、大久保石見守奉之云々、

廿三日、將軍家於御前、本因坊算砂宗桂法師有將棋、算砂勝云々、松平攝津守、同下總守、水野日向守、石川主殿助、本多縫殿助等、爲幕府之御目見參府

云々、

廿四日、中井大和守正次自京都參、有大佛造立之御雜譚云々、

廿五日、駿府於三之丸、有御能、幕下御覽、第一弓八幡金春、第二矢島中將殿、第三杜若金春、御小殿、第四唐船中將殿、第五鞍馬天狗中將殿、第六松風少進、第七鶉飼金春、第八安達原少進、第九海士金春、第十善知鳥少進、第十一吳服金春

狂言鷲、二右衛門、甚六、彌太郎等役之云々、

廿六日、大御所於御數寄屋、幕下御招請、日野唯心若狹守御相伴云々、其後及午刻、又幕下渡御本丸、其時大御所投頭布檜柴、一之肩衝茶入共令出之給、將軍家叶御意、肩衝可被進之由被仰、則投頭巾領之御云々、

廿八日、將軍家渡御藤堂和泉守亭、宰相殿中將殿相隨給、有御能云々、第一竹生島金春、第二實盛少進、第三湯谷金春、第四二人靜少進、第五鍾植金春、第六玉鬘左京守小姓、第七鶴少進、第八百萬金春云々、

廿九日、本多美濃守爲幕下御目見參府云々、

四月

朔日、在府諸士出仕云々、

廿八日、吞龍了的傳札自江戶來、則常御所召之、御法談移刻、其後出御前殿、松平陸奥守政宗銀百枚、鹽引十箇獻之、生駒讀岐守銀百枚御服十領獻之、於御數寄屋一件兩人賜御茶、御茶入中、所謂投頭巾、昔年紹鷗^{珠光}始見此肩衝茶入時、取頭巾持之、嘆美之餘不覺擲頭巾、依之有此號、朱衣^{アケノコ}薄茶入、日野唯心被召相伴云々、

廿九日、御山鷹野、藤堂和泉守自江戶歸來云々、

三月

朔日、算砂(團基)宗桂(將基)自江戶歸參、今日府中諸侍出仕、午刻出御云々、

二日、御山鷹野云々、

三日、在府諸武士出仕、於前殿算砂宗桂團將基、宗桂勝云々、

四日、御山鷹野、土井大炊助自江戶來府云々、

五日、土井大炊助歸于江戶云々、

九日、漸及短夜之間、自今夜近侍之輩、御夜詰令教給云々、

十日、伊豆山般若院(快遷)獻續日本紀、令道春讀之、

十三日、幕下江戶御首途、着御藤澤、今日京極若狹守着府、宿衣物二領被獻之、若狹守者希下御望也。

十四日、幕府着御小田原云々、

十五日、幕府着御三島、今日以山門竹林坊、被口多武峰學頭也、下間少進法印自京都來、依可有御能也云々、

十六日、幕府着御清水、各近侍衆爲御迎參候云々、今日金春大夫以下諸役者着府云々、

十七日辰刻、幕府入御駿府西丸、供奉本多佐渡守、大久保相模守、酒井雅樂助、土井大炊助、青山圖書助、山口但馬守、神尾五兵衛、水野監物、井上平九郎、其餘不可勝計、午刻幕下渡御本城、御朝^{大久保左京持}之有御難談、還御、宰相殿中將殿各御馬御刀等自幕下被進之、幕下御座間、大御所近習衆又可候御夜詰之旨被仰出云々、

十八日、岡本大八申云、日比有馬修理可殺長谷川左兵衛之由有其企云々、因茲自獄出大八而於大久保石見守宅、與修理遂決、大八其企之趣一々申之、修理閉口而不能答之、是以被召籠修理畢、大八又入獄云々、彼有馬修理領知其子左衛門作賜

識、其辭世出來、其頌云、大我不生滅、去來豈喪身、遊戲爲易、問空却春云々、今日安藤對馬守爲御使參着云々、

十六日、成瀬隼人正、竹腰山城守自名護屋來、安藤對馬守江戶御普請舟入之畫圖持來之窺上意云々、十七日、自江戶爲御使水野監物忠元參上、少將殿御庖瘡令問之給云々、

十八日、板倉伊賀守自江戶歸來云々、廿日、淺間宮之廿日會、宰相殿中將殿有御出、於棧敷御覽云々、

廿一日、府中近邊御鷹野、秉燭以後、來月御能可有御覽、則方々諸役者可參之旨被仰出、此次召三板倉伊賀守永井右近、觀世大夫可有御赦免之由被仰出、是往年爲非理之訞、欲殺無辜人、故背御意、當時隱居于高野山云々、

廿二日、召三板倉伊賀守、自前代所相傳之寶物、悉被返進于禁中、院之御代所出來之物、皆仙洞可令移之給、由被仰遣云々、

廿三日、本多上野介與力岡本大八、與肥前國有馬修理大夫交通、或時密謂修理云、先年被討捕黑船

爲褒賞可被遣領知之旨、上野介承御誑之由申之、則修理舊領、當時鍋島信濃守領內肥前國某郡三郡可下賜之由、僞書御朱印之案文遣之、修理不知其儘爲實而喜之、其間金銀錦繡等之賄賂不知其數、又大八語云、此事自江戶幕下可有御下知、爲其禮謝、江戶御家老可遣之旨稱之、白銀六百枚大八取之、以其銀爲商買、如此及歲餘、修理訝之、直贈書於上野介、上野介不得其意、呼大八詰之、大八不知之由陳之、此事達上聞、因修理召寄之、及對決、修理出數通之證文、是以大八不能陳之、則爲白狀、今日駿府町奉行彦坂九兵衛尉光正奉行之、打羈禁獄、如此罪人、古今未聞之由、諸人申云云、修理因此若輩被誑惑、自是蒙御氣色云々、廿五日、御山鷹野、宰相殿中將殿共爲御鷹野有御出云々、

廿六日、於前殿田中筑後守忠政有御對面、銀子百枚、黑羅紗十間獻之、今晚召本多上野介板倉伊賀守、來月中旬、幕下有御招請、而天下政務之御相談可有之由被仰出、今日生駒讚岐守正俊着府云々、廿七日、府中近邊御鷹野、松平陸奥守政宗着府云々、

枚賜_二住持僧_一、又參_三正應寺_二給、是故大納言殿御墳墓所也、銀五十枚賜_三院主_二云々、

廿七日、着_三御名護屋_二云々、

廿八日、御屋作、滄以下之事被_レ仰_二付之_一、今日淺野紀

伊守以_二使者_一、獻_三御服五領_二、則大鷹一居并御鷹鶴賜

之_二云々、

廿九日、御_三歸着岡崎_二云々、

晦日雨降、池田_三左衛門輝政御服五領被_レ獻_二之_一、則御鷹

之鶴被_レ遣_二之_一、又左衛門督忠繼大鷹一聯賜_レ之、左衛門督者御

孫子也、

二月

朔日雨降御逗留云々、

二日雨降御逗留云々、

三日、於_三遠江國界川_二二川_一山_三有_二御鹿狩_一、凡列率五六

千人、以_三弓銃_二驅_レ之_一、又唐犬六七匹縱橫追_レ之_一、大

御所相_三具鐵炮之上手_二數十輩_一令_レ擊_レ之_一給、猪_二三十

獲_レ之_一給、時大雨降來故、令_レ止_三御狩_二給、今晚着_三御濱

松_二云々、

四日、中泉着御、今日成瀬豐後守_三口_二爲_二御使_一、自_三江

戶_一參、幕府以_三御內書_二、安藤帶刀、村越茂助兩人、令

尋_三大御所御機嫌之好惡_二給、度々被_レ進_二御使者事甚有_三御感_二、則御鷹之鶴_二翼被_レ進_レ之_一云々、

五日雨降

六日、御鷹野、及_レ晚雨降云々、

七日雨降

八日風大吹、御滯留云々、

九日、着_三御懸川_二云々、

十日、依_三連日雨_二、大井河水增、而人馬不_レ得_レ渡之故、

至_三金谷_二廻_三伊呂宇_一、求_三淺瀬_二渡_レ之_一御、其邊村邑水練

者千餘人來、爲_三河越_二供_レ奉之_一御、女中方捧_三肩輿_二渡

之_二云々、田中着御云々、

十一日、府中御歸座、此間於_三御鷹野_二令_レ擊給鶴七十

六、其餘鷹鴨之類不_レ知_三其數_二云々、

十二日、自_三江戶幕下_二爲_二御使_一、神尾五兵衛尉參着、御

鷹野還御被_レ賀_二仰之_一、今日於_三前殿_二、日野唯心、圓光寺

長老、金地院長老賜_レ饗、則有_三出御_二而及_三御雜談_一、自_三

女院_一以_三井家攝津守_二口_一、薰物被_レ贈_二進之_一云々、

十四日、於_三御前_二東鑑盛衰記異同令_レ考_レ之_一給、少將殿

鶴君令_レ煩_三疳瘡_二給、因_レ玆醫師候_二營中_一云々、

十五日、三河國大樹寺鎮譽和尚、當初爲_三淨土宗_二之知

分之年始之祝儀申之云々、

六日、今日法中并社司爲御禮、仰遠州可睡軒宗珊

而曹洞宗之法問御聽聞之、以趙州無爲一題、凡爲法

問者二十餘人、圓光寺長老、金地院長老候御前、法問

相終、被物銀子賜宗珊、又銀子百枚曾我山雲達賜

之、是曾我山正法寺曹洞宗修理料也云々、

七日、今日於三河國吉良爲御鷹野、御道途着御子

田中云々、

八日、相良御止宿云々、

九日、橫須賀着御云々、

十日、着御中泉、今晚織田有樂自江戶歸來、於此

所爲御目見、則賜御鷹之鶴、可有上洛山被仰

云々、

十一日、當所依爲御鷹場、御逗留云々、

十二日、着御濱名云々、

十三日、着御吉田、城主松平玄蕃頭銀百枚賜之、

十四日、着御吉良、銀百枚城主本多縫殿助康俊賜之、

本多美濃守口口、松平下總守清正、小野日向守口口、

菅沼左近口口等至此所爲御目見、今晚藤堂和泉守

來于此所、是者去冬爲肥後國仕置御使赴彼國、則

肥州之繪圖作之備御覽、此趣可言上幕下之由蒙
仰、自是赴江戶云々、

十六日、御放鷹、今日青山圖書助爲御使來、是御鷹

野爲御見廻云々、京極若狹守忠高、同丹後守口口共

以使者、御服并嘉肴獻之云々、

十七日、御鷹野、今日被進仙洞御鷹之鶴、傳奏廣橋

兼勝、勸修寺光豐、御鷹之鷹各三羽宛被遣之云々、

十八日、御鷹野、御鷹之鶴令贈秀賴公給云々、

十九日、御鷹野、今日成瀬隼人正、竹腰山城守口口可

參之由被仰遣駿府、是名護屋御普請之儀爲可

被仰付云々、

廿日、着御岡崎、城主本多豐後守口口銀子百枚賜之

云々、

廿一日、御鷹野、松平攝津守出御前云々、

廿二日、御鷹之鶴被進主上云々、

廿三日、御鷹野、成瀬隼人正、竹腰山城守參候云々、

廿四日、御放鷹、松平筑前守利光獻御服廿領、則御鷹

之鶴被遣之云々、

廿五日、御鷹野、羽柴右近忠政獻段子御袴云々、

廿六日、大樹寺御々詣、是御祖父御善提所、銀子五十

前、板倉伊賀守、米津田清右衛門□□同出御前、前日於山中爲御目見、此兩人山城國御檢地相終故參府云々、當時成瀬隼人正常在駿河一呢近故、清右衛門在伏見而行其事云々、

廿七日、石川主殿助敦高爲越年參着、出御前、美濃尾張三河遠江之諸侍、悉爲越年參府、今日對馬國柳川豐前守朝鮮人參芫青肉從容等之樂種獻之云々、晦日、此兩三日、日本國諸大名、爲歲暮之慶賀、金銀御服等獻之、不遑枚舉云々、

慶長十七年壬子

正月

朔日巳刻、出御前殿、御裝束高力河内將軍家御名代神尾五兵衛尉守世越前少將殿忠直名代、越後少將殿忠輝本多上野介正純披露之、今日出仕輩大澤少將□□、松平和泉守□□、同河内守□□、同立蕃頭□□、同主殿頭□□、水野日向守□□、本多縫殿助康俊、同豐後守□□、戶田土佐守□□、三好因幡守□□、三好丹後守□□、松倉豐後守□□、水野河内守重弘、有馬左衛門佐

□□、桑山左衛門佐□□、堀本田若狹守□□、池田備後守□□、堀丹後守直奇、瀧川豐前守□□、佐久間河内守□□、市橋下總守□□、山代宮内少輔□□、桑山左近□□、岡越前守□□、宮本丹波守□□、能勢伊豫守□□、近藤信濃守□□、德永左馬助□□、山岡主計頭□□、分部左京亮□□、川勝信濃守□□、猪子内匠助□□、別所豐後守各獻御太刀御馬、本多上野介、永井右近、西尾丹後守披露之、其外無官無位侍出仕之輩不可勝計云々、

二日、巳刻出御、秀賴公御名代某、金十枚被進之、今日出仕輩西尾豐後守□□、遠藤但馬守□□、竹中丹後守重、一柳監物□□、九鬼長門守□□、古田大膳大夫□□、稻葉右近大夫□□、谷出羽守□□、平野遠江守□□、長谷川縫殿助□□、日野入道唯心、水無瀬入道一齋、山名禪高、上杉黨、土岐黨、大島黨、高木黨、木曾黨、施藥院宗伯法印、與安法印宗哲、各御太刀御馬獻之云々、三日、國々諸大名、爲年頭之賀儀、金銀御服獻之云々、四日、自江戶將軍家爲御使、土井大炊助參上、又自

於關東一擊之給御鷹之白鳥有御料理云々、
四日、府中近邊御鷹野云々、

七日、寺澤志摩守參府、則出御前、獻銀五十枚段子
十卷、同子次郎獻銀五十枚、本多伊勢守出御前、獻
銀五十枚、去春父豐後守□□死去以後、其遺跡無相
違繼之、今始出云々、召安藤對馬守、明年於江戸
船入之普請可有之、中國九國之武士可相勤之由
被仰出云々、

八日、御鷹野云々、

十日、府中近邊御放鷹、今日自攝州大坂、織田入道有
樂着府云々、

十一日、御鷹野、今晚有馬左衛門佐着府出御前、綾子
十卷獻之云々、

十二日、雨降今夜幸若彌次郎大夫被召出、有舞曲、明
日於田中可有御放鷹之由被仰出云々、

十三日、田中御鷹野御延引、是天氣不晴故也云々、

十四日、今朝有樂於御數奇屋、賜御茶、日野唯心、山
名禪高爲御相伴云々、檜柴肩衝之御茶入、朱衣肩衝
御茶入、薄茶虛堂之御掛物、古銅御花入令飭之給、大

御所花を入給、御茶有樂立之、其後於前殿有樂立

之、其後於前殿有樂獻黃金三枚御服五領、自秀
賴公爲宰相殿庖瘡御平愈之賀儀、被進銀三百枚
御服十領、石河伊豆守爲御使參云々、

十五日、府中近邊御放鷹、島津龍伯爲遺物、長光刀左
文字脇指獻之、就之去歲所擒來之琉球王歸之、
如前々琉球之往來可爲之由、自大明國依請之、
則彼王歸遣之旨言上、依之琉球人着府、則於前殿
御覽之、藥種及彼邦之異物等獻之、今晚富士本門寺
校割二箇相承、日蓮後藤少三郎備御覽其詞云、釋尊五

十年、佛法日蓮阿闍梨日與附屬之云々、是以按之、日
蓮爾前之教、不捨事分明也、後來至末派暗本源、
而僅以四十餘年未顯真實之一語、爾前之教可弃損
之、是非祖師之本意者也、於御前有其沙汰云々、

十六日、府中近邊御放鷹云々、
十八日、御放鷹云々、

廿日、府中近邊御鷹野如例、營中御煤拂云々、

廿一日、爲御放鷹令赴田中給、今晚大久保石見
守長安着府、日來越後國仕置、甲斐武藏之御領所廻
之云々、

廿六日申刻、自田中還御、今夜大久保石見守出御

宰相殿御袍瘡令問之給、大御所御喜悅云々、

廿六日、池田備中守□□獻銀臺子一飾并御服十領、淺野左衛門佐□□出御前、獻御服五領、是淺野紀伊守幸長從弟陪臣也、宰相殿之御袍瘡爲奉問之參府、宰相殿者紀伊守聲君也、當時所勞故、爲使左衛門佐來云々、此間諸國遠近武士、御袍瘡事隨聞及而、自

東西南北馳參云々、

廿七日、宰相殿御袍瘡平復、有御沐浴之儀、爲御祝、則自御母儀賜酒肴、於營中伺候諸侍及酒宴、施藥院宗伯法印與安法印、其外此間候營中醫師各賜銀云々、

廿八日、於前殿大明人御覽之、大明商船、雖至河浦、悉於長崎可遂商賈之由申請之、則賜御印、長谷川左兵衛奉之云々、

廿九日、角倉與一自京都來申云、大佛殿漸出來上瓦云々、淀鳥羽之船、直至三條橋下、是與一父了意決河湛流爲之、禁中御造營之材木運之云々、

晦日、松平陸奥守政宗獻初鱈、就之政宗領所海涯人屋、波濤大漲來悉流失、溺死者五千人、世曰津波云々、本多上野介言上之、此日政宗爲求看遣待二人、則

此者驅漁人將出釣舟、漁人云、今日潮色異常、天氣不快、難出舟之由申之、一人者應此儀止之、一人者請主命不行、誣其君二者也、非可止、而終漁人六七人強相具之、出舟數十町、時海面滔天、大浪如山來、失肝失魂之處、此舟浮彼波上、不沈、而後至波平處、此時靜心開眼見之、彼漁人所住之里邊、山上之松傍也、是所謂千貫松也、則繫舟於彼松、波濤退去後、舟在松梢、其後彼者漁人、相共下山至麓里、一字不殘流失、而所止之一人、所殘漁人、無遁者、沒波死、政宗聞此事、彼者與俸祿、政宗語之由、後藤少三郎於御前言上之、仰曰、彼者依重其主命而免災難、退得福者也云々、此日南部津輕海邊人屋溺失、而人馬三千餘死云々、

十二月

朔日、府中近邊御鷹野、田面湛水故、有御氣色、仰彦坂九兵衛、畔柳壽學、松下淨慶、彼田之名主十餘人被禁獄之、是每年蒔田以後、田上之水可引去之旨令相觸給處、依背御意及此儀云々、

二日、秀賴公以遊佐新左衛門、宰相殿御袍瘡平愈祝之、相添直書給、今日於前殿、在府諸侍賜饗、

奈川、幕下爲御暇請渡御于此所、有御對面、自幕府被進白兄鷹并鶴、共以爲逸物云々、良久御鷹之御雜談有之、則幕府御止宿於金藏寺、米澤中納言

景勝爲御目見參上、綿子五百把蠟燭五百挺馬一匹精毛獻之、今夕宰相殿御庖瘡彌容易之由申來云々、

十七日、終日大風吹、臂御鷹事不自由故御逗留、同幕下有御逗留、秉燭以後、渡御于前殿、有御雜談、本多佐渡守候御前云々、

十八日、路次御放鷹、着御藤澤、幕下還御於江戶、及夜增上寺弟子玄惠上人出仕、有佛法御雜談、則銀百枚賜之、彼堂以下上葺之料也、鎌倉莊嚴院出仕、依御尋而鎌倉二代將軍北條九代舊規之事詳言上之、保曆

間記所持之由申之、自保元至曆應治亂粗所記云云、則其書可有御覽之旨被仰、佐竹少將義宣右京大夫至此所爲御目見蠟燭千挺獻之云々、

十九日、御鷹野、御着中原、今日若鷹始擊白鳥、依之御氣色快然、及夜鎌倉莊嚴院保曆間記持參、於御前讀之、其外鎌倉中舊跡之事有御雜談云々、

自駿河飛脚參着、宰相殿御庖瘡驗氣之由申之云々、廿日、御鷹野、鶴三鷹三十鴨二十令擊之給、御着小田

原、城主相摸守忠隣嫡男加賀守去比卒去、依有其憚而不出御前云々、

廿一日、着御于三島云々、廿二日、路次御放鷹、着御于今泉、善德寺とも、列率とも云、自伏見飛脚到來、申云、去十七日未刻、伏見町中燒亡、家

千餘燒失、餘燭之所移龜井武藏守、古田大膳大夫、島津右馬頭、稻葉右近大夫、田中筑後守忠政、池田備中守、石川長門守、森右近

忠政、毛利伊勢守、加藤左衛門佐、日根野左京亮、堀久太郎、筒井紀井守、松平大隅守、松平土佐守忠義、松平陸奥守政宗、松平伊豫

守忠昌、永井右近大夫直勝等宅燒亡云々、凡此日相州小田原在家千餘、豆州下田村、駿府丸子里燒失云々、

廿三日、駿府御歸着、中將殿出御迎給、鶴君者宰相殿御庖瘡、且又當時府中小兒無不患之者、爲逼此時氣無御出、大御所先渡御于宰相殿之御許、御庖瘡

事之外多出、然漸至平復、且驚令悅給云々、廿四日、日野入道唯心、圓光寺長老出仕、有御雜談、則賜饗、今日土井大炊助自江戶爲御使參上、是無事御歸府令賀之給、此間日々自江戶以御使、

四日、兄鷹摯_三菱喰_三、前代未_レ聞_レ之云々、
 五日、至_三忍之御鷹場_一、給_三自_三將軍家_一爲_三御使_一、土井大
 炊助參上、諸事執行云々、

六日、幕下爲_三御鷹野_一、出_三御鴻巢_一、是大御所依_三御意_一
 也、成瀬隼人正、安藤帶刀、永井右近、松平右衛門佐、
 後藤少三郎、長谷川左兵衛、自_レ忍至_三鴻巢_一、將軍家爲_三
 御目見_一也云々、

七日、増上寺國師依_三御誑_一來_三於忍_一、給_三不殘長老吞龍
 長老相隨而參、於_レ御前_一有_三佛法之御雜譚_一云々、

八日、大御所御放鷹、鶴鴈物數有_レ之云々、駿府出御以
 來之御鷹之鳥、日々有_三御料理_一而賜_三近侍_一、今日秉燭
 以後、松平陸奥守政宗參候、獻_三馬十匹鷹十聯_一、自_レ是
 政宗至_三江戶_一云々、

九日、増上寺國師被_レ赴_三新田_一、是御先祖新田義重贈_三
 官征夷將軍_一、給_三則於_三彼地新田_一、代々之御菩提所可
_レ有_三御建立_一、可_レ然地形有_レ之否可_三聞召_一、故也、土井大
 炊助、成瀬隼人正被_三相添_一云々、

十日、御放鷹、自_三卯刻_一至_三申刻_一、還御云々、

十一日、御放鷹、真名鶴里鶴共令_レ摯_三之給_一、高麗鷹脇
 を摯云々、及_レ夜南部信濃守利直獻_三御茶_一、御料理以

後、令_レ吞_三御茶_一、則賜_三利直_一、其後御近侍皆吞_レ之云々、
 紹一檢校被_三召出_一、平家を語る、自_三將軍家_一被_レ進_三
 種嘉肴_一、日被_レ獻_三珍物_一、以_三御使者_一令_レ窺_三御機嫌之好
 惡_一、給_三御孝行超_三越虞舜漢文_一云々、

十二日、御鷹野、今晚自_三駿河_一飛脚到來、申云、宰相殿
 義自_レ去八日之朝、御不例、至_三十日_一、御庖瘡出云々、依
_レ之明旦俄可_レ有_三御歸府_一之旨被_三仰出_一云々、

十三日、今朝自_レ忍至_三川越_一、給_三將軍家自_三鴻巢_一令_三出
 向_一、給_三有_三御對面_一、此時自_三將軍家_一、大御所近侍衆本多
 上野介、安藤帶刀、永井右近、松平右衛門佐、後藤少三
 郎、長谷川左兵衛、各黃金御馬御服等賜_レ之云々、今夜
 増上寺國師、及成瀬隼人正、土井大炊助自_三新田_一歸
 參、申云、於_レ彼地_一義重義貞之菩提所、昔之舊跡有_レ之
 云々、是以御氣色快然云々、

十四日、御_三着于武州府中_一、將軍家今日還_三御于江戶_一
 云々、

十五日、今日宰相殿御庖瘡容易之由、自_三駿府_一施藥院
 宗伯及宗哲法印言_三上之_一、是以有_三御喜悅_一、而途中緩々
 可_レ有_三御鷹野_一之由被_三仰出_一、則令_レ赴_三稻毛_一給_三云々、
 十六日、御放鷹、鶴鴈鴨之類有_三物數_一、今晚御_三着于神

萬匹積舞臺之左右、唐織小袖一重宛、金春金剛寶生各

纏頭之、其外諸役者被物一重同下、賜之、酒井雅樂助

忠世奉之、一番賀茂金春二番清經少進三番松風金春四

番道成寺少進五番自然居士金春六番海士少進七番烏頭

金春八番山婆少進九番國栖金春十番通小町金春十一番

弓八幡大藏大夫、狂言藏、彌右衛門、等役之云々、

廿二日、今日又有御能、依大御所仰而、幕下御臺所

有御覽、爲質在江戶、諸國大名母儀息女等登城見

之、御能五番以後、鵝眼三萬匹下賜之、唐織小袖二

領宛、金春寶生金剛纏頭之、并被物一重宛、諸役者皆

頂戴之、一番白鬚金春二番實盛同三番湯谷少進四番舟

辨慶金春五番柏崎金春六番葵上少進七番籠太鼓寶生八

番董永金春九番舟橋少進十番吳服金春子、

廿三日、江戶近邊御放鷹、鶴二鴈十鴨廿令擊之給云

云、

廿四日、渡御本城、幕府爲御迎、及大門出御、御若

君竹千代、御弟國松、至御座席之緣上、而出向、執大御所

之左右御手、給、然而御臺所有御對面、其後供碗飯、

盡山海之珍、給、幕下有御相伴、本多佐渡守候御

前、御挨拶申云々、有天下政務之御雜談、而、大御所

還御云々、

廿五日大御所渡御增上寺、銀百枚被物十領被進國

師、自辰及未有佛法御雜談、今朝幕下依令切鎮

西靈之口、給、則於御數奇屋、召本多佐渡守、同上野

介、大久保石見守、安藤帶刀、成瀬隼人、村越茂助、永

井右近、松平右衛門佐、後藤少三郎、長谷川左兵衛、鶴

之御料理賜御茶、

廿六日、大御所爲御放鷹、令赴戶田、給、幕下遣安

藤對馬守、諸事令沙汰、給云々、

廿七日、將軍家召金春大夫下間少進等於本城、有御

能、今日關寺小町狸々亂及盡秘曲云々、此關寺小町

所秘、而數年絕無致之者、此度依御所望、少進爲

之、鼓觀世新九郎大藏助三役之云々、

廿九日、令赴川越、給云々、

十一月

朔日、御放鷹、秉燭以後、山門南光坊仙波北院等出御

前、爲仙波所化堪忍料、而、寺領可有御寄附之旨

被仰出云々、

二日、御鷹野云々、

三日、同、

三郎、其外供奉之輩不可勝計、今日米五十石被遺、日野唯心、又八十石賜水無瀬一齋、山科言緒、舟橋秀賢、冷泉爲滿各黃金一枚被物二領宛賜之、召畫工狩野、大内圖并日本大社圖新造之、前殿可書之由被仰出、則畫工舟橋式部可相談云々、於駿府八幡邊御放鷹擊雁、則賜日野唯心、今晚着御清水云々、七日、甲朝出御、着御于今泉善德寺云、

八日、御止宿于三島云々、

九日、小田原城主大久保相摸守忠隣被召出、令問息加賀守口口所勞給、其後當年鴈白鳥等多否有御尋、別而多之由言上、本多佐渡守爲御迎出向、有江戶御雜談本多上野、幕府御後見也云々、

十日、御着于中原、安藤對馬守依幕府之仰來、御膳以下事相勤之、翌日御逗留、今朝大久保加賀守卒去、相摸守嫡男、當時幕府之重臣也云々、

十二日、相摸川邊出御、依雨降還御、御逗留云々、

十三日、御止宿于藤澤云々、

十四日、御着于神奈川、爲御迎幕下從江戶出御、則有御對面、暫御雜談、將軍家還御于江戶云々、十五日、大御所着御于稻毛、今日於途中、白御鷹始

擊真名鶴、御氣色快然云々、

十六日、着御江戶、在江戶諸大名、爲御迎、金杉芝品川邊迄出向、不知其數云々、

十七日、將軍家渡御于新城、有御對面云々、

十八日、在江戶諸大名、大御所爲御目見登城、其獻物不遑記之、

十九日、海上白鳥多由、大御所聞召之、鐵炮上手數輩被召供出御、今日風波惡、御舟搖動、而目當不定故還御、今晚土井大炊助從越前歸來、則召御前、有

越前之御雜談、

廿日、增上寺國師觀智登城、改御裝束給、有御對

面、吞龍了的廓山等出御前、是國師之御弟子、當時淨土之知識也云々、將軍家今朝本多上野介正純、大久保

石見守長安、安藤帶刀直次、成瀬隼人正正成、永井右近直勝、松平右衛門佐正久、後藤少三郎光次、長谷川

左兵衛藤廣賜御茶鶴之御料理云々、

廿一日、江戶近邊御放鷹、鶴鷹等物數令擊之給、今日於本城南庭有御能十一番、少進法印、金春大夫、

金剛、寶生等爲之、則召近侍令見之給、山科、冷泉、舟橋、侍將軍家之御傍而見之、御能以後、青銅三

門守弟也、當時長門守在江戶、三次郎又赴江戶、福原甚介介錯也、龜井武藏守出御前、獻銀百枚鐵炮一挺、本多上野介成瀨隼人正傳之、松平陸奧守政宗獻鮭魚十箇云々、
晦日、今朝於二之丸中將殿御亭、召藤堂和泉守、而有饗應之儀、則宰相殿渡御云々、

十月

朔日快晴如例諸士出仕、前殿造替漸出來之故出御、山科少將言緒、舟橋式部少輔秀賢、冷泉侍從爲滿自京都、着府、則出御前、秀賢獻諸家略系圖屏風一雙、舟橋式部少輔下間少進法印出御前、金春大夫以下召寶子、御馬一匹賜少進法印、銀三十枚被物一重下賜金春大夫、其外六十餘輩、各被物纏頭之、永井右近奉之、少進明日赴江戶云々、金春以下又赴江戶、今日日野唯心、舟橋式部少、圓光寺、金地院以候御前、有京都院內及倭漢古今之御雜譚、藤堂和泉守蒙仰而、明日赴肥後國、是故肥後守子息幼年爲異見云云、遠江國住人市野獻生姜、則召御前、與御廐別當諏訪部宗右衛門尉口口有牧馬之談、市野知馬者也云々、自京都一本因坊算砂來、是當時園基之名譽也

云々、

二日、今晚日野唯心、山科少將、舟橋式部、冷泉侍從、兩長老於前殿、賜饗食、茶後出御、此時山岡修理獻銀百枚、山岡新太郎口口獻羽織二領、本多上野介、永井右近傳之、爲天台西樂院僧正遺物、三大部六十卷岩本坊獻之、因於御前有天台法問之御雜談、今日大鷹一聯、後藤長乘拜領之云々、

三日、所々御代官、爲納米之價、金一萬九千兩松平右衛門佐納之殿守御庫、被遣御書於呂宋國王、腰刀脇刀各一柄爲信物、長谷川左兵衛奉之云々、

四日御鷹野、彦六、文九郎其外數輩、自關東來、當年鷹鳴諸鳥甚多由言上、中井大和守自京都來、則召御前、此間前殿以下造替次第被仰出、仍大和守大佛殿大虹梁容易舉之由申之、御氣色快然、今日自將軍家、被進生鮭魚、片桐主膳正獻御服三領并澁紙二百張、是如例爲御鷹野料也云々、生駒讚岐守正俊獻紫皮百枚云々、

五日成瀨豐後守口口爲御使、自將軍家參着云々、六日、已刻爲御放鷹、令赴關東、給、本多上野介、安藤帶刀、成瀨隼人正、村越茂助、松平右衛門佐、後藤少

給、則爲御料理之供、賜近習衆云々、

廿五日、松茸一籠、紅柿二籠、自京都板倉伊賀守勝

重獻之、明後日於藤堂和泉守亭、可有御能之

由、能組之次第永井右近被仰付、依之藤堂和泉守唯

今候前殿之由、後藤少三郎申之、則召御前能組之

儀被仰出、被下御料理、且又生鮭一拜領云々、

廿六日、中將殿伺候之諸侍、可賜所領之由、日來依

有御誼、安藤帶刀直次、水野對馬守口口、彦坂九兵

衛尉光正、以遠州知行帳於御前、有其配分、毛利

中納言輝元入道宗瑞獻梨子五籠、大久保相摸守忠隣

獻生鮭魚并乾鮭魚、但馬國代官間宮新左衛門口口

獻朝倉山椒三箱云々、

廿七日、辰刻渡御於藤堂和泉守亭、宰相殿中將殿相

隨給云々、御供奉本多上野介、安藤帶刀、成瀬隼人正、

村越茂助、永井右近、松平右衛門佐、水野對馬守、西尾

丹後守口口、竹腰山城守口口、秋元但馬守泰勝、板倉

內膳正、後藤少三郎、長谷川左兵衛、淺井七平口口、大

岡兵藏口口、昵近之御小姓佐久間伊豫守賴勝、日根野

左京亮口口、高力河內守口口、北見長五郎口口、野尻

萬介口口其外數十輩、御醫師施藥院宗伯法印、與安法

印宗哲等、其外御供不可勝計、碗飯以後有御能、一

番高砂金春二番清經左京和三番杜若少進四番采女金五

番紅葉狩少六番湯谷左七番昭君少八番谷行金九番吳服

春大鼓役宮增綱二郎、大藏小鼓役大藏六藏、幸清五

小鼓宰相殿令擊給、狂言役右衛門、其六、綱今日日野大

納言入道唯心知云出御前、仰曰、唯今之御能可被

見之、次圓光寺長老金地院長老被參、召少進法

印及大藏道意、而有古來亂舞之御尋、午時獻餅、至

晚供御膳、日野唯心、水無瀨一齋、兩長老爲御相

伴云々、申刻還御、其節以佐久間伊豫守賴勝、今日

之能叶御意之由、下間少進法印被仰遣云々、

廿八日、藤堂和泉守爲後宴、今日有能十一番、諸士

悉群集、青銅二萬匹積舞臺、又銀十枚被物一重與金

春大夫、午時本多上野介、安藤帶刀、成瀬隼人正起座

而登城、昨晚自江戶爲將軍家御使參着、同出御

前、則可致能見物之由有仰、而再到和泉守亭、

松平右衛門佐、後藤少三郎、長谷川左兵衛候御前

云々、

廿九日、毛利三次郎後改日出御前、獻銀百枚、福原越

後守獻鞆十具、本多上野介傳之、三次郎者宗瑞息長

免、御料理之間營作之功了、今晚有御料理始云々、十五日、有御能、中將殿御能二番、宰相殿御小鼓一番令擊之給、其外下間少進法印、金春大夫二人相具役之、狂言鶯二右衛門、甚六、彌右衛門等勤之、姫君鵝眼一萬匹、被物二領賜、金春大夫、土井大炊助奉之、今朝於二之九、御覽呂宋人、獻、葡萄酒南蠻蠟卷物等云々、

十六日、吉田神龍院梵舜進藤氏系圖一卷云々、十七日、於御前、有大佛殿之談、虹梁容易難動之處、中井大和守正次以脚代、載、以轆轤上之云々、乘燭以後、於本多上野介正純亭、姫君供奉衆土井大炊助、渡邊山城守、長谷川筑後守、諸侍以下有招請及酒宴云々、

十八日、姫君令赴越前、給、此二三日宰相殿有感冒之氣、醫師皆候營中、是以一昨夜宗哲法印被召出、蓋服紫雪給、御熱氣去云々、

十九日、松平陸奥守政宗獻大鷹、淺野紀伊守幸長爲故彈正遺物、獻刀長茶壺鑲、西南都喜多院明日上洛之由聞召之、賜被物二領銀二十枚、建武式目令道春讀之、議論其得失給、山形駿河守家親最獻大鷹

云々、

廿日、自江戶爲御使、井上九郎正就着府、被進生鮭、則爲御料理、來月六日、御鷹野可有出御之旨、半九郎被仰含云々、南蠻世界圖屏風有御覽、而及異域國々之御沙汰、後藤少三郎、長谷川左兵衛候御前云々、

廿二日、水野對馬守口於遠江國、求隼、雖獻之不叶御意、被返下、此事鶴君於御前、被仰出、今日紫羅紗其長十間內藤主馬口自御庫取出之、是御鷹野可裁御羽織、故也、東海之中有濃毘須般國、自右未通、去年京町人田中勝介、就後藤少三郎、望渡海、今夏歸朝、數色之羅紗并葡萄酒持來、件紫紗其一也、其海路八九千里云々、施藥院宗伯法印自京都下着、則被召御前、與安法印同有本草之御雜談、堀尾帶刀吉晴爲遺物、獻金百枚并眞壺、本多上野介正純傳之、今日仰畔柳壽學、駿河江尻之橋可改作之由有御詔云々、

廿三日、本多佐渡守正信獻鮭魚、來廿七日、藤堂和泉守之亭可有渡御之由被仰出云々、

廿四日、今朝府中近邊、御初鷹野依爲也、鴨四羽令擊

而考見本草綱目圖經一相同云々、

十三日、今朝出御淺間、令放鐵炮給、置目當二町外、中其星五度、近侍放之、同皆不中、午刻有落、

留前殿檜上、自令放鐵炮給、三度其中、而二落、一落、一落、而飛去云々、其遠五十間也云々、

十四日、新造御倉納御物云々、

十六日、淺野采女正長則、杉原伯耆守口口、羽柴美作守口口、堀從江戶參府、淺野彈正忠長政遺領、此三人割賜之云々、采女正者二男也、二人者彈正駕也、

今日初壞御書院、是為造替也、畔柳壽學奉行之云々、

廿日、長崎所司長谷川左兵衛藤廣着府、大明南蠻異域之商船八十餘艘來朝、則快為商賈之由言上、有御感云々、

廿二日、最上出羽守義光獻初菱喰、仍被進禁中云々、

廿三日、至夜有馬修理大夫口口出御前、卷物二十獻之、同息左衛門佐銀子五十枚獻之云々、

廿四日、加藤肥後守清正息男虎之介出御前、黃金五十枚、銀百枚獻之、則中將殿有響應之儀、是近年為

質子在江戶、今依肥後守死去歸國、長岡越中守忠與獻象牙白絹孔雀豹等、暹羅國遺商船故也云々、

廿五日、高麗人參一囊宛、各醫師拜領之、去十三日、會津大地震、蒲生飛驒守秀之城墮石壁以下悉震崩云々、

廿六日、於營中西丸被練神明膏藥云々、

九月

朔日、在府諸武士悉出仕、金地院崇傳長老出御前、被近召及御雜談云々、

三日、佐久間河內守口口自尾張國那古屋參着、獻御普請之指圖云々、

五日、國々諸大名奉重陽之御服云々、

九日、諸人雖出仕、前殿造替故無出御云々、十日、今夜自子刻御氣色不快、平旦之診脈、宗哲法印遲參故蒙御氣色云々、

十一日、江戶御姬君着府、土井大炊助利勝供奉、依越前少將殿置之嫁娶之儀也、

十四日、日野大納言入道唯心着府之由、後藤少三郎言上、明日為姬君御覽、於營中三之九可有御能、則御座席之下知福阿彌奉之、去歲之秋、琉球王來府之時、其席之體不叶御意、而有御氣色、今日初御赦

駿府記 自慶長十六年辛亥八月朔日
到同廿年乙卯十二月廿九日

慶長十六年辛亥

八月

朔日雨降自京都飛脚到來、申云、去月廿七日、依爲吉日、寅刻三種神器奉渡假殿之內侍所、同刻主上令移御座於假殿、則古御殿壞始、洛中地下人爲課役、板倉伊賀守勝重奉行之、禁裡御築地、仰諸國武士令築之、并其地形、高六尺、周二町四方、石壁爲武士諸大夫者築之、今日大御所出御于前殿、諸侍悉出仕云々、

二日、宰相殿義俊、中將殿賴宣、少將殿龜君渡御藤堂和泉守高虎之亭、境飯以後、有能五番、水無瀬宰相親留入道一齋、鈴木久右衛門尉□□等、平生好之故役之、前々雖有此戲、今日殊有興、次有相撲、有筋力者以五番爲勝、次有風流躍、和泉守侍兒卅餘人、裁錦綉鍍金銀、飾粧而爲之、可奇觀也、本多上野介正純、成瀬隼人正正成、永井右近大夫直勝、村越茂助直吉、松平右衛門佐正久、後藤少三郎光次等侍

側見之、及昏黑令歸給、今日之事、於御前公達令語給、大御所頗有御喜悅之氣云々、
四日、安藤對馬守重政、自江戶爲將軍家御使參着、加藤肥後守清正遺跡、其子虎之介可賜之否云々、則無相違可被立其跡之旨蒙仰、于江戶歸赴云々、

十日、禁中御造營爲奉行、板倉內膳正重昌可上洛之由有仰、是依爲京都守護板倉伊賀守勝重息男也、今日御雜談之次、武藏國由良新太郎□□僕從有、以手足疾跛者、雖山坂嶮難、一里二里許、不劣奔馬跛行云々、大御所被恠思召、召彼者可御覽之由有仰、又洛陽有奇異之事、一條裏辻有幸阿彌陀長安者、死去以後不過數日、彼宅中至日暮、則如山伏貌者數人出現、而欲見之忽然消失、每夕如此、長安之弟異之、一夜及三更、數輩相具潛窺之、山伏貌者不知幾千萬出來、而充滿其宅中、彼弟有怖畏之思、走歸、而其翌朝死去、妻子從類不堪住其家、移他所云々、仰曰、想其可爲狐之所爲云々、
十二日、金森出雲守正重、初山漆草獻之、其葉三七、

山、六日桑名、七日名護屋、九日岡崎、

十日大坂破却普請の體可言上とて安藤治右衛門佐久間河内を自將軍大御所に被遣、今日岡崎に着て、事の由を申、則彼兩使を被爲上、

十五日未刻より戌の刻まで、桑名町三百間餘火災、本多美濃守米藏七ヶ所、材木藏壹ヶ所及三類火、去比埋たりし大坂千波口舟入潮にて如元、

諸軍三人扶持役に土俵一宛、大坂二の丸置堀向、諸人不審之、

長谷川左兵衛を堺の被補代官分、

天滿川先度築留たりし、其儘于今あり、依之西國舟無出入、以來如此ならば、町人商成間敷とて、大坂町人迷惑此事也、入夜雪降、同十六、十七終夜打續雪ふる、近年の大雪也、近江美濃境などは、四尺餘漏、

十六日右兵衛主 常陸主、自大坂陣中京都迄歸陣、

十九日將軍自岡山陣、至伏見令歸馬給、松平下總守本多美作守以下、何も于今在陣、

此日大御所從岡崎吉良に御出、此中鷹令遣給、鶴鷹數多取、

舊冬より于今寒すること、近年無三比類、

當代記終

負少々有之と云々、

昨日も夜討入けるか、又十八日夜中、蜂須賀阿波守陣所_レ自_レ城入_ニ夜討、蜂須賀家中隨分者手負死人多_レ之、大方及_ニ百人_一歟、然共深く相隱間不_ニ分明_一、蜂須賀家老稻田修理親子稠相鬪、子年陣中名譽也、其夜討の歸に、高麗橋を敵燒落、是は去比石川主殿相防爲_レ燒さ_リし橋也、此稻田父子に感狀は有_レけれとも無_ニ褒美_一、

同日女性をもちや若狹衆仕寄所_レ被_レ參、自_ニ城中_一大藏卿局并古若狹宰相老女出合、被_レ及_ニ對談_一、專被_レ申_ニ無事儀_一、

十九日亦兩度、右の女性衆被_ニ出合_一、無事相調、從_ニ大御所將軍_一以_ニ起請文_一不_レ可_レ有_ニ違變_一之旨曰、自_ニ城中_一有_ニ樂息武藏守大野修理息子信濃守爲_ニ證人_一罷出、後藤庄三郎銀師四五年如_ニ近習_一也、并本多上野守より以_ニ兩使_一、右の證人請取、則上野陣所令_ニ同道_一、

此無事様子は、惣構并三の丸可_レ有_ニ破却_一、秀頼公も母臺も、關東下向之儀無_ニ其沙汰_一、領知も此如_ニ以前_一、本丸二の丸は如_ニ前々_一無_ニ破却沙汰_一、

城中にも兵糧は澤山也、其外事之闕物なし、其中に鐵

炮藥可_レ乏歟と云々、其故は皆大鐵炮を用ければ、今迄八百石藥を放けると也、三々筒などは、中々不_レ用_レ之、十々廿々卅々五十目百目之打_ニ鐵炮_一けるによつて也、

此度籠城中、秀頼每度廻_ニ惣構_一、少事をも入_レ精者に、其品に依て有_ニ褒美_一、人皆莫_レ不_ニ美談_一、

此度自_ニ城中_一兵共呼けるは、六本鎗の衆こわきなと云て惡口しける、是は大工大和、後藤庄三郎銀師榮仁人、同茶屋又四郎、此等皆大御所令_ニ宿直_一者共也、大坂三の丸惣構被_ニ破却_一、

廿四日大御所立_ニ茶磨山_一上洛し給、廿五日入洛し給、

淺野但馬暇給て、紀州令_ニ歸陣_一、

伊達正宗息、於_ニ伊豫國_一十萬三千石拜領、是は去年富田信濃守被_ニ改易_一領知也、

廿八日大御所有_ニ參内_一、

慶長二十卯年正月朔戊日、閏は六月也、

立春十日也、一日將軍之御陣人數不足とて、松平下總守 本多美濃守岡山東に相移、

三日大御所出京、今日前々崎、 四日湊口、 五日龜

同九日入夜、酉亥寅三ヶ刻、諸手の鐵炮を城に放入、
狼波を揚、

十日十一兩夜、如右城より揃鐵炮向陣中放入、と
きの聲を揚、

此比諸手の仕寄に築山拵、大筒を惣構に打入、城中
及迷惑見たり、

各仕寄惣構の堀に、或二十間或三十間被寄、何も竹
たはを以の儀也、此時手負死人多之、一手に或三百
人、或は五百人也、向には以土俵如山高く築上げ
る間、指て鐵炮不中、右の土手往來に、中鐵炮事
不可勝計、

此日松平下總守千波の後備寄陣、本多美濃守天滿の
後備に陣取、榊原遠江守、本多出雲守、同豊後守、何も
上方衆の後備に陣取、景勝後備にはしぎ野の取出に
松平丹波守、二の丸に牧野駿河守陣取、千波は材木
町たる間、于今板木多之、以是竹たばに用、今日築
山城に可打鐵炮、由、下總守に大御所曰、

始より城中に扱之使者有之、近比猶以如斯、
島津陸奥守催入數、國本をは出ると云共、渡海順風
無之間、難上之由にて、薩摩國を二日路程出て、居

陣途中、

島津不罷上以前は、長岡越中守田中筑後守加藤肥
後守出陣無用の由依貴命、此三人衆も于今無參
陣、

天滿口玉作口は沼なりけれ共、簀子を敷板を敷拵了
簡、各竹たはを付仕寄仕る、

十二日兩御所方々陣中を巡見し給、節々如斯陣場の
出給、入夜雨、

十三日日中迄雨、

十四日卯辰刻より又雨、晚より風烈、寒事甚、

藤堂和泉守を敵味方惡之歟、色々の悪口を或時呼、
或時矢文を射ける、件矢文餘陣に來とも、藤堂陣に送
之と云々、

藤堂和泉守并北國衆、自仕寄被入金鑿、

此以前より無事扱有ける、秀頼公より四國の内二ヶ
國可給、大坂可有退城との儀也、自大御所將軍
は安房上總可進兩國との儀也、關東の下の向全不
可有之由、秀頼堅依思給、今は不相調、

大御所被召遣あちやの局、依召陣中茶磨被參、
諸手の築山より敵城の惣構直下打鐵炮、依之敵手

之時、下野國佐野まで令_二出陣_一處、石田治部少大谷刑部少輔於_二上方_一謀反、此真田は大谷刑部と爲_二縁者_一之間、自_二佐野犬伏_一、父と信州真田に引返令_二謀反_一、其後天下を大御所平均給之間令_二降參_一、近年は高野山に居住、是も左衛門佐兄の伊豆守父に引別て、自_二佐野犬伏_一宇都宮に參、將軍に令_二出仕_一謂歟、安房守左衛門佐被_レ助_二身命_一たり、安房守は去々年於_二高野山_一病死、左衛門佐は秀頼より依_レ召、去秋參_二大坂_一令_二籠城_一、是を可_二追入_一として馳向、構の内より以_二鐵炮_一打_レ之、手負死人不_レ知_レ數、越前衆は本多丹下古作左衛門より大御所依命在越前、同伊豆守先登たる間、彼兩人手の者共、或手負或保死、無_二正體_一次第也、佐和山家中者、過半手負令_二打死_一、筑前家中の者、尙以如_レ此、兩將軍於_二茶磨山_一見_レ之給、逆鱗甚、無_二物取_一險、筑前守三川守掃部大輔迷惑相極か、此丸は惣構え爲_二横矢_一、俄に取出し廻輪也、森山と云、明後六日大御所茶磨山付城に移給い、將軍岡山の付城に可_二移給_一に被_レ定、

此中普請ありける付城共、自_二今普請相止_一、是は於_二長引_一は、後日に若凶事出来ん歟、急に可_レ被_二責落_一との工夫歟と、間巷説有_レ之と云々、又無事之扱專有_レ之、

可_二成就_一否不_レ知_二人之_一、又をらんどより四貫目五貫目の大石火矢被_二召寄_一、則打_レ之者一兩日中可_二持來_一と云々、

又城并丸々の落入水を可_レ被_二關留_一と云々、

大坂城中に生鮭多之、寄手の衆忍て秀頼に令_二進上_一歟と云々、

八日、鐵の楯共、自_二先月_一於_二京都_一拵つる、昨日出京、今日至_二陣中_一、

於_二天王寺口_一、大和衆石火矢を打けるに、如何したりけん藥に火付、七八十人火に焼る、當座死する者五六輩と云々、

大御所より上方諸大名に銀子百貫目宛被_レ下、藤堂佐渡守貳百貫目被_レ下、是は去比兵糧壹萬石進上せられし故かと云々、譜代衆へは銀不_レ被_レ下、上方衆奥州衆迄の儀也、

九日自_二先度_一藝州備後衆福島左衛門大夫息仰付、攝津國鳥飼之邊堤を築、大坂の天満川水をほし、伴堤は日出來、天

滿川大方水ほし、然共大和川の水流入間、連に干事なし、水は膝節たけ計也、此次に右の衆に仰付、去夏崩たりし森口の堤をも可_レ被_二築_一と云々、

奉大御所之由先立て告し、

此比上方大名共家中の者、人質或五人或十人、自一家中、召寄、被置伏見、紀伊國淺野但馬家中よりは、十三人被寄召、

從陣中被遣歟、後此狀大坂町に有之、

今度爲片桐市正使一條數申越候處、一圓同心無之、剝抱諸窄人、籠城之用意其間候、就中先年石田治部少輔勵逆心、其注進聞届、從關東不移時馳上、切勝於濃州關ヶ原合戦、頗追拂北國西國諸軍、遂本望、加之生捕石田治部安國寺渡京都、家康雪會稽耻辱、其刻可討果秀頼處、太閤報恩、其上以下爲綠者故、助命立置候處、還而企謀叛候事、蟻螂以斧如向龍車、縱一城張鐵網、學唐感陽雖爲籠爐馬童、及出陣、則時踏落、刎秀頼首、事不可回踵、右之返書歟、是も同町に有之、

芳墨令披見候、被仰越之題目聞届候、聊無可承引、別而父太閤、秀頼及十五歳、天下可相渡旨、日本諸侍數通起請文上候事、不可有紛、然處先年石田治部少輔一身之以才覺、雖覆天下、不遇して不遂本望、其次に窺國々異見、乍去秀頼逆心之様に

唯今承候、何幼少にして別心を知也、併家康表裏之侍、前代未聞に候、いつか太閤忘厚恩、秀頼に壹ヶ國も不宛行、成孤討果との謀不及是非、秀頼一國一城に成、引請日本一切腹事、尸上之可爲面目、若關白天道之叶正理、佛神三寶納受在之者、將軍父子露命危者歟、尙期一戦之砌候、

十二月小朔己卯日、

三日昨今より諸手竹たばを付、惣構堀際、或三町或貳町半仕寄、敵鐵炮を無際限打間、味方竹たばを付兼る、其上手負數多有之、

四日大御所將軍、右之仕寄爲一見、茶磨山に攀登給、玆に加州の松平筑前守并越前國主三河守并井伊掃部大夫(古兵部少二男、別腹近年在江戶、知行一萬石拜領して、近習遂奉公、自去去年伏見在番也、兄の佐和山の右近大夫は、去々年より在江戶、然共外様一圓鈍なる間被押籠、今上野國知行所安中居住、依之此度は

先佐和山家中者、此掃部大夫有二三所等、各の手より竹たば爲付兼歟、堀際遠し、敵構の外は少々出たり、此所の敵は眞田左衛門佐也、(此眞田左衛門佐は、十五年已前庚午年七月、父安房守と伴、大御所會津出張

殿たる雜人少々備前衆の手を討、

十一月上旬より廿二日迄三度に、自_二名古屋_一大御所銀三千貫目京都へ上る、

廿日入_レ夜大雪、但大坂陣中は不_レ降、

和泉國自_二諸軍_一下輩亂入して、破_二堂社佛閣_一薪に取、伐_二竹木_一、頗及_二狼藉_一、此爲_二警固_一被_レ遣_二西尾豊後守_一、

此間大坂城中衆と村田權右衛門と云者、得_二貴命_一出合對面と云々、

此比古田織部_{當世數寄者}之和尙、當_二中鐵炮_一、但かす手也、

本多美濃守并伊勢衆、自_二平野_一住吉令_二陣替_一、

廿五日自_二城中_一下藩の者、淺野但馬手を走入、大御所御前に依_レ召參上、城中之體を令_レ問給、彼者申云、藤

堂和泉守淺野但馬已下、各秀頼を致_二音信_一と云々、僞を申之由曰、頼に秀頼と燒驗をして城中に被_二追入_一、

大坂城に向て有_二付城_一、一天王寺茶磨山、一今宮の下、一其次に壹箇所、一其次えつた島、一でん

ぼろ、一其次壹箇所、一岡山、一大和路筋に壹箇所、一若江口今福、一守口と天滿の間に三箇所

也、

廿六日佐竹陣_二取今森口_一、自_二城中_一出_レ船打_二鐵炮_一、今

日佐竹衆と相戰、十五六人佐竹手を討捕、佐竹家中隨分者二人、其外百八十八人餘討死と云々、

福島を城衆于_レ今相抱處、今日備前衆押取、則彼地に居陣、

廿七日えつた村面に廣して長き萩原也、敵舟にて萩の陰に來て打_二鐵炮_一間、味方に有_二手負_一、件萩を薙拂可_二陣取_一由曰、被_レ遣_二石川主殿_一、大久保相模守二男

廿八日大御所えつた村面を可_レ有_二御覽_一とて、鐵炮の者三百挺被_レ遣、敵船可_レ來方_レ被_レ爲_二打間敵不_レ出、

然共大御所無_二御出_一、被_レ遣_二本多上野等_一被_レ爲_レ見、又於_二三波口_一堀尾山城衆押入處、敵緊相防、鎗合者五

三輩、山城若輩_五、神妙に被_二下知_一、時人譽_レ之云々、入_レ夜千波并片平町敵自燒して入_レ惣構、高麗橋を可_レ燒

崩とす、主殿頭人數打_二鐵炮_一て、不_レ燒_レ之様に防之條、不_レ得_二燒事_一、主殿頭支宅尤也と云々、此時主殿頭

人數十五六人手負と云々、

島津陸奥守_{又八}薩摩國罷出、近日可_レ致_二着陣_一由、以_二飛脚_一言上、去八月下旬、秀頼雖_二招給_一不_レ能_二領掌_一

申、從_二秀頼_一其時被_レ遣たりし正宗長銘脇指、奉_二返上_一と秀頼に披露狀に書たりけるを、此度持て上、可

着陣、平野には敵此間令居陣けるか、聞此旨、今朝大坂に引退、將軍大垣御泊之以後、從江戶被召上銀百四十駄度々に上る、從大御所陣中爲目付七人の使を被遣、謂山代宮内、瀧川豊前守、城織部、鈴木久右衛門、横田甚右衛門、眞田隠岐守、初鹿野傳右衛門等也、此内宮内豊前兩人は、大坂奉公之衆也、近年在駿河して、大御所を奉公、爲普請奉行、攝津國河内に押出先手衆、彼國中大略以令放火、かばい所といへ共、誰か業共なく令放火、道明寺被出朱印、間道火難、

六日、將軍永原に暫逗留し給、迹勢を待給、此日大坂衆天王寺を放火、壹塔失火、今日淺野但馬住吉表に參陣、

九日、將軍至前々崎着給、翌十日伏見に御着、此比上林德順宇治茶師勸發、

十日、本多佐渡守江戶并關東城々置目之人數入置、御跡より出陣、今日着尾州名護屋、

十二日、右兵衛主立伏見出陣、今日着八幡給、此日自伏見將軍二條に參觀し給、大御所有對面、頓而伏見に歸御、

十五日亥大御所自京都、將軍自伏見出馬給、

十六日、大御所昨日木津、今日法隆寺着御、

十七日、大御所住吉に御着、將軍は至平野御着、

十八日、兩御所天王寺茶磨山に御登、大坂城遠見し給、付城を有普請、被指置清兵止通路、將軍は伏見に在城し給、大御所は鷹御遣可有之旨曰と云々、

大坂城天王寺口の惣構、兩方に堀も、中土手に八寸角の柱を立塀を付、其に四枚かけの板をひしと打付、其内に右の堀丈夫にして又有土手、其土手に間一間宛をき櫓ひしと有、是は被乘間敷用心と見たり、

奥州衆伏見を立と云共、于今當表無參陣、路次に居陣塲に近比迄無賣買物、兩御所御着之上、商人多入來して、賣買物多之、

十九日、ゑつた村と云所に有舊付城、是に大坂人數相籠、淀河尼崎止舟路、仰蜂須賀阿波守被遣人數處、ゑつた村の敵則大坂に引入、

又十日以前に、中島にも如斯自大坂置人數、備前松平左衛門督奉て遣人數、敵則大坂城へ引入、其内

廿二日、大御所前々崎着御、

廿三日、大御所二條御屋敷御着、今朝大坂町外又自燒、自大坂遣作山伏六十人餘、二條近邊可令放火、有企、訴人出て、廿人餘搦捕、

加賀越中能登三ヶ國主松平筑前守將軍着陣、下京邊陣取、人數二萬餘、

越前三河守著陣、是も下京邊に被陣取、人數及一萬云々、

當月廿日より、自大御所諸勢に被出扶持方、半分は銀、半分は於大和被出八木、

廿四日、江戸將軍出馬、今日かの河泊給、

廿五日、大地震、刻午下、然共家屋無顛倒、京都二條御所わ五山衆彼是出仕して、被居廣間けるに、天水の桶落たり、其砌右の出家衆、依地震庭に被出ける折境、件桶の水彼人々の首下にかゝりける間、見苦かりける粧也、

國々爲手置、東海東山兩道所々置番衆、人留堅して、無手判して聊可得返事、

廿五日、今日將軍着小田原給事、去比止宮根路、道筋を可被付足柄の由有沙汰、

けるか、此間無其沙汰、

廿六日三島、廿七日清水、廿八日掛川、廿九日

吉田御着、路次依急給、供衆一圓不繼續、况哉武具荷物已下曾て無持參、政宗、長尾景勝將軍先て被相上、佐竹は自將軍一日跡と云々、

廿八日、大坂自城中出たる者、二條被召寄被相尋、彼者言上、秀頼の御袋着武具、番所改給、隨之女

姓三四人着武具云々、大坂籠城勢三萬餘と云々、但雜兵共、兵糧薪鹽噲如形相貯云々、

十一月大朔己酉日、

二日、將軍至尾州名古屋御着、昨日岡崎迄自京都飛脚來、揃人數急度上洛可有儀を、路次中急給故、

供奉輩不相揃、輕々敷上給事、不可然由有命大御所、三日大垣、四日柏原、五日佐和山、六日永原着給、

三日、攝津國河内に被押出先手衆、先不進、中にも紀州淺野但馬守子今不參、人皆令不審、大御所内

内腹立し給、松平下總守此間平方に令居陣、自大御所、以使曰、先手衆不進間、下總守早々平野に可押

出旨也、依之今日四日飯盛迄參陣、翌五日至平野、

伊勢國泊龜山、大坂へ行、自大御所使由呼ければ、近邊にも不寄付一間、空歸下由語けると也、

十日比、堺町人屬大坂、えんせう以二千斤、遂禮て、

秀頼公朱印申請、是を爲聞届、自茨木市正人数少

少相遣處、大坂衆是を討捕、堺町人宗くん親子は、家

康公得厚恩間、同令討死、堺代官柴山五作を町人

爲心得、泉州岸和田へ送、

樫原と云者自大坂令上洛、人を相抱所に、於淀

邊町人見付之討殺、小者一人隨之、

里見安房守伯父正木大膳在駿府、自大御所以使

曰、安房守并大膳伯耆國可被相上、於彼國知行

可被出と也、

十一日庚寅大御所令出馬給、今日田中城に御着、

今日本多美濃守立桑名出陣、伊勢衆同前、龜山松

平下總守は美濃國加納に被參、父美作守有談合、彼

國諸士令同陣、可出張由、自駿府夜前飛脚到來

間、今日美濃に參出陣也、

十二日、大御所至掛川着給、此所大野壹岐守歸

來、大坂近所ねさへ不寄付間、不能演子細由言

十三日、大御所至中泉着御、於此所安藤帶刀同心

の者と、大御所被召遣、若輩小性、就陣屋儀令鬪

諍、小性九郎面を二刀腕を一刀手負、帶刀同心者貳人

死、

此比信濃國甲斐郡留郡衆關東衆、何も江戸に相集、彼

近邊令居陣、奥州衆は未到着、

十四日、大御所至濱名着給、

十五日、大御所至吉田御着、此日伊勢衆至伏見

令着陣、

十六日、大御所岡崎着給間、右兵衛主名護屋出陣、今

夜一宮に被陣取、此日伊達政宗着江戸

十七日、大御所至名護屋着給、右兵衛主赤坂被着陣、

十八日、雨故、大御所名古屋逗留御、

十九日、大御所至岐阜着給、右兵衛主昨日雨中柏原

迄、今日永原着陣、桑名本多美濃守平方に移、松平

下總守淀移、美濃國諸士隨之、三河衆鳥羽邊居陣、

藤堂和泉守赴大和路、

廿日、大御所柏原着御、

廿一日、大御所永原着給事、今日大坂町外自燒、此

日伊達政宗自江戸出陣、人数一萬餘、

日打續雨降、廿一日及晩雨休止、戌刻より快晴、

去比被_レ押籠_一し女房衆彦太郎妹、今日被_レ切棄、

原主水は手指十を被_レ切る、此後又足指十を被_レ切、其後可_レ被_レ刎_レ首と也、

福島左衛門大輔家中之者、自_二江戸尾州_一來て、最前崩たる石垣令_二普請_一、

廿五日入_レ夜雨、廿六日廿七日朝まで雨、巳刻如_レ雷辰巳方にて鳴、此日暖事如_レ夏、可_レ爲_二大雨_一かと云々、然處戌刻より快晴、廿九日美濃國長屋の社

わ、躍五十七はな一度に來、北方の野に夜に入迄支たり、同國此日方々躍有_レ之、

同廿七日於_二大坂_一、自_二秀頼公_一片桐市正可_レ有_二殺害_一として被_レ召けれども、號_レ煩不參、此密儀を市正に告知する族有_レ之かと云々、則大野修理織田左門有樂男以下、

以_二入數_一押寄處、市正も令_レ覺悟、其上弟主膳相籠間、無_二左右_一難_二誅戮_一、依_レ之自_二修理方_一取_二入質_一、市正同主膳下屋敷へ相退、暫相籠、

廿八日、自_二秀頼_一以_二使者_一駿河に被_レ啓_二事由_一、

十月小朔庚辰日、七日立_二冬_一、今日朔戌刻より雨、至_二寅刻_一大雨、雷數聲、片桐市正同主膳此間大坂三の丸居、今日

執_二入質_一茨木に退、

二日卯刻下に、雷夥鳴、美濃國加納松平攝津守逝去、

大坂秀頼對_二家康公_一謀叛之間、被_レ貯_二兵糧_一、自_二去八月_一近國遣_二金銀_一被_二相調_一、福島左衛門大夫兵糧八萬石有_二大坂_一、左衛門大夫所_レに予時在有_二借用_一、度由、以_二飛脚_一曰、菟も角も秀頼御意次第之由有_二返答_一、其外家

康公藏米三萬石、諸國大名米三萬石、并町方賣買米二萬石、大坂城被_二取入_一、町人米は代_レ以_二銀速被_二相濟_一、去慶長五庚午年、敵方士所々隱居、今被_二相招_一、數百人

被_二扶持_一、但無入質族は不抱置云々、自_二大御所_一大坂に被_レ遣使者、大野修號_二大野壹岐守_一、

四日、右兵衛督立_二駿府_一出陣、奥州關東中_レ自_二江戸_一有_二陣觸_一、

七日、右兵衛督至_二尾州名護屋_一付給ふ、

江戸普請上方衆早々罷上候、陣用意仕、一左右次第、大坂表に可_レ令_二參陣_一、由有_二明命_一、依_レ之相上らる、

吉原富士川舟渡相滯、又路次傳馬乏して、爲_レ之迷惑す、

福島左衛門大夫黒田筑前守加藤左馬助是三人被_レ殘_二

江戸、自_二駿府_一大坂に被_レ遣し使者壹岐守、今日八日

の方へ行と、人の目に見けるか、無_二其行末_一、

此比於_二江戸_一上方諸大名及_二五十人_一獻_二起請文_一、是對_二將軍_一不可_レ存_二疎略_一との儀也、併依_二貴命_一也、

此比止_二箱根路_一、足柄筋を可_レ被_レ通と也、

十三日、丑刻より雨、十四日^{甲子}及_二午刻_一雨休止、即快

晴、

松平筑前守^{北國}下_二駿府_一、古肥前守拜領國々不可_レ有_二相違_一との儀也、自_二江戸_一爲_二迎土井大炊頭來_一、今日

着_二駿府_一、此筑前は將軍依_レ爲_レ聲也、江戸へ同道にて可_レ下との儀也、

此比者伊勢太神宮及_レ暮は託して曰、むくりと被_レ及_二合戰_一由にて、神風烈吹、不_レ嫌_二男女_一、大方毎日託あり、山田町中火をたて可_レ申旨也、半時已後、海上如_レ燭して夥鳴動し、其後海面静り、還宮と覺れば、如_レ前亦託ありと云々、彼國中今にをとり不_レ止、古老の者かゝる奇特不審成儀、前代未聞と云々、もはや此比は、京大和近江美濃も躍を致すと云々、奇特不思議なる事共、幾等も有_レ之と云々、

十六日、松平筑前守着_二駿府_一、

十七日、出仕、進物金三百枚、紅梅上加賀絹貳百疋、白

絹百疋、長光太刀一腰也、三人若君に銀參百枚宛、

刀脇指相添可_レ有_二進獻_一との儀也、自_二大御所_一被_レ止_レ之、金子拾枚、綿貳百把宛、おあちやおかちお満

お龜此四人女房衆に何も同前の遺物也、金五枚綿百把、お夏と云女に被_レ遣、其外の女房衆に銀三百枚被_レ遣、

遺、

金子參十枚、小袖拾、本多上野介に、金子拾枚宛、小袖五つ、安藤帶刀、成瀬隼人、永井右近、松平右

衛門、此四人に同前遺物也、宗哲^{藥師}後藤藤庄三郎^{銀師}此兩人へも、右之家老衆同前の遺物と云々、

筑前守に自_二大御所_一、長光太刀一腰、刀一腰^{長光}被_レ下云々、

此度於_二江戸_一被_レ致_二普請_一上方大名衆に、自_二將軍_一被_レ下品々の事、一人に銀五百枚、小袖五十、御馬五疋也、其次銀子參百枚、小袖三十、馬三疋也、其次に

銀子小袖馬、隨_二其人々_一被_レ下_レ之云々、

是先度獻_二起請文_一感應せらる、歟、松平武藏守^{播州}の^主各各先立て上、自餘の衆暫在江戸、重而暇給て可_レ被_レ上

歟、武藏守は何ぞ蒙_レ仰事有_レ之かと云々、

十七日入_二土用_一、十八日夜より、十九日廿日廿一

各左近身上如何可_レ有と云々、右之女房は野尻彦太郎娘也、依_レ之兄をも被_二押籠_一、

愛宕山權現堂前の杉倒、同鐵鳥井倒、江州も風強して、大木吹折、根堀に倒るゝもあり、朝妻前原舟付の家共水に浸付て、五丁餘退、山際に居住す、此程町中は成_二舟道_一、京邊土堤、町人に宛被_レ爲_レ築、

此比從_二大坂_一、大藏卿局駿河江戸に被_レ下、去比大佛鐘銘被_レ書し韓長老を、古田織部當時の數奇者令_二馳走_一由、於_二駿府_一大御所聞_レ之給、甚腹立、韓長老は秀頼公に逢_レ禮、被_レ在_二大坂_一云々、

關東中大風大雨、上野國一本木家四十間流、依_レ爲_二利根河際_一、江下へ運送材木檜已下置_二彼地_一所に、悉流、從_二江戸_一爲_二使者_一水野監物、昨日廿七日至_二駿府_一、

廿九日、自_二駿府_一本多上野助爲_二使者_一被_レ遣_二江戸_一、當月中、國々恠異多_レ之、中にも伊勢國大神宮託して奇特有_レ之、

尾州名護屋本丸殿守の北東石垣八十間餘崩、是福島左衛門尉手前也、

九月小朔_亥日 五日九月節、

二日自_二昨日_一雨、入_二三八專_一に、

三日快晴、今日於_二駿府三丸_一觀世子能仕、五番、

六日雨、駿府殊大雨、及_二丑刻_一地震、此日本多上野自_二江戸_一歸_二駿府_一、

七日快晴、八日入_レ夜雨、九日 十日同雨、此八日、本阿彌光味於_二京都_一病死す、此間關東より上て、無_二幾程_一如_二斯_一、

江戸石垣黒田筑前淺野但馬手前又崩、

九日、里見安房守出仕之處、從_二將軍_一以_レ使曰、安房國可_レ致_二國替_一との儀也、扱安房守一僕にて、大久保千相摸守孫、加_二所_一に可_レ居との命也、任_二貴命_一居_二彼廣間_一、安房國へは本多出雲守内藤左馬介、其外奈須衆彼是十頭計被_レ遣、安房守家老之者、若及_二難澁_一拘_レ城は、可_二責殺_一と也、無_二異儀_一於_レ令_二出國_一者、日比安房守領分可_レ移_二鹿島_一となり、此安房守は嫁大久保相摸守孫女之處、彼緣座歟云々、是去々年山口但馬守と相摸守事之時、就_二緣者_一專及_二荷擔_一儀歟、

十一日、大坂大藏卿局片桐市正、此間駿河在府、大御所より秀頼并御袋公に有_二曰事_一、彼兩人に仰舍、大坂へ今日被_二仰遣_一、於_二駿府下々_一者、何角令_二取沙汰_一云々、

市正於_二駿府_一無_二出_一仕上儀に付、大坂下々騒動と云々、此比駿府町、其邊に續松を灯城

田に可_レ有_二還宮、然者雷鳴難風可_レ吹との託宣也、依_レ之自_二村里_一躍を構盡_レ美、我もく_レと令_二參詣、夕に參宮の者もあり、貴賤群集すと云々、山田にてもをとる、此躍に付神慮奇特多し、

十月此比まで、晝夜間に、一日も雨莫_レ不_レ降、

從_二大坂_一片桐市正駿河_レ下、先九子に宿し、伺_二貴殿、其後駿府へ參、是は去比大佛鐘之銘等儀付て、彼は大御所令_二腹立_一給事、及_二迷惑_一之由爲_二言上_一也、

福島掃部_{左衛門大夫弟也、領大和宇多郡、}家中者、去春中於_二江戸_一上_二目安、其後又於_二蒲原_一獻_二目安、彼者を駿府於_二城廻_一、偕

自_二掃部_一擗取、大御所甚腹立、依_レ之擗置者を被_レ放、さて右の者を擗ける者を、於_二駿府_一被_レ行_二籠者、

此比自_二九州_一長谷川忠兵衛_{長崎商物系卷物、以下賣買の代官、}駿府_レ下、此度來朝黒船伴天連_二途_一侘言_一如_レ此、以前彼宗派九州

に有_二居住_一様にとの儀にて、舟中もの曾不_二賣買_一間、か様の事可_レ有_二言上_一儀歟、又は長崎有馬家中者共就_二成敗、爲_レ可_レ得_二貴意_一かと云々、カホチャよ

り爲_二音信_一虎の子_二、駿府_レ來、籠に入馬に付通_二路次_一、同いんこの鳥も來、

此間五六日爲_二快晴_一しか、十八日より又霖雨、

廿五日丑刻地震、

中にも廿七日大雨、廿八日大洪水、去春夏大水より高し、寅刻より北西の大風吹、中にも伊勢國大水也、河邊は家流、人馬以下流死、上方も大水にて、山城

國井手の里の家卅餘宇流、大坂森口此度又堤切、飯

盛山の麓より近邊如_二湖水_一、知行十六萬石之通徒成_レ海、伏見京橋水越、町中家五尺水有、大坂天満の橋落、

橋落、

廿八日、此日伊勢國自_二野上山_一大神山田に還宮給ふか、去九日如_二託宣_一、雷鳴大風也、奇特と云々、

同廿八日未刻、關東江戸大風、大名小名屋形一字も不_レ全、其内に顛倒之屋形多之、民屋以下可_レ察之、伊達政宗松平筑前守千疊敷の家、同門已下倒、况哉其外の

家屋不_レ可_二勝計_一、五十年已來之大風と云々、其中に酒井與四郎家門不_レ殘倒、駿河遠州參河は風不_レ吹、

駿府城女房衆欲_レ企_二大惡_一事、即是を被_レ糺明、此女房は去々年原主水を被_レ追拂、伴天連之依_レ爲_二宗派_一也、

此男密通ける沙汰あり、此儀を思_二遺憾_一、如_レ此之儀を欲_レ企歟、原主水武藏國岩付の高力左近所に隠れ居

たりける由未_二聞給_一、左近方に急度以_レ使被_レ改之時、

壹人も不_レ隨_レ之、伴天連之依_レ爲_二宗派_一也、自_二駿河_一可_レ有_二成敗_一とて、被_レ遣_二御使_一、山口_{河守}、人數等儀、島津陸奥守以_二手勢_一可_レ打果_一との仰也、

十七日、在大坂織田民部少輔入道古信長死命去、

嵯峨角藏了以入道保死、此者非_二徒者_一、方々岩石を切拔、丹波國伊賀國甲斐國にも川舟を入、兵糧薪已下令_二運送_一、一兩年已前より、洛中三條二條迄舟輸入、依_レ茲京師貴賤賣買得_レ便たり、

從_二江戸_一爲_二使者_一土井大炊頭來_二駿府_一、

下野國佐野城主富田修理大夫改易、廿八日信州松本に被_二預_一ケ之間、今日彼地に行、

八月大_辛朔日

去夏大坂之片桐市正東國に下し時、於_二駿府_一家康公曰、東山大佛堂佛鐘被_レ遂_二行_一三供養尤之由也、市正大坂歸着之上、秀頼公へ右之旨言上、依_レ茲八月二日、大佛堂廻を被_レ飭、其の結構甚、導師天台三寶院、咒願師妙法院、鐘之銘は東福寺清韓長老被_レ書_レ之、天台五百人、眞言五百人、合千僧集會也、餅六百石舂、諸白柳三千、其外莫_レ不_レ盡_レ美、然處家康公鐘銘寫見給無與上_カ給上、其外之儀不_二庶幾_一思給歟、甚腹立給之條、

枕供養儀自國に爲_二結縁_一、爲_二見物_一貴賤群集者空下國畢、韓長老闕落せらる、

此比奈良大佛以_二衆力_一再興仕度旨、或人於_二駿府_一言上、尤可_レ然旨有_二貴命_一之間、則爲_二勸進_一九州に下、

六日未刻より大風雨、及_二申刻_一三河國吉田に有_二恠異_一、當城主松平主殿助新地建置會下、近日可_レ有_二法事_一とて、糧其外令_二支度_一置、彼寺俄右風吹來、寺を一間餘石口を吹退上、道具悉吹散、家内者共、右之糧以下少不_レ殘、以_レ箒如_レ掃吹失、希代不思議有様也、扱川

端之田町一丁家共、右之如_レ寺吹失、其場にて五人死

道斯壹人倒死、其所より北東二里相隔牧野と云村、右恠異飛來、家屋十一間、吉田如_レ寺吹散、老女壹人空中

吹上けるか、頓て落たり、未_二死去_一云々、其より三里

西茜と云村又如_レ斯、家も十一間失、家内も右同事也、

其山に岩碎けるか、御油赤坂に其岩落たりと云々、

此日江戸石垣淺野但馬手前崩、人多死、森右近普請ならひたる間人死、

此日風、三河より東駿河國までは指て不_レ吹、雨は稠く降、九日伊勢太神、同國野上山に飛移らせ給とて、或人託して宣、就_レ其奇特なる事共多之、廿八日に山

大夫令_ニ養子_ニ、今年者四十五歳也、

信濃國小室に在城の千石越前守病死、

此廿日比、江戸普請一の丁場各大方出來、二の丁場近

日可_レ置_ニ根石_一之支度也、

大坂之片切市正此間駿府逗留、今相上、來秋八月二

日、東山大佛可_レ遂_ニ供養_一之旨、大御所有_レ命、

廿八日東美濃明知之遠山民部死去、歳八

六月大朔_壬日、

三日_{六月}、今日又大水、先度兩度之水に不_レ切ける美濃

國會根堤切て、夜半過に大垣へ水入、町中家を出、酒

已下皆水になると云々、

五日午刻より快晴、去四月廿三日より打續毎日大雨、

前代未聞と云々、

此比伴天連京都に蜂起、寺を立憚無_ニ氣色_一行_レ之、町

町に訴人多有_レ之と云とも、餘大勢成敗、歟故_レしらの體

にて打置、先十人被_レ行_レ籠者、其妻を取て傾城亭主の

又一に被_レ預、

黒船至_ニ九州平戸_一着、

七日於_ニ駿府三九_一能有_レ之、九番、今春大夫并孫之七

郎大藏大夫少進被_レ行る、觀世むす子も一番仕、此

度は常陸主は能し不_レ給、

十一十二兩日、雷數聲夕立、

江戸普請場、紀州主淺野但馬守手前石垣崩、百五十人

餘死、

十四十五兩日、南風頻扇、今日土用に入、十六十七

十八兩三日、大雨同大水、十九日巳刻より快晴、

廿三廿四日雨、

將軍上位悦として各遂_レ禮、

七月小朔_壬日、

三日立秋、四日夜より九日迄打續雨、

此比駿府にて竹越山城守_{右兵衛主}一_一屋敷火事、不_レ遷_ニ他

家、成瀬隼人_{當時出}頭_一疔相煩、

十二日蒲生源左衛門尉奥州於_ニ須賀河_一死す、近年罕

人間、駿河在府、去四月事相濟、會津わ下處、路次より

腫物相煩如_レ斯、是武篇譽有_レ者也、

十五日同十六兩日、於_ニ江戸城_一有_レ能、去月中旬從_ニ駿

府_一今春大夫并少進法印下着、一日十一番宛也、其内

八郎大夫四番宛行_レ之、

九州長崎古有馬修理男左衛門佐に、日向國高橋右近

領跡被_レ下間、佐右衛門佐爲_ニ國替_一相移處に、家中者

此近年、大御所近習之女房衆、於駿河ニ金銀被_三商買、此使神子なりけるか、甲斐々々敷才覺して、本利相調獻上する事毎度なり、去比池田備後荒木久左衛門子も借_二用之、彼銀を神子令_二催促_一間、備後用人若衆銀ある由云舍、皮袋を渡、神主度々之事なれば、符を切見るまもなく請取、兩替町に商人に渡す時是を見に、其内に石を裏たる多之、神子大驚、則皮袋持歸、備後小姓に申ければ、全左様の事不_レ知の由申間、神子と云事に成、其時神子申けるは、汝は余を媒にて備後犯_レ妻由申、近比隱謀已露顯、則彼者を被_二押籠_一、大御所も此事聞給共、如_レ斯儀者町奉行彦坂九兵衛可_二相計_一由曰、此金銀過分に成ければ、備後返辨難_レ成、其上失_二外聞_一間、身上如何可_レ有と云々、右借銀千貫目成間、不_レ限_二備後_一歴々衆令_二借用_一、今速返辨難_レ成と云々、五月小朔癸日今日より五月節、昨日より入專に入、二日三日雨、四日醫者盛法印死去、一兩日已前、近衛殿に脉の爲參向、歸宅之上、則病惱して如_レ斯、今日入_レ夜雨、五日、六日、打續大雨、亦水出る、從_レ是當月中無_レ間雨、

五日從_二江戸_一爲_二使者_一、酒井雅樂助駿府に參上、是は右大臣の悦之禮也、

八日依_レ爲_二吉日_一、今日酒井雅樂助出仕、從_二將軍_一銀子參百枚、太刀一振進上、酒井雅樂助に刀長從_二大御所_一被_レ下、

九日東風甚烈、殊大雨、及_レ晚雨風頻扇、翌朝迄如_レ斯、十日越中國外山羽柴肥前守死去、近年唐瘡病惱、終以如_レ此、

十一日昨今殊大雨、

十二日大洪水、七十一年已來、天文十三辰の年より已來の大水と云々、諸國耕作忘_レ業、去月廿八日の大水に切たる諸國堤共、打續水出に付て、難_レ築故、其儘有

之上に、此大水に猶以切る、和泉河内攝津國江州濃州尾州六ヶ國取分如_二海河_一、大坂森口の堤、如_レ元は難_二成就_一云々、

今日甲子猶以大雨、

三河國より東洪水にては有共、右の五ヶ國の水ほとはなし、

下野國古河に令_二在城_一、小笠原左衛門佐病死、是は古酒井左衛門尉忠次三男也、先年信州松尾小笠原掃部

に被_レ預、是は古大久保加賀守以_ニ肝煎、古本多豐後守爲_レ賀、
加賀守と別して入魂不謂旨、蒙_ニ貴命_一如此、今
日越後國城普請始、

十九日未刻より雨、廿日 廿一日 廿二日打續雨、

廿三日快晴風烈して、諸木若枝吹切、

廿六日夜少雨、廿七日又風烈して、木若枝吹伐、播

磨國古三左衛門後室、自_ニ備前國_一駿河_ニ下玉、息男今

爲_ニ備前國主_一岡山に在城、兄の武藏守播磨國に有、自

然之折節備前を可_レ被_レ奪歟の疑心にて、國替所望の

依_ニ訴訟_一如_レ斯と云々、

廿九日申刻、雨少降、頓而休止、

四月大朔_{癸未}日、立_夏朝日甚緋して無_ニ光陰_一、入日も同、今

日より五日迄日々如_レ斯、六日朝曇、

八日_{庚寅}江戸普請被_レ置_ニ根石_一、

九日巳刻終より終日終夜大雨、翌辰刻休止、此雨下民

悦_レ之、

此已前大御所勘氣者、隱_ニ江戸_一に居たる衆被_ニ相拂_一、

此比江戸へ有_ニ勅使_一、將軍秀忠公可_レ被_レ任_ニ右大臣_一と

なり、此勅使は家康公可_レ被_レ任_ニ太政大臣_一旨宣下也、

大御所齡遙傾給間、高官無_ニ其詮_一、右大臣并別當職可

被_レ讓_ニ將軍_一旨依_レ仰如_レ此、

今

十四十五兩日、駿府於_ニ三九_一能あり、今春八郎雖_ニ相

煩、日二番つ、仕、其外少進法印、本願寺衆也、七郎

孫_{大夫}仕、常陸主_{中將}時も能仕給ふ、當時猿樂役者何も無

學、鬼能を女能の如く打拍子祝言、悠見戀慕哀傷愁

の打分もなし、今の世には今春八郎大夫に昔殘ける

かと云々、

此已前各被_レ集、くり石共不_レ可_レ用、わり石をくり石

に可_レ仕旨將軍仰也、依_レ之自_レ他及_ニ迷惑_一、

十八日風烈し、廿日も同、

廿一日駿府於_ニ三九_一能あり、勅使自_ニ江戸_一被_レ上間

被_ニ見物_一、今日も風甚烈、

廿三日戌刻より、廿四日、廿五日、廿六日 晝

夜大雨、近年無_ニ比類_一、廿七日未刻雨止、及_レ晚大洪水、

下京町末の小家流、攝津國河内并大坂森口の堤切、彼

表頃年無類大水也、

廿九日美濃國摩免戸堤切れたり、然共河下堤とも數

ヶ所依_レ爲_レ切、水則引間、無_ニ指事_一、

尾張國しよばたの堤切、田畠損毛不_レ可_レ勝計、圓常寺

渡の下に、笠町と云所に、甚右衛門尉_{町人}姪女蛇に成、

しよばたの池へ入たる由、閩巷説也、

て大水不審、但雪消之時なれば如_レ此と云々、
廿二日、米津清右衛門尉生害、去年被_レ流_二阿波國_一、首駿河え
勝計の士也、
被_レ父武功不可_二
持參、是餘なる御政と云々、

此比尾張國堤專被_レ築、美濃國堤三月中旬仰出同被_レ築、是は百姓役、

此比、五山之衆依_レ召駿府へ被_レ相下、一寺より兩人宛也、寺々草創之事、并佛法可_レ被_レ相尋、由風聞之間、各氣遣せらる、開山派妙心寺門徒出世之長老近年多_レ之、於_レ向後者駿府に令_レ出仕、自_レ駿府五山紫野に被_レ相尋、扱可_レ被_レ歷_二奏問_一と也、此儀付而、彼派出世大方相止分也、

三月大朔日、丑癸今日より三月節、

大久保相摸守_于江州_時、駿府上_三目安、日者無_二疎略_一旨言上、南光坊取_二次_一之披露、大御所雖_レ見_二給_一之無_二其_一驗、此南光坊は元來關東之人、登_二叡山_一住、
今又依_二貴命_一武藏國河越に住持

八日、鹿美濃國加納之本丸へ來、生捕らへて岐阜稻葉山に遣放しければ、悦て山へ入、權現堂に禰宜居_レ祝しけるとかや、上野國佐野城主修理大夫古富田左近子、
信濃守弟、城破却、其身令_二在江戶_一、是依_レ仰_二將軍_一也、
三日雨、此間節々降、

五日芥河之住狂言小介、於_二駿府_一頓死、是大御所氣相之者也、

七日、伴天連の門派者共、京大坂在_レ之分、此間大方ころふ、相殘七十人餘ころはさる有_レ之、奥州外濱に可有_二流罪_一相定、今日出京東下、加州居住高山南坊去

比より坂本の參居す、是も妻子已_レ下十人計、九州長崎此高山は元來荒木攝津守臣下、荒木謀反之嗣、信長之致、忠
は下、節_一者也、近頃前田肥前守を頼_二加州_一、知行二萬石令_二私領_一、
是者始より吉利支
丹伴天連宗也、

柴山小兵衛爲_二堺代官_一、自_二去年_一江戶朝倉藤十郎被_レ遣、堺に有けるか、渡小兵衛東下、
先年於_二伏見_一逢_二横死_一中坊飛驒守男、奈良爲_二代官_一、
是皆人之所存之外也と云々、

十日辰刻より雨、
十二日於_二駿府淺間_一有_レ能、今春大夫八郎煩に付能不_レ致、孫の七郎并新五郎大藏大夫能仕、此兩人は八郎子也、大御所并若公見物し給ふ、京都之板倉伊賀守召遣忍田金右衛門尉と云者、依_レ有_二其科_一被_二押籠_一、從類十人除絆を打、京より伏見に被_レ牽、

十四日申刻夕立、雷數聲、當春之初雷也、則快晴、
十五日堀伊賀守越後國主古左衛門督
弟、頃年在_二江戶_一、勤發、則今日宇都宮

田原城二三之丸被_レ破却、本丸はかり被_レ殘、大御所御通之砌、宮根山路次中五間宛間を置、弓鐵放にて辻堅有て夥體也、昨日より西は三島東は大磯平塚に被_レ置人、被_レ留_二行人_一、

將軍江戸へ歸城し給ふ、其後自_二二月_一被_レ入_二番手_一、廿九日午刻、日輪五色也、半笠と云物歟、日の兩脇如_レ虹、今日二月の節、及_二申刻_一少雨ふる、廳而休止、今日大御所駿府に御着、

二月小朔_甲日

二日、大久保相摸守罪科已締定て、今日江州_二自_二京_一都_一下、是は近年拜領の地也是自_二駿府_一依_二下知_一なり、小田原領

五萬石被_レ召上、抑此人は普代相傳、殊十三の年より家康公に御奉行自愛成し、今年六十三、今かゝる仕合如何と人皆成_二す不審思_一、舊冬十二月三日、大御所立_二江戶_一給、於_二路次_一馬場伊左衛門尉と云不肖者、上_二目安_一事兩度なり、專相摸守匠_二謀叛_一之由言上、誠無_二跡形_一虚言成けるを信し給事、偏相摸守盡つれ時節歟、此伊左衛門は甲州のもの、依_レ有_二罪科_一、近年被_レ預_二歟、于_二時年_一、置小田原に、其中に思怨事有て、如_レ此の上_二目安_一及_二八上_一、相摸守養女を二ケ年已前、山口但馬守男に嫁、此女は日向守孫女、長門守息女なり、兩御所に

不_レ奉_レ得_二内儀_一事不届由曰不快、相摸守は先年石川日向守、相摸守舅、此儀を被_レ言上_二一處_一、尤と令_二領_一掌_二給上_一は、重而不_レ及_レ得_二御意_一事歟之旨内存に而、折々出仕述懐、奉公之様に相見ゆる、將軍甚無興し給、如_レ此の得_二折節_一上_二目安_一と云々、此度相摸守從_二關_一暇を出、昨日自_二京都_一東_二召連_一たる侍共東_二下_一、其體哀也右の縁邊の事、古石川日向守被_レ得_二御意_一し事は必定なり、然とも其の時迄は、安藝守日向孫不_レ違_二御意_一、其後安藝守被_レ勘發、大垣を退江戸に隱居之間、重而不_レ言上_二事_一不_レ謂之由蒙_二貴命_一、

駿河國沼津之城可_レ有_二破却_一之旨曰、大久保次右衛門尉男も、去年病死故、遺跡不_レ立、

此比、駿府兩替町紹善家火事、類火及_二七八間_一、五日江戶近習森河内膳、日下部河内守、大窪與一郎被_レ付_二半助_一、蒙_二勘氣_一、四年已前、大久保加賀守死去之砌、身暇を不_レ申小田原に參たりし事、曲事のよし曰如_レ此、其後又青山大藏勘發、

十九日辰刻、東美濃岩村城主松平和泉守頓死、

廿日細雨、晚より終夜大雨、

廿一日如_二昨日_一大雨、翌朝大水、諸國同前、右の雨に

服如_二昨日_一、元日に將軍_レ出仕之衆、二日に大御所_レ出仕、二日に將軍_レ出仕之衆、三日に大御所_レ出仕、

二日夜、於_二將軍_一、謠初如_二每年_一、

去年之冬より、大御所小馬廻並番衆_レ、殘江戸_レ被_二

召寄、人成_二不審之思_一、

四日入_レ夜雨、五日六日薄雨降、

五日、大御所將軍_レ御成、將軍二男_九能仕給、_三大御

所將軍並御臺所見物し給、大名小名廣間に被_二伺公_一

けれとも無_二見物_一、

今日大久保相摸守立_二小田原_一相上る、是京大坂に伴天

連門徒年々に倍増して癖超たり、是を爲_二退治_一被_二差

上、依_二事之體_一九州長崎まで可_二罷下_一との御誼也、

六日出家諸宗、大御所_レ參上遂_二一拜_一、則天台有_二論

儀、_三淨土宗有_二法問_一、

七日、大御所下總國とけとうかねへ爲_二鷹野_一御出、九

日將軍_レ出家衆出仕、論儀法問如_二右_一、

十四日、伊勢山田町夜中に火事出來して、八百間燒

亡、

十八日、大御所とけより江戸_レ御歸、此度鶴多取とい

へとも、毎度鷹鶴にふまる、十三居ながら手負、去

年九月十七日駿河を立給て、今日まで鶴百廿五此内白鳥八、鷹取、村越茂助病死、舊冬中原迄御所供奉し上げるか、江戸_レ御歸之後は煩煩て、終以_二如_一此、

大久保相摸守昨日十七日京着、藤堂和泉守屋形に宿

す、京大坂之伴天連宗迷惑此事也、伴天連師匠寺有_二

二箇所、右之内西京寺は被_二燒拂_一、四條町中に可_レ有

レ之寺は、厭_二類火_一こほちて被_二火付_一、師匠兩人は無

レ構_二家財_一西國へ退、

廿一日大御所江戸を御立、夜前大久保相摸守兩御所

勘當之由被_二仰出_一、今朝小田原城爲_レ可_二相請取_一、安藤

對馬守被_レ遣、

廿三日入_レ夜大雪、廿四日同雪、此日伊勢國四ヶ市於_二

海上、東へ下舟三艘沈、桑名沖にて一艘沈、右之三艘

は、四國之住蜂須賀阿波守人數也、

此一兩年中、諸大名江戸屋敷々々之家屋を盡_レ美、門

は上總主大御所息江戸一番也、家は加賀國松平筑前守將軍

一番也、

廿四日、大御所小田原へ着給、

廿五日、將軍小田原へ御出、

廿七日、大御所小田原を出御、三島に着給ふ、此間小

俄於江戶可_レ有_二越年_一旨曰、稻毛迄御越、十四日に江戶へ御着、昨晚自_二江戶_一土肥大炊爲_レ使參上、何ぞ直に言上、其故かと云々、又馬場八右衛門尉目安を上る、忠義を言上に依て如_レ此共云々、

駿府に右兵衛主常陸主御座間、成瀬隼人を被_レ遣被_レ置、

板倉内膳京都父爲_二見舞_一上之由也、是はばてれん爲_レ改被_レ遣歟と云々、

十六日、雪、此日より十九日迄甚寒す、

伊勢三川衆於_二駿河_一越年して、正月四日五日に江戶へ下、板倉内膳罷上時、右之衆今年は罷下事無用之由令_二下知_一給と云とも、各如何思召けん如_レ此、

十八日、主上新内裡へ御徙移、石垣築地無_二比類_一出來、前代未聞也、去慶長十六_亥年即位之後、院主上御間以外也、人の無_二出入_一、御母義院を家康公へ依_二讒言_一給、院を家康公不可_レ然様に曰旨、院被_レ及_二聞召_一、猶以逆鱗也、是は御即位の節、可_レ有_二御讓_一書物已下依_レ不_二讓給_一也、

院御領二千石也、御不自由甚、内裡御領壹萬石也、同腹宮五人御座、一人は近衛大臣養子し給、其外腹々

に宮六七人御座、此外姬宮も御座、院は未御年にて四十三、主上は廿一に成せ給ふ、

廿四日、大御所越谷川越爲_二鷹野_一御出、

廿六日大久保相摸守爲_二上洛_一、小田原へ江戶より歸、

廿七日、昨今大雨水出る、

廿八日、大御所從_二越谷川越_一、江戶へ御歸、

此年九月十日寒、霜月暖氣、小寒暖氣也、大寒に寒す、

廿九日立春、

同日夜半より卅日雨、此寒中雨雪節々ふる、

當代記卷九

慶長十九_寅甲正月朔_寅日、

於_二江戶_一兩御所越年、朔日將軍に各途_レ禮如_二例年_一、なかれ各頂戴之上に、御服一重充周拜領、是近年大御所家康公之時より如_レ此、大御所には今は無_二此義_一、今日大御所ね將軍勤行、

二日、在江戶之上方大名小名、將軍に仕出仕、なかれ御

へ下時分成ければ、石見方へ可相渡之由、將軍依下知儀歟、江戸年寄中より狀を遣候間、任其儀石見方へ相わたし、此義を今曲事之由曰如此、鶴殿兵庫も就此義改易にて、厩橋に被預置、種々嗽問有けれ共、別なる白狀もなし、さてさし繩にて身をかりけ、そらよりをろしなとしけれとも、申旨もなしと云云、さて死す、又古中村一學年寄共、駿府に三人近年相詰候へるか、是も同改易也、又古金阿彌子も改易し給、是も大御所の御意也、佐々淡路守兄弟、近年在駿府しけるか、兩人なから此度改易也、是は信長秀吉二代の鷹の上手也、依之大御所も信長の時より被加懇志し者也、

八日、富田信濃守と坂崎對馬と於御前及對決、信濃及難儀と云々、是は坂崎親類の侍を、信濃守依爲縁者抱置しを、坂崎達而存分有間扶持放、然共他所に隠居所へ、内々音信を遣、扶持しける事を言上如此、

又信州ふかしの石川玄蕃、是も近年大久保石見を語、知行相隱之由にて改易也、則其身を被預九州衆、松本城領小笠原信濃守に被下、六萬石也、さて小笠原

居城の飯田五萬石は上表也、

富田信濃守于時伊與國住^{十一萬}石取、改易也、是は妹賀坂

崎對馬以目安何角令言上、當月八日に、於江戸

遂對決、手前引有て如此、則其身を被預森伊勢

守、

九州衆高橋右近^{七萬}石取改易、被預橋左近、元九州衆、去

子年敵對之間改易、此五年已前より在江戸、於關

東知行二萬石拜領、

廿日、大御所爲鷹野從江戸浦半へ御出、彼地より

川越へ可有入御之由也、鶴鴈日々鷹取事、不可

有實際と也、

藤堂和泉守依召從伊勢川越參上、則有對面、伊與

國富田信濃跡識當納、先以可致代官之由被仰

付、

十一月小朔^{乙卯}日、

十四日、從^{甲申}晚終夜大雪、

十二月大朔^{甲申}日、

三日、大御所立江戸、駿河へ可有御上とて出給、

十三日、此間中原に、大御所令逗留給、今日小田原迄可有御越とて、供之衆もはや出荷物迄出處に、

る、尾張國はさして不降、

八月小亥日午刻、伊勢國魂打開ゆ、他國へ不聞、此日西風烈、

四日、伊勢國南風甚、昨日三日西國風烈して、長崎より上る糸并唐物積たりし船十五艘潮入、公方の糸歟、其中代官長谷川左兵衛舟三艘不見、

麿而京坂糸物爲高直、

九日、近江北風頻扇、湖磯波烈して、商人舟十艘餘破船、此風他國不吹、

十四日、曇、熱きこと甚、亥刻より俄北風烈、

十五日、名月快晴、去慶長六年辛丑已來、近年八月十五夜月不晴處珍事、

廿五日、紀伊國主淺野紀伊守左京大夫事死去、近年唐瘡煩

以外爲養性、今年夏中在京、去比紀伊へ下國、近年養性無油斷しかとも、終以如此、去々年加藤肥後

守、淺野彈正、今年池田三左衛門尉、大久保石見死した

りしこと、偏好色之故、虛の病と云々、右之淺紀も五年已前の酉年、葛城と云遊女買取、當春又無右衛門尉

と云傾城を買取りて、召置被慰けるか、果して早世、遺跡男なし、紀伊國誰人可有拜領哉と人口あり、

紀州家中に右京と云者、日來しわさ超人たり、貯所

金銀、又者紀州遺物之金、并家中の者知行役にも宛課、駿河へ運送し、以內訴相調問、紀州弟但馬守に

被下紀伊國、

廿六日、夜草丑刻大風大雨、翌朝辰巳刻まで吹、宵に聊風可吹無模様、俄以如此、作毛に不當と

云々、

九月丙辰日、

十七日、大御所從駿河、爲鷹野とて東國御下向、廿一日、大御所至小田原御着、翌朝御立、廿七日、大御所江戸へ御着、

此日沼津の大久保次右衛門尉死去、近年病の床に伏、

今迄は奇特に保命と云々、

廿八日九日大御所鷹野し給、

十月大酉日、今日大御所へ在江戸の大名小名遂禮、於江戸大御所の爲御意、里見讚岐守被改易、是安

房國主安房守伯父也、是は日比無奉公也、弓氣多源七郎久貝忠

三郎從大御所勘當、是は先年伯耆國中村一學死去之時、爲上使被遣、彼一學遺跡被召上、諸道具を

如何可仕旨、江戸言上之處、幸大久保石見守石見國

荒尾志摩守同弟但馬和田壹岐守以下、少身の者被_レ付_三左衛門督、備前在國、佐々尾四郎左衛門尉加々の九郎左衛門尉、此兩人淡路に在國すへきと也、丹場

山城之助、是は可_レ任_三御誼と也、未_三相定、去比從_三駿河_二京都_一被_レ遣板倉内膳、今九日立_三京都_一

下、是は大久保石見金銀京都に預置之由就_三風聞_一、爲_レ可_レ被_レ改成けるか、慥成無_三證據_一ありければ空在京、茶壺七つ八つ改出持_レ之下、そのほか石見守下代

共預置銀百貫目餘尋出持せ下、十四日、今丑日成けるか、秋風吹、今春大夫少進法印、去月末從_三駿府_二江戸_一、於_三江戸_一將軍在江戸の大名共之所に御成あり、能有_レ之、十九廿日あつき事甚、去十一日同_レ之、近年の夏は、惣而

此夏程あつきこと無_レ之、廿一日、於_三江戸増長寺_一有_三喧嘩_一、松平清六并鈴木平兵衛二子_{名不}知_レ戰死、是爲_三三人の迎_一打出、待人遲參、其間

増長寺立歸、是きかんとする處に、はや門前の者走懸て右之切_三清六_一、さて平兵衛二の子も被_レ官共戰死之間立返死、但中間小者は皆遁去と云々、

此年長老并寺僧可_レ及_三難儀_一歟と自_レ他思煩處、公義

不_レ覃_三何沙汰_一、徒死せる者無念と云々、此比諸國早魃、

去比美作國主森右近を駿河へ被_レ召寄之間、廿五日六日駿府に下着、則令_三出仕_一、抹茶入之小壺を拜領、備前國主になさる松平左衛門督_{所孫}若輩間、可_レ有_三入魂_一之旨曰、さて右近則相上る、

廿八日九日、從_三駿河_二三川國迄大雨降、他國不_レ降、七月大_丁日、廿三日より八月節、

此比より妙心寺宗派出世之事被_レ改、至_三自今已後_一、五山に相届、其上傳長老書狀を取、駿河に罷下、大御所御意以可_レ致_三出世_一之旨也、依_レ之此後出世成間敷候と、西家之宗風聞、内裡にても此已前より六ヶ敷可_レ有_レ之と云々、

九日、大久保石見子共、方々に被_三預置_一けるか、懸川横須賀兩所に有_レ之藤十郎并外記、今日殺害、其外之子共今日より被_三相觸_一何も生害、石見下代共、今日より彦坂九兵衛_府所へ被_三集寄_一、

此頃諸國猶以早魃、京都は五月廿三日の後夕立雨も不_レ降、堺は三月廿六日大夕立の雨降、大坂は七月六日夕立雨降、美濃伊勢は七月十二日十三兩日大雨ふ

て、近く祇候しけるか、知行方又は金山等之儀に付、利方に能立入れれば、仰ニ大久保相摸守ニ出ニ名字、號ニ大久保石見守、扶助座頭成レ官、此事末代之珍事也、親の代に道の方を捨士に成しは、加様の儀も不レ苦歎、我一世に士に成たりしをは、座頭之法に盃をだに不レ飲儀也、然處右之通背レ例、石見守座頭に成、官儀曲事之由座中へ依レ仰、惣檢校を始、檢校公當三十人餘、駿府へ七月下、それより八月之比は江戸へ下、彼地に在留す、然共不ニ相濟ニと云々、

六月小_子日、及レ晚夕立雨太、去月十九日以来、此雨始也、下民悅レ之、

三日之夜夕立大雨、

越前國仕置、本多伊豆守に從ニ駿府江戸ニ被ニ仰付、是併三河守依レ爲ニ若年ニ如レ此、殊去年秋久世但馬誅戮之砌、既彼國爲レ亂、依ニ加様之儀ニ歎、今村掃部近年拜領之地、本多たんげは是は本田作左衛門尉息、古三河守秀康在大坂の時、奉レ付有けるか、天正十三年乙酉年、秀吉公家康公已柄爲成不快之時、父作左衛門尉從ニ大坂ニ竊駿河へ呼下、其後太閤家康入魂し給時、太閤強に惡レ之給、煩本多作左衛門尉、五年已後庚寅年、關東

へ國替之砌、從ニ家康公ニ有ニ勘當、下總國に押籠、令ニ蟄居ニたりしか、五六年中令ニ病死、たんげはその後家康公へ奉公して有けるか、此度逢ニ慶賀ニ令ニ拜領、則越前へ相上、今村掃部遺跡居、

四日、入ニ土用、此日より翌日迄雨、五日午刻より快晴、さて是より早、諸國何も同前、

六日、從ニ江戸ニ爲ニ使者ニ安藤對馬守駿府へ來、則直令ニ言上、其子細人不レ知、翌日本多上野介を相添、江戸へ被レ遣、此儀は播磨國備前古三左衛門尉遺跡爲ニ仕置ニの談合と云々、

播磨國三左嫡男武藏守拜領、但此内三郡_{廿三}被レ付ニ備

前、備前國左衛門督_{家康公孫}、拜領也、淡路國宮内左衛門拜領、其後七八月之比、有ニ人分、池田左近同内

記_{兩人は古三左衛門尉男、武藏守弟也、何も別腹、}若原右京、池田出羽守_{古三左男、}い

ぎ長門守_{衛兵、}已下大身なる者は大方被レ付ニ武藏守、

播磨の國に住、内記左近兄弟は、古三左之時者壹人に

三萬石宛可レ被レ出之由有しか、今は播磨一國之内さ

へ三郡除ければ、如レ此の擬也、

三左家老之者、四五年已前に及ニ三十人ニ病死、今在レ之者若輩也、

其所々一_レ生害也、

大久保石見守下代共召集、於_二駿府彦坂九兵衛所に_一被_二押籠、近年押領之金銀悉被_レ改條、不_レ殘出し獻_レ之、

和泉坂より入唐の商人、此比至_二長崎_一歸朝、依_レ之唐物俄價下、此入唐之商人廿人餘、其内於_二明朝_一四五人死と云々、

十八日大雨、十九日大水、去春より始水出と云共、非_二指水_一、廿日より快晴、

此比大坂秀頼公、住吉度々令_二遊行_一給、

大久保石見守遺物、堅被_二改付_一、金銀從_二諸國_一上分、凡五千貫目餘と云々、其外金銀にて拵たる道具不_レ知_二

其數、何も駿府へ藏納、右之道具大方の覺、

茶碗、天目、同臺、茶具何も有_レ之、椀、折敷、印籠、香合、茶釜、同

風爐水桶、燭臺、手水盥、同柄指、手巾懸、香盒、鏡臺、櫛箱、同櫛、油桶、燭真取、手箱、しやみせん、させる、そ

のほか女人の道具にかゝらぬ物共有とかや、一笑一

右何も金子銀子二通有けると也、前代未聞次第也、右之石見存生之時、慶長六年辛丑年より今年迄十三年

間、佐渡國石見國諸國金山へ、年中に一度宛上下、路次中の行儀夥事也、召遣之上郎女房七八十人、其次合二百五十人同道の間、泊々の宿、何も代官所成ければ、家々思様に作並たり、其外傳馬人足已下幾等と云不_レ知_レ數、每度上下如_レ此、偏如_二天人_一、更凡夫の非_レ所_レ及、就_レ之諸國下民同町人、その費不_レ可_二勝計_一、又其泊々朝夕食事、同其町々の者務_レ之、たゝ爲_レ之迷惑する、

又伏見に在_レ之又有と云、遊君遊女亭主、又北野の八官と云者

已下の方より、好女を或は直銀子五十貫目六十貫めにて召上げるか、只今彼女を本主へ返被_レ直、右之銀子を運上す、彼亭主_レ時迷惑此事也、又石見守寵愛の

女房親、先年爲_二商賣_一入唐の時、風に舟被_レ放、近年琉球に有ける、尋可_レ來とて、使を銀子五六十貫目持せ

被_レ遣、又其船浪に漂、銀子入_レ海、使空歸けるか、是も其銀子を右使辨、只今駿府へ運上す、彼使貧成せは、

献上成ましかりけれ共、索貯持たりければ、無_二異儀_一上たりけると云々、

此石見守と云は、甲斐國武田に住したる大藏大夫道入子

末子也、家康公甲州を入手給し時より、自然の氣相に

七日、本多平八郎兄弟、今伊勢桑名城主之息男去正月より府在、今日暇給て江戸へ被下、

八日、昨日之雨に水出、島田町家少々流、

九日、伊達陸奥守政宗駿府へ入來、暫逗留、佐竹は十二

三日已前、駿府へ入來して遂三年禮、則江戸へ下、

十四日、後藤庄三郎所へ、從古田織部所、今の世の數寄金を可借給之由謀書を持來者有、庄三郎彼使を相

改處、爲盜人之間、則奉行所へ注進す、彦坂九兵衛

當時知行代官、并駿河町奉行、方より、彼者之宿へ押入欲搦取處、九兵

衛若黨六七輩手負、三人當座死、此義經一兩日達

上聞、甚腹立し給、彼盜賊の宿主大御所の步行奉公人

也、彼頼親柴田左近令勘發給、右之後藤庄三郎銀

師也、今晝夜大御所々膝本、金之指引申付出頭人也、

北國主羽柴肥前守煩以外之由、以使者言上、爲音

物肩築直五、百枚一つ、金子五百枚進上、若君兩三人は金子

五十枚宛同進上、江戸將軍へ號の刀一、新實藤四郎の

脇指一進上、是も若君兩人金子五十枚宛也、

或説に云、肥前煩は非實儀、爲虛病、歟之由謳歌説

也、京都町人因如此云、

十八日、駿府又能有、此日板倉伊賀守立、京都駿府

下、

廿日、五月節、

廿五日、大久保石見守死去、年六十五、從駿府死骸

を甲州へ持行、葬禮急度令用意處、近年代官所勘定

速不遂之して、左様之義無益之由、甚以大御所曰

間、右支度徒止之、右之間御誑、石見下代之者共消

魂と云々、

五月大朔日、廿二日より六月節、

今朝大水出、惣別去年夏秋冬、當年春夏打續雨重き

事、近年無比類、乍去當年は至て大水不出、

松平筑前守加賀國肥前守弟、則遠江息男向前也、今十七日に駿府へ下着、是

より江戸へ被下、

大久保石見男共蒙勘當、其故は父代官所可遂勘

定之由、訖與仰成けれ共、若輩故不知前後、如上帝

命難成之由言上付如、此、石見國務並佐渡國拜領之

由思設處、惣而知行分、於關東千石ならては不被

宛行之由貴命成ければ、今迷十方と云々、兄の藤

十郎は懸川、其次外記は横須賀、青山權介江戸の青山、小圖書養子、小

田原、其外男子四人、都合七人所々へ被預、何も一僕

の體にて被押籠、右の七人の石見男共、八月九日於

此比至九州參着、何も若鷹也、

二日大坂火事出来、三の丸長屋米石多以失火、風横に火を吹切て、自餘の丸へ不_レ移、

羽三左死去付、從_二江戸_一駿府に爲_レ使土井大炊參上、

播磨へは山岡五郎作爲_レ使被_二指遣_一、

十八日九日大雨、翌朝大水、從_二去年_一于_レ今雨降事重

重、

青山播磨守元藤右衛門尉死去、是は將軍幼少之時、悉皆の年

寄也、

三月大朔己未日、今日土用に入、於_二大坂_一小出播磨守

死去、

五日、駿府於_二三九_一常陸主能し給、五番常陸主、翁

脇の能末の祝言觀世大夫仕_レ之、今春大夫二番仕、合九

番也、此觀世大夫は慶長十五年庚戌蒙_二勘當_一去年召直、

駿府に祇候、廿八日より九日迄兩日、駿府又能有、常

陸主四番、今春六番、少進四番、觀世三番、梅若一番、

合兩日十八番、碁打の本因坊依_レ召院參、碁之儀色

色有_二院宣_一、中にも仙人の打し碁作物、直に院作有て、

本因被_レ爲_レ見、此時院宣に、碁に有_二別知_一と云事は、

三家祿と云書物に有_レ之、酒に別賜有と云不_レ知と也、

和云、是は賓退の祿と云書物に有_レ之と承、此書物さ

がの妙知院に有_レ之、又月合の比、利_二立依_一召院參、是

へも右之作物同前なり、則利_二立仕_一之、奇特之由有_二宣

下、利_二立院中象碁_一被_レ遊、本因利_二立依_一爲_二出家_一也、

何も法花宗也、さて右之兩人何も駿府へ下、院は中象

碁天下一と思召、

四月小朔癸丑日、

二日、上總主從_二江戸_一駿府へ來儀、暫逗りう、

五日六日、駿府能有、初日少進本願寺門徒、下妻黨也、今春大夫立

合、後日今春息子兩人并梅若大夫、又藤堂和泉小姓等

能つかまつり、

此比富田信濃守今伊豫國住ことを石見國從_二坂崎對馬守_一知行在_二今

在_二江戸_一、日比彼人不行儀、又去庚子年亂逆之砌已來

之義を以、目安將軍へ令_二言上_一、依_レ之青山圖書爲_二使

者_一駿府へ脱被_レ得_二父意_一、則飛脚を以信濃守を召に

被_レ遣、

肥後國古主計跡目、家中有_二公事_一、家老之もの共、從_二

去月_一駿河在府、

越前國家中、去年之云事再發歟、家老者從_二去月_一令_二

在江戸、

今日庚子禁中作事始、右の儀式、貴賤令見物、

十四日、丑刻、駿府町火事、本町米町通町等也、

十五日、未刻、大御所駿府歸城し給、

十七日、立春、戌亥兩刻雨降、

中國西國大名、多以駿府にて越年也、

此冬、信濃國諏訪湖不氷の間、水上人馬不通過、

廿五日雨降、

廿八日、又雨降、今年は夏秋冬雨しげき事、近年無比

類、寒中も甚暖氣、偏に如春、

三川國水野日向守後藤藤乘丸壺抹茶被取、價判金二

百枚也、此外北礪墨跡、釜已下數寄道具多以被取、何

も一色に付直或は判金廿枚或は三十枚と云々、

此年、五穀不熟、

當代記卷八

慶長十八癸丑年正月大庚申日

年中從諸國進物儀、慶長十三申年之所に書載

之、大略毎年此通也、

中國四國西國大名、於駿府越年、三日に立駿河江

戸へ被下、元日二日は駿府は雨降、他國は不降、

五日、大御所山鷹遣給、勢に不殘可出之由日間、皆

以所出也、

六日、終日雨、從元日此日迄甚寒、

七日、今日大御所爲鷹野田中へ出給、從其遠州へ

可有鷹野之由曰しか、暖氣故無鳥延引也、

八日、山口但馬於江戸將軍家より改易也、故は古石

川長門守女但馬男に嫁、從二三箇年已前長門存生之

時無斯儀之由曰、長門男被押籠處、依娶之如

此也、

十一日より翌朝迄大雨水出、江戸は災也、

十五日山口但馬就目安之儀、大久保相摸守腹立甚、

相摸息男兩人、翌日出仕、

十七日雨、終夜同雨、十八日二月節、

十九日晚より廿日雨、廿二日大水、

廿五日、申刻播磨之三左衛門尉死去、昨日從辰刻俄

發病、吐血中風と云々、

二月小朔庚寅日、去年冬從高麗駿府へ進上の大鷹羽

下置東國に言上、來年二月、薪の能見物集貴賤に相見之、其上可有成敗なと風聞也、猿澤の池邊籠構入之、貴賤見之物之、

閏十月小朔辛日、十六日霜卯月の節

二日、大御所駿府より東へ下給、内々去月廿四日可下給、由、同處種物氣付、至子今延引、一昨日と曰しか依雨及今日、今日も依雨江尻迄出張、

三日、今春太夫其外猿樂共、從駿河上、去春叱申、此中在府しけるか先以如し此、

十二日、大御所江戸着給、路次中依鷹遣給也、十八日、大御所於江戸、從新城本丸へ入御、廿日、大御所爲鷹野、從江戸御出、

越前國公事達上聞、本多伊豆守清水丹後江戸へ被下寄、

大御所關東方々鷹野し給、鶴鷹取事無際限、中にも於忍白鳥を鷹取之間快氣し給、將軍は鴻巢にて鷹野し給、

十一月大朔壬申日

十二三日比の事、三川吉田を松平主殿助是は先年於伏見討死せられし主殿助、拜領也、松平主殿此間の在所西郡にをいて五

千石、古松平玄蕃弟庄次郎拜領、

十三日、未刻地震、

十七日、寒に入、昨日甚寒して、入夜雪るふ、

廿一日從辰刻、廿三日迄晝夜雨ふる、廿三日朝風烈、

廿六日、申刻雷二三聲、寒中の雷珍事歟、

同廿六日、大御所關東中鷹野し給、今日江戸迄御歸、

廿八日、於江戸新城、越前國年寄本多伊豆守と今村掃部清水丹後何も傍輩及對決、兩御所直に聞之給、追而從將軍理非の旨急度可仰出と也、

十二月大朔庚寅日、從夜前今朝甚寒、酉刻終より終夜雪降、近年大雪也、二日の及卯刻雪止、此日大寒入、

同二日、大御所江戸御立、駿河に歸路し給、六日、去從二日今日迄、打續雪降、

越前國家老之事、去月廿八日兩御所聞給し、此比、從將軍仰出云、今村掃部頭清水丹後守爲非分の間、

掃部は一僕にて伊達政宗に被預、丹後は岩木の被預、鳥居左京助、本多伊豆利運成て、越前國の儀悉皆

可爲彼異見の由仰出なり、

十一日、從晚終夜雨、十二日同雨、

着府、

越前國古三川守秀康、去慶長十二_丁年卒給砌、家中年寄七人して金子隱取と云々、此事去年人公事申事付、

右の七人の内岡部伊興と云者、江戸へ下事由を可_二言上_一旨相催、美濃國大垣迄下處、か程の儀達上聞事

如何の由、當三川主并家中の年寄人を遣、從_二大垣_一彼伊興を呼返、然共至_二當年_一彼公事無_二落著_一間、彼伊興

江戸へ下、牧主殿と云者も、右の七人の内たるか、岡部と同道し、江戸へ下の由を申けるか、如何思けん、

高野の直に令_二登山_一と云々、十九日、右七人内久世但馬と云者被_二生害_一、息子加賀

國に有けるか、此之事の見廻來て、但馬と一所にして死、同但馬賀、是も見廻に來て同死、其外以上但馬於_二

屋敷_一待分百五十人死、中間小者は悉十八日晚出けるとかや、寄手先本多伊豆也、是も右の七人の内なり、

先當座被_レ宥、三川主より人質を被_レ遣、伊豆居城府中に彼人質を置、伊豆は北の庄參令_二先登_一、伊豆人數

能者共、當座に廿八人死、手負四十人餘と云々、其外寄手多賀屋者共始、惣而二百計保死すと云々、

同廿日、弓木左衛門_{右の七}人の内生害、於_二此屋敷_一も寄手三

十八計死、右是は古三川主の時、知行方專一の用人也、同日、上田隼人也、是は_{同右七}人の内寄手_レ理を云送、其身計腹を切、被官共をは出ける、然處寄手心易、屋敷の内へ入ける處、隼人内の侍五六人留居て、寄手と戰ける間、爲_レ之寄手討死す、

今村掃部_口兵庫右理爲_レ可_二言上_一、廿五六日比に北庄を立東國下、

此比、上總主_{大御所}駿府へ來給、去比久無_二出仕_一の由、大御所曰付如_レ此、則有_二對面_一、江戸へ下給、

此比、南部東臺寺衆徒三人擲取、此外一人同宿、以上四人也、其故は、六七年以前勅封藏_レ忍入、敷板を切

拔、寶物の内金作鶏同孟を搜取て折々京都へ持上、令_二兩替刷_一私用、今年彼孟を其儘にて可_二兩替_一の由

令_二相談_一、亭主見_レ之非_二尋常物_一、殊昔の年號有ける間、如何様、是は勅物歟御物歟、存_二不審由_一間、此旨を彼僧

に申、僧及_二難義_一、往々此事亭主口より可_レ漏と思取、別宿亭主を振舞、飼_二鳩毒_一間則死畢、妻女頓板倉伊賀

守所へ行て言_二上此旨_一、從_二伊賀守_一、奈良代官_レ相屈間、彼僧三人并同宿一人擲て京都上せける、伊賀守事の由を直被_レ尋ければ、有の儘に令_二白狀_一、さて南都へ

果の間、自_レ是以後、來朝不實の由人みな思設處、長崎の住僧彼國人たるに依て、此一兩年依_ニ相調_ニ來朝云々、其外小船共多著岸、猩々皮毛毼卷物糸如_レ山來と云々、

廿五日、洛中大水、新舟入の屋形堤以下浸水、見_ニ懲之_ニ歎、此以前家可_レ作と思立ける者も止けると也、廿八日、此度黒船の唐人駿河へ參着、

此度來朝の唐船共の内、ヲランダ國より來る仁、鳩の比なる鳥一、大鳥一、何も生鳥を駿府江戸へ進上すへきとて京都迄上る、右の小鳥は人の云事を聞て則如_ニ其言_ニ、大鳥は頭は鶴に似たり、背の毛は猪の脊の毛に似たり、

九月小朔_辰日、羽柴三左衛門駿河江戸へ可_レ被_ニ相下_ニとて、近日伏見へ被_ニ相上_ニ、今日江州野洲迄被_レ着、

二日、夜前丑刻より大風、今日至_ニ未刻_ニ西返殊強、則休止、但水は不_レ出、從_ニ去月_ニ長雨、于_レ今不_レ止、近江伊勢美濃尾張は、此風強吹、從_ニ遠州_ニ東は少吹、伊賀國上野城古の殿守をこほち、新殿守を立けるか、五重の上の重計葺、惣は未_レ塚も不_ニ出來_ニに、右之西の風に倒、大工并手傳の者百八十人倒死、此外手負も少々

有とかや、美作國此時大水出、城近邊にて三千程人死、其外彼國中にて二千餘、都合五千程死と云々、同牛馬同前、洛中はさして不_レ吹、さして草木に何の國も不_レ當と云々、

十二日雨、此比迄去夏中より雨打續、上下迷惑也、殊當月二日の大風に倒伏田島、此長雨に付不_レ農也、諸國大方此分也、但從_ニ駿河_ニ東は大風不_レ吹、夏中も今も長雨なし、

十三日、播磨國池田三左衛門、一昨日着_ニ駿河_ニ、今日有_ニ出仕_ニ、大御所則對面し給、

同日戌刻、東山黒谷の堂燒亡、法然の御影同失火、

十五日、池田三左衛門於_ニ本丸_ニ有_ニ振舞_ニ、從_レ其直に江戸へ被_レ下、

廿六日、長雨今朝迄降、但其間或は一日、或は二日三日早時も有、從_ニ今晩_ニ快晴に成、

此比會津の古蒲生飛驒守息男<sub>家康公孫子、
歲十歲</sub>、駿府わ出仕、大御所對面し給、五三日在府、さて奥州へ被_レ歸、

十月大朔_辛日、四日_甲子入_レ夜戌刻より雨、六日、雨不_レ降、

福島左衛門大夫駿府江戸爲_ニ出仕_ニ被_レ下、□□駿府に

能取、兵法をも能つかう間、若衆かふきとはしらす近付けるを、被_レ行_ニ罪科、國々_ニ被_レ遣、

穗坂長四郎越後衆被_レ預、村上周防、坂部金太夫同越後衆、伯耆被_レ預、岡部藤

次奥州被_レ預、南部、米津勘十郎同奥州被_レ預、津輕、佐平次佐渡被_レ流、

彼かふき共の傍輩、徒者と不_レ知して別而近付ける者に、かふき者の中、去五月喧嘩して死けるを葬んと

て、無_レ等閑傍輩に其事とは不_レ云、無縁の者死ける間、結縁のため代物少合力候へとて様々云ける間、

無_ニ何心_一代物少出しけるを、號_ニ其一類_一して被_ニ成敗_一、此者共無_レ罪して死をかうむる、迷惑なりし事共

なり、

下野國笠間の城、二三箇年以前より無_ニ城代_一、今松平

丹波守古河の城主被_レ爲_ニ相移_一、さて古河は、小笠原左衛門

佐、古酒井左衛門尉男、信州松尾掃部大夫養子して、先年國替の時より、武藏國本庄にて一萬石拜領、

古河へは可_ニ相移_一の旨將軍下知し給、笠間は城領三

萬石、古河は二萬石なり、

七月大朔癸巳日、

五日、近江より西は風甚、但去月廿二日の風程はな

し、此時も熊野浦にて破船、

去月廿六日より十一日迄さふく旱、

十二日より如_ニ夕立_一、十八日迄日々雨降、從_ニ十九日_一快晴、

廿四日、江州長濱の内藤豊前死去、歳七十

廿八日、戌刻より同廿九日細雨、去十八日夕立の後始

之、下民悦_レ之、此日子の刻より、大久保石見守俄大

中風相煩、

廿九日、同雨、卅日、未刻より終夜大雨、

此七月、奥州下野國なと下民多死、石田治部少たゝり

とて、奥州米澤より送_レ之、會津よりも又送_レ之、

八月小朔癸亥日、雨、昨今の雨に今朝大水、美濃國曾禰

堤切大垣へ水入、大垣の下の堤も切たる間、翌日大垣

水漸引、

二日甲子夜前丑刻より雨休止、

四日、細雨及_レ晚、雷當_ニ山方_一一聲、翌五日より快晴、

九日、去五日より至_ニ今日_一暑氣甚、惣別此夏中同、土

用中もさしてあつきことなし、

十二日、八月節、

十三日、大御所爲_ニ三川狩_一瀬名へ御出、及_ニ晩_一に御歸、

十四日、從_ニ今日_一又雨、

當月始、黒船至_ニ長崎_一着、去々年來朝黒船、悉被_ニ打

廿六日、辰の刻小半時俄風甚、夜前より大雨、
廿七日、大水、

五月中、六月七日八日比迄、關東は旱魃、

六月小朔^{甲子}日、去月廿八日より當月三日迄快晴、四
日より又雨、此以前の如露長雨なり、

今日朔日夜半過、江戸土井大炊屋形不_レ殘燒亡、但不
_レ及_二他所_一、

六日、此間九州加藏肥後息^{十二}、出雲國主堀尾山城守
^{十四}、在_二江戸_一、今日將軍彼兩人有_二振舞_一、則本國に可_レ上
之由暇を給、依_レ之八日江戸を立上、

十日、六月節、

十二日、從_二今日_一快晴、去月四日より昨日十一日迄長
雨也、十五日、晚甚夕立、此比無_二比類_一、廿一日、未
刻より大雨、

廿二日、大水、朝東風甚烈、午刻より申の終迄大風、但
此大風伊勢美濃尾張三箇國強々吹、東はさして不
_レ吹、此時の風に、伊勢尾張海にて破船二三十艘、又伊
勢海より大坂へ兵糧賣舟、熊野浦にて七八十艘破船
と云々、三川遠江浦々にて二百艘破船と云々、中國西
國の浦々も數多破船と云々、奥州會津も大風、同大水

なり、關東は旱也、廿三日土用に入、

廿六日、美濃尾張大水、鹽田の堤切、津島表に水入、美
濃國外濱の堤も切、去月四日より長雨、但間々に二三
日つ、天氣の日も有けれども、大方は雨也、從_二今日_一
快晴、近江より上方西國も夕立は有けれども、多分
旱、

於_二江戸_一徒者集り、人を切事無_二斷絶_一、柴山孫作^{上公}
也、^{奉公}彼者共を一人成敗しける處に、彼黨類孫作所にも

奉公して有けるか、我類を被_レ切けるとて、則主の孫
作を切殺、江戸中にも彼徒者三百程有けると云々、諸
國に奉公して居ける者共、合三千人と云々、此中江戸
にて有_二穿鑿_一、九十人程搦捕籠に被_レ入、彼孫作切候者
は、小者にて候つるを取立、侍にして懇切しけるに、
忘_二重恩_一主の頭を切_レ、不_レ及_二是非_一次第也、則彼者を
生捕、類を被_レ尋けるに、大將分は大鳥居いつ兵衛、大
風嵐の介、大橋すりの介、風吹はちり右衛門、天狗郷
右衛門など、云名也、則彼任_二白狀_一被_レ相尋、悉搦取
被_レ行_二成敗_一、さて京都に有_二下知_一、大坂堺其外國々を
彼一類成敗可有由也、依_レ之無縁の者には、此比宿を
借事なし、旅人爲_レ之迷惑す、彼いつ兵衛すまうをも

其間々に常陸主能し給、從_レ將軍少進并今春、其外座中の猿樂共、去年如於_二江戶_一被_レ下物、銀御服なり、十日、將軍駿河を御立、江戸へ下給、

十六日雨、今月三日の細雨の後は始、下民悦_レ之、

廿日、亥刻、三川國吉田玄蕃氣相惡き由にて、則無言、子刻死去、去年父玄蕃頭如_レ此頓死體なり、可_レ謂_二奇特_一、

廿二日、能有、大御所賢慮の外の猿樂千歳を舞けるとて、當座に叱給、依_レ之舞臺に並居ける猿樂共、周章不_レ斜、又一度式三番を仕、扱脇の能過、大御所本丸へ御歸の間、能は空止たり、希代の曲事也、

廿三日、昨今雷數聲、當春可_レ謂_二初雷_一、

周防國有_二恠異_一、民家に道行と覺て宿を借、臺所方膳部用意す、彼是下人に云付る聲は聞わけれども、人體不_レ見、不審に覺て地頭方へ令_二注進_一、則來て見ければ右之通也、さらは地頭振舞をして見んとて、招ければ則來、膳部耐酒已下常の人の如_二食事_一也、然共妻は曾て不_レ見、是は如何様恠物成と心得て、犬の逸物共を十疋計取、中へ入戸を立ければ、犬共戰栗してかゝみけり、さて犬を見ければ、殊外に擊碎しける體也、其

座敷に犬を打ける杖とも幾等も在_レ之、其後客云、我等をは狐狸の類と被_二心得_一候歟、不_レ謂被_レ成様の由申、さて元の宿へ歸、其上振舞の爲_二禮謝_一、錫を片に送、甚美酒也、人多集て吞けれ共、此錫の酒不_レ盡と云云、

美濃國岩佐云所の近所に、百姓一人女子有_レ之、今は歲十六計と也、此比彼女子口より小蛇出て、座中に徘徊して、又口へ入、彼小蛇從_レ口出し時は、女子無性なり、如_レ此の事人皆をそろしき事に耳云ければ、父彼女子を害けると云々、希代の不思議也、

五月小朔日_{乙未}

四日、從_レ晚五日雨、自_レ是露に入、

七日、上總守_{大御所息}、江戸屋敷夜半燒亡、家不_レ殘、但他所不_レ及_二類火_一、

有馬修理_{九州長崎主}、去月より甲斐國都留郡をかる、可_レ致_二殺害_一の由大御所命也、

九日、五月節、

十三日、奥州會津主蒲生飛驒病死、常に大酒、諸事無行儀放埒と云々、彼小性本山主膳、岡佐右衛門、右之兩人自殺、

三月大朔日^{乙未}

十日、入^レ夜雨、翌朝休止、去月廿四日雨後は始、

十一日、將軍江戸を御出、駿河に御上、

十二日、山々雪見ゆる、去月當月甚寒、麥毛凶、

此比ばてれん宗に日本人成事堅被^レ禁、小笠原權之

丞、榊原加兵衛、原主水、此外五^三輩被^レ改易、至^三自今

以後^一は、十八組に諸奉公人をなして、若其中の者於

成^レ被^レ派^一は、則可^レ申出^一との義也、

十九日、將軍至^三駿府^一着御、

土屋民部於^三江戸^一病死、

廿三日、岡本大八と云者有、親は在江戸す、彼大八九

州長崎の有馬修理儀を於^三駿府^一取持者也、從^三修理

方^一金銀を於^三指越^一は、各年寄衆并女房衆遣^レ之、彼取

成を以、九州鍋島知行中を三部申請可^レ出之由僞て申

條、眞と心得、金銀を大八方^レ渡す、素爲^三謀計^一間、不

及^三何沙汰^一、得^三金銀を^一大八令^三私領^一、此旨修理令^三言

上^一間、廿三日於^三阿部川原^一火炙^レ被^レ成、

廿五日、駿府能有、少進法印今春太夫行^レ之、常陸主も

能^レ給、此内遠山民部、鈴木久右衛門、池田備後一番

つ、行^レ之、兩御所笑給、廿六日、能有、仍如^三昨日^一、

松平下總守に大御所より、石火矢十二丁大鐵放十二

丁、其外鐵放三百丁、鑓弓番具足已下數百被^レ下、

從^三將軍^一各へ御服、或十或五被^レ下、

廿七日、大御所に爲^三茶會^一將軍御越、なげづきんと抹

茶入を被^レ遣、是當時の名物、價千金の上と云々、

廿九日、藤堂和泉守所へ將軍御成、銀二百枚小袖三十

和泉守令^三拜領^一、少進今春太夫能有、從^三亭主^一將軍に

長光の太刀、并脇指進上、常陸主右兵衛主へも脇指

令^三進獻^一、

大八被^レ行^三罪科^一砌、大八申云、從^三大御所^一長崎唐船

の糸、彼是の使被^レ遣、^川長谷左兵衛を修理暗打に可^レ仕

の由、大八に申合候つる由を白狀致候間、修理爲^三門

人^一として、被^レ預^三大久保石見^一、其後甲斐國被^レ遣^三郡

内、息左兵衛は不^レ可^レ懸^三此科^一の由曰、本領令^三安堵^一、

如^三前々^一長崎居住、

卯月大朔^乙今日肥後國加藤主計幼息大御所出仕、進

物金子百枚、卷物三十、むく^レの裕十、將軍へは、

於^三江戸^一可^レ有^三出仕^一の由也、

二日、大御所と將軍對談及^三數刻^一、他人不^レ聞^レ之、

八日、又能有、九日、同能有、兩日共に少進今春仕、

井水出たり、廿二日、終夜雨、五日以前より暖氣也、廿七日、未刻より夜中雨、此年五穀豐年、

當代記卷七

慶長十七年正月大、元日快晴、

朔日酉申駿河江戸諸人出仕如例年、

二日、入夜雪二三寸積、

此比、江戸將軍の二番若君疱瘡し給、但頓而本腹也、

三日、舊冬晦日より甚寒、寒中は暖氣成し、

四日、平岩主計頭、去朔日晚に於名古屋二九死去、

今日大御所聞給、於病重は犬山へ移、於彼地可相果を、於名古屋死る事不謂の由曰、甚無興し給、

六日、立春、

七日、大御所遠三尾可有鷹野とて、今日駿府を御立、藤枝に一日逗留し給、九日相良、十日横須賀、十一

日中泉、十二日濱名、十二日彼地逗留御、十四日吉田、十五日吉良へ着給、

八日、戌刻より九日夜迄雨、十日、風烈、入夜雪六寸積、十一日十二日毎夜雪、十三日快晴、十五日雨、今日大御所吉良の御着、

十八日、近年絶て久き左儀長、今日卯刻於内裡被

行、

廿日、大御所岡崎へ御越、此中於吉良鶴鴈鷹令物

數、

廿三日雨、廿七日、大御所岡崎より至名古屋着

給、古平岩主計家に宿給、但新殿造作出來御座所と

す、廿九日、大御所從名古屋岡崎の御歸、

從去年、諸國多分江戸將軍の被相納、但美濃伊勢兩

國は駿府の納、駿河遠江尾州是三ヶ國は、右兵衛主常

陸主分國也、於近江十三萬石駿府へ同納、

二月小朔日寅丙

二日、大御所今日岡崎を御立下給、三日、大御所雨

故今日吉田御逗留、

十三日、及晩細雨、入夜風雨、翌朝休止、廿日の夜寅

刻地震、廿二日雨、廿四日雨、

廿六日、大御所爲鷹野江戶を出給、今日戸田着給、今春太夫罷上之間、將軍より引出物被下、銀子百枚、御服二重、何も唐織、縫の小袖也、座中の猿樂共、何も御服被下、其中に春藤^言大藏長右衛門、同助藏、幸の清五郎、鷲伊右衛門^言山科彌右衛門、今春彦九郎、狂言徳右衛門、此等之者共には、或は金一枚或は銀十枚つ、被出、大藏太夫にも御服一重、銀十枚也、少進法印唐織二卷、銀百枚也、

大御所於江戶、徳川の先祖の位牌所を被尋、年老の百姓申けるは、瀬羅田の近所に其寺の舊跡有と申間、使を遣し地を見せられける、瓦石佛已下掘出す、則江戶增長寺今國師越給、一寺を可有建立之由曰、十一月大朔日^申丙

來春、江戶石垣普請可有之とて、西國衆人數を遣、於伊豆山石を被聚、

此比、諸國水涸、南都猿澤の池水絶間かへて、水を町人運送し入る、池に刀一有、水かゆる者取上る、

九日、於駿府右兵衛主痘瘡令煩給、

十七日、未刻伏見新町より火出、兩替町焼、其より大名衆屋敷廿計及類火、但去夏よりこほし殘の家共

也、十七日夜半より風甚、翌十八日終日猶以風甚、入夜大雪なり、

嵯峨の角の藏了以、以才覺川を堀、大坂船京の三條迄入、依之京都自由にして、米薪已下直なり、京都町人悦之、廿三日、大御所從東至駿府御歸城、右兵衛主煩本復、依之御氣色快然と云々、

東山大佛殿漸出來、瓦を上揃なは柱破るへきかと云云、其故は、皆はぎ柱也、此比はしくと噂の由人誦之、其上軒短くして、佛の膝は雨ふりかゝるとなん、十二月大朔日^酉寅、二日、夜に入霧、寒甚、三日、終日大雪、四日五日迄、以上三日之間甚寒、六日、小寒に入、今朝より快晴、暖氣也、七日、終日雨、翌八日風大烈、

新庄駿河、於下總國法度所鷹を遣、鳥見の者江戶へ令言上、依之駿河父子退散、

十一日夜半より翌十二日終日雨、十七日夜より十八日雨、寒中に如此雨節々ふること稀也、來年大水可出かの由人誦之、去霜月中旬の比より、京中井の水乏、少あるも渴て用事不成、廿三四年以前如此有けるとなり、極月は雨節々ふりける間、後には

有之、

八月小朔日^己 二日より八月節、

廿一日、奥州會津邊大地震、石垣悉崩、屏櫓以下悉落、殿守破傾、瓦以下落、人馬多死、近邊山崩川の流を留、依之知行二萬石餘湖水となる、他國此地地震無之、中にも柳津本堂倒、在家多ころひ山崩、是は偏飛驒守佛神を蔑如にし任_二我意、其天罰の謂と云々、

九月大朔日^酉

五日、江戸將軍息女^{十一} 出御、是は越前の古秀康息男、今號_二少將、當月廿八日、於_二彼國_一依_レ可_レ有_二祝言_一如_レ此、十一日、將軍姫君至_二駿府_一着給、

此比、をもき咳氣諸國に煩、上下人不_レ免_レ之、十五日、於_二駿府_一能有、姫君に見せ申さるへき爲也、一昨日可_レ有を、姫君咳氣し給に依て及_二今日_一、十六日、姫君駿府を可_二立給_一處、咳氣以外也、

此日、八せんに入、又土用にも入、
十八日、姫君咳氣有_二本腹_一、今日駿府を立給、廿五日^辛 雷數聲時雨ふる、

此秋、中國西國は凶年、五畿内も不_レ宜、近江より東國は豊年也、但信州下野上野奥州は凶也、

十月小朔日^卯 三日、戌刻小地震、晚より翌四日夜中迄雨、

六日^壬 大御所爲_二鷹野關東_一御下、此度は右兵衛主常陸主無_二同道_一、翌日善得寺にをいて、鶴鐵放にて自打給、九日、大御所至_二小田原_一御着、翌十日朝中原へ御返、

十日、午刻小田原城主大久保相摸守男加賀守死去、去年春中より煩、終以如_レ此、^{年三}

於_二江戸_一浴_二新恩_一乘四五人、松平丹波、山口但馬等也、是伏見在番不_レ亂_二法度_一相務故也、下野國皆川舊領を以配當なり、

十六日、大御所江戸に御着、去夏肥後國主加藤主計死去の後、息男從_二江戸_一去七月九州に被_二遣返_一、爲_二幼少_一間、爲_二置目_一藤堂和泉守被_二遣、今日十六日勢州津を立、肥後に被_レ越、從_二江戸_一目付の衆、牟禮江右衛門、小津瀨兵衛此兩人被_レ遣、

廿二日、於_二江戸_一能有、今春太夫并少進法印行_レ之、翌日も同能有、去月下旬に今春太夫着_二江戸_一しか、大久保加賀守死去する事、將軍哀傷し給故、至_二于今_一延引の處、大御所より依_レ仰此能有_レ之、

數百二十集けれ共、鮎はちいさき茶碗の蓋に一つも
とらず、廿二日、家康公加納の御成、其日名護屋迄
御出、廿三日、大御所名護屋御立、熱田宮より舟に
て下給、其日東風烈吹て、舟不任進退、希有にして
野間邊にせけるか、言語道斷不自由さ無云計、廿
四日、今日も又東風、ちたの郡に御舟をよす、廿五
日、三河國むろの舟をよせ、俄の事なりければ、人馬
もなくして不自由也、下々の女房などは、歩行にして
吉田に行けると也、御供の上下男女舟に不醉はな
し、大御所索醉不給、右兵衛主常陸主もさして醉不
給となり、

此比小黒舟鎌倉の三浦へ着、

淺野紀伊守父の葬禮を、於高野執行、盡美、當時無
類の孝行者也、

五月小朔日庚子 四日、五日兩日共に雨ふる、

去三月より、江戸子今普請いつもさぶく急給間、此
度は猶以其通と云々、依之御用を多取ける間、關東
の下民設錢貨と云々、

十九日雨、此時大和は洪水にて、長谷川夥出けるか、
三輪近邊の田畠一萬石餘損毛と云々、

江戸普請最中也、伊達政宗町場破損二百間、是を各に
配分して普請有、

六月小朔日己巳 今日より尾張國名護屋爲普請、美濃伊
勢兩國先方の衆參着、去年彼地普請被致、大名千石
に一人つ、人夫を名護屋に被出、舟入をほる、諸國
より内裏の普請を被行、築地一間に付て、八尺間銀
貳貫五百目の作料以務之、取分關東衆依爲遠國
銀を相上、此銀板倉伊賀守大工大和守相請取、京の町
人賃にて行之、

唐より小船共多來朝、糸澤山に來、

十七日、出雲國堀尾帶刀死去、昨朝より霍亂、俄以如

此、廿四日、肥後國加藤肥後守元の名死去、

北國の前田肥前、去春より被相煩、福島左衛門太夫、
去春より被煩、存命不_レ定の間、繼目判形依所望、息
男駿河江戸に被下、

七月大朔日戊戌 三日、江戸井伊兵部少輔屋敷より火

出、榊原遠江屋敷及三類火、

八日、美濃國高巢住徳長石見入道法印死去、五三ヶ年
以前より腰拔、座敷中も不_レ行歩也、遺物金九百枚有
之云々、十日比、江戸普請出來、但依手前未出來も

の御息女、秀頼公の妃也、

御太刀宗國銀子二百枚、

右兵衛主より秀頼公に御進物、

同 同

常陸主より秀頼公に御進物、

銀子百枚 綿二百把 紅ハナ三百斤

御袋様に右兵衛主よりの進物 常陸主右同前の御進物也、

物也、

銀子百枚 綿二百把 紅ハナ三百斤

御姫様に右兵衛主よりの進物 常陸主同此通也、

秀頼公より右兵衛主に被_レ進物、

御脇指吉光刀高木段子百卷 かりたの小鼓の是は右兵衛主だう

小鼓をすき給故也、皮共に、御小袖 同はをり

秀頼公より常陸主に被_レ進物、

刀二字國俊脇指信國段子百卷 ま、ねの小鼓の是は右兵衛主だうかは

ともに 能の装束是は常陸主能すき給に依て也、小袖十はつひ三つ、かりきね三つ也、

供の衆に秀頼公より被_レ下物の事、

年寄衆へ刀一つ宛 猿樂十八人、何も小袖同、ばうへ

同、さて其日伏見へ舟にて被_レ上、

三日、大御所伏見へ御越、此以前置給萬物御覽あり、

此日、下野國上野國水村々にふる、宵の酉の刻より翌朝迄ふる所も有、然者其所は二尺あまりたまりけると也、狐狸鳥皆以死、

五日、家康公從_二伏見_一歸京し給、 六日、淺野彈正近年

在江戶、此中煩敷、死去、下野國鹽原に湯治之處、彼湯にて二三日不例、不慮にして如_レ此、 十一日、於_二京都_一常陸主

能し給、此日夜半より翌朝巳刻迄雨ふる、三月五日の雨以後是始也、庶民悅事無_レ限、

十二日御即位、家康公忍にて見物し給、今上十九歳と云々、

同十二日、戌刻、月の輪赤青雲、二重笠のことくにあ

り、

十四日、二條御構にて能有、家康公是を見給、翁、高砂、柏崎、今春太夫仕_レ之、 千手、重衡、うたう、少進

法印行_レ之、是は本願寺の衆也、猿樂共には何も小袖被_レ下、別の被_レ下物なし、

十五日雨、去十二日の雨不足の處如_レ此、民悅_レ之、

十七日、大御所知恩院に佛詣し給、 十八日、大御所

出京下給、此日永原、十九日彦根、廿日朝雨、及_レ晚休止

之間、柏原迄御出、廿一日岐阜、其夜鶴飼見物し給、鶴

其後家康公有_二出御、互の可有_二御禮_一之旨、家康公曰
と云共、秀頼公堅有_二斟酌、家康公を御成之間に奉_二出
し、秀頼公遂_レ禮給、膳部彼是美麗に出來けれ共、還而
可有_二隔心_一かとして、たゞ御すい物迄也、大政所是
は秀吉公の北の御方也、出給相伴し給、頓而立給、右
兵衛督常陸介途中迄被_二相送_一、秀頼公直に豊國に有_二
參詣、大佛を見給、伏見より舟にて其日及_二酉刻_一、大坂
に歸着し給、大坂の上下萬民之儀者不_レ及_レ申、京畿の
庶民悦只此事也、此時も大坂光と云々、

此度於_二京都_一、家康公に秀頼公御進物之事、

御太刀_眞御馬_黒金子三百枚、猩々皮三枚、色壹枚青、一枚
黒、一枚緋、長
一枚に付盛五間つ、段子三十卷、此内錦十卷也、刀一腰、文字、脇指
異名有、脇指
一腰、左文字、是は古秀
次隨一道具也、

秀頼公より右兵衛主_二の進物、

太刀一腰_光金百枚也、

常陸主_二も右同前也、

女房衆に遺物、

あちや かめ かち、此三局に金一人に三十枚つ、
也、

家康公近習の衆へ、秀頼公より被_レ下物之事、

本多上野介、大久保石見守、板倉伊賀守、京都
代官此三人に
一人に付金三十枚つ、安藤帶刀、村越茂助、成瀬隼
人、米津清右衛門、是四人に一人に付金廿枚宛也、永
井右近、大澤、西尾丹後、城和泉、榊原伊豆、
此五人に一人に付銀子百枚つ、也、

扱惣の女房衆へ金子三百枚、其外薬師臺所人に被_レ下
物、銀子卷物等也、豊國大明神へ銀子三百枚、於_二大
佛_一、大工大和に銀子二百枚被_レ下、
家康公より秀頼公へ被_レ進物、

御刀一腰、大左
文字、御脇指一腰、鍋と
をし、御鷹三居、何も鳥屋
之大鷹也、御
馬十疋也、

卯月小朔_{辛未}、一日、右兵衛主常陸主、大坂秀頼公に爲_二
禮謝_一被_二相下_一、

右之進物之事、

銀子千枚 御太刀一腰<sub>但遺太
刀也、</sub> 御馬一疋

右之分家康公より秀頼公の御進物也、

銀子二百枚 綿三百把

右之通秀頼公の御袋様に家康公より御進物也、

銀子百枚 綿二百把 紅三百斤

右之三色御姫様に家康公より被_レ進、是は江戸將軍

續ふる、

廿五日、尾張國名護屋新町百五十家焼亡、廿六日、

美濃國笠町焼亡、

二月小朔日^{壬申}先月より予^レ今雨ふる、此日江戸神尾五

兵衛家失火、^{是は駿府おあ}ちや息子也、六日、今日甚雨故、春日薪の能

延引、

九日、稻富於^ニ駿府一病死、^{是は當時無類の}糞放の上手也、

十二日、雷、當春初也、十六日、風甚寒氣如^レ冬、十

七日、晚より終夜大雨也、十九廿日廿一日迄風烈、寒

氣如^レ冬、廿二日、亥刻地震、

此春、薩摩國龍白病死、兼而如^ニ置目、追腹切者三十餘

人、同弟兵庫頭も病死、是は今の薩摩の國守主陸奥守

父也、去子の年於^ニ關原一合戰場より遁下て、近年隱居、

三月大朔日^{辛丑}今日より江戸普請始るといゆとも、亥

には六日より始る、五日、駿府大御所、今日上洛可

有^レ之由曰處、雨故六日^{丙午}立給、田中に今晚止宿し給、

七日懸川、八日濱松、九日吉田、十日岡崎、十

一日名護屋に着給、翌日は彼地に逗留し給、十三日

美濃國の岐阜、十四日赤坂、十五日近江國彦根、

十六日長原、十七日入洛し給、十一日、未刻雷數

聲、此日氷二度ふる、

丹波國代官權田小三郎、此一兩年野瀬と云者と山公

事有、小三郎企^ニ難意^ニに付て被^ニ改易^ニ、則遂^ニ勘定^ニ、代

官所の引受として、金子七百枚令^ニ辨上^ニ、

十九日夜半、徳長左馬介宿所^{京上}焼亡、翌夜又二條御構

の近所の寺焼失、

廿日、大坂秀頼公上洛し給、家康公對面可^レ有由、織田

有樂を以家康公より被^ニ日遣^ニ、

廿二日、三川國岡崎城主本多豊後守死去、去月十日比

より風毒腫依^ニ相煩^ニ也、

廿三日^{癸亥}家康公參内し給、供奉の衆無^ニ裝束^ニ、家康公

は勸修寺亭にして裝束し給、

廿七日、讓位儀式大概以如^ニ先例^ニ、此日見物無用之由、

家康公下知し給、同廿七日、秀頼公立^ニ大坂^ニ淀に着

給、京都より爲^レ迎右兵衛主^{家康公息、年十二歳、常陸介家康公息、并}

池田三左衛門加藤肥後守淀へ參向也、秀頼公大坂を

立給時、彼地虚空に光と云々、廿八日辰刻、秀頼公

入洛、則家康公の御所二條に御越、家康公庭上迄出

給、秀頼公慇懃禮謝し給、家康公座中に入給後、秀頼

公庭上より座中へ上給、先秀頼公を御成之間ね入申、

を退及此儀、

廿七日、大御所立江戶、駿河へ上給、

上方衆如何に聞けん、三川國岡崎山々にて、石場被

取置、

十二月大朔_{申壬}

江戶にて將軍茶會にて、各宿所へ入御、

十日、大御所此間路次中有鷹野、今日駿府着給、

十二日、丹波國代官權田小三郎與野瀬小十郎有公

事、自大御所一本多上野介安藤帶刀を以、双方口上を

被尋、然而小三郎申事不届様曰、

十三日、大御所鷹野へ出給處、秘藏の大鷹被見失、

來三月、大御所可有上洛、由曰、

松前より大鷹十六居上る、此内十三落て、た、三つ

殘、武州忍又遠州中泉鳥屋へ被入し大鷹共、多損し

て、鷹師共蒙勘當、

廿四日雨降、惣別此寒中雨雪節々降、寒以前は暖氣な

りけるか、可入小寒一兩日以前より寒き事甚、入

大寒一兩日後より暖氣、小寒の冰大寒に脱とは此事

歟、

廿五日、立春、

美濃國伊勢國先方衆、并三河在國衆、明日明春尾州名
護屋可有普請沙汰也、出羽奥州信州、并關東衆
江戶可有普請と也、

當代記卷六

慶長十六_{亥辛}正月大朔日_{寅快晴}、

駿府各出仕如毎年、自江戶將軍、以酒井左衛門尉

被遂三年禮、

三日、江戶奥州會津の蒲生飛驒守屋形燒亡、舊冬月追

に將軍を奉入、亭主正月二日に會津へ被下、於路

次一聞此事、播磨の國主池田三左衛門尉屋敷類火、但

門は除火難、家屋は何も龜相也し、

七日_戌大御所爲鷹野遠州へ御出、今日田中迄出御、

九日、大御所榛原郡鷹野し給、夫より中泉へ御出也、

十日、三川國御油町燒失、

十六日、雨、十七日、大御所自中泉駿河へ御歸、今

日口御泊、十九日、大雨、廿一日二日より、雨打

なれば俄に不燃出、日數を経て燃出るとの取沙汰也、是は偏に女の業となり、又云、三日以前に、南の方より一丈計の火飛來て、城の上にて消たるを、人皆見之と云々、兎角三日以前けふり立ける共云、右の

火事、臺所并あちやの局廊架焼失、あちやの局金銀小袖諸道具焼る、此火飛て二の丸中東の方、人屋三つ四つ長藏瓦葺三十間程焼失、

十一日、建仁寺新寺久昌院有法事、奥平美作守信昌行之、祖父道改父牧庵石塔禪居庵に有しを、久昌院へ遷て及佛事、

十四日丙戌午刻大御所東へ下給、今日清水、

十五日、大御所從清水至善徳寺給、於路次菱食を鐵放にて被レ打、則藤堂和泉守被下、

十六日、十七日、十八日、善徳寺御逗留、

十六日、於江戶伊達政宗所へ將軍有御成、亭主を及三盃酒、

十九日、從善徳寺至三島大御所着給、

十八日、戌刻勢州桑名の本多中務死去、彼二番目の息出雲守、去十四日江戶より桑名へ參着と云共、病者無

性の間無三其詮、

廿一日、大御所鷹野場至武州口着給、此所へ將軍從江戶有光儀被遂三面上、將軍は則江戶へ有歸城、大御所は自是方々有鷹野さて江戶へ可有光儀との儀なり、

廿一日、戌刻北にあつてと、めき響有、

廿二日、夜雪降、山には此已前より雪有けれども、里は是始也、二三寸雪滿、

當秋冬は、鷹鴨關東にも不レ多、依之廿三日將軍上總國え御越、鐵放を以彼表の鷹打給ふ、其故にや鷹鴨大御所鷹場に、此以前よりは多し、

十一月大朔日壬寅

去春、越後國主堀越後守古久太郎男、于時十四歲、改易時、妻女本多美濃守女被三召上、駿府に居住、今月九州長崎有馬修理男去年の冬、唐船燒せし修理事なり、駿府出仕しけるか、可レ娶之由大御所仰也、無二異儀承諾、則於駿府有見參、修理男伏見

ね上る間、美濃守女をも被レ爲レ上、此旨長崎に先様申下、迎船を乞けれとも、寒中海上不レ輒して、翌春迄

伏見に逗留也、父桑名美濃守、遠國に女被三差越二事迷惑此事なり、修理息も廿三計の者也、日來妻子有て、殊三歳の男子有けれども、右之旨特命なれば、元の妻

之間出給、奥にて碁有、本因坊徳番にて利玄四目勝、又道石と門入碁有、門入勝、

此比、一夢當時鐵放無雙上手也、古薩摩主被相抱、清須に近年住す有、駿府、大御所鐵放稽古し給、

此比、古田織部當時茶湯數寄者隨一也、駿府江戸の下、將軍數寄し給間、上下馳走之也、會每膳部にかはらめを用、十日比増上寺國師成就して、此比出京、路次々々人夫已下以外打擲、其外行儀夥體不可勝計、在京中智恩院の長老と不快と云々、彼増上寺募公儀、自他に付任我意、被企慮外、時人惡まぬ之者はなかり、爲此弟子宗門さへ如ス、況於他宗乎、

安南國天竺内と云々、日本を爲音信、船薩摩浦に去比著岸、進物之事、一沈香之木之柱拾貳本、但一本に付四人持一沈香之粉柱壹本、一糖水拾壺、一沈香拾斤、是以上一象牙貳、一鸚鵡壹つ、一孔雀壹つ、一リンケイ壹つ、是も鳥也、一モンノ絹貳疋、右之通書立を以注進、近日駿府に可有運送と也、是は以來商船を可越ための由也、惣別日本に銀多之由、近年唐南蠻の島々に沙汰有之と云々、

廿七日、去七月より琉球の王、駿府江戸に出仕して、九月十四日立、江戸に被上、今日美濃國被着、岐阜、

其上琉球に有、歸國、毎年御調物を可被上諾應にて、無事之姿たるへきかと云々、但此儀于今無披露、琉球は暖國にて雪不降、始而日本にて雪をみるに話、其年琉球に被歸、如約束也、

廿九日、自江戸、土井大炊助駿府被來、是より相上、上方知行代官手前相改、將軍に向後可有領納由、自大御所、日に依て也、

十月小朔日酉發

三日、土井大炊助自駿河、江戸に歸下、上方知行代官中相改儀延引也、右に書代官中、手前より金銀數多被召上、諸代官中相辨之儀、迷惑此事也、

五日、松平攝津守自駿府、江戸に昨日參着、今日出仕、新知之黒印并御馬拜領、翌朝則可上由、何任三下知一、

六日、將軍於江戸、大久保相摸守所に御成、

九日辛巳、申刻駿府城火事、上臺所の梁の上、大黒柱の上より燃出る、時人天火かと疑之、亦先年末の年火事以來、何者の業にや、九度火を付けると也、され共人見出し、度々に消之、此度も火焼し事もなき所より燃出る事、五三日以前に火を付けるか、ふとき木

前代未聞、

八日、島津陸奥守又八今日出仕、進物一大平布五十一一段

子五十一、一銀子千已上大御所に進上也、右兵衛主常陸介

主兩所に銀子百枚宛、紅糸五十斤宛也、女房衆五人に

銀子貳拾枚宛、段子十端宛也、島津同道琉球屋形、一

兩日中駿府に可被着と也、

十四日、琉球人出仕、去十日に着駿府、今日對面し

給、自是江戸に下る、駿府逗留中、琉球王之弟病死、

十八日、島津陸奥守を召寄有振舞、則常陸主能し給、

賀茂、八島、鞍馬天狗、梅若太夫、源氏供養、老松、此時

廣間豊ふるひたる由曰、年寄中折檻し給、

十九日、今日毎年於豊國猿樂能行、今年者今春太夫

勤之、但毎年に替て弓矢の立合迄を舞、能はなし、大

方春日の十一月の祭禮に似たり、

廿四日、去比常陸主母儀被湯治、今日可被歸之由

にて、爲迎常陸主同舍弟の鶴丸夜半被出、後朝大御

所聞給、夜中に門を開事曲事の由、同門番則被禁獄、

甚無興也、先度十八日後出頭衆未不快之所に、又此事

に付而各止出仕、

廿五日、琉球人着江戸、年十七八之小性、十四五の小

性兩人有、シヤミセンを引、十七八計の小性、名字ヲ

モイシラ、十四五の小性はヲモイトクと云、小うたを

皆々謠之、在江戸衆彼小性を呼、シヤミセンをひか

せけると云々、言語は日本人と同之、但少つ、は違

と也、髪を頭の右にからわに結之計也、上下之路次

に何時も宿入之時、笙横笛鐘太鼓ひちりきにて、管絃

の如して宿に付と云々、之を道行と云と也、王は彼座

中へも不出、奥に有之隠らる、體也、琉球にも日本

のまねをして、詩和漢連歌、又猿樂の能なとも有、宗

は禪淨土聖道宗有之、

九月大朔日癸卯

二日、豊國神主吉田二位死去、近年煩敷不行歩なりし

か、此春より俄腰もたち健達也、然處如頓死、年七十

八、

九日、去月より子、今長雨、今日雨間之晴也、此比名護

屋普請衆縱普請不出來、共、出來たる由を駿府に令

言上、物主々々は可被歸國との内證也、さて人數

は殘置、悉出來可仕之由也、昨八日に羽柴三左衛門

播州に可被歸として、名護屋を被立、

今日於駿府近習之衆、并年寄衆出仕、大御所面は少

の米下直成故、上米の如くに依_レ有_二勘定_一也、

美濃國黒野主加藤左衛門尉一橋下總守伯耆國え可_レ致_二國替_一由、自_二江戸_一奉行衆書狀、今日十九日彼在

所_レに到來、各令_二支宅_一可_レ引越_一由有_二返狀_一、伊勢國龜

山之關長門守右同前と云々、

薩摩國島津陸奥守_{又入事、去}、リウキウの王令_二同道_一相

上、今日廿日都を立て駿河江戸_レに下る、去年島津人數

リウキウ_レに令_二渡海_一、彼島の王を生虜歸朝して今

及_二此儀_一、是よりリウキウを島津令_二押領_一、彼島田島

令_二檢地_一、都合拾三萬石有_レ之と云々、琉球に付島五十

三島と云々、右十三萬石之内也、

昨日迄_{八事也}廿一日、申刻より大風、及_二亥刻_一休止、畿内諸國

田島損毛不_レ可_二勝計_一、但遠江より東者さして此風不

強、去年之風より強吹ける間、家屋或は破損或は顛

倒、其責無_レ限事歟、此風さして作毛に不當由後に

聞ゆ、此風に奈良の神木六十本倒と云々、昔年應

永十貳_乙年、春日神木六千枯、又永正三年_丙奈良神木

七千本餘枯と也、

廿七日、美濃國加納松平攝津守_{元飛騨守、去春改名}、爲_二加増_一四萬

石、於_二當國_一拜領可_レ有由、從_二江戸_一奉行申狀也、同

下總守、伊勢國龜山城領相添、五萬石拜領、同狀也、三
河國作毛も依_レ爲_二本領_一無_二相違_一、是兄弟駿府大御所
孫也、

去江戸衆松平越中守、土肥大炊、橋左近、丹羽五郎左

衛門、各壹萬石宛拜領、此橋左近は、先年關原合對砌

屬_二石田治部少輔、大津城責し輩、九州人也、去子年よ

り無足して令_二在江戸_一、丹羽五郎左衛門は信長公臣

下、五郎左衛門子也、是も去子年亂逆敵對、加賀國小

松城主也、近年在江戸也、此外伊井掃部_{江州彦山、左近}

壹萬石、其外或者五千石、或者三千石宛拜領、但近年
無足の衆也、

廿九日、大久保石見守着_二濃州岐阜_一、去夏より越後國

國中村里相改逗留、信州を通、直美濃國に來る、是當

國去年地檢鄉村知行爲_レ被_レ相改_一也、

八月大朔日_{酉癸}

廿日、長岡越中守父玄旨、於_二京都_一老死、是當時俗方

之智者也、年七十七、但十ヶ年以來も老耄、無_レ筋事を

も時々は被_レ申けると也、江戸増上寺_{淨土宗}住寺可_レ有

成_二國師_一として被_レ上、是大御所嚴命也、依_レ之紫野の
國師を闕、吾朝に國師二人無_レ之故也、專念之宗國師、

る者もなし、往々其様體を見て、相似たる所も有ければ、還俗させ見之は無紛、此旨龍白同又八え申

届條、則令對面語往事令落涙、さて所領を遣し居住の處、此度不慮相煩令死去也、

名古屋尾州本丸石垣、十二日三日何も出來、此上二丸可有石垣積り有、

十二日、此中連日長雨、如五月雨、今日殊木曾川洪水、尾張國方堤數ヶ所切、上は矢那、富田前、をいり、下は加々の井等也、

今日東山大佛堂、大工鉦始也、

去五月より大雨洪水雖及度々、京畿はさして無水損、濃尾三此三ヶ國別而大水、下民爲之愁、

十三日、伊奈備前守領所代官也、於三江戸一死去、

十四日、時々晴、戊刻月二重笠様にして、其雲五色也、十六日、今日尾張國津島祭行之、昨日十五日、如三年可有祭處、五月を大と云事を、何者か云出しけん、就其如斯、今日十六日より快晴、

東山大佛堂に、九十本宛三重に柱立、合百八十本也、此直一本付銀子拾六貫目宛也、但自遠國運送共に

此通也、佛の前八間廣き間、大木一本に付銀子百貫目

也、其外金銀入用并人足手間不可勝計、太閤の御貯の金銀、此時可有拂底と云々、去天正十六年始し大佛殿は、木食專執行也、米三萬四千石被宛行之内、六千石程餘太閤被返上、但其時は諸大名奉加三萬石餘有之と云々、此旨木食上人知音人被語けると也、

廿四日、宇都宮與平大膳女、今日駿府着、是は兩御所依命、出雲國堀尾幼息爲令嫁也、是大御所産也、

廿五日、宇都宮女出仕、大御所懇志し給、銀子五百枚被出、去十三日於三江戸一登城時、自將軍銀子參百枚被出、

七月朔日、大御所爲三河狩、瀬名之谷に給、

六日、將軍從三江戸一武藏府中、爲三河狩一出給、

十日晚より細雨降、去月十四日の雨已後旱魃、今此濡上下人悦之、

此比、從三江戸一爲使土井大炊青山伯耆駿府に來入、子細不知人、

丹波國龜山普請出來、殿主は藤堂佐渡守對三兩御所進上由有て相立る、

此比より、代官衆中銀子を可辨上由也、去年の水入

三日、尾州名小屋普請、今日より根石置、北國の松平筑前、自三春中二被寄石、西付二九を被積、其外衆何も本丸也、此中羽柴左衛門大夫正則備後安藝兩國主、羽柴三左衛門主播磨、淺野紀伊守紀伊國主、右兩三人は、去年奥丹波城被普請一間、此度名小屋普請は可被除由、大御所曰間、其用意無之處、去三月、俄名小屋普請可被致曰付、取分被急間、家中者及迷惑と云々、

名小屋普請知行役事

百三萬貳千七百石 松平筑前守羽柴肥前弟、今は名代、

八十萬七千五百石 羽柴三左衛門輝政、此中備前國禰男松平武藏守、

淡路國は去三月二男に被下、播磨備前淡路合三ヶ國分也、

卅七萬四千三百石 淺野紀伊守

四拾九萬八千貳百石 羽柴左衛門大夫

卅五萬七千石 鍋島信濃守九州衆也、元龍藏寺内

卅壹萬石 黒田筑前守筑前國主

卅萬貳千石 田中筑後守父去年春死去、九州衆

卅萬石 羽柴越中守

貳拾萬石 松平長門守毛利輝元息、周防國長門兩國主、今在江戶、

廿萬貳千六百石 山内土佐守本上佐去々年死去、土佐國主、是は甥、今跡目也、

拾九萬千六百石 加藤左馬頭伊豫牛國主、

拾八萬六千七百石 蜂須賀阿波守阿波國主

九萬五千石 寺澤志摩守

八萬五千九百石 生駒雅樂跡目

三萬石 木下右衛門

貳萬石 竹中伊豆守元美濃衆今豐後衆

壹萬九千石 森伊勢守同豐後衆

五萬六千石 稻葉彦六元美濃衆今豐後衆

五拾貳萬石 加藤肥後守主計事、是は殿主、國被築、但其身所望也

右何も太閤秀吉公の御竿の積也、

合五百五拾八萬八千五百石歟

此外中國西國の中、丹波國龜山被致普請、此比、丹波國龜山普請中に、薩州島津龍白弟從丹波國一頼付、伏見來病死す、是は去庚子之年、美濃國關ヶ原合對の時、兄の兵庫退散之期、手負馬離、行歩不任進退、死人之上に倒臥處、奇特の夢想有、彼夢に云、是より東え下、成木食可送年月一との告也、然間希有にして全命關東へ下、如夢想令木食、經二十箇年、去年春、薩摩に歸國し有之けれとも、見知たる者もなし、漸々右之旨人に語と云とも、於彼合對場討死由披露有ける間、中々不思寄事なれば、取あく

五寸と云々、ヲツトセイとも云也と云々、

五月小、朔日乙午刻月蝕とありけれども、曇故不見、

三日、駿府は大風、家々破損、他國風不吹、

此比川中島本領越後國相添上總主に被渡、是は越後國村上周防溝口伯耆兩人拾五萬石の分拜領、此通被相除故也、

七日、梅若大夫於駿府致勸進能、五日の中人多寄、今月三日大雨、昨日より八專入、木曾川別而大水、尾州名小屋に可運送賣買材木不殘流、

十四日、伊達政宗自江戸被着駿府、

十五日、梅若於駿府淺間致能、大御所見給之、

十八日、大雨、西美濃大水、堤不殘切、此度木曾川水不出、

廿一日、長尾景勝自江戸被着駿府、

廿二日、大雨又大水、

廿三日、常陸主大御所未右為子九歳兩客被為能、翁は觀世

太夫可仕大御所下知し給處、夜前觀世左近逐電行方不_レ知、是は梅若太夫を被_レ為_レ愛故歎、自_レ元身上不自

由、此間別而すりきり、萬事不_レ叶_レ心間氣違歎と云云、

廿四日同五日、兩客被_レ下_二江戸、

廿五日、長尾景勝伊達政宗、自駿府江戸に被歸、

廿六日、三川國大水、西三川は去年八月の水より三尺下し、東三川は吉田邊は、去年の水に四尺計高し、駿

遠兩國も大水也、

下旬に建部内匠死去、當月十八日より煩と云々、是大

坂秀賴公近習也、刀脇指總而かな物の目聞也、江戸駿河の若き衆弟子八百人餘と云々、此小性長吉、内匠死去八日目に追腹を切、時の人不_レ譽_レ之云ことなし、去

三月内匠駿府逗留中、與_二傍輩_一令_二逐電_一、於_二三河國吉田_一押留けるを、傍輩侍二人成敗有き、此長吉は無_二異儀_一一如_二前々_一仕はれしか、此度奇特の死をしけると

て、人譽_レ之、

此比、京都町人米屋のりうせいと云者、以_二大御所御意_一、ノビスパンに渡海、賣買任_二心歸朝_一、猩々皮多持

來、但金銀は及_レ聞し程はなし、雖_レ然他の國他の島より多、重而日本人渡海無用の由、ノビスパンの者堅日

本人えしめず、

六月大朔日戊甲

二日土用入、去春より至_二于今_一疫癘不_レ絶、人多死、

止との儀也、聖は自前に如_レ斯仕來由言上也、此後大御所如何可_レ有_二下知_一哉、惣別近年彼一山云事不_二斷絶、佛法末世の今如_レ此儀、爲_二天魔障_一碍_一歟、此已後遍照光院と法性院有_二對決_一、大御所直聞届給、去々年遍照光院_レ被_レ出_レし朱印召返、法性院_レ被_レ渡、法性院被_レ播_二面目_一、

廿八日、駿府城召仕上臈女房成敗也、是は連々金子盜事及_二度々_一、事既露顯間、被_レ及_二殺害_一、去未年失たりし金子の茶具、此二月出たりしも、此女房のしわざかと人口也、

當月、金剛太夫三郎_{是は}大開の時_七つ於_二堺_一勸進能有_レ之、打續雨降ければ、延引覺外也、其砌有_二落書_一、今日も又能さふらうと觸ければ雨降ぬればこんかふ入ぬ此頃中院也足入道被_二逝去_一、當時公家中智者也、時人惜_レ之、去年息女流罪、其愁積所歟、

四月小_子朔日、

九日甲申、三川國の山中日近と云所_レ石ふる、大さ四五寸許なる石五つ、其砌地震動して如_レ雷、昔寛喜二年_庚奥州芝田郡廿四里中、柑子ほととの石降、十月十六日事也、如_二雨降_一と云々、同年六月九日、美濃國蒔田

庄、武藏國金子里、雪交_二雨霰_一降、_{是も十六日}同日十八日、卯刻日蝕、同日十八日、時氏逝去、

去月十七八日已後炎干、

於_二京都_一金剛三郎太夫致_二勸進能_一、

十一日、昨夜より未刻迄細雨、下民悅甚、及_レ晚快晴、十四日雨、十五日、於_二京都_一意庵死去、當時醫者

達者也、去比より於_二駿府_一痘瘡被_レ煩、頻に暇を被_レ言上_レけれども、途中遠路可_レ有_二如何_一として不_レ被_レ赦、病及_二危急_一無理被_二歸洛_一、果して如_レ斯、

十八日_巳癸天上日、及_レ晚雨、昨日十七日より五月節入_レ、

此比、今春若太夫七郎於_二京都_一勸進能有_レ之、道成寺のをし拍子違、無_二臈次_一體也、

十九日、於_二駿府_一下手揃の有_レ能、大御所爲_レ慰見_二給之_一、右能遠山民部少輔_{年七十五也、東}、_{美濃舊知也、}鱸右衛門_{年六十六七}許也、元來_三川國足_一、池田備後守_{秀頼公衆、今}等也、此備後は年四十六

七、常に此道にすぎ被_レ能、

今月早の様なるか、小雨折々降、三川國は一圓不_レ降、當月上旬比、エゾの松前駿府江戸え出仕、大御所曰、カイクジン_{海狗}と云魚調可_レ進、此魚を食すれば長命也と云、此魚むかふに鱔有、身に毛あり、長一尺横四

廿日^{丙午}申刻終日蝕、

三月小朔^{未丁}十六日より四月節也、

去年被_レ召上_二古木下肥後守^{大闇の政所弟}遺領貳萬石、淺野彈

正被_レ下、彈正息杏紀伊守、右兵衛主依_レ爲_二舅父、彈正

に大御所被_レ及_二懇切、但右兵衛主幼稚間、今縁邊云合

迄也、

五日、將軍駿府御立、江戸に下向也、從_二大御所_一曰、右

兵衛主常陸主儀頼思給歎、大御所逝去後、別而可_レ被_二

引立_一由也、將軍哀思給歎、其日路次中落涙迄也、

惣別此比、西國大名共に對面時、如_レ斯何もへ大御所

曰、

十日、於_二尾州名小屋普請場、黒田甲斐守家中輩與_二平

岩主計頭者_一有_二喧嘩、兩方當座死、

十一日、勅使出京駿府に下向、依_レ之板倉伊賀守同道、

是讓位儀急御宣下也、

十二日^{戊午}今朝當_二八十八夜、然共不_レ降_二霜、

十三日^{己未}寅卯刻月蝕、

十八日^{甲子}昨日より今朝迄雨降、

十九日、常陸主有_レ能、已上五番、

廿三日、細雨、

此比高野山衆徒行人聖、何も背云事、駿府に在_レ滯、衆徒中云事は、去々年當遍照光院と按察使坊との云事有し時、遍照光院衆儀有て、按察使を可_レ被_二押籠_一との使を立たる間、按察使則遍照光院に往、苑も角も可_レ成由被_レ申けるに、遍照光院折節此儀を門弟衆儀談合せられけるとして留守たり、然處に此旨を弟子告來る、則其衆儀衆有_二評定、按察使坊に被_二押籠_一、然共指たる依_レ無科、長々敷置けるに、あせて駿府に下、事由令_二言上_一間、遍照光院其外、其時の衆儀の衆を召下被_二相尋_一けるに、按察使不_レ違_二言上_一、大御所甚有_二氣色_一、遍照光院を擲取、乗物にて國送にて高野山へ被_レ遣、其上被_レ加_二誅戮_一、右の衆儀の門弟共被_二流罪_一、其上按察遍照光院に移、高野山於_二云事_一は、向後可_レ任_二存分_一由印判被_レ出間、去々甲申年より以來、彼按察使成_二遍照光院_一、衆徒の坊々をも任_二我意_一、無罪をも追出、我氣に應ずる僧を置、傍若無人の仕置也、然間法性院の門弟共、無_レ過して多以被_二追出_一條、當春相下在府と云共、遍照も在府、殊大御所氣色好ありければ、日日出仕の間、法性院令_二言上_一事不_レ協して、于_レ今駿府に滯留也、又行人と聖との云事は、聖に家の高棟を可

事捧_三目安、今日兩御所聞_レ之給處、監物非分と云々、又越後守_{歲十}、監物_{元の監物子也、親}爲_三最負_二被_レ上_三目安_一

處、大御所只一ヶ條聞給、爲_三幼少者_一如_レ此儀不_レ可_レ申、是も監物所_レ爲由曰、則越後國被_三召上_一、上總主

_{大御所未子}被_レ遣、上總主此度相_三伴將軍_二在_三駿府_一間、同

四日立_三駿府_一被_レ歸_三江戸_一、近々越後國_レ可_レ有_三入

部_一支度なり、其以前爲_三番手_一信濃衆三人_{輔、飯田城主、}

石川支番、深志城主、真田伊豆守、越後_レ被_レ遣、此越後守_レは伊

沼田城主_{去千年より領、遺跡}、勢桑名本多美濃守_{中務}聲也、去未之年、嫁_三大御所_一有_三

養子_二被_レ遣間、此度も從_三大御所_一迎_レ被_レ遣、越後國

駿府_レ可_レ被_レ上_一となり、

同四日、迎使兩人立_三駿府_一、越後國_レ下る、

八日、此中駿河在府西國衆、尾張國名護屋_レ可_レ有_三普

請_一として、今日立_三駿府_一被_レ上、

十日_丙將軍爲_三鹿狩_一、今日駿府御立、三川國田原_レ被_レ

趣、今夜田中城止宿也、

此度將軍御供、關東衆盡_三美麗_一、其費不_レ可_レ勝計、

十三日、大御所息女_三逝去_一、是者伊達政宗息_レ可_レ被_レ

嫁契約なりしに如_レ斯事、政宗_レ爲_三恐怖_一歎、

十四日、將軍至_三田原_一着給、十五日雨故無_レ狩、十六日

十七日大久保山藏王山狩場にて、鹿貳百四十七、猪二

十二、合貳百六十九留、三川衆人多召連被_レ出、鐵放弓

無_レ際限、十八日休足、十九日將軍家御袋依_三忌日_一無

狩、廿日、ひるわ山被_レ爲_レ狩、鹿百五十、猪三十四、合

百八十四留、廿一日、雨故無_レ狩、廿二日、わかみ山ま

くさ山被_レ爲_レ狩、鹿百六十二、猪三十三、合百九十五

留、廿三日、たつほ_レ落し也、鹿五十二、猪二、合五十

四留、

申刻西の端より東の果迄赤雲一道あり、半分程迄は

幾筋も有、去々年も如_レ斯白雲ありし、_{◎此二行恐く}

都合七百貳留、此内鹿六百十一、猪九十一也、_{は糺入ならん}

廿四日、將軍田原を立給、廿七日、將軍駿府着給、

去十七日、於_三此狩場_一將軍近習輩岡部八十郎_{江戶中川}

八兵衛_{衛美濃}及_三喧嘩_一、八兵衛を二刀切、八兵衛如何した

りけん刀不_レ得_レ拔互退、其時八兵衛郎等申云、此上は

汝行八十郎を可_レ切由申付、郎等共走懸る、彼八十郎

向者を切斃、一人者後より八十郎切害、さて將軍より

仰付、則八兵衛成敗也、此喧嘩中、狩場衆せこなみ一

圓不_レ亂、喧嘩は相手計也、日來依_三法度堅_一也、

羽柴下總_{元織田常心臣下、其後大闇}病死、_{臣下となる、今在江戸}

十二月下旬、美濃三川衆爲越年、駿府に下る、清須衆も右兵衛主駿府に居給間、同駿府に下、

上方衆於江戶、可有越年とて、國を被立けれとも、自江戶被上之、

今年は京都より東國は凶、西國豊年と云々、

慶長十五庚戌年元日戌寅天赦日、

正月大寅朔日快晴、

元日、於駿府、各年頭禮あり、從將軍大久保加賀守

駿河に昨日着府、同今日有禮、

二日、於駿府、大坂秀頼公使者伊藤掃部今日有禮、

九日丙戌大御所自駿府、至田中、爲鷹野御出、其より尾張國名護屋に御越、繩張仰付、二月より可有普

請と云々、

十三日、大御所一昨日自田中、桐良に御出、中泉に昨日可有御越、由被相定處、俄自桐良、駿府に御

歸、今日十三日夜節分也、

十九日丙中大御所爲鷹野、田中の御出、

三河國吉良に赤き鶴有、珍事と云々、

廿四日、大御所田中より、遠州中泉に御出、

廿五日、碁上手本因坊を始、何も駿河着、從去年九

月、有江戶、去廿日江戶を立て、今日參着、將碁さし何も子、今在江戶、

二月小二日己酉大御所自中泉、田中の御歸、同四日駿府に御歸城也、此度鶴三十六取、鷹鴨之儀不被數、

去去年二月、於相摸國中原、失たりし金子茶具指

金已下出る、

廿日、將軍江戶を御出、此大雨、

廿一日、大雨、所々川水増、

播州の池田三左衛門、紀州の淺野紀伊守、四國の加藤

左馬助、丹波の有馬玄蕃已下、去比國を立て駿河に下

る、此大水付川を輒不得越、徒路次逗留、福島左

衛門大夫自舊冬、在江戶、此比駿河に被上、廿四日

立駿河被上、遠州三川大水付、路次逗留、

廿三日、大雨翌朝迄雨也、

廿四日、將軍駿府に着給、此比節々雖雨降、大御所任

仰如斯、

閏二月大二日、越後國堀鹽物同丹後兄弟但別腹於駿府本

丸に及對決、自去年兄弟不和にして、越後守に信

長小姓堀久太孫監物令讒言、弟の丹後を追出す、丹

後從去年、令在江戶、專駿府江戶相詰出頭人を企公

右黒船水の上計焼、水に浸所者沈て子_レ今有、二十五尋程沈舟の分有、以來海士共を召寄、此船に綱を付可_レ被_レ引上可_レ有_レ計歟、銀は三千貫目程可_レ有、印子は何程可_レ有_レ之も不_レ知、糸は少々浮上けるを取て、駿府使持參、

京都糸物俄高直、此秋糸壹つにて、銀子壹貫二三百目價なりけるか、黒船滅却後、貳貫七八百目價也、

十一日、夜前より今朝迄大雪、

此比、駿府仰云、於_レ近江國_一上總守_{家康公末子}年二十、六十萬石可_レ被_レ知行_一由也、又翌日五十萬石可_レ被_レ渡と曰、

近江佐和山城主古井伊兵部少輔息、_{號_今兵部少輔}年二十一、信濃國中島_{可_レ被_レ遣}と也、

美濃國大垣城主古石川長門守息、_{號_今安藝守}年二十、爲_レ幼少_一間、下_レ關東_一可_レ致_レ在江戶_一、大垣_は石川主殿頭_{保相}大久

模守_{可_レ移}由曰、

遠江國濱松城_{十二日}_{入城} _は水野備後守同對馬守兄弟被_レ移、此對馬守は自_レ去年_一常陸主_は被_レ付依也、去る九月、松平左馬丞横死之時改易後、濱松狼藉無_レ止時_一、彼

被_レ官殘者共のしわざの由風聞付、右兩人を爲_レ置目_一被_レ遣、知行未無_レ其沙汰_一、

遠江駿河兩國、常陸守主_は_{家康公末子}年八歳、可_レ被_レ渡_と也、近習輩悉常陸守_は可_レ被_レ付、此内本多上野介は、江戸將軍_は可_レ奉_レ付_と也、

遠江國横須賀城主國_九_{年五}歳、爲_レ幼少_一間、安藤帶刀彼家中者を可_レ引廻_一由也、

十二日、牧野右馬丞_{東上野大胡の}死去、_{年五}十六、六七年以前より世を恨被_レ隱居_一、男被_レ讓、

十三日、小寒入、來年立春は十四日也、

此冬、暖氣如_レ未秋_一、此以前、冬かゝる無_レ様、雨雪節々降、

此五三箇年摺本と云事仕出、何の書物をも於_レ京都_一摺_レ之、當時是を判と云、未代之重寶也、

西十二月、黒船被_レ打果_レし時、長谷川忠兵衛と云者、別而令_レ計略_一、是は駿河より長崎_は毎年着船の賣買の

檢使、糸以下の事專取引、左兵衛か弟也、此忠兵衛も同使也、黒船退治の時、小船二艘もより町屋を買取

て、せいろにして黒船の下_はこぎ入_へき謀也、先黒船に近付時、石火矢の無_レ之方_は廻_レ黒船之下_へ我ら船を

乗入、則黒船_は乗移、アンジンを打取、_{是は}黒船_{の主也}、是は先年日本の船の者共悉殺害せしは、此アンジンか業也、

安藝國より福島左衛門大夫江戸に可被下にて、今日十日大坂に被着、

十六日、本多佐渡守自駿河、江戸に歸る、

尾州清須を名小屋に可被引として、自駿河、普請奉行牧助右衛門來て、彼地を地割、廣狹を繩張をする、來者可有石垣普請として、此地は去天正十三乙酉年、織田信勝信長、彼國主たりし時、被普請しか、すな土にて土居堀崩ければ被三打置、殊井水出兼るの條、上下の者不好之、今度は石垣たるへき土惡とも不苦と也、其上去八月大水清須に夥入ければ、自然の時水責に可輒として、來年名小屋に可被移と也、

廿五日、福島左衛門大夫伏見を被立、關東に被下、路次は木曾筋也、

廿六日、大御所不例なりしか、今日快氣、

大御所三川國に爲鷹野、可有出御として、中島爲作事、大工貳百人仰付、彼所代官普請相稼、三川國侍より千石役に壹人宛手傳之出、疋夫被急けるか、俄に又相止、依不例、惣別今年は何角不例のみ也、

十二月大、此冬雨節々降、去夏、黒船數艘着けれども、糸の賣買于今不止間、

京都糸同板物甚高直也、

九日、去年九州長崎之有馬修理被官共遣、明朝あま川

に爲商渡海處、彼所之シンニヨロ商人、并カピタン是船頭、あま川の賣買の様子、日本人知なは、重而黒船長

崎に雖着船、難得利由存、日本人三百人餘一所へ

呼入、悉燒害畢、爲此相當、此船者共可討由、自駿

河、有馬修理曰、殊日本人燒害したりしシンニヨロカ

ピタン來朝間、幸儀彼船を雖計呼、終不上陸地、

間、不及了簡、船をからくり、以干戈、可討果、用

意あり、是を黒船唐人見知して、今日九日俄に船を出

し、十二三里程漕歸ける處、風忽起て十里ほと吹返し

て、ゆわると云處へ黒船上、然る處有馬修理此間から

くりし船を漕寄、勢樓をあげ、黒船に漕寄、素有案内

者、鹽消の有ける所へ火矢を討間、忽燒亡條、黒船沈

滅却畢、前代未聞次第也、

黒船より長崎寺國の坊主、預け置物之事、糸三千并小箱五千

と也、惣別此度は兼て之賣買違、少物も銀子請取、則

糸物を渡す、此以前は糸物任通子申條、何程も渡し、

歸帆比銀を請取しか、如何思けん、代りを不取以前

者、少之物も不渡と云々、

戸田喜左衛門等也、是皆去々年の八月より伏見城在番、此八月江戸へ下出伏見、無行儀露顯之間、爲三法度ニ如斯、

廿二日夜入て、於三駿府三久保藤十郎^{石見}家燒亡、但不^レ及^三他所、

當秋大鷹、近年より數多出來して、大御所喜悅し給、

大御所廿六日甲戌東の御下、今日善徳寺、彼地に一兩日可有^三逗留^一と也、本多上野介久保石見、此時始而被^レ懸^三言葉^一、

相摸國土井山に口出けるとて、大久保石見守を被^レ遣、此所は大久保相摸守拜領の地也、定而已來は替地を可^レ被^レ遣か、

廿七日、山田長門守松平讀岐守^{上總主}自^三去比^一被^レ押籠置^一けるか、今日被^レ成敗^一、

於^三大坂^一太閤御時より猿樂藝の能者に、一人に付或五十石、或は卅石被^レ宛行^一間、去年迄自^三秀頼公^一不^レ相替^一被^レ出下^一、當秋被^レ止^三此儀^一、是は去春大御所仰

に、在大坂止、駿河可^レ令^三祇候^一由曰故歟、
廿九日、美濃國大垣城主石川日向守死去、^{年七}是は去
去年長門守死去之後、男依^レ爲^三幼稚^一、自^三關東^一被^レト

在城ありし、

中國西國北國大名衆、何も關東の十二月下て、於^三江戸^一可有^三越年^一催也、是併自^三駿河^一内々依^三御誼^一也、

奈良之猿澤の池、十月十五日より水をかへ、十一月四日五日比、魚を一方の水のたまりに寄、主池掃除して、廿二日小川の水を入る、魚共十荷計死ける、是一

乘院依^レ夢告^一也、此事不吉例と云々、昔年八十年以前にも、如^レ此池かへしは、天下凶、亦去永祿十年卯にも、此池にてたりとてかへけると也、

翌^{戊辰}年天下大亂、是より三好^{天下}家滅亡、

十一月五日、大御所從^三三島^一駿府の令^三歸城^一給、内々依^レ不例^一也、江戸將軍を爲^三使者^一安藤帶刀被^レ遣、

七日、自^三江戸^一本多佐渡年七十一、駿府の參上、大御所關東下向を相止、自^三三島^一令^レ歸給間、急江戸を立て、今日府中^一に着、

江戸將軍駿府爲^三見廻^一可有^三御越^一旨、先般大御所の有^三内證^一、先々此度可有^三延引^一由大御所曰、

八日、^{丙戌}公家流罪衆、今日出京、親人々日來恩賞之家
人以下、名殘を惜落涙數行と云々、烏丸と飛鳥井二番
目の息難波侍從は伊豆國に被^レ流、其外は如^三書付^一、

可_レ在城_一由、自_二江戸_一將命也、依_レ之十月五日六日比、
 彼地へ移、知行二萬石可_二拜領_一と也、城普請は來春可_レ
 爲の由と云々、

江戸少つゝの普請、關東衆務_レ之、其中口鹿川より江
 戸の間、路次潮入て道惡かりければ、上の野山を或は
 三十尋或は二十尋堀入る、底に石多して、普請者及_二
 迷惑_一しか、十月末に出來畢、

十月二日、於_二駿府大御所_一之於數寄_一有_二茶會_一、客は織
 田有樂入道、藤堂和泉守、西尾豊後等也、昨日可_レ有_二
 此會_一處、雨故及_二今日_一、西尾は伯耆國依_二在番_一、則翌日
 上る、

去比より若狹國古京極宰相息男家中之者共、無_二膺
 次_一任_二雅意_一由有_二其間_一、依_レ之自_二江戸_一以_二使者_一可_レ
 被_レ改と也、彼使者は鶴殿兵庫と云者也、去月下旬に
 江戸御出、是皆駿府より依_二下知給_一也、宰相は當年
 夏、於_二駿府_一頓死、息男は在江戸成けれとも、將軍息
 女若狹國にましまし依_レ爲_レ聲、父被_二相果_一し時、則若
 狹_二被_レ歸國_一、

十月三日、戸田九右門死去、是は駿府鷹師也、當時專
 鶴を被_レ爲_レ取に、此くふしの外大概無_レ他、去年中に

百三十五鶴を取けるか、百十計は此くふしにて取り
 けると也、

十月十日、禁中五人の局、伊豆國の島_レ被_レ流、去二日
 に出京せられけるか、駿府には不_レ被_レ寄、直に被_レ通_二
 伊豆_一、其體何も髪を剃か、小袖を布子に替、下女貳人
 相添、五人一所に在島也、

公家衆流罪事、花山院は幾か島、飛鳥井少將隱岐島、
 松木與_二大炊侍_一從_一は薩摩方ゆわうか島、飛鳥井と難
 波は先駿河へ被_二召寄_一、鳥丸徳大寺は御赦免也、猪熊
 と兼安の備後兩人は、京都淨土寺常善寺にて殺戮也、
 猪熊最後の體彌露_二耻辱_一と云々、右の流罪衆、霜月可_レ
 爲_二上旬_一と云々、

十六日、水野市正於_二江戸_一生害、其故は、先度之喧嘩、
 彼於_二宿所_一有て、松平左馬頭以下横死之者多かりし
 故也、市正の外無_二行儀_一之族、多被_二成敗_一衆事、三浦
 かいほう三吉、せらた小傳次、荒尾長五、あるか忠三
 郎、をまた伊右衛門、馬宮彦九郎等也、此中彦九郎は
 欠落といへ共、妻子以下被_二召取_一間、一兩日中能出腹
 を可_レ切と云々、同改易衆事、小妻二左衛門、小前孫四
 郎、岡部庄七、小川左太郎、藤方平九郎、津方左衛門、

に被_レ參上、大御所直々理を被_レ言上、家老衆各被_レ改易、

廿七日、伊勢外宮有_二遷宮、

去六月、九州に黒船着し砌、小黑船二艘着けるか、八月十日の大風に、舟少々破損して風に被_レ放、行方不知出けるか、此比上總國大野浦へ吹寄、則駿府に右之旨有_二註進之間、被_レ下_二奉行、舟中の荷物、舟主其心之儘に商可_レ致曰、

廿七日、古太閤政所御方のかう藏主、今日出京、駿河に被_レ下、古木下肥後守遺領二萬石あり、息男宰相宮内兩人令_レ知_二行之、政所へ可_レ被_二昵近、由自_二駿府、曰處、政所は宰相壹人に宛_レ之、宮内には一圓に不_レ被_レ渡間、大御所甚無興し給、若有_レ理者可_レ被_レ聞とて、駿府に被_レ召下、惣別近年政所老氣違、比與成事多しと云々、當年は彼二萬石領可_レ被_二召上とて、板倉伊賀守當毛可_レ納由曰、

九月晦日、於_二江戸、有_二喧嘩、縦は水野市正所_二、遠州濱松城主松平左馬助を招請、其座敷にて久米左平次と服部半八と云者及_二口論、左平次を半八一刀ついで退出、左平次則追懸處を、八大夫と云者、左平次を

前より抱、左馬丞も半八原量◎最なりければ、半八を爲_レ可_レ遁、左平次を後より被_レ抱、左平次か云、我已被_レ築畢、難_レ成_二堪忍之間、可_レ被_レ離由申れども不_レ離、さて左平次不堪_二怨怒、左馬頭を一刀築條、暫時左馬被_二相果、半八は其場を退けるか、於_二相摸國大山、追懸被_二生害、亭主市正は寺入しけるか、十月中旬に被_レ爲_二切腹を、左馬遺跡被_二收公、依_レ之石川主殿頭を濱松領爲_レ可_レ被_二改納、自_二駿府被_レ遣、左馬家中の者共、當毛より被_二改易、其中山本善右衛門浦新兵衛と云者兩人は、當知行無_二別條、濱松左馬頭は織田有樂聲也、男子三人、一男七歳と云々、左馬妻子江戸へ被_二罷下、

唐船糸の賣買于_レ今無_レ之、何事も自_二駿府下知し給、依て商人徒に長崎逗留す、糸の程を被_二相定、十一月長崎へ重て商人を可_レ被_レ下との儀也、先其中は夏秋中より、于_レ今自_二駿府、糸を京中に被_レ爲_レ賣、又銀を前々は吹ぬき、南鐐にして唐人は取けるか、此度は不_レ吹して、日本之_二丁銀判の儘可_レ取由、自_二駿府、黒舟に下知し給、唐人迷惑此事也、然其先以任_二此儀、去々年より伏見城在番中、岡部内膳、丹波國龜山に

石拜領也、淡路居住に少給人何も同前、淡路には當座藤堂和泉守人數を被遣番手、

當年雨降かちなりとて、町人年寄付之見けるに、正月より八月廿七日迄、百廿日雨降ける由、京中沙汰しける、

去年永樂錢遣間鋪由、於關東被定ける、當年藏方勘定時、右定以前之勘定には、永樂錢を藏方に可有之由、目付代官衆俄永樂を調けるを、關東町々商人亦永樂を被用けると心得、永樂を調事不斜さるか、果して如去年掟、永樂錢すたりければ、此度も商人失墮不可勝計、

九月初、於三江戸有喧嘩、戸田半丞近江國前々か島城主古左門四男真田左馬助安房守四男切害、半丞は令逐電、

西國大名等、近年大船を拵置、是自然の時催大軍可上歟之由云々、依之此舟ともを自駿府可有破却、由曰、先淡路國に可被寄と也、

十六日未刻、北野天神石鳥井、無其故顛倒、

伯耆國古中村一角遺跡被收公間、自三江戸弓氣多源七郎、九貝久三郎を被遣、兩人共に將軍近士也、右何も大御所下知也、

公家衆亂行隨一の猪熊、於九州押取、籠輿に乗被爲上、九月十八日京着す、

丹波國篠山の城、石垣普請出來之後、去六月從三江戸上る普請奉行内藤金左衛門駿河へ來、大御所出行之時、於三庭上欲目見處、甚無興し給、是は城普請大御所仰出しよりも丈夫にしけるに依て、出來遅々の故也、彼兩人可爲改易歟と云々、彼奉行庭上迄呼出しけること、定而本多上野介大久保石見守可爲指南とて、暫言葉懸もなかりけり、

廿一日、伊勢太神内宮、今日有遷宮、貴賤群集不知其數、然處社壇鳴動と云々、

廿三日夜、愛宕山本堂に盗人入、翌月西の谷に居けるを搦捕、始は物狂の爲體をして登山しけるか、果して如此、

廿三日、板倉伊賀守自駿河歸京、公家衆九人西國に可被流と也、五人之局は東國可被流と也、

此比、上總守大御所未年廿家老之者皆川山城守、本來關東皆川主上總主義父也、山田長門守以下各以目安駿府

に言上、其故は、上總主行跡荒々として絶言語たり、如此儀を數ヶ條書載、則上野總主從三江戸駿府

近國田島凶と云々、一昨日廿日土用入、

七月十日比、今春大夫自江戶駿府に上る、去五月江戶へ駿府より下し後、在江戶中兩度に三日、於將軍に能有二日は藤堂和泉守、一日伊達正宗、合六日能有之、十四日從駿府京都に使者被遣、是は公家衆於禁中、主上近習女房猥參會、無形儀故也、主上甚逆鱗、公家九人、近習の女房衆五人、何も可被行死罪と也、此中猪熊は、太閤秀吉時も如此儀有し、又此度も隨一也、從禁中駿府に聞宣下旨逐電せらる、是は織田有樂息左馬助以才覺被闕落と云云、依之左馬助可爲同罪かと云々、元來左馬助かぶきての第一也、

たはこ法度之事、彌被禁と云々、

七月下旬より、美濃國有檢地、

七月卅日、三河岡崎鐵放藥置之二階失火、

此七月、駿府町中の躍を被當間、月合迄躍、

八月、於江戶大久保次右衛門屋敷火事出來、内藤若狹守^{古修理}家及^{一男}類火、財寶悉燒失、

九日、亥刻より京都畿内大風、翌日又亥刻迄大風、江州作毛損亡、他國さして不損亡、此風美濃尾張三川

は、十日午刻より亥刻迄吹、

從江戶伏見爲番替被爲上人數、松平丹波守、土岐山城守、松平丹波守、山口但馬守等也、八月十二日より城在番也、

同八十六日、大洪水、西國東國何も同前、去年八月の水より、美濃より遠江國迄三尺程高し、關東畿内西國は、去年の水より三尺程下し、

去年の比より、内裏稀有なること有、主上近習之女房衆、^{唐橋局}以上五人亂形、中にも此兩人主上寵愛の女性也、廣橋は則廣橋大納言息女、唐橋は中御門也足

^{當時の}之息女也、縱は傾城かふき女の如く、洛中を出行、專公家九人は是に對面、酒盛最愛し、被亂臆次、右九人衆と云は、猪熊、烏丸、飛鳥井兄弟、大炊中將、花

山院、徳大寺、松木、齒藥師兼安か男備後と云者也、御末の女房中より此事を言上す、主上逆鱗不斜駿府に

以勅使、右之公家衆局衆を可被斬罪、由被仰下、依之板倉伊賀守駿河に罷下、子細を問給、猪熊罪科に恐被闕落、

脇坂中務於淡路國、太閤御時より三萬石拜領して被居住けるか、此比伊豫に有國替、於彼地五萬

か、紀州へ奉公望依て可_レ下の由、傳を以松原内記方へ云送、内記則承引し、小袖以下を遣令_ニ招請_ニ處、内記戀暴甚成ける間、紀州へは不_レ出して、私に抱置令_ニ懇志_ニ、六月丹波國普請可_レ有とて、彼内記をも從_ニ紀州_ニ可_レ被_レ遣と也、彼左内事、紀州内々被_ニ聞及_ニ、有_ニ相見_ニ度被_レ思、度々内記所へ被_レ行けれとも、深く隱聞、終に無_ニ被_レ見事_ニ、此度丹波國にて可_レ有_ニ露顯_ニと思けるか、彼左内を廿日巳前に、人を付京都へ上せける、さて跡より狀を以、左内方へ申贈ける者、向後内記相抱間鋪と也、左内此狀を見て、大變氣色、さて父母親類に隱、紀州へ只壹人下り、彼内記常之居間へ來る、内記轉寢して居ける所を、大脇指を以三刀に殺害す、則其身も相果る、彼左内甚美麗と云々、其後左内介法之伯父坊主、此儀を内々存る歟とて、從_ニ紀州_ニ駿府奉行中并城之女房衆へ被_ニ申贈_ニ、叔父坊主を被_ニ抑留_ニ、大御所無_ニ御承引_ニ、所司代板倉伊賀守も此事紀州の存分不_レ可_レ然由申ける、京畿の者共何も、是は紀州被_レ申間鋪事を被_レ申けると批判しけると云々、此事淺野紀州此儘打置なは、京都外聞不_レ可_レ然とて、頻駿府に訴ければ、難_ニ默止_ニして、彼叔父坊主を、十一月

紀州手に相渡、被_ニ籠舎_ニけると也、

六月小朔日_辛駿府本丸女房局に火をつたるの間、焼上處、されともみけしける、是女人の態成とて、下女を二人あぶり被_レ害、局女房衆二人可_レ被_ニ遠流_ニと也、

二日、入_ニ八專_ニ、會津飛驒守妻_{大御所未女}、駿府を立て奥州に下向、引出物金二百枚、銀千枚、綿千把、最前播磨息女同前被_レ出_レ之、

八日_戌六月節、

九日、黒船并小黒船二艘、九州至_ニ長崎_ニ、當月朔日着船由、今日京都披露、

十二日、三河國荊屋城辻風吹て、櫓以下吹落す、其筋在々右之風吹、他所一圓不_レ吹、

此日同國山中下山と云所氷降、是を取て見るに、一時計は不_レ消、彼郷田島悉損亡、

十四日_甲毎日の雨なれば、今日も同前、

十五日、當時豊前國主長岡越中守、昨日被_レ着_ニ駿府_ニ、今日出仕、

十六日、越中守常陸主に參上、亭主則能あり

廿二日、今日より西風落、快晴と見たり、此中の長雨、

磨池田三左衛門息男藤松子時十三番、其弟兩人同能し給、藤松は去比駿河より江戸へ被下、則駿河に被歸て之能也、

翌日廿九日、今春親大夫、同子大夫、觀世、寶生、金剛有能、

又翌朔日五月朔日有能、是は今春若大夫、大大夫三番、子

大藏大夫梅若日吉、今春新五郎、大大夫二番、子金剛龜千代、古金剛實子能あり、

五月二日雨降、先月より早間、民此雨を悦、但未不足と云々、駿河節々雨降、上方關東は旱也、

三日、奥州會津飛驒妻女大御所末の女、駿府へ着給、

五日、播磨之池田三左衛門尉妻女、同藤松兄弟、何も立駿府被上、金子貳百枚、銀千枚、綿千把引出物也、藤堂は正宗之脇指、舍弟兩人にも脇指被遣、

八日、自申刻ニ終夜大雨、曉天休止、去二日小雨以後是初、貴賤悦之、

此比、於駿府ニ右兵衛主常陸主を請し、及配膳本多上野介、松平右衛門佐、成瀬隼人、永井右近、安藤帶刀等也、是何も近習中年老也、

去々年三月四日、金作之茶具失たりし時之當番落合

長作、相場勝七、岡邊藤十郎、被行ニ流罪、長作は鬼界島、勝七は隱岐島、藤十郎は伊豆大島、

十一日、子時伯耆國主中村一角十歲頓滅、未無息子、遺跡可有如何と云々、

若狹國主京極宰相病死、息男近年在江戸、父死去間、若狹に被上、

十七日、於江戸ニ藤堂和泉守所を將軍御成、去六日

自駿府今春大夫召下能有、

十八日、將軍御成爲悦、在江戸衆各を、藤堂和泉有振舞、同能有、

十九日雨、

廿二日雨、是より長雨也、

廿五日、駿府於傾城町有喧嘩、依之阿部河邊へ遊女可相移、由下知し給、

廿九日、申刻雷數聲甚、美濃國加納三箇所雷落、其中松田彌七郎と云者家、爲雷火ニ燒亡、

此日、於江戸今春大夫能あり、然急雨、三番過被相止、

五月十八日、淺野紀伊守紀伊國主悉皆之用人松原内記を、左内と云七者指殺、其故は、彼左内京都之者なりし

此比、荆組皮袴組とて、徒者京都充滿、五月搦取之、七十餘被_レ行_レ籠舎_二令_レ糺明_一、此者廿人に普喧嘩を懸、後被_レ改_レ之、組頭を四五人成敗あり、殘者共非_二指科_一、只一組之知音まで之儀たる間被_レ寛_レ之、組頭の名は左門と云者也、荆組とは人に喧嘩をかくるに依て也、皮袴組とは、荆にも劣さるとの儀也、依_二此儀_一たは、_二法度也、右之徒者もたは

こより組に
なりと云々、

四日卯未刻より申刻まで、白雲一筋、東西靈巖、長さ無_レ計、さて東より先消去、天正拾一年未_二四月上旬、如

此之有_二天變_一、其時は北より消、十二三日經て、於_二江北_一秀吉公與_二柴田_一合戰、越前衆破北、則柴田滅亡也、

此夜、三州五油町悉失火、駿府大御所御座之間近所へ、何とも不_レ知人、水はし

りの板をく_レり來、則戒見けるに、一圓のたはけものなり、非_レ可_レ有_二誅戮_一被_二追放_一、去二月、清須の殿守へ

來居たる者の類乎、薩摩國島津琉球の働、彼島平均、惣別琉球より島津方

へ、毎年綾船と名付進物有しを、近年唐に相談、日本

への音問不_レ入事由を、琉球之しやな達而申、島津方

時、しやな帥三人數、拾七島防戰す、于_レ時野郎後々廻責之間、しやな破北、琉球人或は討死、或は被_レ疵、則七島毒島へ打入、王城を攻破て、王を生虜と云々しやなと云は、琉球にて武者大將也、彼しやな日本を嫌て、唐に可_レ屬との企成しか、果して如_レ斯、野郎とは無足にて、島津被_レ官也、

四月七日雨降、

八日、入日殊こかる、縦は鞠程之雲、日の廻を飛散、是早の兆歟、此日殊風烈、春中より一日雨降は風烈ふて、今不_レ止、此春中餘寒甚、

桑名本多中務知行、一男美濃守年卅六讓被_二隱居_一、一兩年依_二煩氣_一如_レ斯、年六十二、

十一日壬申刻より雨、夜中大雨也、去八日入日粧旱の兆と云とも、今雨也、

大御所不例、大方本腹し給、同四月、薩摩之島津百餘艘集_二兵船_一、琉球に令_二渡海_一、

彼島不_レ及_二三戰_一、則内裏を貢崩、王を生捕令_二歸朝_一、彼島中雖_レ令_二檢地_一、指て知行も無_レ之、漸々拾貳萬餘有

之と云々、廿八日、於_二駿府_一能あり、常陸主于_二八歲_一、三番し給、播

之と云々、

去比より奥州會津蒲生飛驒守形儀亂る、家老之者共
悉可退散、由相構と云々、

三月廿二三日比、羽柴肥前守居所、越中國外山城燒
亡、吉光脇指、落葉壺、かたつき火難を遁、其外財寶
悉焼失、

三月廿五日、下野國宇都宮領那須領水降て、鴈鴨青鷺
鶉雲雀已下諸鳥多死、一郷にて鴈十二拾三所もあり、
他所は此水一圓不降、

廿五日丁未午刻雷數聲、同村立、當春は初雷也、山際は
霰也、

廿六日、清須年寄并小笠原和泉守事、今日又氣色甚、
是併依三讒言也、和泉者去正月より、下野國風間令
拜領、彼城居けるか、知行被二召上、國を可レ被レ拂と
也、富永加賀守、攝津守、石見等者、國は被レ拂間鋪と
也、但知行は被レ出間敷由仰也、藤堂和泉守元佐渡守、去年改名、駿
府に仕出、今日被レ遂禮、銀子貳百枚、小袖五進上、去
年伊賀國拜領後、始而出仕也、

小笠原和泉守、富永丹波守、松平攝津守、松平石見守、
何も清須を罷立上は、近年彼衆同心之者、同親類縁者
等、悉清須を可レ罷立、由被二仰出一所也、依レ之皆令二他

國者多之數不レ知、其家々戶入疊以下、如二日來一從
奉行所改請取と云々、

古太閤御時より、猿樂共大坂に令二詰番一相詰、於二向
後一者、大坂番を相止、駿河に可二相詰一由、今日大御所
仰也、

廿九日、常陸主長福主事、能せらる、藤堂和泉守爲二見物一
也、藤堂和泉守より常陸主に、能道具一裝束被レ獻
之、

此比駿府大御所不例、脈一度不レ足、其上目霞給と云
云、

四月、山うは也とて、東山東福寺邊にて、鼠戸を結人
にみせける、縦は頭之毛は白く、眼之廻赤し、何物を
食すれとも一口に喰、貴賤見レ之、能々聞、しろ子の物
狂也と云々、

卯月小二日癸丑池田三左衛門妻子同息男從二播磨一被
下、今日駿府に被レ着、は大御所爲二息女一間、爲二對
面一也、息男江戸にも可レ被レ下と也、

京都鼓打幸阿彌又五郎、於二駿府一病死す、
此比、從二北國一肥前守、於二京都一諸道具被レ求、中にも
武具道具急に被二買調一と云々、

て、禰宜とも如何可_レ有と評定しけるか、又くるしかるましとなり、是は長祿寛正之比、榎藏掃部と云者、國司北畠方と及_ニ干戈_一被_レ疵、其故は山田_に從_ニ國司_一役を可_レ被_レ當由付て及_ニ此儀_一、さて掃部云、思神慮及_ニ干戈_一處、如_レ此儀頼しからすとて、神殿に火を掛燒死、其後七箇年程經て、可_レ有_ニ遷宮_一とて地盤を引けるに、彼燒柱の穴に堀當、時國主有_ニ凶事_一けると也、此禰宜衆思_レ之如云歟、

三月小朔日、當時筑前國主黒田筑州於_ニ駿府_一出仕、爲_ニ三年頭禮_一銀子百枚、去年九州衆は爲_ニ遠國_一間、徙移之禮無_レ之間、此度徙移禮有_レ之、進物 金子三拾枚、長脇拾、唐織夜物一、同小夜之物一、塗籠弓百張、虎皮うつほ百被_レ獻、

信州淺間山、此春燒_ニこと夥_一、往_レ慶長元比、二三年打續如_レ此燒る事あり、凶相たりし間、此度も下_レ萌危_レ之、小笠原信濃守_于時信州_{飯田城主}、女を將軍養子し給、長岡越中守_于時男_{前國主}、男爲_ニ妻子_一被_レ遣、來月下旬、九州に可_レ爲_ニ着船_一歟、

同朔日、駿河水降、此日關東下總國笠井水降て、家十七八間破損、雷夥啼、右家之中一屋之人悉取て、其日

に關宿の杉の木掛ける、

三月二日、酉刻より翌三日巳刻迄雨、午刻より快晴、

四日、常陸介_{長福主事、于時八歳}、能し給、黒田筑州寺澤志摩守、

同九州衆被_レ見物、

清須衆富永丹波同男、戸田加賀守、松平攝津守、同石見守、日來無_ニ法度_一之由有_ニ讒者_一、清須を可_レ罷立_ニ由大御所仰也、又古小笠原監物、近年無覺悟たりし事、如_レ右有_ニ讒者_一、彼同心、殊氣相侍二人被_レ行_ニ成敗_一、是は自_ニ去々年_一播磨國へ行、憑_ニ池田三左衛門尉_一居たりしか、依_ニ大御所仰_一被_レ殺害、如_レ此間、清須之侍于_レ今不_ニ安堵_一、

越前之古秀康逝去の時、追腹相伴したりし土屋左馬介男知行、大御所依_レ仰、古左馬介知行被_レ召上、

三月六日、如_ニ冬天_一、殊風烈、里は時雨、山は雪也、惣別此春于_レ今無_ニ暖氣_一、去月廿日比より、三日に一日は必雨、翌日定つて風烈、

加藤主計頭從_ニ肥後國_一上る、今日伏見を立て、駿河江戸へ下る、

十二日_{甲午}戌刻、高野山小田原谷燒亡、寺町屋合千家計と也、但實には七百餘宇失火と云々、

盡御沙汰間、書付上問敷由言上、然者法花寺可有斷絶、由也、常樂院洛中被渡し時、法問者不出、言問無勝劣、是者以儀兵被行之間、不及是非とて、色々の吐放言と云々、

此比關東衆駿府に祇候、被遂三年頭禮、又九州衆も去年不參間、駿府に下、有徒移禮并年頭禮、

於駿府、伊達政宗進物事、金子百枚、馬二疋、脇指二腰、小夜之物唐織段子也拾、以上、其外女房衆五人に金五枚宛被出、頃年從女房衆萬事言上、男方より言上之事、大小共不成間、女房衆賄賂不可勝計、又男方之衆三四人に、銀五拾枚宛之贈物也、

此度伊達政宗を松平陸奥守被改名、始の名は羽柴越前守たりしを、唯今如斯也、

田中兵部、當時筑後國主、於伏見頓滅、

廿六日、本多上野介從江戶歸着駿府、廿六日、井出志摩守死、日來無病氣、頓病起立所如斯、當時知行令代官出頭甚也、

廿九日雨、於伏見中坊飛驒を殺害、是は去年夏、伊賀國主筒井を、於駿府令讒言者也、正爲臣下、如此逆臣、不及是非、由人皆誦之、惡まぬ者はなかりしか、忽蒙天罰、歟、逢三横死、其體者伊賀守被官山中と云者、主牢人後、伊勢國九鬼長門守所居たりしか、舊友間、中坊所へ來て、及夜更まで相語、其後中坊は奥の家へ引入臥たりし、彼山中は中坊息子と一所臥たり、何者の仕態にや、中坊首を二刀切る、家中者一圓不知之、夜半に常用藥をけるか、時過迄不言間、女房障子明見之ければ如斯、筒井伊賀守身上、此中坊依讒言、相果しかは、中坊不慮相果し事、伊賀守さこそ心地よからめ、伊賀守は無足にして、當時江戸に籠居せらる、

京都廿一寺法花宗、右之常樂院と不二一味、念佛無間由不申旨、書付可上由、頻從所司代被讒責、努々書付不可上由雖存詰、渡世習歟、昨日廿八日、如右書付を上ると云々、

中坊害しける者、伏見町に札を立ける、其書に云、我は伊賀守譜代之者也、爲散主君鬱憤、中坊を伐、此後又中坊男を伐へし、さて罷出腹を可切と也、

九月、伊勢太神可有遷宮とて、從御所、兵糧六萬俵寄進、但五三箇年以前古米と云々、依之地盤の土を引けるに、古き柱之穴へ堀當けると也、是凶事と

中國西國大名、所々城々普請丈夫相構由、於岡崎一令聞給、内々不可然由曰、

此比京七條に庶民産男子、喻は三歳計の如兒、顔三方面也、父則害して埋土、其比八幡祭なりけるに、或者掘無之、八幡祭に持有、三方荒神として鼠戸を結、代物を取てみせけるに、其價甚なりと云々、

此春、東山大佛從大坂秀頼公可有建立とて有、其用意、材木自舊冬浦々にて被買取、西國同中國四國北國大名、兵糧或二萬石、或一萬石五千石三千石、秀頼公に進上、大坂に船にて運送也、伊勢太神宮、來秋從駿府大御所可有遷宮由と云々、

於江戸銀師申云、去年十月より金を持來て、よくな吹之、金を拾兩人に借、壹ヶ月に貳兩付、合拾貳兩にて返辨之、此禮不審也とて、銀師右之旨を奉行所へ言上、依之彼借金を被籠舍、

二月大四日丙辰大御所清須御立、岡崎御泊、右兵衛主令同道給、

五日、大御所岡崎御立、

清須衆有讒者、可被改之とて、清須年寄衆駿河に被召連、從駿河一小笠原和泉守手時下野國風間居可有上由被

仰遣、此以前清須儀好惡可被糺由付如斯、美濃國尾張國、去年破損堤被築給、役百石に貳人、百姓役百石壹人也、駿河近習衆給役被除、

十一日、大御所駿河に着給、

十九日、從大御所爲使本多上野介江戸に下、是者上方衆人質克々可被改之置と、并常陸介主へ於長福事五拾石通、於常陸國可被渡由を將軍に曰被遣、此外有密事由令風聞、

去年秋冬比より至當春、關東衆被致人數揃と云云、是内々依仰將軍也、

二月廿日、去年可有宗論由曰し法花宗常樂院、此度從江戸京都に被上、一昨日十八日京着、今日洛中小路々々被相渡、其上耳鼻そく、相從之法花宗上人、上總國連源、界之玄旌、同玉雄、上總國琳碩、同可圓、此五人も被渡洛中、是は鼻計そかる、其後右之六人之衆、耳鼻そきし後被追放、彼弟子五人内、餘強鼻をかきけるにや、當座壹人死、京中廿一ヶ寺法花寺へ、大御所仰出に曰、不組常樂院、念佛無間と不申由書付て於上之者、不可懸其咎由下知し給處、法花寺上人謂云、此度法問は曾不申出、是は理不

内、子^時信州府
中城主也

七日、^庚大御所爲鷹野、遠州に御出、其上尾州迄可

有御出と云々、

十三日、遠州中泉を御立、其日濱松、十四日吉田、十五

日吉郎^其御通、於吉郎目安を上者有、是は古下

野主被官也、大御所見之給、壹人近寄て子細可言

上、由曰、彼士十人計刀指ながら走寄ける間、大御所

驚給、彼等を可成敗、由曰、則退散處、歩行士共追

之、其中に壹人抜刀戰死ける、相殘者行方不知、

十五日、江戸末の町焼亡、

近日大御所清須に可着給として、清須城掃除しける

に、殿守上の段之戸不明、無理に押明ければ、人有か

きの手に輪違を付たを着、鍵の實を二つ砥て居た

りける、偕彼者を糺問しければ、尾州内さなけ者とそ

申ける、盗人にて無之間、當座に成敗もなかりし

か、十四五日中に死ける、

十九日、^壬右兵衛主^{大御所未子}、駿府を出被上、是は大

御所於岡崎出合、清須に依可有同道也、

廿日、大御所自吉郎岡崎に御着、

武州關宿城焼亡、

廿三日、右兵衛主被着岡崎、

廿五日、大御所右兵衛主清須に御着、

清須、古下野舊衆有知行配當、去年下野主被爲加

増ける通、或は二千石、或は五百石三百石分、何

も此度被召上、又去年秋、被當卒時、高六萬石減し

ける分を割合、喩は六百が千石に成と云々、右衆知行

所、或は五ヶ所十ヶ所、或は十五ヶ所二十ヶ所にて相

渡と云々、

從大坂秀頼公爲使者、片桐市正參向、^{當時大坂}右兵

衛主に御物大刀銀子百枚音信也、^{惣奉行}

廿七日、美濃伊勢衆、右兵衛主に被遂禮、銀子或は

拾枚或者二拾枚也、

從美濃國加納大御所息女、勢州桑名大御所孫女清須

に參向、被遂對面、從大御所金子五拾枚宛被出、

廿八日、紀伊國主淺野左京清須に參向、右兵衛主清須

に入部賀し被申、是は右兵衛主與左京女、縁邊依

有契約一如斯、

多武峯大織冠木像并御影、木松爲勅使、吉田左兵衛

被爲參詣、有祈念、如元平愈由曰けるか、其後程

なく又破ける由、普令風聞、

同 五つ

御小袖

中國衆蜂須賀阿波守

同 貳つ

御小袖

遠州懸河松平河内守

同 貳つ

御小袖

今近州長濱に住内藤紀伊守

同 貳つ

御小袖

那須衆成田左衛門尉

同 貳つ

御小袖

遠州衆久野三郎右衛門

同 貳つ

御小袖

上野大畑野駿河守

同 三つ

御小袖

房州衆里見安房守

同 貳つ

御小袖

羽柴美作守

同 貳つ

御小袖

近州高島但河内子朽木兵部少輔

同 貳把

越前綿

朽木河内守

同 貳つ

御小袖

松平將監

以上

奏者番

永井右近

石川主殿頭

西尾丹後守

遠山民部少

伏見居住猪子内匠

大緒

駿府詰衆赤井豊後守

十二月廿八日

同 貳つ

御小袖

同 一五筋

同 一五枚

紫革

松田三郎兵衛

同 一三枚

うちつき

駿府詰衆小堀藤三郎

同 一壹つ

てふき

小倉忠右衛門

同 一壹卷

段子

駿府詰衆森左兵衛

同 一五卷

しゆちん

筑紫衆有間修理

同 一拾さし

もろゆかけ

同人

以上

奏者番

永井右近

去慶長五年己未年已來進物、毎年大概以如此、年々之儀以之可知之、

當代記卷五

慶長拾四年正月小元日甲申

元日、駿河江戸士出仕如、毎年、美濃國伊勢國先方

衆、於駿河無越年、大御所無興し給、同日、江戸

品川町火事、四日、江戸本町火事、五町程焼亡、石川玄蕃家有此

十二月廿六日
一五つ

御小袖

奥州米澤主元
越後佐渡主

景勝

遠山民部少輔

西尾丹後守

永井右近

石川主殿頭

本多縫殿佐

小笠原左衛門佐

戸田左門

藤懸美作守

島津右京亮

柴陸奥守

内藤左馬助

平國

分左京亮

豊後稻葉彦六

松平左馬助

伊藤修理大夫

東美濃葉右近

九洲兼松

遠州濱松

遠州横松

須賀松

同 貳つ

同 貳つ

同 貳つ

同 貳つ

同 貳つ

同 貳つ

同 貳つ

同 貳つ

同 貳つ

同 貳つ

同 貳つ

同 貳つ

同 貳つ

同 貳つ

同 貳つ

同 貳つ

同 貳つ

同 貳つ

同 貳つ

同 貳つ

同 貳つ

同 貳つ

同 貳つ

以上

奏者番

近州前々
か崎住

上野の
本庄
三州吉
真住

同家中但
悉皆也 直江山城守

江戶兼土屋民部少輔

美濃兼徳永法印

信州小室に住仙石越前守

播磨の三左衛門息今備前國主松平武藏守

三川水野日向守

戸川肥後守關東關宿の主松平甲斐守

御小袖

御小袖

御小袖

御小袖

御小袖

御小袖

御小袖

御小袖

御小袖

御小袖

御小袖

大坂兼蒔田權佐

南部信濃守

六郷兵庫守カ

三州松平玄蕃頭

筑後子田中隼人

御小袖

御小袖

御小袖

御小袖

御小袖

御小袖

御小袖

御小袖

御小袖

御小袖

御小袖

御小袖

御小袖

御小袖

御小袖

御小袖

御小袖

一貳つ

御小袖

平岡平右衛門

一貳つ

御小袖

豐後衆木下右衛門大夫

一貳つ

御小袖

松平丹後守

一貳つ

御小袖

元大和納言
衆今駿府詰衆小堀遠江守

一三つ

御小袖

九州寺澤志摩守

一貳つ

御小袖

生駒藤太郎

一貳つ

御小袖

桑山伊賀守

一貳つ

御小袖

桑山又四郎

一貳つ

御小袖

伊賀國衆去年
より大和に住松倉豊後守

一貳つ

御小袖

津輕越中守

一貳つ

御小袖

信州真田伊豆守

一貳つ

御小袖

美濃衆西尾豊後守

一三つ

御小袖

水谷伊勢守

一六つ

御小袖

毛利輝元是
長門周防主松平長門守

一貳つ

御小袖

毛利輝元
元事毛利宗瑞

一貳つ

御小袖

毛利伊豫守

一貳つ

御小袖

福原越後守

一貳つ

御小袖

來島右衛門市

一貳つ

御小袖

元九州衆
今在江戸立花左近

一貳つ

御小袖

日根織部

一貳つ

御小袖

下野國衆那須權太郎

一貳つ

御小袖

今大坂
詰衆石川肥後守

一貳つ

御小袖

有馬左近

一貳つ

御小袖

元美濃衆今
伊勢に住一柳監物

一五つ

御小袖

能登越中加
賀三ヶ國主羽柴肥前守

一貳つ

御小袖

攝州衆有馬玄蕃頭

一貳つ

御小袖

小田孫市

一貳つ

御小袖

稻葉大夫

一拾

御小袖

奥州伊達
政宗事羽柴越前守

一三つ

御小袖

中川修理

一貳つ

御小袖

北條大之助

一貳つ

御小袖

美濃衆市橋下總守

一貳つ

御小袖

中國衆池田備中守

一貳つ

御小袖

松平紀伊守

一貳つ

御小袖

淺野彈正少弼

一三つ

御小袖

元常州佐竹事
今秋田の主佐竹右京大夫

一三つ

御小袖

奥州衆相馬長門守

一貳つ

御小袖

奥州衆相馬大膳正

一同

御小袖

奥州衆相馬大膳正

一同

御小袖

奥州衆相馬大膳正

一三本	小刀	アカハヤシ
一貳拾把	綿	毛利 掃部
一貳つ	紺フク	武藤 清兵衛
十二月廿一日	已上	石川主殿頭
一貳つ	御小袖	羽柴對馬守
	奏者番	西尾丹後守
	已上	山岡主計頭
一三つ	御ハサミ箱	同人
一拾枚	銀子御馬代	金森五郎八
一五つ	御小袖	三郎右衛門
一五端	唐木綿	遠山民部少輔
廿六日	已上	奏者番
一三つ	御小袖	此國主若狹 宰相
一四つ	御小袖	藝州羽柴左衛門大夫
一四つ	御小袖	肥後國主加藤肥後守
一五つ	御小袖	感中子息細川 内記
一貳つ	御小袖	豐前國主 片桐 主膳
一貳つ	御小袖	九州宮木 右京
一貳つ	御小袖	關東衆岡部 内膳
一貳つ	御小袖	大坂速水甲斐守
一貳つ	御小袖	大坂伊藤丹後守

一貳つ	御小袖	丹波衆谷 出羽守
廿六日	一三つ	堀尾三之助
一三つ	御小袖	出雲國主堀尾 帶刀
一貳つ	御小袖	青木 民部
一三つ	御小袖	羽柴刑部法印
一三つ	御小袖	志摩九鬼長門守
一三つ	御小袖	美濃德永左馬介
一貳つ	御小袖	美濃遠藤但馬守
一貳つ	御小袖	奧州住元 常陸衆 戸澤 右京
一貳つ	御小袖	筑紫衆高橋 右近
一三つ	御小袖	佐久間久右衛門
一三つ	御小袖	石川玄蕃頭
廿六日	一貳つ	本多因幡守
一貳つ	御小袖	美作國主羽柴 右近
一貳つ	御小袖	豐後小川壹岐守
一三つ	御小袖	松平伯耆守
一貳つ	御小袖	吉川 藏人
一三つ	御小袖	關 長門守
一三つ	御小袖	美濃金森出雲守
一三つ	御小袖	羽柴丹後守

一壹束一本

杉原

本泉寺

以上

奏者番

永井右近

十月五日

一壹束一本

杉原

大朝

一壹束一本

杉原

新知恩寺

一壹束一本

杉原

仙林寺

一貳束

那須紙

大山寺八坊

以上

奏者番

西尾丹後守

十月十日

一五つ

御小袖

美濃衆徳永左馬助

一五拾枚

銀子御馬代

遠山民部少輔

十月十一日

以上

奏者番

松平伯耆守

一百枚

銀子

松平伯耆守

一百把

綿

比叡山南光坊

一壹束一本

杉原

比叡山南光坊

以上

奏者番

永井右近

十月十一日

一壹束一本

杉原

長床坊

一壹つ

御筒服

稻葉彦六

一壹つ

御紙子但御筒服

同人

以上

奏者番

永井右近

同十二日

一三十枚

砂金御馬代

南部信濃守

一三卷

セテン

西園の光明寺

一五拾

御弓ユカケ

青山石見守

一三筋

大緒

青山左近

一貳つ

御小袖

筑紫唐津寺澤志摩守

一五十枚

銀子

同人

十一月十四日

以上

奏者番

石川主殿頭

一拾指

御ユカケ

豊後衆伊藤修理大夫

一貳つ

以上

奏者番

遠山民部少輔

同十六日

以上

奏者番

大和衆松倉豊後守

一貳つ

御小袖

石川主殿頭

一壹つ

御茶椀

青木法印

一壹つ

御茶杓

同人

以上

奏者番

永井右近

一壹卷

ピロウトウ

伴天連

一壹卷

錦

同人

一壹面

鏡南蠻

同人

一四十五枚

口唐紙

同人

一五拾挺

南蠻らうそく

同人

一三枚

紫皮

島田新十郎

一壹束壹本	杉原	千江	別當
一三束	杉原	大山八	大坊
一五束	杉原	同八	大坊隱居
一拾枚	毛氈	石川日向守	
已上	奏者番	永井右近	
九月廿七日	紫葦	讚岐國主生駒	讚岐守
一貳拾枚	杉原	清須の正覺	寺
一壹束壹本	杉原	石川主殿頭	
已上	奏者番	織田民部少輔	
同廿八日	一貳つ	遠山民部少輔	
以上	奏者番	三州岡崎源空	寺
同廿九日	一壹束壹本	隨念	寺
一壹束壹本	杉原	永井右近	
以上	奏者番	薩摩島津陸奥守	
九月廿九日	一五つ	筑紫兼秋月長門守	
一貳つ	御小袖	西尾丹後守	
以上	奏者番	横須賀仙養	寺
十月二日	一壹束一本	遠山民部少輔	
以上	奏者番	分部左京亮	
同四日	一五つ	御筒服	段子有

一貳拾枚	銀子	分部左京亮
一拾	御小袖	飛騨金森出雲守
一三拾枚	金子	同人
一壹束壹本	杉原	山中寶藏寺
一壹束壹本	杉原	安樂寺
一壹束壹本	杉原	妙真寺
十月四日	一壹束一本	
一壹束一本	杉原	
一壹束一本	杉原	
一壹束一本	杉原	
一貳束	杉原	岩村城國寺
十月五日	一壹束一本	報土寺隱居
一壹束一本	杉原	
一壹束三本	同	
一拾本	扇子	こかの生越イ不動院
一拾本	同	せの山本坊
已上	奏者番	石川主殿頭
同七日	一壹卷	近州成菩提院
一拾本	扇子	柏原成菩提院
一壹束一本	杉原	江戶天德寺

以上 奏者番 永井 右近

一五枚 菖蒲草 八幡山豐 藏 坊

以上 奏者番 西尾丹後守

九月十六日 大鼓の革大小 丁 全

九月十六日 一貳丁 大鼓の皮 丁 全

以上 奏者番 永井 右近

一壹腰 御太刀長光 松平筑前守

一千枚 銀子 同人

一三拾 御小袖 同人

一五つ 御小袖 筑前内横山山城守

一五つ 御小袖 同奥村伊豫守

一百把 關東綿 遠江久野三郎左衛門

一貳つ 御蒲團 野乘 桑山左衛門佐

一貳拾枚 銀子 同人

一貳拾 甜合子蒔繪 大島 與兵衛

一三つ 御小袖 同人

以上 奏者番 神原伊豆守

一貳拾 御小袖 安藝毛 利子 松平長門守

一五百枚 銀子 同人

一拾枚 菖蒲草 毛利福原越後守

一壹腰 御太刀光忠 羽柴肥前守

一百枚 金子 同人

九月十九日 一貳百端 紅はふたへ 同人

一拾枝 御長持 同人

一五つ 御小袖 羽柴肥前内 松平伯耆守

一壹束壹本 杉原 法 然 寺

一壹束壹本 杉原 最上の館行 藏 院

以上 奏者番 石川主殿頭

九月廿一日 一貳拾疋 羽重 山門 三院

一壹束壹本 杉原 神 光 坊

一壹束 杉原 遠州かすい 永井 右近

同廿三日 以上 奏者番 永井 右近

一拾 御小袖 伊豫に住元藤 州津の城主 富田信濃守

一五拾枚 銀子 同人

同廿四日 以上 奏者番 石川主殿頭

一壹束 那須帯 江尻江 成 寺

以上 奏者番 遠山民部少輔

同廿五日 一貳つ 御小袖 大和衆本多若狹守

一拾 甜合子蒔繪右 同人

九月八日	一壹腰	御太刀一文宇	備前 國主松平武藏守	石川主殿頭
	一五百枚	銀子	同人	遠山民部少輔
	一貳拾	御小袖	同人	榊原伊豆守
	一百把	綿	同人	
	一百枚	銀子	因幡とつと りの城主 池田備中守	
	一拾	御小袖	同人	
	一五拾枚	銀子	中國衆山崎左馬允	
	一五つ	御小袖	同人	
	一貳百枚	銀子	土佐 國主山内對馬守	
	一貳拾	御小袖	同人	
	一貳百枚	銀子	伊豫衆加藤左馬助	
	一三百把	綿	同人	
	一貳つ	御夜物段子	左馬子加藤式部少輔	
	一壹つ	御蒲團段子	同人	
	一百枚	銀子	美作 國主羽柴右近	
	一貳拾	御小袖	同人	
以上	奏者番	西尾丹後守		

九月九日	一五拾枚	銀子	有	樂
九月九日	一三つ	御夜物	同人	
	一壹口	御鞍	同人	
	一壹掛	御燈	同人	
	一三拾枚	銀子	美濃衆織田孫一郎	
	一拾	御小袖	同人	
	一百枚	銀子	出羽國最上出羽守	
	一五拾把	最上綿	坂上紀伊守	
	一壹卷	白綾	近州 山寺世尊院	
	一壹束	杉原	同人	
	一壹枚	紫革	祝丹波	
	一貳枚	草	矢橋喜入	
九月十一日	以上	奏者番	石川主殿頭	
	一拾枚	銀子	伏見居 住の衆佐久間久右衛門	
	一三つ	御小袖	同人	
	一三つ	御小袖	平遠江守	
	一貳つ	しと子	駿府 詰衆桑山鍋	
	一三つ	御小袖	同詰衆島彌左衛門	
	一壹束	杉原	宗把	

九月七日

一貳つ 御小袖 遠州掛川松平隱岐守
 一貳つ 御小袖 今在伏見
 一貳つ 御小袖 松平河内守
 一四つ 御小袖 古田兵左衛門
 一貳つ 御小袖 越中加羽柴肥前守
 賀能登伊勢
 一貳つ 御小袖 神戶一柳 監物
 一貳つ 御小袖 豐後衆伊東 修理
 一貳つ 御小袖 大坂衆石川肥後守
 一貳つ 御小袖 九州衆稻葉 彦六
 一貳つ 御小袖 織田上野介
 一貳つ 御小袖 美濃西尾豐後守
 一三つ 御小袖 島津右馬頭
 一貳つ 御小袖 分部左京亮
 一貳つ 御小袖 越後久太郎羽柴美作守
 弟在江戶
 一三つ 御小袖 美作
 一三つ 御小袖 國主羽柴 右近
 一五つ 御小袖 國主細川 内記
 一貳つ 御小袖 松平甲斐守
 一貳つ 御小袖 豐後小川壹岐守
 一貳つ 御小袖 美濃衆市橋下總守
 一貳つ 御小袖 美濃衆市橋下總守

以上

奏者番

永井右近 石川主殿頭

九月八日

一貳つ 御小袖 遠州橫松 平 國
 一貳つ 御小袖 須賀 松
 一貳つ 御小袖 美濃衆遠藤但馬守
 一貳つ 御小袖 九州衆戶澤 右京
 一貳つ 御小袖 奥州南部信濃守
 伯耆
 一三つ 御小袖 國主中村伯耆守
 一三つ 御小袖 大和衆本多因幡守
 信濃
 一貳つ 御小袖 小室仙石越前守
 奧州相馬
 一貳つ 御小袖 馬の主相馬 大膳
 伊勢
 一三つ 御小袖 龜山關 長門守
 一三つ 御小袖 佐竹右京大夫
 一貳つ 御小袖 美濃德永 法印
 一貳つ 御小袖 那須 太郎
 一五つ 御小袖 讚岐國主生駒讚岐守
 一五つ 御小袖 出羽最上出羽守
 一貳つ 御小袖 因幡とつと 池田備中守
 一の城主

以上

奏者番

永井右近 西尾丹後守

一五拾把 江戸綿 尾里助右衛門

以上 奏者番 石川主殿頭

九月五日 一五百枚 御馬代銀子 安藝國主 羽柴左衛門太夫

同 一五つ 猩々皮、カツハ 同人

一五枚 虎皮 同人

一五つ 御小袖 筑紫衆毛利伊勢守

一三拾枚 御馬代銀子 同人

以上 奏者番 遠山民部少輔

同六日 一壹つ 御香爐 道標

一三拾さし 御鷹決拾 上杉 上條

一五つ 片口 佐々木次郎左衛門

一壹束一本 杉原 地藏院

以上 奏者番 榊原伊豆守

同七日 一拾 御小袖 奥州岩手山伊達政宗事 羽柴越前守

一三つ 御小袖 景勝

九月七日 一貳つ 御小袖 直江山城守

一三つ 御小袖 出雲堀尾帶刀

一三つ 御小袖 同三之助

一貳つ 御小袖 石川玄蕃

一三つ 御小袖 此國主若狹 宰相

一貳つ 御小袖 筑紫衆高橋 右近

一貳つ 御小袖 生駒 藤三郎 唐津住

一三つ 御小袖 筑紫名護屋 寺澤志摩守

一貳つ 御小袖 美濃衆 徳永左馬助

一貳つ 御小袖 大坂衆 桑山又四郎

一貳つ 御小袖 上野の 眞田伊豆守

一貳つ 御小袖 沼田上總を 本多出雲守

九月七日 一貳つ 御小袖 上野酒井河内守

一三つ 御小袖 安房 國主里見安房守

一貳つ 御小袖 下野 佐野修理大夫

一五つ 御小袖 毛利 藤七郎

一貳つ 御小袖 宗 瑞

一三つ 御小袖 京極 舍弟丹後 侍從

一貳つ 御小袖 志摩 九鬼長門守

一四つ 御小袖 丹波福知山 有間 玄蕃

一四つ 御小袖 藝州 羽柴左衛門大夫

一四つ 御小袖 加藤 肥後守

一五つ 御小袖 阿波 蜂須賀阿波守

一貳つ 御小袖 國主 丹波 谷 出羽守

一百枚

銀子

伊勢神戶城主

一柳 監物

以上

奏者番

永井 右近

九月二日
一拾

御小袖

丹波福知山

有間玄蕃頭

一貳枝

長持時繪

同人

一百枚

銀子

同人

九月二日
一三二つ

御夜物唐織

阿波國主

蜂須賀阿波守

一五筋

臺子

蜂須賀阿波守

一百枚

銀子

同人

一三枚

虎皮

讃岐國主

生駒讚岐守

一三丈四尺七寸猩々皮

同人

一百枚

銀子

同人

一三百枚

越前綿

京極會弟

羽柴丹後侍從

一百枚

銀子

同人

一五つ

御小袖

大和諸衆大和弟也

小出大隅守

以上

奏者番

榊原伊豆守

九月四日
一拾

御小袖

此國主若狹 宰相

一拾枝

御長持

同人

一百枚

銀子

同人

一貳拾

御小袖

出雲隱岐の國主

堀尾 帶刀

一貳百枚

銀子

出雲隱岐の國主

堀尾 帶刀

一貳つ

御夜物唐織

伯耆國主一角事

中村伯耆守

一壹つ

錦の御蒲團

裏緋鈍子

同人

一三枝

御長持時繪

段子の覆

同人

一百枚

銀子

同人

一拾

御小袖

淡路國主

脇坂淡路守

一五十枚

銀子

同人

一拾

御小袖

加藤左衛門尉

一三拾枚

銀子

同人

一五拾把

美濃綿

美濃衆遠藤但馬守

九月四日
一三拾枚

銀子

同人

一三拾枚

越前綿

美濃衆西尾豊後守

一百把

越前綿

三州衆同人

一百把

越前綿

三州衆水野日向守

一五拾把

美濃綿

三州衆吉田松平玄蕃頭

一貳百把

美濃綿

三州衆同 主殿頭

一百把

美濃綿

岡崎本多豊後守

一五拾把

江戶綿

三州衆同 縫殿助

一五拾把

江戶綿

小田原衆三州衆同 田土佐守

一五拾把

江戶綿

三州衆丹場勘介

一五つ	單物	多賀左近
一三つ	御小袖	神保長三郎
一五枚	銀子	古信長公弟 今在大坂 織田民部少輔
一三つ	御よぎ	同人
一拾本	梭欄帶	織田民部少内大堀治部
一壹端	段子	織田民部少内宗
一壹箱	朝倉山椒	織田民部少内長野次助
一貳つ	御小袖	福富兵部大夫 西尾丹後守
	已上	奏者番
	禁中より	
一御太刀	一腰	
一貳枚	金子御馬代	
一拾卷	リンス	
	親王より	
一御太刀	一腰	
一壹枚	金子御馬代	
	以上	
一貳つ	御小袖	公家衆廣橋大納言
一貳つ	御小袖	同勸修寺中納言
一壹面	ゴケ	井家攝津守

一五筋	大緒	速水右兵衛尉
一拾サシ	御鷹ユカケ	立入河内守
一三枚	皮	速水右近大夫
一五口	御鞍	湯淺右近
一五筋	大緒	亭祐法印
一五つ	足持せ	石川肥後
一拾枚	銀子	同人
一貳つ	御小袖	山名伊豫守
一拾枚	紫革	大和衆鈴木越中守
一壹束	杉原	相國寺鹿苑院
一壹卷	綾	同人
一貳冊	跡文	同人
一貳束	杉原	知恩院
一壹端	板物	同人
一三拾枚	銀子	豊後小川壹岐守
一三拾枚	越前綿	同人
一拾	銀子	大和衆福島掃部助
一貳冊	御小袖	同人
一拾	職原抄	當知者や そく事 中院中納言入道
	御小袖	伊勢神一柳監物 戸城主

一壹斤 紅原 堺の宗 盆

一三貝 麝香丸 大和 立修

已上 奏者番 西尾丹後守

八月廿四日 蠟燭 江月衆大久保右京亮

一拾疋 曬曬 江月衆大久保主膳正

一十挺 蠟燭 同右近子 永井信濃守

一十挺 蠟燭 傳八事 同森川金右衛門

八月廿三日 蠟燭 伊賀子板倉周防守

一壹束 增上寺

一壹卷 杉原 同所

一壹束一本 那須紙 ケイカン

一壹束一本 同 トンリヤウ

以上 奏者番 遠山民部少輔

八月廿五日 蠟燭 將軍近習小 水野 監物

一十挺 同 左衛門事 同井上半九郎

一壹束一本 杉原 大岸寺

以上 奏者番 石川主殿頭

八月廿六日 ヒロウトウ 大坂衆民 青木 法印

一貳卷 同 部少輔事 大見寺

一壹束一本 杉原 同

一壹束一本 杉原 西傳寺

以上 奏者番 永井右近

八月廿八日 綿 但馬豐 岡城主杉原伯耆守

一五拾把 銀子 同

一貳拾枚 銀子 大坂衆蒔田 權佐

一拾枚 銀子 同

一三三 御小袖 九州衆宮木右京亮

一拾枚 銀子 同

一三三 御小袖 河内 國衆桑山又四郎

一拾枚 銀子 御筒服とんす 同人

一三三 銀子 大坂衆伊東丹後守

一拾枚 御小袖 同人

一五つ 銀子 大坂衆速水甲斐守

一拾枚 御小袖 同人

一五つ 銀子 同堀田圖書

一拾枚 御小袖 同人

一五つ 御小袖 福島兵部少輔

八月廿八日 同 土上イ橋右近

一三三 同 佐藤孫六郎

一貳つ 同

一貳つ 同

以上

同 一腰 御太刀助重

一百枚 銀子

一百疋 越後 カナヒキ

一貳百把 以上

同 一五百挺 蠟燭

一三百挺 同 大久保相摸守

一貳百挺 同 右兵衛 酒井雅樂頭

八月十八日 一百枚 同 土井大炊助

一三枚 銀子 藤堂和泉守

以上 金子御馬代 本多佐渡守

八月十九日 一拾 大和衆 松倉豊後守

一貳拾枚 蘆取 出頭人 片桐 市正

一三拾端 リンス 同人

已上 奏者番 石川主殿頭

八月廿一日 一拾 御給 當時數 寄之師 古田 織部

已上 奏者 永井 右近

八月廿一日 一三拾把 綿 將軍近習 江戶詰衆 鳥井 左門

一貳百挺 蠟燭

一貳百挺 同 將軍近習十 戸田備後守

一貳百挺 同 武衛門事 高木主水佐

一百挺 同 江戶近習 倉橋内匠助

一五筋 同 同 鶴殿兵庫頭

一五サシ 大緒 同 青山圖書助

以上 御ユカケ 帶刀子 同 太田新左衛門

八月廿三日 一貳拾枚 奏者番 同 安藤彦四郎

一五つ 銀子 丹波衆谷 出羽守

一拾枚 御小袖 同人 青木民部少

一三つ 銀子 御蒲團段子 同人

一拾枚 銀子 朽木河内守

一貳つ 御筒服 同人

一三つ 御小袖 同人

一貳拾 蘆取 大坂衆 石河伊豆守

一貳拾本 梭欄掃 住吉屋宗 外

八月廿三日 一五枚 毛氈 川勝信濃守

一五枚 紫皮 東美 遠山勘九郎

一貳つ 御小袖 大和事 小出播磨守

一貳拾枚

銀子

銀座中

一貳卷

大段子

中將基道さし 滴

一貳端

リンス

兩替彌三右衛門

一貳斤

大白糸

平野忠五郎

一貳斤

大白糸

萬屋一右衛門

一壹斤

五色付糸

淀や次郎右衛門

一五斤

丁子

御藥や道 初子

一貳卷

セテン

いとや七郎右衛門

一貳枚

紫革

桔梗や道 圓

一壹腰

御腰物來國光

越前越前 少將

八月朔日

御脇指國安

越前越前 少將

一壹腰

綿

同人

一五百把

銀子

同人

八月五日

奏者番

永井右近

一五枚

紫革

大和衆松平右衛門

八月九日

以上

遠山民部少輔

一拾卷

リンス

小西長左衛門

一貳卷

ヒロウタウ

同人

一五拾枚

銀子

志摩關 長門守

八月九日

御ハラリ

同人

一五つ

御給

志摩關 長門守

一五つ

單物

同人

一壹帖

日本紀

吉田二位

一壹つ

御硯箱

神龍院

一壹箱

論語抄

同人

八月十三日

已上

奏者番

石川主殿頭

一三つ

御ハラリ

豐後衆稻葉彦六

一百挺

蠟燭

堀民部

八月十五日

已上

奏者番

石川主殿頭

一壹卷

段子

東福寺南昌院

同十六日

已上

奏者番

遠山民部少輔

一貳つ

御小袖

上方衆藤堂將監

已上

奏者

永井右近

八月十八日 江戸將軍駿府御上之時

一一腰

御太刀長光

一千枚

銀子

一三拾

御給

一拾

御帷子

八月十八日

一拾

單物

一貳尋壹尺	猩々皮	ルスの屋形
一貳壺	イソハニヤ酒 <small>黒酒</small>	同人
一壹端	段子	カヒタン
一五本	長蠟燭	同人
一三端	臨須	同人
一三つ	御手巾	ハテレン
一五つ内二盃	ビイトロ	同人
一貳百斤	紅花	上總衆本田出雲守 石川主馬頭
以上	奏者番	ルイス
七月十九日	一拾端	チリメン
一貳端	金襴	同人
一壹端	リンズ	同人
以上	奏者番	遠山民部少輔
七月廿二日	一貳百挺	蠟燭
以上	奏者	松平下總守
七月廿四日	一壹カラケ	キヤウ
一六桶	砂糖	カホチャの屋形
一四包	ラウ	同人
七月廿四日	一貳本	象牙
同人		同人

一壹本	キヤラ	同人弟
一三拾本	シユロ掃 <small>伊勢松坂城 主の長也</small>	古田助左衛門
一貳拾帖	もりした紙 二枚かけ	美濃栗原右衛門
以上	奏者	遠山民部少輔
七月廿五日	一五拾枚	銀子御馬代
一拾	御裕	和泉の岸和田小出大和守 同人
一三拾枚	御裕	但馬のいづし小出右京亮 同人
一五つ	御帷子	同人
七月廿五日	一五拾筋	大緒
一五つ	御裕	江月詰衆小出信濃守 同人
一壹束一本	杉原	高野大徳院
以上	奏者番	永井右近
七月廿九日	一貳拾疋	曬
以上	奏者	奈良惣町中
八月朔日	一壹腰	御太刀長光
一貳百枚	金子	秀頼公
一五拾疋	曬	同
一五枚	銀子	大坂衆有樂子羽柴左門 大黒屋長左衛門

以上

奏者番

榊原伊豆守

六月廿七日
一五束一本

杉原

ひこの山北

院

一貳箱

三大部

同所内 藏坊

一貳つ

御樂ふるひ

大戸壽徳庵

一壹束

杉原

近州佐々木神主

以上

奏者番

石川主殿頭

七月二日
一拾卷

白布無類

越後國主松平越後守

一五拾卷

同

同人

一三拾枚

銀子御馬代

監物子堀 雅樂佐

一五筋

大緒

狩野右近

一五つ

御帷子

松平越後内堀 對馬守

一貳百挺

蠟燭

同人

已上

奏者番

西尾丹後守

七月五日
一壹卷

むりやう

南 禪寺

一壹束一本

杉原

南禪寺傳 長老

一壹束一本

杉原

高雄上 人

七月七日
一壹束一本

杉原

高雄 僧正

已上

奏者番

永井右近

同
一五つ

御帷子

上方衆舟越五郎右衛門

一三つ

御帷子

藤堂和泉寺

一五つ

御帷子

越中子息細川 内記

七月八日
一貳拾五本

已上

奏者番

西尾丹波守

一拾枚

御圍

淺野對馬守

一貳つ

紫革

中坊久三郎

一拾枚

手燭

多羅尾次郎左衛門

七月九日
一拾枚

已上

奏者番

石川主殿頭

一貳拾枚

金子

大坂秀 頼 公

一貳枚

紫革

赤座 内膳

一貳つ

包丁刀

遠州二 諦 坊

一壹口

小刀

同人

一壹口

御鞍白木

イセキ

已上

奏者番

遠山民部少輔

七月十六日
一五拾斤

紅花

當時悉皆知行奉行伊奈備前守

同
一貳百挺

蠟燭

同人

七月十八日
一五端

奏者

永井右近

一三端緋緞子

金襴

ルスの屋形

一五端

大段子

同人

一五端

縹子

同人

一三疋 曬 同諸寺三十三箇寺

一壹束壹本 杉原 同

六月九日 已上 奏者番 遠山民部少輔

一五つ 御筒服綴子もあり 古田六左衛門

一拾枚 菖蒲草 秋山左三郎

一拾さし 御鷹ゆかけ 大坂衆長野次右衛門

六月九日 一壹面分 基 感前子駿 府詰衆 仙石三左衛門

以上 奏者番 西尾丹後守

六月十一日 一壹束壹本 杉原 南都極樂坊

一壹束壹本 杉原 雍州藥師寺

一壹束 杉原 南都西大寺

一五挺 油煙 同人

一五束 杉原 甲州身延山

一壹束一本 相原 駿河閑能寺

以上 奏者番 遠山民部少輔

六月十八日 紫草 豐後衆竹中伊豆守

一五枚 うちつき 宗 古

一貳枚 已上 奏者番 永井右近

同十九日 一貳拾疋 曬 杉若藤右衛門

六月十一日 以上 奏者番 西尾丹後守

一五つ 單物 ない謙 庵

一壹箱 香物 同人

一貳袋 半夏 同人

一貳張 御弓塗籠 美濃衆岡田將監

一壹本 箆 同人

一壹つ 矢筒 同人

六月廿一日 御弓立 岡田將監

一拾九 御矢 同人

一壹束一本 相原 三州大樹寺

一壹束一本 杉原 光明寺

以上 奏者番 石川主殿頭

六月廿一日 單物 志摩九鬼長門守

一拾 金子 同人

以上 奏者番 遠山民部少

六月廿五日 生絹 六條本門跡

一五拾枚 銀子 同人

一五筋 大緒 宮内卿

一三掛 熊障泥 少眞法印

五月十一日 一壹束一本

杉原 三河悟 真 寺

已上

奏者番

石川主殿頭

五月十三日 一五つ

御筒服

中川修理大夫

一五拾枚

御馬代銀

中川 内膳

五月十一日 一拾

御帷子

同人

一壹對

御衾りんす子有

中川 内膳

一拾束

錫剪立

高野文 殊 院

一拾束

高野紙

行人 方

五月十八日 一五つ

已上

奏者番

西尾丹波守

一壹つ

御帷子

飛鳥井宰相

一拾

御枕

同人

一三つ

御帷子

花房 又七郎

一三筋

御帶

閑 齋

五月廿三日 一五さし

已上

奏者番

遠山民部少

一五さし

御鷹決拾

針たて 靜 香

一二本

團

龍

五月廿六日 一貳拾斤

已上

奏者番

石河主殿頭

五月廿六日 一貳拾斤

已上

奏者番

土佐羽柴對馬守

一貳拾五端

緋細内むりやう 九州柳河豐後守

五月廿九日 一五束

奏者番

永井 右近

一五束

那須紙

那須權太夫

六月一日 一五拾端

奏者番

石河主殿頭

一三拾枚

發絢

深井丹後守

一五つ

革

大和衆松倉豐後守

一五つ

燭臺

同人

六月五日 一拾枚

奏者番

遠山民部少輔

一拾筋

御鷹の打板

佐久間久六

一拾

御鷹大緒

佐久間左兵衛

一拾

御鷹もとをり但象牙

同人

以上

奏者番

石川主殿頭

六月六日 一壹つ

御ふせこ

權 西 堂

六月六日 一壹端

杉原

文殊院 宮 内 卿

綾

同人

同人

一拾疋

白布

南都 五 師 衆

一拾疋

油煙

南都 五 師 衆

一五挺

油煙

南都 五 師 衆

一五挺

油煙

同根 無 量 提 命 寺

一五つ	御帷子	越中國主 お犬舎弟	羽柴肥前守
一貳つ	御帷子	大坂衆	田權助
一三つ	御帷子	越後衆	溝口伯耆守
一三つ	御帷子	大坂衆	石川肥後守
一三つ	御帷子	伊勢衆	分部左京亮
一貳つ	御帷子	三河吉田城主	松平玄蕃頭
一貳つ	御帷子	武藏岩つき	高力左近
一貳つ	御帷子	織田民部少輔	
一三つ	御帷子	上野前橋	酒井河内守
一貳つ	御帷子	上野ふこ	牧野駿河守
一五つ	御帷子	大坂衆	片桐主膳正
一三つ	御帷子	大和衆	伊東掃部

已上 奏者番

城	和泉守
永井	右近
西尾	丹後守
遠山	民部少輔
石川	主殿頭
尼ヶ崎	又次郎
高野	無量光院
石川	主殿頭

一五つ	御帷子	九州衆	松浦法印
一三つ	御帷子	遠山	民部少輔
一三つ	御帷子	二條	殿
一貳つ	御帷子	三寶院	門跡
一貳つ	御帷子	興福寺	門跡
一壹束壹本	杉原	常菩提院	
一拾	匂袋	同人	
一拾枚	銀子	山中	主水
一五疋	羽裏	坂本	新五郎
一五端	白布	御樂屋	勝七
一貳端	かな金木綿	片山	小右衛門
一貳拾	鎮子	美濃衆	中川左衛門
一貳つ	御同服	大和衆	桑山伊賀守
一壹下	御袴	同人	
一拾	御帷子	桑山	與兵衛
一五つ	御帷子	城	和泉守
一五つ	御帷子	大坂尼ヶ崎	建部内匠
一五つ	御帷子	永井	右近

已上 奏者番

同 一貳つ
同 一貳つ
同 一貳つ
一拾

已上 奏者

御帷子 下野衆那須權大夫
御帷子 近州衆朽木河内守
御帷子 備後安藝羽柴左衛門大夫
石川主殿頭 兩國主

永井右近
西尾丹後守
城和泉守

遠山民部少輔

肥後國主 加藤肥後守
阿波國主 蜂須賀阿波守

御帷子 生駒藤太郎

當時伊賀國主 藤堂和泉守
九州衆今在江戶 立花左近

下野佐野修理
今大和衆 松倉豊後守

御帷子 水谷伊勢守
單物 關長門守

伊勢龜山 羽柴美作守
越後久太 仙石越前守
弟今江月信濃小室

五月三日 一拾
同 一五つ
同 一五つ
同 一三つ
同 一三つ
一三つ
一三つ
一四つ
一三つ
一三つ

一三つ 五月三日
一拾
一三つ
一三つ
一五つ
一拾
一五つ
一五つ
一五つ
一三つ
一三つ
一五つ
一五つ
一三つ
一三つ

御帷子 豐後國小川壹岐守
御帷子 最上出羽守
御帷子 下野國、城主 松平丹波守
御帷子 近州長濱 内藤豊前守
御帷子 信濃ふかし 石河立蕃頭
御帷子 今松本と云 奥州岩手山 羽柴越前守
御帷子 伊達政宗事 加賀能登越 松平筑前守
御帷子 中三ヶ國主 三州薊 水野日向守
御帷子 遠州懸川今 伏見居住 松平隱岐守
御帷子 懸岐守子今 懸川の住 松平河内守
御帷子 松平紀伊守
御帷子 戶河肥後守
御帷子 遠州濱 松平左馬允
御帷子 松平高橋下總守
御帷子 美濃衆 關東關 松平甲斐守
御帷子 宿伊勢神 伊勢神 柳監物
御帷子 筑後國主 筑後國 田中筑後守
御帷子 同子 田中隼人
單物 豐後衆荒木 瀨兵衛子 中川修理

一同 一同

五つ 貳つ 貳つ 五つ 五つ 三つ 五つ 三つ 三つ 三つ 三つ 三つ 貳つ 三つ 貳つ 貳つ 三つ 三つ 貳つ 貳つ

御帷子 御帷子 御帷子 御帷子 御帷子 御帷子 御帷子 御帷子 御帷子 御帷子 御帷子 御帷子 御帷子 御帷子 御帷子 御帷子 御帷子 御帷子 御帷子 御帷子

河内國 桑山又四郎
 衆 秋田の 佐竹右京大夫
 主 奥州相 馬の主 相馬 大膳
 須衆 下野那 成田左衛門尉
 相馬長門守
 伊勢衆 古川吉左衛門
 上野の沼 眞田伊豆守
 田の主 大坂衆 速水甲斐守
 同 大坂衆 伊藤丹後守
 堀田圖書頭
 因幡國 衆 龜井武藏守
 大坂衆 青木民部少輔
 出雲隱岐國 堀尾 帶刀
 此出雲隱岐國 堀尾三之助
 の主 帶刀 孫 近江國 衆 朽木兵部少輔
 豊後衆 伊東修理大夫
 由良信濃守

一同 一同

貳つ 貳つ 五つ 五つ 拾 貳つ 三つ 五つ 三つ 三つ 三つ 四つ 貳つ 三つ 貳つ 貳つ 御帷子

美濃國 津田孫一郎
 衆 九州衆 稻葉 彦六
 關東衆 岡部 内膳
 九州衆 宮木右京進
 丹波衆 谷 出羽守
 奥州南 部の主 南部信濃守
 奥州住 元常陸衆 戸津右京進
 美濃衆 遠藤但馬守
 伊勢衆 織田上野介
 遠州よこ 松 平 國
 すかの 奥州米 景 勝
 景勝年寄 直江山城守
 悉皆人也 薩摩國 主 島津陸奥守
 同家中 島津右馬頭
 安房國 主 里見安房守
 大和六 かと 本多因幡守
 上野國 本庄 小笠原右衛門佐

四月廿八日

已上

奏者番

石河主殿頭

一千枚

御馬代銀子

薩摩國主 島津陸奥守

同 一五拾端

段子

奥州交島津 龍白

同 一壹卷

金襴

同所島津攝津守

同 一五端

板物

京都知 恩院

同 一三拾

錫香箱

知恩院使者 榮傳

一五包

金屑丸

同人

已上

奏者番

城和泉守

五月朔日 一五拾

ゑひ鎮子

大坂衆 長谷川式部少輔

同 一拾枚

紫革

同人

同 一壹つ

盆蓋きんし

養安院

同 一貳

薰衣香

同人

已上

奏者番

石川主殿頭

五月朔日 一拾

御帷子

毛利藤七郎

同 一五つ

御帷子

毛利宗瑞

同 一五つ

御帷子

讃岐國主 生駒讚岐守

同 一三つ

御帷子

福原越後守

同 一五つ

御帷子

伯耆國主 中村伯耆守

同 一貳つ

御帷子

九州衆か 寺澤志摩寺

同 一三つ

御帷子

飛騨國主 金森法印

同 一三つ

御帷子

養子 金森出雲守

同 一五つ

御帷子

京極修理事 丹後侍從

同 一貳つ

御帷子

美濃國主 平岡平左衛門

同 一三つ

御帷子

九州衆 木下右衛門大夫

同 一貳つ

單物

美濃衆 西尾豊後守

同 一三つ

御帷子

上總衆 本多出雲守

同 一五つ

御帷子

此國主 若狹宰相

同 一三つ

單物

美濃衆 徳永法印

同 一三つ

御帷子

法印 子徳永左馬助

同 一五つ

御帷子

美作國主 羽柴右近

同 一五つ

御帷子

豊前國主 細川内記

同 一三つ

御帷子

伊勢衆 九鬼長門守

同 一貳つ

御帷子

大和國主 桑山伊賀守

同 一 壹束 杉原 三州小松原寺
同 一 壹本 末廣 同
同 一 壹束 杉原 遠州安寧寺
一 壹本 末廣 同
一 壹束 杉原 下妻玉泉院
四月十日 一 壹下 緞子御袴 奏者番 石川主殿頭
一 拾 御料理鍋 大坂紫青木民部少輔
一 拾 錫之剪立 同人
四月十日 一 百把 綿 奏者番 永井右近
同上 一 參拾枚 御馬代銀子 淺野彈正少弼
同上 一 四つ 御小袖 同人
同上 一 壹腰 御太刀一文吉 淺野紀伊守
同上 一 百枚 御馬代銀子 同人
一 拾 御羽織 同人
已上 奏者番 永井右近

四月十五日 一 拾さし 御鷹決拾 上方衆多羅尾久八
同 一 拾筋 大緒 羽樂三平右衛門
一 拾 御小袖 淺野紀伊守
已上 奏者番 西尾丹後
四月廿二日 一 壹束 杉原 圓光寺
同 一 壹端 綾 同人
同 一 五袋 秀幕 高野文殊院
同 一 五卷 純子 同衆徒中
同 一 貳 同 同青正巖寺
一 壹束 杉原 三州岡法花寺
一 五本 扇子 同人
已上 奏者番 遠山民部少輔
四月廿四日 一 壹束 杉原 立榮
一 壹本 末廣 同人
已上 奏者番 永井右近
四月廿六日 一 五卷 大段子内緋純子
あり かん長西堂
一 五疋 白羽裏 同旭西堂
一 五疋 白羽裏 瑞藏主

如レ此、嫡男は大御所近年小性して近習也、美男殊心撰神妙なりき、上下輩惜レ之、

此冬、江戸永樂錢捨て、薄錢可レ用之由大御所曰、是は近年藏に置れける永樂損しけるとて如レ此と云々、永樂貯置町人已下迷惑と云々、但又以來は可レ被レ用レ薄

錢之由、下薦謳歌と云々、去秋松平周防守于時下野丹波國前田主膳去秋狂氣領分令拜領一相上、此事各匿笑、日來周防氣遣以下如何有けん、上下人如レ此、於ニ丹波主膳屋敷上山急被レ爲ニ普請けるか、城に成間敷とて、自ニ十二月比被レ止けると也、

此寒中雨節々、降雪は兩度降、霧度々降り、寒中暖氣なり、尾州清須古下野守自ニ關東ニ相從衆外、近年被ニ相抱レ侍、不限ニ大小、悉被レ離ニ扶持ニ間、各令ニ他國、亦于今清須に隱居族も有レ之、

自ニ關東ニ相從士に、去秋檢地付、于今知行不レ被ニ相渡ニ無足と云々、清須小笠原和泉守、自ニ去夏ニ在ニ江戸、知行は下總國さくらにて二萬八千石拜領しけるか、下野國風間城

主松平周防守去秋丹波に上し後、在城者なかりける間、小笠原和泉守被レ遣、城領三萬石也、

於ニ江戸ニ土井大炊、安藤對馬、青山圖書浴ニ新恩、各本知行一倍也、是何も將軍秀忠公近士也、

舊冬就ニ火災、正二月方々音信無ニ披露、三月三日 一貳拾 大燭臺 豊後國伊東修理大夫

同 一拾 中燭臺 同人
一貳拾 手燭 同人
一三拾 真取 同人

一三つ 真取金子 同人
三月四日 一拾 燭臺真取共 同九州宮木 右京

一三箱但五貫目入 蠟 會津飛騨守内町野左近助
一三箱五貫目入 蠟 同 岡 半兵衛

一貳百挺 蠟燭 吉倉六兵衛
已上 奏者番 永井 右近

四月六日 一三卷 緞子 比叡山正 學 院

同 一壹束 杉原 同
同 一三束 杉原 比叡山横川 西塔

同 一壹本 末廣 同

作守信昌建立也、從美濃國加納一人夫相上令普請、此寺を號久昌院、

十一月十五日、去夏より有沙汰ける法花宗淨土宗法論之事、今日於江戶新丸可被遂一決由也、淨土宗所化衆之中、廓山と云僧を被出相手、彼廓山問云、五乘齊入之天願は、三佛同證の所説、如何是三經無得道之趣、法花第一の常樂院屈するか、又存不相應の相手由歟、爲儀兵由存る歟、稱發病由令平臥、更に無返答、廓山進而曰、前問雖未及返答、重而下二問、汝か義門舉て四十餘年未顯眞實之句に、或執て尋常頤咄宏言家之爲秘、依之令會如來之正法、破私曲之邪義、夫未顯眞實之一文は、法華使有緣機、爲令生信受、若約佛意之邊者、五時半滿所説、聊無嫌隔、故に無量義經に、法譬合説して云、井池江河、溪渠大海、水性無差別と云へり、其上汝依經之譬喩品には、我昔從佛聞如是法、見諸菩薩受記作佛と説、文句には方等教中間大乘實惠與令不殊と釋す矣、是法花以前の諸經、眞實得道之明文に非る耶、如何々々、此時も常樂院無返答、廓山重而訶曰、常樂院不返答者、法弟五人相寄一句善々と、再三雖責、全如啞

人、敢絶言語、故に宗論之任法義、常樂院并法弟五人之法衣請取之、明鏡被遂勝利畢、

于時慶長拾三申十一月十五日

判者高野山遍照光院在判

右の法衣請取衆中之事

第一常樂院

弟子第二上總連◎來源判

第三堺衆

玄聽判

第四同玉雄判

第五上總琳碩判

第

六同可圓判

已上師弟六人、法衣請取者也、

土方河内守於江戶病死、日來たはこを用ける故、喉破相果と云々、是元來尾州内府信雄信長公無雙の臣下也、當時江戶將軍爲進士、

十二月、パンチャア國より以使者、駿府大御所信長公に音信、大御所しやうぎに腰を掛、彼使者有對面、是は船着島商船往來地也、

十二月大、二日寒に入、二日、大御所江戶御立、同八日駿府に御着、去十月自下向於關東鷹野し給、白鳥一つ鶴六十取、鴈鳴は不知其數、

三河國足助山家代官三宅辰介親子三人被生害、知行成箇引負依有之、自去夏中被押籠置けるか、今

九月十二日、大御所清須の御成あつて、彼國置目等可下知給_レ由、自去比_レ度々日しか、俄今日關東へ御下、江戸には無_レ御出、直に方々鷹野し給、將軍自_レ江戸武藏の府中へ出合、遂_レ面上_レ給、

廿四日、爲_レ勅使_レ吉田左兵衛參_レ詣多武峯、是去年春より大織冠木像破血出ると云々、昔年如_レ此事有_レ之時は、以_レ勅使_レ被_レ祈念_レければ平愈ありとて、任_レ古例_レ被_レ及_レ此儀_レと云々、廿日、下野_カ國古河の城燒亡、城主松平丹波守在_レ江戸_レ留守也、

十月三日、鞍馬寺毘沙門開帳也、去六月より至_レ于今日、百ケ日の間開帳、貴賤參詣不可_レ勝計、開閉兩時共に令_レ參詣、青蓮院介_レ法_レ之_レ給、尊體出入之儀、當時衆徒妙壽院介借也、彼堂去年春、從_レ秀頼公_レ修理ありけれども、庵相由曰、又當夏小屋をあげ、堂の柱を以_レ漆塗、彌結構也、是依_レ秀頼公_レ仰に_レ也、毘沙門御長、縦は人ならば十歳計の童之高さ也、吉祥天女は毘沙門御耳のたけほと高し、禪西童子は毘沙門御乳の通ほと也と、妙壽院被_レ語也、

東山大佛、來年可_レ被_レ立_レとて、金子を自_レ秀頼公_レ被_レ出、是を大御所より被_レ請取、又大御所より此代に被_レ

出_レ兵糧、其外も秀頼公より金銀材木被_レ調、此ために黄金の千枚吹のふんとうを江戸に被_レ下、於_レ江戸_レこれを板金に吹ければ、右之内卅四五枚不足と云々、尾張國當夏より被_レ當_レ竿、此比漸終る、此檢地始より上下の諸給人知行被_レ押置、竿終る上、替地を可_レ被_レ宛行_レとて、先もとより奉公の衆は、古米を百石の知行に付て貳拾石、近年被_レ相抱_レ衆は、百石に付百拾石被_レ下置_レと云々、何と分別しけるやらん、新參之衆退參之者多之、平岩主計頭甲斐國知行、去夏より被_レ召上、替地于_レ今不_レ渡、下々大略逐電すと云々、

此二三ヶ年以前より、たはこと云物、南蠻船に來朝して、日本の上下專_レ之、諸病爲_レ此平愈と云々、然處此比_レ之者、悶絶して頓死多之、又自_レ南蠻_レ醫師來朝して云く、此たはこ吸もの雖_レ有_レ發病、藥を與事如何と云々、たはこの事醫書に依_レ無_レ之如_レ此云、我朝の醫師も同_レ之、

十日比、淺野彈正妻子江戸に被_レ引越、

江戸の内藤修理霍亂相煩、即十日に滅す、是は將軍家幼少の時奉_レ付、此間は將軍の御前方に被_レ付_レ之けるか、俄如_レ此、十一月五日、建仁寺新寺立、是は奥平美

大御所則有_二對面_一、進物此末に注_レ之、廿日午刻、駿府殿守打鎚大工中井大和守給_三祿薄_一、錢千貫文、銀子袋八つ廿枚入、太刀等也、其外諸職人之棟梁太刀折紙引出物也、右之大工大和守任_三諸大夫_一、殿守の棟に五色幣三本、何も薄板染物也、

弓二挺并矢被_レ立、大御所并將軍坐_三彼砌_一、

此殿守模樣之事

元段十間 十二間但七尺間 四方落 椽あり 二之段同

十間 十二間同間 四方有 欄干 三之段腰屋根瓦 同十

間 十二間同間 四之段 八間十間同間 腰屋根 何も

白鐵 懸魚銀 ひれ同 さかわ同銀 釘隠同 五之

段 六間八間 腰屋根 懸魚 鏃 唐破風 鬼板何も白鐵

六之段 五間六間 屋根 破風 鬼板白鐵 さかわ釘隠何も銀

段 天井組入 屋根銅を以_レ葺_レ之 軒瓦減金 破風銅

懸魚銀 ひれ銀 筋黃金 破風之さか輪銀 釘隠

銀 鷓鴣黃金 熨斗板 逆輪同黃金 鬼板拾黃金

廿二日、於_三將軍旅宿_一 駿府二 常陸介七歳幼 雅名長福丸 能

仕給、廿五日朝、於_三本丸_一有_三振舞_一、刀行平被_レ獻_三將

軍_一、駿府遊女共、去比は是故下々有_三喧嘩_一間被_三相

拂_レしか、此比は又町を割被_レ渡と云々、

此比、西國大名衆、駿河に爲_三移徙_一祝儀被_三相下_一、廿七日、於_三駿府淺間_一有_三能_一、今春太夫親子觀世實生金剛行之、今春親太夫四番、觀世太夫翁共五番、今春若太夫實生金剛是三人一番宛也、

九月三日、將軍秀忠公自_三駿府_一江戶へ御歸、今日清見か關泊給、十日比より、畿内中國西國四國北國衆、移徙爲_三祝儀_一被_レ下_三駿河_一、進物之事、始は或は銀百枚、或は銀二百枚に、何ぞ相添被_レ上しか、後參之衆は銀五百枚三百枚に、蒔繪の長持五るた十るた相添進上也、其上各江戶に相通、將軍の出仕也、

此比駿府にて毎夜切_レ人事甚也、被_レ掛_レ金可_三申出_一旨被_レ下知_レけれとも、于_レ今無_三其沙汰_一、又日々有_三喧嘩_一、互及_三死傷_一、自_三江戶增長寺_一、淨土宗長老駿府へ來臨、大御所三條血脈、三日精進潔齋し、十五日被_レ行_レ之、

去比より法花宗與_三淨土宗_一可_レ有_三法論_一由、自_三法花之僧常樂院_一頻被_レ勸、京都の法花宗内々不可_レ然由被_レ思けれとも、常樂院不_レ用_レ之と云々、四國衆伊駒讚岐守妻子江戶に引越、將軍快氣し給、普請役半分可_レ被_レ除由曰と云々、

筒井伊賀守可有改易之由大御所依命、自江戸

以使者、桑名加納佐和山、但家中侍并伊賀守財寶儀、

無異儀任其人心、何地へも可遣由也、此使七月朔

日、桑名本多中務加納松平飛驒守參着、則通佐和山

井伊兵部少輔に、

廿四日之晚より、又日々雨、

廿五六七南風烈、西國は高鹽にて、船多以破損と云

云、廿九日、於洛中寺町、谷出羽守息子と古蜂谷伯

耆守孫子と及噴嚏、蜂谷孫子則死、

七月朔日、大雨洪水、同四日より雨不降、其後さつく

炎天也、

五日、伊勢桑名美濃加納近江佐和山主出軍、同八

日、伊賀國上野城に、右三人被移入數、十日に各入

城、本九松平飛驒守令居、二三九圍取にて右兩所被

令居、

於駿府淺間、大御所未子^{長福}被行能、

廿日、此比より尾張國爲檢地、伊奈備前守參着、則村

里被當筭、

伊賀國上野城に伊兵部相殘、飛驒守中務は可令歸

國、由、從江戸飛脚、廿六日に參着間、則兩人は歸國

也、

廿八日大雨、去三日雨後は初也、廿九日、大雨夥

降、

此夏、關東の者として、京都に來るは、腕は次第に未程

ほそく、こふしの體は猶以ほそし、其先に指た、一つ

有、酒など飲時は、臂をあげ盃を臂にてはさみ飲、繩

を能ないける、縦は手のある者よりも繩を速ないけ

る、

七月、飛鳥井與松下云事有、頃年松下鞠のゆるしを

出しける事不謂由、飛鳥井存分也、殊飛鳥井家の外、

鞠のゆるし不可出由、信長秀吉御書付有、依之駿

府に被言上問、飛鳥井理運勿論也、

八月朔日、大水、七十年已來無比類、由、古老申之、

諸國堤切、村里如海、洛中の水入、人餘多流死、諸國

損亡不可勝計、

此水東三川より東國にはさせる儀なし、播磨より

西國は尙以水不出、

二日より快晴、九日より雨降、中にも十三日大雨、

丑刻より大風洪水、十二日、金森法印^{若名五郎八}死去、

江戸將軍去十日に進發、十八日戌刻至て駿府着御、

繼_レ交跡、伊賀守令_ニ奉公、飛驒此比令_レ煩間、息子下_ニ駿府、右可_レ致_ニ作事、由飛驒令_ニ下知、息子則可_ニ相下_ニ由令_ニ支宅_ニ、◎度處、伊賀守爲_ニ我家中者間、下儀無用由令_ニ下知_ニ押留之事、彼是少事令_ニ譏言_ニと云々、彼伊賀守行跡、常に被官已下にも_ニ對面、隱_ニ居山中_ニ打_ニ鹿計、依_レ之往々不可_レ持_レ家由臣下兼思儲と云々、去正月、彼伊賀守家屋に種々有_ニ怪異、正月二日に鹿入_ニ臺所_ニ容_ニ、◎害之、又金銀藏并數寄屋圍爐裡門外門中有_レ之、同時落と云々

三川國荊屋城主水野日向守、去年十月、かふき女名字號_ニ出來島、隼人召連被_レ下けるか、去月比引連令_ニ上洛、衣裝已下さらびやかにしてかふきける、内々於_ニ聚樂勸進に_ニかふかせらるへきよし被_ニ思立_ニけるか、不可_レ然由知音者類令_ニ諫言_ニ間被_ニ相止、勸進法樂にかふきける、見物貴賤成_レ市、去年十月被_ニ連下_ニ時、亭主の銀子參拾貫目被_レ出、此度衣裝其外造作銀子七拾貫目入用由、京町人有_ニ謳歌說_ニ條、若輩者共見物せぬはなかりけり、

廿日、大水、

駿府中かふき女并傾城共多して、動は有_ニ喧嘩、依_レ之

可_レ拂之由大御所曰、

廿四日、伊勢大神宮有_ニ大神樂、是は大坂秀頼公乳母局有_ニ參詣、秀頼公并御袋爲_ニ祈禱、二前被_レ行_ニ大神樂、

廿六日、六月節也、

六月三日、鞍馬開張、多開天之尊體、縱は十歲計の童兒の長也、吉祥天母_カ女_◎の御長、毘沙門の尊體よりも耳の上はと高し、禪西童兒之御長、毘沙門の乳のとうり也、

六月八日大水、洛中室町水押入家財浸、河内國攝津國堤上水越、美濃國より東はさして水不_レ出と云々、十一日、又洪水也、去四月より今長雨、關東上方も此分也、十五日、尾州津島祭也、鹽早引故、山二つ不_レ渡、十六日、今朝より快晴、

越前國古中納言秀康息女被_レ下_ニ江戶、今日出_レ國、是は毛利輝元_主、元安藝國を始、中國十一箇國、息男近年被_レ在_ニ江戶、爲_レ被_レ嫁_ニ彼方_ニ也、此比、丹波國前田主膳令_ニ狂

氣、家老者共令_ニ殺害、則物狂、京近江步行し、於_ニ水口_ニ被_レ打擲、無_ニ正體_ニ有様也、扱伏見に召連令_ニ籠舍、彼領分并家内自_ニ駿河_ニ依_レ仰令_ニ改易、

去正月、伏見傾城名字號、紛失、亭主又一相尋之、此比於肥後國露顯、近江國大御所藏入代官下代芹澤新平と云者彼女を盗出、肥後國は小銀爲生國、間相下、遠境山里に隱居しけれども、尋常非住居として人皆不審之、終以令露顯、彼新平をは則擄取、女をも押置、男女偕下駿河國、於府中令籠者、此小銀形不可耻陵蘭妾、圍碁上手本因坊、自去正月在江戶、將軍可見象碁給とて、自京都宗桂被召下、十日に十番さしける、一日に勝負相交成持、象碁は本因坊宗桂對揚也、此比從江戶上駿府令逗留、卯月、關東は自年内、此比迄雨さして不降、當月中旬より雨頻降、建仁寺名物之藤花、今年不咲、人不審之、十日、碁打利立下着駿府、道石と毎日碁有之、三十番内七番道石勝越けると云々、道石は本因坊令同道、六月下旬令歸洛、此比は女性に碁有存知人、夜は大御所見給之と云々、大久保石見守去月佐渡國下、銀子當年は曾不出、依之爲水流し溝を深堀、色々被了簡ける、まぶ

のあな海の地形と對揚歟、水まぶに多して難堀と云、諸商人欲及、餓死、如此條、盜人狼藉無止時と云々、廿一日、駿河府中風烈して、庶民家屋少々倒る、此日、美濃尾張大水、此夏麥豐年也、但關東は麥凶年、奥州南部に有金とて、金鑿共彼山自佐渡國相下、始は無際限出けるか、懸而出止、又金鑿共松前下、松前之主彼地兵糧乏間、已來飢饉兆なりとて不能許容と云々、廿三日己日輸入誰かれ時より以前、光物有之、自北通南、去月廿九日夜子刻にも光物有之、福島左衛門大夫息被相果間、先年被遣し大御所めい、此比武州關宿自藝州被下、五月、伊賀國主筒井伊賀守被召下駿府、是彼臣下中坊飛驒守と有云者、彼か依讒言、大御所甚不快、則伊賀守被下江戶、其子細は、自去子年、彼飛驒守掛心南部、中坊奉公かましき事を言上しける、彼取次大久保石見守依取申知行、少々代官を仕條、駿府屋作爲代官役、組人々作事しける、彼飛驒息子元來

北野社出來間有遷宮、御輿を松梅院遷さんとせられ
けれとも、曾て不_レ動、然而古例を改引付を被_レ見ける
に、西の岡の者、昔年御輿を負けるとて、彼郷に被_レ尋
に、ゆかりの者無_レ之と云々、色々相尋ければ、京に一
錢剃刀して渡世の者有_レ之、彼者の先祖、昔も天神の
御輿を負けるとして召出す、さて彼者來て御輿を持
れば、安々とあかりけり、上下成_レ奇特思、近年北野に
舞殿なかりしか、此度悉造營、次に新舞殿被_レ建、則右
御輿持たりし者、爲_レ禰宜、彼舞殿令_レ在社、參詣貴賤
最花錢を與_レ之、

此春、秀賴公抱瘡令_レ煩給時、天神御使とて色々有_レ吉
瑞と云々、

四日、伊勢國桑名本町家屋卅餘燒亡、去々午十一
月、通_レ火難_レ町也、六日、夜前より終日雪降、

此比、大坂秀賴公抱瘡令_レ煩給事甚危急也、西國中國
衆密々有_レ見廻、是被_レ憚_レ家康公前_レ歎、中にも福島左
衛門太夫急大坂に參上と云々、

十日彼岸に入、此中日酉刻、入日殊_レ緋して、日のま
はりうきあかる様に見たり、日まいけるとて、男女拜
之、

廿七日夜より廿八日終日大雨、下民悅_レ之、此已前雪
雨雖_レ降、徒土地しめる許也、

此比迄餘寒如_レ冬、草木一圓不_レ茂、花較遲、當秋も可
爲_レ凶年兆_レ歎と云々、

秀賴公煩漸本復、北野天神影向有_レ奇特と云々、
十四日、駿府城屋形悉立、

水野對馬守於_レ常陸國、壹萬石拜領、さて長福主に被
付、此仁實人之由云々、舊冬より此儀仰なりけれ
も被_レ固辭、雖_レ然依_レ仰終に以及_レ此儀、

中山左助同五千石、同常州にて拜領し、是も鶴丸へ仰
付、

此春小人島の者也とて、於_レ京都、鼠戸を結、代を取人
に見せける、縦は日本人ならば、五六歳の童部の長
也、

廿九日_{丁亥}申終西頭、日輪二在と云々、但日影雲間へ
移歎、雲殊_レ緋、

三月三日_{庚寅}夜前より雨降、及_レ亥刻_レ休止、
駿府城内屋形何も瓦葺、但御座所は白鐵を以_レ葺_レ之、

十一日_{戊戌}未刻大御所駿府城に移徙、亥刻、俄雷動搖、
風雨烈、但懸而休止、

慶長十三^申年

四月朔日^巳朝少曇、未申刻日蝕也、曆には辰巳刻

と出しけるか、時は違也、昔年建久九年^{戊午}正月朔日、

日蝕、是凶兆と云々、其年頼朝姉婿二品能保父子、暫

時薨と吾妻鏡に有、

駿府の材木爲運送、諸國浦々舟船相改、日記に被

載、兵糧賣買之不可致渡海之由、堅被相觸、

舊冬駿府火事に付、女房衆五人、諸國大名小名不

殘令^{音信}、皆金銀小袖等也、

江戸將軍の各出仕、元日也、

自^三江戸爲^三使者安藤對馬守駿府に來る、江戸材木

所々有^レ之、駿府造作可^レ被^レ用^レ之と云々、

於^三駿府大御所に出仕、二日也、大坂秀頼公より使

者、并自^三江戸使者酒井左衛門尉を以、被^レ遂^三年頭之

禮を、此日江戸謠初、

正月四日、伊勢國朝熊坊中燒亡、た、一坊殘と云々、

八日、於^三駿府淺間に、城女房衆より湯を被^三參せ^一け

るに、詫宣に云、火を惡しくしけかすの間、十日丑刻

に、又火事有^レき由被^レ示、依^レ之下々女房衆周章し

て、荷物を門外に出し、驚入計也、神子うつけたる事

を申之由、區々に歌^レ之、

駿府本丸屋形造作被^レ急に付、諸國山々木取也、中に

も信濃國木曾山、紀伊國熊野山、伊豆國山也、豆州に

は關東衆被^三指越^一、去年江戸普請有^レし衆は、今年は可

致^三休息^一之由相定處、不慮之火事に付如^レ此、

十三日、晚より終夜雨、舊冬雪は切々降^レれ共、雨は

及^二七八十日^一是始、駿河は冬中雪も不^レ降、雨は猶

以^レ不^レ降、及^二百々日^一旱魃と云々、

去年春、駿府普請之時、高麗人爲^三馳走^一、閏四月被^三歸

城^一し遠江三川兩國路次筋、懸川濱松吉田岡崎之衆、

爲^三普請^一今駿河へ被^レ下、兩國にて遠所之衆は、去年

八月迄普請被^三相務^一之間、當年は于^レ今無^レ其沙汰、

十六日、夜半より十七日朝迄雨、廿三日、午刻より

終夜雨、廿四日、極晚より翌朝迄大雨、此日より、

天王寺龜井水留て不^レ出、前代よりかゝる儀無^レ之と

て、衆徒祈念しけれ共、不^レ出、

大御所爲^三鷹野^一、自^三駿府田中^一に御出、聽而駿府に令^三

歸城^一給、二月從^三江戸^一爲^三使者青山圖書駿府に來

る、爲^三普請見廻^一歟、大御所仰云、五月之比將軍駿府

に可^レ有^三光臨^一と也、

男、今又是を彦兵衛と云しなり、大黒獅子として、二の
笛、今の世の名物也、大黒獅子を金にて鑿、笛の頭に
入けるにより如し此號、

廿三日、大御所小傳次と云小性の屋敷に令移給、是
は先年家康公駿府に在城の時、伊井兵部少輔屋敷也、
其時は二の丸の外たりしか、今年之普請に被取出
ける間、今二の丸内なり、此小傳次は年廿計、右兵衛主の
母臺、未大御所に奉公以前の子也、廿四日、大御所本
多上野守屋敷に御移、是も二の丸之内也、日々本丸に
御出、燒跡廻見也、

女房衆私之金銀燒る事、金卅枚あちやの局、金千五百
枚龜の局、是は右兵衛主の母、其外ちやあの局、是上總主の母、まんの
局、是は長福主の母、或は五百枚或は三百枚也、まんの局の金六
十枚、火事之砌人奪取、何も銀子は此外也、
駿府城火事付、諸國大名小名參上之事、無用之由被
相觸、

圍碁之上手本因坊、法花宗清僧也、自京都駿河に下、
去廿日に府中に着、廿二日碁一番大御所見物之處、右
之火事に付則江戸へ下、同碁打道石を始隨之、此度
は利玄は不下有、此比圍碁手相之事、本因坊是は利玄

に半石強し、利玄年四十、道石年廿七、五三箇年以前より、利
年四十九、三八、

十三の上手事、仙也老人鹿鹽仙雨是仙也子、當春於筑紫喧嘩して死す、
年五十、是算年廿二、是も當夏病死、門入六藏等也、並の上手と云は、
本因坊に先の碁也、

松平隱岐守伏見西の丸に、去夏より在城有けれ共、知
行子、今相渡るへき沙汰なければ、彼家中の上下疲勞
不斜、本丸は此以前よりの留守居衆定番也、其外松
丸を始、丸々番衆關東衆有之、

此冬寒する事、廿箇年不覺之由皆誦之、
未年は凶年歟、卅七年以前之辛には、叡山滅亡、廿五年
以前の癸には、織田三七信長、并柴田修理于時越前國主、滅亡、
十三年以前の乙には、關白秀次太閤秀吉公甥滅亡、今
年丁には、越前中納言秀康公二男清須侍從、薩摩守忠
吉逝去、今又駿府城火災、何も爲三大凶一歟、

當年京田舎に人多病死す、播磨國池田三左衛門家中、
此三箇年中に知行取輩大略相果、今は若輩之者迄之
由云々、

此比、大御所近習の衆、萬事今日今日と云事を專云
被戲、依之江戸將軍近習の衆も如し此と云々、

廿日より同卅日迄、寒きこと甚、近年に無類雪、日々夜々に降、地氷る事不斜、

於大坂本丸一本因坊利玄有圍碁、秀頼公見物し給、利玄先にて貳番、始利玄勝、後同、利玄先に將碁、三番目本因坊先にて本因勝、

十二月小朔日、洛中大雪也、五日甲子雪降、

壽命院古道三弟子、醫者上手也、當時文宗達者也、出家落也、十一日相煩、十四日死去、是犬枕双紙作者也、

相國寺兌長老當時大御所無類氣相也、洛中洛外寺方公事專被取行、其上金閣已下數箇寺押領、去秋始より發病、此比死去、惣別僧方無形儀にして、成人の息有なんと於三京中嘲哢す、金銀貯甚多と云々、

遠江國原川町悉焼る、

十二日辛未大御所家康公、從關東至駿河に着給、

廿一日、立春、

廿二日辛巳丑刻駿府城中失火、女房衆夜の物置所之局わ手燭臺を置、其火張付に移、家屋不殘焼亡、大御所并若君姫君、何も女房衆無恙、こちやと云御末之女房、當時爲出頭しか、門之所にて人に踏害さる、其外男女少々死す、

一の刀箱に三十四五在之間、是は取出す、二の箱に

七十貳在之間、をもくして取出事不叶、箱を打わり刀を取出し、泉水に投入る、後是を取上、京都本阿彌召下、さひたるをは或はとき、或はぬくいける、其中に一圓さびたる多分在之、

此度火事に焼る物之事 白雲の壺(是は先年自太閤秀吉公拜領し給つる名譽の壺也、腰に白き藥廻ければ、白雲と號す、白雲は似帶廻山腰之心也)其外眞壺七つ八つ、正宗の脇指、三原の脇指等也、其外常の居所に有ける物は、不殘焼畢、不違枚舉、されとも數奇の道具、各名物有文庫に一通火難を、城中金銀以奉行を焼跡を改被取置、其數を不知、又駿府南海邊に久能と云有山、彼地四方岩にて、如立屏風、金銀專取置、是彼番衆は榊原七郎右衛門息子也、去年父相果し後在城し有之、然共未知行不拜領、

右之外獅子笛焼失、三十年以前より、春日市右衛門と云觀世座笛吹に預けられ吹けるか、去々年相果し後、男も笛達者に吹ければ、如親被預、毎年親時より冬は返上ける間、此度も如此、大黒の笛は、十八年以前寅三月、太閤關東御動座之砌、武州瀧山城落居時、笛主押折討死しけると也、此笛主は古彦兵衛笛上手の

て見_レ之は、京中繼松夥有と見たり、此比より北野社
社、從_二大坂秀頼公_一被_二造改_一、不_レ限_二北野_一惣而寺社佛
閣、此近年造營也、秀頼公幼稚にまします、御袋の發
願歎奇特と云々、故吉兆靈夢度々ありと、京中に風
聞、此夜遠江國新坂町悉失火、

十一日、遠江國横須加の城主大須加出羽守長々煩に
付、爲_二養生_一春中より在京、於_二三條_一夜半に死去、年廿

幼息^五、不_レ相替_二横須加の主也、

十月四日^甲、大御所家康公駿府より江戸に下給、伏見
居住の近習の輩、何も暇給て伏見へ上る、自_二關東_一駿
府に令_二歸城_一給はん比可_レ致_二參上_一由也、

同四日卯刻、江戸將軍姫君誕生、十四日甲戌、大御
所江戸に御着、江戸將軍に從_二御所_一金子三萬枚、銀

壹萬三千貫目御渡、西の丸より本丸へ運_レ之、

十八日、信濃國飯田の城主小笠原兵部大輔もと信濃守、
去年改名、

妻室痘瘡煩被_二相果_一、年三十是は、大御所孫女、古三郎信
康公之息女也、是は信長にも孫也、

去比隱岐守伏見に被_二相上_一、其跡に小笠原左衛門佐岡
部内膳、其外自_二將軍_一番手の衆相上る、彼衆伏見城中
に有_レ之道具を相改む、是大御所依_二仰に_一也、

於_二江戸_一大御所に數寄に將軍御出、茶の會有、相伴の
衆長尾景勝、元越後佐渡主、今
奥州米澤の主也、伊達正宗、元會津二本松信夫の
主、今大崎岩手山の
主也、但在_二佐竹_一、
元常陸國の主也、
今愛田の主也、是三人と云々、

同廿八日、大御所將軍に茶之會にて御成、

十一月朔日、大御所爲_二鷹野_一武藏國浦半川越忍所々
に御出、

此五三年中、蒙_二勘氣_一衆七八人有_レ之、依_二小過_一に知
行改易之沙汰なかりしに、此比如何有けん知行を被_レ
改、近年の所務可_レ被_二召上_一由代官中に仰也、彼知行
者、於_二關東_一大方五百石千石宛也、

在江戸丹波五郎左衛門先大關之御時、加賀國松
任主、今生籠在江戸也、家失火、類

火一間、此火飛てたやす口の門燒旱、

十一月十九日、申刻より終夜大雪、廿一日寒に入、

今年は五百石夫、駿河爲_二普請_一相下付、右之十箇國之
百姓相詰り、年貢辨濟不_レ成、此冬福島左衛門太夫備後
備後

人屋に同放入、狼藉不_レ可_二勝計_一、其上父死たるとして、
葬禮のまねをし、種々様々不思議共多之間、父駿府に
以_二使者_一此旨言上し被_二殺害_一、

古き剃刀などのことくなるか三つあり、此以前凶事之様と云々、

廿七日、西美濃大垣城主石川長門守死去、年五十四去月廿

六日大方死去に相定しか、夜半より不慮得_レ滅、此間

は殿守可_レ有_二普請_一とて、材木等被_二用意_一けるか、終

に保死也、幼息九歳不_二相替_一大垣に令_二居城_一、

八月四日甲子少曇、六日大雨、七日朝大水、

十一日、大垣長門守葬禮也、知恩院長老爲_二導師_一、是は所家康公淨土宗にて被_二引立_一ける間構_レ之

老に五枚宛、平僧之役者二枚宛也、此時も知恩院長老

何角施物に構、萬端付比興心中迄の由、京中に風聞、

惣而此近年、當家臣下之損死其數多し、去寅の春佐

和山井兵部少、翌卯之年前々か崎之戸田左門、去年

丙午榎原式部兄弟并息男、今年越前主清須主、又横須

加出羽守已下、其外少身之輩不_レ可_二勝計_一、

十二日清須古薩摩守女中、上野國安中_レ被_レ下、母

儀と一所に可_レ有_二在住_一由、大御所依_二下知_一に也、

十四日の夜風雨、十五日朝大水、美濃國米野と云所、

去夏早魃之比、爲_レ可_レ取_二用水_一を、入戸をして木曾川

を懸入たり、此度の大水に、入口四百間程切れ水押

入、加納城堀の水と入相兼て、水入之所は不_レ及_レ申、

其外何も如_レ海、又川戸河無_二際限_一出、川上より家流

堤切たり、尾州三河も同前、矢作川橋落、所々堤切る、

中にも米津水押入、暫不_レ引、

西美濃より近江畿内は、さして此水不_レ出と云々、關

東も此水不_レ出、

去十日比より、主上御惱、但聽而御本復、

十五日、駿府普請衆、太刀請取の町場出來して被_レ上、

但二の丸は半分此時出來、半分は西國衆の人數築

之、九月中に可_レ爲_二出來_一歟と云々、

石垣之事、駿府本丸百二十間四方、高さ九間、殿守の

臺十三間也、二の丸八百五十間程也、其外内外之入廉

合て千間程也と云々、二の丸高さ七間、間中本丸の

内石垣高さ或は七間、或は五間之所もあり、

此二三箇年中、九州中國四國衆、何も城普請專也、亂

世不_レ遠との分別歟と云々、

京都町人已下、種々恠異に付如_レ此歟、閩巷説と云

云、
九月五日乙未亥刻終、洛中光物あり、叡山の方より南に
飛、駿河も同前、大方諸國如_レ此、十日比、愛宕山に

十四日、尾張國津島の祭、宵のしかくの時夕立來て挑灯雨にさゆる、翌朝の拍子物の時も雨也、此近年の祭は天氣よし、

此春、伏見の城中に有ける金銀段子金襴以下諸財寶共、速駿州に被下、依之近習之侍、内々家壘以下迄駿府に運送之間、京童嘲哂不斜、京童に不_レ限、心有人不思議の仕置の由風聞也と云々、

駿府江戸普請于今緊き事不_レ斜、下々の者共、及_三晩に_一は一圓眼不_レ見と云々、

此比九州島津使者駿河へ下、彼在府中に、船に乗遊君を召連遊ける、酒興の餘見苦敷事も有けるか、普請衆見て人嘲哂、薩摩國之習かたくちにして戲事を不_レ知、被_レ咲けるを恥辱と思、令_三喧嘩_二及_三鬪諍_一、方々の小者共退去、池田三左衛門家中者殘留て相戰、島津使者擲置けるか、爲_三後日_一存追放、彼者及_三恥辱_一間、腹を切可_レ申條、相手を御成取可_レ有之由奉行衆へ相屈、此儀爲_レ私難、治間被_三言上_一、さて池田三左衛門家中、于_レ時普請物主と、島津使兩人成敗畢、去六月十三日の雨以後、又旱魃、

此比於_三京都_一に一大御所朱印をまね、板倉伊賀守所ね

持來、傳馬をあつる、伊賀守は不_レ寄_レ思、され共彼官の者見改ては盜人也、印判をほりたる者は洛中の者也、朱印持來者は非_三京都_一の者に、兩人なから則令_三成敗_一、

七月三日^甲駿府城家屋漸出來の間、今日大御所移徙也、多武峯大織冠の木像身體腫けるか、うみて血くさし、七十年以前も如_レ此の事有ける、是天下凶事と也、何時も如_レ此之事は、大和國丹波市と云所より青蓮院に注進し、さて奏聞有ける作法也と云々、此度も勅使を可_レ被_レ立と也、然共勅使立て無_三相驗_一れば、二度無_三歸京_一作法とて、各辭退有ける、又奥山にて、夜々に城を攻る粧あり、是天狗の所爲と云々、

十三日、駿河清水の津に、賣買の米船一統四百艘着す、駿河沓谷筋船入を、五百石夫に被_レ爲_レ堀處、水多して被_レ堀間敷とて、只一日堀_レ之、其後被_レ止、

七月廿五日、掃星戌刻西方に出現、光五尺計、但薄し、曉方又掃星北方に出現、是は宵の星の光に増たり、掃二間計、掃星二つ出現珍事と云々、

又邊土西の岡青塚に矢根生出たりとて見物す、縦は

城、本城には古薩摩守主の御前方、煩付て今在城故也、

五月廿八日、土用に入、

去月廿八日より六月三日迄、取分稠旱、あつき事不_レ斜、人民皆霍亂を煩、

六月四日丑日、此日より涼氣也、土用の丑の日より秋風吹と申事封_カ符合之、誠奇特也、

六月始之比、越中の外山に恠異有、縦は頭長く頸は鶴頸の様也、腹如何にも大きに、足の指も三つ宛有ける、細々出ける間、鐵炮を以打ければ、玉を手に取りて捨けると也、弓にて射ければ、則矢を取てをりけると也、其繪圖從_ニ北國_ニ京都へ持來、此はけもの岩田傳左衛門屋敷より出、傳左衛門他所へ行は、自然付て行事も有とかや、

京都將基さし共、此比駿府江戸下、此時の上手名は宗桂と云者也、是京都町人也、是に角行弱さし手春知、觀乗坊、宗古_{桂子}_{是は宗}等也、此宗桂は、信長代よりのさして也、今年五十三歳なり、

遠江國懸川の城主松平隱岐守伏見に被_レ上、西之丸可_レ被_ニ在城_一となり、

六月十三日、未刻より大雨也、此以前夕立雨折々なれ共催計にて、惟のぬる、かぬれぬ程の體也、惣而當年春夏程の早魃、近年無_レ之、庶民迷惑此事也、今此雨上下の人民喜悅不_レ斜、此雨より三川東國はさしての事なし、少之雨也、早魃損亡不_レ可_ニ勝計_一、

此日、駿府は地震、

此度奈良猿澤の池水干たり、少殘水に魚共いきつき居たる間、水常に濁ける、此池の水濁ければ凶事となり、

宇都宮の主從_ニ奥平大膳大夫家綱_一、善知鳥と云鳥を、父美濃國加納奥平美作守信昌に進獻、此鳥謠に在_レ之間、日來有_ニ一見一度との依_ニ存分_一如_レ此、松前より鹽に付來、彼鳥の體、箸は鳥のはしのちいさき者也、頭は猪のしかりけのことし、とさか_レ在_レ之、足は水鳥のことし、水かきあり、但かけつめなし、鳥の大きはあぢと云水鳥のちと長き者也、生きたる時鳴聲、千鳥の聲の高きもの也と云々、子を平砂に生捨けるか、我とそたちけると也、生立ければ親餌を養けると也、此うとう四月五月六月七月在_レ之而、八月より三月迄はなし、

十羽、此鷹過半失す、此以前に注之也、青皮廿枚也、又對馬守進物、段子五十卷、油布五十端也、

越前古秀康息男三川守^{年十}、此近年在江戸也、去月秀康死去付、去廿二日江戸を立、五月十日に越前の被^レ着、翌日則秀康葬禮被^レ執行、其體夥體也、大方三月於^二江戸^一被^レ執行、清須薩摩守葬禮に相同、是も土屋左馬介、長見右衛門、其かいしやくの者兩人、合て龜五墓も五也、去三月薩摩守葬禮の時も五人、是凶兆歟の由下民歌^レ之と云々、

導師知恩院長老也、布施物長老に銀五百枚、此外^{十人計有}長老是に銀廿枚宛、平僧の役者に五枚つゝ也、此五枚之内を、導師長老より或は廿目或は卅目へきとられける、又萬事付入間、敷物をも是を爲^レ可^レ取、何角好み、短き物をも長く被^レ好、京中の上下惡口、其比無^レ止時、惣別此長老は氣遣爲^二比與人^一として、町人檀那皆引切、他坊之僧を歸依しける間、其後は知恩院^下娣して、人跡絶たる體也、

同五月十日比、相國寺の兌長老從^二關東^一被^レ上げるに、被^レ持金子を於^二箱根^一取闕落す、是は於^二江戸^一從^二將軍^一相國寺造作に令^二合力^一給金也、

五月十四日^乙、高麗人江戸を立、從^二將軍^一引出物被^レ出、勅使三人に銀子三百枚宛、上之しや官貳人百枚宛、惣人貳十六人中上官、其下八十四人^ををし入五百枚被^レ出なり、

同日駿府宮か崎町火事出來、四五町失火、夜るの四つ時なれば、無^レ膵次入亂財寶を奪取、

惣て此比人を猥伐取、依^レ之金を札に被^レ掛けれ共、誰か仕宅共未^レ申出、

廿日、高麗人自^二江戸^一歸上、今日於^二駿府^一大御所有^二對面^一進物不^レ覺悟間、當座卷物などの體也、城中未^レ家屋不^レ出來之間、座中不^レ久則退出、本多上野所にて振舞有^レ之て、其日に藤枝迄相通、先年太閤秀吉彼國へ人數を被^レ遣し時取來男女、此度召連上る、彼者共高麗に歸朝を悦事無限、高麗人路次中行時、常に馬を急に責ける間、馬病事無^レ際限、

廿三日、駿府殿守の根石置始也、

伊豆國に山籠りの者有^レ之、有難念佛を申ける、人皆歸依しける、此比は小田原山^に來、身より光を放なと沙汰有ける間、上下馳走此事也、

同廿六日、平岩主計頭從^二甲州^一來て、清須北之丸に在

此度は長路を下故歟、右之通損たり、

閏卯月八日、午刻、越前中納言秀康主逝去、年三十日來

唐瘡相煩、其上虛也、京都より盛法印、驢庵、道三、此三

人之醫者相下、被_レ用_ニ藥を_レけれ共不_レ叶、翌日古秀康

公内長見右衛門追腹を切_二年二十かいしやくの侍同自

害す、十一日、古秀康内土屋左馬介腹を切、是は生國

は甲斐國也、武田滅亡之後、家康公小性して有ける

か、先年令_ニ喧嘩、結城_レ行秀康に奉_レ付、去辛丑年、秀

康越前へ被_レ移、知行四萬石被_ニ宛行、大野に令_ニ在城、

子共二三人有けるか、曾不_レ及_ニ遺言、萬事一圓不_レ構

と云々、最後殊神妙と云々、かいしやくの者同令_ニ自

害、同秀康主内本多伊豆守、是も可_ニ自害、旨思立處、

自_ニ大御所_レ被_ニ下知_レ被_ニ留畢、是萬端之用人也、

十九日、金銀八十駄、自_ニ伏見_レ駿河へ下、

廿日、炎千良久、土民失_レ耕_ニ作業、此以前折雖_レ降_ニ細

雨、只土地しめる計也、

關東は麥毛一圓不熟、駿河より西へは吉、

廿四日大雨、廿五日終夜又大雨、

當年は、子_レ今黒船不_レ渡、是は通子去年唐船頭に告て

云、船多渡海之間、糸日本に多し、今年又猶着_レ船は、糸

可_レ爲_ニ下直_一と云々、依_レ之不_レ來歟、但大御所より印

子壹萬御詔と云々、印子一つと云は、或は百目或百五

文目有_レ之と也、印子壹つを銀壹貫四百匁程の直と

也、然は印子壹萬は銀壹萬四千貫目の價歟、もとより

唐人は銀を吹直し、銅夾を皆吹捨、本々の銀迄を取、

此度大御所命には、不_レ吹して丁銀を可_レ取由曰、是唐

船の者共不快と云々、

同閏四月廿六日、尾州古薩摩守遺跡に、右兵衛主を被

定、年八歳、大御所九男也、依_レ之平岩主計頭先清須に可_ニ在城、由、

大御所仰之間、平岩主計自_ニ甲州_レ駿府へ參上して、貴

意之旨奉_レ之、則甲州_レ歸、廿九日朝大霧、

遠江懸川に被_ニ居城、松平隱岐守、是家康一腹の舎弟、父は別也、伏見に

可_ニ在城_一之由、大御所同將軍令_ニ下知_レ給、懸川城同

本領、息男に被_ニ相讓_一、

五月二日、午の終より大雨水、

此比、大久保石見守佐渡_レ下、銀山仕置可_レ仕之由依

仰駿州を立、伊豆之金山銀、しかく此比は不_レ出と

也、

六日、於_ニ江戸_一高麗人出仕、進物、人參貳百斤、虎の皮

五十枚、毛氈廿枚、唐筵五十枚、むりやう百卷、大鷹五

最上山縣出羽守、今愛^カ田^カに住の佐竹、越後の堀久太郎、同國溝口伯耆、同村上周防守、右之衆は百萬石之外、何も堀普請務^レ之、

此比、關東普請衆に扶持被^レ下、二月^カ之勘定に出也、去年之石垣高さ八間也、六間は常の石、二間は切石也、此切石をのけ、又二間築上、其上に右之切石を積、合十間殿守也、惣土井も二間あけられ、合八間の石垣也、殿守臺は二十間四方也、

後卯月六日、高麗人去月廿一日に京着、此間在京、今六日に出兵關東^カ下、勅使三人、貳人上々官人、二十六人中官、又其次八十四人、下百五拾四人、合貳百六十九人歟、右之二百七拾人之内、日本人少々在^レ之、是は先年彼國に打入し時、殘留居住の者歟、泊々事、守山、佐和山、大垣、清須、岡崎、濱松、掛川、藤枝、清見寺、三島、小田原、藤澤、神奈川、何も路次中、宿朝夕の餉、御分領代官衆行^レ之、鞍置馬百四五拾、小荷駄馬貳百疋餘、人足三百人計也、鞍馬は路次中城々より出、并所々船橋以下馳走也、大鷹五十本居下、是も城々より鷹師出す、但近江美濃衆之鷹師江戸迄相下、鷹は何も尾羽を切、舟にて渡故歟、

此渡海之衆、何も衣裝きらひやかならず、不審と云々、勅使三人乗物、其内先一人、乗物之内に書物を左に置、右に人形を作、作花をもたせたり、朱にして置、是指南車之古事の木人か、此三つ之乗物は、高麗よりの乗物也、上々官人と右之貳人は、日本之乗物也、馬に乘事一段上手也、跡へもをり、先なる馬へ飛移乗る、かん能馬にも鞭をあて、走共早道共なくのる、食物は庭鳥上々同雛ふた上々、鳩上、鴨同、鶉雀同、鯛同、鯰、かまほこ、鯉、鮎同、雲雀、鮑以下上の食物也、賤者共はにんにくを好也、茶も上々、酒を好、何も鹽物はさして無^レ之、菓子以下迄大方此分也、甘き物を別而好と也、勅使三人は、路次にも左右を見事無^レ之、形儀神妙也、何時も宿を出入時、如^ニ鐵炮^一なる物を三つ放、鐘鼓を打鳴す、

高麗人間、卯月廿六日江戸に着、

此度、高麗人進上大鷹、京都を四十八出けれ共、於^ニ路次^一過半をちて、二十二羽江戸に參着、此内も煩鷹多し、後に聞は、八羽をちすして有けると云々、先年、大關秀吉公に、高麗より如^レ之進上の大鷹有、九州にて何も鳥屋へ入來、秋の末に鳥屋を被^レ出し間鷹無^レ恙、

普請として可_二相下_一由也、先伏見の上_三荷物_一、長持以下駿府に運送すへき由被_二相觸_一、是畿内五箇國、丹波備中近江伊勢美濃當給人知行、并藏入合十箇國之人夫也、去年爲_二江戸普請_一下る衆、并近習輩知行は除_レ之、此五百石夫、大坂秀頼公領分へも同前被_二相配_一相下也、此度下_三荷物_一之内、金銀百五拾駄有_レ之、是は町々傳馬也、一駄に金は六百枚付と云々、

此荷物相下付、京畿之者共、何角謳歌之説也、

此比、古薩摩衆駿府普請指置、尾州清須へ被_レ返、

廿六日之晩雷なる、北山邊夕立、廿七日、晩雷鳴、東

美濃よりまめと邊迄冰降、此冰大にして小鳥など打

害す、麻麥損亡、去乙未之年四月も、上野國如_レ此冰兩

度降、其時も村々に降しか、此度も其體にして、東美

濃にも不_レ降筋有_レ之、

卯月朔日、未刻より亥刻迄雨、去月九日以後是初也、

下民悦_二此事_一也、但翌日風荒して、柿の木若枝など皆

吹切、(四月之比、梅津の僧愛宕に參詣之時、山伏出合

書物を誂、京都伊賀守所へ遺すと也、)

去年堀し丹波國の川舟通事、日照時は瀬淺して難

通、大水時者三箇所瀧水強して難_レ通、今年甲斐國の

舟路を又堀也、

四日、甘雨降、但小雨也、十四日十五日同雨大雨、十

五日_未丁四月節也、廿日八專に入、廿一日雨、廿二日よ

り快晴、八專二日目に雨降は永雨也と云事相違歟、

駿河普請衆中、濱松懸川吉田岡崎衆、高麗爲_二馳走_一本

國に被_レ返、

此比、京都長吏爲_二見廻_一駿河江戸に下、

同下旬、大坂町數百間燒亡、

廿七日、朝大霧降、廿八九兩日細雨

閏卯月二日_甲雨、

此比、自_二伏見_一金銀又百五拾駄駿河へ下、

四日快晴、

此比、大御所近習衆以下、伏見家を少々こほち、或は

疊或は戸沾脚族も有_レ之由風聞、

於_二京伏見_一、何者しわさにや狼藉不_レ可_二勝計_一、及_レ暮

は通路不_レ輒、

當月朔日より江戸普請、關八州并安房信濃越後奥州

出羽衆行_レ之、關東衆百萬石を二十萬石宛五年に分、

八十萬石にて石をよせ、廿萬石にて殿守之石垣被

築、奥州衆伊達正宗、米澤長尾景勝、會津蒲生飛驒、

云は、一間四方の箱に一つ也、中瀬より一箇月に兩度、此舟江戸へ上下す、

三日、晩に少曇といへとも雨不降風吹、

五日、佐和山城主右近大輔今兵部少輔と改名母儀、關東へ被下、

先上野國安中に可居住の由、大御所令下知玉ふ、

彼地爲私領故也、五日戌の刻、清須薩摩守忠吉、於

江戸芝に逝去、此中煩の中、尾張へ歸國有度之由曰、

一昨日三日江戸を立、於芝に果玉ふなり、年廿九

歳、大御所四將軍秀忠公指次一腹の弟也、秀忠公一

腹の兄弟は、此忠吉計也、

六日、古薩摩守の内石川主馬、稻垣將監追腹を切、薩

摩守の令供、

九日、夜前より雨、今朝殊に風烈して大雨也、城の塀

亦は下民家破損、

近年駿河興國寺の城被置、天野三郎兵衛與井手甚之

助云事あり、富士の下野原田の百姓與三郎兵衛侍與

及鬪諍に、百姓蒙疵を、於三島目安を上る條、双

方召出及對決、百姓口上の旨無相違、其上百姓脊五

六十箇所之刀疵あり、百姓退處を追付伐之事狼藉至

極せり、依之三郎兵衛を被改易、是久き奉公者、年及八旬仁也、

薩摩主逝去之事、從江戸以土井大炊を被申、於小田原可言上處に、右之茶具相失に付、大御所逆鱗之間不申之、於三島令言上、薩摩主日來煩之體を被及見故歎、さして無愁傷と云々、

十一日、大御所至駿府着給、

薩摩主家中、爲駿府普請在府、薩摩主於江戸死去

之間、相下無用之由大御所下知あり、内々江戸より依

仰、將軍清須へ歸上處、請取所之普請可出來之由、

大御所曰間、自途中又駿河へ歸令普請、

十六日、小笠原監物薩摩主自愛小姓たりしか、役取立、近年悉皆之出頭人也去年薩摩主

わ少有述懷、奥州に下松島居住、自父和泉守告之

處、則松島を出相上、今日江戸に着、十七日、薩摩主葬

禮寺於増長寺に、小笠原監物腹切令自害、其體殊神

妙、見人流双涙を、(監物小性有佐々木清九郎と云

者、同腹切監物令供、是は去年喧嘩にて人殺害、其砌

可有成敗を相助、依難忘恩賞如此)同廿日、

薩摩主葬禮被執行、不知未代、前代未聞之結構也、

監物、將監、主馬、清九郎、同懇懃之吊也、龕合五、同墓

も五、是不吉之兆と云々、

同三月廿五日、五百石之知行に壹人宛人夫配課、駿府

長老并元學校於三京都一直されしを、今披見して、文字違之由在てかきなをさるゝ、

二月十三日、美濃國加納飛驒守康^{◎唐}犬岐阜山へ入、鹿をながら川へをい入喰客^{◎苦}、その鹿いかにも大なり、角珍きなり、縦は袋角の如し、但尋常の角の長さにして大なり、小刀を以てけつりみれば血出る、或人の云、是本々の袋角と云物也と云々、當世如^レ此之角無^レ之、

廿日、國と云かふき女、於^三江戸に^一をとる、先度の能のありつる場にて勸進をす、

舊冬より正月迄暖氣、二月始中終甚寒氣、從^三高麗^一無事扱の使隨分の人來の由、對馬より在^三其告^一の間、路次中泊々屋形を作り、可^レ有^三馳走^一と也、此寒氣故、海上あるゝか、于^レ今無^三渡海^一と云々、

廿九日、大御所江戸を御立、相摸國中原に爲^三鷹野^一逗留し玉ふ處に、金の茶具、釜、天目、水さし、ひしやく、同柄杓置、茶酌已下、悉く紛失、是近衆の輩の仕わざかとして、供の衆上下、其夜の泊所之宿を被^レ改と云とも、分明の儀無^レ之、其夜番之衆あいば勝七、落合長作、岡部藤十郎、是三人を方々城に被^レ預、勝七はか

け川、長作田中、藤十は沼津なり、翌朝右之釜のふたを藪にをとし置か、是を見出言上す、爲^三其褒美^一、金三枚引出物なり、

此比、たはこと云事あり、各行^レ之、但後はたゝるとて嫌^レ之者もあり、是は南蠻より渡と云々、去年の比より京中に有、

清須主薩摩守、此中令^レ煩給ひつるか、少得^三減^一を、廿六日、將軍へ出仕あり、直に大御所へも可^レ有^三出仕^一之由言上之處、大御所駿府へ御立前取籠の由曰ふ間延引、薩摩主は、此日より大久保加賀守宿所に逗留、廿八日大御所加賀守所へ入御、薩摩守と在^三對面^一、廿九日^{壬戌}、大御所江戸を御立、駿河へ出御、

三月朔日、雨、越前中納言秀康越前へ下向、人數は駿河普請として相下間、在伏見無^三其全^一との分別か、煩不^レ可^レ然間、越前へ罷下の旨、駿河へ飛脚を以令^三言上^一如^レ此、三月板倉伊賀居所へ、虚空より礫を打、色々の祈禱をしけるとなり、

此日より江戸普請あり、關東衆務^レ之、先一萬石役にくり石二十坪也、船を以^レ可^レ在^三運送^一とて、一萬石に五艘宛かし預る、上野國中瀬邊より運^レ之、一坪と

東儀にて可渡を、上方儀にて渡しける、其間の出目、大力成引負一問、是を可辨由の仰を無理と心得令自殺一と也、上下哀惑之一と云々、十八日、夜に入雨、十九日迄雨、

此比、駿河爲三普請、越前美濃尾張三州遠江衆下る、上方衆去年江戸普請に被下衆、此度駿河へ悉相下、是は何も一萬石二萬石、或は千石二千石とりの少身の衆也、

長福主疱瘡平愈の間、廿日にさか湯浴給ふ、同正月廿

日、清須の主薩摩守元下野守、去年改名思吉、肥後國主加藤主江戸死去、通瘡類と也、此二江戸下向、計息男九才、於三

正月、於伊勢一鯨をつきけるに、さめ一口に三尺四尺宛喰ける丈鯨たるへしとて、亦是をつきける、さて見

之に、廿四五尋計有ける、わにさめと云々、二月三日四日五日殊風あらし、六日清須薩摩守江戸被着、夜半江戸大地震、上方此地震無之、

二月十二日、於江州佐和山に、家中物云有、西江勘兵衛と鱸石見子と爲及喧嘩、惣別者壬寅の春、兵部少

輔直政死去の後、彼家中二つに成物云不絶、去々年大御所御通之砌聞給、石見を佐和山被退散、去年又

御所御下之砌、清須より關東へ石見は被召連、此度之物云は石見息子なり、二月十三日より江戸本丸と西の丸の間にて、觀世今春勸進能在之、兩御所棧敷あり、同く諸大名さ敷在之、知行役と云々、但一間に付永樂一貫文なり、

同勸進能の時、四日のくわんしん錢百廿貫在之、さしき錢六十貫在之、一人に十錢つゝと被仰出候へは、太夫とも云く、やゝ子躍なとも左様に御座候間、外聞めいわくの由申し札を不立、人によりて勸進錢をとる、但何も永樂なり、

觀世今春江戸より罷上時、駿河にて大御所より下さるゝ分、

江戸小判五兩 觀世太夫 江戸小判五兩 今春太夫

金壹枚 大藏彌右衛門 金壹枚 同狂言 長命 甚六

同金壹枚 同同狂言 驚二右衛門 同 進藤久右衛門京町人、當時わき也

去年凶年につき、此比俄米石高直、殊大御所御煩之由、京都に令風聞に付、猶以如之此と云々、清須主薩摩守於江戸煩給ふ、

當足利學校近代の知者なり、大御所吾妻鏡、此已前発

近習之故歟、此兄采女新八遺跡を雖望不_レ叶、然而采女弟に新八遺跡を被_レ奪、彼所に居住、無_レ詮哉思けん、しうと江州之城本に居住之間、彼所へ行けるか、當月俄に死去、

此年、東山大光寺立、是は古太閤政所御願也、將軍塚の山麓地盤平け、亭大光寺洞家寺也、地形は福島左衛門太夫加藤主計頭、政所に爲_二合力_一被_二普請_一、慶長十二丁未、舊冬より大御所幼息長福主痘瘡煩、一元日辛丑、

正月朔、巳の刻終日細雨、夜に入雨也、及_レ晚風烈、同日於_二江戸_一、大御所息女誕生、後伊達政宗息に可_レ嫁との約束也、二日の夜薄雪、江戸諺初也、各よほしかみ下也、形儀殊_二ことう_一成體、近代武將に珍也、

舊冬、鷹鴨賣買、關東に一圓無_レ之、爲_二鷹野_一つ_二十_一已下堅成道し給間如_レ此、

關東は、六七八三日大雪也、上方は小雪也、

六日、江戸大地震、但他國へ不_レ動、江戸計也、七日より三日打つゞき、於_二江戸_一能_レ在_レ之、觀世は去年十一月下、今春は十二月下る、初日能_レ之砌、かんだの下町二百間餘燒亡、彼町人能見物の處に如_レ此、仕場居より皆退出、

同正月七日より三日之能之時、江戸にて太夫とも仕合之事、將軍より被_レ下物、

觀世太夫銀百枚 今春子銀百枚
今春太夫に銀百枚、綿百把

金三枚 進藤久右衛門 金壹枚 今春わき
京町人とわきの役者也

同壹枚 大藏六藏但道知弟子
大鼓也

同 今春又二郎 金壹枚 同大鼓
今春又二郎

同 小つ、み 五郎二郎子
かう清五郎

同 長命太夫 同 大つ、み
はくこく善太郎

同 日吉 同 觀世わき
福王

同 觀世つれ 同 狂言當世上手
山しな彌右衛門

同 狂言當世上手 同 驚二右衛門
長命甚六

銀廿枚 高阿彌又左衛門 銀廿枚 同京町人大つ、み
上田又四郎

此外猿樂共、何も銀十枚宛被_レ下、

十一辛亥日、立春、殊暖氣也、大御所少々淋病御煩、

十五日、寅の刻より午刻迄雨、大御所淋病氣御惱也、

此春、大力彌太郎自害、是は大御所中間頭、財寶不_レ乏者也、此事は伏見にて中間中の兵糧被_レ下けるか、關

の城より南河野邊と云所_レ被_レ移、來年可_レ有_二普請_一と也、廿六日、駿府を大御所御立御下、

十一月四日、_己至_二江戸_一大御所御着、

十一月六日亥刻、伊勢國桑名火事、魚町油町しよく人

町本町片葉町京町は一方、以上三百間餘失火、

高麗與_二日本_一有_二入魂_一は、明朝の番手可_レ引取_レ之由

付て、自_二高麗_一使者可_レ有_二渡海_一由、從_二對馬_一以_二使

者_二江戸_一被_レ申、自_二大御所_一刀銀、其上九州にて米千

石彼使に被_レ下、自_二將軍_一同刀銀子被_レ下歸國也、

駿府城場之事、此間之有増相替、此以前の居城可_レ有_二

普請に被_二相定_一、但南東北は少々可_レ被_レ取出_一と也、十

五日、安房國主里見の梅鶴、於_二將軍_一被_レ致_二元服_一、父

は去々年死去せられける、安房國に奇特の梅木在

之、初春に梅花咲、三月櫻の花咲、梅花は紅の八重に

して香深し、櫻は一重にして白し、梅の實は尋常之梅

よりもちいさく、一木にして如_レ此儀、無_二其類_一事歟、

廿一日、大御所從_二江戸_一川越_レ出御、

十二月、將軍秀忠公自_二江戸_一爲_二鷹野_一東筋へ御出、

古河下妻佐竹筋有_二廻見_一、是大御所依_二異見_一給_レ如

此、

十日_乙、寒に入、俄に五六日さむし、此以前甚暖氣也、

此比、院の御所築地越前衆あがる、京町人仰付、始は

二千人程宛出、後は五百人程也、來年中にも難_二出來_一

と云々、此とき町人ふれなかしもの者、禮錢を取令_二依

怙_一之間、何者のしわざにや、目安を上間露顯と也、さ

て京中家を日記に付、三萬貳千間餘有_レ之、但公家門

跡方、六條本願寺神社方、寺方は此外也、されとも何

共成敗の事無_レ之、

此比、伊豆國金山は行金可_レ鑿_レ之由、京中に札立、同諸

國より下事不_レ知_二其數_一、

廿二日丁巳之夜より、あくる廿三日巳刻迄大雨、其日

終日曇、廿三日に快晴、

此冬中暖氣故、地さして不_レ氷、來年早魃の兆と云々、

然者五日三日宛兩度大きに寒する故歟、諸木いたみ、

蜜柑などは枯たり、

廿三日、於_二江戸_一伊達の正宗息女を、上總守

嫁し給、伊賀國主筒井在所上野の城焼も、其侍町人家

悉不_レ遁_二此災_一を、兵糧過分に失火と云々、志摩國長島

の城主菅沼新八、去年十月、於_二京都_一死去、其遺跡を

第三の弟左近相繼、是は近年令_二在_二江戸_一、將軍に令_二

船着、相摸國三浦にも小黒船着、此船にも糸一萬斤在
 之と云々、薩摩國にも白船貳艘着、又紀伊國にも
 小黒船着、近代如此唐舟多來事無之、

同七月廿七日、自伏見大御所家康公上洛し給、

八月二日三日兩日、於京都二條御構に能有、初日觀
 世脇の能行_レ之、後日脇能今春也、去年大藏平三相果
 し後、大つ、みの上手一圓無_レ之と云々、八月七日
 八日兩日、於院御所に能_レ在_レ之、初日式三番、脇能觀世
 左近行_レ之、後日式三番、脇の能今春行_レ之、同十一
 日、家康公幼息五郎太主長福主參内、被_レ任_三少將_二、五
 郎太主は右兵衛佐、長福主は常陸介、廿日比、少有_二
 喧嘩_一、同廿七日、大御所伏見に還御、

此春比より、奥丹波の舟を可_レ入とて、淀川を堀ける
 か、此程成就して舟往來有ける、是兵糧可_二運送_一之支
 度也、嵯峨の角の藏響是を取行、奇特と云々、又甲斐
 國にも川舟を可_レ入匠有けると也、同八月廿一日、
 午巳刻より申刻迄大風、此比、加藤肥後守能_レ在_レ之、觀
 世太夫行_レ之、是者去年今春太夫に能_レさせられける
 を、大御所觀世太夫に能_レさせられざる事を不快と
 聞ければ、今年及_二此儀_一、觀世太夫に銀子廿枚、から

織の小袖一重、むす子に銀子十枚小袖一重、唐織うす板、其
 外座中の面々及_三引出物_一、又此能見物快然之由有て、
 唐織のよるの物十、大御所_レ進上也、

同廿九日之夜より、翌る朔日巳刻迄大風、美濃近江伊
 勢大風也、尾州より東は少之儀也、四國中國は大風、
 濱邊は鹽所々々入、北伊勢も鹽所々々入、長島へ鹽不
 入、大島へは鹽入、九月秋も不_レ熟、兩度の風故歟、關
 東猶以凶年と云々、

此比、院御所築地普請、越前主秀康公の衆務_レ之、

九月廿一日、亥日、大御所伏見を出御、關東_レ下向し
 給、十九日に出可_レ給之處、大雨故及_三此日_一、

此度は、越前の中納言秀康主在伏見し可_レ給之由、大
 御所下知し給之間、被_レ任_三其儀_一、

江戸本丸普請、屋形已下出來、廿三日に將軍秀忠公移
 徙也、

同卅日、亥子兩刻雪甚、大雨風烈、此比雪夥事近年無_二
 比類_一、此日雨故、大御所白須加に御宿、

今月中旬には、未菊替て不_レ開、及_三下旬_一少々開、今年
 程遲事無_レ之、

十月六日、大御所至_三駿河_一府中に着給、城場の事、今

共、相構不可有折檻之由、左衛門太より被申所也、三左も神妙の御存分承之由被申、左衛門太宿所被參向、被及禮謝、又左衛門太も翌朝三左宿所被參入、昨日之御出忝之由被伸之間、云事相濟畢、此三左衛門太夫正則短慮荒々敷して、被官以下常に戰栗之處、此度かゝる神妙成存分奇特之由、于時皆感之、或者之云、時分を被相待かと云々、

自江戸被上於伏見に、加藤主計頭、各に被相語、御普請出來之後、一萬石に百人持之石貳つ宛上可申、其外儀は氣次第之由被相觸之間、各及此儀に、或は百二百、或は五十三十石を進上也、又始石を二三萬各に借し給、是は去年將軍上洛し給時、關東に被殘衆に宛課、被聚處の石也、各石不寄以前に可被遣之由にて如此、さて普請出來の上、此石を被返上之處、大小に付何角奉行中六ヶ敷儀有て、及迷惑之由被語、

東三川國花井山會下傳藏主と云僧、於鳳來寺、法花經三千部令讀誦、さて花井の寺に歸、七日斷食して、十月十日に入定也、年七十八、當世の奇特と云々、六月廿七日、安藝國嚴島の祀也、彼所代官山本小兵衛

と云者、此祭の場より狂氣して、七日物に狂頓滅す、彼社領、毛利輝元の時三千石被寄附けるか、去子年福島左衛門太夫被拜領しより、悉被取放一圓不寄附、其祟として下民申あへる、福島左衛門太夫息男被死けるも、此神罰として、此年より纔五十人扶持被寄附けるとかや、其上末社之堂宇并鳥井一被建立、

六月、此比、京町人北野賀茂邊に出行之砌は、かぶき當世異相を此云、衆出合たはふれ、爲之惱さる、其上耽女色、覺外之儀多之、大御所之を聞給以外逆鱗也、此事於虚言者、罷出可申分之旨曰處、分明の不及諍論之間、則改易也、謂津田長門守、稻葉甲斐守、天野周防守、澤半左衛門、苑田久六等也、此後又大島雲八、阿部右京、矢部善七郎、野間猪介、浮田才壽改易也、未同類甚在之と云共、重而不及沙汰、

七月、江州長濱爲普請、美濃國先方之衆、又飛驒國衆、并江州人足被遣、此比院之御所有普請、越前秀康主人數を以務之、同七八日比、清須の小笠原監物他國也、寄子就改易之儀、少々奉恨下野主を如此、是於彼地、無双の出頭人也、又此比、長崎へ黒

内鍋島信濃守九州、石舟百廿艘、加藤左馬之介豫州、四十

六艘、黒田筑州筑前、舟卅艘也、其外五艘三艘不可勝

計、同廿五日酉刻終、伏見有光物、縦は唐笠程之光

物自城出、豊後橋の通と見へて落たり、其跡をちい

さき光物如右出て、右の通へ落、又同月十三日に、伏

見古宮より挑灯程の光物出て、是も右之通へ行落、又

加藤主計頭屋敷より、行燈程之光物出頓て落、愛宕山

にも唐笠程の光物有之由京町人云之、又やふれ車

と云變化の物京中に在之、縦は車の通音する間、見

之所に、目にも不見、昔年兩度如之此怪異有之き、

二度共に凶兆と云々、

去比松の丸番衆松平若狭守子年於伏見に死す、五左衛門子、女事に付

て改易也、

六月朔日巳刻終地震、同申刻終又地震、四日、去比

より駿府普請、七月朔日に可始之由、美濃尾張飛驒

遠江三川へ被相觸之處、此日又來正月迄延引の由

有觸、三日辰時少地震、

江戸石垣、去四月末に早普請之衆出來、則石通にうめ

られし堀を又ほり、五月末に出來、六月十日比、伏見

歸上衆も有之、是は福島左衛門大夫組也、左衛門太

も六月十五日に、清須まで被上、廿日比に伏見へ可
被着と也、自餘の衆普請出來、追々上らる、但各人
數は未被殘置、

當代記卷四

是は慶長十一年丙午の年之事也、年號此以前に書付る、

去比、江戸普請中に、福島左衛門大夫安藝備後與兩國之主、池田三左

衛門尉播磨備前兩國之主、云事あらんとす、其故者、左衛門太下

女闕落して三左に居、左衛門太中間、三左衛門外を通

りけるか、見付て臺所之前に押付捕之、侍中間出合、

狼藉者成とて、彼中間搦置、左衛門太聞之云、國を出

し時、家中の上下被相觸様、此度江戸普請中、不可

致喧嘩、人にあたまはられ於令堪忍輩、可有

寝美、人を打擲し、喧嘩仕懸たる者は、一族妻子等迄、

可同行同罪之由令下知一處、如之此儀不及是非、三

左屋敷に被搦置、中間并女、則可返給、以使被伸

條、則被返遣、則刎首を、右之中間搦ける三左中間

給_レ之由宣と云共、雨故及_レ今日、同廿日至_レ駿府着御、來年彼地可_レ有_レ普請とて、其様子順見し給、同廿五日午駿府を御立、廿六日中泉、廿七八兩日大雨大水故、天龍河船橋落る、廿九日吉田迄御出、其日雨降と云共至_レ岡崎着給、同日於_レ鎌倉井を堀とて、銀の茶の湯釜并小壺を堀出す、大御所江戸を御出之日路次_レ持來、關東の事たる間、當將軍持參可_レ申の由曰、江戸へ被_レ遣、

四月、駿府在城の内藤豊前江州長濱へ移、駿府には家康公來年より、彼地御座所にし依_レ可_レ給也、

今春親大夫_{當時能之}上手なり江戸へ可_レ下とて、座の者共引連下

處に、於_レ駿府大御所曰、江戸は普請最中也、自_レ是可_レ歸上_レ之由也者、則從_レ駿府歸上る、大夫旅中之造作、其費徒になし失_レ氣云々、

此春、關東中炎旱、麥毛一圓凶、但四月四日より雨降、駿河より西へは麥毛吉也云々、

四月廿八日、御所家康公御參内、其日伏見へ還御、二條之御座所へも上下無_レ御寄、

伏見有_レ石垣普請、但一萬石取より内の衆勤_レ之、一萬石より上の衆は、駿河爲_レ普請可_レ下間、被_レ除_レ此普

請、

羽柴肥前守息筑前守_{於大}、江戸被_レ下、四月出_レ國、五月三日濃州岐阜被_レ泊、

相國寺三門建立、是は去_レ壬寅備前國金吾果給ひ、已後改易之時、餘米一萬石、羽柴三左衛門借用之通を、今相國寺に從_レ家康公直に令_レ寄進_レ給ふ、是を以此三門立也、

五月朔日快晴、一日三日風あらし、四日晚より五日同雨、十二十三雨、十八九より露に入、長雨也、同六日、下野國館林城主柳原式大夫煩_レ腫物、瘵也、同十四日已刻死去、此兄七郎右衛門近年隱居す、此春大御所被_レ召出、知行三千石被_レ宛行、駿河久能可_レ令_レ在城_レ之旨被_レ定處に、當月朔日死去、又於_レ伏見西郡殿、

十四日午刻頓死、是播州池田三左衛門御内_{大御所}母儀_{息女}也、柳式太は三左の子息之舅也、同日凶事不思議云云、

廿五日夜に入大風、三川國關東筭麻爲_レ之損、同大水、上方は廿年以來洪水、美濃尾張は此水無_レ指儀、三川は所々堤切る、關東も水は無_レ指儀、午五月廿五日之大風に、自_レ伊豆國江戸に石運送之船數百艘破損、其

を十二産、何も羽根已成就し、翱翔す、同廿日比、當時後國主田中兵部息子主膳、歳廿計召遣小姓を令切めんとす、小姓却而主膳を切殺す、惣別此主膳心中違亂にして、人を手打にする事を好む、はや五十三人切けると云々、同下旬、於江戶、青山常陸守、同男伯耆守、内藤修理、大御所家康公の事背命甚不快、是に當將軍秀忠公の昵近、當時殊用人、依之自將軍令勘當給、同正月、江戶爲普請、諸國衆自身下、二月上旬に各江戶に着、物主は何も令在江戶、人數は石爲運送、伊豆國に有之、石積船以上三千艘有之、一艘に百人持之石二宛入る、一箇月に兩度江戶へ有往還、江戶城石垣分七百萬、高さ或十二間、或十三間有之と云々、此くり石は、去年米にてかい被置けるを、今金に被替ける、但去年被賣時は下直、今は高直也、於江戶此賣買の石あり、百人持の石一を銀二口充也、ころたの石は一間四方の箱一を、小判之金三兩宛之價也、關東在國之衆は、去年將軍上洛し給、依造普請赦免、但去年爲留守居、不上洛の衆、千石に一人つ、人夫を出す、同正月、於江戶、彦坂小刑部代官所の百姓と云事有之、各奉行衆被聞之處、小刑爲非分、

其上公方勘定前引負多之、依之則改易、其身を被推籠、一男有別事過、親兄如、此間、二男も同被押籠、二月八日大雨、去正月十三日以後雨始て降、舊冬廿一日より于今寒事甚、

此日關東は雨不降、大御所於江戶、伊達政宗へ有御成、終日可有遊興とて、圍碁之上手本因坊、利道石、同象碁之上手宗桂已下令祇候之處、風特烈して、ほこり座中吹入事甚し、依之膳部終て後頓て令還御給、此外無御成、將軍家は所々に有御成、同二月、宇都宮山に旗出現、冬見之、同廿五日甲子、細雨、夜に入大雨、廿七日俄に風あらし、夜前戌刻、南に珍黒雲有之、

三月四日、大水降雷鳴、

當時肥後國主加藤主計頭息女年九歳、關東へ下向、榊原式部大夫息に爲可嫁也、正月七日九州を出、同廿六日、至大坂、着船、此間在京、三月九日岐阜に着輿、四十五丁、但十丁は人不乗、馬上之女八十三人也、相伴物頭三人か、長柄の鍬五十本餘、鐵砲七十丁餘有之、主計頭は此日今須に泊、直に清須へ通、三月十五日申、右府家康公江戶を出御、一昨日可立

十一月十七日、右府家康公爲鷹野川越をしぬ出御、廿二日京都は雪降事二寸程、廿五日於北野童部喧嘩在之、是兵法の論故也、將軍秀忠公爲鷹野鴻の巢出御、十二月廿日比迄有逗留、

十二月小、中旬下野主煩甚危急、自辰刻至午刻、偏如死人、然午の刻終に藥を口中へ押入る處、さて蘇生成、奇特と云々、十五日俄滅、さて追日平愈也、二日於江戶服部石見守改易、其故は夜行して、於町中害人、于時誰人不知侵、然間辻切敷の由訴之間、自將軍家一町に金被掛、可申出の由被立札、其後右の仁しわざの由露顯の間如此、廿一日夜雪ふる、此日より打繼大雪降、中にも江州大雪、深さ八尺計と云々、北國之儀は云に不及、廿六日、右府自忍川越江戶に還御、此日酉戌刻、伏見火事出來、有馬玄蕃長屋より出て、淺野彈正、會津飛驒、松平飛驒、彦坂平介、大久保主殿助、同石見守、板倉伊賀守、真田隱岐、遠山民部家失火、其外たもうり町通焼失、此夏爲先王追善、叡山三井寺南都衆徒、於内裡御はんこう在之、御經始を互望之、從禁中學問器量次第可相始之由有宣下、先例も如此云々、山衆

含鬱憤留出仕、依之右府家康公へ令申之處に、右府も又如此曰、向後可守此式と云々、十一月下旬より、信州淺間山燒事多之、然て午の正月末より不燒、

十二月廿一日より甚寒、雪風也、十二月十五日、南海洪波、此時八丈島の邊、大山一夜の中に涌出、

此夏高麗より爲音信三使來朝、專調無事と云々、慶長十一^午正月大、朔日立春、丑刻雨、卯辰刻雪、巳刻より終日雨、二日快晴、伊豆國金山に銀子多可出と云々、大方は佐渡國より出る程も可有之と云也、此已前代官彦坂小刑部たりしを引替、向後大久保石見守可爲三代官と也、大方は土百目にて銀百目の積になる、是は金子と銀とまじり出と也、

同正月、所々失火、京邊土の吉田、奈良、てんがい、上坂本、江州の野洲、武佐、三川國吉田、赤坂、遠江の白すか、橋本、下野國館林町失火也、自關東上る者云、所々町々無失火處は大方無之云々、

舊冬より正月十二日迄風雪降甚寒、十五日殊風烈し、同正月中旬、於江戶宇都宮之與平大膳大夫屋敷の庭に生首有之、同比宇都宮城旗竿の上にとうの鳩子

る共云、又去年エゲレンと云處の者共、黒船を押取ける處に、日本の商船參令ニ商買、過分得レ利歸朝の船在レ之、ルスン、西シンテウと云所にての事也、是はたちうりの桔梗屋の道圓と云者也、京町人羨レ之、當春船を多遣けると云々、十四日晚、伏見夕立雨甚、京都は不降、此年も干魃付て、攝州小屋の池水干魚共死、但去年の程には無レ之、去月廿三日之已後雨不降、諸國旱魃甚也、

六月廿八日夜甘雨ふる、少の間の夕立也、七月朔日未申刻夕立雨甚、二日酉の刻より夕立、子丑の刻まで降、三川國はさして無三干損之儀、五日晩、右府家康公伏見西の丸に御移、本丸屋作に付て如レ斯、七月八日九日能在レ之、初二日は觀世太夫行レ之、後一日は日吉梅若八太夫仕レ之、此三人は丹波猿樂也、九日之晩より終夜甚雨、但村立のことく也、夏攝州小屋の池、去年干鯉共又死す、七月廿日、美濃尾張伊勢近江三川大水、伏見京はさして水不出、關東も此水不出、ろく川の堤西も二箇所、東も二箇所切、大柿へ水入、大柿の下も塘切、高須に水入、三十年已來の水の由云々、但木曾川はさして不出、三川ねふの木

淺井堤切、所々水入、廿一日、右府家康公御上洛、伏見屋形造作之間、其中可有ニ在京一と也、廿二三日比より、三川矢作川を可レ被レ通とて、米津に堀をほらる、是右府家康公の依レ仰也、彼國の知行役、并其知行百姓人足令ニ普請、士は百石に二人、百姓は百斛に一人也、八月十日、關東大風大水、老人不覺洪水と云云、去夏中干魃、此年大凶年と云々、此水は關東中迄也、上方は不出、十二日右府家康公伏見に歸城、

九月小十五日^{丁亥}、右府伏見を立關東下向、例式少年之息男兩所伴レ之給、十六日佐和山、雨故兩日逗留、十九日赤坂、廿日岐阜、廿一日稻葉山狩有レ之、鹿七十七留る、翌日手負鹿二留る、廿二日朝、加納へ右府打寄給、城普請出來の間快氣し給、及ニ未刻一立給、清須に御通、兩日有ニ逗留、廿五日未明に、岡崎へ御通、十月朔日、遠州中泉に着御、同十五日中泉立給、十七日駿州田中に着給、廿二日田中立給、十月廿四日、長島^{元河内尾州}城主菅沼志摩守日來煩の間、爲ニ養生一令ニ上洛一之處、不慮に頓死、此父織部、去年八月死了、志摩守女房も、去々年春死去也、同廿八日に江戸へ御着、十月小、上旬より清須下野主腫物煩、其後腫氣、

共の中より、大坂へ有内通之由云々、依之秀頼公上洛延引也、十一日爲新將軍名代竹主、右府末子十四才、大坂へ被越、則伏見へ被歸、秀頼快氣と云云、此比今度上洛之關東衆依將軍仰、先立て思々下國、十五日、將軍家關東下向、甚雨、然間前々か崎に泊給、十六日諸國洪水、同日雨、然共港口、十七日龜山、十八日桑名、十九日有逗留、廿日至清須、着御、清須三日逗留有て、廿四日に立給、今日より快晴、廿三日雨ふる、能在之、廿六日清須に有喧嘩、一兩月以前に、小者を打擲せられけるに、爲雪其耻と也、甲賀左馬介と云者也、小者被打ける者は、少身の者、名字分明不知、六人在けるか、彼左馬介津島に行ける歸路を待請て、六人の者打出、左馬介を討、左馬介供の者共二三人、跡より來て戰處に、侍四人中間一人被討、六人の者の中一人ふかく手負ける間、五人之者不捨之、家へ取籠腹を切けるとかや、一人の手負を捨て落行は、不可有異儀處に、日來賢^{◎堅}云合ける故に如此、六人の者何も覺悟しける間、女房被官小者以下、悉其已前に其好々へをとしけると也、時の人上下莫不美談之、五月下旬、伊勢安濃津城主富田

信濃守と浮田の左京云事あり、左京妹は信濃爲妻女、去比左京小姓を成敗しけるに、彼小姓の知音の者爲散醜憤、小姓を伐ける侍を剪害しけると也、是は浮田左京親類たる間、左京親父狀をそへ、信州へ遣間、相抱けるに、度々成敗可有之由、自左京信州へ云送、然共信州妻女にも親類たる間、于今抱置、其後是非共可有成敗之由云送處、何方へ哉覽闕落之由返答了、依之左京腹立甚也、自身勢州津へ參可相果之旨思立行處、折節信州爲留守、然處に家の年寄出合、何として御來儀御太儀之由申處に、無是非令同道相上り、於大津邊腰の刀を取、如囚人にして伏見へ召連、於彼地互可單干戈之處に、各令異見、右府家康公へ令言上、右府相公は隱居同前の間、當將軍可言上の由日間、六月十五日、伏見を立關東へ兩人共に下向也、六月四日、將軍秀忠公武州江戸に着玉ふ、去五月廿四日より雨不降、早魃下民迷惑相極也、當春日本國の船、ルスン、トキン、シヤムロへ爲賣買渡海の處に、如何したりけん一艘も不歸、右の船或當岩破損、或喧嘩をして被殺害けると云々、又爲取財寶、彼島々の輩打殺しけ

依合力也、

三月廿一日^{乙未}右大將伏見に御着、先陣後陣之衆同之、

廿九日、右大將秀忠公御參内、是は去々年之冬、被

任^レ右大將^ニを賀し被^レ申儀也、四月上旬羽柴肥前守

^{北國上洛、養子犬丸を同道、則前將軍家康公へ出仕、犬}

丸進上物金子卅枚、加賀羽二重三百端、小袖五十也、

自^ニ家康公^ニ刀脇指被^レ下、右大將秀忠公へ犬丸出仕、

進物金子五拾枚、加賀羽二重五百端、小袖百也、同肥

前主進物黃金卅枚、加賀羽二重三百端也、自^ニ右大將

犬丸へ刀脇指被^レ下也、肥州家老何も右大將へ有^レ禮、

進物各小袖也、此犬丸は秀忠公聲也、肥前守は則有^ニ

歸國、犬丸在^ニ伏見^ニ也、

四月九日、右大將金森法印へ御成、此法印于^レ時家康

公の氣相の人也、其晚古田織部所へ有^ニ數寄會、此織

部子^レ時數寄者也、去二月より雨繁し、大方三日に

二日はふる也、同八日^{壬子}、前將軍御上洛、十日御參内、

十五日^{己未}、雨、此日伏見へ御歸、十六日^{庚申}、右大將秀忠

公有^ニ將軍宣下、十七日自^ニ伏見^ニ上洛し給、廿日廿一

二雨、五月節々雷二三度、風あらく寒し、廿四五日比、

遠州駿河大水、島田茶屋をし流す、自^ニ此時^ニ町河に成

間、町計東に島田町立、廿六日^{庚午}、當將軍御參内、征夷

大將軍の悅申也、去廿日^{甲子}、可有^ニ參内^ニ之由の處、打

繼雨故及^ニ此日^ニ、此度官位内大臣正二位淳和院別當牛

車之宣旨也、新將軍進物、銀子千枚也、其外公家衆へ

何も小袖馬以下被^レ送、廿七日、公家衆新將軍へ參入、

及^レ晚伏見へ御歸、

五月朔日、新將軍へ大名小名有^レ禮、上方大名、或銀子

或小袖也、本よりの衆は太刀折紙也、馬代うす錢三百

疋也、五月三日四日五日、於^ニ伏見^ニ能在^レ之、初日四座

立合、後日三日目は觀世今春迄也、此比當將軍秀忠公

在伏見し給し中、秀忠公之衆の小者共と、御所家康

公の衆の小者共及^ニ喧嘩^ニ、双方二三千つ、の人數也、

手負死人兩方に數多有^レ之、是は江戸にての有^ニ意趣

如^レ是と云々、七八日比、大坂下民荷物運送し、人の心

不^ニ相定^ニ、是は此比秀賴公伏見へ上給、其上々洛し給

ふ尤の由、右府家康公有^ニ内存^ニ、此旨從^ニ京都之大政

所、是は太閤之北政所也、大坂宣處に、秀賴公母臺是

非共其儀有^レ之間敷、若達而於^ニ其儀^ニ者、秀賴公を令^ニ

生害、其身も可有^ニ自害^ニの由頻宣問、聞^レ之下民周章

不^レ斜、秀賴公伏見へ上給事無^ニ勿體^ニの由、上方大名

跡部民部 柴田三左衛門

阿部備中守 山名平吉

津田正藏 脇坂主水

小出信濃守 牧野傳藏

眞田左馬助 水野太郎作

永田三郎次郎 木造左馬助

青山常陸介 水野隼人

堀伊賀守 堀讀岐守

又若黨馬乘奉行

同歩行者并小者

永田善左衛門 永井彌右衛門

馬廻和鐵炮奉行

石川八右衛門 永田正左衛門

同弓奉行

本田百介 小澤瀨兵衛

内藤甚五左衛門

同長刀同鍵奉行 山田十太夫

同挾箱 朝倉藤十郎

後陣

一番上野高崎の酒井宮内大輔

同大湖の牧野駿河守

上野の本 小笠原左衛門

二番右府家康公末の子松平上總守

三番 松平安房守 關やとの同 甲斐守

下野古河 同 丹波守 同風間の同 周防守

四番 最上出羽守

五番于時出羽の住佐竹右京大夫

六番 南部信濃守

七番 鳥居左京

信甲衆は木曾路を出る、何も先勢江州大津に逗留、

泊々日次之事

廿四日かな川、廿五日藤澤、廿六日小田原、二十七日

三島大雨故、三日逗留三月二日蒲原、三日府中、四日藤澤、五日

かけ川、六日濱松、一日休足、八日吉田、九日岡崎、十

日清須、二日一日能あり逗留、十三日大垣、十四日佐和山雨故

逗留十六日長原、

自は是行儀にて、三月廿一日至子伏見着給ふ、

右大將御供衆私道具數の事

鐵炮千挺 弓五百張 鍵千本 長刀百枝 挾箱三百

此年相國寺法堂建立、是大坂自秀頼公一萬五千石

五番 長尾景勝也 米澤中納言

六番 奥州會津の 羽柴飛驒守

七番 上總小喜の 本田出雲守

八番 上總住相州小田原の 北條左衛門大夫

皆川志摩守

岩付の 高力左近

九番 江戸 酒井右兵衛大輔

上方衆今 淺野采女

江戸在 鍋島信濃守

同 市橋小兵衛

右大將家御通 鐵炮奉行 金のを、い六百丁

江戸衆 服部石見守

同 森河金右衛門

同 服部 中

同 細井金兵衛

弓奉行 三百挺、狸々皮、

久長源兵衛

佐橋甚兵衛

信州沼田 真田伊豆守

松下右兵衛

同 加賀守

江戸に住 本田大學助

水野市正

同 内膳

同 田中隼人

同 三枝松土佐守

同 屋代越中守

同 加藤勘右衛門

同 青木五左衛門尉

同 倉橋内匠助

鐵奉行 二百さや豹皮

近藤石見守

乗物 かきのし付

持道具之分

鐵炮 卅丁、もちてのし付、黒狸々皮、

挾箱 もちのし付、七荷

右大將秀忠公 乗物かき何ものし付

茶番衆

小姓衆

使番衆

大番衆

土屋民部少輔

柴田七九郎

内藤新五郎

内藤若狹守

土方河内守

溝口孫左衛門

戸川宗十郎

神屋彌五郎

都筑孫右衛門尉

引馬 ひきのし付

弓 もちのし付、卅張

長刀 もちのし付、二枝

鐵 もちのし付、五本

長谷川讚岐守

安藤對馬守

各名不_レ及_レ記

高木主水

安部彌一郎

牧野九右衛門

上杉源四郎

藤堂内匠介

西尾隼人

須賀攝津守

秋山平左衛門

難波浦に如_レ斯之儀有ける由、太平記に在_レ之、

右之大波之比、伊勢山田岡本町七百間餘焼失、人馬多死、依_レ之暫神前に社參を被_レ留、紀伊國四國西國何

も此波同前、地震は所により大小あり、關東も同前、上總國小喜田^{◎田}喜^カ領海邊取分大波來て、人馬數百死、

中にも七村跡なしと云々、諸國內の海は不_レ苦、攝州兵庫の浦は一圓不_レ苦、是は先年丙申の地震、他所に

超過しける故かと所の者申也、六月千魃、攝州小屋之池の鯉鮒悉干死す、彼所の者は、昔年行基の魚を被_レ放けると云傳、依て是を不_レ取、あたりの村より彼魚

をぬすみ取けるとなり、如_レ此の千魃の様しも、此已前兩度有けると云々、

此年、京都知恩院立、從_二右府家康公_一建立、當時無双之寺院也、

此夏自_二高麗_一爲_レ使淨雲大師と云僧來、家康公關東下向し給已後京着す、依_レ之翌年春迄在京、家康公曰旨

を得高麗に歸朝、彼使の様子は、先年秀吉公高麗に八數被_レ渡已來、自_二明朝_一高麗人數を置、彼番手之衆狼

藉不_レ可_二勝計_一爲_レ之迷惑す、日本無事於_二相究_一者、明朝衆相返、如_二前々_一有度之由と云々、

慶長十乙巳正月九日甲申、將軍爲_二上洛_一江戸を御立、淋病氣故駿府に暫有_二滯留_一、二月五日庚戌立給、同十九日伏見御着、

正月十五日、於_二大坂_一左義長在_レ之、見物の者多し、然處に大藏平三知道子、當時鼓の上手、人にをされ胸を

打血を吐、三月十一日没死す、上下無_レ不_レ惜_レ之、正月末は暖氣、二月三旬共寒す、中にも二十三日比

打つ_レき、三度大霜、草木爲_レ之凋、二月中雨節々降、廿五日戌の刻雷少動、但當春初、其夜半に玉うち、十

九日甲子雨、廿二日三日雨、廿八日九日雨、二月廿四日巳右大將立_二江戸_一上洛、十八日可有_二出張_一之處に、打續大雨故如_レ此、國々大河船橋を掛、其行粧、

先陣館林の 榊原式部大夫 佐野修理大夫
の 信州小室 仙石越前守 同深志の石川玄蕃頭

二番 奥州住伊 羽柴越前守 同 溝口伯耆守
達政宗也 三番 越後の 羽柴左衛門督 同 信州飯田 小笠原信濃守

四番 甲州府中 平岩主計頭 同 同高遠 保科修理頭
同國 諏訪因幡守 甲州都留 郡の 鳥居彦右衛門

同國 諏訪因幡守 甲州都留 郡の 鳥居彦右衛門

美濃者大風、山城大和畿内此風不吹、三川もさして不吹、尾州長島高波にて、堤崩水入、同五日申之時終より雨降、八月十日比、自佐渡國大久保十兵衛上る、銀子山繁昌之由悦玉ふ、佐渡國を十兵衛に被下、

但銀山はのそく、

八月十五日、豊國爲三神事、諸大名馬を出し、

賀茂の社人務之、其馬の裝束追繩沓已下、何も紅の唐絲也、鞍籠以下結構の儀也、同四座猿樂能有之、

十八日、同豊國神事、京町人風流あり、其體六組にしてをとる、見物の上下幾千萬と云不知數、但在伏見の大名小名見物無之、當年太閤秀吉第七周忌に依て如此、同廿日京都町人伏見の風流來、同八月之比、出雲之國主堀尾信濃守死去、此比京中又邊土盜賊多之、當月中、關東從右大將秀忠公、諸國道路可作之由使相上、廣さ五間也、一里塚五間四方也、關東奥州迄右之通也、木曾路同如此、

閏八月小、十四日壬戌、將軍家康公關東下向、又去五日美濃尾張伊勢大風、然共至て無失毛之儀、長島伊勢浦近邊は、鹽風に付て損毛也、此秋關東凶年、此秋木津川橋從秀頼公被掛、其長二町餘と云々、十一月十八日寒に入、翌朝少雪ふる、廿日夜廿一朝迄大

雪、此寒中諏方湖水不凍、人馬一圓不相通、今年程暖氣之儀此已前無之由云々、五年以前庚子之冬程寒しける事無之由、何も諏方の住民云之

十一月廿九日晚より大雨、

十一月十二月之比、將軍大鷹多落る、大方六七十居もをつるか、尾州荊屋邊の鷹も同前、十二月十一日夜より日々十六日迄雪ふる、但積事はさしてなし、同十六日戌刻、丑寅之方に魂打三度、同地震、其夜自關東上者、今切之東舞坂に泊、右之魂打と聞へければ、俄に大波來て、橋本に家百間程有所に、八十間計潮引て行、纔に十間計殘ける、人多死、折節舟に乗合ける者は荷物をはね、舟は山際へ打上ける、其時釣に出ける舟廿艘計行末不知、此時伊勢國浦々潮數町干たりける事一時計也、漁人共魚鮑已下心の儘に取處に、潮俄に來て、大石共浦々へ打上ける間、生て歸者なし、其内に年老之者は、如何様不審に思、急陸へ上者は、少々生て歸も有ける、右の波の打上ける石共に、鮑已下或は五十或は卅有ける、島々に人屋又兵糧の藏以下船網、無殘所潮に流行、行衛不知、關東も此波同前云云、二百四十四年先、康安元年辛丑七月廿四日、攝州

三月廿七日、於院御所、觀世大夫能仕、三月盜賊自山崎一搦來則成敗、是は京町人子共養子之由令約束、代物衣類已下を取、其子を淵河に沈けると也、三條とんけん院從秀頼可有建立之由也、

卯月廿日、越前之秀康關東下向、右大將爲見廻也、是は右大將兄、當年卅一也、兩故廿九日清須に着玉ふ、唐瘡病者なり、卯月廿一日、淺野左京大夫所へ將軍有御成、去十日時分可有之由之處、延引にて如此、廿三日、關東大風雨洪水、上方はさして不降、五月三日、松平飛騨關東へ下向、美作守信昌息、猿橋爲節所之間皆下馬、于時豊田久兵衛と云者之馬、主の脇指をくわへ拔、久兵衛是を取んとする所に、馬口をふる、彼脇指にて久兵衛手をつく、不思議なりし事共也、此二三ケ年、國々伽藍從秀頼公建立し玉ふ事甚也、定て心中に有立願之儀歟、此夏人魚伏見町に有之、人見之、從北國海上ると云々、

五月七日、清須下野主但馬へ湯治、
六月朔日より、武州江戸普請、六月二日、羽柴左衛門大夫藝州備中主關東下、是右大將秀忠爲見廻也、同五日宰相秀康從關東歸上、此日岐阜に被泊、同八日伏見濃州の伏見かに被着、福島左衛門大夫も、此日河手に

泊、互に無見廻之儀、六月十日丑、將軍上洛、十六日參内し可給之處、雨故延引、翌十七日甚霍亂し給、但則本復、廿二日丑參内也、廿四五日、於京都能有、七月一日伏見へ歸城、

七月朔日より佐和山城を彦山へ被移普請あり、七月五日、神島左衛門大夫關東より上、此日濃州河戸に泊、此日夕立甚、佐和山普請場へ雷落、隨分之者伊勢衆三人、其外十八人死、五三十も手負在之由也、此頃伏見も右普請あり、西國衆悉相上令普請、七月十七日未刻、武州右大將秀忠公若君誕生、十箇月に雖不滿平産、同廿五夜、俄大雨、六七月旱魃、國民令迷惑、同十七日於伏見宰相秀康公將軍右府息將軍御成相撲あり、同廿一日、秀康大名衆有振舞能あり、同廿一日に、清須の主下野主自伏見歸國、此中於伏見不斷煩也、同廿二三日比、三州鳳來寺山移動搖、衆徒彼山滅亡歟之由を存、本堂へ打寄居す、同廿五日甲戌、戌刻夕立甚、近年如此急雨無之、夥雨也、

八月四日壬午、酉の時より大風、誰そ時迄は雨少降時も在之、戌刻より雨不降、風計也、諸國失毛不可勝計、八月十四日壬辰、八月節也、伊勢尾州近江

雪、寒事超_二過近年に_一せり、十二月上旬の比、於_二伯

者に_一國主中村一角_四、臣下の横田内膳_{是悉皆用人、併}

直に生害、_{此儀將軍}内膳一男構に_{將軍依_二氣相_一、}

遂_二成敗、出雲之主堀尾より人數相加責_レ之、寄衆數

百人没死、其後有_レ扱、令_二楯籠_一處之上下可_二相助_一、令_二

諾應、城主切腹、十二月五郎太郎主_{將軍息男、被_レ定_二甲}

妻主、主計從_レ之、於_二常陸國_一廿萬石長福主_{年_二二}

男、是は去秋逝去之御滿遺跡也、河中島を竹主拜領

也、_{是も將軍息男、}

此冬、山岡道阿彌於_二伏見_一相果、_{年_二六}將軍別而氣相也、

此年京都町人を十人組と云事あり、依_二將軍仰_一也、洛

中上下迷惑す、十人之中一人犯_二惡事_一は、九人の者

可_二與同罪_一之由也、是は京伏見其外邊土に、盜賊令_二

亂行_一之間、爲_二政道_一如_レ此、然共福人は貧人に組事を

愁、財寶を他所に令_二運送_一置_レ之、此政於_二洛中_一先代

不_レ聞之由云々、此比、江戸の大納言秀忠公任_二右大

將_一給、

十二月廿三日、京都三條之比丘尼御所どんげん院失

火、

慶長九年_{甲辰}正月朔日曇、夜半以後大雪、元日より八日九

日まで寒、其後暖氣、二月十日之夜丑刻に、魂打歟、

とんくと五六度鳴、其後はたくと云事夥し、此

比、關東中神社宮自_二家康公_一有_二建立_一、

三月朔日、將軍立_二江戸_一御上、先一七日熱海に湯治、

三月廿九日庚辰、伏見に着給、少年息男兩所同_レ之、

三月廿九日及_二酉刻_一、日のまわりより雲四方に飛事夥

し、珍事也、去年二月十五日朝、當年正月朝も、大方似

之云々、三月前々か崎に伊勢大神宮飛移給とて人參

詣す、

此年、或女頭二ある孩兒を生、先年も如_レ此之子を生

けるか、洛中を渡しける、其年何して凶事有_レ之し程

にとて、此度は不_レ渡則害しける、此比有_二恠異_一、内

裏之庭中に從_レ何共なく、長持二枝あり、之をあけて

見に、一には生頸多有_レ之、一はあくれ共蓋不_レ明、其

上に菜のすんくと切たるを置、不思議なりし事共

也、又近江國横關に恠異あり、巳の刻迄は水もなき所

に、及_二午刻_一毎日血池出來たりと云々、

四月五日、於_二伏見_一上方大身衆有_二年頭禮_一、同小身輩

六日に有_レ禮、兩日の禮諸大夫分九十八人、小袖一重

宛、自_二將軍_一被_レ出、

同福島左衛門事
安藝少將

此日參内之節より相曇、還御の比雨也、四月十六日伏見に歸城也、

此比かふき躍と云事有、是は出雲國神子女名は國、但非好女、仕出、京都に上る、縦は異風なる男のまねをして、刀脇指衣装以下殊異相、彼男茶屋の女と戯る體有難したり、京中の上下賞翫する事不_レ斜、伏見城にも參上し

度々躍る、其後學_レ之かふきの座いくらも有て諸國へ下る、但江戸右大將秀忠公は終不_レ見給、

七月三日、將軍家康公上洛、同十五日伏見へ還御、同七月廿八日、大坂秀賴へ將軍孫女祝言也、是者將軍息大納言秀忠公息女也、自_レ伏見一船にて大坂へ被_レ移、年七歲、秀賴十一歲、常之十三四計之比也、

此春上方諸大名關東へ下向、秀忠へ有_二出仕_一、去五月五日午刻、雪雹、三川之山中降、中にも名藏山

山多降、木の葉悉打落す、くちなわ多死之由也、八月浮田八郎后九州上る、是は去る子之秋、於_二關ヶ原_一に_一討死之由人皆誦_レ之、然處其合戰場より薩摩へ落

行、近年隱居之處、彼國主右府家康公へ屬之間指上せ、父子伊豆國大島へ被_二指流_一、將軍家康公息御滿、

此春常州みとへ被_二相移_一之處、九月死去畢之由、伏見へ注進也、年廿一、八月昌叱死去、是は連歌之達者也、去年四月紹巴死去之後、京都之爲_二宗匠と_一、

觀世大夫六月關東へ下、七月七日、於_二江戸_一能_レ之、九月二日、觀世大夫濃州加納へ着、同五日の夜、飛驒夜能有_レ之、同本まる於_二作州信昌_一終日有_レ能、岐阜近邊の者爲_二見物_一、七月廿五日、前々か崎城主左門櫓

より落死す、息采女跡を繼、

十月十八日庚子、右府家康公關東下向、其日長原迄可有_二下着_一之由被_二相定_一之處、少年の息二歲頻に被_レ逐跡之間、可有_二同道_一之由付て、晚より俄に前々

か崎迄下着給、此若君兄四歲、同關東へ同道御、去七月祝言之時、上方諸侍秀賴公へ疎略有_レ之間敷之由誓紙之由風聞、專羽柴左衛門大夫藝州備中主取行云々、

十月九日、相摸國ばにうの渡より大磯平塚迄氷ふる、其大なる事天目程也、他所一圓不_レ降、

十二月三日、淺間山三四ヶ度鳴、此響三川美濃へ聞ける、同七日寒に入、此多殊暖氣、寒中雨雪節々降、中にも廿三日の夜大雨水出、十二月廿五日より明る正月

八日九日迄寒し、其後俄に暖氣、此冬、關東は節々大

左千石被下、關東に近年在、

三月廿一日寅日、内府公上洛、廿五日家康公御參内、

被任征夷大將軍、氏長者、拜學院淳和院兩院別當、

牛車兵仗、從一位右大臣源朝臣、

行列之次第

御物

一番

同朋 二御出奉行板倉伊賀守

三雜色

御物

右本多藤四郎

渡邊半藏

四隨身騎馬

左山上彌國郎

島田清左衛

鶴殿善六 横田彌五左衛門

五白張七人

六諸大夫 步行

高木九介 近藤平右衛門

竹中采女

森左兵衛

三好助三郎 三好久三郎

佐々木勝九郎

近藤七郎太郎

松平五左衛門

戸田采女

内藤四郎左衛門 秋本茂兵衛

松平右衛門

近藤登助 布衣

大久保宗十郎

酒井主水

永井右近

諸大夫 三浦監物

布衣 米澤清右衛門

右中山左介

柴田左近

御車 家康公

布衣 成瀬小吉

左安藤彦兵衛

榊原甚五兵衛

横田甚右衛門

日下部五郎八

長谷川久五郎

阿部左馬助

豊島主膳

林 藤五郎

花井勝右衛門

伊那熊藏

加藤吉左衛門

高木善三郎

朝比奈彌太郎

石川半三郎

鳥井九郎左衛門

里見讚岐守

八騎馬諸大夫

本多縫殿助

都築與右衛門

井伊右近大夫

松平甲斐守

松平出羽守

本多上野介

石川長門守

松平飛彈守

松平玄蕃頭

本多豊後守

本多中務大輔

奥三川守秀康事 同

豊前宰相

同京極事 若狹宰相

同池田三左衛門事 播磨少將

九州へ歸國、

去春叡山東谷に入_二盜人_一しか、此比露顯して、妻子共成敗也、此比より佐渡國に銀倍増して、一萬貫目餘上_レ被_レ納、先代越後景勝彼國領納之時分は、わつかなりしと云々、又石見國金山も倍増して、四五千貫目被_レ納、是も先代森輝元の時は僅の義也、家康公分國になりしより如_レ此、右之兩國大久保石見守拜領也、但金山之義は彼人爲_二代官_一、銀は上_レ右之通被_レ收、毎年石見守三月佐渡に相下、八月伏見へ上、九月十月者石見國に下、是金山相改、彌銀多分爲_レ可_レ被_レ納也、去秋土佐國に唐船寄、彼國主山内對馬守日本船にて取_二卷之_一番を付る、唐人も對馬守に、卷物以下以_レ使令_二音信_一、伏見にも急度の可_レ遂_レ禮之由宣之條、對馬守使被_レ船に乗移る、さて伏見に可_レ給_レ檢使_一、由令_二言上_一、間、使を被_二相下_一、然處風能折を得、帆柱引上、鐵砲のことくなる物三つ放し、鐘鼓打鳴し番に付、小船共乗たをし走ける、對馬守使も同有_二彼船_一、間、引連行、其比人の嘲_二弄_一此事也、唐人も二三人殘留、是は對馬守に音信の使也、此船より惣別如_レ此船を押る時は、帆柱を取物なりけるを、油斷にて不_レ取事不覺也と云

云、

慶長八癸卯正月、伏見出仕之儀、元日は先秀頼公へ可_レ有_二出仕_一之由、卅日に内府公仰有間、夜中に上方大名衆大坂へ下着、朔有_二出仕_一、元日未申刻伏見歸着、翌二日内府公に_レ出仕也、備前美作兩國金吾中納言被_レ果後、各内々企望之由云々、廿七日風來寺護摩堂炎上、又天狗倒し有て、二王堂の角を擊碎、惣別彼山ある、と云々、此年中に、衆徒數多病死也、二月六日、池田三左衛門備前國被_レ下之由朱印被_レ出、美作國は信州河中島主森右近國替有て彼國に移、此比内府公可_レ有_二將軍成_一云々、然而二月十二日、征夷將軍有_二勅使_一、同四日内府公大坂に下給、翌五日歸城、秀頼公に爲_二年禮_一也、遠州久野居住の松下右兵衛爲_二國替_一、常州へ下、此比自_二諸國_一、武州江戸へ、千斛に一人つゝ、役人下る、町に國々名付有て、町場可_レ有_二普請_一と也、十九日朝雨ふる、未刻止、酉刻日蝕あり、其色あかき事甚、亥刻の終時分月蝕あり、兩蝕同日に有事珍事か、遠州久野舊主久野三郎左衛門入道七千石被_レ下、還住可_レ有と也、此息先年於_二京都_一、喧嘩故果、終に不_二跡立_一、三郎

は無^レ之事を云ならはしたり、をうらんに并て紅塵と云沈香有^レ之、は何も勅封藏にあり、

此五六月黒船着て、舟人千二百人在^レ之、

かう地^交より内府公に有^二音信、生虎^一、象^一、孔雀^一、

但虎者不^二京着^一、七月朔日、美濃加納普請始、同三日

大雨、此水無^二指儀、但尾州しの木柏井の川出、彼國所

所塘切、八月十日比、加納普請衆上る、普請の様子遅

出来之由、内府公宣に依て、如何にも兎相なる儀也、

去六月、秀頼公爲^二所願、於^二住吉一萬句始、其發句、

住吉の松の幾世の下涼み

昌叱

此八月廿八日の風雨、關東は夥して、所々水入、大凶

年也、内府公十月二日關東下御、四日市場より舟に

て熱田宮上給、薩摩主又八龍伯養子、十月十日比爲^二

出仕上る、内府公依^二留守在大坂す、龍白可^二上洛^一

之由内府公雖^レ有^レ命、去年弟兵庫頭就^二謀反一危む

心歎、甥の又八を被^二相上、此取持之人藝州之主羽柴

左衛門大夫、路錢又は有^二大坂一之糧を被^二運送^一、同

十八日、備前美作兩國主金吾中納言被^二相果、此人常

に大酒之故歎、狂氣人之體なるにより、侍數人成敗之

條、此十月上旬の比、可^レ被^二改易^一之處に如^レ斯、時人

若自害にてもや有らんと、下臈疑をなす、九月松平

下總守、美作守信昌息、三州作手拜領、是は奥平代々

弓立所に付て如^レ此、十月廿七日夜半、下野國宇都

宮町悉燒亡、侍屋敷も所類火、同此比、江戸町も二三

町火事之由也、十一月始之比、加賀金澤城爲^二天火^一

燒、人馬道具已下不^レ殘燒失云々、同廿二三日比より

俄暖氣、十一月小廿六日寒に入、廿九日晚より雨、此

寒中節々雪ふる、雨も切々降、然共寒前寒し、寒中暖

氣也、十二月四日、東山之天佛燒、銅をはかし佛體

へかけゝる時、火もへ出、

十一月廿六日内府公江戸を出御、十二月廿一日、熱田

宮に着御、路次中鷹野故上着遅々、少々不例也、諏

方の海水、此寒中うすくして馬不^レ通、御渡は有^レ之

故、かち渡は有^レ之、來年日てるへき由と云々、北國は

此年雪深き故、來年水可^レ出と申けるとなり、諏方の

御渡りの馬の足跡に見様あり、來年は亂逆可^レ有^レ之

歎の由と云々、

去子年より浮田八郎薩摩島津所々隠居之處に、内府

公儀次第可^レ有^二成敗一歎之由、島津又八言上、是は

於^二伏見、十二月下旬出仕之砌如^レ此言上云々、又八則

院非分の由也、依之公事無利、此故衆徒與行人内
内間柄不快甚也、

慶長七壬寅正月朔、朝雪降、十九日壬午、内府家康公
江戸を出御、二月十四日伏見着城、伊勢路を通御、

北國主羽柴肥前守關東の下、内府公逗留中、於江戸
可有出仕との内心歎、正月廿一二日比、江戸に可
被着之由、先立て雖有_三其告、上方諸衆關東下向無

用之由依仰、肥前主にも無_三對面_一上洛し給、肥前者
於江戸大納言秀忠公に出仕有_レ之、肥前は則伊勢筋

上洛、於_三伏見_一内府公に有_三出仕_一、於_三江戸_一大納言公
に金百枚、銀千枚、小袖百領、脇指_正進物也、大納言公

より肥前に金子百枚、馬、鷹并鍋、藤四郎の脇指被_レ遣
了、

正月、大納言に於_三關東中_一に廿萬石被_レ渡、但此内二
三萬石不足之由也、則小性并小馬廻以下不_レ殘、大納

言公より配當也、
二月、佐和山城主井兵部直政病死、_{年四十一}一男左近大

夫_{年十}繼_三其塵_一佐和山に住す、
三月十三日、内府公爲_三年頭之禮_一大坂に下向、秀頼へ

對面也、則十五日還御、同廿七八日比、島津使者相

上る、

四月十三日、濃州大水、みつや堤千間餘相きれ、町之
者多分死、家流牛馬同死、此時中野塘もきれ、此

年濃州別而凶年、同廿八庚申、内府公上洛、一日休
息、五月朔日參内、二日於_三院御所_一今春能仕、當世の

上手也、晚に雨、見物の衆ぬれけり、三日相國寺佛詣、
此免長老内府公氣相なり、四日又今春能有_レ之、此能

未_レ終に、内府公伏見へ還御、
五月八日、常陸佐竹國替之儀也、折節在_三伏見_一、右之旨

以_レ使宣ける、兎角之意趣無_レ之、賢意次第之由返答
了、則十二日常陸在國之父義重并家中へ、此使有_レ之、

愛田砥澤邊にて廿萬斛、佐竹に可_レ被_レ下となり、六月
十四日、佐竹城城請取、薩摩の島津龍白近々上洛仕

之由言上すと云共、終に無_三上洛_一、内府公起請文申請
と云共、事延引す、今の分計略歟、

六月朔日より伏見普請あり、上方諸大名在伏見す、
同月十日比、南都蘭麝臺、從_三内府公_一以_レ使被_レ爲_レ見、

同勅使被_レ遣、此比彼蘭麝臺を被_レ切度由、類雖有_三内
存_一、是を切ぬれば、餘命不_レ幾之由云傳によつて被_レ止
也、蘭麝臺と云はをふらんと云沈香也、蘭麝臺と云ふ

此春疫病關東に流布して人多死ける、在所によつて八人九人住む家には、一人二人残りける所も有とかや、信濃も同前、

四月十日、鼓打大藏二介入道々知死、年八十去年の五月、於三難波二有勸進能、其時鼓を打ける奇特云々、

五月廿七日甲子雨、此春夏愨て雨也、六月十九日廿日大水、此夏中あつき事なし、十七日より廿三日まで七日打續大雨、廿二日尙以大水、

此比會津無爲、曩勝悃望に付て有寛宥、近々令三上洛、内府公に可有出仕之由也、六月下旬之比彦坂小刑部御折檻、則閉口也、是は内府公知行方三日代之其一也、同月前々崎普請、大津之家門并石共被移彼地、

七月朔日會津を長尾景勝立、同廿四日伏見に着、會津則上表、米澤信夫郡にて知行二十萬斛給、會津は蒲生藤三郎拜領、七月廿日、美濃北方にて蛙鷲を取、丙辰未の時珍事也、同月十四日五日より、内府公瘧病、同廿七日本復之所、又甚病惱、八月三日四日より本復、

此秋諸國凶年、九月の比、於三江州二近習之輩十二三人知行被充行、同月、北國之主羽柴肥前息の大納言

秀忠公之息女を有祝言、年三彼肥前無二男の息、以三養子を二如レ斯、但別腹の弟也、去年關ヶ原合戦之砌、俄に屬三味方に二小川左馬助、于今新本知行聊無三拜領、是は何時も捨弱附強之由、諸人依レ訴歟、

内府公十月十二日丙子、關東下降、其日長原泊給、十三日佐和山、十四日大垣、十五日岐阜、十六日之朝、加納城場廻見給、十一月五日、内府公江戸に下着、閏十一月二日、江戸町不殘大火事、此後も數箇所度々町火事、同十日京都雨にまじり土ふる、噓へはかわら

けの粉の様なると云々、又十五日如レ斯、近江邊ふる、十一月九日、江戸より忍河越に内府公爲三鷹野二出御、廿八日歸城、十二月四日岩付邊所々又鷹野、此正月於三江戸二内府公越年也、十二月廿八日、宇都宮の奥平大膳大夫家綱に被充知行十萬石、是美作守信昌一男也、

此秋叡山に三千石、豐國に二萬石被寄三知行を、又内裡御領并公家領方々に有しを、被寄三京邊土二

此比高野行人與三衆徒二有言事、去年木食は石田治部令三味、方々敵城を被拵依レ罪被三牢籠二なり、此文殊院は木食弟子也、是内府公氣相歟、木食遺跡彼文殊行人たる間、素爲三荷擔三衆徒意趣爲レ理之間、文殊

一かんとうし 服部土佐守 うなき谷町 橋横橋共に 小野木縫殿助

一天王寺口 横濱民部 一甲津口 上田主水

一南方ほりつ 一めの口 奥山雅樂助 一平野口新屋 小出大和守

一玉作口 多賀出雲守 一玉作口 杉若主殿

一京口小橋谷 出羽守 一中の渡 山崎左馬助

一福島口 山崎右京進 一天王寺より 南の口 石川備後守

一天王寺より 赤松上總介 一天王寺小坂 水所 木下左京

一大和口 川尻肥前守 一福島川口の 脇坂中務 菅三郎兵衛 同右衛門入

右手前々々に番所を被_レ立、番衆慥に在_レ之而、妻子なと出る事をは堅可_レ被_二停止_一候、往還は無_レ滞可_レ被_レ通候、以上、

慶長五年庚子七月十五日

長束大藏 増田右衛門尉 徳善院

慶長六辛丑正月、内府公舊冬之病氣故、諸國衆無_二出仕_一、同月十五日有_二出仕_一、内府公病惱依_二本復_一也、

薩摩島津子_レ今無_二上洛_一、佐竹無_二上洛_一、去年亂逆之砌、事の體を見合、不_レ出_二己か國を_一之間、今恐_二身の科を_一歟、内府公三月廿三日辛酉、自_二大坂_一伏見_二御移_一、其日甚雨、翌廿四日、秀忠公同從_二大坂_一伏見_二御

移、是日も大雨也、廿八日丙寅、中納言秀忠公上洛、翌廿九日丁卯、參内、被_レ任_二大納言_一、

去二月城々有_レ定、井兵部少輔直政江州佐和山、本多中務大輔勢州桑名、松平下野守 内府公三男長吉、尾州清須、奥平美作守信昌濃州加納、石川長門守同大柀、本多豊後守

三州岡崎、松平玄蕃同吉田、松平内膳遠州濱松、同三郎四郎同懸川、是は内府公弟、但父は別、洒井與七郎同田中、内藤三左衛門駿府、天野三郎兵衛駿河興國寺、大久保次衛門

同三枚橋、本多縫介三川吉良、江州大津を勢多_レ移し、戸田左門可_レ被_レ置と也、大坂には秀頼公有_レ城給之間、内府公人數不_レ被_レ置、

四月十日、大納言公關東_レ下向、内々會津立の有_二陣用意_一、十五日當任竹父義重上洛伏見_レ着、去年自_二愛宕_一真壺二百餘上る、是此度敵對輩之壺也、依_レ人被_レ施_レ之、

此年正月之比、西上野箕輪小幡其許近邊に、あとりと云小鳥無_二際限_一有_レ之、とりもちなくして、藪なとにてさこ網を以_二二十卅つ_一、取、夜中には手にて多くとらゆる也、去年の十二月廿日比より有_レけれ共、中にも正月十日比さかりなりける也、

出雲隱岐堀尾帶刀、紀伊國淺野左京、但何も本領分は則被_三上表、伊豫は藤堂佐渡加藤左馬介、筑前黒田甲斐守、若狭京極宰相、丹後京極修理拜領也、此衆何も本領上表也、但此内黒甲藤佐加左其國に本領依_レ有_レ之、其領共如_レ此、肥後の國は加藤主計頭、讃州は山内對馬、北國の主羽柴肥前江州へ出合也、是は自_三大坂一暇を請、十月歸國なり、十一月十六日、自_三大坂一江戶中納言公御上洛、十八日御參内、十九日歸洛、同廿七八日比内府公病惱、十二月九日同廿六日、京都大雪、十二月十三日、信州真田城を渡し、親子共に高野に上る、九月十月十一月三箇月打つゝ、き大也、來年も又如_レ此九十一大也、珍事と云々、但三箇月大つゝ、けは、亂逆の兆と京童部云也、十二月廿九日大雪、十月自_三會津一_二出羽_一の_二もかみ_一へ動、もかみ家中之城主_二三人_一會津へ一味、依_レ之_二もかみ_一城廻まで放火、此時上方悉平均之由、陣中_二に相聞_一の間、右に會津へ一味の_二もかみ_一方の城主等、又もかみへ同心す、依_レ之_二敵敗軍_一之際及_三合戰_一、會津之人數_二二三千_一も被_レ討、此十一月十二月明る正二三月迄、於_三大坂_一ふんとうふんとうと呼る、非_三入音_一、虚空にて如_レ此呼、

此九月より翌年二月中旬迄、京都爲_二置目_一、奥平美作在京、二月美濃國之拜領へ下る、其後暫京都之守護無_レ之故、京童部吐_三放言_一、又盜賊徘徊不_レ可_三勝計_一、京境并愛宕其外所々、此度敵對之衆、金銀不_レ知_レ數有_レ之、悉内府公へ納、十一月十二月内府公不例、自_三去る年_一大谷刑部少内府公に別して忠信、然而此度謀叛之事如何となれば、去比浮田中納言_{備前}家老之衆と爲_三主從間_一有_三云事_一、大谷者中納言理を專被_三云立_一、内府公彼家老之者被_三介法_一、此儀に付て大谷批據を申之由依_レ宣如_レ此、

去春船堺浦に寄、是はイギリスと云鳥船、黒船の敵也と云々、然間船中に具足大鐵砲數多有_レ之、具足は腰より上計也、内府公見物し給、上下見_レ之を、さて猩々皮以下令_三賣買_一、無_レ異儀、令_三歸國_一、彼船爲_三唐船_一の敵_二間、可_レ令_三誅罰_一、物をと人皆云_レ之、

去七月上方衆内府公に謀叛時大坂惣構口々番手事

一濱の橋 毛利民部大輔 一高麗橋 高田河内守 藤懸三河守

一平野町橋 宮木丹後守 一淡路町橋 早川主馬

一備後橋 生駒修理 一本町筋橋 蒔田權助

一久太郎町橋 蜂須賀阿波守 一久法寺町橋 竹中伊豆守

内府公就_ニ異見、八歳之秀頼より興行也、此夏中、善光寺河中島御堂建立、木曾の棧去々年より人不_レ通、是も去年之夏より事始て出来、伊那河橋も同前、

八月廿二日、岐阜城主織田中納言

信長孫也、信忠一男也、

幸田の渡へ

出、尾州衆と合戦、即岐阜へ推こみ、町中放火、翌廿三日

日稻葉山崩、數輩討取、中納言を虜、是は信長孫、右の内府方之衆至

赤坂_ニ進_レ陣之處、大柵居陣する石田治

部島津兵庫人數かう戸渡にをいて行合、則大柵衆北、

又數輩討捕、關東方衆至_ニ赤坂_ニ陣取了、

九月旦丑、三日より九月節、九月朔丑、内府公江戸を

出馬、十五日濃州至_ニ赤坂_ニ着馬之處、夜半に敵關ヶ原

を自_ニ大柵_ニ相廻、於_ニ先陣_ニ企_ニ合戦、此日雨降霧深、而

行先不_ニ分明、伊勢筋へ相廻西國衆二萬五千餘、こ

づ駒野に居陣す、關ヶ原には石田治部浮田中納言大

谷刑部島津兵庫小西攝津守將陣の處に、金吾中納言

政所の甥、大閤之養子也、内府公屬_ニ味方_ニ之間、敵敗北、數百討取、此

時脇坂中務小川左馬介俄屬_ニ内府_ニ、翌十六日江州佐和

山押寄、佐和山は治部依_ニ留守_ニ則落城、於_ニ城中_ニ奎

治部同父自害、十七日休息、十八日八幡、十九日草津、

廿日大津少有_ニ逗留、廿六日淀、廿七日大坂入城也、此

時迄森輝元與_ニ増田右衛門大坂令_ニ居也、秀頼は依_ニ爲_ニ幼稚、内府公無_ニ遺恨_ニ之間、本丸に居城也、信州真田此度大谷刑部と令_ニ一味_ニ之間、秀忠公宇都宮より

直に被_ニ押寄_ニ所、先上方に可_レ被_ニ相上_ニ之由、依_ニ内府

公仰、抛_ニ細事_ニを、自_ニ真田_ニ急被_ニ進_レ陣、此時伴之衆馬

勞行步不_レ安、廿三日草津迄着陣、廿七日内府公同日

に大坂に入城也、同廿三日石田治部於_ニ江北_ニに虜、小

西攝津守十九日生虜、此九月廿日、奥平美作守信昌

爲_ニ京都の仕置_ニ上洛、廿三日於_ニ京都_ニ安國寺_ニ依_ニ之、但携武、を美作手へ生捕、安國寺伴之者數輩討取、右石

田治部小西安國寺大坂堺井より京都へ、同卅日被_ニ指

上、十月朔日大路を渡し、於_ニ六條川原_ニ刎_レ首掛_ニ獄

門、浮田中納言打死之由、其時巷説、長東大藏於_ニ江

州_ニ刎_レ首掛_ニ獄門、増田右衛門高野登山、金千九百枚、

銀五千枚出し、身命計相助らる、森輝元は七箇國上

表、一箇國領納、州長是は内府公へ味方の衆人質大

坂に有_レ之を、森居城廣島の遺問、無_ニ異儀_ニ爲_ニ返取_ニ

也、其儘大坂下屋敷居住、此陣留守中會津景勝少の行

に不_レ及、此時國配當あり、安藝備中兩國を羽柴左

衛門大夫、播磨羽柴三左衛門、備前美作金吾中納言、

十一月廿八日より十二月十日まで、淺間鳴動、此故か灰無ニ際限ニ小幡筋降、此寒中暖氣也、兩三度雨雪少降、

十二月廿三日立春、三更の比より巳刻まで雪降、

慶長五年庚子、此春中加賀羽柴肥前守利長與内府公、

〔傍注〕家康公の事也間から不レ快、大坂諸大名拵カあり、肥前守

惘望也、金澤城に廿萬斛の城領を添、内府公息を養子し可レ讓之由也、扱も無レ事了、肥前母儀并家老の人質

江戸へ被レ下、依レ之内府公心悅、右之金澤城領も無ニ

抑留、子息養子も止了、此三月の比より、會津長尾景

勝と内府公不レ快、六月十六日、景勝爲ニ成敗ニ内府公

大坂を御出、七月二日江戸へ御着、同十九日庚申江戸

を中納言秀忠公出馬、内府公は廿一日也、然處に大谷

刑部石田治部於ニ江州ニ敵對、依レ之大坂奉行を始上

方衆悉内府公に謀反、此已前會津へ出張之上方衆、宇

都宮より歸上る、内府公へ聊不レ可レ有ニ逆意ニ之旨有ニ

應諾、如レ此之間、内府公同八月四日、自ニ小山ニ江戸へ

歸馬、中納言公は暫く宇都宮に有ニ逗留ニ、所々普請あり、此七月爲ニ手合ニ伊達政宗奥州白石の城を攻崩、外

曲輪の者共悉討捕、本城は依ニ惘望ニ助ニ身命ニ、大將分

四人虜、伏見城内府公人數有レ之、此時迄は堅固也、八月朔日巳刻、伏見城落居、其體有ニ逆心の者ニ敵を引入、火箭を射る間、城中燒崩、尾州清須城主福島左衛門大輔内府公へ依ニ一味、番手として内府公より彼城へ人數を入らる、此外岡崎吉田濱松懸川横須賀駿

府興國寺三枚橋、此城々々同番手入る、苅屋水野和

泉守内府公御袋の弟、内府公に先立て參陣の處、上方衆か、の

江の彌八と云者、不慮に令ニ口論ニ、伐ニ和泉守ニ相互死

す、其座中に堀尾帶刀被レ居ける、是をも數刀切、然共

何もかす手なる間不レ苦、

此春、於ニ武州ニ江戸松平十三郎へ云人の馬の尾に、鼠

巢を喰い子を産、是其身の惡事か、家を焼けると也、

又兄之主殿介於ニ伏見ニ討死す、凶事を告か、

又武州忍に山伏あり、正月雲を見て、吉凶を卜とあり、此春、北國の鉾楯は無事になるへきと、始終申け

ると也、於ニ東筋ニ凶事可レ有レの由を申、奇特と云々、此

以前も、彼山伏關白秀次太閤秀吉公逝去可レ有レ事をも

兼て申レ之由也、此四月、天王寺御堂建立大善事あり、貴賤群集、聖德太子の朱印、各奉レ拜レ之、卅三間

之御堂も修理あり、大佛をも佛體を再興あり、是何も

此春、下京の神明堂にて、人ならば二三十人聲にて、卅日餘躍けるか、後には泣けると也、又八月十日時分に、將軍塚鳴動不_レ斜、是等は太閤の凶兆也、

慶長四己亥正月自_二中旬_一、於_二伏見_一各有_二物言_一、是_二家康公_一を一度との企、專石田治部少輔執行、折節内府公衆歷々自_二關東_一上_二着伏見_一、又大谷刑部少内府公に荷擔之間、彼組之衆多以同_レ之、然而二月無爲、内府家康公與_二羽柴筑前_一北國和平、

二月廿日午の刻、淺間鳴事夥し、去酉三月如_レ此鳴、雖_レ然此度之鳴様、酉の春よりも超過せり、又其夜寅の刻淺間鳴動甚、近年無_二比類_一之由、年老之者云焉、

二月廿九日、筑州自_二大坂_一伏見家康公來臨、彌可有_二入魂_一之儀也、内府公有_二應諾_一、三月十一日、内府公大坂筑州宿所に入御、筑州病惱危急之間、子息肥前に不_二相替_一可有_二入魂_一之趣、家康公誓紙を被_二乞請_一、畏悦云々、さて三月二日の曉、筑州卒去、

三月十九日、家康公伏見之向島に假に移徙、依_レ爲_二吉日_一也、同廿六日より向島に令_レ居給、此比、諸大名思々に荷擔の用意あり、依_レ之京伏見騒動無_二止事_一、諸大名家康公に依_二異見_一、閏三月十三日_{壬午}刻、伏見城

に御移、

閏三月七日、石田治部江州佐和山彼居城に移閉口す、此間之就_二言事_一、令_二氣遣_一之間、三川守秀康被_レ送_二路次_一を、是依_二内府公_一の仰_一也、此石田治部は、太閤之時無類之出頭人也

四月十九日、阿彌陀か峰新八幡堂に各社參、是太閤秀吉公を奉_レ崇_二神_一に、號_二八幡大菩薩堂_一也、併依_二彼遺言_一如_レ斯、然而有_二遷宮_一、翌日能あり、四座の猿樂行_レ之、大菩薩は可有_二如何_一とて、其後改_二豐國大明神_一、此春中諸國に糧乏云々、閏三月廿四日、四月四日、

伊豆國妻良崎を出る上船、多以或は荷物をはね、或は破損云々、

六七月、下總上總武藏切々大風吹、夏秋凶、遠州此夏中三千人餓死、關東中も餓死あり、此秋中、在_二伏見_一之衆佐竹、會津景勝、安藝毛利輝元、國々下、羽柴肥前守も北國に被_レ下、

八月十四日、内府公御參内、供奉之衆は肩衣袴也、同十八日、豐國大明神有_二祭禮_一、翌日、金剛今春二座行_二能_一を、觀世實生は、來年可_レ行となり、九月七日、内府公大坂に御下、其儘翌年六月迄、大坂西之丸に居住御、

此比伏見屋作大儀之由有仰、黃金并八木各被下、慶長三戊戌正月七日大雪降、

去年酉之十二月、高麗面日本より相抱たる城うるさんと云地に、高麗衆四十七八萬にて推詰攻る、但彼城竟に持こたへ畢、日本人數千計討る、此說正月中旬京着、

二月會津より蒲生藤三郎移三宇都宮、知行十九萬石拜領、去甲午之年、父飛騨守相果、然共今年まで在會津之處に、爲三幼少之間、遠國之境目、在國可有如何之由にて如斯、此藤三郎は爲三家康賀、會津へは越後景勝爲三國替被移、則越後國有繩打、伏見御普請、近國衆は二月朔日、關東の衆三月旦より始也、四月八日、淺間山に參詣衆八百人程焼死云々、昨日大小之違にて、今日は不縁日之由、山巔にて呼ると云へ共、只人間の所謂也と心得不用之參詣處如此、三月江戸大風、高棟之家損、城之北門吹倒、此時自關東一上り船、或は荷物をはね、或は破船、五百餘艘之内百艘計無異儀云々、太閤秀吉公六月二日より御不例、御腰不立、八月十八日薨給、年六十病中に爲三形見、送三金銀を男女上下不殘、隨三其人々被三相賦、此

多少之割、病中に自身し玉ふ、奇特云々、七月廿七日、夜半より大風洪水、五穀損亡不可勝計、

八月十六日、善光寺如來俄下向、町傳に信州本善光寺に送之、路次中にて脇佛は散々の體也、此善光寺如來上り給て後、太閤無程病氣之間、不吉之兆として如斯、八月十九日、中納言秀忠公出京、九月二日江戸下着御、九月十六日、景勝立會津を上洛、

此春、奥州平泉中尊寺一切經伏見に被三召上、如來堂に被三置、是清衡基衡秀衡三代之中に所三書寫之經有三部、十月本國に被三返下、

十月孔雀自三伏見江戸に下る、但尾はなし、九月之比、自三日本相抱る高麗之城々々、大明并高麗衆都合百萬計にて押寄攻之、十月十日比、島津兵庫居城に取懸之所及三合戦、二萬七千餘計捕之間、大明衆敗北、二三日路追詰、追々四五萬程討捕、依之自餘之城々取詰、大明衆退散、則有三無事之扱、十一月無三異儀九州迄何も歸朝、

此秋、諸國凶年云々、此冬、三井寺僧衆還住、寺領如本、

かりなる都の花は散はて、東の主か世をは次へし、
(此女歌道聊不辨、奇特云々、)

此夏秋度々大水、百年以來無比類、
八月五日、入夜大風、諸國損亡す、

此年中高麗より歸朝之衆雉子持來、日本の齋に似たり、

此比三井寺可有退轉之由太閤有命、是は勘當之者道具を、彼寺に依隱置過に也、依此衆徒何も退散、此寺鐘近年不鳴、示此儀兆歟、奇特云々、又寺領は被寄叡山、此寺之鐘自以此以來彌不鳴、

慶長二丁酉正月自下旬、伏見爲普請なり、此近年之普請人の退屈不及是非、餘緊く相持間、及晩にては目不見、或當石殘身を、又は煩に付不出普請者、其主人不出飯米を之間、成乞食と京中に充滿せり、此太閤秀吉公日本小國には不相應才人たり、然所に如、此不顧人の苦勞給上事、時人不審と云云、(中國西國衆は、重而高麗の渡海、)

三月朔戌之刻、信濃國淺間山夥く焼上る、其焰之中に如雷光無間ひかる、火の色青し、其山下へは大石を幾等と云不知數推出、西上野茶臼天目程なる石多

降、常陸國迄如此と云々、

唐より象來、其毛の色如猪、象遣共に渡、長は六騎之馬に長計也、ふとくなり合たり、飲合は以鼻用之、象つかいの騎時は、折膝を乗する、此年又象來、自右象長高し、年も増す、始之象は六七歳也、廿六七歳迄も長高く成と云々、

夏の比、大佛之去々年之地震に破しを、秀吉公御覽し、か様に我身をさへ保不得佛體なれば、衆生濟度は中々不思寄として、善光寺の如來を可移給と也、同七月十八日、如來入院給、其行粧夥體也、武士は辻堅、諸宗之僧侶同法花宗被供奉如來、貴賤奉圍繞、渴仰事不斜、

自此春中、四條に太閤新構有普請けるか、地利狹して又白川出口に有普請、町人壞家を迷惑す、九月宇都宮彌三郎背太閤之命に、高麗に可被遣て、卒爾に備前國迄被相下、さて宇都宮領被當竿、奉行爲淺野彈正、

十一月廿日の夜大雪、

自此年中、畿内京伏見大坂堺諸賣物不嫌大小を、五分一の役被召上、庶民爲之迷惑す、

傾城屋へ走入之間、不_レ及_二是非_一之由言上、然は則はり付に被_レ掛、

自_二去年_一關白秀次依_レ仰、謠百二十番抄出來、是五山文字智者被_レ致_レ之、

慶長元丙申、伏見御普請として、二月諸國衆上、河内國堤關東衆築_レ之、

同年春、太閤以の外御惱、三月俄御平愈、諸人成_二安堵_一の思、惣別末年より常御惱氣、自_二三月_一御息災奇特々々、同春中雨細々降、五月中旬より六月廿六日迄露にい

る、此春雪節々降、四月四日にも雪降、五月九日尾濃洪水、六月十九廿三日、信甲關東洪水、百年以來の大水と云々、知行損亡不_レ知數、武州之内葛井淺草にて、

人三四百人溺死、其外牛馬數を不_レ知死、此時節も上方は指せる事なし、六月廿七日より七月七日迄旱、翌

八日より又雨降、六月十四五日比彗星出、七月廿八日より閏七月二日まで旱、翌三日より同九日まで降、同

九日に方今俄水、山崩人死、此水は所による、閏七月十二日の夜子の刻に、上方大地震、京中は三條よ

り下伏見迄家損人死、上京は不_レ苦、伏見御城中にて、

女臈七十三人、中居下女迄五百人死、一の門三門の番

衆、門崩悉死、折節太閤中のまるに御座、御身無_レ恙、諸大名の家々倒る、人死事無_レ限、大坂々井も同前、伏見城殿主石かけは一も不_レ殘崩る、大佛堂は不_レ苦、佛は損也、愛宕山坊中も倒、所々よりあかる眞靈過半損、此六七月閏にても、上方は雨降、五穀豐なり、此地震關東駿遠何も東は不_レ動、此春家康公を被_レ任_二内大臣_一、自_二是_一内府公と申也、

前の七月の如_二淺間焼上_一、西の方へ焰ころふ、此故か近江京伏見其比灰細々降、其故にや秋毛少々凶と云云、信濃などは此灰一寸計たまる、關東は不_レ降、但是も同秋凶云々、

去夏爲_二音信_一唐使渡海、則可_レ有_二對面_一處、武者揃して可_レ被_二見せ_一之旨にて、自_二諸國_一士卒被_二召上_一之處、右之地震にて諸道具擊摧之間、被_レ止_二此儀_一、此費

不_レ可_二勝計_一、然は九月旦日、彼唐使に於_二大坂_一御對面、唐使進上物段錦_千、白絲_千、自_二太閤_一被_レ下物かな

かいの物彼國に有_レ好由如_レ此、同三日に歸唐す、木幡山を本丸に可_レ被_二取立_一にて、七月十五日有_二事

始、十月十日本丸之分普請出來、

此比江戸に住の米津清右衛門_{家康公}近習人妻女夢想に云、さ

三戌 太閤薨給事、善光寺如來信州へ歸玉ふ事、

高麗陣の衆歸朝事、三井寺衆徒還住の事、

四亥 淺間山影燒事、諸國飢饉の事、古太閤を奉

崇神事、

五庚 關原合戰の事、

六辛 ほとりの事、高野衆徒與行人相論事、

七壬 佐竹滅亡之事、

八癸 家康公被任征夷將軍事、

九甲 京町人豐國の風流之事、土月諸國浦々變易事、

十乙 江戸秀忠公上洛し給、被任征夷將軍事、

十一丙 諸國町々失火の事、江戸石垣普請の事、

京伏見光物の事、

文祿四未正月

三月廿八日、太閤秀吉公家康公に於聚樂御成、自

家康公進上物銀三千枚、小袖百此内唐織色綿千把、八

丈島五百端、褶三百端、太刀長、御腰物光、御脇指行、御

馬一疋、黒毛鞍家康公御息中納言秀忠進上物銀五百

枚、小袖五十、越後布百端、御太刀一腰、御馬一疋鹿毛家

康公御袋進上物小袖十、黄金十枚、同御息三河守より

小袖卅、其外十萬貫以上の衆小袖廿、三萬貫二萬貫と

をり衆小袖五つ、五千貫二千貫とをり迄小袖、或は
三或は二進上也、即還御也、

四月廿三日寅日未の刻、西上野氷降、間に大なる天
目程なる氷あり、麥麻一圃に損亡也、武州東上野も少
少損亡、其夜龍の毛とを馬の毛之様なる物、雨に交
り降、同五月廿四日申日、又氷ふる、

關白秀次太閤頃日御謀反の企露之由あつて、七月
八日關白秀次聚樂退出、即出、家於高野山、同十五日
腹を切御、秀次若君二人、一二歳の孩兒并近習女房卅餘輩、

渡洛中一切捨らる、誠は秀次逆心之儀虚言と云へ共、
行跡不穩便故、治部少依讒言、如此、聚樂城并諸
侍之家門伏見に被引移、去五月、於京都、江戸中

納言秀忠屋敷に雷三所落、家人何も無異儀、其時
尅京中六所へ落、

此比京都傾城共被召上、五人太閤被召遣、江戸内府
公加賀大納言にも二人宛被召遣候へとて被遣、其
外の人にも被下ける衆多し、右之傾城共の中に、歌
舞躍を令難澁、美女一人有之、其子細を被相尋に、
不賤之親類多之、外分を思之由言上、依之彼兄弟に
問給へは、此已前兩度相請召直す所に、兩度ながら又

一萬石

蒔田權佐

一萬石

峯田伯耆

一萬石

中江式部大夫

一萬石

大野修理

一萬石

別所豐後

一萬七千石

横口民部

一萬三千石

山口右京介

壹萬五千石

石川肥後

一萬二千石

石川備後

三萬石

小出播磨

一萬石

松浦伊豫

三萬斛

木下肥後

一萬二千石

加須屋内膳

一萬六千石

桑山法印

一萬二千石

片桐市正

壹萬石

有馬法印

一萬五千石

氏家志摩

一萬五千石

石田木工頭

一萬石

寺西備中

都合千三百貳十九萬三千石、此外内裏御領并公

一萬石

同次郎介

家門跡寺社、又無役等有之、

一萬石

池田セン

一萬六千石

織田三十郎

一萬三千石

桑山修理

貳萬七千石

宇田下野

當代記卷三

二萬石

堀田^内安房

一萬五千石

多賀出雲

一萬九千石

本田因幡

文祿四^乙 秀吉公家康公へ御成事、秀次滅亡事、

一萬二千石

杉若越後

慶長元^丙 大地震事、三井寺違^二太閤命^一事、

院の事、

小川土佐

二^西丁 信州淺間山夥燒事、善光寺如來東山大佛へ入

九萬八千石
七萬石
七萬石
六萬二千石
一萬四千石
三萬石
二萬石
五萬三千石
貳萬二千石
五萬石
貳萬石
壹萬斛
一萬石
十一萬石
六萬二千石
二萬石
一萬四千石
三萬石
三萬石
三萬石

土佐侍從
池田伊豫
藤堂佐渡
加藤左馬
村上出雲
脇坂中書
木下右衛門大夫
小出大和
齋村左兵衛
宮部兵部
木下備中
龜井武藏
増屋隱岐
羽柴丹後宰相
羽柴若狹少將
木下宮内
木村伊勢
戸源○澤九郎
小野寺孫十郎
津輕右京

十萬石
五萬石
一萬七千石
一萬五千石
壹萬二千石
六萬六千石
一萬貳千石
一萬三千石
壹萬千石
貳萬石
一萬石
一萬千石
壹萬石
一萬六千斛
一萬石
貳萬二千石
三萬千石
二萬石
一萬石
一萬石

南部大膳大夫
秋田藤太郎
早川主馬
大田飛驒
竹中源介
中河修理
稻葉兵庫
津田長門
奥山雅樂
山岐左馬
池田備中
市橋下總
戸田武藏
谷出羽
赤松上總介
土方勘兵衛
大○小野木縫介
福原右馬介
長谷川右兵衛
山崎右京

壹萬六千石

貳萬石

拾五萬二千石

五萬千斛

十二萬二千石

壹萬貳千石

三萬五千斛

十四萬五千石

廿一萬七千石

八萬斛

五萬七千石

二萬八千石

五萬八千石

三萬八千石

二萬七千石

貳萬二千斛

二萬二千石

三萬四千石

二萬五千石

日根埜法印

西尾豐後

吉田侍從

山内對馬

堀尾帶刀

松下右兵衛

有馬玄蕃

中村式部少輔

淺野彈正

同左京大夫

伊那侍從

仙石越前

日根野織部

石川玄蕃

眞田安房

羽柴下總

岡本下野

氏家内膳

古田兵部少

稻葉藏人

三萬五千石

五萬石

十九萬四千石

六萬石

五萬石

五萬石

八萬千斛

二十萬石

一萬二千斛

一萬二千石

五萬石

二萬石

四萬五千石

四十七萬四千石

百十二萬五千石

六萬千石

六萬千石

十七萬三千石

九鬼大隅

富田左近

同信濃守

石田治部少輔

大津宰相

長束大藏

德善院

宮部法印

增田右衛門

新庄駿河

同越前

羽柴伊賀侍從

同美作

大野宰相

同常心

備前中納言

安藝中納言

生駒雅樂

同讚岐

蜂須賀阿波

貳百四十萬貳千石

十萬千石

五十三萬斛

五萬石

六萬二千石

三萬九千石

四萬石

九十一萬九千石

六十一萬四千石

十三萬石

五十五萬千斛

貳十三萬五千石

卅二萬石

二十一萬石

四萬三千石

十六萬斛

六萬六千石

家康公のこと

江戸内府

三川守

結城宰相

佐竹こと

常陸侍從

彌三郎こと

宇都宮侍從

那須衆寄合

富田左近子

佐野修理

里見こと

安房侍從

蒲生飛騨こと

會津侍從

伊達政宗こと

大崎少將

最上こと

出羽侍從

景勝こと

越後中納言

本は前田又左衛門尉を、今は號三羽柴筑前守、

加賀大納言

前田肥前こと、但羽筑息、

越中宰相

羽筑二男孫四郎こと

能登侍從

松任宰相

北庄侍從

村上周防

四萬四千石

十萬斛

二萬石

八萬斛

五萬石

十三萬三千石

一萬三千石

七萬斛

四萬石

三萬斛

三萬三千石

四萬斛

廿萬石

壹萬石

三萬石

二萬斛

三萬石

十萬石

二萬斛

溝口伯耆

東江侍從

青山修理

青木紀伊守

大谷刑部少輔

岐阜中納言

兩遠藤

金山侍從

郡山侍從

伊藤長門守

金森法印

加藤作十郎

羽柴左衛門大夫

福島掃部

德長法印

木下美作

原隱岐

田中兵部少輔

水野和泉

一柳監物

四十九萬四千四百一十一石

十二郡 越前國

卅五萬五千五百七十石

四郡 加賀國

廿一萬斛

四郡 能登國

卅八萬二千九十八石二斗八升

四郡 越中國

卅九萬七百七十斛

七郡 越後國

一萬七千卅石

三郡 佐渡國

卅壹萬八千九十五斛

十二郡 出羽國

百六十七萬二千四百六石

五郡 陸奥國

四十萬八千三百五十八石

十郡 信濃國

二十二萬七千六百十六石

四郡 甲斐國

五十四萬斛

十八郡 美濃國

五十七萬千七百卅七石四斗

八郡 尾張國

二十九萬七百五十斛

八郡 三河國

二十五萬五千六百六十石

十四郡 遠江國

十五萬石

七郡 駿河國

六萬千八百卅二石

三郡 伊豆國

十九萬四千二百四石

八郡 相摸國

六十六萬七千卅六石

廿一郡 武藏國

四十九萬六千三百七十七石

十三郡 上野國

卅七萬四千八十二石八斗

九郡 下野國

卅九萬三千二百五十五斛

十一郡 下總國

卅七萬八千八百九十二石

十一郡 上總國

五十三萬石

十一郡 常陸國

四萬五千四十五石

四郡 安房國

五十六萬七千五百一十斗四升

十三郡 伊勢國

一萬七千八百五十三石九斗一升

二郡 志摩國

十八萬三千五百斛

九郡 阿波國

十二萬六千二百石

十二郡 讚岐國

卅三萬六千二百石

十四郡 伊豫國

九萬八千二石

七郡 土佐國

三萬八千石

三郡 飛驒國

都合千八百卅五萬三千九百四十二石

是近年竿當給帳也

但壹岐對馬は爲此外也

惟時伏見普請役之帳

廿四萬貳千百五斛貳斗
 十四萬千五百拾壹斛七斗
 四十四萬八千九百四十五石五斗
 十四萬三千五百五十石
 十萬斛
 七十七萬五千三百七十九石
 貳十六萬三千八百八十七石
 卅五萬八千五百卅四斛
 六萬貳千百四石
 廿萬三千三百八十八石
 一萬八千三百七十四石
 十八萬六千拾七斛七斗
 十七萬六千九百二十九石
 十一萬四千二百卅五斛
 八萬八千五百石
 十萬九百四十七石
 十九萬四千百五十石

十五郡 河內國
 三郡 和泉國
 十五郡 大和國
 七郡 紀伊國
 四郡 伊賀國
 十二郡 近江國
 六郡 丹波國
 十六郡 播磨國
 二郡 淡路國
 八郡 備前國
 七郡 同兒島
 七郡 美作國
 六郡 備中國
 八郡 但馬國
 七郡 因幡國
 六郡 伯耆國
 八郡 安藝國

十八萬六千五百五十斛
 十八萬六千六百五十石
 十一萬千七百七十斛
 十六萬七千八百二十石
 十三萬六百六十斛
 四千九百八十石
 十四萬斛
 四十一萬八千三百十三石
 卅二萬五千六百九十五石
 貳十六萬五千九百九十八石
 卅萬九千九百卅五斛
 卅四萬千二百二十石
 二十八萬三千四百八十八石七斗四升
 十七萬五千五十七石二斗三升
 十二萬百八十七石四斗四升
 十一萬七百八十四斛
 八萬五千斛

十四郡 備後國
 十郡 出雲國
 六郡 石見國
 六郡 周防國
 八郡 長門國
 四郡 隱岐國
 八郡 豐前國
 八郡 豐後國
 十郡 筑前國
 十郡 筑後國
 十一郡 肥前國
 十四郡 肥後國
 十四郡 薩摩國
 八郡 大隅國
 五郡 日向國
 六郡 丹後國
 三郡 若狹國

顯しけれ共、公家の業なれば何の沙汰に及はず、

文祿三甲午、自_レ春伏見普請として、日本國之衆上洛、

但奥州衆依_レ爲_二遠國_一、被_レ除_二普請_一、

自_二此春中_一五月五日迄、關東は旱天、翌日六日より雨

降、七月廿六日之夜、俄に大風、諸國損亡不可_レ勝計、

秀吉公八月之比、聚樂秀次可_レ有_二御成_一之由に

て、度々延引、十月廿日比に御成也、十月自_二中旬_一、

普請衆あかる、去八月之風雨に木曾之梯落る、

此比、東山之大佛漸出來之間、足代をも取、佛體をも

塗、築山をも引、同冬中、越後景勝會津蒲生飛驒常

陸佐竹何も御成也、

此春、るすんへ渡商人壺多持來、直輒之間上下取_レ之、

然處に此冬大閣秀吉聞_レ之御、日本國之爲_二寶物_一を爭

與_二下直_一哉と有_レ仰、悉く被_レ召上、翌年右之價一倍金

子被_レ納、壺は本主に被_レ返置、

此春、或女面二つの生_二男子_一、洛中を渡、京同邊土の町

人見_レ之、

此春、吉野に爲_二花見_一、出御、則有_レ能、高野山へも佛詣

し給、同有_レ能、衆徒悉被_レ充_二八木壺石_一、昔年白河院高

野山行幸之時如_レ此と云々、

此春、大閣秀吉公於_二内裏_一能し玉ふ、内府家康公加賀

大納言も能し玉ふ、自_二禁中_一爲_二御引出物_一、鵝眼三百

貫文被_レ出、此大閣如_レ此左_レ禮_二ことを時々すき給如

斯、大閣并家康公加賀大納言も狂言をもし玉ふ、

此春、奈良近所に不思議神子出來、年十七計也、或時伊勢御

祓笠の上を落かゝると覺てより、狂氣して垢離を日

中に百桶計つゝかゝりける、さて井垣をゆいしめを

はり、其身は高き所に居たり、さて詣くる者の出來、

病立處に平愈し、痛所などは、神子の手を以さすりけ

れは、そのまゝなをりける、貴賤群集不_レ斜、問者の心

に思事を、則先立てありのまゝ、彼神子申に少も不_レ違

と也、其比懷妊しけるか、其年冬果て誕生しけるに狐

なりける間、是を見て彼神子則死ける、

去五月、藝州の主毛利輝元依_二興行_一、紹巴昌叱兩吟に

有_二三千句_一、是は此春、於_二安藝國_一被_レ行_二萬句_一、爲_二其供

養_一と也、則兩人註をせらる、五日中に成就と也、

此比諸國知行之高帳之事

貳十貳萬五千貳百六拾六石

卅五萬六千六十九石壹斗

八郡

山城國

十三郡

攝津國

猩々之由答之、

武州江戸普請專也、家公康雖爲留守、息男中納言秀忠公在城也、

此年より三井寺鐘不鳴、

文祿二癸巳正月五日、太上皇崩、去年冬、少々九州迄歸朝する間、此春重高麗に遣人數、赤國を被責

傾、去年八月、御袋依薨給、秀吉公自名護屋上給

ひ、葬禮之儀式夥事也、秀吉公廳而又名小屋に下向

給、此秋迄在陣御、八月自築紫御歸落、各同歸國、但

高麗には人數多被指置、同年中、武州江戸普請專

也、此年中、關東旱損、大鷹於江戸多死、先年丑之

春如、此、自去年比、奈良町人金借と云事をし出

し、指せる無證據、只切手にて黄金を借引す、然間貧

者利分に迷惑して相倒間、入徳政可給之由訴之、

然者爲禮儀、金子貳千枚可進上となり、秀吉公聞

之給、知行も不持者、日本國之寶を何とて猥に執行

哉、甚曲事之由宣、則被入徳政、其後又金を借損失

したる事不便之間、可書上之由依仰、十枚費した

る者は廿枚と書付、廿枚損したる者は卅枚四十枚と

書上處、又此三箇一秀吉公可奉借之由宣被召上、

奈良上下迷惑相窮也、此金借大名衆も入けるか、秀吉公に奉隱其名云々、

八月三日巳時、大閣秀吉公若君誕生、後號秀頼、大坂に在城也、此

比、於京都聚樂關白秀次、謔不審耳多之とて、五山

の知者并足利學校に曰被付抄を、是末代の重寶也、

但二人靜にさこくは花、朝顔にいうしはくやう、富士

太鼓にしうこうか手を出、是等は不_レ知之由にて無

註、

九月、大藏道知入道江戸に下、自上州小幡來儀、暫

逗留、亭主奥平美作守信昌彌傳、奥儀、是鼓の上手猿

樂道名人也、歳七十七、但尋常の體也、六十歳程の體也、

來年者伏見山有普請、秀吉公彼地に可有居所之

由曰問、此比より各大名内々屋敷有普請、

此比、諸國博士可有成敗之由曰問、山林に隱遁、其

子細は先年大閣召遣給青女、闕落して不_レ相見こと

あり、此度見物の事有ける處に、見出之_レ搦捕、日來

有様を被_レ相尋に、博士隱置之由令言上之間如、此、

去正月、正親町院崩御、時諒闇中、關白秀次鹿狩をし

王ふに付有落書、院の御所菩提の爲の狩なれば、是

を攝政關白の家、此落書の主を堅改られける、其後露

城、知行十萬石後越前主也、忍には福松丸家康公四男、在城、知行十萬石後號下野守、尾州清須に在城、

此比關東中知行取先私に竿をあて、員數を可_レ言上_レ之由也、翌春立_レ檢使、或は四割、或は五割六割を懸て高の内に封す、假令十萬石之高にて、十五萬十六萬石に成也、小給之知行は、家康公より被_レ當_レ竿を之間無_レ別事、

天正十九辛卯正月廿一日、大和大納言秀吉弟、美濃守事、死去、

此春中、淺間山夥く焼上、此春夏、奥州九のへい一揆蜂起、

七月、中納言秀次奥州有_レ出勢、家康同先_レ之に出陣給、九のへいの城主虜て召連、於_レ一の關伐_レ之、則靜謐して、十一月秀次令_レ上給、

同七月、秀吉若君八幡太郎殿逝去、年三歲、秀吉公愁嘆し給事不_レ斜、依_レ之秀次の聚樂并關白之官を相渡し給ふへきの由也、果而如_レ此、自_レ是秀吉公を大閣と申也、

十二月、秀吉公三川國爲_レ鷹野_レ下向給、至_レ于禽獸三萬之物數持せ御歸洛也、京堺井大坂町人、素公家武家從_レ其人々_レ普被_レ配當、大和大納言死去已後、多武嶺

且々寺僧還住、但寺領は前々の十物一也、是は此度大納言逝去の事、蒙_レ大織冠之罰_レ之由、時之人云_レ之間如_レ此と云々、

此夏、三川吉田の城門の邊に新き首を落す、其日同時に同國武節と云所にて人の首をねち切けると云々、去六月、大雹降、

文祿元十一月改元、壬辰三月廿八日、大閣秀吉九州に御進

發、名護屋に構_レ陣城_レ令_レ居給、高麗の人數を被_レ指立、彼國過半擊碎、高麗人花之都を棄て退散す、日本人移_レ之、名護屋には家康公羽柴筑前相殘、諸大名高麗に渡海す、中納言秀次聚樂に在城、同冬、唐人以_レ多勢_レ高麗の出之間、日本人花之都を退散して、釜山海に退、高麗人は半弓并鐵砲之様なるを持、刀は齒ひきの様なり、後には日本人道具を學て拵ける、肥後國一揆、少々雖_レ蜂起_レ則平均、

於_レ名護屋陣中、專能繁多、是四座之猿樂被_レ召下_レ如_レ此、自_レ此年_レ猿樂何も相分、大名衆に被_レ預、被_レ加_レ扶持、

自_レ高麗_レ歸朝之衆云、山に似_レ猿物有_レ之き、其色赤事甚、但常に無_レ之、自然見_レ之たり、百姓等に問_レ事由、

城を攻落、素關東士卒悉小田原城に相籠之間、右の城
城無人たる故、其程落去す、敵の輩妻子以下悉奪捕の
間、小田原に所籠の士卒迷惑す、小田原籠城中松田尾
張守^{臣は氏直代々}、秀吉公^{は下家老なり}を令^レ忠信、人數を城中に引
入、氏政父子を可^レ令^レ生害^一と也、松田一男は父在^一
所に、二男左馬介は氏直爲^レ近臣之間、此旨を召寄相
談處に、左馬助氏政氏直^レ直令^レ言上、但爲^レ此勳功^一
父之命を可^レ助給^レ之由申條、則松田を被^レ押籠、
七月中旬、氏直背^レ父命、寄手陣中に走入、被^レ惘望^一
間、被^レ助^レ身命、此模様專岩付十郎以^レ覺悟^一也、^{是氏政}
氏政同弟陸奥守於^レ城中^一腹を切、^{委序に書}自^レ秀吉公^一
松田を早速に被^レ斬罪、是は爲^レ譜代臣下、主人^レ令^レ
謀反、剩^レ遂^レ本意之間、無^レ三云甲斐^一との貴命歟、左
馬助は氏直高野山へ令^レ伴居す、氏直病死之後、北國
の主前田肥前守被^レ相拘^一云々、又松田末子十三の僮
同令^レ生害^一給、是多能にして殊美麗、人僉莫^レ不^レ惜
之、見聞之衆拭^レ悲涙、又松依田城主大道寺をも令^レ
誅戮^一給、是も久臣として令^レ惘望^一こと、爲^レ比與^レ之
由思給故か、葦山城主美濃守^{氏政}弟、小田原如^レ此成行間、
城を渡家康陣中に馳來、兄の生害之時介酌す、是は去

去年爲^レ氏直名代^一令^レ上洛之間、秀吉公有^レ憐愍之
意、大坂に被^レ爲^レ上、於^レ河内國^一知行一萬石被^レ充行、
奥州の伊達政宗、去六月小田原陣中に參、是秀吉公に
爲^レ出仕^一也、近年は小田原と入魂之間、秀吉公暫無^レ
對面、然共國替已下何篇にも可^レ奉^レ任^レ貴意^一之由、強
て令^レ言上^一之際對面給、尾州主信雄に可^レ有^レ國替^一之
由、秀吉公雖^レ有^レ仰、令^レ難澁^一給、依^レ之秀吉公有^レ腹
立、尾州を召上、下野國那須に被^レ移、於^レ彼地^一二萬石
拜領也、翌年又自^レ那須^一伊豫國に被^レ移、北條氏直
則伏見に被^レ上、氏政弟共何も同伏見大坂に被^レ爲^レ
上、

八月家康公關東に國替あり、伊豆相摸武藏上總下總
上野下野家康公爲^レ分國、^{但下野は半國也、是近年}同月、
秀吉公自^レ小田原^一直に奥州會津迄令^レ出馬^一給、依^レ之
奥州平均す、會津には蒲生飛驒守被^レ指置、知行九十
萬石拜領、政宗は岩手山に在城して、六十二萬石拜
領、此月中、秀吉公御歸落、此冬奥州一揆少々雖^レ
蜂起、飛州隨分被^レ相靜^一、又此年中、秀吉公に爲^レ音
信^一高麗人渡る、此度關東城共、從家康公被^レ指置衆
惟多之間、不^レ能^レ書載、結城には三川守秀康^{家康公}二男^一在

成物の内、五十分一を被_レ召上、五千俵の成物にて、百俵也、其成物高を以て、被_レ充_二行本主、其上の出目之儀は被_レ召上、伊奈備前專執_一行之、四月大政所赤痢を御煩、大閣秀吉公大社何も有_二立願、米穀有_二寄進、中にも伊勢春日へは八木一萬石充也、其故にや雖_二大病、本復也、

六月、大藏道知入道駿河河下、是鼓打至_三于當世、無双之上手也、

七月、家康公能し玉ふ、道知鼓を打、奥平美作信昌去亥夏より於_二奈良、傳_二此道、伊井兵部少直政同秋習_レ此之間、今於_二駿府、猶以相傳す、

此年、延曆寺再興也、但諸國勸進、此事雖_レ被_レ得_二秀吉公命、古信長の御時、至_二自今以後、誰々雖_レ知_二天下、不_レ可有_二叡山再興之旨、被_レ書起請文、依_レ之急度秀吉公不_レ及_二助成、以_二法力、建立尤之由有_レ仰、

八月、京都東山大佛之柱を、自_二富士山、可_レ出由、自_二秀吉公、依_レ仰、家康公之衆各引_レ之、

天正十八庚寅正月、

秀吉公

家康公妻室妹於_二京都、病死給、小田原爲_二出勢_一比

之間、令_二隱密、露顯し不_レ給、此春、信州淺間山燒上、焰東の方ねころふと云々、

此二三箇年中、有_二氏直上洛、可_レ入魂給_一之由、秀吉公雖_レ有_レ命、民政不_レ及_二承引、氏直爲_二家康公、

三月朔日、關白秀吉公關東の御動座、先孫七郎秀次先_二秀吉公、駿豆境惣か原に着給、秀吉公彼地に令_二着馬_一給、此時つくり鬚を、大なるのし付を指玉ふ、三日の内、令_二出馬、山中の城を卒爾に攻崩、則小田原に押寄給、其勢卅萬と云云、城惣廻及_二三二里、手攻口に堀々を被_レ付、敵城にも人數三萬餘、雜兵共六萬と云々、然其敵兼て自_レ城不_レ出、先秀吉公湯本の寺に令_レ居給、

自_二五月、城の向の高山に石垣を築、被_レ立_二家門、敵城

を直下給、敵是に氣を屈、又豆州葦山に分_二人數被_レ攻_一之、城主北條美濃守氏政と云者也、此時搦手は羽

柴筑前守北園主前田搦手の爲_二大將、其勢三萬餘、歷_二木

曾路、上野松依田城を取捲攻_レ之、四月下旬落去、城主

小田原譜代の臣下大道寺令_二惘望、從_二筑州、爲_二案内

者八形に押寄、彼城主阿房守氏政弟美濃守と同年、但一腹

云々、此阿房守は兄弟中にて、年來專爲_二武將、入敵被_レ付、知行已下

任_二存分之處、今不_レ及_二五日滯留、一如_二此事、不_レ及_二是非次第也と云、

則令_二懇望、從_二筑州、依_レ此筑州武藏國に進陣、此時

秀吉公自_二陣中、淺野彈正木村常陸守被_レ遣、家康公よ

り本多中務平岩主計被_レ相副、各筑州成一手、關東中之

ひの殿馬、駿河大納言殿家康公馬、諸大夫十二人、

くわんむ四人、布衣四人、しらはり着十二人、

烏帽子すわう着廿人、大和大納言殿秀吉公舍弟美濃守の事馬、

諸大夫十六人、くわんむ四人、布衣四人、白張

着十二人、烏帽子すわう着廿人、公家衆各、淨

妙院殿馬、各公家衆、こわた殿馬、各公家衆、淨

法淨寺殿馬、中納言秀次のこと、秀吉公甥馬、諸大夫十二人、

くわんむ六人、布衣四人、白張着十六人、烏

帽子すわう着十二人、公家衆各馬、牛二疋御車引

替、牛飼一人、こしきぬに桐のとうのもんあり、

くつ紅糸いれふね一、關白秀吉公車、牛角耳別につ

くり付色金也、しりかい紅糸を以組之、諸大夫百

廿人、くわんむ六十人、布衣卅六人、白張着五

十人、烏帽子すわう着百人、長谷河藤五郎馬、

羽柴筑前守能登加賀越中主馬、諸大夫、くわんむ、布

衣、白張着、烏帽子すわう着何も有之、織田上

野守信長舍弟馬、丹波少將馬、岐阜主城介殿一男馬、長岡

越中守馬、豊後大友馬、武衛馬、ひの蒲生飛騨守

馬、三吉馬、毛利河内守馬、たのしほかう馬、

池田三左衛門庄入男馬、金吾主政所甥吉養子馬、長曾我

部土佐主馬、大和大納言養子馬、右公家諸士、各唐織

を着、太刀を帶、同沓を着、十五日、京都の地子内裏

に向後可被納之由、秀吉公奏給、御感不斜此近代武家納之、

至子自今以後、此時衆中雖知天下、於此地子者、

不可有改變、由各獻起請文、是秀吉公依仰也、

十六十七御逗留中、進物不可勝計、初十五日に有

九獻御祝、一獻々々に進物有焉、十八日還御、

五月、雷聚樂々落、二人悶絶、

自三春、京都に大佛始、

此年於三聚樂、關白秀吉公金賦りあり、内裡に金千枚、

其外銀進上也、諸大名に金五百枚、三百枚、二百枚、其

上銀を相添被遣、前代未聞之儀也、夥共無云量、其

體城の門外於廣地に、秀吉公束帶し給、將器に腰を

かけ令居給、各も裝束し、謹拜三領之、大名小名不殘

如此也、非三楊震賢、各并躍不斜、

天正十七己丑正月、

四月、於淀秀吉公若君誕生、是號三八幡太郎、大名小

名は金銀、京堺をを始、所々の町人進物不可勝計、

是進物大概以紅の褶也、頃のはやり物也、此年、三

遠駿信甲、自三家康公、有三繩打、去年諸給人、之知行

百五 有馬刑部卿法印

二百 稻葉兵庫頭

五百 津田隼人正四郎左

五百 牧村兵部大夫長兵衛

九十 池田久左衛門

百 稻葉右近

脇備

千 木下式部大夫

百六 戶田民部少輔三郎四郎

七十 長谷川勘兵衛尉

後備

百五 早河主馬尉

二百 寺西次郎助

片桐市正

四百 池田備中守三左弟藤三郎

百七 加藤主計頭

百 間島彦太郎

百 矢部善七郎

百 三田左太郎

三百 瀧川儀大夫

百廿 勢田掃部頭

百卅 古田織部頭

百廿 柘植左京亮與入

千二 淺野彈正少輔

百六 山崎志摩守

七十 戶田半右衛門

五百 富田左近將監

百廿 津田大炊頭

百五 大鹽與一郎

百五 加須屋內膳

百廿 河尻肥前守與兵衛子

百五 吉田兵部少輔

百 丸毛三郎兵衛尉

百五 佐藤才二郎

百五 青木所右衛門

都合八萬六千七百五十

天正十六戊子正月

春大佛普請始、

卯月十四日、於三京都一聚樂の行幸之次第、

主上爲御迎一關白秀吉公乘車參内し給、

一番内裏御女房衆與十七挺、二番塗與、三 伏見

院馬、二條殿同馬、鷹司殿同馬、其外公家衆各

馬、唐橋殿馬、くわんむ矢を負弓を持馬、公家

衆各馬、五つち殿馬、公家衆馬、柳葉原殿馬、

公家衆卅六人馬、中山殿馬、くわんむ矢を負弓を

持馬、公家衆各馬、れい人四十餘人、鳥かふと鬘

束、笙の笛九、筆策六、太鼓二、かく一、か

ね二、きんの棒四本、鞍かけ二、主上寶蓋御與

の上に鳳凰あり、四方紫の綾にてまくのこくとく張、

銀の棒三本、近衛殿馬、白張着廿人、くわんむ

四人、布衣四人、たいふ尾所信雄馬、諸大夫十人、

くわんむ四人、布衣四人、白張着廿人、烏帽子す

わう着卅人、からす丸殿馬、まての小路殿馬、

百七 生駒仙

五百 奥山佐渡守

爲之惱亂無_レ止時、又誰人之雖_レ知行、百姓を彼六之助遣_レ之を、然間爲_レ遁_三當座之難、自_二在々民屋_一相應したる土産捧_レ之事無_レ隙、

各の書曰、三月朔日、秀吉公九州御進發之砌、諸士出陣日限人數積之事、

正月廿五日

本役一羽柴備前少將_{うき田}八郎事
萬五千

二月一日

四千宮部中務法印_{ぜじや}坊事

同日南條勘兵衛尉_{伯耆衆}

同日龜井武藏守本役

同日木下平大夫

同日垣屋平右衛門尉

二月五日

二千前野但馬守

本役八百明石左近 播磨衆

本役赤松左兵衛

本役別所主水正

本役千福島左衛門大夫

本役中川右衛門大夫_{薩兵衛事}

本役千高山大藏少輔_{右近事}

本役羽柴丹後侍從_{長岡越中事}

二月十日

本役一萬羽柴中納言_{美濃守殿の事}秀吉公御弟

本役千羽柴伊賀侍從_{筒井四郎事}

二月十五日

本役千羽柴丹波少輔_{秀吉公御甥}小吉殿事

本役千羽柴若狹侍從_{五郎左子}

半役生駒雅樂頭_{甚助}

二月廿日

三千羽柴越中侍從_{前田又左}

三分一役羽柴東郷侍從

三分一羽柴北庄侍從_{堀久太}

三分一木村常陸介単人

三分一青山助兵衛尉

三分一村上次郎右衛門

三分一溝口近右衛門

役百卅山田喜左衛門

役百太田小源五

二月廿五日

三分一役羽柴松島侍從_{蒲生忠三舟にて人數あり次第}

三分一役織田三郎_{上野殿子息}

同千羽柴岐阜侍從_{池田三左衛門}

半役千林長兵衛_{武藏}森右近_弟

三分一羽柴曾禰侍從_{稻葉}

三月一日

關白殿

御馬廻衆

御小性衆

千尾州大納言殿衆

三分一羽柴敦賀侍從_{蜂屋殿}

二百水野宗兵衛尉

五百石川出雲守

四分一羽柴陸奥侍從_{佐々藏介}

前備

四百羽柴左衛門侍從

五百羽柴河内侍從毛利

二百蜂屋大膳大夫_子

百五市橋下總守

百五生駒主殿佐

然、而廿九日に尾州に歸給、三月九日、於三高に家康公與氏政對面、入魂の體也、十一日、又於沼津對面也、五月秀吉公妹家康公に嫁、濱松に輿を被入、七月廿四日、親王崩御、此親王は正親町の宮陽光院の御事今上の父也、七月十日十一兩日、三州於新城觀世大夫有能、亭主奥平九八郎信昌擊鼓快然す、自吉田酒井左衛門尉父子來臨而鼓を擊、九十兩月、家康公以下知、駿河甲斐三川吉田有勸進能、十月家康公御上洛也、若上不給は、妹を返し給て、可被及干戈之由一途に宣、殊秀吉公御袋の大政所を岡崎迄可有下向之條、無疑心上洛し給有對面、彌可有入魂之由也、因茲如此、家康公北の方自濱松岡崎有御出、御袋對面し悅給、秀吉公家康公之上洛を快悅し給、刀脇指并數寄道具何も直千金の物也被進覽云々、家康懸而令下向給間、大政所も則上給、秀吉家康入魂し給を、小田原の氏政父子心底不快と云、

十一月廿九日、今上即位、

天正十五丁亥二月、駿河府中石垣の有普請、自去々年雖有事始、上方不快之間、指て事不行、今秀吉

公令入魂給、普請且々出來之間、自濱松北の方をも引越給、

三日朔日、秀吉公九州御動座、筑紫不殘屬當手之間、七月御歸洛也、

八月、家康公自駿河上洛給、九州平均を賀給、家康公懸而令下向給、

閏十一月十三日、碁打の本因坊新城に下、亭主九八郎信昌、此夏於京都爲碁の弟子の間如此、則令同心駿河に被下、家康公圍碁を數寄給間、日夜有碁、翌春令歸京、此春筑紫陣留守、秀吉公の甥孫

七郎秀次子時中納言也聚樂在城、而普請爲專、九州には佐佐陸奥守を被指置處、一揆所々に起、陸奥守方々に

相動無比類相靜る、其後召上彼陸奥守を被生害、時の人は令不審、是は先年秀吉公家康公鉾楯

の時、秀吉公に敵對之間及此儀歟、

翌年有圍碁勝負、自餘の上手に先強く、本因坊を天下一し給、

此五三ヶ年、三川遠江駿河有拾二座云事、諸商人之儀は不及言に、少之賣物にも有役、中にも三川國

は淺井六之助と云者爲奉行、取分緊く行之間、庶民

御菓子九色

うすかわ からはな やうひ りんこ まめあめ
こぶ うちくり も、 のり

以上つくりはな色々あり

七月、美濃守秀吉公四國に相動、則四國平均す、

閏八月、秀吉公越中の發向給、信雄從之出陣、以彼

拵無事、佐々木越中國を大目上表して從秀吉公、

八月、信濃國眞田阿房守居城に依家康公仰、甲信人

數相動、寄手少々敗軍の體也、此眞田は去年、家康

公に隨、自去去年秀吉公に奉從、于今家康公に不

從之間如斯、

同八月、大和國替國主筒井順慶、去六月死去、彼遺跡被

移伊賀、則號伊賀守、大和の國者美濃守被領納、

十月、多武峯に自秀吉公一人數を被指立、則多武峰

滅亡、

十一月十三日、石川伯耆守家康公尾州に退、是は秀吉

公與家康公間柄爲使、然處家康公可有上洛之由

秀吉宣、家康又無左右有上洛間敷由也、此上は定

可被及鉢楯一獻之由、依兼知如此、特に又爲人

質二男を秀吉公に指置之間、猶以右之通也、去秋

越中の發向時より越後景勝屬秀吉公に、京都聚樂
大名屋敷普請專也、此比叡山いよく建立、正覽院
之僧正諸國を勸進、自此相續坊々追々立、然共去辛
未年、此山滅亡の後、猿共一圓無之奇特と云々、

同十一月廿九日、子刻大地震、此時諸國山崩地裂、中

にも北國如斯人馬多倒死す、尾州長島當時織田信雄居城百八里

多以成川、城中家倒令燒失、關東は此地震無之、十

二月信濃國深志小笠原右近大夫貞吉高遠の動、高遠城主保科

彈正不_レ及_二戰之間、所々放火、此小笠原自去去年家

康公へ敵對、

延譽上人と云淨土知者有也、此僧先年大和國三輪の

山に九年山居せられしに、其間山大三疋來草庵口

に、毎夜居たりしと被語ける、又其後山城國高尾山

に三年被籠し時、僧を可奉慰とて、毎夜をとりを

しける、定て狐のわさかと曰けるとなり、さて京都に

居住有しに、餘人民物を持運ける間、已後は悪心も出

來んするかと、此春頸をくゝり被死ける、有難かり

し事共也、

天正十四丙戌正月廿七日、秀吉公家康公爲入魂、信
雄岡崎まで來臨、家康自濱松一出向對面給、双方快

小牧表へ在陣之時、屬三信雄家康二大坂表に相動、所々令三放火一故に如レ斯、其比中村式部少大坂爲三留守居一被三指置一之間、出合戰、根比乘則敗北也、七月十三日、秀吉關白成之御參内御悅、

親王 若宮

近衛大御所のこと
龍山 九條殿 一條殿

二條殿

是は近衛殿と座論にて則御立候

伏見殿

王

宮

宮

宮

一初獻

のし

秀吉公の事也

關白

菊亭殿

德大寺

西蓮寺

大炊御門

久我殿

花山院

御盃

かちくり
そき物

御かわらけ

二

はむ
御ちん

御すい物たい

三

さしみ
とり

御すい物鉾

四

はまくり
けつり物

御さうに

五

むしむき

御そゑ物れうさし

六

はひ
はい

うけいり

七

たこ
からすみ

くしら

御本膳

しほ引

やき鳥

さんせうはむ

あへませ

食

金銀繪あり
桶

かうの物

ふくめ

二

からすみ

すし

あつめ汁

金のきそく
にし

たこ

くらげ

鯛の汁

三

やき物金のきそく

かまほこ七つ

白鳥汁

まなかつほ

給、小牧は酒井左衛門尉令_ニ在城、斯比信雄長島に在城、

六月蟹江城主心替而瀧河左近を引入る、暫時に家康公有_ニ出馬_ニ被_ニ取詰、折節旱天の間、足立輒して如_レ思被_レ責_レ之、瀧河令_ニ降參、出城之間、城主同退散也、秀吉自_レ是被_ニ疑心、瀧河彌身上成_ニ不肖、其年の暮、瀧河親子共令_ニ病死、八月秀吉公尾州中通奈良表_ニ出張、取出を五三箇所有_ニ普請、家康公自_ニ清須_ニ出向、しげいしに令_レ居_レ陣給、信雄同_レ之、懸て秀吉令_ニ歸陣_ニし給間、家康も清須_ニ入馬給、此度秀吉公人數八萬六千之着到云々、又見及體も如_レ此、信雄家康の衆纔一萬之不足に見_レたり、十月十六日家康遠州_ニ歸陣給、同月下旬に、秀吉公又北伊勢表_ニ出張、因_レ玆家康公十一月又出馬之處、未尾州_ニ無_ニ着馬_ニ以前に、信雄秀吉令_ニ和_ニ給間、家康公獨非_レ可_レ被_レ及_ニ干戈儀_ニ條、同無_レ事給、十一月十六日に歸馬也、斯時家康息を秀吉公可_レ被_ニ養子_ニにて懸而被_ニ相上_ニ、秀吉公令_ニ懌悅_ニ玉ふ、是を號_ニ三川守秀康_ニ、在大坂也、於_ニ河内國_ニ知行一萬石拜領也、去十月佐々陸奥守_{越中主、信長取立之}也、信雄家康_ニ令_ニ一味、能登_レ打入之由有_レ告、然共

緯已爲_ニ以後_ニ間無_ニ其詮、極月信雄濱松_ニ來臨有_レ之て、當年家康公尾州に長陣を禮謝給、一兩日有_ニ逗留_ニ歸國也、

同十二月、佐々陸奥守濱松_ニ下、于_レ時信雄吉良鷹野し玉ふ間、於_ニ彼地_ニ佐々有_ニ對面_ニ、さて懸而歸國、上下信州を通、

去二月、北條氏直下野國宇都宮_ニ相動、外廻輪并町放火、及_ニ歸陣期_ニ佐竹_{常陸國主}出張、宇都宮彌三郎、皆川山城守、みぶ、たがや、結城、是等は皆小田原へ敵對之間、每度與_ニ佐竹_ニ、下野國富田近所於_ニ沼島_ニ、北條氏直と對陣、

同四月、當座無事の姿にて、双方歸陣、天正十三乙酉正月

下野國佐野_ニ付城在番之小田原衆、馬足輕之動有_レ之處に、城主打出る、小田原衆歸し合相戰、佐野城主を討捕、然共城は殘者共堅固に相抱、右之旨自_ニ小田原_ニ家康公へ令_ニ注進_ニ、彼首を三川_ニ持來、

此春より京都聚樂普請始、是後醍醐天王大内裡之舊跡云々、然故歟古鐘其外家屋之具掘出しけると也、四月、秀吉根比_ニ出張、彼寺則滅亡、是は去年秀吉公

口を引付、自_レ信雄_一知行を被_レ遣る、城へ家康人數被_二入置_一、三月十七日、家康公羽黒表_レの出馬、森武藏守羽黒古き屋敷に柵を付、三千餘令_レ居陣を不_レ知而、彼郷を以少人數可_二燒拂_一之由宣之間、奥平九八郎信昌一千計の以_二人數を_一爲_二先登_一押入處に、武藏屋敷表_レ打出、折敷て相答、隔_二小河_一互_レ以_二鐵炮を_一打_レ之、奥平衆鐵炮の上手也、憑_レ茲敵手負數多出來て、可_レ漏樣依_レ無_レ之令_二敗北_一、犬山近邊まで追々打_二之_一、此後相互動體を見に、武藏備不_二堅固_一、素武篇を嗜主也、是を無念に存、可_二討死_一之由思定歟、遺跡の_二脱カ_一を書置をして硯箱に置けるを、四月九日、於_二岩崎_一表_レ討死之時見_レ之、誠に士の本意、哀なりし事共也、同廿八日、秀吉公小牧表_レの出張給、家康公對陣也、秀吉陣之面柵を付被_二相備_一、其勢十萬、家康信雄勢一萬六七千可_レ有_レ之歟の由云々、四月二日、池田庄入入道、同男庄九郎、森武藏爲_二先勢_一三萬餘以_二人數_一、孫七郎秀次_{秀吉}公甥_{岩崎}より岡崎邊に可_レ動之旨令_レ擬被_二打出_一、家康公合戰可_レ有_レ之にて、六七八三日相續、小幡筋に被_二打出_一と云へ共、敵不_二相見_一、九日に又被_二打出_一處に、敵先勢池田庄入攻崩岩崎の城を、軍兵數多討捕

休居、家康公先勢秀次并堀久太郎人數を追崩、數多討捕、池田聞_二之_一を_二出向之間_一、右之衆退散、家康公押出、直に合戰、庄入并武藏守討死之間、士卒令_二敗北_一、二萬餘討取、秀吉公開給則出馬、龍泉寺山に打上り給、于時家康公朝之合戰に、士卒相勞の間、先刻早小幡の城に令_レ移給、其晚に及暮小牧山の歸陣、但路次被_二相廻_一也、秀吉公は其夜龍泉寺に陣取、翌日本陣_レ被_レ歸、此度被_二打負_一合戰謂乎、此比さば甚五郎又可_レ來歟の由家康公曰處に、如_レ案此陣へ來、家康公_レ出仕は有_レけれども、無_二舉容之間_一、又頓て逐電、高山_レ揚_二人數_一令_二用心_一、恐怖給しと見たり、然處伊勢筋之手當に被_二指置_一美濃守_{秀吉}舍弟_并筒井順慶、其外二萬餘、秀吉公の陣所につく、これによつて士卒快氣と見えたり、五月朔日、秀吉公小牧表の對陣を退給、先出備を漸々に陣拂をし給、其體神妙に見へたり、置目奇特云々、家康此體を見給、人數一騎も不_レ被_レ出、是も名譽の仕置也、秀吉公竹かはなを取詰、水攻にし給、同月下旬に落去、提されて水攻成就有_レ之間敷處、提不_レ切以前に拵相濟の間、違背如何可_レ有_レしとて令_二出城_一となり、秀吉公是に氣を直令_二歸馬_一給、家康公清須に令_二在城_一

因_レ茲秀吉公自_二岐阜_一、彼表_レ被_レ向、此比瀧川左近_{長尾}
城主、并北伊勢主也、柴田と一味之間、岐阜三七主と瀧川左近を
爲_二相抑、信雄主彼表に令_レ居_一陣、

四月廿一日、於_二江北_一兩陣相向、柴田志津嶽を攻落
し、所_レ籠の人數打果、子_レ時可_レ企_二合戰_一之處、丹場五
郎左衛門前田又左衛門屬_二秀吉_一へ、柴田備_レ出_レ手之
間、則_レ敗北、秀吉追_レ之、越前へ打入、柴田居城へ押懸
らる、敗北の士卒未城_レ不_二取入_一の間、柴田城に懸
_レ火、同廿四日自害之間、越前則平均、柴田妻女不_レ出
_レ城燒死給、是信長の妹、淺井備前守後室也、此腹に淺
井息女二人有_レ之、乳母才覺故、無_二異儀_一、令_レ出_レ城給、
大坂秀頼の御袋并江戸將軍の御臺所是也、近年柴田
家中に佐久間玄蕃伊賀_{但幼少名也、玄蕃は是柴田甥、伊賀は柴田養子也、}として兩人
あり、彼伊賀去正月、秀吉_レ令_二一味、自_二去年_一江北長
濱に柴田指置之處、於_二彼地_一如_レ此一兩月之間令_二病
死、養父恩重之處、令_二謀反_一之間、天の攻雖_レ遁謂乎、
玄蕃は專執_二行武邊_一、此度成_二生虜_一、自_二秀吉渡_二洛中_一
刎_レ首、被_レ掛_二獄門_一、三七主岐阜を有_二退城_一、尾州の野
間にて腹_レ被_レ切、

秀吉公瀧川左近居城河内被_二相動_一、瀧川上方牢籠、而

秀吉公に從身上爲_二不肖_一、
此年出_二一身二頭子_一、

四月、家康公甲州_レ下給、暫甲府に令_二逗留_一給、去年
令_二謀反_一信州之小笠原右近大夫貞吉、諏方の祝、眞田
阿房守、保科彈正、其外何も令_二出仕_一、此時信州置目儘
ならば、可_レ爲_二平均_一物を、何の掟もなく、其儘被_二指
置_一間、翌年秀吉公と鋒楯之時、小笠原右近眞田阿房
守已_レ下_二令_二敵對_一、
琉球國使入貢、

八月大水、近年無_二比類_一、

天正十二甲申、此比信雄爲_二臣下_一者も、頼_二秀吉公_一を
奉_レ輕_二信雄_一之間、一兩輩令_二成敗_一給ふ、其中に岡
田助三郎と云者、別而秀吉公機愛之人也、是尾州星崎城主也、如
_レ此之間、信雄秀吉内々不快由と云々、

三月尾州主信雄憑_二家康公_一を、秀吉公へ敵對給、則家
康公尾州_レ出馬、先北伊勢表_レ信雄可_二相動_一之由に
て、河内_レまで_{今は長島也、}被_レ移_レ之處、犬山の城を令_二調略_一、森
武藏取_レ之移_レ之由依_レ有_レ告、北伊勢_レの動を延引、
家康公清須に令_二在城_一給、星崎の城には助三郎弟并
山口_レ于_レ今_レ令_二居_一、彼地爲_二肝要之巷_一之間令_二計略_一、山

あり、高遠へは保科彈正自關東氏直と來て令入
レ城、此小笠原貞吉は二歳の時、深志を牢入して、
レ城、此六月家康公以下知、被入深志一人也、

十一月、家康氏直無事、家康女可嫁氏直之由有諸
 應、翌年小田原へ興入る、信州城々深志諏方高遠

屬家康、自レ此信濃平均、但河中島は越後主長尾景勝
 被相納、又去五月、四國入可有とて、三七主息信長

坂迄被打出處、依信長他界、大坂在陣也、是に相伴
 衆丹場◎羽五郎左衛門、何も自大坂攝州え出、秀吉公

と一手になる、織田七兵衛信長甥大坂爲留守居、自信
 長被指置處に、明知爲聲之間、於大坂三七主

五郎左衛門有談合、押寄討之、自此年中、秀吉公
 爲天下主、此秋柴田越前主、於京都、佐々陸奥守越中、秀吉公

各有談合、可治天下之由にて、各歸本國、此冬
 叡山かつく建立、正覺院僧正諸國勸進、

又去四月、自甲州瀧川左近河内城主、并北伊勢主也、關東へ被遣、
 小田原の儀は奉從信長と云へとも、關東の士瀧河

へ思付は誅戮小田原、關東可令取給有存念、瀧
 河拜領上野、厩橋に在城す、然處に信長關東他界之

由、小田原氏直率多勢、彼衆を發向す、瀧河聞此事、
 武州之内てし河原の出向合戰、此時迄は西上野人數

瀧川衆也、始は瀧川打勝て、本庄原まで追詰、數多討
 捕、後は瀧川負色になつて、厩橋を引退、驢而厩橋を
 棄て、經信濃路尾州之歸、長島、路次中無異儀、人
 數引連相通云々、

去五月、武田左衛門大夫甲州穴山も、家康公に相伴上洛
 之處、信長被薨時、於大和國に一揆起て打果、息子

勝千代武田信玄孫繼其塵、駿州江尻に在城す、是も一兩年
 中に令病死一畢、さて穴山遺跡は絶果たり、惣別甲斐

信濃諸士、去四月大概以滅亡也、此左衛門大夫を、此比は
 于時年四十二、號武田陸奥守梅雪入道、

此八月、大洪水、駿州富士河かん原の町の東を流れけ
 るか、俄に無水河原と成、吉原に此河付たり、平家物

語にも、此富士河はかん原の町の東と在之、
 天正十一癸未、去年より信雄信長二男爲尾州主、專秀吉公

被馳走之、信長息、信雄と同年、但別腹兄弟也、岐阜に在、柴田
 馳走之、自此比天下の事、秀吉任我意被執行

間、三七主柴田一味、而秀吉公わ可有鉾橋之由也、
 四月岐阜へ信雄秀吉押寄、三七主を被攻處に、北國

衆柴田前田又左衛門後改羽柴筑前、爲北國主、丹場五郎左衛門出
 江北、自秀吉構陣城被置入數、志津か嶽を相攻、

一僕の者、朝夕の飲食さへ乏かりし身を、信長取立給、坂本の主として、其上丹波國一圓被下、かゝる不思議存立事不及是非次第也、忽蒙天責、同十三日に相果、跡方なく成于時明知歳六十七

信長近年被行_レ政務_二儀、無道も無_レ之所に、如_レ此横死し給事、偏に弘法大師之當_二法罰_一給云々、

家康於_レ堺聞_二此事、大和路へかゝり、高田の城へ被_レ寄、城主へ刀并金二千兩被_レ下、其日に被_二相立_一、六月四日、三川國大濱へ舟にて下着し給、明知を可_レ討之

旨被_二相催_一、先鳴海迄出張也、此比秀吉公於_二美作國高倉、森輝元中國主と對陣之處、信長沒死之由有_レ告、先令_二隱密、森と有_二一和、攝州表に打出、山崎寶寺上の

高山へ人數を揚給處、明知彼表に押出し、同六月十三日合戰、明知則敗北、坂本之城に可_二引入_一之旨存歟、

遁_二來於山科、百姓等に被_二打殺_一、歲六十七此時安土に指置左馬介聞_二此事、坂本の懸來、明知男の十五郎一所而

城に火を懸切腹となり、齋藤内藏助をは虜、京都へ牽上せ渡_二大路、於_二六條河原、刎首、被_レ掛_二獄門_一、此内

藏介は信長勘當の者なりしを、近年明知隠して抱置、家康公鳴海居陣の處、秀吉より如_レ此樣體委細有_二注

進_二之間、則令_二歸馬_一給、六月廿八日、甲州出馬也、此先六月十日比、自_二家康、本多百助を甲州へ被_レ遣、彼國は此春自_二信長、被_レ置_二河尻與兵衛、然處に信長聞_二他界之由、國中庶民不_二相隨_一、百助に可_二相從_一體也、先起_二一揆、河尻居處に押寄、百助拵_レ之、河尻を上

方に可_二相上_一之旨相擬處に、河尻無_レ左右百助を令_二生害、我身も自害了、相從河尻士上口に相上る、自_レ是

甲斐國は家康令_二押領_一給、信濃口には奥平九八郎信昌を自_二家康、被_レ指向、伊奈郡令_二隨順_一、至_二于諏方_一着陣、又自_二甲州、酒井左衛門尉を信州に被_レ遣、彼國可_レ令_二領納_一由、家康下知給、酒井諸事仕置不_レ然哉、國

中の民不_二思付_一之處に、關東氏直卒_二多勢、信州を通、海の口若みこえ打出令_二陣取_一、家康自_二甲府、出向令_二對陣_一給、酒井左衛門尉も自_二諏訪_一、此所に來、此比又

自_二小田原、都留郡黑駒筋へ相動處に、自_二家康、甲府に被_レ殘置、衆懸向處、不_レ及_二一戰、小田原衆令_二敗北_一、

間、追々討_レ之、又奥平九八郎深志可_二相移_一之旨、酒井相談處、深志之城主小笠原左近大夫貞吉、小田原へ一

味して逆心の間、鹽尻に居陣、酒井自_二諏方、甲州へ被_レ引入_一之間、至_二于飯田_一、是も引入也、此比所々一揆

進_二之間、則令_二歸馬_一給、六月廿八日、甲州出馬也、此先六月十日比、自_二家康、本多百助を甲州へ被_レ遣、彼國は此春自_二信長、被_レ置_二河尻與兵衛、然處に信長聞_二他界之由、國中庶民不_二相隨_一、百助に可_二相從_一體也、先起_二一揆、河尻居處に押寄、百助拵_レ之、河尻を上

方に可_二相上_一之旨相擬處に、河尻無_レ左右百助を令_二生害、我身も自害了、相從河尻士上口に相上る、自_レ是

甲斐國は家康令_二押領_一給、信濃口には奥平九八郎信昌を自_二家康、被_レ指向、伊奈郡令_二隨順_一、至_二于諏方_一着陣、又自_二甲州、酒井左衛門尉を信州に被_レ遣、彼國可_レ令_二領納_一由、家康下知給、酒井諸事仕置不_レ然哉、國

中の民不_二思付_一之處に、關東氏直卒_二多勢、信州を通、海の口若みこえ打出令_二陣取_一、家康自_二甲府、出向令_二對陣_一給、酒井左衛門尉も自_二諏訪_一、此所に來、此比又

自_二小田原、都留郡黑駒筋へ相動處に、自_二家康、甲府に被_レ殘置、衆懸向處、不_レ及_二一戰、小田原衆令_二敗北_一、間、追々討_レ之、又奥平九八郎深志可_二相移_一之旨、酒井相談處、深志之城主小笠原左近大夫貞吉、小田原へ一味して逆心の間、鹽尻に居陣、酒井自_二諏方、甲州へ被_レ引入_一之間、至_二于飯田_一、是も引入也、此比所々一揆

條所、御連の末と覺たり、及_二午刻_一惟任一萬計にて
 押寄、二條に相籠人々坂井越中守、團平八、齋藤新五、
 野々村三十郎、赤座七郎右衛門、猪子兵介、増傳三郎、
 飯尾茂介、村井長春親子三人、菅屋九右衛門親子三
 人、毛利新左衛門、織田源三郎主_{御坊}の事を始、究竟の衆六
 十五人、素不_レ惜_二身命_一被_二相戰_一間、輒可_二相果_一様な
 し、其後寄手上_二隣家_一以_二弓鐵炮_一責之間、信忠御腹切
 給、鎌田五左衛門介錯仕、御死骸は任_二御遺言_一、焰の中
 へ奉_レ入、年廿六、此鎌田追腹可_レ切旨申けるか、何と
 かしたりけん終に不_レ切、右之六十五人之内、討死衆
 六十三人也、織田源五_{信長弟有}被_二遁出_一ける、時人令
レ惡、水野宗兵衛{菊屋}此度は通て苧屋へ被_レ歸、其後令_二
 入道、岡崎へ被_レ參しか、家康公無_二參會_一、_{此宗兵衛は日比}
 梶原左衛門か續子松千代煩て町屋に居、然共起上、二
 條へ可_二相籠_一旨申所、松千代内同名又右衛門と云者、
 爲_二名代_一二條へ相籠、信忠感悅し給、長刀被_レ下、能相
 戰て討死す、松野平介と云者、其日他出して信長御最
 後不_レ知、後來て惟任をねらいけるか、中々傍へも不_二
 寄せ付_一間、經_二日數_一て後追腹仕死、是は安藤伊賀か
 侍也しを、武篇の者也し故に、信長被_二召上_一、知行被

下ける、其恩可_レ報とて如_レ此、明知日向守光秀は、信
 長信忠を心之儘奉_レ討、其日及_二申刻_一着_二勢多_一、山岡美
 作守、同對馬守被_二味方_一よかしと使を以云、山岡兄弟
 彼使か首伐て、勢多橋を燒て、山中へ引籠、明知は歸_二
 坂本_一、此日未刻計、此事聞_二ゆ安土_一に、さて可_レ有_二如
 何_一と密々に成_二疑心_一所、蒲生右兵衛大輔家中之者、
 自_二京都_一しかく_二と云_一、同二日、山崎源太左衛門己か
 家火を掛、山崎に引籠、蒲生右兵衛屹と思案して、信
 長の公達女房達、皆日野へ退申さんと呼_二迎馬_一、翌朝
 三日各同道申、古郷日野の谷へ引退、女房達被_レ申け
 るは、色々の寶物敵物にならんこと無念也、蒲生取給
 て後火を被_レ掛候へとの儀也、蒲生答云、其は欲に耽
 けるかなと後難如何とて一色も不_レ取、家屋をも不_レ
 燒、森の二郎左衛門に能々可_レ守と云置、爰迄は清潔
 後日には少心違けるか、又は策か、明知へも無音には
 なかりけるか、後には其事を布瀬藤九郎か科にして、
 藤九郎を牢人させられる、此藤九郎は蒲生右兵衛
 聲也、又尾張國の水野監物は則從_二明知_一、翌日明知安
 土殿守へ上りし時も伴ける、時の人非人として惡_レ之、
 明知果て後、終に監物は牢人也、抑明知日向守光秀は

子同前に被_レ下、廿日家康を高雲寺の御殿へ被_レ稱、酒井左衛門尉を始家老之衆、并武田陸奥守^{次山}被_レ召寄、殿守見物仕、さて元の殿へ歸膳を被_レ下、夜半迄色々被_レ盡_レ美、廿一日、家康上洛し給、從_レ信長、長谷川竹を被_レ付遣、在京中令_二馳走_一給、惟任日向守備中國可_レ致_二出陣_一之由被_レ仰付、間、爲_二用意_一、丹波國龜山へ打越、愛宕山へ令_二登山_一、於_二社頭_一、二_三度鬪を取、廿八日、於_二西坊_一連歌興行、其發句に云、
時も今天下知る五月哉 光秀、水上まさる庭の松山
西坊、花をつる流の末を關留て 紹巴、百韻終て
歸_二龜山_一、信長上洛し給、御供之衆纔に小性衆百五六
十騎被_レ召具、自餘之衆致_二陣用意_一、一左右次第中國
へ可_レ罷立_二之旨_一曰、安土本丸御番津田源十郎、遠山新
九郎已上七八人、二の丸御番蒲生右兵衛太夫、森二郎
左衛門、山岡對馬守已下以上十一人也、六月朔日、惟
任日向守召_二寄明知左馬介、同次右門、藤田傳五、齋藤
内藏助、溝尾勝兵衛、行之様子令_二調談_一、彼五人之者
起請文をか、せ人質を取、明日中國へ可_レ打立_二人數
を信長に可_レ懸_二御目_一と披露、戊刻立_二龜山_一、大江山を
越、京へ急速に着、二日の曙、信長の宿所本能寺取卷、

弓鐵炮打込、信長聞_レ之給、謀叛か何者そと問給、森の
亂走出、惟任反逆由言上、不_レ及_二是非_一儀と曰、弓を取
矢數射させ給、屋代勝助已下既より出、相戰て討死
す、^{此勝助馬の段の目}近習の輩、同小性衆無_二比類_一相動
^{聞、奥州の者也}間、暫支けれ共、寄手大勢故、皆以令_二討死_一、信長御弓
の弦切ければ、鏑を以戰はせ玉ふ時に、右の肘を被_レ
突れさせ給、内へ入給、向_二女房達_一曰けるは、女は不
苦、急退き出よと三度まで曰、角て奥の間へ入給て
後燒死玉ふか、終に御死骸見へ不_レ給、惟任も不審存、
色々相尋けれとも無_二其甲斐_一、^{年四十九}信忠此旨聞給、本
能寺へ可_レ有_二御籠_一とて出給所、村井春長親子三人參
上して、本能寺ははや火懸て事終て候、妙覺寺へは御
歸不_レ可_レ有、二條の新御所へ被_レ爲_レ籠尤と言上、則二
條に御移、親王若宮をは内裏へ移し奉、然共寄手も未
レ襲間、安土へ移給、惟任有_二御退辭_一可_レ然由各言上、
信忠曰、か程の企_二謀反_一奴原か、なとか口々へ手を廻
さて可_レ有、於_二途中_一、相果んこと可_レ爲_二無念_一、徒此所
不_レ可_レ退、毛利新左衛門、福富平左衛門、菅屋九右衛
門尤之御誼と申間、定_二此儀_一に、惟任深隱密しける間、
路次へ其擬不_レ成間、安土へ於_二御移_一は不_レ可_レ有_二別

る由風聞、信長聞給、早速に出可申旨、以三檢使再三
曰けれ共、全不實の由及三返答、忍て令三他出、信長甚
腹立し給、津田九郎二郎、長谷川丹波、關小十郎右衛
門、赤座七郎右門仰付、惠林寺に火を掛、樺川國師長
禪寺の高山和尚を始、大綱睦庵兩人單寮也、悉被三燒
害、其中に未宗と云單寮自三山門三飛落遁出らる、下法
師若僧などは躍上り飛上り死たる有様絶三言語三哀
也、東光寺藍田和尚は、其場をは遁出られるか、於三
途中三尾州の者行合及三強間、被三持ける金を有のま、
奪取て、後令三生害也、十一日、信長甲府を立、元巢に
着給、此間山路の茂りを伐拂間々に、家康より物主を
被三置、奥平九八郎信昌御迎に出けるに、信長殊外の
御懇、中々申も愚也、先年於三長篠三甲信隨分之者依三
討果、此度早速相治之由曰、甚御快氣也、十二日、駿州
大宮へ着給、路次中富士山見物し玉ふ、於三此所三家康
へ吉光脇指、一文字刀、馬三疋被三進、十三日江尻に着
給、翌日駿河府中、今川の代々の舊跡心閑に有三一見、
藤枝田中城に御泊、さて遠州懸川御泊也、家康より天
龍川舟橋かけ給、一日先立て上給、十七日三川國吉田
に御泊、於三何方三も無三御逗留、夜を籠て出御也、十八

日岡崎、何の於三御泊三も、惟在は老人成とて、御座所の體而御近所に宿を被三仰付、廿一日に至三安
土三歸城し玉ふ、信忠は信長甲府へ移給し時、信州上
諏訪へ被三移、信州より東美濃筋を上給、安土へ自三諸
國、東國平均賀し申事夥、三七主四國拜領し給、一萬
五千餘集三人數、五月十一日、至三住吉三下着し給、五月
十五日、家康安土へ着給、聽而可三被三相上三旨、於三東
に三信長依三被三命也、宿所は大寶坊也、金三千兩並馬
鎧三百走進上、見三之給、馬鎧者納給、金千兩をは被三返
進、在京中可三被三用三之と仰也、路次中泊々從三信長三
可三馳走三旨依三仰付三專三之、惟任日向守於三安土三馳走
被三仰付、筑前守秀吉三月下旬に、備中國へ打入、すく
も塚城責落、數多被三討捕、則るつたか城へ被三押寄、
茲に自三藝州三爲三後詰三輝元出張、同吉河駿河守元春、
小早川左衛門尉隆景、數多以三人數三及三對陣、信長聞
三之給、願所の幸、毛利を可三打果三旨曰、十九日、於三安
土に三幸若八郎九郎舞仕、丹波の梅若太夫能仕、是家康
爲三御懇詞三也、梅若大夫目暗沙汰と云能仕、信長甚不
快、重而か様に無三心得三にをいては、可三有三誅戮三と
の儀也、八郎九郎今一番可三申上三旨曰、此舞尙以聞事
也、信長快氣、金子百兩、帷甘被三下、梅若太夫にも金

日出仕、信長曰、此度早速被_レ達_二本意_一事、先年於_二長篠_一、甲信隨分之者共、被_二打果_一故との御誑也、奥平九八郎信長致_二出仕_一、信長此事思召出歟、殊外御懇也、廿一日、武田穴山陸奥守入道梅雪出仕、家康取持給、太刀一腰國久、金三百兩進上、自_二信長_一半俗の脇指の三つ刀を被_レ下、被仕合を信長被_レ爲_レ譽、甲斐駿河の本領致_二安堵_一、信州松尾小笠原掃部大夫同出仕、太刀馬進上、令_二本領安堵_一、相州の北條氏政より太刀馬金千兩、江河の酒十柳、白鳥十、漆桶二千進上、廿三日、瀧川左近に上野國并信州之内二郡相添被_レ下、上州厩橋え移、又御腰物被_レ下、深志之城に有_レ之兵糧、陣中之衆へ被_レ下、上野國の小幡上總介、信忠え出仕、貞宗の脇指、金五百兩進上、自_二信忠_一左文字脇指被_レ下、自_二北條氏政_一白米二千石進上、家康よりも兵糧有_二進上_一、是は陣中にて諸士へ充課らる、諸士及_二難儀_一と云共、色々に相調上る、信忠此度不_レ經_二數日_一、早速に甲信被_レ納事、信長感給、此冬可_レ被_レ讓_二天下_一之由曰、其驗とて秘藏の脇指被_レ進、信忠畏悅不_レ斜、但天下御讓之儀は、未若輩之間、不_レ寄_レ存之旨被_レ奉_二返答_一、廿八日、信忠諏訪へ參向し給、有_二國割_一、此日寒氣甚、信忠の中間かる

き出立仕間、廿八人寒死、駿河國家康へ被_レ下、甲斐國に諏訪一郡相添河尻肥前守、與兵衛上野國佐久郡小縣相添瀧川左近に被_レ下、瀧川厩橋へ移、此時壁書を被_レ遣、高井水内埴科更級四郡森勝藏後武藏守と改拜領、則海洋に在城、河中島一揆起て大藏城に相籠、勝藏則責落、悉切捨る、惣別此度於_二信州_一先陣仕、度々之戰功感恩召、伊奈郡毛利河内守、濃州岩村城に五萬石相添森亂丸に被_レ下、此度自_二相州小田原_一、北條陸奥守爲_二氏政代官_一出仕有_レけれ共、信長無_二對面_一、信忠へ遂_レ禮被_レ歸、甲州之國侍、又は武田家之家老共、駿河信州の侍小山田山縣を始、悉被_二誅戮_一、三川國菅沼伊豆守父子、同菅沼新三郎、去元龜三年より屬_二信玄_一、天正三長篠合戰より信州に在國、此度降參し頼河尻肥前守被_レ陣中に居たりしを、自_二家康_一信長へ有_二言上_一、則生害せらる、諏訪の祝女は新三郎妻たりしか、聞_二此事_一、則子共指殺し、其身も令_二自害_一、素此女房大力也、此伯母も去比高遠にをいて無_二比類_一、相動死したりしか、相似たる女也と皆人誦_レ之、卯月二日、信長諏訪御立、翌三日、甲州の新府を被_レ爲_二御覽_一、其より古府へ御移、暫く御座す、翌三日、江州佐々木二郎甲州惠林寺に隠て居た

三千兩進上、由也、羽柴筑前守被_レ取持之間、跡目無_二別條_一、幼息に被_レ下、廿五日伊勢大神宮遷宮三百年

無_二之旨言上_一、信長其賄を有_二御尋_一、千貫文被_二下行_一は、其外は以_二神力_一可_二成就_一之由山主申上、是は餘に

輕き申様として三千貫被_レ下、信濃國木曾の主伊豫守義政昌可_レ致_二忠節_一之由、東美濃の苗木久兵衛を以信忠

へ言上、此旨信長へ被_レ得_二内儀_一、則信忠令_二出張_一給、又下條に伊豆守か一族下條九兵衛と云者、川尻與兵衛

岩村に家中有_レ好屬_二味方_一、依_レ之二月二日、武田諏訪上原の出張、其後鹽尻迄打出防_二鳥井峠_一、又駿河國江尻

に令_二在城_一、武田陸奥守穴山屬_二家康_一、可_レ服_二信長幕下_一、由言上之間、則家康駿河に令_二出馬_一給、陸奥守妻信玄

頼并息勝千代を自_二甲斐_一忍出、江尻に引取、就_レ其甲州上下周章不_レ斜、勝頼陣中無_二正體_一之間、則自_二鹽

尻_二甲州_一へ引退、此間信忠伊奈郡へ打入給、飯田大島兩城明て退、則高遠城へ取懸、無理乘給、城主保科彈

正自_二裏口_一退間、則責入落去、諏訪祝_二降參_一、信忠少も無_二用捨_一甲州へ打入給、武田四郎同太郎大か原を退

て都留郡天目山邊田子里へ楯籠、此時甲州男女之有様可_レ察_二之_一、三月十一日、先勢瀧川左近人數押入、勝頼同太郎切て出相闘

て討死、年三十九、土屋宗三郎無_二比類_一打死す、年廿七也、此は勝頼自愛の小性土屋右衛門弟也、此時勝頼

の召具せられし女性四十四人、皆土屋さし殺、相從侍は五十餘人遂_二討死_一、勝頼討し侍に、自_二信忠_一吉光の

わささし、馬一疋、金五百兩被_レ下、三月七日、信忠甲州着給、古府に御在陣、家康甲州市川へ被_レ打入、彼地に在陣之間、同九日に古府へ參給、信忠有_二對面_一、又

市川に被_レ歸、三月五日、信長安土を立給、翌日濃州六の渡へ飛脚來、甲信駿三箇國無_二異儀_一、被_二打果_一之

由也、仁科勝頼弟首此所へ持參、信長大に悅給、十三日信長着_二根羽_一給、此所へ勝頼并太郎首來、信長甚喜悅、

狂歌を讀給、かつよりとなのる武田之かいかもなく、いくさにまけてしななければ、此兩使信忠御馬一疋

充、金百兩充被_レ下、信忠あら波と云刀、いたや鹿毛の馬、帷百相添被_レ進、勝頼の首飯田に二三日被_レ掛、其

後被_レ掛_二獄門_一、武田左馬助は信州へ打越、關東へ可_レ遁と内存所、於_二小室_一生害、此首同被_レ掛_二獄門_一、年三十四、十九日、信

長上の諏訪へ御着陣、廿日、木曾義政此所へ始而出仕、太刀一腰、馬二疋、金二百兩進上、自_二信長_一金千

兩、筑摩安曇兩郡を被_レ下、家康昨日市川を出、今日廿

疋進上、廿五日羽柴筑前守秀吉因幡國取鳥城取卷、七月十日柴田修理亮方より青鷹六連、切石、其外色々進上、廿日秋田より青鷹五連、生白鳥十進上、廿一日信忠信雄信孝^{三七}安土へ着給ふ、信忠へ正宗脇指被_レ進、八月六日奥州會津の森高より馬三疋、蠟燭千疋進上、十四日馬三疋、黄金千兩、羽柴秀吉の方被_レ遣、今因州在陣也、

八月十七日、高野聖方々にて搦捕上_レ可_レ申旨被_レ仰出、其子細は攝州伊丹窄人内一兩人彼山に在と聞召て、急き出し可_レ申旨使者を以被_レ仰遣_レける所、返事さへ不_レ申、剩使者上下共廿餘人討果之條、不_レ相届旨御腹立有て、方々被_レ仰觸_レければ、高野聖を數千人搦捕引來る、其誅罰の有さま哀也、自昔高野山聖諸國へ下時、我と宿取ることなし、於_レ路巷_レ宿かやくと呼る、心ある人は不_レ寄_レ上下_レ宿をかす、若宿なければ、其ま、路頭に明す、信長今年聖殺害し給より此事なし、信長果給て後も、是より已來如_レ元呼る事なし、た、如_レ旅人_レ宿をとる、殊に今は如_レ商人_レ衣類已下色々たる聖は、笈をも不_レ持馬上にて國物を持來て令_レ法_レ少の坊をも令_レ三上下_レ何も遠_レ大師の掟_レ平、九月八日小袖被_レ下、^{近習六十八}十月十日、取鳥城落去之由自_レ因州_レ注進、十一月朔、

皆川山城守方より名馬三疋進上、則純子十卷、縮百段、虎皮五枚被_レ遣、使者にも引出物、十月廿日、家康公高天神に出馬、是於_レ遠江_レも肝要之地也、即構_レ陣城、其間々堀塀柵三重付緊被_レ留_レ通路、家康は依_レ信長異見_レ給、馬伏塚の城令_レ居玉ふ、自_レ甲斐國御坊_レ信長奉_レ返、是無事之儀雖_レ言上、信長曾て用不_レ給、先是を奉_レ返、彼以_レ助言_レ可_レ相調策_レ也、此御坊は信長末子、去永祿三年に、東美濃岩村の養子、然を元龜三年に、城主^{女性、信長}の伯母也、武田信玄へ一味、其時御坊を甲州へ連申、御坊暫犬山に置被_レ申、其後安土に依_レ召被_レ參上、則有_レ元服、號_レ源三郎、其時大名小名色々奉_レ送物、其中に殊に勝たるは自_レ羽柴筑前守_レ銀子三千兩、小袖二百進上、

此年春夏、大疫人多死、去六月十五日夜、星貫月、天正十^{壬午}年正月元日、信長裝束し給、各可_レ被_レ見_レせ殿守_レ間可_レ罷通_レ由御誼、其後於_レ臺所_レ大名小名に不_レ限、樽代拾疋充直に奉_レ捧、式法は重く禮儀は輕し、十六日佐久間右衛門紀州熊野之奥にて令_レ病死、信長不便之由曰、則男甚九郎を被_レ召直、信忠に奉公可_レ仕由曰、廿七日備前守喜多和泉守死去、吉光の脇指、金

長公出立は、ほゞ眉にほうこうをし給、牡丹作花を腰に指し、冠物にも作花をさし給たり、馬先に乗替十疋、種々無量之仕立、或は唐織、或は染縫薄狸々皮已下にて泥障をし、縦へき様もなき結構也、信長の馬の廻に小人衆紅梅の袷、上に黄衣、立烏帽子、のし付脇指、金の鼻ねち、紅のうてはしりにて、思々にのる、池田庄九郎は惣金之出立、其身の事は不_レ及_レ申、馬の毛爪等迄何も金也、馬の毛には、ふのりを以薄を置けると也、主上御棧敷にて御見物、馬場は内裏の東に豎三町横二町計に構たり、廻に柳を植る、桴はなし、又昨日の馬揃殘多とて、翌日はをり頭巾にて馬を被_レ乘、此時狸々皮はをり、各右之馬上衆一夜中にしてけると也、何者のしわざにや落書有_レ之、金銀を遺捨たる馬揃、象碁に似たる王の見物、

此馬揃に越前越中加賀國之衆は不_レ相上、其故は長尾景勝彼表へ出張、加賀越中之一揆爲_二手合ふとふけの城を取卷、賀州尾山に在城之佐久間玄蕃令_二後詰一所、一揆早速に乘崩、城中之者皆以討死、玄蕃於_二途中_一聞_レ之急懸付、即時に乘返、右之一揆共一人も不_レ殘切捨る、

三月九日安土へ飛脚到來、信長甚快氣也、同十二日佐佐内藏助神保越中守安土へ參上、翌日出仕進物夥、然所長尾喜平次景勝出張して、越中國小井平の城を圍之由注進到來、信長曰、久々に而相上門_カ於_二京都_一一興可_二仰付_一旨思設玉ふと云とも、急罷下後詰可_レ仕由也、佐々神保夜を日次て下る、廿四日に越中の中郡に打出、長尾聞_二此事_一未明に引退、四五里か程追_レ之、敵曾て不_レ見、此間籠城之者對談して感悅す、此比長尾兵部大夫に丹波國被_レ下、

此比城介信忠能を被_レ好、自身行_レ之給、手前見事之由、上下云々、信長聞_レ之給、武將たる者強不_レ可_レ好之由曰、甚無_レ興、則城介能道具悉召_二寄之_一を、丹波猿樂梅若大夫に被_レ下、舍弟伊勢國主信雄同北伊勢かんへの三七主も此道雖_レ被_レ好_レ之、信長不_レ知_レ之給、

三月廿二日、高天神落去、兵糧斷絶之間、不_レ及_二了簡_一、城中より出たり、然間所々の塀柵さわにて討_レ之、但隨分の者共少々切抜けると也、

六月若州逸見駿河守病死、實子無し、遺領八千石有_レ之、此内三千石武田孫八郎、五千石溝口伯耆に被_レ下、廿四日高麗鷹六連竹進上、此日相州民政より駿馬三

盛國太刀一腰、馬代銀千兩、卷物百端也、八月十二日、信長爲見物大坂に御越、自宇治舟にて下給、近年大坂に佐久間右衛門父子被指、向天王寺に在城之所、か程の小敵長袖を、長々敷相守こと不_レ及_ニ是非_一として被_レ勘發、十三箇條の以_ニ書付_一叱給、別なる儀無_レ之、徒に無_ニ調略_一長々敷との事也、則天王寺を被_レ出ける、侍小姓皆退散、た、三人高野山迄したかい行、此内も二人は臆而退散と聞ゆ、高野の辰巳之方に當て相江とて、纒にして所有、此所に被_レ居、金子も十枚ほと希有にして持參せられけると也、或時山岡八郎左衛門道阿思立ち被_レ尋、平井阿波入道安齋を被_レ同道、佐久間對面して、涙を流感悦不_レ斜、右の兩人尋けるを、其比各感しけると也、十七日信長自_ニ大坂_一歸洛し玉ふ、林佐渡守を被_レ所_ニ遠流_一、是昔年三十年以前、於_ニ尾州名護屋_一企_ニ謀叛_一、依_ニ其科_一也、又安藤伊賀守父子被_レ所_ニ遠流_一、是は先年武田信玄に致_ニ内通_一ける事有とて如_レ此、兩人終に無_ニ赦免_一、十一月十七日、備前國宇喜多屬味方之由、從_ニ秀吉_一有_ニ注進_一、廿日柴田修理亮於_ニ加賀國_一一揆の大將十九人、其外數多誅戮由注進、彼首共安土へ進上之間、被_レ掛_ニ松原町_一に、

加賀國は別喜右近上表後柴田拜領也、

天正九辛巳年正月元日、御馬廻之衆出仕、從_ニ西門_一東門

へ可_レ通、可_レ有_ニ御覽_一と也、諸大名は近年致_ニ長陣_一之間、於_ニ其所_一可_レ令_ニ越年_一由_ニ信長_一長_ニ下知_一也、然而未明より申刻迄不_ニ引切_一罷通、二日御鷹の鶴

雁安土町人に被_レ下、町人致_ニ畏悅_一、於_ニ佐々木宮_一能を

令_ニ興行_一、さて彼鶴雁を致_ニ調味_一、二月十八日、信長信

忠信雄上洛し給、同廿四日自_ニ越前國_一柴田修理上

洛伊賀守召具、遂_ニ御禮_一、柴田進物太刀國光、馬代銀千兩、金三

百兩、蠟燭千挺、奉書の紙千束、綿千五百疋、絹五百疋、翌朝御茶

被_レ下時、柴田直訴に、姫口の釜奉_ニ望_一、則直に取出玉い

被_レ下、柴田畏て拜領、信長歌を讀玉ふ、馴あかぬな

しみの中の姫口を人に吸せん事をしを思ふ、此釜は

古備後主より相傳の釜也、

去正月廿三日被_ニ相觸_一ける馬揃、二月廿八日有_レ之、

各盡_ニ美色々_一の出立也、馬上已及_ニ百騎_一、一番に明知日

向守皆紅の出立也、其次々不_レ及_ニ書載_一、甚結構の體

也、信長は右之馬上の跡に乗給、先馬の前に夕菴法印

を被_レ通、其體小袖をつほをり、白髪をかつきの出立

也、鞍にとり付、誠の老女の馬に乗たるか、危き様に

見へたり、此夕菴は信長右筆、年七十餘之入道也、信

八木千石、安土の町へ三百石被下、は何も荒木成敗し給悦の心也、爰に安土山の記を策彦に被仰付しを、南化幸岐阜に被居申之間仰付尤之由策彦曰、依て南化是を被書、信長記に具有之、此比大名小名暇給て於在所令越年、

天正八^{庚辰}正月、安土には近習の輩迄令伺候、六日播州三木城落去、別所兄弟腹切て、士卒皆被助命、

此比無邊と云僧有之、吾は生所も無父母もなし、吾得秘法たり、之を得受する人は、現世來世如願と曰、依之貴賤信仰不斜、丑の刻の受法と也、米錢持來れとも曾て不納、安土へ參或寺に宿す、三月廿日、信長聞之玉い、其僧可對面曰間、楠長庵以使稱之、信長庵へ出給有御覽、無邊と云は汝か、生國は何ぞ、無邊と答、信長曰、無邊と云は天竺か唐土か、答云、天にも非す地にも非す、信長曰、天地を離ては何の所に安身、此時無邊赤面す、さては汝は變化の物か、いて試んとて、馬に灸をする鐵を燒て面にあてんとし給へは、是は出羽國羽黑山之者成と、ふるひく申、汝此程弘法大師の再誕とて奇特を人に見せけると也、吾にも見せよと曰は、いらへをも不申得、か様の賣

子國の費也とて、引はらせ引刀にし玉ふ、五月攝州花熊城へ池田勝三郎相動所、自城中ふたくと出間空引しければ、敵尙以追來間、わきより城へ乘入て、則勝三郎城へ移、信長悦給、攝州一國勝三郎令拜領、剩正宗の脇指被下、男勝九郎^{十七}弟幸新^{三左衛門}と十五歳、に名馬被下、

大坂を信長へ渡可遂無事之由有勅使、門跡被應勅定、信長へも被立勅使、畏奉之、十二月從大坂下間刑部卿并少進安土へ參上、御赦面忝之由言上、從下野國宇都宮眞^貞林方駿馬壹疋進上、自信長色々被遣、江州之住人布施藤九郎度々有武功、才藝兼備間、信長近習に被成、六月廿六日、土佐國長曾我部方より青鷹十六疋、砂糖三千斤進上、砂糖は則被施人、七月廿日、大坂城被請取、矢部善七郎奉行とす、門跡へ從信長金五百兩、其外色々被遣、北の方へも金百兩其外被遣、按察法橋の金二百兩、刑部卿へも二百兩、少進へも同二百兩充被遣、門跡は去月雜賀へ移玉ふ、自餘の衆今日退散、自門跡安土へ以使者被遂禮、八月十日、近衛殿勸修寺殿庭田殿有同道、信忠へ可遂禮之由信長曰間、任貴意、

相動^一失利、柘植三郎左衛門尉討死之由有^二注進^一、是悉出頭人、信長大に令^三腹立^一玉ふ、廿七日信長伊丹の取出^{皆の}共、有^二御覽、各引出物被^レ下、十一月十六日、中西新八郎と云者、瀧川人數を伊丹城の上臈塚へ引入る、鵜塚の丸に雜賀の者共籠けるを、過半討捕、本丸に籠者共荒木久左衛門を始申けるは、尼崎へ參荒木に令^二異見^一、花熊尼崎同時に渡可^レ奉間、妻子を其間被^二助置^一よかしと申各承引、さて籠城之者共三百人、尼崎へ參へきとすれば、荒木鐵放を以防^レ之、近邊へ不^二寄付^一、伊丹城へは織田七兵衛被^レ移、無^二詮方^一散々に成行、さて荒木一類の妻子三十餘、京都へ被^二引上^一、相殘池田久左衛門其外宗徒の妻子二百人共、尼崎七本松にして皆張付被^レ掛、尼か崎に籠者其の心中可^レ察^レ之、十二月十六日、荒木一類者共妻子、一條より車一兩に二人充乘て引せらる、佐々内藏助、前田又左衛門、金森五郎八、不破河内已下兵具して令^二警固^一、一番荒木弟吹田、^廿野村丹後守妻、^{是は荒木妹、}二番隼人介妻、^{十五歳、}荒木妾出し、^{廿一歳、}三番荒木娘、^{十三歳、}吹田妻、^{十六歳、}四番渡邊四郎、^{志摩守嫡子也、}同弟新丞、五番伊丹安太夫、^{年十}五、同子松千代、^{八歳、}北河原與作妻、^{十七歳、}六番荒木與兵

衛妻、^{十八歳、}池田和泉守、^{廿八歳、}此二人、八番伯々部、^{五十六歳、}荒木久左衛門嫡子自然、^{十四歳、}其外は不^レ及^レ記、此者共最後何も神妙也、丹後國へ長岡兵部大輔、丹波國へは惟任を去年被^レ遣、兩國已平均、安土へ參上、進物不^レ知^二其數^一、北條氏政豆州砥籠へ出張、甲州と及^二牟楯^一、是信長家康へ爲^二入魂^一也、武田勝頼駿州沼津に在陣、然所に家康駿河へ被^二相動^一、民政被^二押出^一者、武田定而可^二引入^一間、此度可^レ遂^二會面^一との内々支宅也、武田少も不^二引入^一、剩氏政陣中へ以^二使者^一申けるは、家康駿河山西へ被^二相動^一之間、彼面へ可^レ向、合戰於^レ望者、明日歟明後日、何之所へ成共返答次第可^レ出之旨也、北條不^レ能^二返答^一、さて武田山西へ急罷向之條、家康早速に被^二引入^一、十一月三日、二條の新造出來、則親王御移徙、其後信長參内、進上物夥、其比近習之輩に卷物二千端被^レ下、八幡宮へ去月信長御參詣之砌、樋をからかねにて鑄可^レ申旨被^二仰付^一、鵜左衛門か所持の周光香爐被^二召上^一、則銀子五百兩被^レ下、十七日能有^二興行^一、近年より長陣仕、大名共各棧敷に折廿合充、柳五十充、四日之間賄可^レ申旨、京中へ充課、京中へは黄金二百兩被^レ下、其外見物之上下有^二送物^一、京中町へ

外を捨閉閣抛と云也、法花云、念佛を修する機の前に、法花を捨よと云經文有哉、貞安云、法花を捨よと云證文こそあれ、淨土經に云、善立方便、顯爾三乘と云々、亦一向專念、無量壽佛と云々、法花云、以前の無量義經に、以方便力、四十餘年、未顯眞實と云り、貞安云、四十餘年の以法門、彌前を捨は、方座第四の妙の一字は捨る乎不捨乎、法花云、四十餘年四妙中には何の妙そや、貞安云、法花の妙よ、汝不_レ知哉、日蓮宗此返答に不_レ能閉口、貞安亦云、捨る乎不_レ捨乎、扇を以扣と云へとも、猶擬議す、其時判者を始滿座一同に嘔と笑、袈裟を剝取しかは、經箱已下取捨退散す、不傳不限此度、佞僧成とて引張切にせられける、紹知傳介則被_レ刎_レ首、丹波國八上城、去年三月より惟任取詰間糧絶、城中之者共波多野兄弟三人搦て出間、六月四日安土へ具進上、則被_レ刎_レ首、此比伊丹取出に在陣之衆へ、鶴三聯帷廿充被_レ送遣、七月三日武藤彌平兵衛^{越前敦賀の主}於攝州陣中病死、信長甚惜給、遣領男令拜領、十八日出羽の國從大寶寺逸馬五疋、逸鷹十一聯上り、其中白の鷹一足有_レ之、信長大に悦玉ふ、則黃金二百兩、純子廿端、虎皮五枚被_レ下、使者に銀二百兩

被_レ下、奥州の遠野白鷹進上、千福の前田令上落、大鷹三進上、去五月宗論に勝たるとて、靈譽貞安に銀子被_レ下、八月二日信忠攝州出馬、八月五日岡崎三郎信康主^{家康公一男}令^{宰人}給ふ、是信長之雖爲_レ賀、父家康公の命を常違背し、信長公をも被_レ奉_レ輕、被官以下に無_レ情被_レ行非道間如此、此旨を去月酒井左衛門尉を以信長へ被_レ得_レ内證所、左様に父臣下に被_レ見限ぬる上は不_レ及_レ是非、家康存分次第之由有_レ返答、家康岡崎へ御越、三郎主を大濱に退被_レ下、岡崎城へは本多作左衛門を被_レ移、三郎主當座の事と心へ玉ふ、家康公は西尾の城へ被_レ移、三郎主遠州堀江へ移、又二股に移給ふ、九月十五日、於_レ彼地_レ生害し給、三郎主母公も於_レ濱松_レ被_レ生害、九月廿二日、荒木攝津守伊丹城を忍出^{女房一人侍一人}召^{具、壺を持}、尼か崎落行、兵庫の町人常見檢校中へ千貫文出、其身成_レ檢校_レてをり物を取、座頭共信長へ^{谷直訴之間}爲_レ過意、金子二千兩出、是を以被_レ掛_レ宇治橋、村井長春は此金被_レ召上、事不_レ可_レ然と内々存と云々、菅屋九右衛門、長谷川竹も二百兩出、是は座頭を檢校にせられけると也、廿一日攝州へ信長出馬し玉ふ、去十七日信長伊賀國被_レ

間、茨木に被_レ置衆を被_レ移、茨木へは被_レ移ニ伊勢衆、
廿四日、中川瀨兵衛屬ニ當手、翌朝出仕、自_ニ信長_一金子
三百兩、重郷脇指、鹿毛の駿馬被_レ下、從_ニ信忠_一銀子千
兩、小袖十重被_レ下、廿八日、昆陽野へ信長信忠被_レ移
陣、花熊兵庫放火、下民數百人被_レ切捨、十二月八日、
伊丹城中有_ニ調略_一、人數を被_レ寄所、露顯して相違、此
時萬見仙千代討死、伊丹へ之取出堀口、原田、池田、一
屋、大矢田、已上五箇所普請令_ニ出來_一、廿二日信長信忠
令_ニ歸馬_一給、

天正七_{己卯}九鬼安土へ參上、長々堺浦に有て、苦勞之由
曰、金二百兩、小袖三重被_レ下、歸_ニ勢州_一暫可_ニ休息_一之
旨曰、二月十八日、信長上洛し玉ふ、此春信長公在京
之砌、從_ニ若狹國丹羽五郎左衛門_一獻_ニ人魚_一を、面手足
人に不_レ違、長五尺計在_レ之、彼魚岩の上へ登り寢るこ
と良久、其所を見付取_レ之と云々、此在京中に三條の
宗運と云町人、老父に至孝の由を信長聞給、諸役を免
許し、米百石被_レ下、三月二日、信忠信雄信孝_{三七}の上
洛、五日信長攝州へ發向、伊丹取出在番衆_レ被_レ盡_レ懇
詞、廿日箕尾瀧有_ニ一見_一、四月七日申刻、家康公若君誕
生、後征夷將軍
秀忠公是也、四月七日、常陸國多賀屋修理亮より星

河原の四き七分の逸馬令_ニ進上_一、一日に五十里充通候
旨言上、信長悅善し玉ふ、則金子五十兩、小袖三重、縮
三十端被_レ遣、使者銀子百兩被_レ下、廿日多田、鹽川、森
の亂を爲_ニ使者_一、銀子千兩被_レ遣、政道淳路之由民言上
之儀付而如此、五月中旬、靈譽と云淨土の上人、於_ニ
安土_一有_ニ法談_一、建部紹知、大脇傳介_{日蓮宗也}出_ニ其場_一、問_ニ不
審_一、靈譽の云、對_ニ大俗_一法論無益之儀也、日蓮の僧を
令_ニ同道_一可_レ來、依_レ之京都法花上人堺の不傳、其外多
集、信長曰、是無_レ詮儀也、各令_ニ異見_一可_レ相止_ニ者_一、然
共日蓮宗曾て不_レ承_ニ引_一之、た、天魔波旬の業成とて、
信長甚不快、然共定日限南禪寺秀長老爲_ニ判者_一、因果
居士已下有_レ傍、若及_ニ喧嘩_一なは如何とて、織田七兵
衛、菅屋、長谷川、堀久太郎等令_ニ警固_一、日蓮宗の構夥、
出世の僧百人餘被_レ出、淨土宗者靈譽、貞安兩上人迄
也、貞安問曰、法花八軸の中に念佛有哉、法花答云、念
佛有、貞安云、有_ニ念佛_一は何を無間に落る念佛を法華
に説哉、法花云、法花の彌陀と淨土の彌陀は一體歟、
別體歟、貞安云、彌陀は何くに有も一體よ、法花云、何
ぞ淨土門に法花彌陀を捨閉閣抛と捨哉、貞安云、念佛
を捨よと云には非ず、念佛を修する機の前に、念佛の

州之毛利は昔鎌倉の因幡守廣元末孫と也、代々の名
信長記十一卷有之、九鬼右馬允依仰、去六月廿六
日、於伊勢雜賀浦々より賊船其多出、度々及合戰、
毎度討捕、七月下旬に、大船數十艘にて着堺浦、九月
廿三日信長御上洛、越中國一揆令蜂起之由注進也、
齋藤新五被立遣、廿七日、九鬼船を可有御覽とて、
住吉に信長御出、廿九日、於阿部鷹遣給、此夜彗星
出坤方、逾月不消、十月朔日快晴、九鬼船共并近邊
浦々舟指物旗已下飾立、舟軍様子可學申、由信長曰、
幸汝此度雜賀浦にて得勝利たる體を學へきと也、
九鬼畏旨言上、信長見之給有御感、黃金三百兩小袖十
重被下、其上酒肴數多被下、舟祝可申旨仰也、さて
堺宗久御茶上可申旨曰、御成有、其次而に宗易宗波道
叱座敷有御覽、翌日佐久間甚九郎御茶上被申、三日御
歸洛、信長曰、甚九郎數奇殊外上手也、乍去武士たる
者不可羨、夕庵申云、爲士者強好此道は武道は
可廢、果町人職人之業也、信長令承諾、於越中國齋藤
新五所々放火、其上河田豊前権名小四郎給相籠今泉
城へ相動及合戰、敵五百六十討捕、國中入質取、固神
保安藝守渡置候、由有注進、信長喜悅し給、十月十日、

安土へ令歸城、給荒木攝津守反逆之由從方々注進
あり、信長聞給、是如何様人の可爲申妨、然は可被
宥旨思召、友閑惟任萬見仙千代を十月下旬に被遣、
荒木對面仕、懸而出仕可申旨也、家老者諫言、此度之
儀、往々不可遁其科問、此儘被止出仕尤之由也、
荒木も内々存其旨、同此儀、右之三使申切、露
敵對之色、信長以厚恩成人者也、殊攝州被一國
之間、逆心之儀有之間敷所、信長自愛之小性谷河藤
五郎頻に企慮外、去年三川國岡崎へ御出之時、荒木
門に立居たりしに、二階より長谷川尿をしかけたり、
傍の人は是を荒木に告申、荒木不苦とて不立去、如
此故に違心と云々、十一月三日、爲荒木退治、信長
出馬し玉ふ、十一日高山右近屬味方、黃金三百兩小
袖三重被下、茨木へ有付城、前田又左衛門、不破河
内、佐々内藏助、原彦二郎、金森五郎八、日根野被入
置、十四日伊丹へ被相動、貝野江附城に蒲生忠三郎、
惟任五郎左衛門、蜂屋兵庫被置、信長信雄小野に被
陣取、十五日、信長郡山へ被移陣、高山此所へ出仕、
早鹿毛の逸馬、吉則の刀被下、當國芥川郡令拜領、信
忠信雄より右近に有送物、十八日惣持寺付城普請之

益、周德か茶杓、肩衝、古市播磨守か高麗火筋等也、信忠令畏悅給、

此年多門城の家屋をこほち、信長より京都二條に有造作、親王に被奉、此秋客星未申に在之、是を時人號松永星、同春越後景虎能登國の出張、七尾の城相攻、自信長公人數被出けれども、七尾已令落去之間、頓て右の衆歸陣也、

此年三川國侍衆の躍風流して可來之由、岡崎信康曰間、各一手々々に被躍、家康公不可然之由雖思給、不被任異見之間、達て無諫言之儀、

天正六寅正月朔早旦に、御茶の會也、已上十一人、信忠公、羽柴筑前守、二位法印、長岡兵部大輔、林佐渡守、長谷川丹波、惟任五郎左衛門、瀧川左近、荒木攝津守、市橋九郎左衛門、長谷川宗仁等也、御座敷構六疊敷に、四尺縁、床波岸繪、中に萬歳大海、右に松島、左に三ヶ月、かへり花之水さし、周光茶碗、壺口釜、竹筒の花入也、信長迎に出給、膳を自身すへ給、日來各依勵戰功、今靜謐之由曰、甚御感也、其後各有出仕、同四日、信忠舊冬令拜領給敷奇道具被開、萬見仙千代宿所也、右之衆參上、夕庵此比信長被申諫言、

節會并禮樂之事也、同月廿日、安土へ妻子未引越者被付着到、凡百八十人也、爲過怠、道路を被爲

作、四月十日、丹波國荒木山城守爲成敗、惟任惟住瀧川被遣、中旬之比、毛利輝元播州上月城を圍、羽柴筑前守荒木攝津守爲後詰被遣、此春越後景虎卒

去、年四十九、大虫と云々、及死後辭世頌云、一期榮華有

一盃、四十九年一炊夢、三四句は不繼して相果、北條三郎景虎相州氏政弟也、喜平二景勝景虎甥、銚楯數度及合戰、竟に討三郎を、景勝爲越後國主、上月爲後詰、

信長五月朔日可有發向之由曰、各諫言して云、彼地殊外の節所、殊敵陣隔深谷熊見川あり、其上陣城を構丈夫、兵糧已下三箇年致支宅之由也、先我罷向見計可言上之間、其中延引可然之由也、さて

各四月廿八日より出陣、五月七日信忠公出馬し玉ふ、六月三日、自播磨飛脚到來、信長發向之儀必可延引旨也、同十日、筑前守參上、尙以右之通言上、則播州

へ被歸、十二日、信忠神吉志方兩城被取詰、始神吉にて味方手負死人多、後竹たはを付せいろを被揚、兩城終に被責落、三木城へ被取懸、附城餘多有普請、

是も筑前守へ被相渡、八月六日、信忠令歸馬給、藝

馬に乗來、馬取荷物を庭へをろし置と人の目に見へける、無程大夫伏病床、相果畢、奇特成し事共也、此女房此以前大夫間柄依不懌、遺恨千萬云々、此女者觀世小二郎と云謠并脇の上手女、鬼若か母是也、二月二日、信忠雜賀出馬、是根來杉坊雜賀の三緘上落して、可致忠節由依言上也、信長出張給、小雜賀口にて堀久太郎人數百餘討死、谷輪口にて敵敗北、長岡兵部大夫手百五十討捕、三月朔日、鈴木孫一居城を被責、竹たは棲樓を以緊攻之間、孫一令降參、所々不殘放火、男女切捨、鈴木孫一岡崎三郎大夫大坂をかつき可進間、可被助身命之旨言上、信長令承引給、佐野城に津田太郎左衛門杉坊相添被置、紀州仕置仰付、廿七日到安土令歸城給、八月上旬、雜賀之中、又は紀州未屬當家所々、秋毛爲可刈捨、佐久間右衛門父子被遣、彼歸陣迄天王寺に羽柴筑前守爲在番、松永彈正忠父子大坂取出に被置けるか、八月十七日夜、大和國信貴城へ楯籠、信長より宮内法印被遣、被宥けれとも不能尊答、九月廿七日、信忠發向し給、十月被攻落、是城中に有調略故也、松永家に火を掛燒死、去永祿十年十月十日、南都大佛殿燒たりし日に

相あたと云々、松永從類森海老名、河内國片岡城に籠、長岡惟任筒井を被遣被責崩、此時長岡嫡子越中守^{年十}弟五郎^{年十}能動して、自信長被下感狀、子右衛門者松永依下知、庶人に相紛城を出たりしか、或者見付て討捕、此時信忠被任三位中將、廿三日、羽柴筑前守播州入、此次に中國一州望之由言上、楠長庵令披露、其時は信長不快の氣色也、暫思案し給、任申旨、朱印可被遣由曰、長庵如何思けん不認、朱印、其後筑前守但馬國へ相動、敵城數多責落之由有注進、信長御感甚也、此時楠中國一州可拜領、朱印を認遣、信長快然也、十一月廿七日、秀吉福岡城被取詰、攻口には小寺官兵衛、竹中半兵衛指置、我身は可有後詰、方へ打出被陣取、如案宇喜多和泉寺襲來及合戰、和泉守敗北之間、二百餘討捕、則上月城被責處、城中有調略、上月十郎か首を切て奉、秀吉、然共自餘之者をも皆被打果、山中鹿助被籠置、敵の頸五百餘安土へ進上、信長悅給、十二月十日、信長爲鷹野三川出御、廿一日安土御歸城、下旬に信忠爲越年安土へ御參、自信長、數奇道具十一種被進、初花、松花、鷹繪、竹の花入、鑽、藤流繪、道三茶碗、内赤

當代記卷二

天正五^丁 信長岡崎にて越年し玉ふ事、松永滅亡の
事、荒木敵のこと、

六^寅 有岡城落去のこと、

七^卯 於ニ安土ニ淨土宗法華宗論のこと、三郎信康滅
亡のこと、

八^辰 馬揃のこと、大坂本願寺退散のこと、

九^巳 高天神落去のこと、

十^午 信濃入のこと、信長滅亡のこと、同武田滅亡の
こと、明知滅、於ニ甲州ニ家康公氏直對陣の事、

十一^未 柴田崩、越前平均のこと、三七主滅亡のこと、

十二^申 家康與ニ秀吉於ニ尾州ニ合戦、同無事のこと、

十三^酉 佐々木陸奥守のこと、

十四^戌 聚樂普請始のこと、根比滅亡のこと、秀吉公
關白成喜申のこと、四國入のこと、越中入のこ
と、多武峯滅亡、大地震の事、石河伯耆尾州へ退
ること、

洛し玉ふ事、
家康公御祝言、秀吉公御妹嫁給事、家康公上

十五^亥 駿河普請の事、秀吉公九州御動座事、

十六^子 聚樂行幸事、金賦のこと、大佛普請始事、

十七^丑 秀吉若君八幡殿誕生事、

十八^寅 小田原御動座、北條滅亡のこと、家康公關東國
替事、尾州主織田信雄下野那須に被_レ移_レこと、

十九^卯 奧州一揆依ニ蜂起、秀次出張の事、秀吉公若
君八幡殿被_レ薨事、歳三才、秀吉三川國爲ニ鷹野
御下_レこと、大和美濃守秀吉舍弟死去のこと、

文祿元^辰 高麗入事、武州江戸普請事、

二^巳 秀吉御袋薨給事、各自ニ九州ニ歸陣事、

三^午 伏見普請始事、同諸國知行高并普請役事、

天正五^丁 正月二日、正二位内大臣兼右大將信長卿自
岐阜ニ安土に歸城、同十四日上洛し給、庶人出仕被_レ停
止、深慮智化之老臣召集、未_レ服國々可_レ屬ニ當手ニ旨
可_レ言上ニ之由曰、夕庵被_レ殘置、廿五日安土へ令_レ歸
給、

此春の比、觀世左近太夫當時能、於三川吉田ニ病死す、
此大夫は義昭將軍御牢籠之後遠州に下、家康公令ニ扶
助ニ給、專酒井左衛門尉介法也、彼大夫女房於ニ京都ニ

一兩年已前死去しけるか、吉田之大夫屋敷に蘆毛の

襲之と云とも、敵船は七八百艘の大船なれば、還て兵庫尼崎之者共多令討死、其後住吉濱に構要害、佐久間右衛門を被置、安土殿守は二重石垣也、高さ十二間、上の廣さ南北は二十間、東西は十七間有之、石垣の中を被用藏、七重の殿守也、同年十一月四日、信長上洛、妙覺寺宿し給、廿日に被任内大臣、去年十二月、可被任右大臣、旨有宣下けれども辭し被申、此度は被任勅定、廿三日參内也、進上物夥、公家中へも知行被充行、廿六日安土へ歸城也、十二月十日、信長安土を出御、三川國吉良にて鷹被遣、同晦日岐阜迄御歸、於彼地一有越年、越前加賀兩國一揆數多致誅伐之由、自柴田修理方令言上、信長快氣也、

加賀國は、去年別喜右近に被下、大正寺に令居城、然處に國不服別喜、不靜謐之間致上表、信長内々不可然之由思給、依之尾張國の九坪へ古引籠、無程令病死一畢、其後より加州をも被下柴田、八月、家康公到駿州山西御動、人足共如思令蒞田、武田聞之、彼表の出張之間、遠州中郡に令歸馬給、さて武田は小山陣取、

三川國岡崎、此一兩年鄉村々より躍有之、三郎信康依數奇也、若不快のをとりをは、弓を以射之給、九月、さはせ甚五郎と云者有之、是は元來三川岡崎三郎信康小姓也、傍輩の金作の刀大小を盜捕事露顯之間欠落し、此二三年中在甲州、彼國の住甘利三郎次郎を於小山陣中令生害、家康公陣中へ來、彼甘利と日來令知音、別て懇志之間、聊無隔心之儀、甘利寢入たる處を刺殺す、我刀を棄て、甘利か大小を取て指來、年來彼さは瀬甘利に令戀慕芳契、前代未聞、無物取喻、家康公へは令出仕、乍去さして擧用はなし、三郎信康主惡之給間、一兩年の中に他國へ又欠落す、此甘利年十七歳、武田家老也、人數三百餘備也、

此年十一月、信長公爲觀覽内裡に鷹を居、庭上迄參内し給、各供奉之衆裝束竭結構、退出之以後、常の狩出立にて、東山鷹野有之處、雪甚、秘藏之鷹被見失、信長是を無本意事に思玉ふ、是を居來ん者、急度可有褒美との札を被立ける程に、有一兩日自大和國一居來、信長甚悅給、

九月下旬、信長被_レ令_二歸馬、此比丹後國一色左京大夫に被_レ下、丹波國桑田舟井兩郡長岡兵部大夫被_レ下、十月十五日、信長美濃に御下、山岡美作守、森二郎左衛門に、勢田の橋破損の間、可_二再興_一之旨被_二仰付_一、此冬、木下藤吉郎號_二羽柴筑前守_一、丹羽五郎左衛門惟住、築田左衛門太郎は別喜右近、友閑は宮内卿、夕庵は二位の法印、埴九郎左衛門は原田備中、河尻與兵衛は肥前守、明智は惟任日向守、各如_レ此號、十二月、岩村城落去、城代秋山伯耆守信州衆岐阜引連張付に被_レ掛、是は信長與_二信玄_一之魂の時、爲_レ使年來令_二言上_一し儀、悉爲_二謀計_一間、惡_レ之給故如_レ此、城主者女姓、信長の嫡母也、自_二去申歲_一敵對し玉ふ間、爲_レ散_二近年鬱憤_一、岐阜引連、信長自身切_レ之給處に、刀不_レ切死かねられけりとかや、此刀もとよりわざものなり、今如_レ此不_レ切事者、ふちしみと云物かの由人皆云、

天正四丙正月月上旬より、安土普請始、丹羽五郎左衛門爲_二奉行_一、二月廿三日、信長安土移給、普請精入之由曰、周光茶碗五郎左衛門に被_レ下、四月朔日より、各石を被_レ引、四月十四日、大坂へ遣_二人數_一被_二相動處_一、三好笑岩根比衆已下、自_二難波三家_一取出、鐵放_二に被_レ打

立_レ引退、後陣原田備中守無理に押立けるか、節所成間進退不_レ任_二存分_一、備中討死畢、最前備中を天王寺に可_レ被_レ置と曰處、何やらん備中守信長の御前惡して相止、然は備中此度可_二討死_一旨存定けると也、一揆共乘_レ勝、天王寺之付城相責、城中に佐久間甚九郎、筒井順慶、惟任日向守、猪子兵介、大津傳十郎相籠、梶川彌三郎、佐久間久右衛門、奈良清六等、於_二城中_一走廻、一日之中に二三度鍵を合_二こと也、塀も未_レ懸之間、古疊なと塀に用、牛馬を楯にして答、信長在京也、此旨聞給、則出馬五月五日也、同六日、信長旗并先勢を天王寺へは不_レ懸、直に大坂へ懸間、天王寺を責ける一揆、あはや大坂を被_レ棄とて、則引取處を、横懸に懸付る、又天王寺に籠城之衆則懸出、兩口より押合、追討に討間、數千討_二留之_一、信長御身にも中_二鐵炮_一けれとも、裏を不_レ懸、大坂一揆鐵炮數千丁にて相支間、天王寺へ懸給は、可_レ有_二如何一處、名將之擬各感_レ之、殊此度は諸勢不_二相調_一、俄事たる間、以_二少勢之儀_一也、奇特と云々、六月七日、安土へ令_二歸城_一給、於_二天王寺_一に戰功之衆へ、不_レ殘褒美被_レ行、七月朔日より、安土普請有_レ之、此比、自_二中國_一大坂へ入_二兵糧_一、兵庫尼崎より舟にて

廿八日、小山城を被_レ取詰、家老の衆諫云、重て自_レ信長_レ請_レ加勢_レ被_レ攻_レ之尤之由、異見雖_レ區々、無_レ承引_レ被_レ進_レ陣、

自_レ信長公_レ九八郎拜領の刀、目貫かうかいは、去々年後藤光乘仰付、於_レ京都_レ被_レ爲_レ彫、昔弘法大師の玉造と云双紙を繪に被_レ書置、女は耽_レ色者なれども、老年になれば、面は猿に似て手にあしかを持、其中にくはる麤など入、肘にかけ後に袋を負、まゝ打ひろけて腰をかけて居たる躰被_レ書、信長見_レ之給、如_レ此圖を可_レ寫と依_レ御誼、ほりたる目貫かうかひ也、さて謠に今の世に周く用間、三方論議の僧、數珠を持たる所を學たり、其比此圖を明智日向守狩野繪像にうつさせしに、悉出來して、眼に點入までにて有しに、一夜の内此繪くさりたり、此由明智にかの申ければ、權者の筆跡を凡夫として寫しけるに依て如_レ此歎奇特と云云、

弘法御作十住心論に、念佛無間禪天魔、無間地獄へ落るをは、念佛てならては難_レ救、天魔の荒るをは、禪てならては不_レ治ら、

九月七日、武田四郎小山城爲_レ後詰、大井河邊に押出

す、其勢一萬三千餘也、去五月、於_レ長篠一敗軍の後、無_レ幾程_レ如_レ此之出張、武道所_レ感也、素信玄名將也、名下不_レ虚謂乎、同日、家康公諏方原へ被_レ引入、八日、武田鎌束原へ出張、自_レ諏方原陣_レ中谷の向迄物見を被_レ出、惣人數は諏方原陣中柵の中に有_レ之、及_レ晚武田人數小山へ相移、敵小山城令_レ普請、高天神城へ兵糧を入、九月下旬に引入、家康公も諏方原有_レ普請歸馬し玉ふ、

八月十二日、信長信忠越前國進發、當國之一揆、所々城を構楯籠、河野龍門寺兩城攻落、悉討捕、自餘之城見_レ之何も退散、朝倉孫三郎去姊川合戰之時の大將也、隱_レ山林_レ處、下間筑後守、同和泉守、伐_レ孫三郎首を_レ持參、信長無_レ舉用、比與者也とて則令_レ成敗_レ給、越前國知行配當之事、大野郡金森五郎八、一原彦二郎兩人に被_レ下、敦賀は武藤宗右衛門、府中郡は前田又左衛門、佐々内藏介不破彦三被_レ下、其外は柴田修理亮に破_レ下、加賀國へ人數被_レ遣、大方屬_レ當手、然共一揆未_レ服、彼國溝口大炊介、小黒西光寺蒙_レ赦免、加賀國より引口に一揆相慕處、羽柴筑前守返合及_レ合戰、數百人被_レ討害、大正寺檜屋兩城有_レ普請、別喜右近被_レ置、此時信長討_レ右近種々令_レ諫言_レ給

小屋何も、信甲衆番手令_レ悞望之間、信濃迄相送、城無_レ異儀、奥平九八郎信昌手_レ請取也、此時直に信甲_レ被_レ打入_一は、誠に少の手間も入問敷處に、信長は濃州へ歸馬、家康公は遠州_レ歸馬し給間、信甲敗軍の者共、暫氣を休けると也、是も甲州を強敵と思給故歟、

此七月、城介信忠_{信長}男岩村_一の發向し被_レ責_レ之、十月爲_レ後詰、勝頼人數夜打の行あり、寄手の陣城堅固之間、信甲衆夜中に又敗北す、此比、佐久間右衛門尉信長公依_レ仰、三川國武節へ取懸、奥平父子一手になつて攻之間、聽て落城、右衛門は岩村へ參陣、城は奥平手_レ請取置_二人數_一、

此度長篠合戰之事、是非共遂_二一戰_一、可_レ討死_一と思定之由、勝頼曰、馬場美濃守、内藤修理、山縣三郎兵衛、武田左衛門大夫、同左馬頭申云、敵軍は四萬、吾軍は一萬也、此度は被_レ引入、信長歸陣之上、來秋令_二出張_一、所々不_レ殘放火し、其上蒞田已_レ下於_レ被_レ申付_一は、三州可_レ成_二亡國_一間、一兩年中に可_レ爲_二存分_一旨、達而雖令_二諫言_一、勝頼無_レ承引、殊長坂釣閑被_レ遂_二合戰_一尤之由言上之間、彌々此儀に相定けると云々、此釣閑は依

爲_二工夫人_一、信玄大細を被_レ談合_一し者也、殊に辨舌明也、于_レ時年六十三、

七月、家康公遠州諏方原御取詰、竹たはを付、もつこう龜の甲を以堀をうめ、晝夜攻_レ之給、此陣中に毎日爲_二蒞田_一、小山表へ雜人共被_レ出、爲_二其奉行_一人數七八百計宛被_レ付遣、駿河に在番之甲州衆、關邊鞠子田中江尻人數二千餘打出、右之蒞田之人足を、或は誅伐或は追拂、依_レ之彼奉行の衆雖_二相向_一、彼は多勢也、及_二難儀_一之所、諏方原陣中より一騎懸に打出、暫時に參着之條、敵河東へ越、大井川の中島に相備、家康公も野崎迄懸出見之給、敵爲_二小勢_一間、可_レ被_レ打果_二處_一、一騎懸の體、諸道具不足之由思給歟、則諏方原陣中へ御歸、已來は不_レ被_レ打果_二事_一を後悔也、八月、奥平九八郎信昌岐阜へ參、信長へ出仕、酒井左衛門尉忠次同道、信長則在_二對面_一曰、今度武田敗北、信長天下譽取給_二と、偏に九八郎覺悟以也、一段器用之男の由各言上、彌可_レ相嗜_二由御誼也_一、さて御さし刀_{文字}、御めしの御帷子_{御門}、珍物の唐物御筒服被_レ下、酒井へも御長刀御皮袴御皮衣被_レ下、八月廿四日、諏方原城落居、在番の城主依_二悞望_一、助_二身命_一大井河を送越給、

十一日、長篠城寄手、渡合の南の門際に、竹たはを付しよりきふく責之間、自_三城中一切て出、敵道具を捨、谷河下に敗北の條、竹たはを燒棄了、然處に翌日より又竹たはにて仕寄、

十三日の夜子尅、ふくへ丸を敵無理に乗んとす、其夜空曇て月不明、此丸は澤の岸の上に、た、塀計構、土居は無_レ之、然其堅固に相拘之間、數度塀へ鹿の角を掛引と云へとも、内に繩を付、引へ柱を堅構之間、敵不_レ得_レ乘、殊横矢を以射之間、敵手負不_レ知_レ數、此丸へ行道の狭所、誠にふくへのことし、塀岩の上に立間、鹿の角にて引落之條、夜明なは通路不_レ可_レ輒とて、九八郎令_三下知_一、ふくへの丸の人數を升方の丸へ引入る、此時敵わくを持來、それに竹たはを早速に付、せいろを可_レ上之金にて柱を立る、茲にせいろ上なは、大手の門の通路可_レ及_三難儀_一とて、鐵炮數箇丁を以打_レ之、自_三本丸_一大鐵炮を以、右の竹たはを擊之間、せいろ上んことを不_レ得、徒に夜明畢、此時信甲衆手負死人七八百在_レ之と云々、又本丸の西の角へ敵仕寄、土居に金鑿を入、大石を掘崩谷へ落す、然處土居の角の内に掘崩さは、又是にて相抱經_レ日、後詰を可

奉_レ待として普請す、此時城中に手負死人多出來す、後運を開、此處を見るに、元來岩にて掘ん事を不_レ得、城中へ氣を可_レ失として、大石を夜中に外より持來、掘崩まねをして、下の谷に落しける也、于_レ時九八郎父美作、又自_三家康公_一石河伯耆守を相添、岐阜に被_レ遣、此趣信長公に被_三告申_一、後詰被_三相催_一、信長公貴意之趣、三川滅亡せば、手前難儀可_レ近之旨、兼て思設給間、早速に相催、中旬有_三出馬_一、十九廿日に被_三押寄_一、陣の面に緊く柵を振、堅固相備、家康公の臣下酒井左衛門尉、本多豊後守、奥平美作定能、其外五千餘、夜中に河を越し吉河へ相移、終夜越_三深山_一、廿一日未明に、城の向嶋の巢久間兩地、敵の付城へ押懸打_三破之_一、而城と一手になる、敵見_レ之無理に信長家康之陣所へ押か、るへき體にて寄來處に、素兩將の陣所の前にさくをふり、向の原へ鐵炮の者數千丁指遣、敵の備へ打入の間、每度中_レ之、敵手負不_レ知_レ數之間引退、加様にする事及_三度々_一、勝頼の内馬場美濃守、山縣、土屋、内藤修理、真田安房守、仁科信玄末子、海野、望月、那輪無理助以下、宗との者悉保死畢、因_レ茲勝頼敗軍の間、信州境まで追々擊_レ之、幾千と云數を不_レ知、作手田嶺風來寺岩

切、すはたに成隨一之衆へ切て懸、其時討死之衆、信長公御一族十餘人也、津田大隅、同弟半左衛門、同市令介、同弟仙、同又六、同孫十郎、赤見左衛門、大野佐渡、佐渡民部、坂井七郎左衛門等也、市令介信成乳母人津田九右衛門尉兄小瀬三郎二郎長清、無_二比類_一儀仕死す、長島には、被_レ置_二瀧川左近_一、十月五日、岐阜の令_二歸馬_一給、

此年、近江國かまのはの城主堀二郎、同樋口御改易、其子細木下筑前守秀吉同心たりしか、小谷落去以前は、秀吉は五萬石、堀二郎は十萬石の領主たるに依て、不_レ服_二秀吉異見_一一條、間柄不快、近年淺井へ内通仕候由、秀吉依_二言上_一如_レ此、

天正三乙亥正月、

三月、信長上洛し玉ふ、此比、駿河國古主今川氏真從_二遠州濱松_一有_二上洛_一、千鳥香爐宗祇香爐を被_レ奉_二信長_一、此氏眞は去已の年春より、小田原被_レ居しか、氏康死去の後、氏政以外の相白たるに依て、去年濱松へ忍て參向、

三月、近州鎌の羽の八木二千俵、家康へ自_二信長_一被_レ進、境目城々へ可_レ被_二入置_一之由日間、三百俵長篠へ

來、此度用_二籠城_一、二月廿八日、奥平九八郎信昌三川國長篠に相移、宮崎には日下與の依_レ無_二城也_一、去々年の九月より至_二于今_一、番持之間、城破損見苦敷體也、今九八郎相移、普請相持無_二油斷_一之間、家康公快氣也、此春、諸國道路を作、是信長公依_レ仰也、同公家衆知行如_二前代_一被_レ返付、近年買取、主_レ其價自_二信長_一被_レ返辨、各莫_レ不_二美談_一、

四月、武田勝頼三川國足助表の出張、所々令_二放火_一、自_レ其作手筋に相移、野田へ押寄可_二相果_一之旨相議す、彼地は去々年信甲衆令_二破却_一之後、普請無_レ之、只任_二古郷立歸居住_一之間、則河向に退散之處、信甲衆追詰、野田衆數多討死、自_レ其吉田に相働、二連木を始、所々放火、吉田には家康公御移令_二居玉ふ_一、町中へは敵不_二押入_一引退、

五月朔日、武田四郎長篠を取詰、竹たはを以仕寄、所所より金鑿を入、不_レ含_二晝夜_一責_レ之、

六日、從_二長篠陣中_一敵惣人數押出、牛久保表に相働、所々放火、及_二歸陣の期_一、橋尾の井を切、是は東三河へ周せきかくる田地用水也、依_レ之此年彼表令_二早損_一云々、城を責之時、如_レ此の働無_レ之物之由云々、

二月八日辰刻、家康公若君誕生、後號三河守秀康

遠江國今切る兵糧船寄、是を可被_二押取_一とて、濱松より人數を被_レ遣、小船にて取まき被_レ攻_レ之しか、彼は大船にして鐵放多かりければ、敢て難_二近付_一、令_レ下_二知之_一とて、物主寺島斧丞當_二鐵炮討死す_一、さて船は漕出走ける、

同五月、高天神の四郎出張、信長爲_二後詰_一御出馬、吉田に御着之處、高天神落去之由告_レ之間、信長自_二吉田_一御歸馬、家康自_二濱松_一有_二參向_一、被_レ遂_二面上_一、此時種種信長公對_二家康_一諫言し給、遠州所々不農之間、家康を爲_二御合力_一黃金一駄被_レ進、此比如_レ斯之金子無_二其類_一、時人夥事に念_レ之、御立の期に蒞て、信長より亭主酒井左衛門尉に上作之脇指被_レ下、作鎌倉の貞宗也、此高天神落居之模様、城主小笠原與八郎武田の一味、家老之者共同心中は屬_レ之歎云々、雖然家康公へ人質を進置之間、無_二疎略_一之由披_二露_一之濱松へ參上、歷_二日數_一後、彼隱謀之旨漏聞之間、終に令_二生害_一玉ふ、彼小笠原與八郎は、天正十年壬午の春、武田滅亡の時、小田原へ打越隱居之處、家康公より信長公に言上し給之間、其旨小田原へ有_二信長之命_一生害し、首を濱

松へ自_二小田原_一被_二指越_一、

此秋、三川恩馬の浦の磯際には蛇多よる、人取_レ之、常此浦に無_レ蛇、

此七月十四日信長尾州の河内へ、後號長島被_二取懸_一、是一向

宗之寺内也、大河四方に有_レ之、人馬行步不_レ安之處也、此夏秋旱天之間、如_二貴意_一被_二相攻_一、九月晦日落居、其模様寺内家依_二惘望_一、人質を被_レ遣、舟にて相退處を、無理に悉打果玉ふ、是近年敵對遺恨、殊には信長舍弟其外歴々の衆、於_二彼處_一打死するの間、猶以如_レ斯、三月信長上洛、廿七日南都に御出、翌廿八日蘭奢待を被_レ爲_レ切、日野大納言、飛鳥井大納言爲_二勅使_一被_レ參、自_二信長_一佐久間右衛門、菅屋九右衛門、塙九郎左衛門、蜂屋伯耆、武井夕庵、松井友閑爲_二奉行_一、一寸八分截_レ之、三分にして其一分を被_二召置_一、殘所各へ被_レ下、五月岐阜へ下給、此夏、武田四郎向_二濱松_一相働、まごめ川向迄相働、所々放火、然共天龍川東の麥を令_レ刈、高天神に兵糧過分に入置、さて歸陣の砌、諏訪原之城を取立、普請令_二丈夫_一歸國也、

九月廿九日、尾州長島落去、一撥舟にて退處を、堤に弓鐵炮數千挺置たまひ被_レ爲_レ打_レ之、迎不_レ可_レ通と思

懸拔不得討、頗可謂無念、此謀昔年有し事也、後輩爲令知書之、但馬場美濃守甲州衆云、烟白く見る間非陣拂乎、壯年之士不可聊爾、由令下知云々、彼美濃歲此時六十一

九月八日、長篠城落去、城主室賀一葉軒信州衆、勇者也、并長篠主菅沼伊豆守、同新九郎令懇望之間、助身命鳳來寺筋へ被送、長篠城には三川衆を被置、家康公遠州へ早速に有歸馬、是は遠州表へ在陣之敵を爲可討果也、遠州うかり山梨に陣取、穴山左衛門大夫、山縣三郎兵衛、家康公濱松へ聞歸馬の儀、周章不斜、仍陣屋に紙小幡を張、成居陣の粧、夜中に令退散、此時長篠城落去して、家康公歸馬之由を無注進事、穴山山縣爲遺恨之由、左馬介馬場美濃守へ述懐也、此長篠主新九郎は、籠城中より屬家康公可申之由也、然其先山中へ退城之處に、此儀露顯して、信州小室へ遣令籠者こと十ヶ年、武田滅亡之後、遠州へ參けれ共無合力、徒に牧野右衛門丞に被預置、同九月廿一日、信甲人數五千餘、作手より宮崎に相働、奥平父子人數、折節所々知行令入部、纔に二百餘相殘、右の加勢の衆、何も歸宅して、味方小勢たる間、所々

令放火、奥平父子瀧山に令居、未解も無之、敵山の麓、補計の體なり、敵山の麓迄雖攻上、緊令防戰之間引退處、奥平頻相慕の間、田原坂に於て敵數度返合、再三鏖合、于時助次郎を始、甲信衆隨一の者數多討捕、敵棄諸道具、敗軍也、天正二甲戌正月、武田四郎岩村表の發向、かう野串原以下小城共攻落す、信長則大井中津河まで有出馬、けれ共、人數未相揃、殊に爲節所之間、不被單合戰、三川の人數移足助小原、此時越後謙信與信長一味之間、至上州沼田出張之條、武田則引入、信州特に深雪之事也、此後詰を信長爲忠節之由、謙信存念之處に、自信長無禮謝事、謙信爲遺恨之由、以狀啓之、

此度武田東美濃へ出しより、不亡武田可爲天下大事之由、信長彌思玉ふ、正月元日、於岐阜、信長公に各々出仕、其時酒宴有て、肴とはケ物一つ被出、各開て見之、古き頸を三つ被入たり、薄にて濃たりけり、各箭を被付、越前の左京大夫義景、并近州の淺井下野守と備前守頸也、臣以戰功如此、敵令退辭之間、被出之由曰、さて各へ有引出物、

以使者信玄陣相尋、朝倉喜悅と云々、三月、信玄長篠に在陣、彼城普請有之、

四月、信州通飯陣、長篠在陣中、作平へも人數を遣有普請、被入番手、

同四月、信州於三駒庭、武田信玄卒、年五十三、及三ヶ年、精進潔齋たりと云共、自去二月、依煩魚鳥被服用、

信玄病死を相隠し、三ヶ年不露顯、信玄三男四郎勝頼繼其跡、信甲駿西上州の主たり、信玄嫡子は先年依謀反被生害、二男は盲り、

此夏中、如鐵炮二天鳴、

七月廿日、三川長篠の家康公御働、火矢を被爲射之處、城中同丸共悉燒失間、則取詰被攻之、

同八月中旬、爲長篠後詰、信甲駿西上野人數、三川遠江兩方へ出、武田勝頼は、此度自身は不出、

先風來寺筋へ馬場美濃守伴五千餘人の八數を、長篠近所内か野邊まで足輕を出、二つ山に陣取、黒瀬に陣

取衆武田左馬介、信玄甥、土屋右衛門已下八千餘也、彼衆作手へ相移、さて設樂へ出、節所を前に當、東西より

留通路は、定て家康公吉河筋の可有退散間、可打果之旨相議する處、作手主與平美作守貞能男九八

郎信昌、屬家康公令忠節之間、信甲衆迷十方一空手、此度與平忠節、須彌山は九牛一毛の由、時人云之、與平忠節の時、作手城には

信州衆令在番、美作父道汝、同二男を始數多武田一味して、城中に楯籠、未家中の者共へも令隱密之間、與

平人數甚少也、事難儀なりけれども、竟に遂本意、翌朝家中の者漸集るなり、翌日及午刻、自家康公加

勢衆本多豐後守、同男彦二郎、松平主殿介作手へ參着也、此衆長篠を夜前被出けれども、節所と云、無案内

と云、旁以如此、又翌日平岩七之介、佐藤金一郎作手へ被着、

廿六日、黒瀬に陣取甲信人數、作手城を爲後詰、土屋右衛門を始三千餘相移、于時相談て云、敵は多勢と

云、城廓と云、旁以堅固也、味方者無人數にして野原に在陣、可有如何とて宮崎へ引退、

八月廿八日、大風、作手忠節之後、甲信衆失氣體を見及、家康公陣中に

松葉を積み付、火、陣拂のまねをし、路次に置人數、自風來寺筋、敵於馳來者可討捕之由、被相構

之處、如案見此烟、陣拂と心得、五騎三騎つゝ懸來入、依坪、然處被置伏兵人數、少し早く立出之際、敵

の覺有_レ之間、可_レ被_二助命_一之旨曰けれとも、申請て被_レ誅、各美談、金松又四郎能首取て參上、生足に成て忽出、信長太刀に緒付給、是半を被_レ下、忝次第也、信長敦賀に三日御座、十八日府中へ移給、義景大野山田庄六坊へ遁入、稻葉を被_レ遣處、朝倉式部大夫討_二義景首_一、稻葉手へ渡、義景の侍鳥井高橋追腹を切、越前國爲_二守護_一、前波播磨守を假に被_レ置、同廿六日、江北虎後前山の城被_二取卷_一、廿八日、下野守_{備前守}城被_二責落_一、則切腹、鶴松大夫と云舞々、介錯して腹を切、廿九日、信長京極つふらの嵩へ上り給、淺井備前守腹を切、淺井石見守赤生美作を生捕、さて被_二生害_一、淺井か跡職添_二感狀_一、木下藤吉に被_レ下、淺井備前守妻女は信長妹也、然間無_二異儀_一、被_二引取_一、(後)柴田に嫁し給、十年餘以後、於_二越前柴田滅亡之時_一、同燒死給、此腹に淺井息女二人有_レ之、於_二越前_一希有にして逃_二此難_一、出玉、姉公は後秀吉公に嫁玉い、八幡殿并秀頼御袋是也、妹は爲_二秀吉御計_一、江戸秀忠に嫁玉い、男女の君達誕生し玉ふ、備前守嫡子萬福と云有_レ之、越前前爲_二人質_一、指越、越前平均之後加賀國へ行て隠たりしか、盲人と成間、母又は祖母公_{信長}御袋を頼て出たりしを、近江國木本

にて從_二信長_一被_レ誅、

淺井日來の存念は、越前平均せは、江北肝要の巷たる間、淺井も可_レ被_二追立_一かの旨及_二嫌疑_一、先年敵對しけるとかや、惣別信長公大心第一之將たる間、左様之儀有_レ之間敷處、如_レ此疑、淺井運の所窮乎、

九月四日、鯨江城主佐々木右衛門督種々被_二懇望_一間、被_二助命_一則退散、

同六日、信長岐阜へ被_レ下、先年千種峠にて信長を鐵炮にて奉_レ打し杉谷善住坊、高島に深隠て居たりしを、磯野丹波守搜出搦取、同十日岐阜へ進上、信長不_レ斜悅給、竹鋸を以首を被_レ引、四五日之程に命絶たり、伊勢國西別所と云所に、長島門徒構あり、人數を被_レ遣悉被_二切捨_一、同片岡籠一揆、同被_二切捨_一、廿五日御飯之砌、從_二長島_一相慕、手負數多出來、林新三郎討死、新三郎内加茂二郎左衛門兄弟追腹切、

天正元癸酉_{年同}正月、武田信玄於_二濱松野_一、越年、同三日井平を通、三川野田に押寄被_二相攻_一、彼城三月十八日落居、城主同人數引連長篠に被_レ引入、其後三方人質相替、城主同何涼吉田に被_二送遣_一、
舊冬濱松合戦之儀を、無_二注進_一事不審之由、自_二越前_一

村井長門守

下京者義昭の不_レ服_ニ御下知_ニ間不_レ被_ニ放火_ニ、此年三好左京大夫於_ニ河内國若江_ニ、從_ニ信長_ニ被_ニ生害_ニ、是佐久間右衛門依_ニ計策_ニ也、

畿内置目、百姓等撫育し給、七月廿六日、信長下給、江州田中木戸兩城被_ニ取懸_ニ處、城主令_ニ惘望_ニ、城を相渡間、明智十兵衛に被_レ下、同廿七日、長岡兵部大夫藤孝淀に相働、岩成主稅助五百餘之人數にて相戰、番頭大炊助、諏訪飛驒守、岩成をたて出屬_ニ信長_ニ、是藤吉秀吉以_ニ調略_ニ之儀_ニ也、兵部大夫内下津權内討_ニ岩成_ニ、則江州に首を持參、信長感悅し給、金子百兩相添感狀被_レ下、八月八日、岐阜へ信長著給、此時江北の阿閉淡路守屬_ニ味方_ニ之由有_ニ注進_ニ、則出馬、各無_ニ休足_ニ一出陣也、人_ニ質於小谷_ニ男生害、年十才、阿閉か實子也、八月十日夜、月か瀬の城_{淺井}人數の敵退散、佐久間、柴田、大嶽の北山田山に相移て、越前へ留_ニ通路_ニ、朝倉の義景聞_レ之、則出張して田邊山近邊に屯_レ陣、高月里信長宗徒之衆陣取、淺見對馬守屬_ニ味方_ニ、大つくの城丁野山城令_ニ降參_ニ成_ニ味方_ニ、爲_ニ案内者_ニ令_ニ先登_ニ、高月に陣取、柴田、佐久間、織田市介、稻葉伊豫、瀧川、蜂屋、丹羽、氏家、伊賀、蒲生其

外之衆へ、從_ニ信長_ニ有_ニ使者_ニ、敵大略夜中に可_レ退、各不_レ可_レ有_ニ油斷_ニ之儀也、夜中に北敵陣に火の手見ゆ、信長すはやと思打出給、如_レ案義景退散、從_ニ信長_ニ先に出る衆有_レ之、夜中之事誰々と有_ニ御尋_ニ、前田又左衛門、佐々内藏助、戸田半右衛門、下方左近、岡田助右衛門、同子助三郎、赤座七郎右衛門、高木左吉、福富平左衛門、土肥助二郎と答申、信長喜悅し給、右之衆諫言、夜中に御魁可_レ有_ニ如何_ニとの儀也、無_ニ承引_ニ被_ニ相進_ニ、然處一里先の高月に陣取、歴々の衆不_レ知_レ之休居たり、北敵山崎七郎左衛門殿成間、刀根山峠にて暫及_ニ防戰_ニ、けれとも追崩、敦賀迄討_レ之間、首數三千餘有_レ之、此内朝倉治部大夫、同掃部助、同權守、同土佐守、三田崎六郎、河合安藝守、青木隼人助、鳥井與七、窪田將監、佗美越後守、山崎新左衛門、同七郎左衛門、同肥後守、其弟朱本坊、細木治部少輔、伊藤九郎兵衛、中村五郎右衛門、同三郎兵衛、同新兵衛、長崎大乗坊、和田九郎右衛門、同清左衛門、引檀六郎三郎、小泉四郎左衛門、齋藤右兵衛大輔龍興、美濃國、宇人、都合廿四人歟、是宗徒の者共也、龍興をば、氏家左京、内宮川但馬討_レ之、原加左衛門と云者、不破河内、印收彌六左衛門を生捕、此者右首能見知言上、是武篇

則參陣、堅田の城を被責落、三百餘被討捕、坂本に明智十兵衛を被指置、三月二日に、各美濃に被飯、三月廿五日、信長出馬、廿七日、着大津給、細川兵部大夫藤孝、荒木信濃守爲御迎參上、此間義昭御謀叛之次第、具被相尋、廿八日、義昭種々令惘望給間、公臣の禮として無事姿也、

四月七日、信長出京下給、丹羽五郎左衛門に舟を可

造旨被仰付、〔頭注〕元龜四年四月於信州駒場、武田信玄病死、七月朔、義昭重て

御謀叛、二條の御所には日野大納言、藤宰相被殘置、

義昭は眞木島楯籠給、信長同五日出馬、去四月、丹羽

五郎左衛門に仰付、揃給十艘舟に乗て、湖を越給、翌

日六日、洛中洛外邊土百八里、民屋堂社佛閣、一字も

不殘放火、此時上京を可有放火哉否と暫思案し

給處、三井寺の鐘汗をかき申之由聞給、さては鐘さへ

京の火事を存哉とて則焼給と云々、七日二條室町御

所被取巻、色々令懇望らる、條、被助身命、十六

日、信長眞木島發向、梶川彌三郎望先陣、一番に川を

越、さて稻葉伊豫守越河、眞木島責入、義昭種々令

懇望給間、河内國若江城退け申、此比迄相公などを

奉討事如何之由、信長思慮し給、後には不奉討事

後悔し給けると云々、梶川一番に河を可越事、義昭は從若江紀州由良に御退、それより中國に移給、此時攝州の池田勝政、伊丹兵庫被退治、義昭は藝州に在國在しか、太閤秀吉の時有三出仕入道し給、庶人の如窄人、其後天正十八庚寅の年三月、秀吉關東發向之時伴給、又在三坂一兩年已後令病死給、

上京炎上不便思給、可還住之旨曰、被下三條目書、

定

一京中地子錢、永代令赦免畢、若從公家寺社方地

子錢之内收納有來る分者、相計替地を以可致

沙汰事、

一諸役免許之事、

一鰥寡孤獨の者見計、扶持方可令下行之事、

一天下一號を取者、何の道にても大切なる事也、但京

中諸名人として、内評議有て可相定事、

一儒道之學に心を碎き、國家を正さんと深く志を勵

す者、或忠孝烈之者、尤大切なる事候條、下行等他に

異て可相計、又其器の廣狹能尋問可告知之事、

右條々相計可申付者也、

元龜四年七月吉日

信長

比、武田信玄遠州に可_レ有_二發向_一之沙汰無_レ隱、依_レ之信長公より使者を以、武田へ可_レ有_二無事_一之由度々宣、十月、武田信玄遠州發向、高天神表を通、見付國府に被_二打出、見付には自_二濱松_一人數雖_レ被_レ置、無勢之間引退、信甲衆見付之古城普請之躰を見て夥_二と、云々、信玄二侯に押寄被_レ攻、

十月、山縣三郎兵衛、秋山伯耆三千餘、三川に打出、三川之山家三方屬信玄長篠に陣取、野田に相働放火、遠州之山家井平に打出陣取、日々ほう田に打出相働、是二侯へ敵人數出す間敷の計也、此時家康公井平の人數を被_二打果_一事可_レ安處に、信玄と合戰可_レ有_二之内存にて、不_レ被_レ及_二此儀_一歟、家康公已來後悔し給、十月、岩村城屬信玄之間、自_二井平陣中_一、信州衆下條伊豆守東美濃に遣、岩村に在城す、信甲衆井平に在陣の儀は、十月山縣三郎兵衛秋山伯耆守自_二信州_一三川山中に_レ出、三方之主作手奥平道汝入道、長篠伊豆守、同新九郎、田嶺新三郎屬信玄、爲_二案内者_一令_二先登_一之間、長篠に在陣して、野田に相働令_二放火_一、さて遠州井平に相移在陣也、

十二月、二侯城落居之間、令_二普請_一入_二番手_一、同廿二

日、信玄都田打越味方か原に打上、濱松衆爲_二物見_一十騎廿騎つゝ懸來取合之間、是を可_レ引取_一之由曰、家康公出馬之處、不慮に及_二合戰_一、濱松衆敗北、千餘討死、信玄人數二萬、濱松衆八千計なり、濱松近邊放火、但町中へは不_二押入_一、則可_レ取詰_一かの旨有_二評議_一、然共家康公居城也、無_二左右_一難_二落居_一由令_二談合_一、徒に及_二十日_一、彼野に在陣也、此時自_二信長_一加勢の衆佐久間右衛門、平手、水野下野守等也、平手は討死也、下野守は三河岡崎迄遁行、比興成躰也、大方信玄と可_レ有_二一味_一企也と云々、經_二一兩年_一、水野下野守は於_二三川國岡崎_一生害、是菟屋小川の主也、爲_二家康母方之伯父_一也、下野守在所菟屋を、弟水野宗兵衛召寄被_レ下、近年宗兵衛は家康へ奉公之人也、家康依_レ爲_二伯父_一、家康の懇志として、信長被_レ及_二此儀_一、小川は佐久間右衛門介法也、

元龜四癸酉正月十日、松永降參、岐阜へ參上、不動國行刀、藥研藤四郎の脇指令_二進上_一、は何も天下無双之名物也、是佐久間右衛門取扱を以也、多門の城相渡間、山岡對馬守を被_レ置、此比義昭將軍、信長を可_レ亡旨思召立、是は去年之冬、諫言の書逆_二御耳_一故とそ聞し、

二月廿日、信長人數被_レ立、則山岡光淨院道阿令_二味方_一

道理歟、依_レ爲_三三王使者、此亂之時迄は、猿無_三際限_一充満したり、亂以後猿會て無_レ之、奇特云々、信長曰、後代に若當世之衆知_三天下_一と云共、叡山を建立有_レ之間敷段、各捧_三起請文_一、

八月廿一日夜大風、六十年已來に無_レ之と云々、同廿六日、於_三遠州濱松_一、觀世宗雪入道、同左近大夫能仕、家康公も同能し給、同廿八日、又能右同前、初日は九番、後日十五番有_レ之、此時は岡崎三郎信康主能し給、是家康公一男也、年十三、
此年、小田原北條の氏康病死、年五十七、父氏綱も五十七逝去、

此年、二頭の龜出、

元龜三_申三月五日、信長北近江へ出馬、小谷近邊不_レ殘放火、十一日、志賀郡へ出給、木戸田中兩城取出を被_レ取、明智十兵衛光秀、中川八郎右衛門、丹羽五郎左衛門被_レ置、十二日上洛し給、細川六郎、岩成主稅助も幕下令_三伺候_一、大坂門跡より萬里江山と云掛物、白天目信長へ進獻、爲_三和睦_一歟と云々、

三好左京大夫、松永彈正、河内國高屋城に人數を置、是を被_レ責處、風雨の夜城主退散、其比左京大夫は若

江の城、松永は信貴の城、男右衛門多門城に有_レ之、信長五月十九日美濃下向、七月十九日、信長父子江北へ發向、此時奇妙具足始也、小谷城三九迄押入、二百餘被_三討捕_一、廿二日、山本山へ木下藤吉郎相働、阿閉淡路守出合、遂_三一戰_一、敵五六十討捕、信長父子快氣、廿七日、虎後前山取出を被_レ取、朝倉義景出張及_三對陣_一、八月十日、越前衆前波九郎兵衛、富田孫六郎、戸田與二郎、毛屋猪介、屬信長、此四人の者日比義景失_三面目_一候者也、虎後前山には木下藤吉郎を被_レ置、宮部の城に宮部の善祥坊を被_レ置、信長父子被_レ移_三横山_一、十一月三日、敵宮部の相働、木下懸合、二百餘討捕、

此冬、信長十七ヶ條之以_三書付_一、義昭へ被_レ遂_三諫言_一、此諫言の書、信長記に有_レ之、右何も忠言也、後武田信玄是を見て、信長をた、人ならずと云れけると也、八月十二日、於_三遠州濱松_一能有_レ之、觀世太夫同駿河に先年居住のをち觀世十郎兩人行_レ之、晚より十四日迄雨ふる、同十六日に又能有_レ之、家康公能し給、此をち觀世十郎向_三家康公_一申けるは、駿河の亂之時、鉢の木のを仕し、又只今仕之由申けるを、鈍なる者として人笑ける、此時も初日九番、後日十五番在_レ之、九月之

り大原肥前の内々依_レ被_レ懇詞、當年迄居城、今信玄駿州平均の條如_レ此也、城塀一重之體にして懇望之條、大原助_ニ身命_ニ、遠州_ニ被_レ送、此六月、從_ニ見付_ニ濱松_ニの家康公移給、先古飯尾豊前か古城に在城、本城有_ニ普請_ニ惣廻石垣、其上何も長屋被_レ立、見付普請被_ニ相止_ニ也、是信長依_ニ異見_ニ給_レ如_レ此、遠_ニ三_ニ之輩、何も在濱松す、九月十二日、本城の家康公令_レ移給、

武田信玄_{上州主}、小田原惣門際荷池まで相動放火、先

甲州より武州_{信甲駿西}に出、歸陣には築井より都留郡筋を可_レ通之由の玉ふ處に、小田原衆相慕之間、信玄人數返合せ、みませ峠にて合戦、相州衆敗北、數多討取、無_ニ異儀_ニ甲州_ニ飯陣也、

元龜二辛未二月、磯丹波守屬_ニ信長_ニ、佐和山城を渡、高

島へ相移、佐和山城丹羽五郎左衛門被_レ置、知行五萬石、但未_ニ卒入_ニ、

五月六日、淺井備前守箕浦城へ相動、横山に在城之木

下藤吉郎聞_ニ付_ニ之、經_ニ閑路_ニ敵勢に先立て箕浦被_レ移

人數五及_ニ合戦_ニ、敵百五十討捕、城主堀二郎悦_レ之、五月

十日、信長長島へ出馬、多氣口より働衆、退口に柴田

修理、安藤伊賀手負、其外手負不_レ知數、其後尙以無_ニ

臘次_ニ引_ニ取大垣_ニ、卜全討死、夜中之儀、家中之者不_レ知

之、柴田此働にさし物敵へ被_レ取けるを、柴田小性水野次右衛門取返、柴田に上、此時小稻葉城に有_レ之太田甚右衛門謀叛す、弓削修理と云者、卜全小性也、年十於_ニ其場_ニ追腹を切、八月十六日、信長江州へ出張、小谷近邊放火、廿二日、着_ニ佐和山_ニ給、新村の城に相籠一揆共被_ニ責落_ニ、六百七十餘被_レ討捕、小川城令_ニ懇望_ニ、奉_レ渡_ニ金_ニか森城主、則屬_ニ幕下_ニ令_ニ參陣_ニ、此比、二頭の龜出、

信長九月十一日、勢田山岡玉林齋_{後號_ニ對馬守_ニ}所に止宿し

給、明日叡山を可_ニ責崩_ニ之由曰、佐久間右衛門并夕庵

入道、達て及_ニ諫言_ニ、信長曰、去年汝等を以雖_レ盡_ニ懇

詞、無_ニ承引_ニ上は不_レ及_レ力と、理を盡し曰間、不_レ及_ニ

了簡、各未明罷立、

同年九月十二日、信長叡山を退治、近年朝倉義景と

有_ニ内通_ニ、特に去年越前衆彼山に屯_ニ陣_ニを、信長_ニ敵對

故如_レ斯、其時之消息、衆徒兒童子に到まで、或刃首、

或燒死、適遁去者、剝_ニ取衣類_ニ、堂舍佛閣一字も不_レ殘

燒拂、哀なりし事共なり、是は偏に近年背_ニ大師之掟_ニ、

衆徒亂行、殊には去年越前衆出_ニ張陣_ニ之比、於_ニ伽藍

佛前、服_ニ用魚鳥_ニ、男女攀登亂_ニ膺次_ニ之間、自業得果の

衛門、肥田玄蕃、同彦左衛門楯籠、城中堅固、廿日、敵
大津を放火、廿一日、醍醐山科放火、此旨信長へ注進、
然間先野田福島を被_レ指置、京都へ被_レ相上、此時南敵
雖_レ相慕、無_レ指儀、廿四日、信長立_レ京都、給、北敵聞_レ
此事、攀_レ登鉢峯青山坪笠山、陣取、廿五日、信長叡山
麓に押寄、香取屋敷に人數被_レ置、志賀宇佐兩城に馬
廻衆陣取、此中夜々に遣_レ加勢、端々寺社を燒、法師原
の頸二三十充毎夜取來、義昭公將軍塚に被_レ居陣、佐
久間右衛門、稻葉伊豫守相_レ招衆徒、此度於_レ被_レ致_レ忠
儀_レ者、諸國之叡山領、如_レ本可_レ奉_レ附之由雖_レ言含、敢
無_レ領掌、信長不_レ及_レ了簡、さあらは根本中堂山王至
迄悉燒拂、僧侶兒僮已下不_レ殘可_レ誅戮_レ之由及_レ諫言
と云とも、尙以無_レ承引、剩義景淺井女人を山へ召上
せ、魚鳥を食、大師の掟を破る、信長菅屋九右衛門、佐
佐内藏介を爲_レ使敵陣へ被_レ曰遣、双方對陣、士卒疲勞
無_レ其詮、定_レ約日_レ及_レ合戰、可_レ決_レ勝負_レと也、北敵不_レ
及_レ返答、木下藤吉、丹羽五郎左衛門、小谷佐和山爲_レ
押有けるか、參_レ幡本、剩於_レ路次、一揆數百討捕、殊照
光坊四十九院の僧、其外物主數多討捕、信長御感甚、佐々木承
禎信長へ被_レ悃望、三雲豐左衛門、三上伊豫守を爲_レ使

者_レ被_レ指越、信長承引し給、十一月廿五日、堅田の猪
飼甚介、馬場孫三郎、居初又二郎屬_レ信長、哀_レ大將を
給候へとて獻_レ人質、堅田へ可_レ參事、各辭退の氣有
之處、坂井右近拙者可_レ罷向_レ由申、信長喜悅し給、能
人數相添被_レ遣、北敵聞_レ之、不_レ移_レ時刻、以_レ大勢責
之、右近討死畢、猪飼は希有にして舟に乗、信長陣所
へ遁參、素町人成間、先志を感、知行拜領して、往々信
長へ奉公中也、寒氣彌甚、北敵難儀、義昭へ無事之儀
令_レ悃望_レ之間、信長陣所へ有_レ御成、被_レ仰扱、條信長
令_レ和睦_レ給、さて義昭公は直に御飯洛、義景淺井は北
國に、信長は美濃へ令_レ飯馬_レ給、

去六月、姊川合戰時、淺井備前守家中に遠藤喜右衛門
と云者有、此合戰味方失_レ利者、味方の首を取、敵陣に
可_レ懸入、信長是を可_レ見給_レ所を、可_レ奉_レ討之由也、然
而江北衆敗軍之時、三田村市左衛門と云者の首を持、
信長陣所に馳參、彼頸を直に可_レ奉_レ之由申處、各押置、
終に遠藤を誅伐す、喜右衛門心指神妙と云々、殊身上
宜者也、此春武田信玄駿河花澤城被_レ攻崩、去々年より駿
大原肥前守相抱在城す、此二三ヶ年中、小田原より駿
河の少々人數被_レ出間、信玄不_レ得_レ隙、又は家康公よ

緊相慕之間、度々及_二合戰、無_二異儀_一被_二引取、築田少

手負、信長横山城被_二取卷、越前より淺井爲_二加勢、朝

倉孫三郎義景甥又賀也、爲_二大將一萬の人数指立る、淺井父

子同六月廿六日、大寄山に陣取、信長龍鼻に陣取給、

其間五十町也、家康依_二信長仰_一出馬し給、廿四日に、

彼所に着給、信長快悅不_レ斜、廿七日、北敵野村三田村

へ移、終夜相催、未明に打出、於_二姉川_一及_二合戰、初合

戰信長家康之方被_二抑立、左は家康自_二旗本_一押直之

間、越前衆敗北、右は信長幡本へ相合へきところ、

稻葉伊豫守よ_二鍵に懸、淺井敗北、敵數多被_二討捕、茲

に越前の侍に眞柄十郎左衛門と云者、大力剛者、大太

刀を以無類に働、家康家中勾坂式部、并息六郎五郎得

之、横山城退散之間、被_レ移_二木下藤吉磯丹波、自_二合

戰場一直に佐和山へ移相籠之間、丹羽五郎左衛門、百

百か屋敷に被_二指置、彦根山に川尻與兵衛、北の山に

市橋、南山に水野下野守被_レ置、信長家康有_二上洛、義

昭賀し被_レ申、さて美濃へ被_二相下、此姉川合戰之悦と

して、信長より家康へ長光の刀被_レ進、是を後三川長

篠の城開運し時、家康より奥平九八郎信昌へ被_レ下、

を、信長御手へ入、
八月廿日、信長攝州へ出馬、三好笑岩、同日向守、同備
中、同爲_二三、同新右衛門、東條紀伊守、篠原玄蕃、奈良
但馬、岩成主税助、其勢三千餘、野田要害楯籠、福島に
安宅甚太郎、細川六郎、同右馬頭、齋藤右兵衛龍興、同
長井隼人佐、已上五千餘騎籠之間、可_レ被_二打果_一ため
如_レ此、同廿九日、野田福島被_二取詰、義昭九月十二日、
野田へ被_二押寄、根來雜賀衆一萬餘同參陣、此内鐵炮
二千挺有_レ之、
九月十三日、大坂門跡顯_二敵對色、櫻岸河口へ相働之
由注進、然共信長敢て不_二驚給、十四日、大坂一揆打_二
出森口邊及蒔田、佐々内藏介自_二河口_一此旨言上、信長
則打出給、佐々内藏助、林新三郎、井上才助、福富平左
衛門、野々村三十郎、土肥助二郎打出、大坂衆と及_二合
戰、各令_二高名、野村越中守懸付討死、金松又四郎は高
名ず、味方已失_レ氣處、前田又左衛門返合鍵合、毛利河
内已下續之間、無_二異儀_一引付畢、
同九月十六日、朝倉の義景淺井備前守比叡辻八王子
邊陣取、其勢二萬餘、十九日、宇佐山へ相働處、森三左
衛門及_二合戰_一討死、織田九郎同討死、然共武藤五郎右

譽の道具共持參、其中に天王寺屋宗汲か菓子の繪、藥師寺の小松島、油屋の常祐か柑子口、是等を被留置、則其價過分被報、右三人の者令畏悅、松永彈正忠鐘の繪令進上、十四日、於義昭御所室町、能有之、觀世と今春とかはるく、に仕、脇の能觀世大夫也、然は終の祝言に、觀世大夫融を仕、信長甚不快、さて姫小松と云香爐を義昭に自信長被進上、

卯月廿日、信長越前へ出馬、其日佐柿の栗屋越中守所に被止宿、去比家康も有上洛、同越前へ令出張、給、信長美濃へ下降時、同遠州へ被下、廿五日、越前國手筒山城被責崩、敵千三百七十被討捕、廿六日、金崎城へ被爲寄、城主朝倉中務令悃望、退散、城者則令破却、給、近江國淺井備前守別心致之由、注進及度々、信長曰、先彼を可退治、とて被引返、金崎に誰をか可被殘との儀也、茲に木下藤吉郎吾を可被殘之由言上、信長快氣也、各莫不美談、然間一手より弓鐵炮、或は三十或は五十、爲合力被付、此時敵一圓不出、信長朽木越を經、同月卅日に京着し給、藤吉郎秀吉も無異儀、令京着、近江國無殘所、一揆令蜂起之間、稻葉伊豫守を守山へ被指置、

處、一揆押寄す、稻葉素武篇の達者及合戰、一揆の者共千二百餘討捕、信長感悅不斜、近國仕置堅固に仰付、義昭公へ暇を申、信長五月九日美濃へ被下、志賀宇佐山兩城に森三左衛門、永原に佐久間右衛門、長光寺に柴田修理亮、安土に中河八郎右衛門、長濱に木下藤吉郎被指置、佐々木承禎之殘黨愛智郡鯉江城楯籠、留通路之間、信長經千種越下給處に、於山路鐵炮にて信長を十間之中にて奉打、運命や強かりけん、不中貴體、中小袖脇、是は杉谷善住坊と云者を、自承禎深被頼如此也、同月廿一日、至岐阜、信長被飯城、六月四日、佐々木承禎於野洲郡、與佐久間柴田被及合戰、則佐々木敗北、七百八十餘、兩人の手へ討捕、信長喜悅し給、彼三人に被下知行、堀二郎并家子三郎兵衛屬、信長、是かまのはの城主、武篇者也、堀二郎年十五、悉皆樋口取立、十九日、信長北近江へ進發、小谷町中悉放火、敵防戰及度々、淺井人數八千有之、此時退口を被掛、掛大事、左右に土手を築、佐々内藏助築田出羽守中條將監に仰付、各大身の者可爲殿之由雖言上、無承引、此小身之衆殿也、諸手より鐵炮五百挺、信長之弓之衆五十人被相添、敵

青田山等也、三月懸川城令_レ落去、氏眞爲_レ迎自_レ相摸國、北條美濃守_弟氏政參向之間、氏眞小田原被_レ退、

此比迄、駿府氏眞屋敷岡部二郎右衛門相拘處、爲_二少身_一如_レ此儀神妙之由、信玄曰、知行被_レ出間、二郎右衛門屬_二信玄_一、四月遠州漸平均付て、家康公三河に飯馬之處に、則遠州一揆蜂起して、通路不_レ輒、家康公十七八騎にて、堀川を被_レ通けるを、雜兵と心得一揆不_レ出、是討留は、家康の被_レ通間敷際、朴に相通、家康公を爲_レ可_レ度の由と云々、然處に家康公早速被_二相通_一けるを、後聞して一撥後悔しける也、此時堀川にて近習隨分之者共被_レ討、家康公則廻_レ與、堀川一揆を被_二責崩_一、不_レ殘被_二討果_一、同所に一揆成敗也、

室町御所石垣家屋出來して、卯月六日、義昭徙移し給、五月十一日、信長被_レ下_二美濃_一、

去年義秋御所の六條本國寺々中坊共、不_レ殘近衛の御所被_二運送_一、義秋家屋并近習之衆爲_二私宅_一、義秋暫此寺に令_二居住_一、給間、可_レ被_レ加_二懇詞_一之旨、寺僧思を成之處、還て及_二此儀_一、爲_二比興_一之由、京師の上下歌_レ之、

家康公、此秋より翌春中迄、遠州見付城普請在_レ之、

八月廿日、伊勢國へ信長出馬あり、淺香城令_二惘望_一、間、城を被_二請取_一、廿八日、大河内被_二取詰_一、此城に國司父子被_レ籠、是も有_二無事_一、城を請取出、城之衆無_二異儀_一被_二相送_一、此時關役所被_二停止_一、往還者莫_レ不_レ悅_レ之、大河内城に信雄_{信長}、令_二居城_一、領_二十萬石_一、此比竿入、上野城に上野介_{信長}、被_レ置_レ城、領_二五百石_一、神戸の城に三七主_{信長}、被_レ置、領_二知五萬石_一、十一月十日、千種を經、信長上洛、伊勢國早速平均之事、義昭感悅し給、此比信長馬廻之中、戰功之衆廿人、母衣衆被_レ定、

佐々内藏介、毛利新左衛門、河尻肥前守、_{與兵衛事}生駒勝介、水野帶刀左衛門、津田左馬介、蜂屋兵庫頭、中河八郎左衛門、中島主水、松岡九郎次郎、是黑纒之衆也、織田越前守、前田又左衛門、飯尾隱岐守、福富平左衛門、原田備中守、_{攝九郎左衛門事}黑田次右衛門、毛利河内守、野々村三十郎、猪子内匠助、此九人赤纒也、廿人に一人不_レ足、

元龜元_{庚午}年二月廿五日、信長上洛し給、於_二江州_一相撲取を集有_二見物_一、其中鯨江の又一、青地與右衛門上手たる間、のし付脇指被_レ下、京都に被_二召具_一、

四月、堺數奇者道具可_レ有_二御覽_一之由曰間、南北の名

遠江國爲_二郡代、氏眞を本城に引入籠城、翌春迄、上下
の人数に酒肴以下迄、無_二懈怠_一もてなしける、奇特と
云々、其後小田原の氏眞被_レ退ける時相伴、氏康氏政
曰けるは、爲_二臣下_一主人の氏眞を相抱籠城、人臣の名
譽之由曰、懇志致されけると也、遠州へも自_二信玄_一、秋
山伯耆守に伊奈郡人数相添、遠州へ被_レ出、然處山家
三方衆屬信玄、秋山に伴遠州へ出張也、引間的人数三
方原へ出合戦、三川の山家三方衆及_二合戦_一、引間衆敗
北、數多討捕、さて引間衆令_二懇望_一、秋山令_二一味_一、氏眞
懸川へ籠城し給、其勢三千餘、

家康此冬遠州へ出張し給、同月三浦右衛門大夫、是は
氏眞別て寵仁也、懸川へ可_レ籠處に、日來城主朝比奈
備中守と間柄不快之間、城へ不_レ入、馬伏塚を頼行、彼
地之主小笠原美作守日來之違_二契盟_一を、右衛門大夫
首を切て家康公へ奉る、翌年之春、小笠原は令_二病死_一、
子_レ時人口專惡_レ之、又駿府氏眞居城をば、岡部二郎右
衛門相籠之間、殘黨從_レ之、

永祿十二_二己巳_一年正月、家康向_二遠州懸河_一出馬、寄衆少々
手負失_レ氣、廿日於_二懸河天王山_一少合戦、城衆隨分之
者數多討死、家康快氣し給、

三好山城守笑岩、同下野守釣閑、同日向守、同爲_二三、齋
藤右兵衛大夫龍興已下相談して、正月朔日、堺近所家
原の城責落、同五日京都へ押上、六條本國寺義昭公御
所取卷責_レ之、其勢一萬餘、本國寺に籠勢僅二千也、此
中に野村越中守專_二戰功_一、自_二攝州高槻_一赤座七郎右衛
門、同弟助六郎、木村彌五八郎、奥村平六左衛門、渡邊庄
左衛門、坂井與右衛門_{是皆美濃の牢}、夜中相籠、義昭被_レ
下_二御土器_一、彼等出_二門外_一度々及_二防戦_一、此時自_二攝
州_一三好左京大夫三千、池田八郎勝政、伊丹兵庫頭、
年十_八、荒木攝津守、和田伊賀守終夜相上致_二後卷_一、本國寺
籠衆得_レ力及_二合戦_一、敵敗北之間、追々討_レ之、首數二千
七百餘也、三好左京大夫義次者、昨日五日、三好日向
守、岩成主税助と及_二一戰_一、打負て嵯峨へ引退、此時鼓
打高安權守道前養子與兵衛討死仕、信長聞_二注進_一給、
不_レ移_二時日_一出馬、九日に京着、合戦已爲_二無事_一、戰功
之衆被_二行賞_一、二月下旬より石を引、室町御所有_二普
請_一、此時細川左馬介屋敷有_レ之し藤戸の石を引給、石
を虎皮花にて飾、二月秋山伯耆守遠州に在陣、無_二其
詮_一之間、駿州へ通、三川三方衆は屬_二家康公_一遠州に
在陣す、同廿日比、懸河に付城有_レ之、かな丸山二藤山

三州長篠、武田四郎敗軍之後、往々は我身の上とや思
 劔、背ニ信長命、北國能登の發向し、彼國平均せは、天
 下可_レ上之由企之處に、天正六戊寅、俄に年四十九
 而病死、其比氏康息雖ニ養子、謙信甥爲ニ景勝_レ被_レ討、
 越後國景勝平均し、後秀吉公に從ひ、近年在ニ伏見、其
 後慶長三戊戌春、奥州之會津に國替也、

永祿十一戊辰、

去年より氏直躍を被_レ好、一門衆同家老衆、一手々々
 に令_ニ風流、躍の間に能有_レ之衆もあり、此費不可_ニ勝
 計、

永祿十一戊辰

源義昭一兩年越前在國、頼_ニ信長_ニ有_ニ入

洛_ニ度之由、以_ニ使者_ニ曰、細川兵部大輔、上野中務則信長御請被_レ

申、御使に私_ニ使_ニ不_レ破河_ニ相添進上、七月廿五日、義昭

着_ニ御美濃國_ニ間、岐阜近所西庄立政寺と云淨土寺に

御座す、廿七日義昭へ信長出仕、進上之物被_レ盡_ニ美、

供奉之衆へも、取々に有_ニ引出物_ニ、八月八日、信長近江

國佐和山迄被_レ上、佐々木父子吾と有_ニ一味、義昭上洛

を可_レ有_ニ馳走_ニ之由被_レ盡_ニ懇詞_ニ、佐々木曾て無_ニ諾應_ニ、

廿日信長自_ニ江州_ニ被_レ飯_ニ美濃_ニ、九月七日、信長立_ニ美

濃_ニ被_レ上、淺井備前守信長と同參陣、佐々木和田山に

構_ニ要害_ニ、究竟の兵共籠置、信長和田山之城へ不_レ被

寄、箕作の城へ押寄、二百計討捕、城中より令_ニ惴望_ニ

間助_ニ身命_ニ、城被_レ請取、其夜觀音寺山_{佐々木承禎}并和田

山之城打捨、敵退散之間、一日二日之中、江州之中十

八ヶ所城屬_ニ信長_ニ、信長被_レ移_ニ觀音寺城_ニ、美濃に爲_ニ御

迎_ニ不破河内守_ニを進上之間、義昭廿一日有_ニ出御_ニ、廿三

日義昭着_ニ守山_ニ玉ふ、諸勢乗船、廿五日信長着_ニ三井

寺_ニ給、同九月廿八日、信長東福寺移給、京中之者彼所

へ馳參、廿九日青龍寺岩成主稅助有_レ之間、森三左衛

門坂井右近相働、岩成令_ニ降參_ニ、攝州へ被_レ遣、則攝州

へ發向、芥川城細川六郎、三好日向守、十月朔日城を

捨退散、小清水瀧山兩城同退散、義昭公小清水移給、

芥川へは信長被_レ相移、池田の城主筑後守屬_ニ味方_ニ、近

江山城攝津和泉河内五ヶ國、悉尾濃之衆へ被_レ下、大

津草津_{是兩所に被_レ置_ニ代官_ニ、諸軍莫_レ不_ニ美談_ニ、松永}

彈正忠作_{ツクモ}物かみを奉、同十五日自_ニ攝州_ニ義昭公御上

洛、信長同入洛、

十二月、武田信玄駿州に出張、當國之主氏真近親葛山

并朝比奈右兵衛大夫信玄に屬す、氏真不_レ及_ニ一戰_ニ、遠

州懸川へ被_レ退、懸川城主朝比奈備中守氏真爲_ニ臣下_ニ、

間、翌年春、濱松に令_レ移_レ在城也、因_レ之遠三之國人令_レ在濱松、武田信玄駿河の發軍之時分、人數自_レ信州、遠州の秋山伯耆守爲_レ物主、雖_レ打入、家康公於_レ當國、輝_レ權威之間、秋山無_レ其詮、駿州信玄旗本を行、然處元龜三壬申、信玄遠州の發向、此時信長公歴々之衆家康公に有_レ加勢、彼信玄女與_レ信長息、雖_レ有_レ縁邊之契約、年來家康別而信長と子弟同前之間、爲_レ最負_レ之沙汰如_レ斯、信長眞實之心底者、家康被_レ滅亡_レは、定而信玄討_レ信長、可_レ取_レ天下、企_レ可_レ有_レ之の由、兼て令_レ推察_レ給_レ之間、猶以如_レ斯、

永祿十一戊辰年、義昭任_レ征夷將軍、

京都伊勢守一族之内早雲と云人、駿河國に相下、今川用山氏親之父氏輝を頼望_レ關東、先伊豆國に打入、以_レ計略_レ取_レ小田原、自_レ是氏綱氏康氏政氏直五代相續、關東輝_レ權威、于_レ時是を號_レ北條家、右五代之内、纔及_レ九十六年、小田原繁榮云々、然處天正十八年庚寅三月、關白秀吉有_レ動座、同四月小田原に打寄、七月城中落去_レ了、此鉢氏直背_レ父命、秀吉陣中に走入之間助_レ身命、父氏政同弟陸奥守者、於_レ城中_レ生害也、此氏直之消息、專岩付之十郎依_レ仕立_レ如_レ斯、此氏直并十郎

仕立、見者惡_レ之、聞者彈_レ指_レ之、彼岩付十郎は氏直弟氏政之二男也、氏政弟阿房守、美濃守、左衛門助、右衛門介、氏直、岩付十郎以下令_レ上洛、自_レ關白秀吉國々之大名に被_レ預置、氏直并十郎は翌年病死、氏政弟衆何も三ヶ年中に無_レ殘病死畢、先祖宗雲爲_レ子孫繁昌、被_レ撞_レ無間鐘_レけると言傳へし、可_レ謂_レ奇特_レ歟、此氏直は爲_レ家康公智、此女後嫁_レ池田三左衛門、是池田庄入二男也、此氏政好_レ酒事超_レ人たり、常に長座して大酒也、酒の中に立_レ座事は爲_レ法度_レ之間、大小便も不自由、每度見苦敷事多し、氏政是を見て快氣云々、

越後國主有_レ長尾景虎云人、後號_レ上杉照虎謙信、半俗之鉢也、常病者他人對面不_レ輒、然共于_レ時爲_レ猛將、信州村上を相拘、常武田信玄と對陣、永祿三庚午九月廿一日、於_レ信州川中島_レ合戰、双方さして無_レ勝劣、退陣之時分故、謙信者越後の飯國と也、其後景虎河中島に不_レ出、然とも彼表は爲_レ荒野、此景虎於_レ關東_レ振_レ威、小田原城門外迄、數度雖_レ相動、終氏康父子不_レ遂_レ合戰、雖_レ然景虎仕置不正之間、越後の飯陣之後、小田原に關東之諸士一味すること及_レ度々、終氏康父子關東を平均し玉ふ、彼謙信始信長と入魂、天正三乙亥、於_レ

代御袋は西三川あくいへ被_レ移、久松佐渡守と嫁し

給、男子女子多有_レ之、あくいは前腹の息に讓、佐州も

後は岡崎へ引越居住し給き、又先年田原と吉田の城

主牧野古伯是は牛久保城主牧野間柄甚不快、兩所共に駿

州を頼、殊に古伯は駿州氏親と歌道の朋たり、古伯永

正二年、駿河わ下之時、初時雨の發句にて、連歌有_三興

行_一、加様の間柄成けれども、田原は本身、古伯は小

身成間、大に付小を捨る故か、田原之爲_三荷擔、翌年氏

親三河わ令_三出張、吉田を取詰、緊く被_レ攻之間、古伯

終に腹を被_レ切、城は田原に被_レ出、彈正二男金七是に

令_三在城、彼籠城中、去年駿河に會の日時雨たりしに、

今又時雨したりければ、古伯一首の歌を詠、氏親わ

獻、

世の中

古伯素無_レ過受_レ罪、城知行をこそ田原に被_レ出と云と

も、感_三此歌一命計被_レ助たらんは、末代迄の物語たる

へき物をと、時の人申けると也、

此古伯宗長とも別而被_三相談_一ける間、宗長此歌を後

聞して、時雨は定有世成けりと被_レ詠なは、猶以可_レ然

をと被_レ判けると也、

永正三丙寅、古伯被_三相果一砌、一男傳藏子時富田と云臣

下、桶に入川向下地わ伴、彼郷百姓を相頼、朧も百姓

請取、尾州智多郡大埜に送、其後田原の城を孫四郎代

物に賣、馬中わ引入閉口、傳三又成人之條、吉田に本

意して、數ヶ年吉田城主とす、然而岡崎と鉾楯之間、

清康令_三相働_一給、傳藏可有_三合戰_一とて、川を越打出、

此時益岡に在城の牧野傳兵衛、爲_三傳藏親類_一也、此已

前より有_三調略_一、清康わ令_三一味_一之間、傳三人數敗北、

傳三兄弟則討死、享祿二己丑五月廿八日の事也、自_レ是吉田城には牧野

傳兵衛在城、其後天文六丁酉、田原より令_三計略_一、傳兵衛

家中戸田新二郎、同宗兵衛屬_三田原_一、傳兵衛退城也、自

是吉田城は、天文十五丙午迄、田原戸田金七在城也、

此年、又自_三駿州吉田城_一責落、是より永祿八乙丑年

迄、駿河より持_レ之、

永祿十一戊辰、武田信玄駿府に發向之刻、氏真退、遠

州懸川の城に被_レ籠、于_レ時家康公も遠州に有_三出張_一、

懸川城廻に陣取被_レ攻之間、翌年之春落去し、今川氏

真をば相州小田原に令_レ送、自_レ此遠州平均也、見付國

府に有_三普請_一在城也、かゝる處に信長公令_三異見_一給

の命に従、近年は鉾楯、其後元龜三壬申、信玄遠州に
發向之砌及三加勢、十二月廿二日、於三濱松野、德河家
康合戰、信甲衆乘勝、又先年信玄の嫡男武田太郎幸
信をも生害し給き、其故は幸信討父可取家督之
由隱謀之處、信玄聞之、遮而幸信を行籠者、終以三鳩
毒被三相果、然は父を追出し子を殺、甥の氏真國を奪
取之條、爲三一大惡行_一之由思_レ之歟、何者の支態にや、落
書有、

子を殺し親に添てそ追出するかゝる心を武田とや云
又信玄後は及三十年、精進潔齋し、自三叡山_一申下袈裟
衣、號三法性院阿闍梨、常に看經三昧也、其故にや、其
比所々於三陣中_一不思議瑞も有とかや、

三川國有_三松平家康公と云人、新田徳川三郎後胤也、
後天下之主、改征
夷大將軍右大臣、此祖父松平二郎三郎清康に三河國漸隨
順と云々、天文四乙未冬、尾州森山に相動、同十二月
四日、於_三彼陣中_一不慮に爲_三臣下_一被_三横死_一、年卅清康一
男相繼爲_三岡崎主_一、廿五而逝去、是を號_三道閑_一、去々年
一男家康公_{于時四歳}、一腹舎弟
有けれど、二歳
にして何も早世、信州に爲_三人質_一被_三差越_一、一男女兩所
竹千代主を_三押置_一、尾州熱田の神主圖書に百貫文に被

賣、其比清須に竹千代主御座す、竹主六歳之時、父道
閑卒去し給、其後自_三駿河氏親_一西三川に有_三出張_一、安
條の城を取詰被_レ攻_レ之、城主は彈正忠二男、信長
弟也、是に
竹千代主を替取て、駿河へ令_三同道_一、駿府に令_三居住_一、
給、漸成人之間、義元氏親
遺跡之一族關口刑部少輔以_レ女嫁
之給、此腹に男女の息有_レ之、義元於_三尾三境_一討死之
後、家康公岡崎に令_レ移給、時妻女息女は三川岡崎に
被_レ移、一男<sub>是を竹千代主と云、
後號三郎信康、</sub>は駿府に爲_三人質_一居住也、
扱尾州信長と有_三入魂_一、駿府に敵對し給、其後三川西
の郡鶯殿城を攻落、城主于_レ共に竹千代主を被_レ替、岡
崎に引取給、其比西三川に本願寺門徒一揆蜂起して、
片時も安事なし、家康公近習之輩、昨日も五人、今日
も十人一揆令_三同意_一、如_レ此之間、岡崎之體安否不定、
此時苜屋水野下野守<sub>是は御發之弟、家
康公之伯父也、</sub>岡崎如_三手衆_一被_レ
相持、家康公素勇將也、竟に被_レ平_一揆、又永祿七甲
子、吉田の城を取詰、所々付城有_レ之、翌年三月落去、城
主大原肥前守<sub>三浦右衛門大夫父、
江州甲賀の者、</sub>依_三懇望_一東に被_レ送遣、
自_レ是東三川も大概以隨順す、
昔年右田原之彈正少息女を道閑娶_レ之給、家康公之御
母臺被_レ離別、此田原腹に道閑息女二人有_レ之、又竹千

午年まで、信長天下之主也、其間纔十五年也、彼源義昭將軍者、五六年中に牢籠給、其故は忘、信長勳功、武田信玄と有、内通、信長を可討之由、隠謀露顯して退、天下、中國下國給、然處天正十年壬午六月二日、明智と云逆臣信長年四十九并一男信忠年廿六を奉、討、此信長一代國、則施人給事、羽柴筑前守秀吉、後改太政大臣關白、是取敵前代未聞と云々、僕之人也、素依器用大身としまふ、并堀久太郎自中國上り、於攝州及三合戰、同月十三日討明智、自是秀吉天下主也、信長二男信雄于時勢州主、後尾州主、暫雖奉仰、天正十八庚寅年、下野國那須に牢籠也、其後秀吉公慶長三戊戌八月十八日被薨了、年六十二、天下を持こと十七年也、其間秀吉息三歳にして早世之間、甥之孫七郎秀次後有大臣爲關白、號大を、天正十九年辛卯京都の聚樂を相讓、我身は關大坂に居住也、其以後秀吉に又息出來之間、秀次を内々不長久様にとの心中有けるに、秀次行跡常篇に絶たる際、有逆心之由披露し、文祿四未乙七月八日に、京都を令退散、於高野山令生害給、彼秀次息一二歳之孩兒、同近習之女房三十餘輩、渡洛中被一切棄、哀也し事とも也、秀次家中之侍、或は生害或は改易也、元來大關秀吉公心操勝人、金銀に不限、諸寶物

施人給こと不可勝計、只人の嫌事とては、餘好普請給間、上下爲之迷惑す、雖然此普請に付、日本國中上下の人、伏見大坂に居住之間、京堺井之町人賣買に得、利事、超過近代せりと云々、
 甲斐國之主武田大膳大夫晴信と云人有、入道之後號信玄、是は源新羅三郎義光伊豫守頼義三男之後胤也、此人若輩之時、父信虎不快而、晴信弟左馬頭に、信虎可讓遺跡之由、内々思立之間、晴信遮而信虎を被追出、信玄廿一歳、此時晴信信州西上州を取て、其後爲大勢之間、可取天下有内心、先永祿十一年戊辰十二月十三日に、駿州に發向、于時當國之主氏真不_レ及一戰、遠州懸川に退去了、彼氏真は信玄甥也、此比間柄常不快、自氏真被企慮外之間、稱無據出馬、此時氏真舅關東之主氏康、同息氏政爲加勢、駿州雖_レ被進陣を、終以信玄駿河を被靜謐、以此意趣、元龜元年庚午、信玄關東に相動、氏康氏政居城小田原惣門迄押詰放火し、臨退散之期、敵相慕之間、築井之近所みませ峠にて、信玄人數返し合及一戰、小田原衆敗軍、數百人討捕、甲州に飯陣、然而氏康逝去之後、氏政與信玄令和睦、此氏政は信玄雖爲、聲、父氏康

のこと。

四子 信長安土の御移のこと、天王寺の信長後詰の

こと、信長居鷹爲_二觀覽_一禁中御庭まで參給こと、

義元三川表の發向之時、奇特の夢想在_レ之、夢中に花

倉對_二義元_一云、此度の出張可_レ被_二相止_一と也、義元曰、

貴邊は爲_二我敵心_一也、不_レ可_レ用_レ之と答、花倉又云、今

川の家可_レ廢ことを争か不_レ愁乎と云、夢覺了、其後駿

河の國藤枝を被_レ通ける時、花倉町中に被_レ立けると

義元見て、刀に手を懸らる、前後の者一圓不見之、

奇特云々、

應仁文明比、今川として足利尊氏家來、駿河遠江國主有

之、號氏親當_二此時_一三河國相從と云々、此先祖雖_レ有

之、分明不_レ知之間、不_レ書_二載_一之、彼用山被_レ薨て後、

其弟花倉善徳寺兩所に出家にて被_レ有ける、互に用山

之遺跡を心に懸及_二干戈_一、然而善徳寺に居住之仁後號

大夫、終討_二花倉_一、續_二用山之跡_一、此義元駿遠三之_三國の仁治

以_二人數_一尾州に打越、後は天下を可_レ取との依_レ有

之企、永祿三庚申年、三州岡崎を打過、向_二清須_一發向之

處、織田上總介平信長後任右大將天下主、子

聞_二此事_一、尾三之境に_二出向_一、桶はさまと云處にて及_二合

戰、討_二義元_一、年四十四、依_レ之士卒敗趨畢、彼義元男上

總介氏眞繼_二其塵_一、駿遠三之主とす、彼信長永祿七甲

八月朔、取_二濃州井口_一、爲_二尾濃之大守_一と、さて井口に

居住、之を改、被_二卓山_一此國争に此比、源尊氏より十二代之後

胤義輝將軍、號光此時天下之執權松永、是は三好修

山城守、同下野守、同日向守、岩成主税介等相談して、

永祿八丑年五月十九日、奉_レ討_二義輝_一、爾來彼等爲_二天

下執事、是は先年越後景虎令_二上洛_一、三好并松永於_レ奉

輕_二義輝_一者、御迎に相上、越後令_二供奉_一、重而以_二義

兵_一可_レ奉_レ入_二天下_一之由言上す、松永素工夫第一之者

たる間、存_二後日難_一、遮而及_二此儀_一、此松永は奈良之大

佛を燒失する者也、其比松永多聞に在城之處、敵對陣

して籠_二彼堂_一、每度鬪諍之比、下薦の者放_レ火如_レ斯云

云、此大佛は治承四年十二月廿八日、平相國清盛被_二

燒失_一しを、後白河法皇仰_二頼朝_一、被_二建立_一し佛堂也、

依_レ之其舍弟義昭子時奈真之、憑_二江州佐々木_一入御之處、

無_レ情奉_二追出_一之間、越前に有_二御下降_一、朝倉亦不_レ申_二

御請、然間岐阜に有_二御下_一、頼_二信長_一可_レ有_二御入洛_一と

の儀也、信長奉_レ之、永祿十一戊辰九月有_二出馬_一、先近

江國主攻_二破佐々木_一、則令_二上洛_一給、自_レ是天正十年壬

出、之より工夫才覺第一者たる間、方々の一揆を相語、令後詰_二及合戰_一、寄手則敗北、畠山高政は希有にして堺へ被_二引入_一、紀州湯川は河内國畷田迄退しを、追詰討_レ之、根來衆武將岩本坊をば、大和の信貴にて討_二捕之_一、其外六千餘討_レ之令_二開運_一畢、近江國六角佐佐木義治、去比より打出、飯盛寄衆と令_二一味_一、三井寺上勝軍地藏山構_二陣城_一被_レ居、此時江州衆四萬有_レ之、先勢日野蒲生一萬人數にて、攝津表に打出令_二居陣_一、八幡には義輝將軍御動座、是は三好御一味也、京中には松永人數少相殘置、江州衆洛中を奪取事最可_レ安を、素武篇ぬるかりければ、徒に勝軍地藏山に陣所守居たり、かゝりける處に、飯盛寄手敗軍し、周章不_レ斜して、江州へ引入間、天下無_レ事して三好被_レ任_二我意_一、其後松永所存に、先手筑前守并安宅、或は鳩毒或は以_二謀計_一令_二生害_一事、修理大夫於_レ及後聞、難_レ遁_二罪科_一とや思劔、修大をも以_二鳩毒_一令_レ害と云々、又其後修理大夫家中三好日向守、同下野守、岩成主税介、四國人數相語打出る、其比松永奈良の多門在城、天下は右三好三人衆有_二調談_一、萬事令_二異見_一保_二天下_一、さて多門に相動對陣す、此時奈良大佛堂不慮燒失、敵味方入

亂火を滅んとしけれども不_レ叶と云々、其以後一兩年中に、松永美濃國岐阜に相下、信長公に可_レ屬條、早速可_レ有動搖由中、終に信長成_二天下_一、其後三好日向守同下野は、堺に令_二隱居_一、老病にて相果、左京大夫は始は松永同心間、信長にも出仕し、爲_二一味_一しか、終に佐久間右衛門_{信長}家老以_二計略_一被_レ誅、松永も後は信長に令_二謀反_一、被_二攻害_一畢、_{此末に委注_レ之}、岩成は淀の城にて、爲_二信長_一被_二攻害_一、後代爲_二物語_一注_レ之、

永祿十一_辰 信長公京入、家康公遠州入、武田信玄駿河入、

十二_巳 六條崩、懸川落、

十三_庚 _{〔傍注〕元午龜元年也} 江州小谷合戰、金崎崩、淺井敵之事、

信玄小田原動、

元龜二_{辛未} 叡山對治、

三_{壬申} 信玄遠江出張、濱松合戰、

天正元_{癸酉} 武田信玄死去、朝倉義景討死、義秋將軍京落、長篠家康公被_レ攻こと、作_二手屬家康_一こと、

二_{戌甲} 武田四郎東美濃出張、高天神屬_二武田_一こと、尾州長島落去のこと、但志磨國か、

三_{亥乙} 長篠後詰合戰のこと、小山表に武田四郎出張

史籍雜纂第一

當代記卷一

三好修理大夫息男孫四郎、後筑前守と改名、廿三歳

にして病死、(傍注)天文年中よ、リ二十年天下主。

舍弟豊前守、後日休、阿波國主、

二男左京大夫、

同十川 修理大夫内、悉皆出頭、後天下所司代、元

來は和州五百住一僕者也、

同安宅 松永彈正忠久秀、

三好修理大夫元來細川家侍頭、住國は四國也、天文年

中より頻開ニ武運ニ成ニ大身一保ニ天下ニ事二十年餘、

(頭注)大永年中より永祿十一
戊辰迄保天下ニ事四十餘年、常歌道被好、連歌專數奇也、

此兄弟衆何も連歌好士、修大を始當世之器用也、畿内

丹波播磨但馬淡路四國、都合十三ヶ國之主也、

筑前守(傍注)修理
大夫嫡男 萬端器用者也、然とも若氣の間行跡

荒々としたり、松永彈正此比修理大夫家を、任我意

振舞間、存後日難一歎、永祿五壬戌年、以鴆毒令害

之、修理大夫弟十川與松永間柄常に不快、此十川

唐瘡令煩、爲養生攝州有馬、永祿九丙寅年被湯

治、溫泉神葦毛馬登山を令嫌給、人皆此旨を十川に

告けれ共、押て葦毛馬に乗て登山也、鑿而蒙神罰、飯

國後無幾程令病死、其比修理大夫河内國飯盛に

被在城、松永讒言安宅事して云、左京大夫を家督に

守間敷由、安宅所存由言上、修大可爲虛言由曰、松

永重曰く、方々に觸狀爲歷然、さらは可見之由修大

曰處、致謀書差上、修大是を眞實の狀と思、此上は不

及是非由曰條、安宅を召寄、松永以計略令生

害、かゝる得折、河内國古主畠山高政并紀州湯川根

來衆を相語、飯盛に押寄る、日休聞此事、阿波國帥

人數打出處、於陣中根來衆忍寄、鐵炮にて討之、

暫時に滅亡、彼國士卒悉敗北也、さて飯盛城を緊く相

攻、事躰甚急也、松永對修理大夫曰く、城中を相廻、

士卒に被付力尤之由言上、修大曰、近年萬事汝に任

置間、兎も角も可走廻とて歌書披見していと驚ぬ

體也、一兩日相過、又松永曰く、我に暇を可給、城を

去て可及後詰行、修大尤と同心也、扱松永城中を

史籍雜纂第二

目次

當代記	一
駿府記	二二五
有斐錄	三一九
松のさかへ	四四一

足るべし。今内閣藏本によりて謄寫採收したり。

明治四十四年十一月

校訂者識

とも傳ふれど、確證なし。徳川家康が將軍職を秀忠に譲り駿河國府中に隱居したる間の日記にして、慶長十六年八月に起り、元和元年十二月に止まる。當時の政治外交に關する重要な事件は勿論、其他宗教文學醫術等の事に至るまで、精細に之を記述せるを以て、江戸時代史研究に闕くべからざる根本史料なり。今史料編纂掛所藏の原本影寫本に據りて謄寫採收したり。

一、有斐錄 寛延の頃、池田侯の家人三村永忠の編纂に係る。藩主少將新太郎光政の嘉言善行、領内に關する法令等を蒐集したる者にして、備前藩史の研究には缺くべからざる書なり。今史料編纂掛所藏の寫本に據りて茲に收めたり。

一、松のさかへ 編者詳ならず。徳川家康を始め本多忠勝、黒田長政、井伊直孝、水戸光圀、白川樂翁、松平慶永等の嘉言善行法令訓誡を集めたるものにして、以て古名將古名君の事蹟の一斑を知るに

史籍雜纂第一

緒言

一、本冊には當代記、駿府記、有斐錄、松のさかへの四種を收めたり。

一、當代記 本書の記者は、伊勢龜山城主松平忠明なりとの説あれども、詳ならず。始めに天文弘治永祿年間の事を略記し、元龜元年より慶長二十年正月に至る四十六年間の事は、年序を逐ひて較詳細に記せり。書中當時の政治上に於ける裏面の事情を記述したる處多きが故に、駿府記と相待ちて、江戸初代史の表裏兩方面を研究すべき唯一の根本史料なり。今史料編纂掛所藏の原本に據りて謄寫採收したり。

一、駿府記 本書の記者も亦詳ならず。世に後藤庄三郎とも林道春

DS
203
S42
1911
V.2



史

籍

雜

纂

第二

PLEASE DO NOT REMOVE
CARDS OR SLIPS FROM THIS POCKET

UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY

DS
803
S48
1911
v.2

Shiseki zassan

East Asia

史籍纂要 第二卷

